練馬区勢概要

平成23年版
（2011年版）

練　馬　区

発刊にあたって

平成23年3月11日に東日本大震災が発生してから、半年が経過しました。地震や津波により、多くの人命が失われ、また、福島第一原子力発電所の事故により、今もなお多くの方々が故郷に帰ることがかなわない状況が続いております。改めて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さまにお見舞いを申し上げます。

大災害から区民の皆さまの生命と財産を守るためには、行政の力だけでなく、地域住民の皆さま同士の助けあいが重要であり、地域特性に応じた地域防災力の向上に取り組むことが必要です。こうしたことからも、地方分権を進め、地域住民の皆さまとともに、身近な地方政府である地方自治体が、自らの判断と責任の下に課題の解決に取り組むことが強く求められております。

区は、平成23年1月に「練馬区政推進基本条例」を施行いたしました。この条例は、これまで進めてきた情報公開条例や区民意見反映制度､区民との協働指針などの区民の区政への参加・参画や、区民との協働を推進するための仕組みを一層強化し、その実効性をさらに高めるために、自治体運営に関する基本的な事項を総合的・体系的に規定したものです。区では、この条例に基づいて、区民、区議会、執行機関が相互に連携・協力して区政を進め、区民の参加・参画と協働を推進することにより、豊かで自立した地域社会を目指し、「ともに築き　未来へつなぐ　人とみどりが輝くわがまち練馬」の実現に努めてまいりますので、今後とも区民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

この「練馬区勢概要」は、平成22年度を中心に、練馬区政の動向や区のあらましについて紹介しております。現在、区が進めている施策や直面する課題を、多くの皆さまにご理解いただくことを目的として作成いたしました。本書により、区の現況を概観し、将来を展望していただき、皆さまと手を携えて未来の練馬区を築いていくための一助となりますことを願っております。

結びに当たりまして、本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供していただくなど、多くのご協力をいただきましたことに、心より御礼申し上げます。

平成23年9月

練馬区長　**志村豊志郎**

凡　例

1　本書は、練馬区長期計画（平成22年度～26年度）に基づいて編集している。
2　本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を「区」と、「東京都」の名称を「都」と省略した。
3　グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略した。
4　本書は、平成22年または22年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対照のため掲載した。なお一部23年度の内容も掲載している。
5　統計表の基準時・期間は、つぎのとおりとする。
　「年　次」暦年間（1月～12月）
　「年　度」会計年度間（4月～翌年3月）
6　統計表中の符号の用途は、つぎのとおりとする。
　「－」皆無または該当数値なし
　「---」資料なし
　「０」単位未満
　「△」減
7　統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。従って、合計と内訳が一致しない場合もある。

目　次

練馬区この1年 ……1

練馬区のあらまし ……7

1 地勢 ……8
位置、面積／地形／地質／地名の由来／区の紋章／区の花と木

2 歴史 ……10
原始・古代／中世／近世／近代

3 人口 ……11
人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口密度／本籍人口／住民基本台帳

4 気象 ……18

序章　区政の推進と財政 ……21

1 区政の課題 ……22
(1) 社会の動向 ……22
社会経済状況／地球環境問題への対応／グローバル社会の進展／少子高齢化の進展／安全安心に対する意識の高まり／福祉のまちづくり・地域福祉の推進／成熟型社会への移行／地域コミュニティの活性化／地方分権改革の進展
(2) 区民の要望 ……24

2 区の基本構想・行政計画 ……25
(1) 基本構想 ……25
練馬区の将来像を考える区民懇談会／練馬区基本構想審議会／新たな基本構想の策定
(2) 長期計画（平成22年度～26年度） ……25
分野別の政策と重点事業／ねりま未来プロジェクト／計画を実現する仕組み

3 区政のしくみ ……30
(1) 議決機関―区議会 ……30
区議会のはたらき／本会議と委員会／平成22年～23年の区議会
(2) 執行機関―区長・行政委員会など ……34
区長と補助機関／行政委員会、行政委員
(3) 練馬区政推進基本条例の制定 ……40

4 財政 ……41
(1) 特別区財政制度の現状 ……41
都区財政調整制度／起債の発行／地方交付税／国庫支出金
(2) 平成23年度当初予算 ……41
当初予算編成に当たっての基本方針／一般会計／特別会計
(3) 平成21年度決算 ……50
一般会計／特別会計／財政指標

5 税・財産 ……53
(1) 区政を支える特別区税 ……53
特別区税
(2) 都税 ……54
(3) 国税 ……55
(4) 財産 ……55

第1章　次代を担う子どもの健やかな成長を支える～子ども分野～ ……57

1 子どもと子育て家庭を地域で支える ……58
(1) 地域で子育てを支える ……58
子ども家庭支援センター／区立保育園子育て支援事業／練馬こどもまつり／子ども手当などの支給／次世代育成支援行動計画
(2) 就学前の子どもの成長を支える ……60
保育所待機児の解消／多様な保育サービスの展開／私立保育園への助成の充実／保育園を補完する制度／学童クラブ室活用型子育て支援事業　にこにこ
(3) 学齢期の子どもの成長を支える ……62
学童クラブ／放課後児童等の広場（民間学童保育）事業／児童館（室）
(4) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する ……63
児童虐待防止／相談と指導／ひとり親家庭等の支援／ひとり親家庭等の福祉増進のために／母子生活支援施設

2 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める ……65
(1) 地域の特色を活かした教育を推進する ……65
教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会／広報活動／学校評議員／学校安全安心ボランティア事業／学校応援団推進事業
(2) 幼稚園教育を充実する ……65
幼稚園の現況
(3) 小中学校の教育内容を充実する ……66
人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために／教育指導の充実／確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために／特色ある学校づくりと家庭・地域との連携を図った教育を推進するために／総合教育センターの学校教育事業／小中一貫教育校の設置／特別支援教育／特別支援学級
(4) 教育環境を充実する ……70
施設の整備／小・中学校の現況／学校選択制度／就学援助／教材等の整備／区立学校の適正配置の推進
(5) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す ……72
校外授業／学校災害／学校給食の充実

3 青少年を健やかに育成する ……74
(1) 青少年の自主的な活動を支援する ……74
平成23年度青少年育成活動方針　重点目標／社会参加の促進／練馬区青少年委員／青少年リーダーの養成／成人の日のつどい／練馬子ども議会／青少年の活動の場／青少年表現活動の支援／青少年館
(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する ……76

家庭・地域社会の教育力の向上／学校との連携強化／練馬区青少年問題協議会／練馬区青少年対策連絡会／練馬区青少年育成地区委員会／環境浄化と非行防止の推進

第2章　高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野～ ……79

1 健康な暮らしを支える ……80

(1) 健康づくりを支援する ……80
健康都市練馬区宣言／乳幼児と親の健康づくり／保健の充実／成人の健康づくり／高齢者の健康づくり

(2) 健康づくりの条件整備を行う ……85
練馬区健康づくりサポーター育成事業／食育を推進する環境整備／受動喫煙防止推進事業

(3) 健康に関する危機管理を行う ……85
感染症対策

(4) 安全な衛生環境を確保する ……87
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／医療監視・指導／薬事衛生／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策

2 安心して医療を受けられる環境を整える ……89

(1) 地域における医療体制を確立する ……89
休日・夜間救急医療／難病患者支援／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療／日本大学医学部付属練馬光が丘病院／順天堂大学医学部附属練馬病院／看護職員フェア／災害時医療救護体制の構築

3 地域で福祉を支える ……92

(1) 地域福祉活動との協働を進める ……92
練馬区社会福祉協議会／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援／相談情報ひろば／地域福祉パワーアップカレッジねりま

(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する ……93
民生委員・児童委員

(3) 保健福祉サービスの利用を支援する ……93
権利擁護センターほっとサポートねりまの運営／苦情対応のための第三者機関の設置

(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める ……94
福祉のまちづくり総合計画の推進／やさしさ情報ねりまっぷ

4 高齢者の生活と社会参加を支援する ……95

(1) 高齢者の多様な社会参加を促進する ……95
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画／老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル事業助成／練馬区シルバー人材センター／高齢者就業・社会参加支援事業（アクティブシニア支援事業）／高齢者の生活ガイド／シニア　ナビ　ねりま／高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢者施設

(2) 特定高齢者等を支援する ……97
地域支援事業／いきがいデイサービス／三療サービス／ひとりぐらし高齢者に／高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業／高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業／高齢者緊急保護／車いす等の貸与事業

(3) 要支援・要介護高齢者を支援する ……98
介護保険制度／要支援・要介護認定／財源のしくみ／相談・苦情／保険給付／利用者負担の軽減／認定審査結果前に死亡した利用者への補助／保険者と被保険者／保険料／高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置／要介護高齢者の在宅支援サービス／認知症対策事業／施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）

(4) 高齢者の生活基盤づくりを支援する ……103
老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着型サービス／事業者状況／練馬区社会福祉事業団

(5) 地域で高齢者を支える ……104
高齢者の総合相談／高齢者地域支え合いネットワークの構築／高齢者見守り訪問事業

5 障害者が自立して生活できるよう支援する ……106

(1) 総合相談体制を構築する ……106
相談支援の充実／手帳の交付

(2) サービス提供体制を拡充する ……107
障害者自立支援法／障害者自立支援法による障害福祉サービス等／障害者自立支援法以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画の推進／福祉園／就労継続支援Ｂ型事業所／障害者地域活動支援センター／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）／知的障害者生活寮／障害者グループホーム／心身障害児（者）通所訓練事業助成事業／訓練は幼児から

(3) 障害者の就労を促進する ……110
練馬区障害者就労促進協会／就労移行支援事業所

(4) 障害者の社会生活を支援する ……111
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／喫茶コーナー運営事業／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／講習会・教室／福祉大会

6 生活の安定を図る ……113

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う ……113
生活保護／法外援護／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援給付／中国残留邦人等への地域生活支援／各種資金貸付制度などの運営／生活の安定と自立のために

第3章　にぎわいとやすらぎのあるまちを創る～区民生活と産業分野～ ……117

1 まちの地域力を高める ……118

(1) 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する ……118
協働による地域課題への取組／地域活動参加への支援

(2) 地域活動支える情報・機会・場の提供を行う ……118
地域活動情報の提供／活動と交流の場の充実／指定保養施設事業／指定葬儀場使用料助成制度

2 経済活動を活発にする ……121

(1) 練馬区の特徴的な産業を支援する ……121
練馬区を特徴づける産業への支援

(2) 中小企業の経営を支援する ……121
産業融資の実施／産業振興のための基盤整備／経営活動への支援／経営改善への支援／産業情報の収集および提供／起業・創業への支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する ……124
福利厚生事業への支援／勤労者への支援／雇用促進支援事業の実施／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営支援

(4) 消費者の自立を支援する ……125
消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営支援

(5) 都市農地を保全し都市農業を支援する ……126
農の豊かさを実感できるまちの実現を目指して／農業振興計画の推進と都市農地の保全／農業経営の安定化／農とのふれあいの推進

(6) 魅力的な商店街づくりを進める ……129
魅力的な商店街づくりをすすめるための支援

(7) まち歩き観光を推進する ……130
観光事業の推進／練馬まつり・照姫まつり・地区祭の支援

3 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする ……132

(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する ……132
美術展示事業／アトリウムミニコンサート／文化芸術振興支援事業／文化芸術振興策の推進／文化芸術資産活用事業／財団法人練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／美術館／生涯学習活動の支援／学習情報の提供・相談活動の推進／（仮称）ねりま区民大学の設置／生涯学習団体の育成／区民参加と交流の促進／学習の機会の充実／区民発出前講座／情報教育推進事業／学校施設の地域開放推進／総合教育センターの生涯学習事業／少年自然の家／他地域との交流の促進／公民館／石神井公園ふるさと文化館

(2) 読書活動を支援する ……139
図書館

(3) スポーツ活動を支援する ……142
スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／総合型地域スポーツクラブの育成／スポーツ施設の整備

(4) 文化財を保存・活用・継承する ……145
文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室

(5) 多様な文化・社会への理解を進める ……146
多文化共生と国際理解／海外の友好都市等との交流

4 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える …148

(1) 犯罪等に対する態勢を強化する ……148
練馬区民の安全と安心を推進する条例／練馬区安全・安心協議会／地域防犯防火連携組織／地域防犯防火活動実施団体登録制度／ねりま安全・安心パトロールネットワーク／防犯設備整備費補助制度／住宅防犯防火対策に対する支援／防犯ブザーの配布／「街かど安全10万人の目警戒」運動／ねりま安全・安心メール／安全・安心パトロールカー／街頭消火器の設置／空き地・空き家に対する指導など／消防団

(2) 自然災害に対する態勢を強化する ……149
災害対応力の向上／災害対策条例、地域防災計画／区民防災組織／防災訓練／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ／防災センター／防災施設の維持／飲料水の確保／消火用水・生活用水の確保／各種団体との協定

5 平和と人権を尊重する ……154

(1) 平和を尊ぶ心をはぐくむ ……154
平和推進事業

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める ……154
人権尊重の理解を深めるための啓発／男女共同参画に係る啓発の推進／男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業／配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進／男女共同参画センターの運営

6 区内の公共機関 ……158

(1) 警察 ……158

(2) 消防 ……158

第4章　環境と共生する快適なまちを形成する～環境とまちづくり分野～ ……161

1 みどり豊かなまちをつくる ……162

(1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる ……162
保護樹木・樹林、憩いの森、街かどの森／

みどりの保全と創出／進む公園の整備／公園管理事務所／練馬区水辺ふれあい計画／結婚出生苗木配布／生け垣化の推進／屋上緑化の推進／壁面緑化の推進／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出／公共施設の緑化
(2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる ……164
練馬みどりの葉っぴい基金／練馬みどりの機構／みどりの協定／緑化委員会・緑化協力員／花とみどりの相談所
2 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる ……165
(1) 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する ……165
練馬区環境基本条例／練馬区環境審議会／環境都市練馬区宣言／練馬区環境基本計画2011／練馬区地球温暖化対策地域推進計画／練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立／環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行／環境情報の提供事業／エコライフチェック事業／環境学習事業／地球温暖化対策設備設置補助制度／オール東京62市区町村共同事業
(2) まちづくりで環境に配慮する ……167
環境影響評価制度／自動車駐車場等の開発調整の手続き
(3) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む …167
区の事務事業における環境配慮の着実な推進
(4) ごみの発生を抑制する ……168
普及啓発の推進／生ごみの発生抑制／リサイクルセンター／再使用の促進／ごみの発生抑制の計画的推進
(5) リサイクルを進める ……169
庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効率的な資源回収システムの構築
(6) ごみの適正処理を進める ……171
ごみ排出ルールの確立／ごみの収集・運搬事業の推進
3 良好な地域環境をつくる ……173
(1) 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する ……173
低公害車の導入／大気汚染／公害に関する苦情および陳情の処理事務／アスベスト飛散防止／事業所の立入検査／有害化学物質汚染対策の充実／水質汚濁
(2) まちの美化を進める ……177
あき地管理／カラス対策／ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行
4 地域特性に合ったまちづくりを進める ……179
(1) 区民・事業者とともにまちづくりを進める ……179
まちづくり条例の制定／区民・事業者・区の役割と協働によるまちづくり／練馬区まちづくり条例に基づく開発調整／建築紛争の予防・調整／宅地などの開発指導／建築協定／都市整備公社
(2) 土地利用を計画的に誘導する ……180
都市計画マスタープランの運用／全体構想／地域別指針／地域地区制度／東京都風致地区条例に基づく事務／建築物の規制と誘導
(3) 調和のとれた都市景観を形成する ……182
都市景観の形成／景観形成のルールの整備／景観まちづくりの推進／景観整備機構
5 災害に強く生活しやすいまちをつくる ……183
(1) 良好な市街地を形成する ……183
まちづくり計画の策定／沿道地区計画／補助230号線沿道地域のまちづくり事業／地区計画制度によるまちづくり／土地区画整理事業の推進
(2) まちの拠点機能を向上させる ……185
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／大泉学園駅周辺整備／生活拠点の整備
(3) 災害に強いまちをつくる ……187
防災まちづくりの推進／密集住宅市街地整備促進事業／狭あい道路拡幅整備事業／練馬区震災復興マニュアル／河川の改修／雨水流出抑制施設の整備／練馬区耐震改修促進計画および耐震改修に係る支援事業
(4) だれもが利用しやすいまちをつくる ……188
練馬区福祉のまちづくり推進条例によるバリアフリー整備の推進／鉄道駅のバリアフリー化
(5) 上・下水道の整備 ……189
上水道／下水道
6 良好な交通環境をつくる ……190
(1) 公共交通を充実する ……190
都営大江戸線／西武池袋線／西武新宿線／東武東上線／地下鉄有楽町線・副都心線／エイトライナー／バス交通／区内交通の現状と都市交通マスタープラン
(2) 道路交通ネットワークを整備する ……193
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況／東京外かく環状道路／生活幹線道路の整備／生活道路
(3) 快適な道路環境を整備する ……194
快適なみちづくり／放置自転車に対する取組／自転車の快適な利用のために／駅周辺の自転車等乗り入れ状況／交通安全啓発／交通安全計画／私道整備助成制度／排水設備工事の助成／水路／橋りょう／区民交通傷害保険／自動車駐車施設の整備
7 安心して生活できる住まいづくりを進める ……199
(1) 公共賃貸住宅を管理・運用する ……199
区が管理する住宅／他の公共住宅
(2) 良質な住まいづくりを支援する ……199
第3次練馬区住宅マスタープラン／住宅の状況／「ねりまマンション“未来塾”」セ

ミナーと「分譲マンション管理・運営無料相談」事業／住宅修築資金の融資あっせん／住宅改修支援事業／住宅施策ガイドの作成／長期優良住宅の認定／優良宅地、優良住宅の認定審査
(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する ……200
高齢者優良居室提供事業／高齢者集合住宅（シルバーピア）／区立高齢者集合住宅／他の高齢者向け公共住宅

第5章　未来を拓く区政経営を進める〜行政運営分野〜 ……203

1 持続可能な区政経営を行う ……204
(1) 参加と連携による開かれた行政を進める …204
主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活動／区民相談／参政の促進／参議院議員選挙／統一地方選挙／明るい選挙のために
(2) 健全な財政運営を行う ……211
公有財産等の活用と管理／土地開発公社／地価公示
(3) 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う ……212
特別区制度改革／地方分権の推進／行政評価の定着／行政改革の推進／職員の能力向上を図る／職員報の発行／施設の適切な管理・活用／ＩＴ活用による事務の効率化と区民サービスの充実
(4) 区税負担の公平性を確保する ……216
適正な賦課／確実な収納事務
(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する ……217
出張所のサービス向上と事務の効率化／区民事務所・出張所職員一人当たりの届出事務処理件数／自動交付機による証明書発行サービス／住居表示
(6) 医療保険等制度運営を行う ……218
国民健康保険の役割と運営主体／加入状況／保険給付の概要／医療費／保険料／財政状況／安定した事業運営のために／保健事業／国民年金事業の運営／年金加入状況／保険料／年金等の給付／後期高齢者医療制度／練馬年金事務所

資料編 ……227

区内の指定・登録文化財 ……228
練馬区の年表 ……230
施設一覧 ……244

練馬区この1年

平成22年4月～平成23年3月

リニューアルオープンした牧野記念庭園

平成22年 4月

1日　光が丘地区で統合新校4校が開校　　写真❶

◎光が丘地区の小学校8校の統合・再編により、統合新校4校が開校し、6日には各校で開校式が開催された。

1日　練馬区立美術館の館長に若林覚氏が就任

◎サントリー美術館の副館長、支配人などを務めていた若林覚氏を、23区で初めて学芸員資格のある管理職級職員として任期付きで採用した。

5月

1日　大泉子ども家庭支援センター・大泉障害者地域生活支援センターさくらを開設　　写真❷

◎区内5か所目の子ども家庭支援センターとして、区内4か所目の障害者地域生活支援センターとしてそれぞれ開設した。

25日　練馬区地球温暖化対策地域協議会が設立

◎区内の温室効果ガス排出量の抑制を目的として、区民、事業者、区および関係機関が一体となり設立された。

6月

1日　公金5種類がモバイルレジで納付可能に

◎携帯電話から税や保険料が納付できるモバイルレジを4月から順次開始し、6月から住民税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の5種類が納付可能になった。

1日　禁煙支援薬局事業を開始　　写真❸

◎練馬区薬剤師会と協働で、区内の協力薬局を禁煙支援薬局と位置づけ、禁煙の相談に加えて禁煙補助剤の一部助成を行う練馬区禁煙支援薬局事業を開始した。

17日　第62代議長に西山きよたか氏、第64代副議長に内田ひろのり氏が就任

◎第二回区議会定例会で、西山きよたか議員が議長に、内田ひろのり議員が副議長にそれぞれ選出された。

❶ ❷
❸

7月

11日　参議院議員選挙実施

21日～22日　30周年を迎えた地区区民館合同ドッジボール大会を開催　写真❹

◎光が丘体育館で開催された今大会では、大会が30周年を迎えるとあって、参加する児童たちの思い出に残したいと、区職員の有志が練馬のキャラクターなどの着ぐるみを着用して児童と対戦した。

8月

1日　牧野記念庭園がリニューアルオープンし、開園記念特別展を開催　写真❺

◎開園から50年を機に行っていた記念館等の改修工事を終え、リニューアルオープン。開園式典や開園記念特別展「牧野富太郎の植物画コレクション」を開催した。

1日　高齢者と子育て世帯向けに電動アシスト自転車購入費用を助成

◎高齢者の活動範囲を広げるため、また、幼児の送迎などに自転車を使う子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、高齢者と子育て世帯向けに電動アシスト自転車購入費用の助成を開始し、23年1月まで実施した。

20日　西東京市と災害時相互応援協定を締結

◎震災時に同時被災することが想定される隣接する自治体と避難所を相互に融通し合うことを中心に防災体制の強化を図るため、隣接する自治体として初めて西東京市と締結。8月27日には和光市とも協定締結を行った。

28日～29日　区民の視点から「事務事業見直し」を公開で実施　写真❻

◎多様化する区民要望に適切に対応していくこと等を目的に、公募区民や学識経験者で構成する外部評価者と区職員が、20項目37事業について議論し、事業ごとに5つの区分で評価した。

9月

7日　区民事務所等に運転免許証の判別ソフトを導入

◎偽造運転免許証を提示し本人になりすまして、住民基本台帳カード等を不正に取得する虚偽の申請が都内等で相次いだため、住民基本台帳カード申請時の本人確認を強化するとともに、運転免許証の判別ソフトを導入した。

❹ ❺
❻

14日　みどりのカーテンで収穫したヘチマを配布
写真❼

◎環境負荷低減への取組をPRすることを目的に、本庁舎壁面に設置しているみどりのカーテンで収穫したヘチマの実約250本を区民に配布した。10月7日にも2回目を実施し、約250本を配布した。

◆「練馬区商工業振興計画（平成23〜26年度）」を策定

10月

1日　国勢調査実施

27日〜11月9日　「国民読書年記念事業」を各図書館で開催

◎国民読書年に合わせて本の魅力をアピールしようと、各図書館で練馬ゆかりの本の展示などを行ったほか、松本零士氏を迎え「朗読会〜本は知識の羅針盤〜」を開催した。

◆「第3次練馬区住宅マスタープラン（平成23〜32年度）」を策定

11月

1日　練馬区資源循環センターを開設

◎区の資源循環施策の拠点としての役割と区民や事業者への普及啓発施設としての役割を担って開設した。シンボルとして練馬で誕生したアニメ「銀河鉄道999」をモチーフにしたイラストボードが掲げられた。

21日　地域共同復興啓発イベントを開催　**写真❽**

◎災害復興時の情報発信の拠点などに有効な竹で作る家「バンブーハウス」を、首都大学東京の学生とともに地域住民自らが作成した。

24日　下仁田町と災害時物資等支援協定を締結

◎関越道等で結ばれて初期段階から災害対策活動が期待できる下仁田町と災害時物資等支援協定を締結した。

12月

16日　「練馬区政推進基本条例」を制定（23年1月1日施行）

19日　石神井公園ふるさと文化館イベントで放鷹実演
写真❾

◎石神井公園ふるさと文化館で開催された特別展「御・鷹・場ー徳川将軍家の鷹狩ー」の関連イベントとして、区立池淵史跡公園でオオタカなどによる飛翔実演が行われた。

◆「練馬区環境基本計画2011」を策定

❼ ❽
❾

平成23年 1月

6日　前橋市と災害時相互応援協定を締結

◎関越道で結ばれて初期段階から災害対策活動が期待できる前橋市と職員相互派遣を含む災害時相互応援協定を締結した。

23日　西武池袋線江古田駅駅舎完成記念式典を開催　写真⑩

◎西武池袋線江古田駅では、バリアフリー化、ソーラーパネルの設置や屋上・壁面の緑化など、環境に配慮した駅舎の完成を受けて、記念式典を開催した。

24日　狂言師の野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任　写真⑪

◎人間国宝であり、練馬区名誉区民でもある狂言師の野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任した。

25日　子宮頸がん予防ワクチンの全額助成を開始

◎中学3年生女子を対象として子宮頸がん予防ワクチン接種費用の全額助成を開始した。

2月

14日　日本銀行石神井運動場を公園用地として取得

◎都立石神井公園の北側にある日本銀行石神井運動場を区立公園として整備するため、日本銀行と用地等の売買契約を締結した。平成26年春に区立公園として開園を目指す。

◆「練馬区農業振興計画（平成23～32年度）」を策定

3月

7日　区の公式アニメキャラクター発表　写真⑫

◎2月に区のアニメキャラクター選定のアンケート投票と名前を募集し、投票を基に選考した結果、「練馬大根」と区名の「馬」をイメージしたキャラクター「ねり丸」を区の公式アニメキャラクターに決定した。

11日　東日本大震災発生

（関連記事はつぎのページに）

◆「第3次練馬区男女共同参画計画（平成23～27年度）」「練馬区文化芸術振興計画（平成23～26年度）」「練馬区福祉のまちづくり総合計画（平成23～27年度）」「練馬区地域福祉計画（平成23～26年度）」「練馬区健康づくり総合計画（平成23～26年度）」「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23～32年度）」「練馬区自転車利用総合計画（平成23～32年度）」「練馬区生涯学習推進計画（平成23～26年度）」を策定

⑩ ⑪
⑫

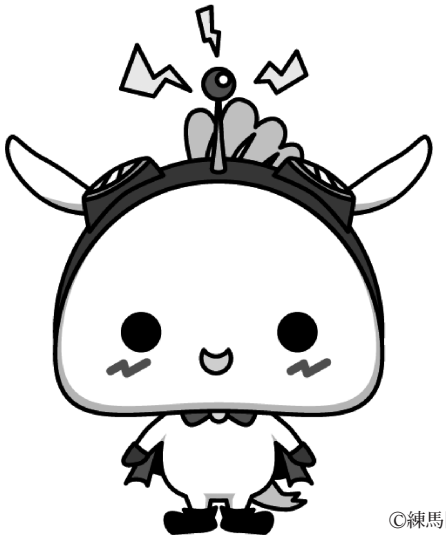

ねり丸（まる）
NERIMARU

©練馬区

≪区の震災関連対応≫

11日　14時46分、東日本大震災が発生。区役所震度計で震度5弱を観測し、区災害対策本部を設置　**写真⓭**

◎東日本大震災により、区内各駅周辺の26小中学校を避難所として開設し、帰宅困難者など避難者約870名を受け入れた。区内の被害状況（3月28日現在）は、家屋の一部破壊226件、塀の破損81件、その他46件であった。

13日　福島県塙町に救援物資を提供　**写真⓮**

◎災害時相互応援協定に基づき、福島県塙町に防災課職員3名を派遣し災害用仮設トイレを提供したほか、20日には、非常食、マスクなどの救援物資を送った。

14日　義援金受付開始

14日～21日　区立施設の利用を中止し、催しを中止や延期に

◎大きな余震の可能性や、区内でも一部地域の計画停電が予定される深刻な電力不足の状況を踏まえ、図書館や体育館、地区区民館、地域集会所など一部の区立施設の利用や催しを中止とした。また、31日まで、開催予定の事業の多くが中止となったほか、利用自粛を呼びかけた。

18日　東日本大震災対策担当課を設置

◎危機管理室に東日本大震災対策担当課（その後、震災対策担当課に）を設置したほか、電話による区民対応のため、臨時コールセンターを開設した

22日　被災地への救援物資の受付を開始　**写真⓯**

◎区民や団体に協力を呼びかけ、旧光が丘第二小学校体育館で、赤ちゃん用品、高齢者用品、飲食料や生活用品などの救援物資の受付を開始した。

22日　避難者を対象にした生活相談窓口を設置

◎区役所内に総合窓口を開設し、避難者から医療や健康保険、年金などについて相談に応じた。

24日　乳児のいる家庭への飲料水配布開始

◎都水道局から水道水の放射能測定結果についての通知を受け、区役所アトリウム、区民事務所などで、1歳未満の乳児のいる家庭に都から提供を受けた飲料水入りペットボトルを配付した。

25日　避難者受入れ施設の開設

◎震災に伴う避難者の受入れを、旧光が丘第二小学校で開始した。また26日から給食センターで調理した食事を提供した。

⓭ ⓮
⓯

練馬区のあらまし

1　地勢 …… 8
2　歴史 …… 10
3　人口 …… 11
4　気象 …… 18

立野公園　桃花源

1 地　勢

23区の位置と面積（単位：㎢）
23区の総面積　621.98㎢

平成22年4月1日現在

注：23区の総面積は、荒川河口部の1.15㎢および中央防波堤埋立地3.65㎢を含む。
資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）

●位置、面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経139度33分48秒～139度40分48秒、北緯35度42分41秒～35度46分41秒に位置している。

なお、練馬区役所の位置は、東経139度39分8秒、北緯35度44分11秒である。

一方、練馬区の面積は48.16km²で東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形である。東京都の総面積2187.65km²に対し、練馬区はその約2.2%、23区の総面積621.98km²に対し約7.7%に当たり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

●地　形

練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形をしている。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海抜54.03m、羽沢三丁目（開進第四中学校内）では海抜26.04mとなり、平均すると、30～50m程度の起伏の少ない台地状となっている（資料：東京都土木技術支援・人材育成センター　平成22年水準基標測量成果表）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地　質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫（されき）層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と

町　名　図

小石の累層があって、水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖（がけ）の下などに露出して湧水（ゆうすい）となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：昭和44 年練馬区地下水調査報告書）。

●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、○関東ローム層の赤土を黏（ねば）ったところを「黏場（ねりば）」といった、○石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼（ねぬま）」が多かった、○奈良時代、武蔵国に「乗潴（のりぬま）」という宿駅があった、○中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった、などの諸説があり、定説はない。

●区の紋章

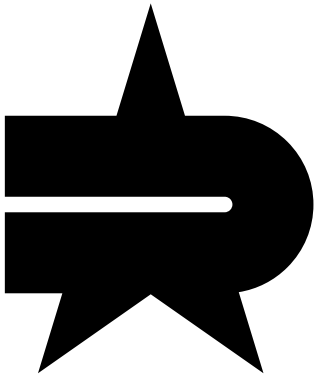

練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。

この紋章は、ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせ、図案化したものである。

●区の花と木

区の花　ツツジ

区の木　コブシ

美しい花と豊かなみどりの、住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花には「ツツジ」、木には「コブシ」を選定した。

2 歴　史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約1万5千年前の先土器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域、また三宝寺池や富士見池の周辺などから先土器時代の遺跡が発見されている。

先土器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、中新井川流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住し、稲作を行っていたことが考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、小さな竪穴住居の集落が点在していた当時の練馬の様子を語っている。

大化の改新（645年）後、律令制が整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は今の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は草原と雑木林の続く広大な原野だったと推測されている。

●中　世

平安時代末期、律令制度が乱れ、全国各地で荘園が生まれ、それを基盤とする武士団が誕生した。

武蔵国豊島郡においては、豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに豊島氏の領主的支配の手が、石神井川流域を西にさかのぼり、練馬の地域に進出したのは鎌倉時代と伝えられている。室町期頃までには、板橋城、練馬城（豊島園内）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは必ず豊かな水源地であった。またこの時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったと想像されている。鎌倉・室町期には、こうした城をめぐる攻防が頻繁に起きていた。石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いもその一つである。

この戦いで、約200年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。その後、後北条氏の支配へと移り変わった。

●近　世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が天領に、一部が旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄のために農地のほとんどが畑で、面積も限られていたため、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い練馬は、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、関東ロームといわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近　代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地において生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城によって、旧幕府は新政府の手によって握られ、新政府は同年7月17日、江戸を東京と改称した。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、11年（1878年）には、郡区町村編制法で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として、重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。

練馬の人口は明治7年（1874年）に約1万2千人、50年後の大正14年（1925年）には約3万人とゆるやかな増加ぶりであった。

しかし、大正12年（1923年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和7年（1932年）、東京市が35区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和21年9月、第1次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和22年3月15日、それまでの東京35区制は22区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和22年8月1日、練馬区は板橋区から独立し、23番目の特別区となった。

※独立後の年表は、230ページ参照。

3 人口

練馬区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると平成23年1月1日現在693,368人、333,414世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約84万人に次いで2番目となっている。

一方、練馬区における外国人登録数を見ると、23年1月1日現在13,912人で区の総人口に占める割合は、約2%となっている。

●人口の推移

練馬区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2～3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数－死亡数）人口も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで逓増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

国勢調査による人口・世帯数の推移

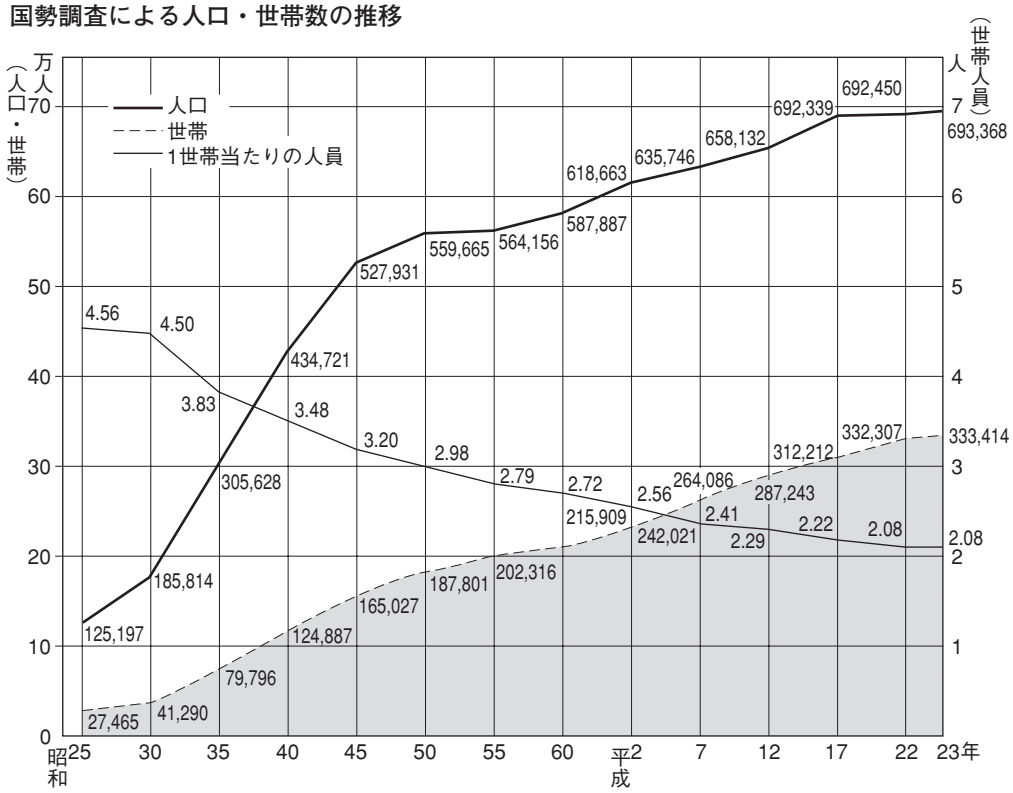

注：平成22年および23年は1月1日現在の住民基本台帳の数値である。
資料：国勢調査結果報告

各年中の人口動態　　各年1月～12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成18	4,993	3,577	23,784	20,207	△54	1,228	5,801	4,573	242
19	5,944	4,021	24,500	20,479	△40	1,078	5,972	4,894	885
20	5,748	3,350	23,005	19,655	481	1,064	5,990	4,926	853
21	3,527	1,466	22,174	20,708	525	1,129	6,020	4,891	407
22	831	317	20,702	20,385	△375	869	6,135	5,266	20

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。
資料：人口の動き（都総務局統計部）

外国人登録人口　平成23年1月1日

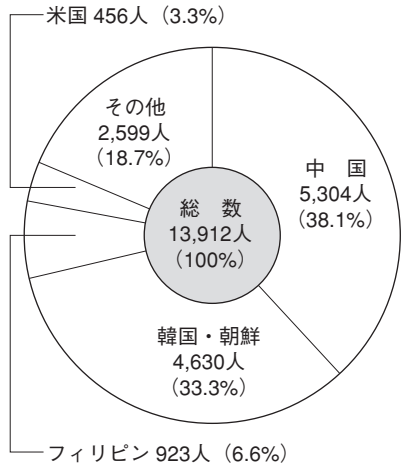

世帯数と人口の推移

各年1月1日現在

年　次	世帯数	総人口	住民基本台帳等人口			外国人登録数			対前年比増加人口	
			総　数	男	女	総　数	男	女	実　数	率
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人	%
昭和22年	**24,399**	**111,792**	**111,792**	**58,322**	**53,470**	—	—	—	—	—
昭和30年	**42,629**	**174,795**	**173,950**	**88,410**	**85,540**	**845**	—	—	**(11,720)**	**(7.19)**
31	47,271	188,343	187,413	95,203	92,210	930	—	—	13,548	7.75
32	56,127	210,642	209,527	107,732	101,795	1,115	—	—	22,299	11.84
33	62,625	233,007	231,743	119,061	112,682	1,264	—	—	22,365	10.62
34	70,246	260,375	258,998	132,663	126,335	1,377	—	—	27,368	11.75
35	78,171	286,437	284,849	146,187	138,662	1,588	—	—	26,062	10.01
36	87,447	311,410	309,625	158,538	151,087	1,785	—	—	24,973	8.72
37	96,257	333,662	331,753	169,816	161,937	1,909	—	—	22,252	7.15
38	103,864	355,830	353,677	180,531	173,146	2,153	—	—	22,168	6.64
39	115,770	383,997	381,794	194,554	187,240	2,203	—	—	28,167	7.92
昭和40年	**125,086**	**407,033**	**404,629**	**206,180**	**198,449**	**2,404**	—	—	**23,036**	**6.00**
41	136,750	435,043	432,429	221,139	211,290	2,614	—	—	28,010	6.88
42	146,038	454,833	452,100	231,442	220,658	2,733	—	—	19,790	4.55
43	156,452	479,795	476,908	244,304	232,604	2,887	1,600	1,287	24,962	5.49
44	164,732	499,606	496,656	254,885	241,771	2,950	1,653	1,297	19,811	4.13
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834	2.97
46	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209	1.60
47	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350	1.60
48	187,852	536,542	533,273	273,536	259,737	3,269	1,824	1,445	5,543	1.04
49	192,063	544,625	541,418	277,318	264,100	3,207	1,794	1,413	8,083	1.51
昭和50年	**194,579**	**548,235**	**544,961**	**278,366**	**266,595**	**3,274**	**1,808**	**1,466**	**3,610**	**0.66**
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912	0.90
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△213	△0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△990	△0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△533	△0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△348	△0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
昭和60年	**220,105**	**578,920**	**574,885**	**291,388**	**283,497**	**4,035**	**2,131**	**1,904**	**9,161**	**1.61**
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成2年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
平成7年	**264,547**	**634,785**	**624,754**	**313,408**	**311,346**	**10,031**	**5,046**	**4,985**	**2,307**	**0.36**
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
平成17年	**310,889**	**684,365**	**672,251**	**334,398**	**337,853**	**12,114**	**5,492**	**6,622**	**4,502**	**0.66**
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	**333,414**	**707,280**	**693,368**	**342,158**	**351,210**	**13,912**	**6,035**	**7,877**	**831**	**0.12**

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。
②昭和30年～42年の「世帯数」と「住民基本台帳等人口」は、住民登録による数値であり、43年以降は、住民基本台帳による数値である。どちらも外国人を含まない。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）、「練馬区の世帯と人口」（区民部戸籍住民課）

●人口構成

住民基本台帳による平成23年1月1日現在の人口構成はつぎのとおりである。

1 男女別構成

男性342,158人（49.3%）、女性351,210人（50.7%）で前年と比較すると男性は354人減少し、女性は1,272人増加している。人口性比（女性100人に対する男性の数）は97.4で23区平均の97.8よりも低くなっている。

2 年齢構成

年齢構成では30歳代が115,716人（16.7%）と最も多く、次いで40歳代109,124人（15.7%）、20歳代89,943人（13.0%）、60歳代81,483人（11.8%）の順になっている。

23区全体では、30歳代が17.9%と最も多く、次いで40歳代15.4%、20歳代13.1%、60歳代12.8%の順になっている。

年齢3区分別人口構成では、年少人口（0～14歳）が88,490人（12.8%）で、前年より43人の増、生産年齢人口（15～64歳）は468,465人（67.6%）で204人の減、老年人口（65歳以上）は、136,413人（19.7%）で1,079人の増となっている。また、平均年齢は43.07歳で前年に比べ0.25歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による平成23年1月1日現在の世帯数は333,414世帯である。一世帯当たりの人員数は2.08人で23区平均1.92人と比べて0.16人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による平成23年1月1日現在の人口密度は14,397人／km²であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的な手続きを必要とするため国の事務とされてきたが、平成12年4月1日から、区市町村による法定受託事務とされた。

23年4月1日現在、本籍数217,750戸、本籍人口548,342人で、前年同期に比べ2,296戸の増、3,255人の増となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、13年1月1日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15年6月から来庁者の本人確認を実施している。20年5月1日から、この本人確認は戸籍法に規定される制度となった。

町丁別人口密度

平成23年1月1日現在

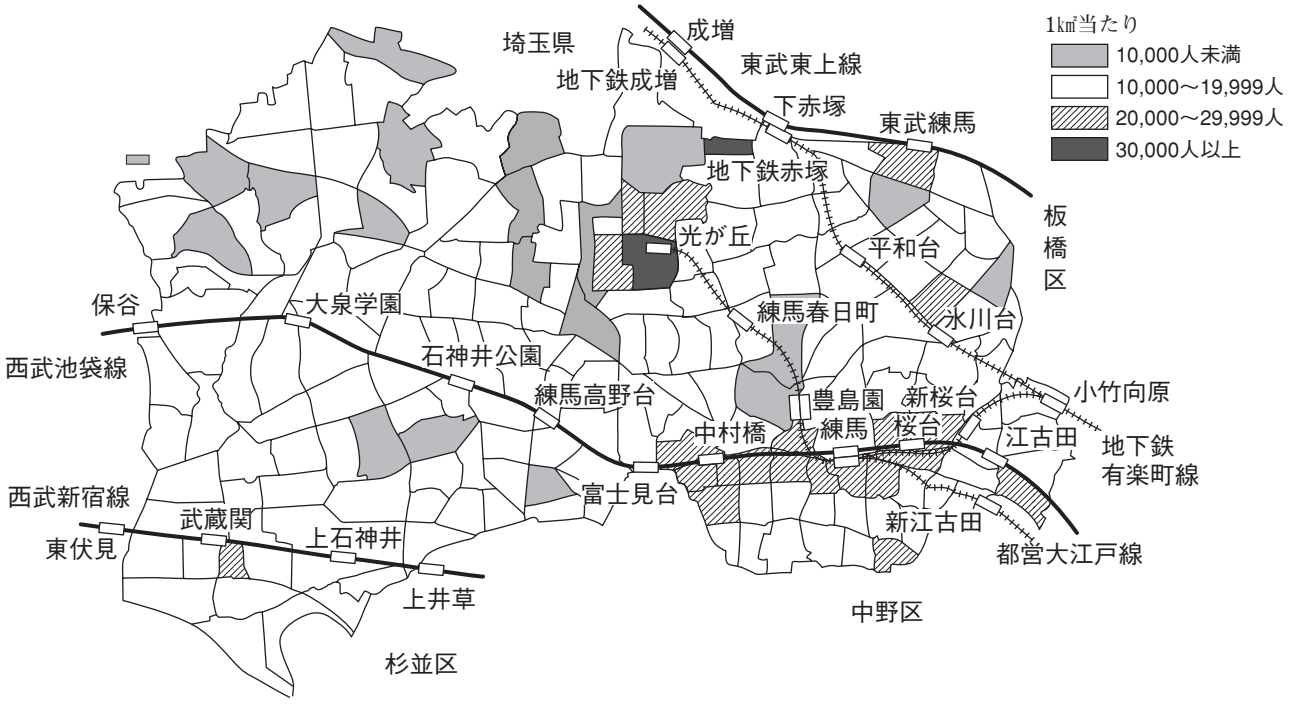

戸籍の届出件数　　平成22年度

届出別	件数（件）
出生届	7,965
死亡届	6,367
婚姻届	8,038
離婚届	2,070
転籍届	3,866
その他の届	4,364

●住民基本台帳

住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。そして、区では選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

住民基本台帳事務の取扱件数　　平成22年度

届出別	件数（件）
転入届	31,731
転出届	30,344
転居届	14,877
世帯変更届	3,018

住民基本台帳年齢別人口

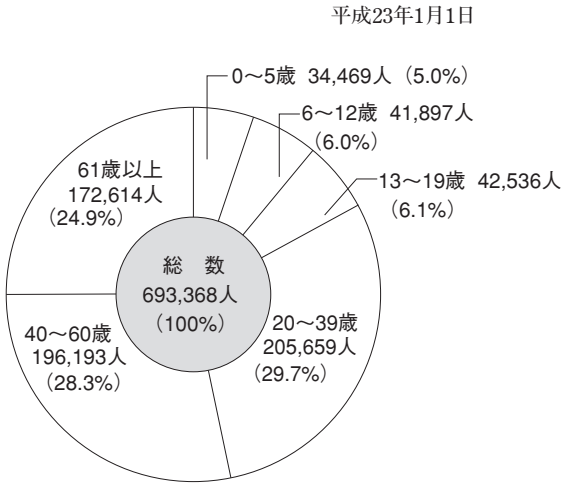

住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成13年・平成23年比較）

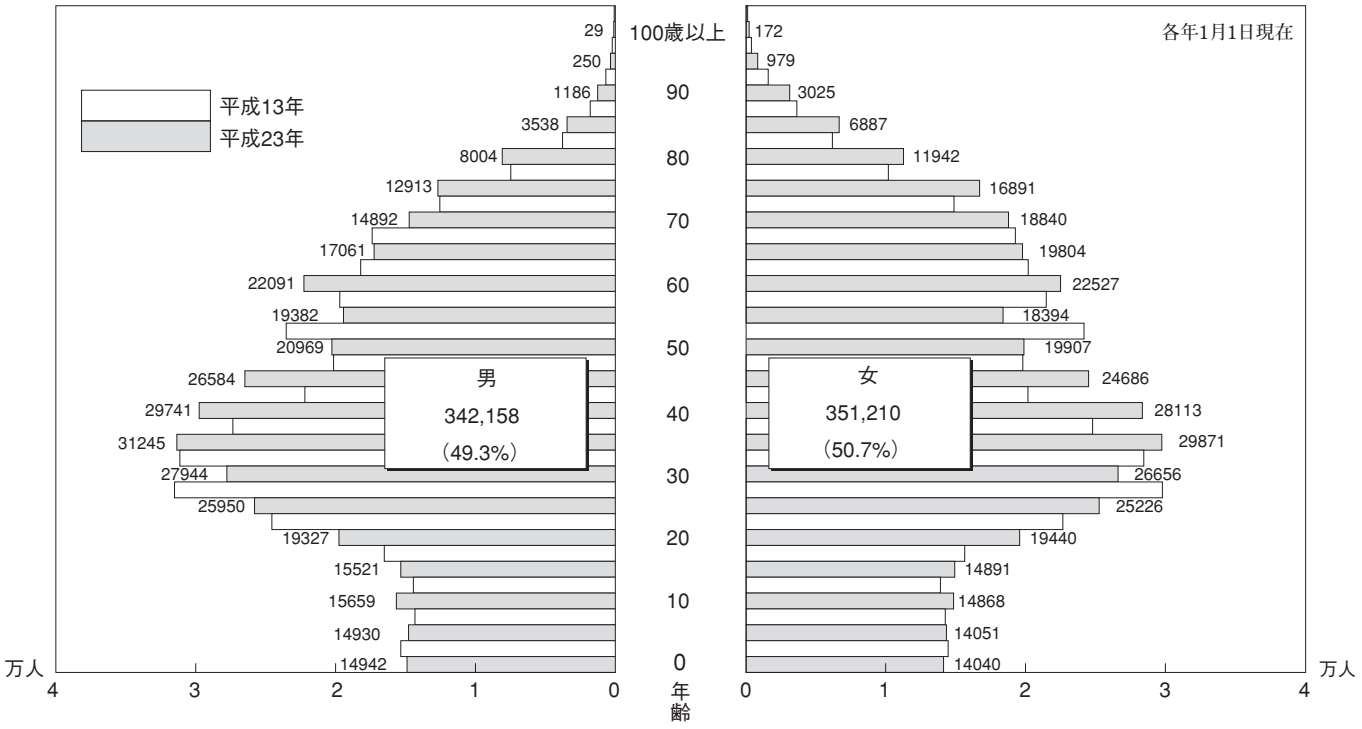

注：実数は平成23年の人口数である。なお、平成13年の人口数は省略した。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

年齢3区分別人口構成の推移

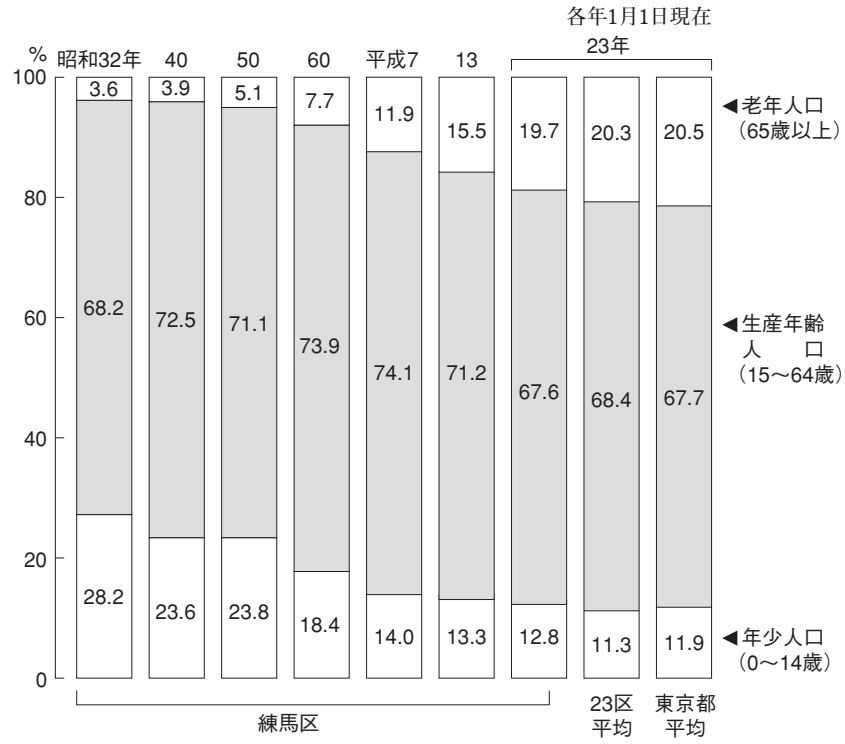

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

本籍人口と住民基本台帳人口の推移

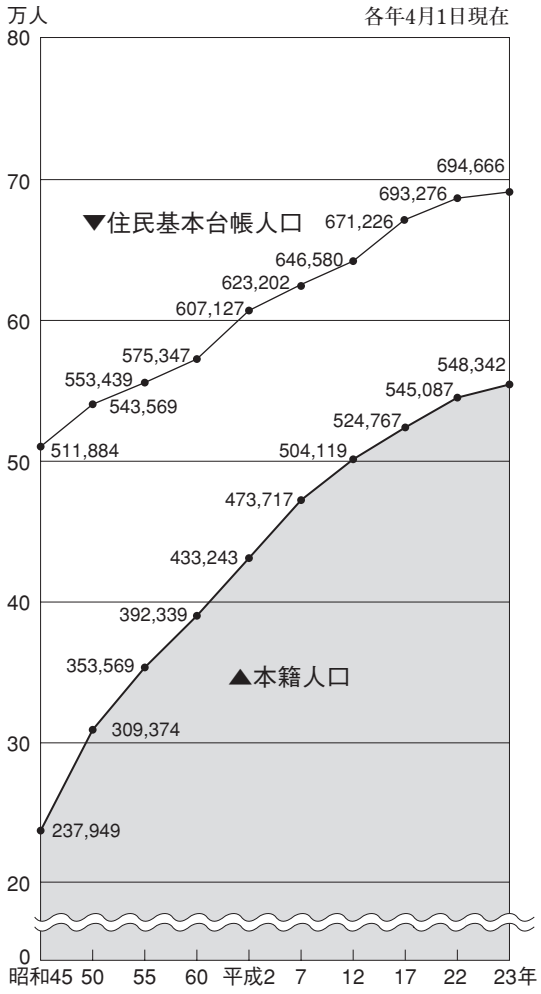

町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度

平成23年1月1日現在

町丁目	面積	世帯数	人口	人口密度	町丁目	面積	世帯数	人口	人口密度
	㎢	世帯	人	人／㎢		㎢	世帯	人	人／㎢
総計	**48.160**	**333,414**	**693,368**	**14,397**					
旭丘 1丁目	0.219	2,919	4,585	20,936	貫井 4丁目	0.267	2,052	4,187	15,682
2丁目	0.193	1,333	2,337	12,109	5丁目	0.146	1,296	2,261	15,486
小竹町 1丁目	0.248	2,528	4,367	17,609	錦 1丁目	0.201	1,671	3,490	17,363
2丁目	0.270	1,998	3,506	12,985	2丁目	0.152	1,072	2,229	14,664
栄町	0.167	2,031	3,329	19,934	氷川台 1丁目	0.149	111	241	1,617
羽沢 1丁目	0.071	809	1,264	17,803	2丁目	0.161	1,086	2,287	14,205
2丁目	0.230	1,694	3,249	14,126	3丁目	0.232	2,294	4,617	19,901
3丁目	0.165	885	1,750	10,606	4丁目	0.241	2,433	5,039	20,909
豊玉上 1丁目	0.175	1,239	1,931	11,034	平和台 1丁目	0.198	1,527	3,286	16,596
2丁目	0.138	2,415	3,744	27,130	2丁目	0.158	1,301	2,713	17,171
豊玉中 1丁目	0.135	1,183	2,264	16,770	3丁目	0.200	1,739	3,980	19,900
2丁目	0.155	1,632	2,948	19,019	4丁目	0.170	1,118	2,469	14,524
3丁目	0.147	1,540	2,745	18,673	早宮 1丁目	0.329	2,779	5,929	18,021
4丁目	0.103	697	1,526	14,816	2丁目	0.311	1,826	3,852	12,386
豊玉南 1丁目	0.109	1,064	2,244	20,587	3丁目	0.295	2,094	4,615	15,644
2丁目	0.155	1,019	1,940	12,516	4丁目	0.253	1,775	4,109	16,241
3丁目	0.195	1,695	3,527	18,087	春日町 1丁目	0.395	1,832	3,941	9,977
豊玉北 1丁目	0.121	1,318	2,284	18,876	2丁目	0.306	2,063	4,533	14,814
2丁目	0.120	1,247	2,064	17,200	3丁目	0.245	1,932	4,026	16,433
3丁目	0.156	1,546	2,580	16,538	4丁目	0.307	1,995	4,325	14,088
4丁目	0.154	2,100	3,487	22,643	5丁目	0.261	1,932	4,193	16,065
5丁目	0.143	2,099	3,290	23,007	6丁目	0.247	1,465	3,284	13,296
6丁目	0.121	1,655	3,001	24,802	高松 1丁目	0.229	1,213	2,596	11,336
中村 1丁目	0.148	1,002	2,133	14,412	2丁目	0.208	1,017	2,334	11,221
2丁目	0.156	1,389	3,012	19,308	3丁目	0.218	1,131	2,979	13,665
3丁目	0.194	1,964	3,897	20,088	4丁目	0.229	1,301	3,189	13,926
中村南 1丁目	0.216	1,699	3,689	17,079	5丁目	0.236	1,041	2,239	9,487
2丁目	0.168	1,698	3,287	19,565	6丁目	0.264	1,174	2,694	10,205
3丁目	0.131	1,189	2,491	19,015	北町 1丁目	0.261	2,480	4,306	16,498
中村北 1丁目	0.122	1,833	3,339	27,369	2丁目	0.251	2,840	5,791	23,072
2丁目	0.125	1,311	2,504	20,032	3丁目	0.134	1,279	2,545	18,993
3丁目	0.080	1,150	1,913	23,913	4丁目	0.249	961	961	3,859
4丁目	0.122	1,484	2,655	21,762	5丁目	0.139	1,158	2,289	16,468
桜台 1丁目	0.206	2,772	4,640	22,524	6丁目	0.178	1,393	2,632	14,787
2丁目	0.244	2,365	4,351	17,832	7丁目	0.210	1,421	2,854	13,590
3丁目	0.286	2,306	4,685	16,381	8丁目	0.215	1,945	3,606	16,772
4丁目	0.151	1,778	3,083	20,417	田柄 1丁目	0.275	2,172	4,861	17,676
5丁目	0.241	1,870	3,707	15,382	2丁目	0.400	3,234	6,774	16,935
6丁目	0.259	1,624	3,408	13,158	3丁目	0.319	2,373	6,088	19,085
練馬 1丁目	0.206	2,293	3,768	18,291	4丁目	0.415	2,636	6,387	15,390
2丁目	0.268	1,689	3,059	11,414	5丁目	0.255	1,629	3,924	15,388
3丁目	0.134	2,182	3,628	27,075	光が丘 1丁目	0.071	1,438	2,763	38,915
4丁目	0.187	1,973	3,713	19,856	2丁目	0.257	2,538	6,009	23,381
向山 1丁目	0.091	969	1,572	17,275	3丁目	0.288	3,735	9,066	31,479
2丁目	0.155	1,100	2,323	14,987	4丁目	0.610	0	0	0
3丁目	0.286	1,176	2,382	8,329	5丁目	0.164	1,540	3,565	21,738
4丁目	0.223	1,793	3,820	17,130	6丁目	0.078	470	1,151	14,756
貫井 1丁目	0.207	2,322	4,327	20,903	7丁目	0.206	2,433	5,973	28,995
2丁目	0.184	1,876	3,415	18,560	旭町 1丁目	0.246	1,768	4,169	16,947
3丁目	0.267	2,493	4,782	17,910	2丁目	0.296	2,370	4,460	15,068

平成23年1月1日現在

町　丁　目	面　積	世帯数	人　口	人口密度	町　丁　目	面　積	世帯数	人　口	人口密度
	㎢	世帯	人	人／㎢		㎢	世帯	人	人／㎢
旭　町　3丁目	0.229	1,983	3,868	16,891	下石神井3丁目	0.173	1,068	2,331	13,474
土支田　1丁目	0.244	1,371	3,318	13,598	4丁目	0.225	1,701	3,185	14,156
2丁目	0.293	924	2,189	7,471	5丁目	0.159	1,065	2,293	14,421
3丁目	0.312	1,496	3,665	11,747	6丁目	0.230	1,475	3,393	14,752
4丁目	0.334	1,290	3,149	9,428	立　野　町	0.358	2,176	4,788	13,374
富士見台1丁目	0.168	1,406	3,008	17,905	関町東　1丁目	0.223	1,811	3,543	15,888
2丁目	0.232	2,121	4,110	17,716	2丁目	0.096	847	1,435	14,948
3丁目	0.257	1,848	3,767	14,658	関町南　1丁目	0.173	1,159	2,345	13,555
4丁目	0.304	1,700	3,949	12,990	2丁目	0.278	2,045	4,151	14,932
南田中　1丁目	0.174	917	1,899	10,914	3丁目	0.272	1,478	3,055	11,232
2丁目	0.171	706	1,594	9,322	4丁目	0.327	2,921	6,453	19,734
3丁目	0.189	1,291	2,493	13,190	関町北　1丁目	0.142	1,633	3,191	22,472
4丁目	0.202	1,268	2,723	13,480	2丁目	0.206	2,186	4,001	19,422
5丁目	0.193	1,291	2,382	12,342	3丁目	0.362	1,945	3,952	10,917
高野台　1丁目	0.196	1,595	3,353	17,107	4丁目	0.353	1,969	4,040	11,445
2丁目	0.164	1,267	2,766	16,866	5丁目	0.283	2,168	5,380	19,011
3丁目	0.238	1,371	2,800	11,765	東大泉　1丁目	0.270	2,052	4,086	15,133
4丁目	0.144	980	2,258	15,681	2丁目	0.418	3,135	6,681	15,983
5丁目	0.183	1,138	2,449	13,383	3丁目	0.324	2,388	4,588	14,160
谷　原　1丁目	0.232	752	1,634	7,043	4丁目	0.224	1,392	2,567	11,460
2丁目	0.141	724	1,628	11,546	5丁目	0.351	1,926	3,792	10,803
3丁目	0.163	751	1,863	11,429	6丁目	0.443	3,013	6,070	13,702
4丁目	0.191	645	1,657	8,675	7丁目	0.403	2,776	6,237	15,476
5丁目	0.228	1,151	2,669	11,706	西　大　泉　町	0.002	6	13	6,500
6丁目	0.178	902	2,173	12,208	西大泉　1丁目	0.274	1,715	3,882	14,168
三原台　1丁目	0.238	1,790	4,037	16,962	2丁目	0.330	1,178	2,952	8,945
2丁目	0.156	808	1,973	12,647	3丁目	0.298	1,640	3,836	12,872
3丁目	0.235	1,414	3,401	14,472	4丁目	0.351	1,339	3,390	9,658
石神井町1丁目	0.237	1,692	3,151	13,295	5丁目	0.383	2,078	4,869	12,713
2丁目	0.276	2,177	4,378	15,862	6丁目	0.183	1,114	2,646	14,459
3丁目	0.163	1,506	2,557	15,687	南大泉　1丁目	0.333	1,969	4,694	14,096
4丁目	0.196	1,469	2,894	14,765	2丁目	0.281	1,743	4,371	15,555
5丁目	0.302	780	1,551	5,136	3丁目	0.338	1,966	4,388	12,982
6丁目	0.208	1,352	2,646	12,721	4丁目	0.366	2,792	6,138	16,770
7丁目	0.248	1,989	4,013	16,181	5丁目	0.363	2,120	4,803	13,231
8丁目	0.306	2,199	4,548	14,863	6丁目	0.121	788	1,889	15,612
石神井台1丁目	0.367	691	1,630	4,441	大泉町　1丁目	0.496	2,011	5,148	10,379
2丁目	0.314	1,948	4,491	14,303	2丁目	0.468	2,083	4,884	10,436
3丁目	0.312	2,482	5,347	17,138	3丁目	0.410	1,724	4,285	10,451
4丁目	0.285	2,079	4,442	15,586	4丁目	0.344	1,540	3,701	10,759
5丁目	0.261	1,661	3,881	14,870	5丁目	0.227	1,020	2,222	9,789
6丁目	0.224	1,199	2,862	12,777	6丁目	0.136	1,120	2,506	18,426
7丁目	0.225	1,793	3,500	15,556	大泉学園町1丁目	0.235	1,273	2,882	12,264
8丁目	0.257	1,583	3,701	14,401	2丁目	0.333	1,701	3,692	11,087
上石神井1丁目	0.340	2,934	5,110	15,029	3丁目	0.363	1,179	3,032	8,353
2丁目	0.309	2,016	3,853	12,469	4丁目	0.383	1,828	4,464	11,655
3丁目	0.345	2,294	4,630	13,420	5丁目	0.384	1,916	4,550	11,849
4丁目	0.354	2,293	4,252	12,011	6丁目	0.427	2,214	5,269	12,340
上石神井南町	0.177	973	2,050	11,582	7丁目	0.400	2,265	5,118	12,795
下石神井1丁目	0.166	1,191	2,566	15,458	8丁目	0.355	2,039	4,803	13,530
2丁目	0.214	1,419	3,125	14,603	9丁目	0.336	75	75	223

4 気　　象（平成22年1月～12月）

1月：前半は冬型の気圧配置が続き、晴れの日が多くなった。12日には日本の南にある前線の影響により東京（大手町）では初雪を観測した。中旬後半以降は冬型の気圧配置が長続きせず、代わって移動性の高気圧に覆われる日が多く、概ね晴れた。下旬には数日の周期で低気圧が通過し、伊豆諸島では天気の崩れる日があった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は少なくなった。

2月：月のはじめと中頃に寒気の影響で一時的に低温傾向となったが、上旬後半と下旬には南からの暖かい空気が流れ込んで気温が高くなり、気温の変動が大きい月となった。また、本州付近を通過した低気圧や前線の影響で、平年に比べて曇りや雨または雪の日が多く、東京では雪を観測した日数が10日に及び、26年ぶりの多さとなった。東京（大手町）の月平均気温は平年並、月間日照時間はかなり少なく、月降水量は多くなった。

3月：上旬は低気圧や前線が次々と通り天気がぐずつき、中旬以降もほぼ数日おきに低気圧が通過したことから、月間を通して低気圧や前線の影響を受け、曇りや雨の天気の日が多くなった。東京（大手町）月平均気温は、平年並となっているが、全般に気温の変動が大きく、特に中旬がかなり高かった一方で、下旬は寒気の影響で一転して低くなったことが特徴的である。月降水量は、平年より多くなり、月間日照時間は、平年より少なくなった。

4月：前線を伴った低気圧が次々と通過したため、曇りや雨の日が多くなった。東京（大手町）月平均気温は平年よりかなり低くなった。中旬の前半までは3月に続き、低気圧の通過に前後して気温の変動が大きくなった一方、14日頃からは4月としては強い寒気が断続的に流れ込み、気温の低い日が多くなったことが特徴的である。特に17日には寒気の影響の中、本州の南海上を低気圧が通過し、東京では41年ぶりとなる遅い雪の観測があった。月降水量は平年よりかなり多く、月間日照時間は、平年より少なくなった。

5月：上旬の3日から9日は高気圧に覆われ夏日となり東京の気温はかなり高く推移した。その後、11日から16日にかけて気温は上がらず、中旬の平均気温は平年よりかなり低くなった。下旬には短い周期で低気圧が通過し、23日から24日は関東の南海上を通過した低気圧の影響でまとまった雨となった。東京（大手町）の月平均気温は平年並、月降水量は平年並、月間日照時間は、平年より多くなった。

6月：月の前半は梅雨前線が日本の南に停滞し、本州付近は高気圧に覆われたため晴れの日が多くなった。月の後半は梅雨前線が本州付近に停滞し、前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が多くなった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月降水量は少なく、月間日照時間は平年並となった。

7月：都内は、月の前半は梅雨前線の影響により曇りや雨の日が多くなった。後半は太平洋高気圧の勢力が強まり晴れの日が多くなったが、月末には湿った気流の影響で大気の状態が不安定となり曇りや雨となった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月降水量は少なく、月間日照時間は、平年並となった。21日から24日にかけては4日連続で猛暑日となり、統計開始（1961年）以降、これまでの連続記録（1978年と1994年）に並ぶものとなった。

8月：都内は、全般的に太平洋高気圧に覆われる事が多く晴れの日が多くなったが、前半は、南から湿った空気が入りやすい状態となり、大気の状態が不安定となり変わりやすい天気となった。東京（大手町）の月平均気温はかなり高く、月降水量はかなり少なく、月間日照時間は、多くなった。15日から18日にかけては4日連続で猛暑日となり、7月に続き統計開始（1961年）以降、これまでの連続記録（1978年と1994年）に並んだ。

9月：都内では、下旬のはじめまで概ね南から高気圧に覆われて高温傾向となった。上旬の台風9号の接近と、中旬の低気圧通過に伴う悪天候が続いた。下旬半ばからは南岸近傍に前線が停滞し、一転して気温が降下するなど気象変化の著しい月となった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月降水量はかなり多く、月間日照時間はかなり多くなった。

10月：都内は、中旬頃までは概ね周期的変化が基調で、気温は高く推移したが、下旬は南岸の前線と低気圧、および月末に本州の南海上を通過した台風第14号などの影響により曇雨天が継続し、日照時間は寡少となり、気温も下がった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月降水量は多く、月間日照時間はかなり少なくなった。

11月：都内の天候は、移動性高気圧と低気圧が数日の間隔で通る周期変化が基調となった。伊豆諸島では南岸沖を通過する低気圧の影響などで日照時間が少ない期間もあったが、都心部では1日に関東南岸を通過した低気圧による大雨以外、移動性高気圧に覆われて晴れることが多く、冬型になっても一時的なもので、顕著な気象現象はなかった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月降水量は平年並み、月間日照時間は多くなった。

12月：都内の天候は、冬型の気圧配置が持続せず、天気は周期的に変化した。また、期間をとおして、気温は高く推移した。3日には発達した低気圧が日本海を北東進し、この低気圧から延びる前線が都内を通過した時に大雨による被害が発生した。21日から22日にも、本州南岸を通過した低気圧により都内各地で大雨とな

るなど、降水量の少ない時期にもかかわらず12月としてはまとまった雨となったため、月降水量は都内各地で平年値の4〜5倍となった。東京（大手町）の月平均気温はかなり高く、月降水量はかなり多く、月間日照時間は多くなった。
（調査：東京管区気象台）

気温・降水量（平成22年）

区分＼月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
月平均気温	(℃)	5.6	5.6	8.6	12.0	18.7	23.6	28.0	29.9	24.9	18.3	12.1	8.5	16.3
平年値	(℃)	4.5	5.1	8.2	13.9	18.4	21.7	25.2	26.9	23.0	17.2	11.7	6.9	15.2
月平均最高気温	(℃)	11.1	10.1	13.7	17.1	24.0	29.0	32.9	35.1	29.8	21.8	17.0	13.4	21.3
平年値	(℃)	9.2	9.7	12.8	18.7	23.2	25.6	29.2	31.1	26.6	21.3	16.1	11.7	19.6
月平均最低気温	(℃)	0.9	1.7	4.0	7.5	14.2	19.6	24.3	26.4	21.5	15.5	8.0	4.4	12.3
平年値	(℃)	0.4	1.0	4.0	9.3	14.1	18.2	21.8	23.6	19.9	13.7	7.9	2.8	11.4
月降水量	(mm)	10.0	113.5	149.5	212.0	123.0	128.5	150.0	32.5	389.0	175.5	105.5	158.5	1747.5
平年値	(mm)	42.6	60.5	121.3	122.6	122.5	165.4	178.9	177.0	220.4	156.0	91.5	32.0	1490.8

注：（1）観測地は、東京管区気象台練馬地域気象観測所（豊玉上1丁目武蔵高校内）。
（2）気温の観測は1 〜 24 時の毎正時に行う。平均気温はこれを平均したもの。項目の「平均」は、一日の平均気温、最高気温、最低気温をそれぞれ年または月で平均した数値である。
（3）項目の「平年値」は昭和54年 〜 平成12年の22 年間の観測値を平均した数値である。
調査：東京管区気象台

序章

区政の推進と財政

1　区政の課題 …… 22
2　区の基本構想・行政計画 …… 25
3　区政のしくみ …… 30
4　財政 …… 41
5　税・財産 …… 53

大根引っこ抜きに挑戦した区立北大泉幼稚園の園児たち

1　区政の課題

区は、昭和22年に板橋区から独立して以来64年の間、みどり豊かな住宅都市として発展を続けてきた。高度経済成長期の区立小中学校をはじめとする施設建設やグラントハイツ跡地開発による光が丘地区の整備など、人口の急増に対応するまちづくりの推進や、西武池袋線の連続立体交差化・複々線化等の交通基盤の整備、保育園・特別養護老人ホームの整備をはじめとした福祉の充実など、時代に即応した便利で安全な生活環境の整備を進めてきた。

地方分権時代を迎え、区は区民にもっとも身近な基礎自治体として、区民福祉のさらなる向上を図るため、時代の潮流や区民の意見・要望を的確に捉え、区民、町会・自治会、NPO、事業者等と協働して、区政の課題に取り組んでいく。

(1) 社会の動向

●社会経済状況

我が国の経済は、アメリカにおける金融不安に端を発した世界同時不況以降、失業率が高水準にあるなど予断を許さない状況にある。区の歳入は、平成20年度から21年度にかけて大幅な減収となり、景気が回復に向かうまで、ここ数年の間は非常に厳しい財政状況が予想される。こうした中で、区政の多様な課題に対応しつつ、区民生活を守り、向上させていくために、限られた財源を効果的・効率的に優先度の高い事業に配分する「選択と集中」を、より一層進め、持続可能な区政経営を行うことが求められている。

更に、23年3月11日に発生した東日本大震災は、津波や火災、原子力発電所の事故等により極めて甚大な被害をもたらした。また、発電所の運転停止に起因する電力供給能力の大幅な低下は、計画停電をはじめ、国民生活・経済活動に多大な影響を及ぼしている。加えて、今後本格化する被災地の復旧・復興に向けて、予算の組替えを含む国の政策の見直しの動きが見られるなど、区財政への影響も懸念される。

このように先行きが不透明な状況のなか、区では、区民の生命・安全の確保を第一に、被災地への支援、節電等の取組をさらに強化するとともに、変化する社会経済状況に即応した対策を講じていかなければならない。

●地球環境問題への対応

我が国は、平成21年9月に温室効果ガス排出量を32年までに2年比で25%削減という中期目標を示し、温室効果ガスの排出を大幅に削減しながら生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」の実現に向けた施策を展開している。

区は、温室効果ガス排出の6割以上を占める区民や事業者に対し、環境配慮の取組に対する支援を行うとともに、区自らも排出削減に取り組んでいる。

また、都市におけるみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収など、重要な役割を果たしている。区の緑被率は、18年度調査において、26.1%となっているものの、区内のみどりの約8割は民有地にあり、うち約2割は農地である。このため、相続などに伴い消失する可能性が極めて高い状況にある。そのため、区では、大規模公園や憩いの森の整備、公共施設の屋上や壁面緑化などに加え、民間みどりの保全・創出への支援などの取組を進めている。

今後、環境問題への対応を強化する観点からも、みどりの保全・創出をより一層積極的に進める分野横断的な取組が求められている。

一方、持続可能な社会実現をするうえで、一般廃棄物処理は極めて重要である。21年度の区民一人一日当たりの収集ごみ量は、551gであるが、32年度を目標年度とする一般廃棄物処理基本計画での目標値は、470gとなっている。一般廃棄物の発生を抑制することは、循環型社会の実現に不可欠なことであり、区民・事業者と協働して、新たなごみの減量施策やリサイクル施策を推進することが求められる。

●グローバル社会の進展

国境を越えた人、物、資金、情報の流通が進む「グローバル化」は、世界規模の企業再編だけでなく、各企業においても国際競争の激化に対応できる経営基盤の確立や、付加価値の高い技術革新・開発が求められるなど、経済面において様々な変化をもたらしている。また、アニメをはじめとした日本文化が海外で高い人気を保つなど、産業のグローバル化は社会・文化の面にも影響を与えている。

区には、わが国最大のアニメ産業集積がある。日本のアニメは国際的な評価が高く、コンテンツ産業の中でも成長が期待される産業の一つであることから、区内のアニメ産業集積を活かして国際競争力をもつ産業へと強化・育成し、地域経済全体の活性化を図ることが必要となっている。また、アニメをはじめ地域の文化を内外に発信していくことで、区の魅力を一層高めることが期待される。

●少子高齢化の進展

平成23年4月現在、練馬区の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は19.4%となっている。一方、18歳未満の年少人口の割合は年々減少し、15.4%となっている。今後も年少人口の減少と団塊世代が高齢期を迎えるに伴い、高齢人口の増加が見込まれ、区の高齢化率は25年には20%に達し、区民の5人に1人が高齢者になると

予測している。これに対し、年金や医療、介護などの社会保障制度の持続性を確保するとともに、核家族化に伴う子育ての不安感や負担感の軽減および次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりが求められている。

区では、高齢者の生活と社会参加を支援する体制づくりに向けて、介護保険施設の整備や高齢者の相談・支援体制の充実、健康づくりや介護予防事業の実施、社会参加や就労への支援、地域での高齢者の見守りなどを行っている。また併せて、地域の絆を強くして社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを進めてきた。今後も急速に進む少子高齢社会に対応し、すべての区民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、高齢者に対して、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現や、子育てと仕事が両立する社会を築くための待機児童解消や多様な保育サービスなどの子育て支援策の拡充が求められている。

●安全安心に対する意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。

南関東でも、マグニチュード7程度の地震が今後30年以内に70%の確率で発生すると言われている。また、近年局地的豪雨により、都市部においても浸水被害が頻発している。一方、このような自然災害だけでなく、振り込め詐欺などの犯罪や、食品管理の不備による食中毒、新型インフルエンザの国内での感染など、私たちのまわりでは生活の安全を脅かす様々な事件・事象が発生している。

区では、引き続きハード・ソフト両面で災害対策を推進するとともに、危機管理全般に対して横断的に対処するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、取組の強化を図ってきた。今後も区民、行政、関係機関が協力・連携し「安全安心なまちづくり」を進めていくことが強く求められている。

また、区民の命と健康を守る医療については、地域医療を充実するために、3年に日本大学医学部付属練馬光が丘病院を、17年に順天堂大学医学部附属練馬病院を誘致してきた。しかし、人口10万人当たりの一般・療養病床は23区で最も少ない状況にある。

このため、既存病院の増築・増床、新たな病院の整備などによる病床確保のほかに、4疾病5事業ごとの医療連携、在宅医療を中心とした医療と介護の連携などの体制を構築し、区民が安心して医療を受けられる環境の整備が求められている。

●福祉のまちづくり・地域福祉の推進

近年、少子高齢化の進展や家族構成の変化など社会のニーズが多様化したことに伴い、だれもが使いやすいように配慮したユニバーサルデザインの考え方に基づく取組が求められている。一方、全国的に社会問題化している児童虐待の増加や、昨年表面化した高齢者の所在不明問題など地域の相互扶助機能が低下しつつある状況は、改めて地域社会のつながりの重要性を訴えているものであり、地域における新たな支えあいをつくる地域福祉の推進が重視されている。

区では、様々な立場の区民が互いの個性を尊重し、全ての区民が地域の一員としていきいきと快適に生活し、自由な行動と社会参加ができる福祉のまちの実現をめざして、ハード・ソフト両面から、一体的に取組を進めている。また、様々な生活課題に対して地域社会全体で相互支援を行う地域福祉を推進する体制づくりにも取り組んでいる。今後も、だれもが安心して生活できる地域社会づくりへ向けて、多様な人々が利用しやすいまちづくりを着実に進め、地域における新たな支え合いを強化すると共に、区民の多様な地域福祉活動への支援の充実が求められている。

●成熟型社会への移行

成熟型社会を迎えた我が国では、生きがいのある人生と自己実現への希求が高まっている。こうした状況を受けて、各個人がそれぞれの資質や能力を、生涯にわたり向上させることができる環境づくりが求められている。また、地域や社会の課題解決に主体的に参画し、活躍できる環境づくりも社会の要請となっている。

区では、区民が地域社会の中でいきいきと過ごし、多様な生涯学習活動を行い、その成果が地域づくりに活かされるよう「練馬区生涯学習推進計画」を策定した。

今後は計画の基本理念である「人が育ち　地域をつくる　学びのまち　ねりま」の実現に向けた施策を、更に積極的に推進していくことが求められている。

●地域コミュニティの活性化

人々の社会への参加意識が高まり、住民が自ら地域の問題解決に取り組む活動が活発になっている。このような意識の変化を背景に、個人や町会・自治会、NPO・ボランティア団体、企業などが、地域において公共的・公益的活動に取り組んでいる。こうした活動を活性化するためには、その基盤となる地域コミュニティに活力があることが重要である。

区では、人口が増加する中で、町会・自治会の加入世帯割合が近年では40%台前半で推移しているため、活動費の補助や加入促進パンフレットの作成など、町会・自治会への支援を充実している。一方、様々な分野で公益的な活動に取り組むNPOが増加しており、区は、練馬区NPO活動支援センターの運営等を通じて、その支援を行っている。

今後は、人と人とのつながりをつくり、絆を深める取組を進め、地域コミュニティがさらに活性化するよう、地域の実情に即した支援を拡充していくことが必要である。

また、平成22年3月に策定した「練馬区区民との協働

指針」を踏まえ、区民や地域で活動している団体等と区との協働を推進し、役割分担をしながら、効果的・効率的に公共サービスを提供することが求められている。

●地方分権改革の進展

国と地方との関係、都道府県と市町村との関係を「対等・協力」の関係にすることをめざした第一期地方分権改革から、地方の税財政に焦点を当てた三位一体の改革などを経て、現在、より一層の地方分権改革をめざす第二期地方分権改革が進められている。その中で、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の確立をめざした改革が進められようとしている。

地方自治体の権限拡大が進む一方で、責任も増し、地方自治体には「自己決定・自己責任」の原則に基づき、自立的な財政力と政策形成能力を高め、自治体としての魅力を高めていくことが求められている。

このような流れを受け、区では、さらに自律的な自治体として発展していくため、区の自治体運営に関する基本的な事項を総合的・体系的に規定する「練馬区政推進基本条例」を平成22年12月に制定し、23年1月1日に施行した。

また、練馬区を含む特別区は、12年の特別区制度改革により、都の内部的団体から他の市町村と同じ基礎的自治体として位置付けられ、清掃事業をはじめとした区民生活に身近な事業も都から区に移管され、区民ニーズに応じたきめ細やかな対応が可能となった。現在、さらなる都区制度改革の推進に向けて、都と区の間で検討が続いている。

区としても、基礎的自治体としての役割にふさわしい権限と、それに見合った財源が確保されるよう、引き続き都区制度改革について都や他の特別区と協議しながら取り組んでいく必要がある。さらに、区民に最も身近な「地方政府」としての責務を果たしていくことが求められている。

(2) 区民の要望

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。平成22年度に行った、「特に力を入れてほしいと思う施策」についての調査結果は以下のとおりである。(数字は順位)

① 医療体制の確立
② 高齢者福祉（介護サービスの充実など）
③ 子育て支援（保育園・学童クラブ、地域との連携など）
④ 交通安全対策（歩行者空間の確保、自転車対策）
⑤ 防犯・防火・防災（意識の啓発と態勢の強化）
⑥ 災害に強く生活しやすいまちづくり
⑦ 道路や公共交通（鉄道やバスなど）の整備
⑧ 学校教育（地域との連携や教育内容の充実）
⑨ 循環型社会づくり（ごみの発生抑制、リサイクルなど）
⑩ 健康づくり（健康診査や予防啓発）

2　区の基本構想・行政計画

区では、昭和52年に基本構想を策定した。しかし、社会経済情勢の変化等により、その内容と現状では整合性の取れない部分が現れてきた。そこで、練馬区独立60周年を契機として、これからの区がめざすべき将来像を明らかにする新基本構想の策定に向けた検討に着手し、平成21年12月に新たな基本構想を策定した。

また、区では、長期計画および中期実施計画を区の基本行政計画として位置付け、様々な区政の課題に取り組んできた。新たな基本構想の策定を受けて、基本構想が目標年次とする30年代初頭までの、前半5か年を計画期間とする長期計画を、22年3月に策定した。

(1) 基本構想

基本構想は、総合的・計画的な行政運営を図るために、議会の議決を経て定めるもので、現在の地方自治法において、区市町村は、その策定が義務付けられている。区では新たな基本構想の策定に当たり、平成19年4月に新練馬区基本構想策定方針を定め、この方針に基づき検討を進めた。目標年次は、30年代初頭とした。

●練馬区の将来像を考える区民懇談会

公募区民や区内各界で活躍中の区民83人により構成する標記の懇談会を平成19年8月に設置した。区民懇談会は、4分野の分科会に分かれ、「区のめざすべき将来像」や「将来像の実現に向けた取り組みの方向性」などについて検討し、20年3月に報告書を区長に提出した。

●練馬区基本構想審議会

学職経験者6人、練馬区の将来像を考える区民懇談会の代表10人の計16人で構成する審議会を、平成20年4月に設置した。審議会は、区民懇談会の報告等を踏まえ、総合的および専門的見地から検討した。11月には「中間のまとめ」を行い、その後に区民との意見交換会を開催するなど区民の意見も聴取したうえで、21年5月に、新たな基本構想に盛り込むべき内容を答申した。

●新たな基本構想の策定

基本構想審議会の答申を受け、区では、平成21年7月に素案を取りまとめた。その後、区民意見反映制度(パブリックコメント）による意見募集や、区民と区長のつどい、各種団体への説明会や懇談会の実施、意識意向調査などを通じ、多くの区民から寄せられた意見を踏まえ、21年第四回区議会定例会での議決を経て、21年12月に新たな基本構想を策定した。基本構想では、練馬区のめざす10年後の姿として、「ともに築き　未来へつなぐ　人とみどりが輝く　わがまち練馬」を掲げている。

(2) 長期計画（平成22年度～26年度）

新たな基本構想を実現する道筋を示すものとして、平成22年度から26年度までの5か年を計画期間とする長期計画を22年3月に策定した。長期計画は、基本構想と一体的に検討を進め、区民意見反映制度や説明会などを通じて寄せられた、多くの区民の意見を踏まえて取りまとめた。

●分野別の政策と重点事業

平成22年3月に策定した長期計画では、計画期間内に取り組む政策・施策を、5つの分野に分け体系化した(28～29ページ参照)。

1　次代を担う子どもの健やかな成長を支える～子ども分野

子育て家庭への支援や保育サービスの充実、青少年の健全育成に向けた取組など、地域全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりを進める。また、開かれた学校づくりにより、地域の様々な資源を活かした学校教育の充実を図るとともに、学校を地域の核として位置付け、地域とのかかわりの中で「生きる力」を育てる機会を充実する。

2　高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野

区民自らの健康づくりを促進・支援するとともに、区と医療機関との連携を推進し、保健・医療環境を整備する。また、高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人がその状況に応じて適切な支援を受けながら、社会参加ができるよう、地域の様々な資源や人の連携によって地域福祉を推進するとともに、福祉サービスの充実を図る。

3　にぎわいとやすらぎのあるまちを創る～区民生活と産業分野

区民の多様な活動を活性化し、地域の人々のふれあいを通したつながりをつくる。また、地域の特性を活かした産業の振興により、まちのにぎわいを創出する。さらに、区民と区が力を合わせて、安心して生活できる地域づくりを進める。

4　環境と共生する快適なまちを形成する～環境とまちづくり分野

区民・事業者と区が連携して、身近な暮らしや事業活動を環境への負荷の少ない持続可能なスタイルに転換していくとともに、みどりや水など区の自然環境を活かしたまちづくりを進める。また、道路、交通機関、公共施設などの都市基盤を、災害に強く、便利で快適に生活できるよう整備する。

5　未来を拓く区政経営を進める～行政運営分野

区民の参加・参画の仕組みづくりや、区政に関する分かりやすい情報提供を進める。また、様々な地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する。そし

て、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を行う。

●ねりま未来プロジェクト

計画では、基本構想に基づき、区民との協働により分野横断的に推進する重点事業として、5つのねりま未来プロジェクトを計画化した。このねりま未来プロジェクトは、それぞれのプロジェクトのテーマに基づき、各政策分野で行っている事業を相互に連携させながら、横断的・総合的に展開するものである。また、プロジェクト相互の連携を図る取組も進める。

① みどりプロジェクト
② 農プロジェクト
③ アニメプロジェクト
④ 人づくりプロジェクト
⑤ 地域コミュニティ活性化プロジェクト

●計画を実現する仕組み

計画を実効性あるものとするため、行政評価制度との連動を図り、施策ごとに成果を測る指標（モノサシ）と目標値を設定している。これらの指標について進捗状況を点検・評価し、改革・改善するPDCAサイクルを構築し、目標の達成に向けて取り組むこととしている。

《練馬区長期計画（平成22年度～26年度）政策と施策の体系》

1 子ども分野
次代を担う子どもの健やかな成長を支える

- 11 子どもと子育て家庭を地域で支える
  - 111 地域で子育てを支える
  - 112 就学前の子どもの成長を支える
  - 113 学齢期の子どもの成長を支える
  - 114 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する
- 12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める
  - 121 地域の特色を活かした教育を推進する
  - 122 幼稚園教育を充実する
  - 123 小中学校の教育内容を充実する
  - 124 教育環境を充実する
  - 125 児童・生徒の健やかな体の成長を促す
- 13 青少年を健やかに育成する
  - 131 青少年の自主的な活動を支援する
  - 132 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

2 健康と福祉分野
高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する

- 21 健康な暮らしを支える
  - 211 健康づくりを支援する
  - 212 健康づくりの条件整備を行う
  - 213 健康に関する危機管理を行う
  - 214 安全な衛生環境を確保する
- 22 安心して医療を受けられる環境を整える
  - 221 地域における医療体制を確立する
- 23 地域で福祉を支える
  - 231 地域福祉活動との協働を進める
  - 232 保健福祉の総合支援体制を確立する
  - 233 保健福祉サービスの利用を支援する
  - 234 福祉のまちづくりの考え方を広める
- 24 高齢者の生活と社会参加を支援する
  - 241 高齢者の多様な社会参加を促進する
  - 242 特定高齢者等を支援する
  - 243 要支援・要介護高齢者を支援する
  - 244 高齢者の生活基盤づくりを支援する
  - 245 地域で高齢者を支える
- 25 障害者が自立して生活できるよう支援する
  - 251 総合相談体制を構築する
  - 252 サービス提供体制を拡充する
  - 253 障害者の就労を促進する
  - 254 障害者の社会生活を支援する
- 26 生活の安定を図る
  - 261 生活の安定に向けた自立支援を行う

5 行政運営分野
未来を拓く区政経営を進める

- 51 持続可能な区政経営を行う
  - 511 参加と連携による開かれた行政を進める
  - 512 健全な財政運営を行う
  - 513 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う
  - 514 区税負担の公平性を確保する
  - 515 基礎的な住民サービスを効率的に提供する
  - 516 医療保険等制度運営を行う

〈凡例〉

1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える …… 分野別目標

11 子どもと子育て家庭を地域で支える …… 政策（分野別目標を実現するために展開する施策の目標・ビジョン）

111 地域で子育てを支える …… 施策（政策を実施するための具体的な手段、戦略）

政策数	22
施策数	77

3 区民生活と産業分野
にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

- 31 まちの地域力を高める
  - 311 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する
  - 312 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
- 32 経済活動を活発にする
  - 321 練馬区の特徴的な産業を支援する
  - 322 中小企業の経営を支援する
  - 323 中小企業の勤労者と就労を支援する
  - 324 消費者の自立を支援する
  - 325 都市農地を保全し都市農業を支援する
  - 326 魅力的な商店街づくりを進める
  - 327 まち歩き観光を推進する
- 33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする
  - 331 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する
  - 332 読書活動を支援する
  - 333 スポーツ活動を支援する
  - 334 文化財を保存・活用・継承する
  - 335 多様な文化・社会への理解を進める
- 34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える
  - 341 犯罪等に対する態勢を強化する
  - 342 自然災害に対する態勢を強化する
- 35 平和と人権を尊重する
  - 351 平和を尊ぶ心をはぐくむ
  - 352 人権の尊重と男女共同参画を進める

4 環境とまちづくり分野
環境と共生する快適なまちを形成する

- 41 みどり豊かなまちをつくる
  - 411 ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる
  - 412 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる
- 42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる
  - 421 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する
  - 422 まちづくりで環境に配慮する
  - 423 区が率先して地球温暖化防止に取り組む
  - 424 ごみの発生を抑制する
  - 425 リサイクルを進める
  - 426 ごみの適正処理を進める
- 43 良好な地域環境をつくる
  - 431 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する
  - 432 まちの美化を進める
- 44 地域特性に合ったまちづくりを進める
  - 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
  - 442 土地利用を計画的に誘導する
  - 443 調和のとれた都市景観を形成する
- 45 災害に強く生活しやすいまちをつくる
  - 451 良好な市街地を形成する
  - 452 まちの拠点機能を向上させる
  - 453 災害に強いまちをつくる
  - 454 だれもが利用しやすいまちをつくる
- 46 良好な交通環境をつくる
  - 461 公共交通を充実する
  - 462 道路交通ネットワークを整備する
  - 463 快適な道路環境を整備する
- 47 安心して生活できる住まいづくりを進める
  - 471 公共賃貸住宅を管理・運用する
  - 472 良質な住まいづくりを支援する
  - 473 だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

3　区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、自治体運営の基本的なルールである「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民の参加・参画と協働を基本とする区政を一層進めることを目指している。

(1) 議決機関ー区議会

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（法定上限数56人・条例定数50人・任期4年）で構成される合議制の機関であり、平成23年4月の統一地方選挙により、選出された議員で運営されている。

区議会を代表し、統括する議長には第62代議長として西山きよたか議員、副議長には第64代副議長として内田ひろのり議員が、ともに22年6月17日に就任した。なお、23年6月13日に第63代議長として小川けいこ議員、第65代副議長として斉藤静夫議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、地方自治法に定められている。主な議決事項は、(1)条例の制定・改廃 (2)予算の決定 (3)決算の認定 (4)区の税金・使用料・手数料の決定 (5)条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

議案等議決件数　　平成22年1月～12月

区　分	可決	否決	承認	認定	了承
	件	件	件	件	件
条例	54	―	―	―	―
規則	―	―	―	―	―
予算	17	―	―	―	―
決算	―	―	―	7	―
契約・買入れ	8	―	―	―	―
区道認定・変更等	24	―	―	―	―
区長専決処分事項の承認	―	―	―	―	―
選任・任命の同意	4	―	―	―	―
特別委員会の設置	―	―	―	―	―
意見書	4	―	―	―	―
決議	―	―	―	―	―
その他	35	1	―	―	―
計	146	1	―	7	―

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と特定の案件を審議するため必要に応じて招集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、

常任委員会および委員会開催状況　　平成22年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
企画総務委員会 定数10人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎小林みつぐ　○岩崎　典子　小泉　純二　田中ひでかつ 山田　哲丸　原　ふみこ　とや英津子　土屋ひとし 野沢　彰　池尻　成二	回 24
区民生活委員会 定数10人	区民生活事業本部および農業委員会の所管に関する事項	◎斉藤　静夫　○北川かつしげ　村上　悦栄　小川けいこ 笠原こうぞう　宮原　義彦　米沢ちひろ　すがた　誠 山田かずよし　橋本　牧	21
健康福祉委員会 定数10人	健康福祉事業本部の所管に関する事項	◎吉田ゆりこ　○上野ひろみ　関口　和雄　西山きよたか 田代　孝海　光永　勉　かまた百合子　さんのへ英一 かとうぎ桜子　菊地　靖枝	24
環境まちづくり委員会 定数10人	環境まちづくり事業本部の所管に関する事項	◎松村　良一　○藤井たかし　本橋　正寿　かしわざき強 内田ひろのり　柳沢よしみ　有馬　豊　白石けい子 藤井とものり　吉川みさ子	20
文教委員会 定数10人	教育委員会の所管に関する事項	◎しばざき幹男　○武藤　昭夫　中島　力　福沢　剛 薄井　民男　酒井　妙子　倉田れいか　浅沼　敏幸 片野　令子　土屋としひろ	22

注：①各常任委員会の委員は、平成22年6月17日就任。
②委員会の開催数は、平成22年1月～12月の期間。

いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、健康福祉、環境まちづくり、文教の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、平成23年6月13日に災害対策等、医療・高齢者等、清掃リサイクル等、交通対策等の4委員会が設置された。本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

議会運営委員会および委員会開催状況

平成22年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
議会運営委員会 定数17人 （欠員1人）	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎小泉　純二　○山田　哲丸　中島　力　しばざき幹男 小川けいこ　田中ひでかつ　宮原　義彦　斉藤　静夫 吉田ゆりこ　とや英津子　有馬　豊　白石けい子 土屋ひとし　野沢　彰　池尻　成二　橋本　牧	回 25

特別委員会および委員会開催状況

平成22年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
総合計画等特別委員会 定数13人	(1) 自治基本条例についての調査研究 (2) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 (3) 首都機能移転問題についての調査研究	◎福沢　剛　○酒井　妙子　関口　和雄　本橋　正寿 小泉　純二　斉藤　静夫　柳沢よしみ　武藤　昭夫 すがた　誠　藤井とものり　池尻　成二　橋本　牧 片野　令子	回 19
医療・高齢者等特別委員会 定数13人	(1) 地域医療についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究 (5) 高齢者医療制度および特定健康診査についての調査研究 (6) 健康危機管理対策についての調査研究	◎白石けい子　○田中ひでかつ　村上　悦栄　しばざき幹男 笠原こうぞう　岩崎　典子　原　ふみこ　薄井　民男 かまた百合子　とや英津子　さんのへ英一　野沢　彰 北川かつしげ	20
清掃リサイクル等特別委員会 定数12人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究	◎山田かずよし　○倉田れいか　小林みつぐ　藤井たかし 上野ひろみ　山田　哲丸　吉田ゆりこ　光永　勉 米沢ちひろ　かとうぎ桜子　吉川みさ子　土屋としひろ	17
交通対策等特別委員会 定数12人	(1) バス交通体系についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究 (3) エイトライナーについての調査研究 (4) 東京外かく環状道路についての調査研究 (5) 自転車利用についての調査研究	◎宮原　義彦　○菊地　靖枝　中島　力　西山きよたか 小川けいこ　かしわざき強　田代　孝海　内田ひろのり 松村　良一　有馬　豊　土屋ひとし　浅沼　敏幸	19

予算・決算特別委員会および委員会開催状況

委員会名	設置期間	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
予算特別委員会	平成22年2月8日～ 平成22年3月12日	平成22年度各会計 歳入歳出予算の審査	◎しばざき幹男　○さんのへ英一 議長を除く全議員	12
決算特別委員会	平成22年9月10日～ 平成22年10月15日	平成21年度各会計 歳入歳出決算の審査	◎原　ふみこ　○かまた百合子 議長を除く全議員	11

●平成22年～23年の区議会

1 第一回定例会（22年2月8日から3月12日）

定例会の初日に区長から、「保育所の待機児童対策の充実」「第二次放課後子どもプランの策定」「高齢者施設の整備」「関越自動車道高架下の活用」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成22年度練馬区一般会計予算」「練馬区福祉のまちづくり推進条例」など50議案が提出された。また、議員から、「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」「介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書」の2議案が提出された。

審議の結果、区長提出50議案と議員提出2議案を原案どおり可決した。

2 第一回臨時会（22年3月31日）

区長から、「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など2議案が提出され、いずれも原案どおり可決した。

3 第二回定例会（22年6月1日から6月17日）

定例会の初日に区長から、「（仮称）自治基本条例」「練馬駅北口区有地の活用」「経済対策」「アニメ産業の振興」「みどり施策の推進と牧野記念庭園のリニューアル」「光が丘新校四校の開校と小中一貫教育校の開校準備」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区特別区税条例の一部を改正する条例」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など22議案が提出された。また、議員から、「東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について」2議案が提出された。

審議の結果、区長提出22議案と議員提出1議案を原案どおり可決、議員提出1議案を否決した。

最終日の本会議では、本橋正寿議長、岩崎典子副議長の辞職に伴い、議長および副議長の選挙が行われ、議長に西山きよたか議員、副議長に内田ひろのり議員をそれぞれ選出した。

4 第三回定例会（22年9月10日から10月15日）

定例会の初日に区長から、「練馬駅北口区有地の活用」「光が丘地区内の小学校の再編統合に伴う跡施設の活用」「区立特別養護老人ホーム等の民営化」「大江戸線の延伸および延伸地域のまちづくり」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

会派別構成　平成23年6月13日現在

会派名	人員
	人
練馬区議会自由民主党	17
練馬区議会公明党	12
練馬区議会民主党･無所属クラブ	5
生活者ネット･市民の声･ふくしフォーラム	5
日本共産党練馬区議団	4
練馬区議会みんなの党	3
練馬区議会日本共産党	1
オンブズマン練馬	1
練馬区議会無所属	1
練馬刷新の会	1
計	50

練馬区議会議員名簿（五十音順）　定数50人（在職議員50人）　平成23年6月13日現在

氏名	会派	電話	住所	氏名	会派	電話	住所
浅沼　敏幸	民主無所属	3998-4510	〒179-0074 春日町4-24-4	関口　和雄	自民党	3998-1752	〒176-0021 貫井3-53-8
有馬　豊	共産党	6273-7026	〒177-0033 高野台1-11-5-505	高松さとし	自民党	3921-3600	〒178-0063 東大泉1-20-27-301
池尻　成二	ネ・市・ふ	5933-0108	〒178-0063 東大泉5-6-9	田代　孝海	公明党	3920-8347	〒177-0051 関町北2-28-7
石黒たつお	民主無所属	6767-5539	〒178-0064 南大泉2-2-33	田中ひでかつ	自民党	3999-0792	〒179-0075 高松1-9-7
上野ひろみ	自民党	3939-0646	〒179-0073 田柄4-36-34	土屋としひろ	オンブズ	3991-6343	〒176-0012 豊玉北6-23-6-203
うすい民男	公明党	6760-1162	〒177-0041 石神井町3-3-33	土屋ひとし	民主無所属	5991-4727	〒177-0053 関町南4-6-5
内田ひろのり	公明党	3939-5943	〒179-0071 旭町3-3-13	とや英津子	共産党	3923-5561	〒179-0076 土支田3-35-28
小川けいこ	自民党	3948-0373	〒176-0012 豊玉北6-20-9-305	中島　力	自民党	3921-7892	〒179-0076 土支田4-34-8
小野塚栄作	自民党	3934-5289	〒179-0084 氷川台4-18-5	西野　幸一	公明党	6272-4249	〒176-0021 貫井3-22-11
笠原こうぞう	自民党	3990-3773	〒177-0034 富士見台1-26-19	西山きよたか	自民党	3996-7004	〒177-0041 石神井町2-31-14
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒178-0062 大泉町4-34-5	橋本けいこ	ネ・市・ふ	3996-6729	〒177-0035 南田中2-3-43
かとうぎ桜子	ネ・市・ふ	3978-4154	〒178-0063 東大泉3-1-18-102	原　ふみこ	公明党	3923-2496	〒177-0032 谷原4-20-9
菊地　靖枝	ネ・市・ふ	5991-0578	〒177-0051 関町北5-13-14-106	福沢　剛	自民党	3953-3988	〒176-0005 旭丘1-66-2-208
きみがき圭子	ネ・市・ふ	6321-4080	〒178-0065 西大泉2-20-8	藤井たかし	自民党	5905-0533	〒178-0065 西大泉3-26-2-202
倉田れいか	民主無所属	3923-5672	〒177-0031 三原台2-4-7-1A	藤井とものり	無所属	3993-3435	〒176-0002 桜台1-35-6
小泉　純二	自民党	3970-8615	〒179-0074 春日町6-6-39-603	松村　良一	練馬共産	3922-8173	〒178-0064 南大泉3-19-5-201
こうらい啓一郎	練馬刷新	5912-0511	〒179-0085 早宮1-36-16-103	光永　勉	公明党	3970-9409	〒179-0074 春日町1-38-9
小林みつぐ	自民党	3999-3471	〒176-0024 中村1-3-3	宮原　義彦	公明党	3948-5722	〒176-0013 豊玉中3-28-15-406
斉藤　静夫	公明党	5947-3722	〒178-0061 大泉学園町4-17-22	村上　悦栄	自民党	3931-0707	〒179-0081 北町2-30-19
酒井　妙子	公明党	6909-2960	〒179-0072 光が丘3-3-4-922	むらまつ一希	自民党	6914-9512	〒179-0085 早宮3-12-5
さわむら信太郎	みんなの党	050-3488-7555	〒177-0035 南田中3-21-7	柳沢よしみ	公明党	3594-7510	〒177-0051 関町北5-5-8-505
しばざき幹男	自民党	5991-1275	〒177-0051 関町北1-24-5	山田かずよし	みんなの党	3993-2680	〒176-0013 豊玉中2-28-14-503
島田　拓	共産党	3976-8426	〒179-0072 光が丘3-8-6-404	山田　哲丸	公明党	3924-8189	〒178-0065 西大泉3-23-7
しもだ　玲	みんなの党	5935-6751	〒178-0063 東大泉4-4-12-114	吉田ゆりこ	公明党	3933-3489	〒179-0081 北町6-35-27
白石けい子	民主無所属	3990-3107	〒179-0075 高松3-24-19	米沢ちひろ	共産党	3577-2769	〒176-0021 貫井1-44-12-401

注：会派名の略称　自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、民主無所属：練馬区議会民主党・無所属クラブ、ネ・市・ふ：生活者ネット・市民の声・ふくしフォーラム、共産党：日本共産党練馬区議団、みんなの党：練馬区議会みんなの党、練馬共産：練馬区議会日本共産党、オンブズ：オンブズマン練馬、無所属：練馬区議会無所属、練馬刷新：練馬刷新の会

議案として区長から、「平成21年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例」「平成22年度練馬区一般会計補正予算」など32議案が提出された。議員からは、「父親の育児休業取得促進を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、区長提出32議案と議員提出1議案を原案どおり可決した。

5 第四回定例会（22年11月29日から12月15日）

定例会の初日に区長から、「区政推進基本条例の制定と区民協働の推進」「農業振興計画の改定」などについ

請願・陳情審査件数　平成22年1月～12月

区分／委員会		件数	審査結果 採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審議
常任委員会	企画総務	—	—	—	—	—	—
		35	—	1	1	—	34
	区民生活	—	—	—	—	—	—
		16	3	—	—	—	13
	健康福祉	—	—	—	—	—	—
		53	2	—	2	—	49
	環境まちづくり	—	—	—	—	—	—
		56	1	—	3	—	52
	文教	—	—	—	—	—	—
		14	—	—	—	—	14
議会運営		—	—	—	—	—	—
		12	—	—	—	—	12
特別委員会	総合計画等	—	—	—	—	—	—
		2	—	2	—	—	—
	医療・高齢者等	—	—	—	—	—	—
		20	2	1	—	—	19
	清掃リサイクル等	—	—	—	—	—	—
		4	—	—	—	—	4
	交通対策等	1	—	—	—	—	1
		19	—	—	—	—	19
	予算						
	決算						
計		1	—	—	—	—	1
		231	8	4	6	—	216

注：① 件数の上段は請願、下段は陳情
② 請願・陳情の件数は、前年からの継続審査および分割付託を含む。
採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む。

歴代議長

		昭和	党別
1	上野徳次郎	22.10.11～23.11.15	自由党
2	桜井　米蔵	23.11.15～24.11.25	〃
3	小口　政雄	24.11.25～25.10.30	〃
4	梅内　正雄	25.10.30～26. 9.19	〃
5	篠田　鎮雄	26.10.29～27.10.29	〃
6	梅内　正雄	27.10.29～28.12. 2	〃
7	井口　仙蔵	28.12. 2～29.12.22	〃
8	塚田　洪憲	29.12.22～30. 9.19	〃
9	井口　仙蔵	30.10.20～31.10.29	自民党
10	井口　仙蔵	31.10.29～32.11.29	〃
11	梅内　正雄	32.11.29～34. 3.18	〃
12	林　　亮海	34. 3.18～34. 9.19	〃
13	上野徳次郎	34.10.23～35.12.27	〃
14	桜井　米蔵	35.12.27～37. 2. 9	〃
15	梅内　正雄	37. 2. 9～37.12.22	〃
16	橋本銀之助	37.12.22～38. 9.19	〃
17	井口　仙蔵	38.10.23～40. 3.10	〃
18	越後　幹雄	40. 3.10～42. 5. 2	〃
19	長谷川安正	42. 7.11～43. 7.16	〃
20	小柳　信子	43. 7.16～44. 7.24	〃
21	橋本銀之助	44. 7.24～45. 7.11	〃
22	橋本銀之助	45. 7.11～46. 5.29	〃
23	塚田　洪憲	46. 7. 6～47. 7.19	〃
24	横山　繁雄	47. 7.19～48. 7.28	〃
25	関口　三郎	48. 7.28～49. 7.30	〃
26	田口阿久理	49. 7.30～50. 5.29	〃
27	楠　　直正	50. 6.23～51. 7. 9	〃
28	横山　繁雄	51. 7. 9～52. 7.27	〃
29	内田仙太郎	52. 7.27～53. 7.14	〃
30	豊田　三郎	53. 7.14～54. 5.29	〃
31	貫井　武夫	54. 6.22～55. 7.10	〃
32	上野　定雄	55. 7.10～56. 7.21	〃
33	矢﨑　久雄	56. 7.21～57. 7. 6	〃
34	大野喜三郎	57. 7. 6～58. 5.29	〃
35	貫井　武夫	58. 6.15～59. 7.10	〃
36	上野　定雄	59. 7.10～60. 7.19	〃
37	田中　確也	60. 7.19～61. 7.24	〃
38	望月　泰治	61. 7.24～62. 5.29	〃
39	楠　　直正	62. 6.15～63. 7.13	〃
		平成	
40	椎名　貞夫	63. 7.13～元. 7.21	公明党
41	山田左千夫	元. 7.21～ 2. 7.13	自民党
42	渡辺　耕平	2. 7.13～ 3. 5.29	〃
43	関口　和雄	3. 6.13～ 4. 7. 2	〃
44	吉野　信義	4. 7. 2～ 5. 7.29	〃
45	大橋　静男	5. 7.29～ 6. 7.12	〃
46	中島　　力	6. 7.12～ 7. 5.29	〃
47	高橋かずみ	7. 6. 9～ 8. 6.25	〃
48	関口　三郎	8. 6.25～ 9. 7.24	〃
49	浅沼　敏幸	9. 7.24～10. 6.19	無所属
50	関口　和雄	10. 6.19～11. 5.29	自民党
51	関口　和雄	11. 6.11～12. 7.14	〃
52	土屋　新一	12. 7.14～13. 7.11	民主党
53	小林みつぐ	13. 7.11～14. 7.16	自民党
54	村上　悦栄	14. 7.16～15. 5.29	〃
55	中島　　力	15. 6.12～16. 6.18	〃
56	小林みつぐ	16. 6.18～17. 7.22	〃
57	本橋まさとし	17. 7.22～18. 6.28	〃
58	村上　悦栄	18. 6.28～19. 5.29	〃
59	関口　和雄	19. 6.11～20. 6.20	〃
60	しばざき幹男	20. 6.20～21. 6.17	〃
61	本橋　正寿	21. 6.17～22. 6.17	〃
62	西山きよたか	22. 6.17～23. 5.29	〃
63	小川けいこ	23. 6.13～	〃

歴代副議長

		昭和	党別
1	小口　政雄	22.10.11～23.11.15	自由党
2	塚田　洪憲	23.11.15～24.11.25	〃
3	内田建三郎	24.11.25～25.10.30	〃
4	豊田　勝夫	25.10.30～26. 9.19	〃
5	大野　政吉	26.10.29～27.10.29	〃
6	加山　峯吉	27.10.29～28.12. 2	〃
7	橋本銀之助	28.12. 2～29.12.22	〃
8	永盛勇三郎	29.12.22～30. 9.19	〃
9	一野　義純	30.10.20～31.10.29	自民党
10	松本　　茂	31.10.29～32. 8.30	〃
11	豊田　勝夫	32. 8.30～32.11.29	〃
12	山下　新吉	32.11.29～34. 3.18	社会党
13	大戸　淳三	34. 3.18～34. 9.19	自民党
14	矢ヶ崎信夫	34.10.23～35.12.27	〃
15	越後　幹雄	35.12.27～37. 2. 9	〃
16	荒井　澄雄	37. 2. 9～37.12.22	社会党
17	並木　亀吉	37.12.22～38. 9.19	自民党
18	長谷川安正	38.10.23～39. 5.27	〃
19	宇野津定三	39. 5.27～40. 3.10	公明党
20	横山　倉吉	40. 3.10～42. 5. 2	自民党
21	榎本　喜芳	42. 7.11～43. 7.16	社会党
22	木下喜三郎	43. 7.16～44. 7.24	〃
23	本橋弘三郎	44. 7.24～45. 7.11	〃
24	木下喜三郎	45. 7.11～46. 5.29	〃
25	岡本　和男	46. 7. 6～47. 7.19	〃
26	本橋弘三郎	47. 7.19～48. 7.28	〃
27	土屋　新一	48. 7.28～49. 7.30	〃
28	藤代権兵衛	49. 7.30～50. 5.29	〃
29	小池　広司	50. 6.23～51. 7. 9	公明党
30	小林としたか	51. 7. 9～52. 7.27	〃
31	椎名　貞夫	52. 7.27～53. 7.14	〃
32	安藤　美義	53. 7.14～54. 5.29	〃
33	宇野津定三	54. 6.22～55. 7.10	〃
34	田中てるみ	55. 7.10～56. 7.21	〃
35	小池　広司	56. 7.21～57. 7. 6	〃
36	小林としたか	57. 7. 6～58. 5.29	〃
37	椎名　貞夫	58. 6.15～59. 7.10	〃
38	田中　保徳	59. 7.10～60. 7.19	〃
39	竹内　智久	60. 7.19～61. 7.24	〃
40	俵頭　　功	61. 7.24～62. 5.29	〃
41	小林　利孝	62. 6.15～63. 7.13	〃
		平成	
42	吉野　信義	63. 7.13～元. 7.21	自民党
43	田中　保徳	元. 7.21～ 2. 7.13	公明党
44	竹内　智久	2. 7.13～ 3. 5.29	〃
45	椎名　貞夫	3. 6.13～ 4. 7. 2	〃
46	白井　繁雄	4. 7. 2～ 5. 7.29	〃
47	冨塚　辰雄	5. 7.29～ 6. 7.12	〃
48	秋本　和昭	6. 7.12～ 7. 5.29	〃
49	俵頭　　功	7. 6. 9～ 8. 6.25	公明
50	斉藤　宗孝	8. 6.25～ 9. 7.24	〃
51	西川　康彦	9. 7.24～10. 6.19	〃
52	冨塚　辰雄	10. 6.19～11. 5.29	〃
53	秋本　和昭	11. 6.11～12. 7.14	公明党
54	武藤　昭夫	12. 7.14～13. 7.11	共産党
55	山田　哲丸	13. 7.11～14. 7.16	公明党
56	斉藤　宗孝	14. 7.16～15. 5.29	〃
57	西川　康彦	15. 6.12～16. 6.18	〃
58	岩崎　典子	16. 6.18～17. 7.22	〃
59	斉藤　宗孝	17. 7.22～18. 6.28	〃
60	秋本　和昭	18. 6.28～19. 5.29	〃
61	宮原　義彦	19. 6.11～20. 6.20	〃
62	田代　孝海	20. 6.20～21. 6.17	〃
63	岩崎　典子	21. 6.17～22. 6.17	〃
64	内田ひろのり	22. 6.17～23. 5.29	〃
65	斉藤　静夫	23. 6.13～	〃

ての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区政推進基本条例」「練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例」「練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例」など37議案が提出された。また、委員会から、「固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、区長提出37議案と委員会提出1議案を原案どおり可決した。

6 第一回定例会（23年2月4日から3月12日）

定例会の初日に区長から、「地域医療計画の策定」「保育所待機児童対策」「高齢者見守り事業の拡充」「予防接種定期化準備事業の開始」「町会・自治会への支援拡充」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成23年度練馬区一般会計予算」「練馬区景観条例」「練馬区職員定数条例の一部を改正する条例」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など35議案が提出された。

審議の結果、区長提出35議案を原案どおり可決した。

7 第一回臨時会（23年3月31日）

区長から、「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など2議案が提出された。また、議員から、「東北地方太平洋沖地震に関する決議」の1議案が提出された。

いずれも原案どおり可決した。

（2）執行機関ー区長・行政委員会など

区の意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区　長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の地方自治法の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

平成23年4月24日に行われた区長選挙の結果、第17代区長に志村豊志郎が選出された。

2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

23年6月14日付けで副区長に琴尾隆明が新たに選任された。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の地方自治法改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

歴代区長

1	臼井五十三	昭和 22. 9. 20	～	26. 9. 19
2	須田　操	26. 9. 20	～	30. 9. 19
3	〃	30. 11. 9	～	34. 11. 8
4	〃	34. 12. 3	～	38. 12. 2
5	〃	38. 12. 26	～	42. 6. 21
6	片　健治	43. 7. 29	～	47. 7. 28
7	田畑健介	48. 10. 16	～	50. 4. 26
8	〃	50. 4. 27	～	54. 4. 26
9	〃	54. 4. 27	～	58. 4. 26
10	〃	58. 4. 27	～	62. 4. 26
11	岩波三郎	平成 62. 4. 27	～	3. 4. 26
12	〃	3. 4. 27	～	7. 4. 26
13	〃	7. 4. 27	～	11. 4. 26
14	〃	11. 4. 27	～	15. 4. 26
15	志村豊志郎	15. 4. 27	～	19. 4. 26
16	〃	19. 4. 27	～	23. 4. 26
17	〃	23. 4. 27	～	在任中

歴代副区長

1	関口和雄	平成 19. 4. 1	～	19. 6. 12
2	〃	19. 6. 13	～	23. 6. 12
3	琴尾隆明	23. 6. 14	～	在任中

歴代助役

1	小林四郎	昭和 22. 12. 4	～	26. 12. 3
2	〃	26. 12. 4	～	30. 12. 3
3	〃	30. 12. 4	～	34. 12. 3
4	〃	34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	星　義文	39. 5. 27	～	42. 6. 21
6	金子　光	43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	三浦忠正	48. 10. 29	～	52. 10. 28
8	〃	52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	〃	56. 10. 29	～	60. 10. 28
10	中園啓一	58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	三浦忠正	60. 10. 29	～	62. 4. 25
12	三石辰雄	平成 62. 6. 26	～	3. 6. 25
13	〃	3. 6. 26	～	7. 6. 25
14	〃	7. 6. 26	～	11. 6. 25
15	志村豊志郎	11. 6. 26	～	15. 2. 12
16	関口和雄	15. 6. 13	～	19. 3. 31

歴代収入役

1	原　鋲二	昭和 22. 12. 4	～	26. 12. 3
2	〃	26. 12. 4	～	30. 12. 3
3	〃	30. 12. 4	～	34. 12. 3
4	〃	34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	栗林繁実	39. 5. 27	～	43. 5. 26
6	寺本静雄	43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	山本佳二	48. 10. 29	～	52. 10. 28
8	〃	52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	中園啓一	56. 10. 29	～	58. 6. 20
10	本田久夫	58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	〃	平成 62. 6. 26	～	3. 6. 25
12	〃	3. 6. 26	～	7. 6. 25
13	〃	7. 6. 26	～	11. 6. 25
14	小林勝郎	11. 6. 26	～	15. 6. 25
15	〃	15. 6. 26	～	19. 6. 25

3 職　員

区の職員数は、23年4月1日現在4,538人である。内訳は下表の組織別職員数のとおりである。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,388人および学校関係の栄養士、事務職員の一部141人は、都の任用の職員で右表のとおりである（23年5月1日現在）。

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局をおいて必要な事務を執行している。

東京都任用の教職員数　　平成23年5月1日現在

区　分	総　数	職　種	
		教　員	その他
	人	人	人
小　学　校	1,678	1,588	90
中　学　校	851	800	51
計	2,529	2,388	141

注：その他は、事務職員、栄養士

組織別職員数　　平成23年4月1日現在

区　分	総　数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
	人	人	人	人
総数	**4,538**	**1,672**	**1,968**	**898**
区長室	**31**	**29**	**1**	**1**
広聴広報課	26	24	1	1
秘書課	5	5	—	—
企画部	**45**	**44**	**1**	**—**
企画課	14	13	1	—
財政課	11	11	—	—
情報政策課	20	20	—	—
危機管理室	**36**	**31**	**4**	**1**
防災課	36	31	4	1
総務部	**187**	**114**	**57**	**16**
総務課	32	26	—	6
文書法務課	9	9	—	—
文化国際課	9	8	—	1
情報公開課	8	7	1	—
職員課	26	23	1	2
人材育成課	21	13	5	3
経理用地課	20	16	—	4
人権・男女共同参画課	9	8	1	—
施設管理課	53	4	49	—
区民生活事業本部	**586**	**509**	**49**	**28**
区民部	**435**	**417**	**—**	**18**
経営課	10	10	—	—
戸籍住民課	194	184	—	10
税務課	57	54	—	3
収納課	79	78	—	1
国保年金課	95	91	—	4
産業地域振興部	**151**	**92**	**49**	**10**
経済課	31	30	—	1
商工観光課	13	13	—	—
地域振興課	107	49	49	9
健康福祉事業本部	**2,311**	**446**	**1,621**	**244**
福祉部	**539**	**296**	**208**	**35**
経営課	32	21	9	2
高齢社会対策課	45	24	12	9
介護保険課	64	56	3	5
障害者施策推進課	122	25	92	5
練馬総合福祉事務所	80	50	26	4
光が丘総合福祉事務所	64	41	21	2
石神井総合福祉事務所	69	43	21	5
大泉総合福祉事務所	63	36	24	3
健康部（練馬区保健所）	**200**	**74**	**121**	**5**
健康推進課	30	20	10	—
生活衛生課	36	8	26	2
保健予防課	18	11	5	2
豊玉保健相談所	28	7	20	1
北保健相談所	14	4	10	—
光が丘保健相談所	19	5	14	—
石神井保健相談所	22	6	16	—
大泉保健相談所	13	3	10	—
関保健相談所	14	4	10	—
地域医療課	6	6	—	—
児童青少年部	**1,572**	**76**	**1,292**	**204**
子育て支援課	239	30	192	17
保育課	1,309	35	1,088	186
青少年課	8	5	2	1
練馬子ども家庭支援センター	16	6	10	—
環境まちづくり事業本部	**641**	**180**	**219**	**242**
環境部	**321**	**69**	**22**	**230**
経営課	8	8	—	—
環境課	20	11	7	2
みどり推進課	20	6	14	—
清掃リサイクル課	24	21	—	3
練馬清掃事務所	111	10	1	100
石神井清掃事務所	138	13	—	125
都市整備部	**137**	**50**	**87**	
都市計画課	24	13	11	—
まちづくり推進調整課	37	14	23	—
住宅課	10	9	1	—
開発調整課	18	5	13	—
建築課	48	9	39	—
土木部	**183**	**61**	**110**	**12**
管理課	47	21	26	—
道路公園課	59	8	39	12
計画課	51	17	34	—
土支田中央区画整理課	13	5	8	—
交通安全課	13	10	3	—
会計管理室	**14**	**14**		
教育委員会事務局	**648**	**269**	**14**	**365**
学校教育部	**109**	**99**	**5**	**5**
庶務課	29	29	—	—
学務課	24	24	—	—
施設給食課	28	20	4	4
教育指導課	18	18	—	—
総合教育センター	10	8	1	1
生涯学習部	**161**	**140**	**9**	**12**
生涯学習課	62	48	9	5
スポーツ振興課	33	31	—	2
光が丘図書館	66	61	—	5
小学校	**310**	**—**	**—**	**310**
中学校	**38**	**—**	**—**	**38**
幼稚園	**30**	**30**	**—**	**—**
選挙管理委員会事務局	**16**	**16**	**—**	**—**
監査事務局	**6**	**6**	**—**	**—**
農業委員会事務局	**—**	**—**	**—**	**—**
議会事務局	**17**	**14**	**2**	**1**

1 教育委員会

教育、学術、文化に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する5人の委員で組織され、その任期は4年である。委員会は委員の中から教育長を任命し、教育委員会事務局を置いている。事務局は教育長の統括のもとに事務を執行している。

平成23年6月29日現在の教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長　内藤　幸子（平成21.12.19〜25.12.18）
委　員　天沼　英雄（平成21.12.19〜25.12.18）
委　員　安藤　睦美（平成22.3.29〜26.3.28）
委　員　外松　和子（平成22.3.29〜26.3.28）
教育長　河口　　浩（平成23.6.29〜25.10.28）

歴代教育長

			昭和			
1	星	義文	27. 11. 1	〜	28. 3. 31
2		〃	28. 4. 1	〜	31. 9. 30
3	松尾	周男	31. 10. 1	〜	35. 9. 30
4	栗林	繁実	35. 10. 8	〜	39. 5. 26
5	上野	唯郎	39. 7. 22	〜	39. 10. 6
6		〃	39. 10. 7	〜	43. 10. 6
7	黒田	新市	43. 10. 14	〜	47. 10. 13
8	岩波	三郎	48. 10. 29	〜	52. 10. 28
9		〃	52. 10. 29	〜	56. 10. 28
10		〃	56. 10. 29	〜	60. 10. 28
11		〃	60. 10. 29	〜	62. 1. 17
				平成		
12	下田	迪雄	62. 7. 1	〜	元. 10. 28
13		〃	元. 10. 29	〜	5. 10. 28
14		〃	5. 10. 29	〜	9. 10. 28
15		〃	9. 10. 29	〜	11. 6. 25
16	薗部	俊介	11. 7. 1	〜	13. 10. 28
17		〃	13. 10. 29	〜	17. 10. 28
18		〃	17. 10. 29	〜	21. 10. 28
19		〃	21. 10. 29	〜	23. 6. 28
20	河口	浩	23. 6. 29	〜	在任中

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。23年3月31日現在の選挙管理委員はつぎのとおりである。

委員長　石川　芳昭
委　員　矢澤　重光　中山　幹雄　山田左千夫
（任期は各委員とも平成25年12月18 日まで）

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。

委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。

任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

23年6月13日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者　藤田　尚（◎※）
（平成21.10.21 〜25.10.20）
識見を有する者　矢﨑　一郎
（平成19.10.19 〜23.10.18）
区議会議員　　小泉　純二
（平成23.6.13 〜在任中）
区議会議員　　田代　孝海
（平成23.6.13 〜在任中）

◎印は、常勤監査委員　※印は、代表監査委員

22年度の監査等実施状況

⑴　定期監査等
①　対象
85課130施設・工事監査　12か所
財政援助団体　44 団体
②　監査結果
指摘事項3件
⑵　例月出納検査
⑶　決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査
⑷　住民監査請求
①　練馬区立平和台保育園準備委託契約の中止等に関する措置請求（棄却）
②　街頭設置消火器購入費の支出に関する措置請求（棄却）
③　国保年金課職員の処分等に関する措置請求（却下）
⑸　行政監査
テーマ　「補助金の交付事務について」

4 農業委員会

農業委員会は、選挙による委員15人、農業協同組合の推薦1人、農業共済組合の推薦1人、区議会推薦の学識経験者3人の計20人で構成され、農地法等法令による事項および農業生産力の向上、農業経営の合理化、建議、諮問、答申等を行っている。委員の任期は3年である。

23年6月13日現在の委員は、つぎのとおりである。

会　長　村田　健二
副会長　田中　文雄　　篠田　一雄
委　員　内田　富雄　○榎本　高一　　加藤　康夫
加藤　義松　　加藤　義行　☆酒井　妙子
☆白石けい子　　杉浦　政雄　　関口完太郎
高橋　直人　☆高松さとし　　瀧澤　正道
西貝　孝之　　平野　晴久　　福井　俊夫
渡邉　和雄　△水橋　義輝

○印は、農業協同組合の推薦　△印は、農業共済組合の推薦　☆印は、学識経験者

5 人事委員会

特別区の人事委員会は、23区が共同で設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23区共同の人事機関として機能している。

練馬区機構図（平成23年4月1日現在）

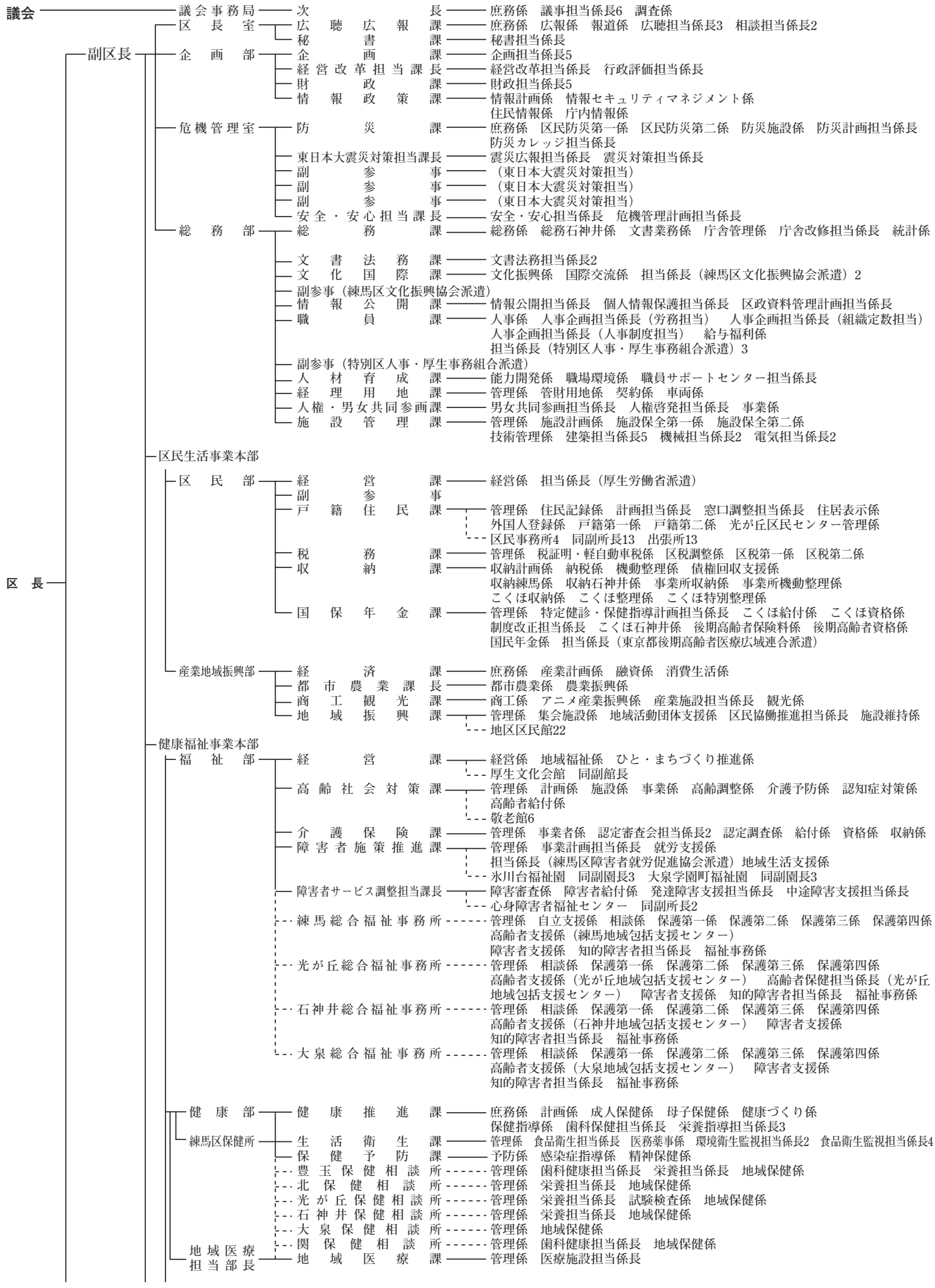

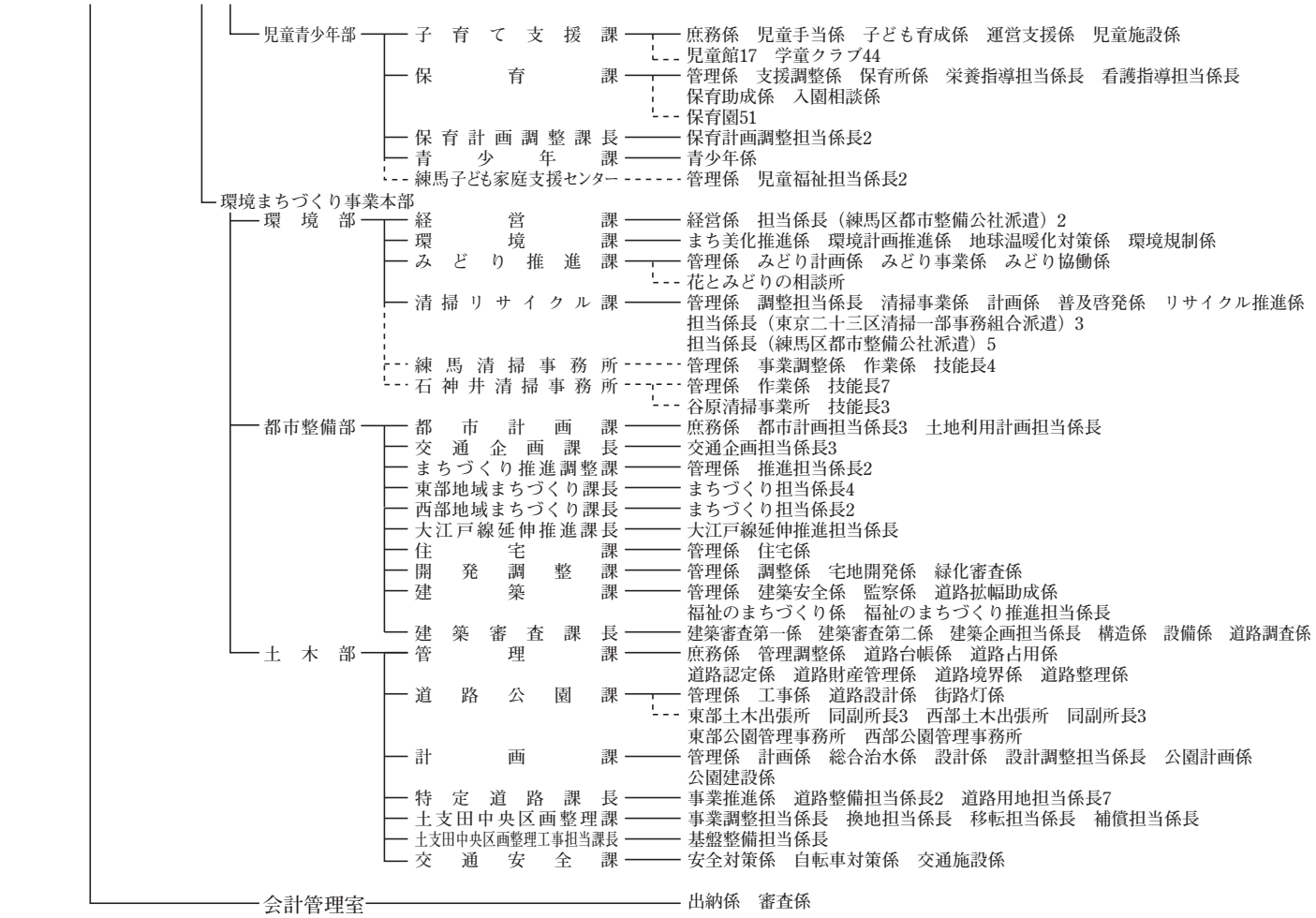

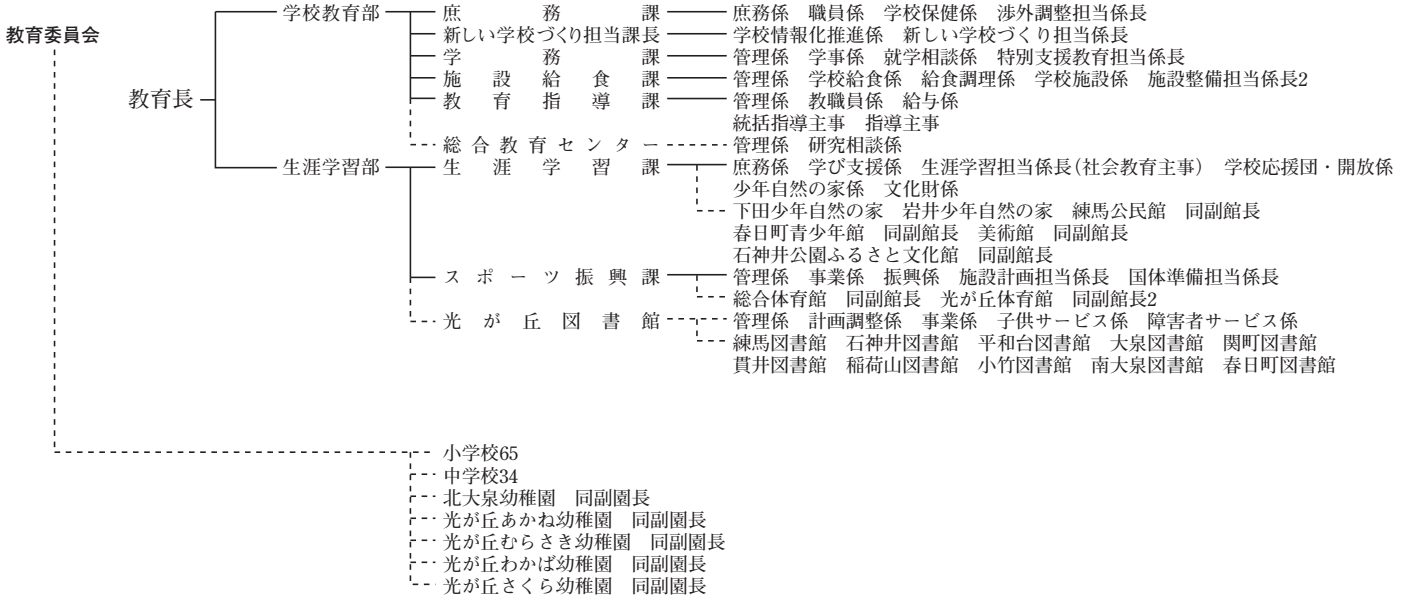

選挙管理委員会 ― 事務局 ― 庶務係　選挙係　情報啓発係
監査委員 ― 事務局 ― 監査担当係長5
農業委員会 ― 事務局 ― 農業担当係長2

練馬区の附属機関

平成23年4月1日現在

名　　称（根拠法令）	定数　任期	構　　成	職務のあらまし
防災会議（法・条例）	50人以内　—	警察、消防、自衛隊、区内公共的団体役員等	地域防災計画作成、修正、訓練計画
安全・安心協議会（条例）	60人以内　1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会（法・条例）	50人以内　2年	警察、消防、自衛隊、区内公共的団体役員等	国民保護計画・修正の審議
特別職報酬等および議会政務調査費審議会（条例）	10人以内　2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
情報公開および個人情報保護審査会（条例）	5人以内　2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会（条例）	25人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、区職員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会（条例）	13人以内　2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分・財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会（法・条例）	24人　2年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
民生委員推薦会（法・政令）	14人　3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員（条例）	5人以内　2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
介護保険運営協議会（条例）	20人以内　3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
地域包括支援センター運営協議会（法・条例）	20人以内　3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会（法・条例）	20人以内　3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護認定審査会（法・条例）	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会（法・条例）	60人以内　2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害程度区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会（法・条例）	4人以上　2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への入院期間延長の要否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議
大気汚染障害者認定審査会（条例）	10人以内　2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
青少年問題協議会（法・条例）	36人　2年	学識経験者（公募区民5人含）、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年育成活動方針の審議など
環境審議会（条例）	20人以内　2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
緑化委員会（条例）	23人以内　2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名　　称（根拠法令）	定数　任期	構　　成	職務のあらまし
循環型社会推進会議（条例）	20人以内　2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する審議
都市計画審議会（法・条例）	30人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくりおよび景観に関する調査・審議など
建築審査会（法・条例）	5人　　2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会（条例）	7人以内　2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
土地区画整理審議会（法・条例）	10人　　5年	地区内地権者、学識経験者	施行者が行う換地計画および仮換地指定に関する事項ならびに評価員の選任に関する意見および同意
自転車駐車対策協議会（法・条例）	20人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、鉄道事業者の職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
文化財保護審議会（条例）	10人以内　2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
公民館運営審議会（法・条例）	27人以内　2年	区民、各種団体代表、教育関係者、学識経験者	公民館事業の調査・審議
美術館運営協議会（条例）	23人以内　2年	学識経験者、区議会議員、学校教育および社会教育関係者	区立美術館の運営方針および事業計画の協議

（3）練馬区政推進基本条例の制定

国から地方へ権限や財源が移る「地方分権」が進む中、それぞれの自治体が、自らの判断と責任により自治体運営を進めていくことが求められている。そこで、練馬区がさらに自律的な自治体として発展していくため、区民、議会、執行機関の3者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして、「練馬区政推進基本条例」を制定し、平成23年1月1日施行した。

制定にあたっては、公募区民13人を含む34人で構成する区民懇談会で、条例に盛り込む内容の検討を行った。また、区民意見反映（パブリックコメント）制度や説明会などを通して、区民の意見を反映し、制定した。

条例では、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。条例の主な内容は、以下のとおりである。

1 基本理念（第3条）

区民と区が、情報を共有し、それぞれの役割を分担し、協働することにより、区民による区民のための自律的な自治体を目指す。

2 区政運営の基本原則（第4条）

区民の権利や自主性の尊重、公益の実現。公平、公正、透明性の確保。区民の主体的な参加・参画のもと、地域コミュニティ活動との協働。総合的、計画的、効率的な区政経営。

3 区民等の権利および責務（第5条）

区民には、区政への参加・参画、地域コミュニティ活動、協働、区政に関する情報を知る権利がある。また、区とともに自治を担い育むこと、責任ある発言と行動が求められる。

4 議会の役割等（第6条）

議会は、区民の代表者である議員の活動により運営され、条例の制定・改廃、予算などの議決、また、執行機関に対する監視やけん制を行う。

5 執行機関の役割等（第7条～第9条）

執行機関は、事務を公正・誠実に管理し執行する。区長は、区民の信託に応え、効果的・効率的に公共サービスを提供し、また、職員の指揮監督を行う。職員は、区民との協働を柱とした区政運営を担い、また、職務の執行に必要な能力の向上に努める。

6 参加・参画および協働の推進（第10条～第12条）

区民の区政への参加・参画、協働を推進し、支援を行う。

7 区政運営の基本的仕組み（第13条～第21条）

区政運営の基本原則に基づき、基本構想の策定、区民意見の反映、情報の公開、個人情報の保護、要望等に対する応答、行政評価、健全な財政運営、附属機関等の会議の公開などを行う。

8 区民投票（第22条）

区の存立に関わること、その他の区に重大な影響を及ぼす案件について、直接区民の意思を確認するため、区民投票を実施することができる。

9 国等との関係（第23条・第24条）

共通する課題を解決するため、区は、国や他の自治体と連携し、協力していく。

4 財　政

練馬区など23特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においても様々な特徴がある。

(1) 特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

23特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

都が徴収したこの3税の収入額のうち、平成19年度からは55%が特別区交付金として財源の不足する区に配分されている。

23年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は31.0%であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たり都知事に事前協議を行う。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

平成22年度の交付税算定結果では、東京都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、平成16年度からの三位一体改革により、公立保育所運営費負担金等の削減、国民健康保険における国・都の負担割合の組替えや各種補助金の削減が既に行われている。さらに18年度は、児童扶養手当給付費負担金や公営住宅家賃対策に対する補助金などが削減された。一部税源移譲はあるものの、補助金そのものの交付金化やスリム化が進んでいる。削減分と移譲分の差額は地方自治体の一般財源で負担することとなる。

区では、地方分権の観点からより一層の税源移譲を国に要望するとともに、財政の運営に当たっては、必要性の高い事業に重点を置き、計画的、効率的運営に努めている。

(2) 平成23年度当初予算

●当初予算編成に当たっての基本方針

「未来の練馬を区民とともにはぐくむ」視点から「ねりま未来プロジェクト」を掲げた基本構想の実現をめざし、区は、長期計画において、平成22年度から分野横断的な5つのテーマを設定し、全庁をあげて取組を始めたところである。

23年度は、その取組を一層推進するとともに、長期計画に定めた施策、事業を着実に進めることにより、区民福祉の更なる向上を図っていくことが求められている。

一方、国は、月例経済報告において、「わが国の景気は足踏み状態にあり、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある」との認識を示している。海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価変動などにより景気をさらに下押しするリスクを考慮すると、当面は厳しい経済状況が続くものと推測される。

こうした状況の中、国は、前年度に引き続き23年度当初予算においても、過去最高の水準である約44兆円規模の新規国債発行を予定しており、借入金収入が税収を上回る状況が続いている。都においては、23年度の都税収入が1.7%の小幅な増にとどまると見込んでいる。また、特別区財政調整交付金は、調整財源である法人住民税が21年度に大幅に減収した影響から、基準財政需要額の臨時的圧縮が実施されており、来年度に

一般会計歳入歳出（当初）額の推移

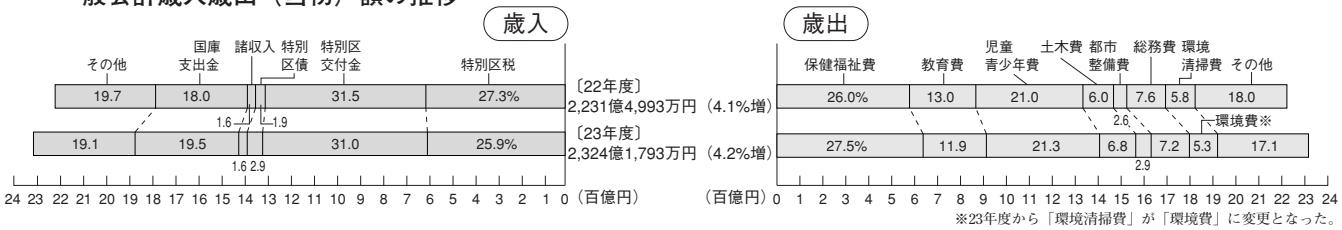

※23年度から「環境清掃費」が「環境費」に変更となった。

ついても同様の措置が継続される状況にある。

本区の財政運営は、こうした厳しい経済状況を反映し、23年度においても、区の基幹的な歳入である特別区民税や特別区財政調整交付金の増収は期待できず、加えて雇用情勢の悪化に伴う扶助費の大幅な伸びに起因した義務的経費の増大など、さらに困難な局面を迎えることが予測される。

そこで、23年度予算編成に当たっては、持続可能な財政運営を堅持するとともに、多様な行政課題に的確に対応していくため、前年度に引き続き「選択と集中」を基本方針とした。真に必要なものを見極め、一方で無駄を排除し、限りある財源を長期計画事業を中心に重点的に配分することとしたところである。

そのため、職員一人ひとりが貴重な財源を最大限に活用する視点に立ち、昨年8月の「事務事業見直し」の経験を活かして、事業の有効性・有用性を検証し、事業の見直しを行った。あわせて、正規職員の採用の見送り・組織の大括り化など職員数の適正化を進め、枠配分予算における3%のマイナスシーリングを実施し、経常的経費を見直した。

また、長期計画の財政推計を踏まえ、行政改革の成果としてこれまで積み立ててきた基金から必要額の繰り入れを行うとともに、大規模な公園の整備など社会資本整備に関しては後年度負担に配慮しつつ、起債の活用を図ることにより、区民福祉の一層の向上に寄与するよう積極的な編成を行ったものである。

●一般会計

平成23年度当初予算における一般会計は2,324億1,793万円で、22年度当初予算に比べて4.2%の増となっている。

●特別会計

特別会計は、国民健康保険事業会計691億3,939万円（前年度比2.5%減）、介護保険会計390億7,781万円（同11.7%増）、後期高齢者医療会計121億7,313万円（同2.6%減）、公共駐車場会計5億2,603万円（同0.3%増）、学校給食会計1千円（同100.0%減）である。

平成23年度一般会計予算
［歳　入］

区　　分	予　算　額	構成比	前　年　度	増減率
	千円	%	千円	%
特別区税	60,224,173	25.9	60,808,995	△1.0
地方譲与税	1,130,000	0.5	1,211,900	△6.8
利子割交付金	803,300	0.3	765,000	5.0
配当割交付金	292,900	0.1	292,900	0.0
株式等譲渡所得割交付金	128,000	0.1	116,000	10.3
地方消費税交付金	6,242,000	2.7	6,132,000	1.8
自動車取得税交付金	580,000	0.2	793,000	△26.9
地方特例交付金	1,104,500	0.5	753,500	46.6
特別区交付金	71,996,545	31.0	70,210,256	2.5
交通安全対策特別交付金	105,000	0.0	112,000	△6.3
分担金及び負担金	1,747,169	0.8	1,673,279	4.4
使用料及び手数料	3,807,961	1.6	3,809,762	0.0
国庫支出金	45,432,735	19.5	40,089,098	13.3
都支出金	12,930,347	5.6	10,359,862	24.8
財産収入	473,714	0.2	589,203	△19.6
寄付金	51,589	0.0	51,589	0.0
繰入金	13,033,723	5.6	15,527,721	△16.1
繰越金	2,000,000	0.9	2,000,000	0.0
諸収入	3,673,274	1.6	3,581,865	2.6
特別区債	6,661,000	2.9	4,272,000	55.9
計	232,417,930	100	223,149,930	4.2

平成23年度一般会計予算
〔歳入〕

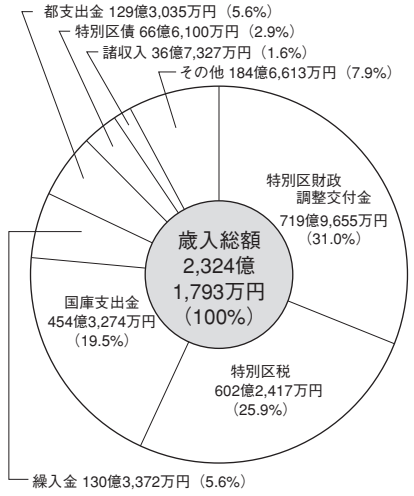

〔歳出〕

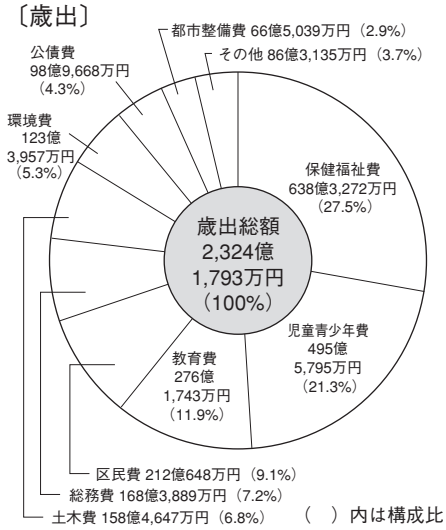

（　）内は構成比

［歳　出（目的別）］

区　　分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
議　会　費	991,964	0.4	985,990	0.6
総　務　費	16,838,893	7.2	17,013,059	△1.0
区　民　費	21,206,480	9.1	22,423,665	△5.4
産業地域振興費	5,438,119	2.3	5,501,461	△1.2
保健福祉費	63,832,723	27.5	58,041,159	10.0
児童青少年費	49,557,946	21.3	46,929,892	5.6
環　境　費	12,339,567	5.3	12,852,770	△4.0
都市整備費	6,650,387	2.9	5,900,808	12.7
土　木　費	15,846,469	6.8	13,314,523	19.0
教　育　費	27,617,432	11.9	29,072,438	△5.0
公　債　費	9,896,683	4.3	9,577,131	3.3
諸支出金	2,101,267	0.9	1,437,034	46.2
予　備　費	100,000	0.0	100,000	0.0
計	232,417,930	100	223,149,930	4.2

［歳　出（性質別）］

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	126,497,549	54.4	121,334,002	4.3
人　件　費	47,685,245	20.5	49,276,660	△3.2
扶　助　費	68,926,868	29.7	62,484,303	10.3
公　債　費	9,885,436	4.3	9,573,039	3.3
投資的経費	23,823,939	10.3	22,238,822	7.1
普通建設事業費	23,823,939	10.3	22,238,822	7.1
その他の経費	82,096,442	35.3	79,577,106	3.2
物　件　費	40,392,664	17.4	38,736,532	4.3
維持補修費	2,506,692	1.1	2,366,821	5.9
補助費等	13,467,197	5.8	13,196,000	2.1
積　立　金	1,659,738	0.7	1,183,379	40.3
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸　付　金	1,418,117	0.6	724,086	95.8
繰　出　金	22,552,034	9.7	23,270,288	△3.1
予　備　費	100,000	0.0	100,000	0.0
計	232,417,930	100	223,149,930	4.2

平成23年度特別会計予算
［国民健康保険事業会計］

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
国民健康保険料	17,687,268	25.6	18,545,114	△4.6
一部負担金	2	0.0	2	0.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	15,733,687	22.8	16,677,533	△5.7
療養給付費交付金	2,056,255	3.0	1,381,251	48.9
前期高齢者交付金	10,732,157	15.5	10,082,622	6.4
都支出金	3,496,285	5.1	3,434,792	1.8
共同事業交付金	7,680,472	11.1	7,697,250	△0.2
財産収入	1	0.0	1	0.0
繰入金	11,049,802	16.0	12,386,151	△10.8
繰越金	600,001	0.9	600,001	0.0
諸収入	103,456	0.1	95,907	7.9
計	69,139,387	100	70,900,625	△2.5
（歳出）				
総務費	1,319,635	1.9	1,204,943	9.5
保険給付費	45,881,104	66.4	47,973,221	△4.4
後期高齢者支援金等	8,699,846	12.6	8,351,875	4.2
前期高齢者納付金等	20,432	0.0	57,884	△64.7
老人保健拠出金	50,540	0.1	233,736	△78.4
介護納付金	3,868,182	5.6	3,679,803	5.1
共同事業拠出金	7,682,846	11.1	7,699,624	△0.2
保健事業費	906,437	1.3	992,218	△8.6
諸支出金	110,365	0.2	107,321	2.8
予備費	600,000	0.9	600,000	0.0
計	69,139,387	100	70,900,625	△2.5

［介護保険会計（保険事業勘定）］

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
介護保険料	6,297,208	16.2	6,335,948	△0.6
国庫支出金	8,517,996	21.9	7,557,102	12.7
支払基金交付金	11,388,414	29.2	10,163,857	12.0
都支出金	5,653,710	14.5	5,067,989	11.6
財産収入	943	0.0	4,411	△78.6
繰入金	7,073,309	18.2	5,710,930	23.9
繰越金	8,282	0.0	8,604	△3.7
諸収入	3,795	0.0	3,673	3.3
計	38,943,657	100	34,852,514	11.7
（歳出）				
保険給付費	37,493,332	96.3	33,393,065	12.3
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	1,441,066	3.7	1,446,300	△0.4
基金積立金	976	0.0	4,544	△78.5
諸支出金	8,282	0.0	8,604	△3.7
計	38,943,657	100	34,852,514	11.7

［介護保険会計（サービス事業勘定）］

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
サービス収入	60,630	45.2	50,251	20.7
繰入金	67,917	50.6	77,916	△12.8
諸収入	5,604	4.2	5,402	3.7
計	134,151	100	133,569	0.4
（歳出）				
サービス事業費	134,151	100	133,569	0.4
計	134,151	100	133,569	0.4

［後期高齢者医療会計］

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	5,865,695	48.2	6,365,307	△7.8
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
都支出金	44,922	0.4	0	皆増
広域連合支出金	311,094	2.6	308,996	0.7
繰入金	5,931,195	48.7	5,801,845	2.2
繰越金	20,200	0.2	20,200	0.0
諸収入	18	0.0	27	△33.3
計	12,173,125	100	12,496,376	△2.6
（歳出）				
総務費	150,964	1.2	148,070	2.0
広域連合拠出金	11,315,767	93.0	11,636,907	△2.8
保健事業費	453,233	3.7	449,138	0.9
葬祭費	232,960	1.9	242,060	△3.8
諸支出金	20,201	0.2	20,201	0.0
計	12,173,125	100	12,496,376	△2.6

［公共駐車場会計］

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
使用料及び手数料	292,500	55.6	292,500	0.0
繰入金	233,518	44.4	232,001	0.7
繰越金	1	0.0	1	0.0
諸収入	12	0.0	100	△88.0
計	526,031	100	524,602	0.3
（歳出）				
公共駐車場事業費	285,668	54.3	188,132	51.8
公債費	233,923	44.5	233,924	0.0
諸支出金	1,440	0.3	97,546	△98.5
予備費	5,000	1.0	5,000	0.0
計	526,031	100	524,602	0.3

［学校給食会計］

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
（歳入）	千円	%	千円	%
繰越金	1	100	1	0.0
給食費	0	0.0	140,455	皆減
諸収入	0	0.0	2	皆減
計	1	100	140,458	△100
（歳出）				
諸支出金	1	100	0	皆増
学校給食費	0	0.0	140,458	皆減
計	1	100	140,458	△100

平成23年度施策別主要事業のあらまし

1　次代を担う子どもの健やかな成長を支える（子ども分野） 225億100万円	⑴　子どもと子育て世帯への支援や虐待等の相談体制を強化するため、子ども家庭支援相談員の増員、0～1歳児の「ショートステイ事業」の新設、「トワイライトステイ事業」実施箇所の拡大を行う。 ⑵　身近に子育ての相談や交流ができる子育てのひろばの増設、現在区内3地区に分かれているファミリーサポート事業の一本化と委託化、集団遊びを通じて子どもの発達を促す「外遊びの場提供事業」の実施など、子どもと子育て家庭の多様なニーズに応える支援策を実施する。 ⑶　喫緊の課題である保育所待機児童の解消に向けて、公有地を活用して設置する2園を含む私立認可保育所6園について、開設経費の補助を行う。 ⑷　平成23年度中の開設を目指して、新たな認証保育所6か所を誘致する。 ⑸　障害児保育の巡回指導について、従来の障害児への対応に加え、近年増加が指摘されている障害が疑われる児童（いわゆる「気になる子」）を保育する職員に対する巡回指導、相談を新規実施する。 ⑹　保育に対する多様なニーズに応えるため、新たに病児保育施設（病後児保育からの移行2所、新設1所）を設置する。 ⑺　待機児解消の緊急対策として、マンションの一室を区が借り上げ、再任用の園長等を配置した練馬型グループ保育室を新たに1か所設置する。 ⑻　児童の健全育成および安全・安心な居場所を確保するため、児童館等の利用時間について現在午後5時までの開館時間を午後6時までに変更する。 ⑼　中学生・高校生に良好な居場所や遊び場を確保し、多様な発表・自己表現の機会を提供するため、児童館を利用した「中高生の居場所づくり事業」を拡大実施する。平成23年度は、新たに2館で実施する。 ⑽　耐震化整備プログラムにより建替えを要する上石神井第二保育園および豊玉第三保育園について、平成24年度中の竣工を目途に、改築工事に着手する。また、上石神井第二保育園については、拡張用地の買収を行う。さらに、耐震補強や老朽化に伴う大規模改修工事を2園、改修工事に向けた設計を4園で実施する。なお、改築に合わせて定員枠の拡大を図り、待機児解消策の一助とする。 ⑾　放課後における児童の居場所確保と健全育成を図る「放課後子どもプラン」の趣旨を踏まえて、学童クラブと各小学校の学校応援団との連携をさらに推進するため、学童クラブ室と応援団ひろば室の併設型施設の新築工事を2か所、設計を2か所で実施する。 ⑿　子育て支援を目的とし、中学卒業までの子どもを対象にした子ども手当を支給する。平成23年度は、3歳未満の子ども一人につき月額20,000円、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。 ⒀　学習指導要領の改訂など、教育を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、練馬区における教育の目指すべき姿を明確にするとともに、教育振興の総合的かつ計画的な促進を図るため、教育基本法に基づき「教育振興基本計画」を策定する。 ⒁　「学校配備システムの最適化計画（平成23年度～27年度）」に基づき、情報教育、教科指導におけるＩＣＴ活用の充実や教員の負担軽減を図る校務の情報化など『教育の情報化』を推進する。 ⒂　練馬区初の小中一貫教育校となる「練馬区立小中一貫教育校　大泉桜学園」を平成23年4月に開校する。さらに、小中一貫・連携教育研究グループの指定や仮称小中一貫・連携教育推進検討会の設置により、さらなる小中一貫・連携教育の充実を図る。 ⒃　「新学習指導要領」への移行により、平成23年度全面実施となる小学校については、教師用指導書等の購入および5・6年生の外国語活動授業の実施に向けた指導員等の充実を図る。また、中学校では、平成24年度全面実施に向けて、社会科副読本の改訂、理科教材や武道用具の整備を進める。さらに、授業の適切な実施と教職員の資質の向上を図る。 ⒄　現総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業および教育相談事業を拡充するため、「仮称学校教育支援センター」の整備を進める。 ⒅　学校の耐震補強を推進するため、小学校11校、中学校10校で工事を実施する。なお、平成23年度をもって、補強による耐震工事は完了する。 ⒆　特別支援教育については、障害のある児童・生徒の教育ニーズや増加に対応するため、計画的に特別支援学級を整備する。平成23年度は小中学校各1校において開設するとともに、平成24年度の増設に向けて小学校2校の環境整備を行う。 ⒇　施設の老朽化等に伴い、谷原小学校の校舎等改築工事を行うほか、平成25年度改築に向けて豊玉第二中学校の校舎改築の基本設計に着手する。 (21)　緑化を推進するとともに、環境教育への活用を図るため、「校庭芝生化・みどりのカーテン」を拡充する。平成23年度は、小学校において各2校ずつ実施する。

2	高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する（健康と福祉分野） 18億4200万円	⑴　都の委託事業「生活安定応援事業」の終了をうけ、新たに低所得者対策として、学習塾の受講料や高校・大学の受験料の貸付けを行い、一定の条件が満たされた場合にはその償還を免除する「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施する。 ⑵　都の緊急雇用創出事業（住まい対策拡充等支援事業分）のひとつとして平成19年10月1日以降の離職者で、就労能力と就労意欲があり、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行う。 ⑶　区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくりを支援するため、練馬区社会福祉協議会に地域福祉ネットワークの中心的な役割を担う地域福祉コーディネーターを配置し、地域福祉活動の活性化、充実を図る。 ⑷　地域福祉を担う人材の育成等を目指し、平成19年10月に開設した「地域福祉パワーアップカレッジねりま」の運営を行う。 ⑸　地域住民が主体となって情報交換や相談を行う「相談情報ひろば事業」について、より区民が利用しやすい運営形態への転換を図り、「週1日型」8か所のうち3か所を「常設型」へ移行するための支援を行う。 ⑹　救急および緊急時に備え、緊急連絡先や主治医情報などを記載した用紙を専用の容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管することで迅速な支援を得られるよう、健康に不安を抱える高齢者や障害者で希望する者に救急情報キットを配付する。 ⑺　「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24～26年度）」策定のため、高齢者保健福祉懇談会を開催するとともに、介護保険給付実績の分析および計画策定支援業務を委託する。 ⑻　介護人材不足に対応し、良質で安定的な介護サービスを確保するために、介護従事者の育成と人材確保の支援を目的として練馬区社会福祉事業団が設置する練馬介護人材育成・研修センターに対し、運営費の補助を行う。 ⑼　障害者等からの意見把握を行うための障害者計画懇談会を開催し、「次期障害者計画・第三期障害福祉計画（平成24～26年度）」を策定する。 ⑽　離職失業者等に介護施設等での就業機会を創出し、資格取得を促進することで介護等の福祉人材の育成を図る事業を実施する。 ⑾　緊急に一時的な保護が必要となった高齢者等について、これまで実施してきた福祉施設等での受入れに加え、新たに医療的ケア体制を整えた医療ショートステイ事業を開始する。 ⑿　身体機能の低下した低所得高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるようにするため、区内に民間法人による都市型軽費老人ホームを誘致し、建設費の一部を補助する。 ⒀　高齢者の社会参加の促進を図るため、引き続き指定保養施設、公衆浴場、理美容店、庭の湯、映画館等の利用券を希望に応じて交付し、高齢者の健康維持・向上を支援する。 ⒁　栄養改善・口腔機能向上の観点からの介護予防について検討するため、平成21年度から3か年事業として実施してきた「介護予防推進開発モデル事業」の最終年度として、介護予防のための献立集の普及啓発を行う。 ⒂　認知症高齢者の地域における見守り体制を構築するとともに、認知症高齢者が徘徊により行方不明となった際に、捜索協力者に対し行方不明者の情報を配信することで早期発見と安全確保を図る。 ⒃　重度障害者の日中活動の場の整備を推進するため、平成26年度開設を目指し、生活介護事業（「民設福祉園」）を運営する民間事業者の選定を行う。 ⒄　自立支援施設への円滑な移行を支援するため、法内施設としての体制が整わない事業者等を対象にセミナー等を開催する。 ⒅　需要の増加が見込まれる障害者の就労支援事業の受入体制を充実するため、出張所方式により大泉福祉作業所および北町福祉作業所の機能・定員を拡充する。なお、大泉福祉作業所については、平成23年度は拡充のための準備期間とし、平成24年度から本格実施する。 ⒆　福祉園利用希望者の増加に対応するため、大泉町福祉園、関町福祉園、光が丘福祉園、氷川台福祉園、大泉学園町福祉園の定員を拡大する。 ⒇　区立しらゆり荘について、平成24年度の開設を目指し、練馬三丁目区有地に緊急一時保護機能を有する施設として移転新築するため、工事に着手する。 (21)　発達に心配のある子どもが抱える課題を早期に発見し、発達を支援するため、これまで心身障害者福祉センターで実施してきた相談・療育の機能をより強化した仮称こども発達支援センターを、旧光が丘第五小学校に、平成24年度開設を目指し整備する。 (22)　高齢者の教養や健康増進、介護予防の拠点として区内4か所目の高齢者センターの整備を進める。 (23)　子どものいる生活保護受給世帯の自立支援を推進するため、「子ども支援員」を配置して相談支援体制の充実を図る「子どもの健全育成支援事業」をモデル実施する。 (24)　生活保護を受給している高齢者世帯の日常生活に係る自立を支援するため、「生活支援員」を配置して訪問等の充実を図る「高齢者世帯日常生活支援事業」を開始する。 (25)　予防の観点から区民の健康な生活を支援するため、子宮頸がん予防ワクチンの接種費助成に加え、新たに0歳児を対象にヒブワクチンの接種費助成を始めるほか、定期化が予想されるその他の任意予防接種について、定期化までの時限措置事業として、0歳児から1歳児を対象にした「予防接種定期化準備事業」を実施する。

	㉖　がんの早期発見に結びつくがん検診の受診率向上を図るため、最も有効な勧奨方法を検討し受診案内に活用するため、「がん検診個別受診勧奨方法の検証業務」を実施する。また、「がん検診精密検査結果把握事業」を実施し、早期発見等に対するがん検診の効果などについて分析等を行い、より有効な検診のあり方を検証する。 ㉗　区民の健康増進を図るため、禁煙を考えている区民を支援する「禁煙支援事業」を薬剤師会と協力し実施する。 ㉘　受動喫煙の防止推進に関し、その普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策を講じる事業者に対してその費用の一部を助成する事業を実施する。 ㉙　区内産科医療機関の連携を強化した周産期セミオープンシステムにより、安心して出産できる体制を整える「産科医療推進事業」を実施し、周産期における妊婦や胎児の安全な環境を確保する。 ㉚　区内の病床不足解消のため、平成20年度より検討してきた病床確保の検討結果を踏まえ、新病院整備に向け、用地候補の測量や鑑定など具体的な検討に着手する。また区内既存病院の医療機能向上のため、深刻化する看護師不足の改善を目指し、医師会と連携した看護職員等の就職説明会を実施する。 ㉛　区内の医療環境の現状や区民ニーズ等を踏まえ、区に必要とされる医療機能や病院・診療所のあり方や医療施策の方向性などを検討し、今後の地域医療の指針となる「練馬区地域医療計画」を策定する。 ㉜　区内の救急医療体制を確保するため、救急告示医療機関が改築、増築、また新たな整備をする際に金融機関から借り入れる資金に対して支払う利子の一部について利子補給金を給付することにより支援を行う。
3　にぎわいとやすらぎのあるまちを創る（区民生活と産業分野） 6億4300万円	(1)「区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり」を実現するため、仮称地域コミュニティ活性化プログラムの策定を具体的に進めるとともに、「区民と区との協働のまちづくり」を推進するため、区民から提案された協働事業を開始する。 (2)　防犯・防火や交通安全、環境美化など様々な地域活動を行う町会・自治会の自治活動に対する支援をこれまでの実績を踏まえて充実する。また、増大する区政および 地域情報の周知に対応するため、掲示板委託料の充実を図る。 (3)　区内の厳しい雇用情勢や国の雇用対策の動向を踏まえ、区内中小企業等への社会保険労務士の無料出張相談事業などを行う雇用促進支援事業を継続する。 (4)　区民に対する生活支援および区内商店街の活性化を図るため、プレミアム付区内共通商品券（10%プレミアム付き）を発行する練馬区商店街振興組合連合会に補助する。 (5)　「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」に基づき、新たにアニメ制作企業等立地促進補助の創設、フランス・アヌシー市からのインターン生の受入れおよびアニメ産業特別貸付を実施する。 (6)　平成22年度に策定した「練馬区商工業振興計画」に基づき、中小企業振興は、経営者・後継者の育成支援講座等の実施や、中小企業者が導入しやすい環境マネジメントシステムの認証取得への支援、地球温暖化等環境対策特別貸付を新たに実施する。 (7)　商店街振興として「練馬区商工業振興計画」に基づき、高齢者など買物弱者に対する買物支援事業およびコミュニティースポット事業について、調査・検討に着手する。 (8)　自ら経営改善に取り組む積極的かつ意欲的な農業者を、「認定農業者」もしくは「仮称都市型認定農業者」として認定するとともに、これらの農業者等を支援するため、農作業の省力化や近代化等のための設備整備費の補助などを拡充する。 (9)　地場農産物の高品質化、生産力の強化等を支援するとともに、国産初のビール麦「金子ゴールデン」をPRすることにより、地場農産物のブランド化を推進する。 (10)　区民の農とのふれあいを推進するため、農の魅力を体験できる農園事業や、情報の発信事業等を拡充する。 (11)　「農の豊かさを実感できるまち、練馬」の実現を目指し、意欲ある多様な支え手を確保するため、仮称練馬区農の学校について検討を開始する。 (12)　「都市農業のリーダー」として、区内の農地を23区民共有の財産として位置づけ、23区民が利用可能な仮称練馬ふれあい都民農園の実現に向けて検討を開始する。 (13)　若者をはじめとする多様な世代が文化芸術活動を行える場と区民の国際理解を深め地域社会での多文化共生を進めるための場として、旧光が丘第五小学校に「文化芸術振興・多文化共生支援施設」の整備を進める。 (14)　区民の防災意識や災害時の対応力を高めるため、施設開設に先立ち「ねりま防災カレッジ」を開校し、各種講座やホームページの運営を行う。 (15)　首都直下地震などの発生時に区が行う応急対策業務や、継続して行わなければならない通常業務等を明らかにし、必要となる資源や対応方針等を定める練馬区業務継続計画（地震編）を策定する。 (16)　平成23年3月に策定した「第3次練馬区男女共同参画計画」に基づき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、事業者に向けたセミナーを開催する。 (17)　区民の主体的な生涯学習活動を支援し、地域活動を担う人材育成の場となる「仮称ねりま区民大学」の設置に向け、平成23年度は有識者を含めた懇談会を設置し、基本的なあり方について検討す

	る。 ⑱　魅力ある美術館づくりを推進するため、「ときめきの美　いま　練馬から」というキャッチフレーズと、このイメージを図案化したロゴ・マークを館内外のサイン表示に活用するとともに、都内の美術館等が加入する「ぐるっとパス」に参加して、展覧会の普及・広報活動の充実や新たな観覧者の開拓を図る。 ⑲　就学前の幼児・児童など低年齢から読書に親しむ機会を提供するため、南大泉図書館の分室として、「こどもと本のひろば」の整備に着手する。平成25年度の開設を目指す。 ⑳　区民の読書活動を支援するため、区内2か所目となる「図書館資料受取窓口」を豊玉リサイクルセンター内に設置する。 ㉑　平成25年度に東京で開催される国民体育大会では、総合体育館が銃剣道の競技会場となる。平成23年度は実行委員会を設立するなど、開催に向けた準備を進める。また、総合体育館については、国体終了後の改築に向け、基本計画策定に取り組む。 ㉒　平成23年4月に大泉学園町希望が丘公園運動場を開設するほか、日本銀行石神井運動場内のスポーツ施設整備に向けた実施設計を行うなど、計画的な施設整備を進める。
4　環境と共生する快適なまちを形成する（環境とまちづくり分野） 152億600万円	⑴　地球温暖化対策として、エコライフチェック事業や太陽光発電設備などの温暖化対策設備設置補助事業について引き続き取り組む。新たに、街路灯の省エネルギー化を推進するとともに、区民、事業者および区の取組を練馬区の温室効果ガス排出量の削減に反映させる仕組みである練馬区版のカーボン・オフセット事業の制度設計を行う。さらに、ヒートアイランド対策として、みどりのカーテンチャレンジ事業を実施する。 ⑵　平成22年4月に施行した歩行喫煙等の防止条例の更なる周知啓発のため、区内20駅周辺の公共の場所に引き続き路面表示を行う。また、ポイ捨ておよび歩行喫煙をさせないための巡回指導を行い、マナーの向上と環境美化の推進を図る。 ⑶　平成18年度に策定した「みどり30推進計画」の改定に着手する。また、「みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づき「みどりの実態調査」を行う。「みどり30推進計画」は2か年で検討を行い、実態調査の結果を推進計画に反映させる。 ⑷　循環型社会の形成を推進するため、資源のリサイクルに引き続き取り組むとともに、金属資源の有効活用を図ることを目的に、新たに廃家電製品等に含まれる金属類（レアメタル等）を回収し、資源化する。また、資源循環センターにバイオディーゼル精製機を設置し、回収した廃食用油をバイオ燃料に精製する。精製したバイオ燃料は区有清掃車で使用する。 ⑸　環境・リサイクルに関する情報発信等の普及啓発事業の拠点として、区内4か所目のリサイクルセンターの整備を進める。また、石神井清掃事務所の大規模改修とあわせ太陽光発電装置を設置する。 ⑹　地域特性に合った、区独自の景観施策に取り組むため、景観計画・景観条例の周知啓発を行う。景観法の仕組みを活用し、区民・事業者と協働しながら良好な景観の形成を行う。 ⑺　老朽住宅等の密集した市街地を再整備し、防災性および住環境の向上を図るため、「密集住宅市街地整備促進事業」を江古田北部地区および北町地区で引き続き推進する。平成23年度は、新たに貫井・富士見台地区で事業に着手する。 ⑻　暮らしやすい調和のとれたまちづくりを計画的に進めるため、練馬駅、石神井公園駅、大泉学園駅、江古田駅、中村橋駅、上石神井駅、補助230号線沿道、西武新宿線沿線、放射7号線沿道、放射35号線沿道、放射36号線沿道、主要区道3号線沿道の各周辺地区でまちづくりのための調査および検討等を進める。江古田駅周辺については、南口広場などの整備を行う。 ⑼　駅周辺のにぎわいを醸成し活力を創造するため、練馬駅北口区有地活用事業を推進する。平成23年度については、選定された民間事業者との基本協定に基づき協議し、土地賃貸借契約および建物売買契約の締結などを進める。 ⑽　駅周辺の都市基盤を整備するため、新たに大泉学園駅北口地区市街地再開発事業に取り組む組合への補助を行う。再開発事業により、区民事務所・駐輪場などを整備する。 ⑾　都市基盤の整った良好なまちづくりを推進するため、土地区画整理事業に取り組む組合への助成を行う。また、地区の特性に合わせたまちづくりを進めるため、地区計画制度を活用した地区内の建築行為等の規制・誘導および計画に定めた道路・公園等の整備を行う。平成23年度については、主に補助230号線土支田・高松地区の整備を行う。 ⑿　都市計画道路補助230号線の整備事業進捗に伴い、引き続き大江戸線延伸を促進するための調査・検討を行う。また、大江戸線の早期延伸を推進するために、新たに基金を設置する。 ⒀　みどりバス事業については、都市計画マスタープランを踏まえて、地域別検討会・練馬区地域公共交通会議などにおいて検討の上、南大泉エリアで新規ルートを運行するとともに、乗り合いタクシーの検討や再編ルートへの対応など公共交通空白地域の改善に向けた取組を推進する。 ⒁　西武池袋線練馬高野台駅～大泉学園駅区間の連続立体交差事業（都が実施主体）を引き続き進めるとともに、西武新宿線井荻駅～東伏見駅区間について、その連続立体交差事業実現に向けた促進活動の一環として引き続き調査等を行う。 　また、交通不便地域の解消と交通網の形成を図るため、エイトライナー構想の実現に向けた促進活動を行う。 ⒂　国等が進める外かく環状道路整備事業に対応するため、ジャンクション・インターチェンジ周辺

	などにおいて外環沿線地域のまちづくりの考え方を整理し、国・都などとの調整において、区の考えを反映していく。 ⑯　福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、引き続き「福祉のまちづくり推進条例」の周知啓発に取り組むとともに、民間施設バリアフリー整備意向等調査および協働推進拠点事業を行う。 ⑰　平成19年3月に策定された「練馬区耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準である昭和56年5月以前に建てられた住宅や建築物の耐震診断および耐震改修を引き続き促進する。 ⑱　総合的な道路網整備を行うため、石神井公園駅周辺の都市計画道路である補助線街路132号線・232号線等および生活幹線道路である主要区道32号線等の事業を引き続き進める。 　また、歩道のバリアフリー化等に配慮し、主要区道9号線のセミフラット手法による整備を行う。 ⑲　都市計画道路補助230号線の整備と連係し、引き続き土支田中央土地区画整理事業に取り組む。平成23年度も建物等の移転補償を行うとともに、宅地造成工事、街路築造工事を行う。 ⑳　子どもが安心して遊べるように、見通し確保のための樹木せん定や専門技術者による遊具点検事業を引き続き行うなど、公園・児童遊園等の維持管理について、より一層の適切化を図る。 ㉑　日本銀行石神井運動場の実施設計に取り組むなど公園整備を進めるとともに、大泉学園町希望が丘公園、仮称大泉町もみじ山公園、仮称中村中央公園を開設する。 ㉒　総合治水計画の改定に引き続き取り組むとともに、ゲリラ豪雨対策として、道路冠水対策工事に取り組み、石神井川にある中之橋に水位観測カメラを設置する。また、雨水流出抑制施設の設置についても、引き続き開発事業者への指導や戸建て住宅への補助を行う。 ㉓　自転車対策事業として、平和台駅地下自転車駐車場の整備工事に着手する。また、放置自転車の削減を図るため、平成23年度も引き続き駅周辺で自転車誘導員を配置し、利便性が高い魅力的なまちづくりを進める。さらに、江古田駅、氷川台駅周辺の買い物利用者の放置自転車対策を実施し、自転車走行環境整備に関する調査等を実施する。
5　未来を拓く区政経営を進める（行政運営分野） 3億2800万円	(1)　区公式ホームページに自動翻訳システムを導入し、英語・中国語・ハングルでの情報提供を可能とし、外国人の方々への情報提供サービスを拡充する。 (2)　関越自動車道高架下の有効活用を図るため、日本高速道路保有・債務返済機構が定める高架下利用計画に基づき、測量等各種調査を行い、占用許可の手続きを進める。 (3)　平成22年3月に策定した長期計画の後半3か年（平成24年度～26年度）の実施計画を策定する。 (4)　平成22年度の検討に引き続き、「みどり」「アニメ」などの「ねりま未来プロジェクト」を相互に連携させながら、区の魅力を「練馬ブランド」として発信する拠点づくりの基本的な構想の策定を行う。 (5)　旧光が丘第三小学校を民間事業者に貸し付けるに当たり、所要の改修工事を行う。 (6)　行政改革推進プラン（平成19年度～22年度）の計画期間終了後の検証を行い、より効率的で質の高い行政経営を目指し、次期行政改革推進計画を策定する。 (7)　平成21年7月に公布された住民基本台帳法の改正（3年以内に施行）により、外国人住民に対しても日本人と同様に住民基本台帳事務を行うことになるため、仮住民票を作成し通知する等、現行制度からの円滑な移行を図る。 (8)　平成22年度から開始された地方税の電子化対応、国税連携をより効率的に行うため、課税資料ファイリングシステム等を導入する。

（3）平成21年度決算

●一般会計

平成21年度における一般会計決算額は、歳入2,338億1,938万円（前年度2,220億446万円）、増減率5.3%（前年度1.9%）、歳出2,296億669万円（前年度2,091億2,130万円）、増減率9.8%（前年度1.3%）で、前年度に比べて歳入で118億1,492万円の増、歳出で204億8,539万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は42億1,269万円（前年度比△67.3%）の黒字となった。

1 歳　入

歳入のうち、一般財源の構成比は、62.2%を占めている。この内訳としては特別区税27.0%、特別区交付金30.5%と、この二つで57.5%を占め、前年度（64.9%）と比べ、構成比が7.4ポイント減少している。

特定財源の構成比は37.8%で、前年度（29.7%）に比べると構成比が8.1ポイント増加している。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別でみると、自主財源（区税、諸収入、繰入金、使用料など）は39.4%（前年度38.4%）、依存財源（国庫支出金、都支出金、地方債など）が60.6%（前年度61.6%）となり、自主財源の構成比が1.0ポイント増加した。

2 歳　出

目的別（科目別）の構成比でみると、保健福祉費、児童青少年費、教育費、土木費の順となっている。20年度に比べて、土木費、区民費、産業地域振興費等が増となっている一方、公債費、諸支出金、総務費等が減となっている。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は1,117億8,008万円で、前年度比2.5%減となり、歳出全体に占める構成比は48.7%と前年度に比べ6.2ポイント減となっている。

投資的経費は409億7,293万円で、全体の17.8%と前年度に比べて構成比が5.8ポイント増となっている。

その他の経費は768億5,368万円で、前年度に比べて10.8%増となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、補助費等、繰出金の順になっている。

3 特別区債

特別区債の歳入額は74億5,921万円で、前年度に比べて319.8%増となった。このうち、土木費が55億4,429万円で74.3%であり、教育費が11億103万円で、構成比は14.8%である。

また、特別区債の21年度末の未償還元金は、647億542万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入、歳出とも1.9%の減となった。

つぎに介護保険会計は、歳入で5.8%、歳出で7.2%の増、後期高齢者医療会計は、歳入で11.2%、歳出で11.0%の増、老人医療会計は、歳入、歳出とも96.7%の減、用地会計は歳入、歳出とも皆減、公共駐車場会計は歳入で1.9%、歳出で2.2%の増、学校給食会計は歳入で1.8%、歳出で1.9%の減となった。

●財政指標

地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が0.47（前年度0.46）、実質収支比率が2.4%（前年度4.5%）、実質公債費比率が2.8%（前年度4.4%）、公債費比率が6.6%（前年度7.0%）、経常収支比率が84.6%（前年度79.2%）であった。

平成21年度一般会計決算
［歳　入］

区　　分	予算現額	決 算 額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	63,538,243	63,229,892	27.0	99.5	64,126,607	△1.4
地方譲与税	1,172,000	1,199,916	0.5	102.4	1,279,253	△6.2
利子割交付金	820,000	888,039	0.4	108.3	1,146,680	△22.6
配当割交付金	267,000	268,900	0.1	100.7	334,195	△19.5
株式等譲渡所得割交付金	124,000	114,039	0.1	92.0	116,415	△2.0
地方消費税交付金	6,598,000	6,653,626	2.8	100.8	6,247,727	6.5
自動車取得税交付金	614,028	614,637	0.3	100.1	1,272,667	△51.7
地方特例交付金	1,262,909	1,262,909	0.5	100	1,253,403	0.8
特別区交付金	71,125,293	71,270,514	30.5	100.2	79,907,001	△10.8
交通安全対策特別交付金	107,000	104,979	0.0	98.1	104,299	0.7
分担金及び負担金	1,656,247	1,653,376	0.7	99.8	1,621,605	2.0
使用料及び手数料	3,563,613	3,584,050	1.5	100.6	3,653,195	△1.9
国庫支出金	39,227,787	38,362,504	16.4	97.8	33,821,437	13.4
都支出金	12,282,123	13,521,972	5.8	110.1	9,408,961	43.7
財産収入	481,273	475,126	0.2	98.7	710,625	△33.1
寄付金	116,390	117,766	0.1	101.2	61,909	90.2
繰入金	13,341,221	9,768,574	4.2	73.2	6,097,499	60.2
繰越金	9,166,160	9,166,160	3.9	100	5,810,693	57.7
諸収入	3,993,058	4,103,193	1.8	102.8	3,253,261	26.1
特別区債	7,532,000	7,459,208	3.2	99.0	1,777,029	319.8
計	236,988,345	233,819,380	100	98.7	222,004,461	5.3

平成21年度一般会計決算
〔歳入〕

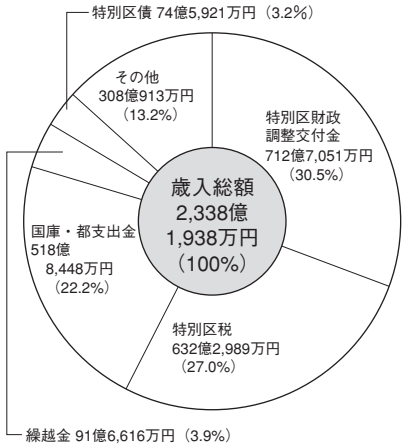

〔歳出〕

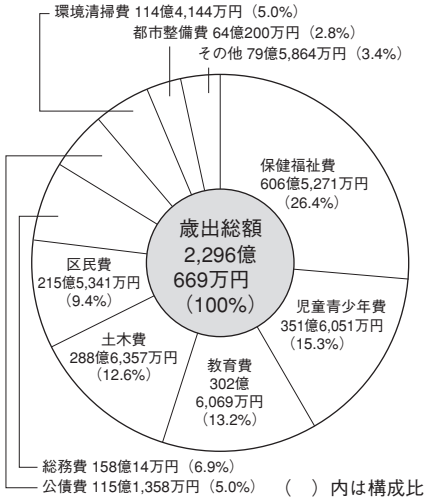

（　）内は構成比

［歳　出（目的別）］

区　　分	予算現額	決 算 額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	987,219	963,303	0.4	97.6	970,973	△0.8
総務費	16,045,897	15,800,142	6.9	98.5	16,037,319	△1.5
区民費	23,346,561	21,553,410	9.4	92.3	11,760,694	83.3
産業地域振興費	5,722,045	5,456,751	2.4	95.4	4,900,274	11.4
保健福祉費	62,532,972	60,652,712	26.4	97.0	56,627,813	7.1
児童青少年費	35,864,936	35,160,508	15.3	98.0	33,252,857	5.7
環境清掃費	11,846,217	11,441,437	5.0	96.6	11,130,327	2.8
都市整備費	6,576,102	6,402,001	2.8	97.4	6,188,583	3.4
土木費	29,718,265	28,863,569	12.6	97.1	14,270,915	102.3
教育費	31,202,916	30,260,687	13.2	97.0	29,767,440	1.7
公債費	11,573,600	11,513,581	5.0	99.5	17,404,939	△33.8
諸支出金	1,538,647	1,538,590	0.6	100.0	6,809,166	△77.4
予備費	32,968	0	0.0	0.0	0	−
計	236,988,345	229,606,691	100	96.9	209,121,300	9.8

［歳　出（性質別）］

区　分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	111,780,084	48.7	114,669,550	△2.5
人件費	46,477,210	20.2	48,202,083	△3.6
扶助費	53,162,820	23.2	48,709,320	9.1
公債費	12,140,054	5.3	17,758,147	△31.6
投資的経費	40,972,932	17.8	25,062,706	63.5
普通建設事業費	40,972,932	17.8	25,062,706	63.5
その他の経費	76,853,675	33.5	69,389,044	10.8
物件費	29,550,046	12.9	28,310,522	4.4
維持補修費	2,641,877	1.2	2,970,838	△11.1
補助費等	23,533,521	10.2	13,257,850	77.5
積立金	647,135	0.3	5,711,375	△88.7
投資及び出資金貸付金	739,711	0.3	978,319	△24.4
繰出金	19,741,385	8.6	18,160,140	8.7
計	229,606,691	100	209,121,300	9.8

平成21年度特別会計決算

〔国民健康保険事業会計〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
（歳入）	千円	千円	%
国民健康保険料	16,508,425	16,628,385	25.7
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	34	0.0
国庫支出金	14,469,117	13,869,044	21.4
療養給付費交付金	2,799,256	2,465,171	3.8
前期高齢者交付金	13,711,289	13,711,289	21.2
都支出金	2,853,819	3,204,473	5.0
共同事業交付金	7,047,600	6,718,336	10.4
財産収入	1	0	0.0
繰入金	8,480,689	7,352,364	11.4
繰越金	600,001	600,001	0.9
諸収入	96,047	101,803	0.2
計	66,566,247	64,650,900	100
（歳出）			
総務費	1,267,500	1,170,214	1.8
保険給付費	43,996,542	42,382,736	66.2
後期高齢者支援金等	8,924,895	8,924,894	13.9
前期高齢者納付金等	25,378	25,377	0.1
老人保健拠出金	290,926	290,925	0.5
介護納付金	3,215,141	3,215,140	5.0
共同事業拠出金	7,049,998	6,997,090	10.9
保健事業費	734,636	598,346	0.9
（保健施設費）			
諸支出金	462,491	446,177	0.7
予備費	598,740	0	0.0
計	66,566,247	64,050,899	100

〔介護保険会計（保険事業勘定）〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
（歳入）	千円	千円	%
介護保険料	6,188,124	6,171,548	18.4
国庫支出金	7,366,707	7,198,509	21.4
支払基金交付金	9,919,543	9,718,511	28.9
都支出金	4,958,146	4,816,064	14.3
財産収入	5,107	5,117	0.0
繰入金	5,608,356	5,282,046	15.7
繰越金	423,915	423,914	1.3
諸収入	5,348	16,218	0.0
計	34,475,246	33,631,927	100
（歳出）			
保険給付費	32,646,714	32,042,883	95.3
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	1,396,150	1,278,544	3.8
基金積立金	142,352	8,660	0.0
諸支出金	290,029	290,002	0.9
計	34,475,246	33,620,089	100

〔介護保険会計（サービス事業勘定）〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
（歳入）	千円	千円	%
サービス収入	59,342	64,313	58.4
繰入金	55,567	40,798	37.1
諸収入	5,321	4,925	4.5
計	120,230	110,036	100
（歳出）			
サービス事業費	120,230	110,036	100
計	120,230	110,036	100

〔後期高齢者医療会計〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
（歳入）	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	5,251,640	5,283,010	50.1
使用料及び手数料	1	1	0.0
広域連合支出金	142,198	118,854	1.1
繰入金	5,171,302	5,040,772	47.8
諸収入	87,953	93,064	0.9
国庫支出金	5,911	5,912	0.1
計	10,659,005	10,541,613	100
（歳出）			
総務費	139,200	114,974	1.1
広域連合搬出金	9,787,026	9,766,024	92.8
保健事業費	426,560	347,556	3.3
葬祭費	200,270	200,270	1.9
諸支出金	105,949	92,589	0.9
計	10,659,005	10,521,413	100

〔老人医療会計〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
（歳入）	千円	千円	%
支払基金交付金	15,298	15,298	10.8
国庫支出金	80,449	80,449	56.7
都支出金	0	0	0.0
繰入金	42,541	30,964	21.8
繰越金	0	0	0.0
諸収入	12,537	15,230	10.7
計	150,825	141,941	100
（歳出）			
医療諸費	44,822	35,933	25.3
諸支出金	106,003	106,003	74.7
計	150,825	141,936	100

〔公共駐車場会計〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
（歳入）	千円	千円	%
使用料及び手数料	294,950	299,999	57.5
繰入金	224,403	212,722	40.8
繰越金	8,791	8,790	1.7
諸収入	140	12	0.0
計	528,284	521,523	100
（歳出）			
公共駐車場事業費	177,206	168,095	32.7
公債費	233,924	233,923	45.5
諸支出金	112,154	112,154	21.8
予備費	5,000	0	0.0
計	528,284	514,172	100

〔学校給食会計〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
（歳入）	千円	千円	%
給食費	215,438	206,047	99.9
繰越金	1	238	0.1
諸収入	2	44	0.0
計	215,441	206,329	100
（歳出）			
学校給食費	215,441	205,807	100
計	215,441	205,807	100

5 税・財 産

練馬区においては現在、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している（課税実績はないがこのほかに鉱産税が定められている）。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般的には市町村の財源であるが、特別区の地域においては、「特別区税」ではなく「都税」として東京都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている（なお、特別土地保有税は平成15年度以降、新たな課税を停止している。）。また、都市計画税、事業所税についても、「特別区税」ではなく「都税」として東京都が特例により課税・徴収している。

区内には、都税については練馬都税事務所（ただし一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）、国税については、練馬東税務署と練馬西税務署が設置されている。

（1）区政を支える特別区税

●特別区税

練馬区の平成22年度特別区税収入額は599億4,032万円（21年度比5.2%減）であり、区一般会計歳入額の26.6%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、86,563円（21年度比5.6%減）であった。

1 特別区民税（個人分）

22年度の収入額は564億9,683万円で、特別区税に占める割合は94.3%と最も高い。対前年度の伸び率は、5.6%減であった（前年度収入額は、598億6,601万円）。

また、納税義務者数は357,498人で、21年度に比べ0.9%減であった。

特別区税の収入状況（対前年度比較）

税　目	平成21年度				平成22年度			
	調定額	収入額（収入率）	増減率	構成比	調定額	収入額（収入率）	増減率	構成比
	千円	千円(%)	%	%	千円	千円(%)	%	%
特別区民税								
現年課税分	60,816,948	58,967,522(97.0)	△1.3	93.3	57,063,143	55,462,313(97.2)	△5.9	92.5
滞納繰越分	3,910,259	898,484(23.0)	4.0	1.4	4,397,721	1,034,514(23.5)	15.1	1.7
小　計	64,727,207	59,866,006(92.5)	△1.2	94.7	61,460,864	56,496,827(91.9)	△5.6	94.3
軽自動車税								
現年課税分	251,827	235,800(93.6)	1.2	0.4	250,024	235,361(94.1)	△0.2	0.4
滞納繰越分	52,092	6,102(11.7)	△27.5	0.0	46,740	6,672(14.3)	9.3	0.0
小　計	303,919	241,902(79.6)	0.2	0.4	296,764	242,033(81.6)	0.1	0.4
特別区たばこ税								
現年課税分	3,092,344	3,092,344(100.0)	△4.2	4.9	3,175,051	3,175,057(100.0)	2.7	5.3
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小　計	3,092,344	3,092,344(100.0)	△4.2	4.9	3,175,051	3,175,057(100.0)	2.7	5.3
入湯税								
現年課税分	29,640	29,640(100.0)	△13.8	0.0	26,402	26,402(100.0)	△10.9	0.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小　計	29,640	29,640(100.0)	△13.8	0.0	26,402	26,402(100.0)	△10.9	0.0
合　計	68,153,110	63,229,892(92.8)	△1.4	100	64,959,081	59,940,319(92.3)	△5.2	100

特別区税収入額の推移

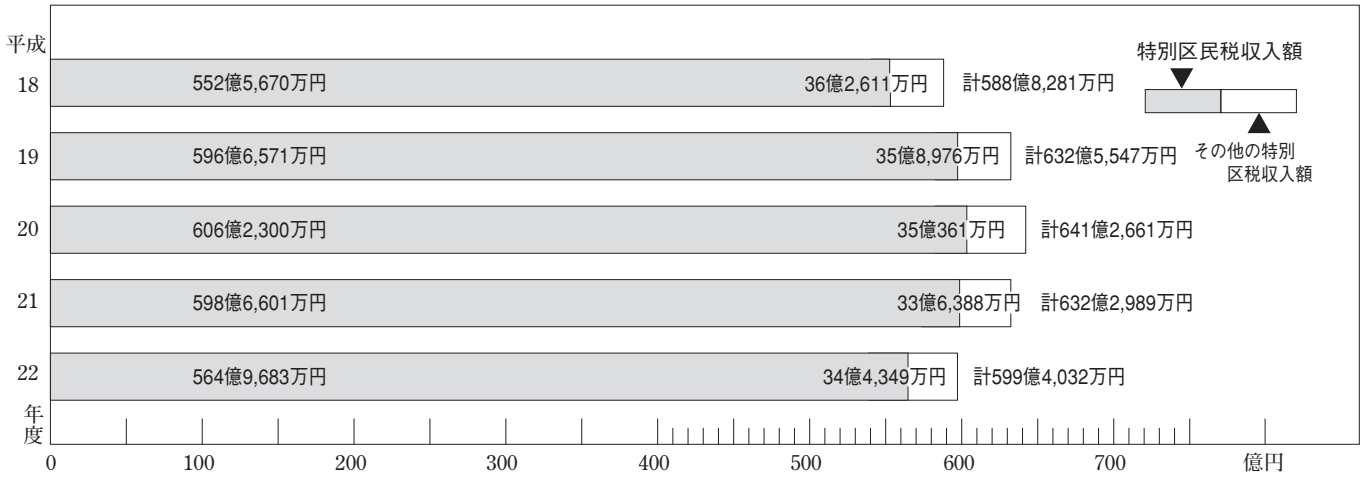

2 軽自動車税

22年度の収入額は2億4,203万円で、特別区税全体の0.4%を占めており、対前年度の伸び率は、0.1%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は80,937件で21年度に比べて2,505件少なかった。

特別区税負担額の推移

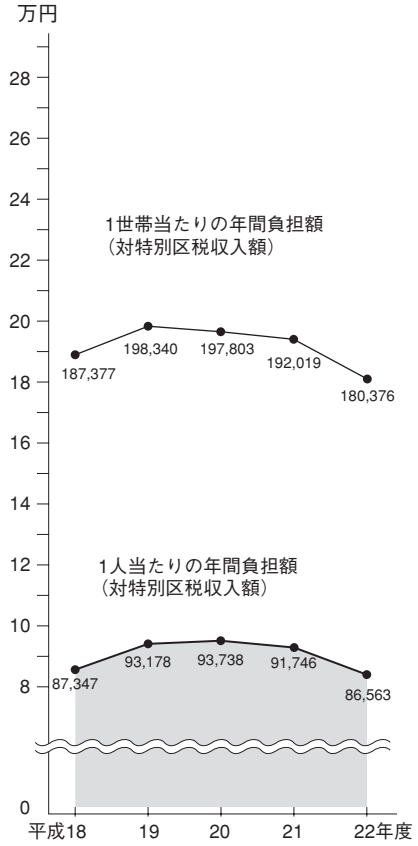

軽自動車税車種別課税件数（現年課税分） 平成22年度

車種		件数	増減率	構成比
		件	%	%
原動機付自転車	50 cc 以下	24,746	△8.2	30.6
	90 cc 以下	2,890	△6.5	3.6
	125 cc 以下	7,392	3.9	9.1
	ミニカー	312	13.0	0.4
軽自動車およ び小型特殊自動車	軽自動車			
	二輪	10,569	△4.5	13.1
	（うち、被けん引車）	(66)	(3.1)	(0.1)
	三輪	6	100.0	0.0
	四輪（乗用）	14,047	2.1	17.4
	四輪（貨物）	12,097	△1.7	14.9
	雪上車	1	0.0	0.0
	小型特殊自動車			
	農耕作業用	138	0.0	0.2
	その他	383	△3.5	0.5
二輪の小型自動車		8,356	0.2	10.3
合計		80,937	△3.0	100

3 特別区たばこ税

22年度の収入額は31億7,506万円で、特別区税全体の5.3%を占めている。対前年度の伸び率は、2.7%増であった。たばこの売り渡し本数は8億5,615万本で、21年度に比べ8,681万本、9.2%の減であった。（ただし、22年度は税率改正に伴い、小売店への手持品課税を実施した。収入額は5,763万円、課税本数は4,386万本。収入額は上記数値に含む。）

4 入湯税

22年度の収入額は2,640万円であった。課税対象となる入湯客数は、176,011人であった。

(2) 都　税

平成22年度都税収入は、前年度に引き続き減収となり、1,382億円減の4兆1,485億円となった。

22年度の練馬都税事務所の都税収入については、前年度より18億6千万円減の862億1,200万円である。この数値は、都税収入全体の約2.1%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が1.2%の増、個人都民税が5.6%の減であった。全体としては、昨年度の2.1%の減収となった。

練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める全都と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

練馬都税事務所の収入状況

区分 / 税目	平成21年度 税額	平成21年度 構成比	平成22年度 税額	平成22年度 構成比
	百万円	%	百万円	%
個人都民税	39,473	44.8	37,253	43.2
法人二税	162	0.2	144	0.2
個人事業税	103	0.1	92	0.1
不動産取得税	1,678	1.9	1,513	1.8
自動車税	319	0.4	294	0.3
固定資産税	37,830	42.9	38,285	44.4
都市計画税	8,507	9.7	8,626	10.0
軽油引取税	0	0.0	0	0.0
事業所税	0	0.0	4	0.0
その他の税	0	0.0	1	0.0
合計	88,072	100	86,212	100

注：現年課税分と滞納繰越分の合計。
　　ただし都税収入（還付未済分を含まず）実績による。
資料：練馬都税事務所

都税収入構成比　　平成22年度

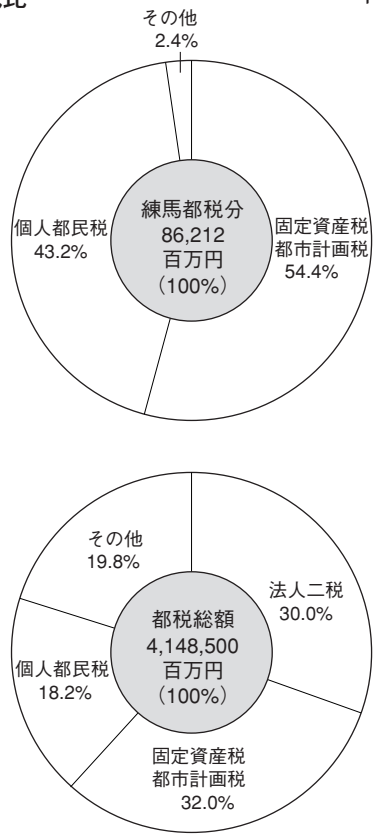

資料：練馬都税事務所

(3) 国　税

平成21年度、練馬区管内税務署の国税徴収決定済額の総額は約1,445億円であった。

国税徴収決定済額の推移

区分／税目	平成20年度 税額	平成21年度 税額
	百万円	百万円
源泉所得税	34,477	31,230
申告所得税	34,878	30,905
法人税	19,783	21,100
相続（贈与）税	34,818	29,255
消費税および地方消費税	33,253	31,544
その他	530	443
計	157,739	144,476

資料：東京国税局

(4) 財　産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、立木等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。平成22年度現在、基金の種類は12となっている。

区有財産の現況　　平成23年3月31日現在

種別	数量	推定価格	摘要
土地	2,860,621.60㎡	8,787億2,067万円	庁舎、学校等の敷地面積
建物	1,164,981.56㎡	1,303億6,996万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
立木	―	5億229万円	区役所、学校、公園等の樹木
工作物	―	128億2,114万円	プール、公園施設等
無体財産権	2件	107万円	アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650株	(額面)4,250万円	株式
出資による権利	―	5億634万円	練馬区都市整備公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物品(特別整理備品)	2,407点	61億5,616万円	各種事務用機器、機械、車両等
債権	―	38億213万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基金	（積立基金）	612億101万円	まちづくり基金、芸術作品設置基金、区営住宅整備基金、福祉基金、介護保険給付準備基金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金、減債基金、みどりを育む基金、財政調整基金、施設整備基金
	（運用基金）	150億5,000万円	用地取得基金、美術作品取得基金

第1章

次代を担う子どもの健やかな成長を支える
～子ども分野～

1　子どもと子育て家庭を地域で支える …… 58
2　子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める　65
3　青少年を健やかに育成する …… 74

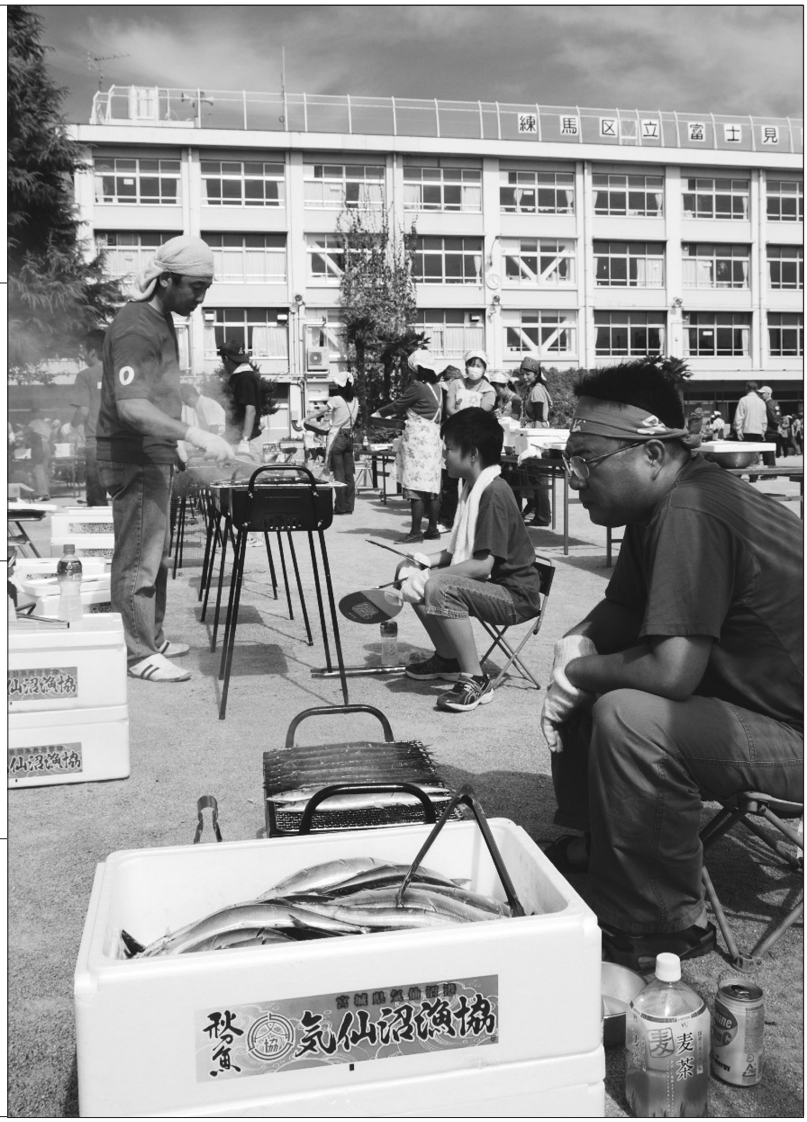

サンマで全校親睦会（区立富士見台小学校）

1　子どもと子育て家庭を地域で支える

(1) 地域で子育てを支える

●子ども家庭支援センター

子どもや家庭の抱える不安や悩みは漠然としたものから深刻なものまで様々だが、地域において早期に対応することが、問題の深刻化を防ぎ、解決をより容易にする。

練馬子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、子育てのひろば、乳幼児一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイなどのサービスの提供、子育てに関する情報の提供、子育てスタート応援券の送付などを行っている。平成22年1月に貫井子ども家庭支援センター、22年5月に大泉子ども家庭支援センターを開設した。

1 子どもと家庭の総合相談（練馬・関・光が丘・大泉・貫井子ども家庭支援センター）

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、サービスの調整を行っている。22年度は2,529件の相談があった。（虐待に関する相談586件、養護相談747件、育児しつけ等の相談987件、不登校に関する相談209件）

2 子育てのひろば（練馬・関・光が丘・大泉・西大泉・貫井ぴよぴよ）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来所し、楽しく遊び、語り、子育てについて学びあう場である。22年5月から大泉ぴよぴよでも実施しており22年度は、120,247人の親子の利用があった。

3 民設子育てのひろばへの補助

18年5月から、民間団体が運営する子育てのひろばへの補助を開始した。22年度は42,447人の親子の利用があった。

4 子育て相談（練馬・関・光が丘・大泉・西大泉・貫井ぴよぴよ）

保育士などが子育てに関する一般相談を行っている。また、多方面に及ぶ相談には総合福祉事務所や児童相談センターなどの関係機関との連携を図ることで対応している。22年度は、2,343件の相談があった。

5 ファミリーサポートセンター（育児支えあい）事業

地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、保育を希望する保護者に、練馬区ファミリーサポートセンターを通して、住所地の近くや条件にあった援助会員の紹介を行っている。

23年3月31日現在、利用4,636人、援助373人の会員がいる。

6 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での保育が困難なときに専門の施設で保育士などが2歳から小学校6年生まで（東京都石神井学園は17歳まで）を対象として保育に当たっている。この内、子どもショートステイは陽だまり荘と東京都石神井学園で実施している宿泊型一時保育で、6泊7日まで連続して利用できる。22年度は延べ1,233日の利用があった。トワイライトステイは、陽だまり荘、東京都石神井学園、練馬ぴよぴよ、光が丘ぴよぴよに加えて大泉ぴよぴよでも22年5月から実施している午後5時から午後10時までの夜間一時保育で22年度は延べ2,304日の利用があった。

7 乳幼児一時預かり事業

保護者が仕事や外出など様々な理由で一時的な保育が必要なときに、乳幼児（生後6か月から就学前児）の短時間の保育を行っている。

練馬、関、光が丘、貫井ぴよぴよに加えて大泉ぴよぴよでも22年5月から実施しており、22年度は延べ9,072人（件）の利用があった。

8 育児支援ヘルパー事業

出産後まもなく、体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣している。原則として、妊娠期から出産後1年以内に36時間を限度に派遣しており、22年度は、延べ2,731時間の利用があった。

9 子育てスタート応援券

新生児のいる家庭に、区の実施している子育て支援事業を紹介し、利用いただくため子育てサービスが利用できる応援券を支給している。

22年度は、育児支援ヘルパーサービス（家事応援券）2枚、ファミリーサポート（育児応援券）2枚、併用券（家事・育児応援券）2枚を出生届・転入届により対象となるすべての世帯に郵送し、育児支援ヘルパーサービスに延べ1,165時間、ファミリーサポートに延べ3,895時間利用された。

10 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな子育て中の親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる推進役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウを共に学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。

22年度は、全6回の連続講座を4回実施し、48人が受講した。また、22年5月には大泉子ども家庭支援センターの開設記念講座として、父親の育児参加をテーマとした講座（パパ力・パワーアップ講座）を実施し、43人が受講した。

11 ねりまキッズ安心タクシー

妊娠中の方や子育て中の方が外出する際に、安心してタクシーを利用できるように、タクシー事業者向けに、育児についての講習会を実施している。講習会受講後に検定を行い、検定に合格した乗務員の方には認

定証を交付する。タクシーには「ねりまキッズ安心タクシー」のステッカーを貼り、タクシー利用の際の目印とする。

22年度は、講習会を5回実施し、239人が認定証の交付を受けた。

●区立保育園子育て支援事業

地域に開かれた保育園としての機能を拡充するために、全区立保育園で子育て相談や地域の親子と交流する事業を行っている。

1 子育て相談

園長のほかに栄養士、看護師が、専門知識や保育園での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

平成22年度は、3,153件（うち電話相談は543件）の相談があった。

2 地域交流事業

保育園の近隣に住む乳幼児の親子を対象に、園庭開放やふれあい給食、季節の行事に参加する事業を行っている。また、地区の園長会が子育ての情報や保育園の遊び、食事を紹介するイベントを行っている。

22年度は、831事業10,996人の参加があった。

●練馬こどもまつり

練馬こどもまつりは、子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。会場は光が丘公園と石神井公園の2か所で、それぞれの会場では木工作や手芸、ドッジボール、スポーツチャンバラなどが行われ、ステージでは、歌や大道芸などが繰り広げられている。

運営は、区が事務局となり、児童館、地域の民間の団体により行われ、子どもたちも「子どもスタッフ」として準備や当日の運営に参加し、子どもたち自身にとって楽しいまつりとなるよう活動した。

平成22年度は、5月22日に開催し、当日来場者は延べ52,000人であった。

●子ども手当などの支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、子ども手当を始めとする各種の手当の支給および子ども医療費の助成を行っている。

なお、子ども手当と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当には一定の所得制限がある。

1 子ども手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。支給月額は一律13,000円である。

平成23年3月31日現在の支給児童数は84,640人である。

2 児童育成手当

父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者である18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している保護者に、育成手当を支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は児童1人につき13,500円、23年3月31日現在の支給児童数は8,648人である。

また、20歳未満の心身に一定程度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症）のある児童の保護者に、障害手当を支給している。支給月額は児童1人につき15,500円で、23年3月31日現在の支給児童数は471人である。

3 第3子誕生祝金

練馬区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。22年度は663人に支給した。

4 児童扶養手当

22年8月に母子家庭に加えて父子家庭も支給対象とする旨の制度改正が行われ、父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者（身体障害者手帳1、2級程度）である18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（ただし、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害児の場合は20歳未満）を養育している保護者に支給している。ただし、保護者や児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けているときや、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が基準より低い場合は全額支給されるが、一定所得以上の場合は所得金額に応じて10円刻みで、一部または全部支給制限を受ける。児童1人の場合の22年4月現在の支給月額は、全額支給は41,720円（一部支給は41,710円～9,850円）、児童2人の場合5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となる。

23年3月31日現在の受給者は4,533人、対象児童数6,676人である。

なお、23年4月支給分から支給月額が変更され、全部支給は41,550円、一部支給は41,540円～9,810円となっている。

5 特別児童扶養手当

20歳未満で、重度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1、2度程度）、または中度の障害（身体障害者手帳3級程度および4級の一部、愛の手帳3度程度）のある児童を養育している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は、1人につき重度障害児は50,750円、中度障害児は33,800円で、23年3月31日現在の支給対象児童数は合わせて604人である。

なお、23年4月支給分から支給月額が変更され、重度障害児は50,550円、中度障害児は33,670円となっている。

6 子ども医療費の助成

小学校就学前の児童を対象に乳幼児医療証を交付して実施している乳幼児医療費助成に加え、19年4月から小中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金（高額療養費に該当する場合は、自己負

担限度額まで）と入院時食事療養費標準負担額を助成している。23年3月31日現在の対象人数は乳幼児医療証が39,466人、子ども医療証が53,273人、合計92,739人である。

7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を養育している保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金（高額療養費および高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担を除く）を助成している。

23年3月31日現在の対象人員は、3,739世帯、5,693人である。

●次世代育成支援行動計画

1 計画策定の背景

平成23年4月1日現在、区の児童数は、106,580人で、区の人口の15.4％を占めている。児童の内訳は、乳児（1歳未満）5,887人、幼児（1～5歳）28,582人、少年（6～17歳）72,111人である。

近年の社会経済情勢の変化により、少子化が急速に進んでいる。

国は、少子化の流れを変えるため、少子化に対する地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な取組を促す「次世代育成支援対策推進法」を、15年に制定した。

区では、同法に基づき、アンケート調査などにより区民のニーズを把握するとともに、公募区民などで構成する「次世代育成支援推進協議会」の意見や区民意見反映制度による意見などを踏まえ、22年3月に「練馬区次世代育成支援行動計画（後期）」（22～26年度）を策定した。

2 計画の基本理念

すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、行動計画では、児童憲章や児童の権利に関する条約などを踏まえて4つの基本理念を定めている。この行動計画に沿って、様々な事業を展開し、子どもと子育て家庭を支援している。

（2）就学前の子どもの成長を支える

●保育所待機児の解消

待機児童の解消のため、認可保育園や分園の新設、定員の見直しおよび保育園を補完する制度（認証保育所、保育室、家庭福祉員等）の拡充などにより、受入枠の増に努めてきたが、0～3歳児を中心に待機児童は多く、平成23年4月1日現在564人という状況である。

今後も引き続き、保育園の新設や、認証保育所の誘致などにより、待機児童の解消を図っていく。

●多様な保育サービスの展開

1 乳児保育

区立保育園では、昭和62年4月に、生後58日からの産休明け保育を開始し、平成23年4月1日現在14園で実施している。また、21園で生後101日から、15園で8か月からの乳児を受け入れている。

私立保育園では、17園で生後58日、6園で6か月からの乳児を受け入れている。

2 障害児保育

区立保育園では原則として、中・軽度の障害のある幼児を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立保育園でも園の状況に応じて受入れを行っている。

23年4月1日現在、区立保育園59園に152人、私立保育園15園に37人が在籍している。

3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育園で午前7時30分から午後6時30分（一部私立では時間帯が異なる。）まで保育を行っている。

さらに、保護者の就労等の延長に対応するために、区立17園・私立13園で夕方1時間、私立1園で夕方1時間30分、区立7園・私立5園で夕方2時間、私立1園で夕方2時間30分、区立7園・私立4園で朝30分の延長保育を実施している。

23年4月1日現在、区立434人・私立311人の児童が利用している。

また、16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。

22年度は、区立保育園24園で5,514人の利用があった。

4 年末保育

13年度から、多様な就労形態に対応するために、12月29日・30日において午前7時30分から午後6時30分まで、年末保育を実施している。

22年度は、区立保育園10園、私立保育園5園、保育室1室で利用児童数は延べ284人であった。

5 病後児保育

小学校3年生までの児童が、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育する事業で、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業である。

15年4月から私立道灌山保育園、17年4月から病後児保育施設こどもデイケアプリムラ、18年4月からマミーズハンド中村橋、7月からは練馬区医師会病後児保育センターぱるむで事業を開始した。22年度は延べ3,199人の利用があった。

6 休日保育

認可保育園が休みとなる日曜日と祝・休日（12月29日～1月3日を除く）に、仕事のため家庭で保育できないときに、保護者に代わって児童を保育する制度である。

対象は区の認可保育園に在園する満1歳以上の児童で、午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間を申し込み、保育料は1日3,000円である。

18年4月から1園（光が丘第八保育園）、10月から3園（向山保育園・石神井町つつじ保育園・東大泉第三保育園）の、区立保育園計4園で実施している。

22年度の延べ利用者数は665人であった。

7 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、短時間・断続的な仕事など理由を問わず一時的な保育が必要なときに、保護者に代わって保育する制度である。

私立保育園においては、15年4月から大泉にじのいろ保育園で実施し、19年度からどんぐり山保育園とアスク関町北保育園、21年度からなんこう保育園とエンゼルベア石神井保育園も事業を開始し、22年度は5園で延べ3,840人の利用があった。

また、区立保育園においては18年10月から東大泉第三保育園で、22年10月から豊玉第二保育園で実施し、22年度は2園で延べ2,219人の利用があった。

8 短期特例保育

保護者が病気、出産等により一時的に保育ができなくなったときに、子育ての経験を持つなど一定の要件の下で区が認定した保育員または保育室等および区立保育園が保護者に代わって乳幼児を保育する制度である。

23年4月1日現在、保育員は8人（児童定員各3人）、認証保育所等は26か所、区立保育園60園、私立保育園9園で定員に欠員が有る場合に保育を行う。

22年度は85人、延べ1,056日の保育を行った。

●私立保育園への助成の充実

私立保育園に対して、保育内容の充実、運営の安定ならびに区立と同様の保育態勢の確立などを目的として財政等の援助に努めている。今後、特に施設整備面などの支援充実が課題である。

●保育園を補完する制度

多様化する保育需要に応えるため、保育園を補完するものとして、つぎのような制度を設けている。

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者への保育料一部助成を行っている。

A型（駅前基本型）とB型（小規模・家庭的保育所）の2つの類型があり、それぞれ利用対象者や定員規模、施設基準等が異なる。

区内では、平成23年4月1日現在、A型の認証保育所が29か所、B型は2か所開設されている。

2 家庭福祉員（保育ママ）

保護者が共働きなどのため、家庭で子どもの保育ができない場合、区が認定した家庭福祉員が、保護者に代わって自宅で保育する制度である。

家庭福祉員には、保育士・教員、看護師等の資格と子育ての経験を持つことなど、一定の要件を必要としている。対象児は、生後58日以上、3歳未満の児童である。

22年度は、月平均139人の保育を行った。

3 駅型グループ保育室

保護者が共働きなどのため、家庭で子どもの保育ができない場合に、送り迎えに便利な駅周辺のマンション等の一室を区が保育室として整備し、区が認定した家庭福祉員のグループや区から委託を受けた団体が、保育する制度である。

11年6月に東大泉グループ保育室を開設したのを始めに、23年4月1日現在8か所の駅型グループ保育室を開設している。

4 練馬型グループ保育室

マンションなどの一室を区が借り上げて保育室とし、区立保育園の園長経験者などにより保育を行う制度である。

22年6月に「練馬型グループ保育室石神井」を、22年9月に「練馬型グループ保育室練馬」を開設した。

保育園数・児童定員・待機児数の推移　　各年4月1日現在

区分／年次	保育園			児童定員			待機児
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
	園	園	園	人	人	人	人
平成19	60	20	80	6,410	1,617	8,027	243
20	60	21	81	6,415	1,677	8,092	254
21	60	23	83	6,453	1,790	8,243	429
22	60	24	84	6,536	1,878	8,414	552
23	60	29	89	6,541	2,277	8,818	564

認証保育所・家庭福祉員・駅型グループ保育室・練馬型グループ保育室・保育室・私立幼稚園在園児預かり保育・認定こども園数の推移　　各年4月1日現在

区分／年次	認証保育所		家庭福祉員		駅型グループ保育室		練馬型グループ保育室		保育室		預かり保育		認定こども園	
	施設数	定員	福祉員数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
	か所	人	人	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人
平成19	20	563	46	120	8	66	－	－	10	187	7	175	－	－
20	22	623	42	121	8	63	－	－	9	169	7	175	－	－
21	22	623	41	117	8	60	－	－	9	169	6	155	2	100
22	27	815	48	141	8	75	－	－	7	140	6	155	2	100
23	31	968	50	147	8	75	2	20	7	140	5	130	3	145

5 保育室

一定基準を満たす認可外保育施設を「保育室」として認定し、保育の充実などのための助成を行っている。

22年度は、月平均132人の保育を行った。

6 私立幼稚園在園児預かり保育

幼稚園の通常の教育（保育）とは別に、同じ幼稚園の中で、保護者が働いていたり、病気等により保育に欠ける在園児を対象に、認可保育園と同じ保育日、保育時間で保育を行う制度である。

対象人数は1園25～30人、保育料は1か月1万円で食事代やおやつ代は実費として別に徴収する。

保育時間は、幼稚園教育時間の前後で、午前7時30分から午後6時30分までで、夏休みなどの長期休業期にも保育を行う。

23年4月1日現在、私立幼稚園預かり保育を5か所の私立幼稚園で行っている。

7 認定こども園

教育・保育および保護者に対する子育て支援等を総合的に推進することを目的とした施設である。

23年4月1日現在、私立幼稚園3園が認定されている。

●学童クラブ室活用型子育て支援事業　にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2回程度開放する事業を平成13年度から開始した。

開放の形態は、個人利用の「子育て家庭集いの場」と、団体利用の「子育てグループ活動の場」の2種類がある。いずれの場合も、夏休みなど学童クラブ在籍児童が午前中から学童クラブ室を利用する日は利用日から除いている。

1 子育て家庭集いの場

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放する事業を実施している。

22年度は69か所で実施し、延べ40,834人の利用があった。

2 子育てグループ活動の場

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制となっている。17児童館のうち学童クラブがある14館すべてで実施している。

22年度は延べ169団体への貸出しを行った。

（3）学齢期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により家庭において保育に欠ける小学校1～3年生（心身に障害を有する児童については6年生まで）の児童の健全育成を図る施設である。保育時間は、平日は放課後（土曜日・夏休みなど学校休業日は午前9時）から午後6時（土曜日は午後5時）までである。指定管理者制度および運営業務委託による学童クラブにおいては、保育時間を延長（午前8時から午後7時まで）している。

平成23年3月31日現在、93クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内32、小学校内46、単独15）を開設しており、児童が指導員の下で、遊びや文化活動を繰り広げている。

また、昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、平成23年3月31日現在、82クラブに146人が在籍している。

留守家庭児童数と学童クラブ在籍者数の推移

各年10月1日現在

年　次	平成20	21	22
学　校　数	69校	69校	65校
児　童　数	17,272人	16,975人	22,514人
留守家庭児童数	5,295人 30.7%	5,111人 30.1%	7,055人 31.3%
学童クラブ数	90か所	91か所	93か所
在籍者数	3,736人 70.6%	3,539人 69.2%	3,827人 54.2%

注：児童数は1～3年の在籍児童数。在籍者数の割合は、留守家庭児童数に対する学童クラブ在籍者数の割合。

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO法人その他の団体が、①共働きなどのため、放課後の保育が受けられない小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、その健全育成を図る「放課後児童の広場」事業、②乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する「子育ての広場」事業、③保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する「乳幼児一時預かり」事業を実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する子育て支援事業である。

平成23年3月31日現在、5か所で運営されている。

●児童館（室）

区では、幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊び場」として児童館（室）を設置している。

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室、遊戯室等を利用して遊びの指導、各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。

平成23年3月31日現在、児童館等の施設は児童館17か所、厚生文化会館児童室1か所、地区区民館22か所である。22年度は、1日平均で1館（室）当たり76人の児童が利用した。

また児童館では、週1～3回、午前中に、リズム体操、読み聞かせ等集団での遊びを中心に、乳幼児を対象とした子育て支援事業を行っており、22年度は1館当たり平均95回の事業に1回当たり27人が参加した。

このほか、乳幼児の母親を対象とした子育てに関する事業も行っており、22年度は1館当たり平均4.1回の講

演会等を開催し、1回当たり32人が参加した。

また地域の子育て支援の核として、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

なお、光が丘なかよし児童館では①「中高生の居場所づくり事業」として月曜日～土曜日、午後5時30分から午後8時まで、②「親子のふれあう場等提供事業」として日曜・祝日、午前9時から午後5時まで施設開放を行っている。このほか、中村児童館・土支田児童館では週2回午後5時から午後7時まで、「中高生の居場所づくり事業」として中高生専用の時間を設けている。

児童館（室）利用状況の推移

館名＼年度	平成20	21	22
（児童館）	人	人	人
栄町	31,892	30,204	32,496
中村	60,278	54,709	57,948
平和台	35,348	32,708	32,139
春日町	40,142	35,347	33,464
北町	23,115	23,148	23,366
光が丘	39,563	34,733	31,179
光が丘なかよし	78,472	74,983	80,345
土支田	34,834	31,966	32,120
南田中	39,642	42,781	45,115
三原台	36,893	35,558	37,377
石神井	39,067	35,515	32,260
石神井台	36,842	24,802	40,523
上石神井	32,219	32,103	31,487
関町	34,824	31,591	27,604
東大泉	45,252	42,662	46,251
西大泉	35,640	28,649	27,355
北大泉	25,725	21,557	24,320
（児童室）			
厚生文化会館	20,765	27,706	26,877
地区区民館	326,720	312,246	331,809
合計	1,017,233	952,968	994,035

注：地区区民館は、22か所の合計。

（4）支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

●児童虐待防止

児童福祉法第25条の2により、地方公共団体は、要保護児童等への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされ、区では、平成19年3月、従来の児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく練馬区要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）に発展的に移行し、児童虐待の防止と早期発見のための一層広範な連携を構築することに努めている。（要保護児童等とは、要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦（法第25条の2）である。）

また、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定し、協議会の運営の中核となって関係機関との連絡調整に当たるとともに、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組んでいる。

●相談と指導

総合福祉事務所には、母子自立支援員、婦人相談員および家庭相談員を配置している。母子自立支援員・婦人相談員は、女性や母子家庭などが抱えるさまざまな問題についての相談を受け、必要な助言と指導を行っている。

家庭相談員は、家庭の内外における人間関係など、家庭にかかわる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

母子自立支援員の相談・指導　平成22年度

項目＼総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉
相談実人員		967人	1,377人	1,037人	912人
合計件数		1,272件	1,381件	1,580件	2,194件
生活一般	住宅	61	38	43	67
	医療	39	15	17	56
	家庭紛争	30	56	49	30
	就労	108	59	22	158
	その他	283	419	574	798
児童	養育	85	36	302	214
	教育	37	2	20	52
	非行	2	0	3	6
	就職	0	0	0	3
	その他	11	4	28	17
生活資金等	母子福祉資金	396	623	363	520
	公的年金	2	0	1	0
	児童扶養手当	39	5	29	24
	生活保護	58	27	27	72
	その他	49	17	87	47
その他		72	80	15	130

婦人相談員の相談・指導　　平成22年度

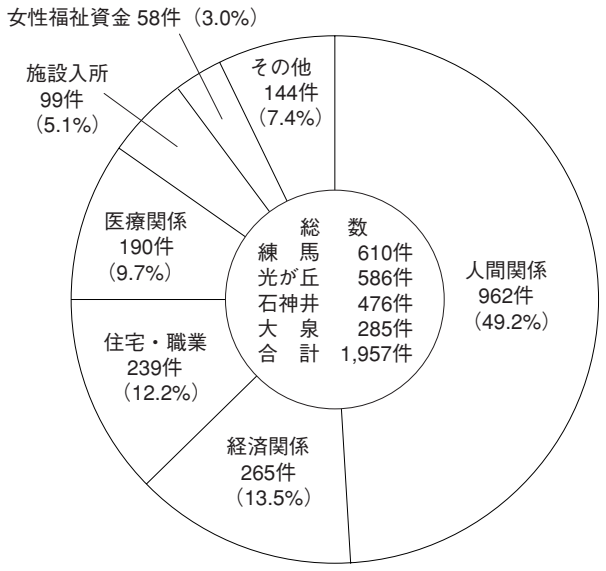

注：件数は実件数

家庭相談員の相談・指導　　平成22年度

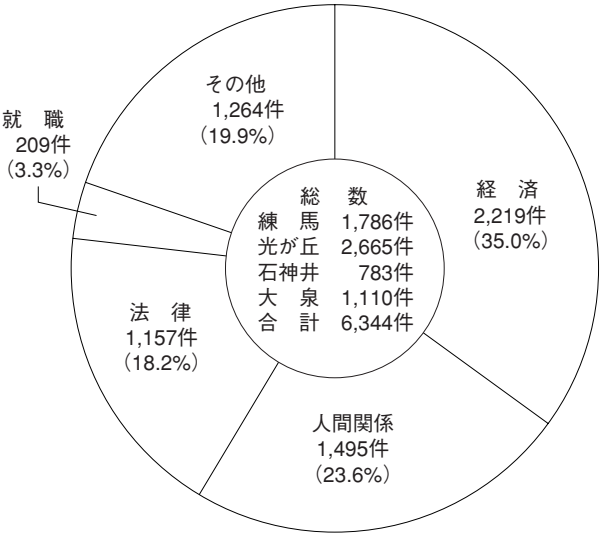

注：件数は実件数

●ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、精神的にも経済的にも大きな負担がかかっている。また、都市特有の住宅難、核家族化の進行、地縁的なつながりの欠如などにより孤立化しやすい状況となっている。

区ではこれらのひとり親家庭の自立のために、相談業務や福祉資金の貸付けを行っている。

さらに平成17年度から就業支援を柱とした自立支援策を実施しており、22年度は9件の自立支援教育訓練給付金、20件の高等技能訓練給付金等を支給した。

また、家庭の事情などにより緊急に保護を必要とする女性および母子に対して、一時的に保護する事業を行っている。

●ひとり親家庭等の福祉増進のために

1 ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、国民宿舎などをひとり親家庭等休養ホームとして指定し、年度1人3泊を限度として低料金で利用できるようにしている。

2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

ひとり親家庭を対象に母子家庭、父子家庭になった直後、あるいは父、母、児童いずれかの病気やケガなどで家事や育児等に支障をきたしている場合にホームヘルパーを派遣している。

平成22年度は、332世帯に、延べ7,031回派遣した。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、配偶者がいないなど、養育すべき児童のいる母子を入所させて、自立に必要な生活指導を行い、児童の健全育成を図るとともに、これらの家庭の社会への適応を図ることを目的としている。

平成23年3月31日現在、20世帯、45人が入所している。

2 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

(1) 地域の特色を活かした教育を推進する

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深め身近に感じてもらうため、また、意見や要望を直接聞くことにより今後の教育施策に反映させるため、平成13年度から、教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会を毎年度開催している。22年度は、小・中学校4校で開催し、通算の開催校は39校となった。

●広報活動

教育行政の普及・啓発を図るため、「教育だより」を年4回発行しているほか、教育委員会ホームページを適宜更新し、教育目標、教育委員会の議事録、学校教育・生涯学習の事業紹介、学校・幼稚園の紹介など、教育情報の提供に努めている。

なお、平成22年度のアクセス数は788,432件であった。

●学校評議員

保護者や地域の方々の意見を幅広く校（園）長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するため、平成12年度から学校評議員制度を実施している。

学校評議員は、教育に関する理解および識見を有する方のうちから、校（園）長が推薦し、教育委員会が委嘱している。(22年度　全幼稚園、全小・中学校)

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全区立小学校において、保護者や地域住民によるボランティアが来校者への声かけなどを行うことにより、授業時間中の児童の安全をさらに高める活動を行っている。

また、児童とボランティアが一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、その交流を進めている。

●学校応援団推進事業

平成16年度から、区立小学校に、PTAや町会・自治会など地域住民からなる「学校応援団」を計画的に設置し23年3月末までに、全65校に設置した。学校応援団は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用することを目的とし、地域人材を確保して、「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」などを企画・運営している。

ほかにも登下校時の児童安全誘導などを行う「安全管理事業」、地域人材を活用した「地域教育資源活用事業」、学校施設を活用した「学校施設活用事業」を実施している学校もある。

ひろば事業では、放課後に、児童がそのまま学校の校庭、図書室、和室、体育館などで、自主遊びや宿題、読書などをすることができる。児童にとっては、帰宅せずにランドセルを置いたまま学校で友達と楽しく過ごすことができるのが魅力である。

また、学校応援団が、地域人材の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

なお、放課後等における子どもの安全で安心な居場所づくりを進めるため、『練馬区における「放課後子どもプラン」』を19年度に策定した。このプランに基づき、学童クラブ事業とひろば事業が連携して、両事業に参加する児童が学校内で共に活動できるよう、校庭などの遊び場の共有、ドッジボール大会やプラ板工作などの企画の実施といった取組をしている。

さらに、事業の実施結果などを踏まえ、22年3月に「第二次練馬区放課後子どもプラン」を策定した。

(2) 幼稚園教育を充実する

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

特に近年は就学前教育への区民意識が高まり、幼児教育施設に対して、より高次元の教育サービスが求められ、さらに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきている。

このような状況の中で、幼稚園や保育園の果たす役割はますます大きくなっている。

区内では、3～5歳児の62.7%が幼稚園に入園し、そのうち95.9%が私立幼稚園児であることから、幼児教育に私立幼稚園の果たす役割は大きい。

平成23年5月1日現在の園児数は10,645人であるが、半数以上の幼稚園では定員に満たない状況である。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成制度を実施している。22年度は、約15億4,525万円を助成した。一方で区立幼稚園においては、住民税が一定限度額以下の世帯に対して、入園料と保育料の減免を行い、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助、施設整備資金の利子補給、心身障害児保育委託、学級補助員配置助成等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘あかね、光が丘むらさき、光が丘わかば、光が丘さくらの5園があり、23年5月1日現在の園児数は441人である。

この5園全園において心身障害児を受け入れ、健常児と一緒に教育を行っている。

区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況

幼児数・幼稚園児数　平成23年5月1日現在
保育所入所者数　平成23年4月1日現在

区　分		3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)
幼　児　数		5,867 (100)	5,696 (100)	5,402 (100)	16,965 (100)
幼稚園児数	区立5園	ー (ー)	204 (3.6)	237 (4.4)	※441 (2.6)
	私立41園	3,428 (58.4)	3,507 (61.6)	3,269 (60.5)	10,204 (60.1)
	計	3,428 (58.4)	3,711 (65.2)	3,506 (64.9)	10,645 (62.7)
区立･私立保育所入所者数　計		1,671 (28.5)	1,675 (29.4)	1,612 (29.8)	4,958 (29.2)
幼稚園･保育所合　計		5,099 (86.9)	5,386 (94.6)	5,118 (94.7)	15,603 (92.0)

※区立幼稚園の計（%）は4・5歳児を対象とする。

幼児数に占める幼稚園児数の推移

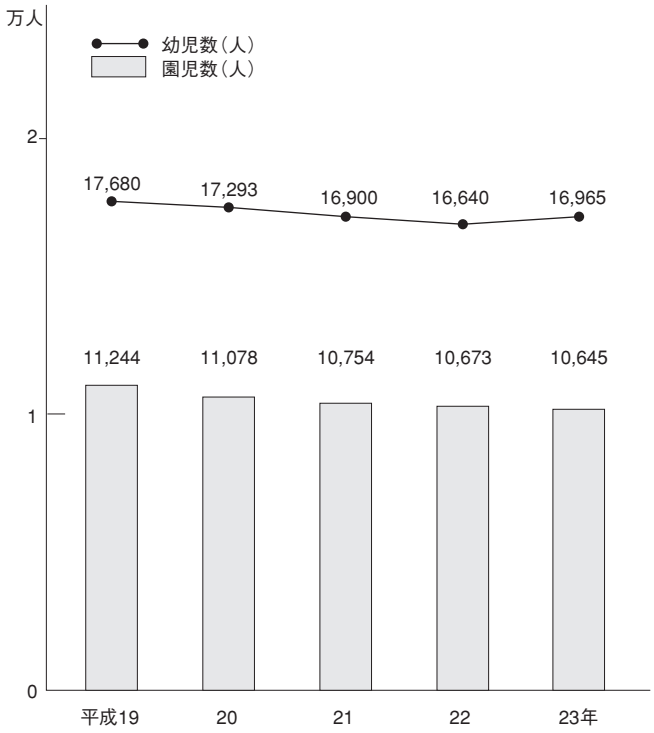

注：幼児数は各年5月1日現在の3～5歳児（住民基本台帳による）。園児数は各年5月1日現在、練馬区内の幼稚園に入園している人数

(3) 小中学校の教育内容を充実する

〔教育指導と学校支援〕

教育基本法の精神に基づき、教育委員会の教育目標を受け、学校教育と社会教育の緊密な連携の下に、人間尊重の精神を尊び、心身ともに健康・安全で知性と感性に富み、広く国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな子どもの育成を図る学校教育を推進する。

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

あらゆる偏見や差別をなくすため、すべての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を具現化できるよう学校における教育活動全体を通して、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、地域の人々とかかわる活動の場や機会を積極的に拡充し、社会の一員としての自覚を育て、社会貢献の精神の育成を具体的に図っている。

① 教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修の充実を図っている。（平成22年度実績8回）

② 人権尊重教育推進校（22年度　南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告による啓発を実施している。また、南町小学校において東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表会を実施している。

③ 心のふれあい相談員（小・中学校全校）、スクールカウンセラー（小学校7校・中学校全校）を配置し、子どもの相談を受けるなどの支援を行っている。

④ 不登校の子どもを支援するため、「ネリマフレンド」の派遣や長期に欠席している子どもの実態調査、研修会を実施し、さらに、教員の加配を実施している。（22年度　中学校4校）

⑤ 社会の一員として自覚と勤労観・職業観を育成するために中学校生徒の職場体験を実施している。（22年度　中学校全校）

●教育指導の充実

教育の今日的課題を踏まえ、学校の教育の成果や改善すべき点を明確にし、すべての教職員が学校生活全般における子どもの理解に努めるとともに連帯意識を持ち、意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、その趣旨を十分に理解し、豊かな心を育成し、確かな学力の定着・向上や健康の保持増進・体力の向上を図るため、指導内容や指導方法の工夫・改善を図り、授業の質的向上に努めるなど、指導力を高めるよう具体的な実践研究に取り組んでいる。

① 教育課程編成への調査・評価など適正な管理を行っている。

② 教育委員会（教育指導課）の学校訪問により学校の課題等に対し学校と一体で取り組んでいる。（平成22年度　27校に訪問）

③ 教職員の資質の向上を図り、職務を十分に遂行できるよう、教育委員会では各種研修会を実施している。（22年度　初任者新規採用者等研修会など36分野の研修会、総数121回を実施）

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、確かな学力の向上を図り一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや成就感を体得できるよう教育の充実を図っている。

① 一人ひとりの子どもの確かな学力の向上を図るために

・学力向上支援講師を配置している。(平成22年度小学校54校・中学校19校)

・子どもの基礎学力向上ときめ細かな指導の工夫改善のために教員の加配を実施している。(22年度 小学校63校、中学校25校)

② 日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる態度や能力を培うために

・中学校生徒が英語を理解し、英語で表現できる基礎能力を身に付けさせるため、英語の授業に外国人を助手として配置している。(22年度 中学校全学級)

・小学校児童が英語に対する親しみを感じてもらうため、外国語活動指導員を配置している。(22年度 小学校5・6年生)

・世界の人々の生活や文化に対する理解を深め、国際的な交流の機会などを生かし自己表現力やコミュニケーション能力の育成を図るため中学校生徒の海外派遣を実施している。(22年度68人・オーストラリア9日間)

・「学びの連続性」「きめ細かな指導と評価」「子どもと教師が向き合う時間的ゆとり」の確保・充実を図るため、二学期制を導入している。(22年度 小・中学校全校)

●特色ある学校づくりと家庭・地域との連携を図った教育を推進するために

子どもたちが安心して、楽しく学び集える学校教育を創造し、特色ある学校づくりを推進するため、各学校(園)が創意工夫して取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

① 特色ある学校づくりを推進している。

平成22年度 各学校の取組例(一部)

・留学生や外国人の方を招き、交流を通して異文化理解と自国文化理解を深める取組

・校内にビオトープや自然体験ゾーンをつくり、自然とのかかわりを深める取組

・区立図書館と連携し、学校にない本を借りたり、「本の探検ラリー」等の図書館主催の事業を活用したりして豊かな読書環境づくりを図る取組

・学校農園や地域の農家の畑を借りて、大根作りなどの農作業体験およびたくあん漬け体験を行う取組

・地域の人材をゲストティーチャーとして招聘し、日本の伝統文化(琴、茶道、華道、日舞、能、狂言等)に親しむ活動を行う取組

② 学校評議員や保護者などを委員とする関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

●総合教育センターの学校教育事業

総合教育センターは、①学校教育の質的向上 ②社会教育の充実振興 ③地域住民の相互交流や活動の場の提供などを目的に開設したものである。

(総合教育センターの生涯学習事業については137ページに掲載)

総合教育センターの学校教育事業は、教育研究関連事業と教育相談関連事業に大別される。

1 教育研究関連事業

⑴ 教職員研修

教職員の指導力や資質の向上のため、各種研修会を実施している。

①パソコン研修会(平成22年度延べ413人参加)

②音楽実技研修会(22年度1回15人参加)

③理科実技研修会(22年度5回延べ172人参加)

④教育研究基礎講座(22年度2回延べ80人参加)

⑵ 教育情報の収集と提供

各種の教育研究資料(23年3月31日現在4,509点)、教育図書(3,989冊)、通信簿などの教育関連資料を収集し、研究資料室で教職員や区民が閲覧できるようにしている。資料はインターネットによる検索が可能である。

⑶ 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに、採択替えの年度には10日間特別展示会を開催している。22年度は特別展示会を6月5日～6月17日、法定展示会を6月18日～7月3日(6月12日、日曜日は除く。)に開催した。

なお、総合教育センター内の教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

⑷ 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生を対象に、科学的な見方・考え方を育てるため、小学校科学教室と中学校科学教室を開催している。

① 小学校科学教室は、年間を通して体系性のある内容とするため、4期制(第1期小5対象5・6月延べ20回、第2期小4～6対象7月延べ15回、第3期小4・5対象10・11月延べ20回、第4期小4～6対象2月1回)で実施している。(22年度延べ398人参加)

② 中学校科学教室は、夏休み中5日間、冬季1日で実施している。(22年度延べ17人参加)

⑸ 教育研究活動

① 児童・生徒基礎調査

昭和56年度から、小・中学校における学級経営や生活指導に資することを目的として、児童・生徒基礎調査を行っている。平成14年度までは隔年実施で

あったが、16年度からは毎年実施している。22年度は「児童・生徒の規範意識は、今」について調査・報告を行った。

② 練馬区教育研究員

教員の指導力向上を図ることを目的として、18年度から教育指導課と連携して練馬区教育研究員制度を発足させた。22年度は5分科会（中学校数学、中学校国語、中学校社会、中学校音楽、幼小連携）で研究を行い、成果を報告書にまとめた。

⑹ 学校教育相談活動

学校教育相談活動を通して児童・生徒の理解を深め、それを基本とした教育活動の推進ができるよう研修会を実施するとともに、各種啓発活動を行う。

① 学校教育相談研修会の実施（22年度延べ785人参加）

② 学校教育相談啓発誌『ふれあい』の発行（年3回総合教育センター広報誌『銀杏』と合併して発行）

③ 保護者対象家庭教育講演会の開催（22年度2回延べ90人参加）

④ 全教員対象講演会の開催（22年度1回22人参加）

2 教育相談関連事業

⑴ 教育相談室

総合教育センター分室である練馬・光が丘・関の3つの教育相談室では、教育・心理・医療の専門相談員が、区内の幼児・児童・生徒の発達の過程で生じた諸問題の相談に応じ、健やかに成長できるよう援助している。

① 来室教育相談

問題に応じて、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等を行う。相談の経過の中で他機関の紹介を行うこともある。

② 電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ 家庭訪問教育相談

相談受理ケースのうちで、来室する保護者の努力だけでは問題解決の進展が望めず、家庭訪問が有効と判断される場合、保護者の同意を得て、相談員が家庭への訪問を行う。

⑤ 保護者対象講演会

不登校児童生徒の保護者を対象に講演会等を実施している。（22年度講演会2回延べ76人参加 、 懇談会4回延べ13人参加）

⑥ その他

19年度から、親が子どもの特徴や行動を理解し、子どものよい面を増やし広げるための具体的な方法を学ぶペアレント・トレーニングと、発達障害等の子ども同士の小集団によるグループ活動を実施している。（22年度ペアレント・トレーニング延べ187人参加、グループ活動延べ379人参加）

⑵ 適応指導教室

総合教育センターの適応指導教室（小学生対象は

教育相談実施状況（練馬・光が丘・関教育相談室合算）

〔来室教育相談件数〕 平成22年度

相談内容＼対象	就学前			小学生			中学生			高校生			その他			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
			件			件			件			件			件			件
学校・学習	3	2	5	119	69	188	144	101	245	51	49	100	7	16	23	324	237	561
対人関係・集団（社会）生活	14	2	16	181	47	228	52	17	69	18	13	31	3	2	5	268	81	349
家族関係・家庭生活の問題	6	10	16	75	49	124	35	21	56	10	7	17	1	3	4	127	90	217
身体に出てくる問題	2	1	3	12	11	23	1	6	7	1	—	1	—	—	—	16	18	34
不安・自信喪失	7	1	8	11	25	36	9	9	18	2	6	8	—	2	2	29	43	72
精神疾患	—	—	—	—	1	1	—	2	2	1	2	3	—	2	2	1	7	8
発達の問題	9	9	18	121	26	147	50	15	65	20	1	21	1	—	1	201	51	252
その他	1	2	3	11	11	22	1	2	3	—	—	—	—	—	—	13	15	28
合計	42	27	69	530	239	769	292	173	465	103	78	181	12	25	37	979	542	1,521

〔電話教育相談件数〕 平成22年度

相談内容	計
	件
学校・学習	178
対人関係・集団（社会）生活	76
家族関係・家庭生活の問題	91
身体に出てくる問題	13
不安・自信喪失	9
精神疾患	1
発達の問題	33
その他	129
合計	530

〔処置別相談回数〕 平成22年度

相談内容＼対象	子ども	保護者	担任等	計
初回面接	326	428	6	760
継続面接	8,848	7,684	97	16,629
小計	9,174	8,112	103	17,389
担任等連携相談				16
学校訪問相談				71
緊急対応				7
小計				94
合計				17,483

「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」）では、区内在住の不登校児童生徒に対して、心の安定を図るための相談活動を基本に、集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツ等のグループ活動や児童生徒一人ひとりが希望する学習活動を行い、学校生活に復帰できるよう援助している。

⑶　登校支援対策事業

①　学校訪問相談事業

学校の要請により、不登校など、教育相談にかかわる内容を有する校内研修会等に心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。

22年度の派遣回数は81回、延べ3,099人の教員等が参加した。

②　登校支援研修

21年度から、教員向けに登校支援研修を実施している。（22年度2回延べ86人参加）

③　ソーシャルスキルトレーニング（SST）

19年度から、学校へ講師を派遣し、SSTを実施している。（22年度2校、延べ14回延べ1,139人参加）

また、教員がその技能を身に付け、学校で実施できるようSSTリーダー養成研修会を21年度から実施している。（22年度1コース2回延べ41人参加）

〔適応指導教室実施状況〕　平成22年度

教室名	参加者数	活動日数
	人	日
フリーマインド	34	191
トライ	119	194

●小中一貫教育校の設置

近年、児童・生徒の心理的・身体的成長が早まっていることや小学校から中学校への環境の変化に伴い教育指導上の課題が生じる傾向があることから、平成20年11月、「練馬区立小中一貫教育校に関する基本方針」を策定した。基本方針では、児童・生徒が9年間の一貫した教育課程と学習環境のもとで学ぶことにより、児童・生徒一人ひとりの個性を重視した教育の充実を図るため、小中一貫教育校を設置することとし、20年12月に大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校を小中一貫教育校に選定した。

21年5月、校長および保護者や地域の代表などで構成する「練馬区立小中一貫教育校推進委員会」を設置し、教育内容、学校経営、施設整備、就学、統一校名、統一校歌、統一校章などについて検討を行った。検討結果をまとめた「小中一貫教育校実施計画」を23年1月に作成し、区初の小中一貫教育校「大泉桜学園」を23年4月に開校した。

●特別支援教育

区では、これまで区立小・中学校の心身障害学級の整備を進め、障害のある児童・生徒の将来の自立へ向けた教育を行ってきた。しかし、現在、社会のノーマライゼーションが進展する中で、児童・生徒の障害の重複化、多様化を始め、通常の学級に在籍している配慮を必要とする児童・生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきている。

こうした中、国や都では、従来の心身障害教育から障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて必要な支援を行う「特別支援教育」への転換に向けた考え方が示された。区においても、これまでの心身障害教育の成果やこうした国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の実施に向けた取組を進めてきた。

学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員として平成17年12月に設置した「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」では、特別支援教育を推進するに当たっての基本的な考え方や具体的な取組について検討を行い、その検討結果を19年3月に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告」としてまとめた。

区ではこの検討結果に基づき、学校の指導の内容や方法を充実させ、学校全体で支援を行う体制を整えるとともに、学校巡回相談等による学校への支援や関係機関との連携の構築を進めている。

●特別支援学級

知的な面や身体の発達に障害のある子どもが、社会のかけがえのない一員として、生涯にわたり、生きがいを持って充実した生活が送れるようになるためには、適切な時期に、適切な教育の場で、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切である。

また、持っている能力を十分に発揮できるようにするには、手厚い配慮のもとに、意欲を持って、のびのびと学習できる環境を用意することが必要である。

特別支援学級は、障害の多様化、重複化の傾向に対応して、知的障害のある子ども、情緒面に障害のある子ども、ことばやきこえに障害のある子ども（言語障害・難聴）、目の不自由な子ども（弱視）のために、特別に整備された教育環境を用意して、それぞれの障害と程度に応じた教育活動を実施している。

区では、昭和29年に旭丘中学校および旭丘小学校に知的障害学級を設置して以来、逐次、障害別学級の新・増設を行ってきており、平成23年度は豊玉南小学校および八坂中学校に情緒障害等通級指導学級を新設した。23年5月1日現在、特別支援学級を設置する学校は、小学校22校、中学校13校を数える。

これらの学級では、子どもたちの発達の段階や特性に応じた適切な指導を行い、子どもたち自身が自らの障害を克服し、強く生きようとする意欲を高めるための実践を行っている。

特別支援学級〔小学校〕　　平成23年5月1日現在

学校名	種別	学級数	児童数
			人
旭丘小	知的障害	2	10
〃	難聴	1	14
〃	情緒障害等	4	38
豊玉第二小	知的障害	4	31
豊玉南小	情緒障害等	3	22
中村西小	弱視	1	7
南町小	言語障害	3	47
北町小	知的障害	2	11
北町西小	言語障害	2	25
練馬第三小	知的障害	5	39
〃	情緒障害等	3	24
練馬東小	知的障害	2	15
田柄小	情緒障害等	4	31
光が丘四季の香小	情緒障害等	4	35
光が丘春の風小	知的障害	4	28
光が丘第八小	知的障害	6	41
石神井小	難聴	1	17
〃	言語障害	4	64
石神井東小	情緒障害等	3	27
石神井西小	知的障害	2	11
上石神井北小	知的障害	1	7
関町小	情緒障害等	3	29
大泉小	知的障害	4	28
〃	情緒障害等	3	25
〃	言語障害	3	52
大泉東小	知的障害	5	35
大泉学園小	知的障害	4	32
南田中小	知的障害	2	9
計(22校)	5障害	85	754

特別支援学級〔中学校〕　　平成23年5月1日現在

学校名	種別	学級数	生徒数
			人
旭丘中	知的障害	3	18
豊玉第二中	情緒障害等	5	41
中村中	知的障害	2	13
開進第二中	難聴	1	8
開進第三中	弱視	1	2
練馬中	知的障害	2	13
光が丘第三中	知的障害	4	31
石神井中	知的障害	3	19
上石神井中	情緒障害等	2	18
南が丘中	知的障害	2	15
谷原中	知的障害	1	8
大泉中	知的障害	5	39
八坂中	情緒障害	1	6
計(13校)	4障害	32	231

特別支援学校　　平成23年5月1日現在

学校名	種別	在籍数
		人
石神井特別支援学校 (小・中・高)	都立 知的障害	258
大泉特別支援学校 (小・中・高)	都立 肢体不自由	109
旭出学園(特別支援学校) (小・中 高・専攻)	私立 知的障害	96
計		463

(4) 教育環境を充実する

●施設の整備

1 校舎の改築

昭和30年代中ごろから、児童・生徒の急増対策のため、多くの学校を新設するとともに、木造校舎から鉄筋コンクリート造へと改築を行ってきた。

現在、これらの校舎の一部は建設後50年を迎えつつあり、子どもたちにとって安全で快適な教育環境を保持し、教育内容の多様化等に対応するため、計画的な改築を必要としている。

平成22年度には、豊玉南小学校の校舎の改築が竣工し、23年度は、谷原小学校の校舎の改築について着工するとともに、豊玉第二中学校の校舎の改築を進めている。

2 学校体育館等の整備

児童・生徒の体育実技の向上を図るため、施設の老朽の程度を考慮しながら、小・中学校体育館およびプールの改築を行っている。21年度までに、体育館については小学校15校・中学校13校、プールについては小学校10校・中学校12校を改築した。22年度には、豊玉南小学校のプール（校舎屋上）および南田中小学校のプールを改築した。24年度は、谷原小学校の体育館・プールの改築について着工する。

3 校舎等の大規模改修工事

(1) 耐震診断および補強工事

児童・生徒の安全を確保することはもとより、学校施設は、大規模震災時の「避難拠点」という位置付けから、学校の建物には十分な耐震性能を確保することを求められる。

全区立小・中学校99校中、耐震診断が必要な校舎については12年度までに診断を完了し、必要な補強工事を順次実施している。その結果、22年度までに小学校54校、中学校24校の校舎の耐震性が確保された。学校体育館については17年度までに診断を完了し、22年度までには小学校64校、中学校34校の体育館の耐震性が確保された。

18年6月に策定した「練馬区公立学校等施設整備計画」に基づき、23年度には、小学校10校・中学校10校の校舎補強、小学校1校の体育館補強工事を予定しており、23年度までに耐震化率を100%にする予定である。

(2) 施設の維持管理

安全で快適な教育環境を確保するとともに建物の耐用年数を引き伸ばすためには、施設設備の維持管理が最も重要であることから、学校施設の点検や補修・改修等を随時実施し、適切な維持管理に努めている。特に、校舎外壁の亀裂や屋上防水の劣化等については早急な対応を図るとともに、教室やトイレの整備など施設設備の改善や充実を図るための改修工事を計画的に実施している。

学校施設の主な改修工事実施状況　平成22年度

改修工事件名	小学校	中学校
	延べ	延べ
① 外壁改修・屋上防水工事	1校	—
② 耐震補強工事	16校	7校
③ トイレ改修工事	3校	1校
④ 給水設備改修工事	1校	—
⑤ 水飲栓直結給水化工事	1校	—
⑥ 受変電設備改修工事	2校	—
⑦ プール改修工事	4校	1校

区立小・中学校の児童・生徒・教員数　平成23年5月1日現在

区分		小学校	中学校
学校数（校）		65	34
学級数（学級）		1,081	420
児童・生徒数	男（人）	17,493	7,412
	女（人）	16,332	6,674
	計（人）	33,825	14,086
	1学級当たり(人)	31.3	33.5
教員数（人）		1,588	800
1教員当たり児童･生徒数(人)		21.3	17.6

4 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

5 学校の緑化

学校の特徴に応じた緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく快適で、みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識をはぐくみ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化やみどりのカーテン（壁面緑化）、屋上緑化の整備などに取り組んでいる。21年度までに、小学校25校、中学校3校の校庭の芝生化および小学校5校、中学校4校の屋上緑化を実施した。また、小学校38校、中学校3校にみどりのカーテン（壁面緑化）を設置した。

22年度には、南田中小学校、光が丘第八小学校の校庭の芝生化を実施するとともにみどりのカーテン（壁面緑化）を設置し、豊玉南小学校の屋上緑化を実施した。

6 環境への配慮

太陽光発電設備や雨水のトイレ洗浄水利用など、自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入している。22年度に竣工した豊玉南小学校では、太陽光発電を始め、雨水の植栽潅水やトイレ洗浄水利用などの仕組みを導入し、国からエコスクールとして認定を受けている。

●小・中学校の現況

平成23年5月1日現在、区立小学校は65校、区立中学校は34校あり、それぞれ33,825人の児童と14,086人の生徒が在籍し、学級数は小学校が1,081学級、中学校が420学級となっている。そのうち、区立小中一貫教育校大泉桜学園は、児童生徒数597人、学級数19学級となっている。

23年4月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正されたことに伴い、都の「学級編制基準」も改正され、小学校第1学年の35人学級が始まった。

●学校選択制度

平成17年4月から区立中学校に入学する児童を対象に、34校ある区立中学校を自由に選べる「学校選択制度」を実施している。学校選択制度は、中学校進学に際し、児童とその保護者の希望や意思を可能な限り尊重することによって、子どもたち一人ひとりが自らに適した教育環境で個性を伸ばすことを目的としている。20年1月に、制度の一層の充実を図るため、練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し検証を行った。その結果、「保護者・生徒の意思の尊重」は概ね図られており、「学校の特色・魅力づくり」への取組も各学校で進んでいるほか、保護者・生徒の学校教育への関心が高まっているなどの成果が明らかになるとともに、制度の実施により学校間の生徒数の差が広がるなどの課題も明確となった。教育委員会では、課題の解消に向け改善策を策定し、現在取り組んでいるところである。

区の学校選択制度は、通学区域制度を基本とした選択制度であるため、通学区域外からの選択入学者の受入人数枠は原則として40人としているが、学校施設の状況等により、必要に応じて受入人数枠を調整している学校もある。受入人数枠に対して選択希望者が多く、入学時までの辞退者・転出者を見込んでもなお大幅に超過する場合には、抽選を実施している。23年度入学者の選択希望状況は、22年10月1日現在の学齢者6,188人に対して、通学区域外の学校を選択希望した児童は1,387人であり、その割合は22.4％であった。

●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品等費を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

平成22年度

小学校	要保護者	757人	(2.20%)
	準要保護者	7,509人	(21.87%)
中学校	要保護者	465人	(3.37%)
	準要保護者	3,890人	(28.21%)

注:（ ）内は、全児童数・生徒数に対する比率。（小数点第3位以下切捨て）

●教材等の整備

1 教材・教具の整備

区では独自の「教材教具整備標準」を設け、これに基づいて各教科の教材および教具の整備・充実を進めており、教材教具の中で高額なものは品目を定め計画的に更新をしている。

新学習指導要領に基づき、平成22年11月に策定した「学校配備システムの最適化計画（23～27年度）」により、『教育の情報化』推進の土台となる『教育ネットワークシステム』の整備を進めていく。

23年度は、パソコン教室の機器の更新（1校当たり、小学校はパソコン21台、中学校はパソコン41台とプリンタ、プロジェクタ等）を行う。

なお、13年度から全小中学校でインターネット接続を開始している。

また、21年度に電子黒板を各校1台、デジタル放送受信可能テレビを各校4台整備した。

2 校具の整備

教育環境の充実には、学校用家具（校具）類の整備は欠かすことができない。

区では、児童・生徒が使用している学習机・椅子を始め、理科室、音楽室等特別教室の校具について整備を行っている。

●区立学校の適正配置の推進

現在、区立小・中学校の児童生徒数は、少子化の影響により、昭和50年代のピーク時の約6割まで減少し、全体として区立学校の小規模化が進んでいる。一方、宅地開発等の影響により、児童生徒数が増加傾向の学校もある。過小規模校や過大規模校における教育指導上や学校運営上の課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立学校の適正配置を進める必要がある。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（平成17年4月策定）」に基づき、光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を20年2月に策定し、22年4月、統合新校を開校した（右上表参照）。

なお、統合を円滑に進めるため、20年5月に統合の組合せごとに、校長および保護者や地域の代表などで構成する「統合準備会」を設置し、統合対象校の歴史保存、校舎の改修、学校指定用品、統合新校の校名・校章・校歌、通学路の安全確保などについて協議を行った。

新校および統合対象校一覧

	新校（位置）	統合対象校
1	光が丘四季の香小（高松五丁目24番1号）	光が丘第一小
		光が丘第二小
2	光が丘春の風小（光が丘七丁目2番1号）	光が丘第三小
		光が丘第四小
3	光が丘夏の雲小（光が丘三丁目6番1号）	光が丘第五小
		光が丘第六小
4	光が丘秋の陽小（光が丘二丁目1番1号）※	光が丘第七小
		田柄第三小

※平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間は、光が丘二丁目6番1号

（5）児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外授業

みどりの少なくなった都会を離れ、澄んだ空気と自然の中で健康増進を図るとともに、その土地の歴史、社会、そこに生息する動植物、地形の観察などを学習し、また、児童・生徒相互および教師との日常の学校生活では得られない交流を図ることを目的に、校外授業を積極的に推進している。小学校では移動教室、中学校では移動教室および臨海・林間学校を、軽井沢、下田、武石、岩井の各少年自然の家を宿泊施設として行っている。このほか、中学校では関西または東北方面への修学旅行を実施している。

校外授業実施状況　　平成22年度

区分	場所	日数	参加人数	参加校数
			人	校
移動教室（小学5・6年）	軽井沢、下田、武石、岩井	（5年）2泊3日	5,720	65
		（6年）3泊4日	5,784	65
移動教室（中学2年）	軽井沢（湯の丸スキー場）武石（番所ケ原スキー場）	3泊4日	4,426	34
臨海学校（中学1年）	下田、岩井	3泊4日	3,349	34
林間学校（中学1～3年）	軽井沢、武石	3泊4日	369	6
修学旅行（中学3年）	関西方面、東北方面	2泊3日	4,291	34

注：臨海・林間学校は希望参加

●学校災害

学校における安全教育や安全管理の普及充実および児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付を目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が制定されている。区では、これに基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円（要保護は年額65円）で、区が全額負担してい

る。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

児童・生徒の災害発生と給付額　平成22年度

区　分	加入者数	災害発生数	災害発生率	給付額
	人	人	%	円
小学校	34,325	1,440	4.2	14,891,592
中学校	13,788	728	5.3	15,354,620
計	48,113	2,168	4.5	30,246,212

●学校給食の充実

1 学校給食

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用し、学校独自の献立など食に関する指導の充実を図っている。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、平成23年度からすべての小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用し、完全給食を実施している。

⑴　献立

学校給食における児童・生徒1人1回当たりの摂取基準は文部科学省「学校給食摂取基準」により示されている。

これを基に「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

献立作成に当たっては、食育との関連を重視し、児童・生徒にとって適切な栄養摂取による健康の保持増進を図っている。

⑵　米飯給食

区では昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3回実施している。

日本の食生活の根幹である米飯を通じて、児童・生徒にとって望ましい食習慣の形成を図っている。

⑶　衛生管理

必要に応じて保健所の協力および助言等を受けつつ、各学校に対する安全衛生巡回指導や栄養職員・調理員への研修等を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、安全で衛生的な学校給食の提供に資するため、使用する食材料や出来上がったおかずについて、定期的に専門の検査機関に依頼して細菌・農薬・添加物等の検査を行っている。併せて、手指・調理器具類等の大腸菌群の拭取り検査の実施にも取り組み、衛生管理の徹底に努めている。

学校給食実施状況　平成23年5月1日現在

区　分		小学校	中学校
自校（77校）	給食実施食数	32,130食	11,022食
	学校数	56校	21校
親子校（22校）	給食実施食数	4,102食	4,455食
	学校数	9校	13校
計（99校）	給食実施食数	36,232食	15,477食
	学校数	65校	34校

学校給食費の状況（月額保護者負担分）　平成23年度

区　分	自校調理校 親子調理校	
		円
小学校	低学年	4,086
	中学年	4,338
	高学年	4,680
中学校		5,365

2 学校給食調理業務民間委託の導入

行政改革推進プランに基づき、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、これまでどおり学校と教育委員会が責任を持って行っている。平成23年4月現在、51校に民間委託を導入している。

3　青少年を健やかに育成する

(1) 青少年の自主的な活動を支援する

●平成23年度青少年育成活動方針　重点目標

⑴　地域とともに心のかよう明るい家庭づくりを進める。
⑵　青少年の社会参加機会を増やそう。
⑶　健全で安全な社会環境づくりを進める。
⑷　家庭・学校・地域・関係機関の連携の推進と強化。

●社会参加の促進

青少年が地域の活動へ自主的に参加し、社会の一員としての自覚をもち、社会的な役割を担うことは、青少年の健全な成長に欠かすことができない。このような体験を積むための機会を大人は地域ぐるみで青少年に提供する必要がある。

青少年が地域や学校の行事に単に参加するだけではなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことは、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識をはぐくむ大きな力になっている。

地域では、青少年がスポーツや文化活動を通じて、直接体験を積むための集団活動、地域活動が行われている。

青少年育成団体のひとつである青少年育成地区委員会では、自主性と社会性をはぐくむことを目的に、企画から当日の運営までを青少年が行う事業として、高齢者との交流会や地域の子どもまつりを実施している。また、自分の意見を地域の大人たちに聞いてもらう機会として、中学生の意見発表会などの事業も行われている。これらの事業は、青少年の自主性と社会性をはぐくむとともに、自らを表現する場としても機能している。

●練馬区青少年委員

小学校の通学区域から1名ずつ、小・中学校校長会から代表各1名の計67名を青少年委員に委嘱している。

主として、ジュニアリーダーの養成、地域の子ども会事業、青少年の各種グループの育成などに携わっているほか、地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区の連携を図っている。また、定例会等を通じ委員相互の連携を積極的にとっている。

●青少年リーダーの養成

小学5～6年生、中学生を対象に、仲間作りのリーダーとして役立つよう、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。修了者は、この講習会の協力者として子どもたちの指導、育成にあたっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

●成人の日のつどい

区では新成人の新たな門出を祝い、毎年1月の第2月曜日に区内在住の新成人を対象として「成人の日のつどい」を開催している。

平成23年は、1月10日に「としまえん特設会場」で行われ、対象者6,689人の61.8%に当たる4,134人の参加があった。

●練馬子ども議会

未来を担う子どもたちが練馬区について区長をはじめとする区職員と意見交換を行うことを通して、区政や区議会について理解を深め、区政への参加を促すことを目的に「練馬子ども議会」を開催している。

平成22年度は、中学生49人が子ども議員として参加した。7月21日に5つの委員会を開催し、子ども議員一人ひとりが意見を述べ、区理事者と討議を行った。

8月2日に本会議を開催し、子ども議員が10グループに分かれ、「伝統工芸の振興」、「エコ・リサイクル」などのテーマに基づき意見表明・提案を行った。

●青少年の活動の場

1 区立秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、秩父市（埼玉県）の秩父さくら湖を望む山腹に、青少年キャンプ場を開設している。開設期間は、毎年5月1日～10月31日で、約28,000m²の敷地にバンガロー4棟、炊事場2棟、集会所1棟を備え、110人の宿泊（テントを含む）ができる（夏休み期間は常設テント15張、幼児用プールを開設）。

平成22年度は延べ2,068人の宿泊利用があった。

2 民間遊び場

民間遊び場は、子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。遊び場の管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。

23年4月1日現在32か所、延べ面積31,728.14m²となっている。

3 公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。遊び場の運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。

23年4月1日現在3か所を開放している。

4 民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。遊び場の運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。

23年4月1日現在6か所を開放している。

●青少年表現活動の支援

青少年の健全な成長に資するよう、青少年の演奏等の表現活動の場を確保し、区に登録された青少年の個人または団体が日ごろの芸能・芸術活動の成果を発表する。

平成22年度は延べ3団体が、平成つつじ公園において実演を行った。

●青少年館

青少年館は、講座、教室などの事業を通して青少年の豊かな発達を援助するとともに、生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの生涯学習活動の場としても利用されている。また、個人でも気軽に利用できるよう学習室、談話コーナー、ホールなどの開放を行っている。

あわせて、知的障害・肢体障害を持つ青年たちの様々な生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。

春日町青少年館と南大泉青少年館（分館）があり、南大泉青少年館は南大泉図書館との併設施設となっている。

平成22年度は、主催事業、団体利用を合わせ、延べ101,806人（単位時間ごとの利用者延べ数）の利用があった。また、心身障害者青年学級では、延べ1,588人が出席した。

青少年館の内容別利用状況　平成22年度

区分＼館名	春日町		南大泉	
	件	人	件	人
一般団体	1,650	20,989	1,467	6,076
館主催事業	2,491	15,595	844	11,228
青少年団体	2,208	22,623	923	5,639
官公署	22	754	61	1,328
その他	985	16,470	102	1,104
計	7,356	76,431	3,397	25,375

青少年館の事業実施状況　平成22年度

事業名	実施事業
〔春日町〕	
文化教養講座	6講座　697人受講
スポーツ講座	2講座　214人受講
青少年館まつり	12月18日実施　延べ548人参加 ダンス
サークル合同発表会	作品展示とダンスの発表会 11月20日･21日実施　延べ680人参加 バレーボール大会 10月17日　延べ79人参加
演劇活動	練馬児童劇団 ・けいこ　37回 延べ1,011人参加 ・合宿：武石少年自然の家 3泊4日　128人参加 ・発表会：10月1日 会場：練馬文化センター小ホール 演目：「青い鳥」 公演：2回　延べ入場者:1,084人
児童劇教室	8回　延べ158人受講
野外活動	1講座：123人受講
ホール個人利用	（土曜・日曜日） 109回　利用者数　延べ1,323人
学習室の開放	常設学習室　利用者数　延べ3,829人 臨時学習室　利用者数　延べ2,757人
談話室の開放	利用者数　延べ3,043人
青少年将棋コーナー	24回実施　延べ188人参加
心身障害者青年学級	4学級　延べ1,588人参加
わかものスタート支援事業	4講座　延べ1,096人参加
〔南大泉〕	
文化教養講座	3講座　延べ380人受講
スポーツ講座	3講座　476人受講
こどもフェスティバル	8月7日実施 延べ432人参加 お楽しみ会、おはなし会、プラバン工作、けん玉など
ホール個人利用	（水曜・土曜日） 71回　利用者数　延べ1,568人
音楽練習室	1,496回　利用者数　延べ2,643人 利用講習会11回実施、79人受講
学習室の開放	教室の利用がないときに学習室として開放　利用者数　延べ8,783人

(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

●家庭・地域社会の教育力の向上

子どもたちの「生きる力」を育てるため、学校・家庭・地域の持つ教育力を十分に機能させる必要がある。

特に、家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の考え方や行動が青少年の人間形成に大きく影響している。そこで、家庭のもつ教育機能の重要性を認識するとともに、地域ぐるみでその機能を支えていくことが重要である。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を積極的に行っている。

また、性の低年齢化や薬物乱用は、社会問題となっており、家庭や地域の教育力を深め、解決を図る必要がある。区では地域の青少年団体に対し、研修会や講演会などを開催している。

平成22年度研修会内容

第1回	実施日	22年10月28日（木）
	テーマ	「地域の子どもは、地域で育てる〜実践編〜」
	講　師	子育てボランティア団体「わいわいギルド」代表　星　一郎
	会　場	練馬公民館
	参加者	187人
第2回	実施日	23年1月28日（金）
	テーマ	「子どもの自主性を引き出す育て方、接し方」
	講　師	産業カウンセラー　左口　絹英
	会　場	練馬公民館
	参加者	172人

●学校との連携強化

地域ぐるみで育成活動を推進するため、学校・家庭・地域社会の連携を図り、「総合的な学習の時間」に対応した地域の人材活用を図り、地域社会と学校との交流を深めていく。

また、学校・家庭・地域社会が一体となり、青少年の健全育成を図っていくために、教職員、保護者、青少年委員、青少年育成地区委員等が相互に情報・意見交換を行い、地域懇談会等で連携を図っていく。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として設置されている。区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を協議会の意見として区に具申している。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、青少年問題協議会の諮問を受け、青少年育成活動方針（案）等の検討を行っている。

●練馬区青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、旧出張所管轄地域を単位として17地区に設置し、約2,100人の委員が活動している。

主な活動として、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じた青少年の育成、不健全雑誌等自動販売機追放などの環境浄化活動を行っている。

●環境浄化と非行防止の推進

地域の環境は青少年の育成に欠くことができない重要な部分である。青少年にとって地域は、望ましい人間形成ができる場として期待できる反面、非行化の温床になる可能性もある。地域ぐるみで環境浄化につとめ、非行を防止するよう、大人は青少年と日ごろから会話をかわせるような人間関係を築くことが重要になっている。

区では、青少年をとりまく社会環境の悪化に対し、青少年団体などと協力し、健全で安全な社会環境づくりに取り組んでいる。

1 「健やか運動」の推進

「子どもたちを健やかに育てる運動」（以下「健やか運動」という。）は、青少年の非行防止と健全育成をすべての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

① 「健やか運動」の協力店

コンビニエンスストア、文具店や外食産業など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店のステッカーを掲示してもらうとともに、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。平成23年4月1日現在、1,720店が協力店として活動している。

② 「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションにあわせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区防災無線設備を利用して放送をしている。

③ 「健やか運動」のPR

「健やか運動」を広く区民に周知し、青少年の健全育成を推進していくため、毎年、子どもたちから募集した原画を使って、カレンダーなど「健やか運動」PR物品を作成し、健全育成推進事業で活用をしている。

2 「社会を明るくする運動」の推進

青少年の非行防止と更生の援助を中心とした法務省主唱の運動である。青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、毎年7月に「フェスティバル」、「社会を明るくする運動のつどい」などを行っている。

3 不健全雑誌自動販売機等実態調査

だれでも自由に不健全雑誌やビデオが購入できる自動販売機は、通学路や住宅地近辺に設置される場合があり、思春期の子どもたちに影響を与えている。

また、こうした雑誌やビデオは、地域のコンビニエンスストアやレンタルビデオ店でも手軽に入手できる状況である。

そこで、地域の青少年育成地区委員会が中心となって、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店での自主規制の状況や雑誌自動販売機等実態調査を行い、現状の把握と改善を行っている。

不健全雑誌自動販売機などの調査結果

調査項目	平成21年	平成22年
不健全雑誌･ビデオ自動販売機	16台	16台
レンタルビデオ店	17店	19店
成人向ビデオが置いてある店	16店	18店
コンビニエンスストア	183店	179店
24時間営業の店	164店	171店
成人雑誌を販売している店	160店	148店

4 地域における子どもたちの安全のために

子どもたちを犯罪から守るために、「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学校1、4年生対象）、子どもたちの緊急避難所事業を実施している団体への「ひまわり110番」表示プレートの提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

練馬区長期計画（平成22年度～26年度）　施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、22年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指　標	20年度実績	22年度実績	26年度目標
11　子どもと子育て家庭を地域で支える					
111	地域で子育てを支える	子育てのひろば利用者数	100,775人	162,697人	200,000人
112	就学前の子どもの成長を支える	保育所入所希望者受入率	96.9%	93.7%	100%
113	学齢期の子どもの成長を支える	学童クラブ入会希望者受入率	95%	96.8%	100%
114	支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する	子ども家庭相談の対応件数	1,318件	2,529件	1,866件
12　子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める					
121	地域の特色を活かした教育を推進する	学校応援団構成員数	2,131人	3,097人	3,250人
122	幼稚園教育を充実する	幼稚園における幼小連携事業の実施率	68.10%	78.7%	100%
123	小中学校の教育内容を充実する	授業に対する理解の程度	小学生82.3% 中学生68.3%	小学生82.1% 中学生71.2%	100%
124	教育環境を充実する	小中学校校舎・体育館の耐震性能を確保した棟数の割合	71.5%	92.2%	100%
125	児童・生徒の健やかな体の成長を促す	朝食に主食とおかず等をそろえて食べた児童・生徒の割合	4.7%	28.3%	10%
13　青少年を健やかに育成する					
131	青少年の自主的な活動を支援する	企画・運営のスタッフとして青少年が参加している子ども会事業の割合	50.6%	60.3%	100%
132	家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する	青少年育成地区委員会事業に参加した青少年の延べ人数	80,505人	80,018人	85,000人

第2章

高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野～

1　健康な暮らしを支える ……80
2　安心して医療を受けられる環境を整える ……89
3　地域で福祉を支える ……92
4　高齢者の生活と社会参加を支援する ……95
5　障害者が自立して生活できるよう支援する ……106
6　生活の安定を図る ……113

大泉子ども家庭支援センター・大泉障害者地域生活支援センターさくら　外観

1　健康な暮らしを支える

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

生涯、健康な生活を送るためには、区民一人ひとりが日ごろから「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を持ち、健康づくりに取り組んでいく必要がある。区は、21世紀を迎えた平成13年10月に、「健康都市練馬区宣言」を行った。この宣言は、健康づくり総合計画等の諸施策を着実に進め、区民とともに生涯健康都市を目指して健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を示したものである（宣言文は裏表紙参照）。

●乳幼児と親の健康づくり

1 母子健康手帳の交付

妊娠の届出をした妊婦に、母子健康手帳、子育て情報を記載した「出産育児情報」、妊婦健康診査受診票を交付している。平成22年度の母子健康手帳交付者数(再交付等を含む。)は6,757人であった。

2 妊婦・乳幼児健康診査

妊婦が安心して出産できるように、妊婦健康診査受診票を14回分、妊婦超音波検査受診票を1回分交付し、妊娠中の健康管理の支援に取り組んでいる。

また、乳幼児健康診査では、子どもの健康の保持増進、疾病の早期発見だけでなく、母親などの保護者の健康面にも対応し育児不安の軽減に努めている。

妊婦・乳幼児健康診査　　平成22年度

種別	実施場所	受診者	有所見者
		人	人
妊婦健康診査（1回目）	医療機関	6,232	344
〃（2回目以降）	医療機関	58,297	5,168
妊婦超音波検査	医療機関	4,791	126
妊婦歯科健康診査	医療機関	1,135	延べ1,294
乳児健康診査（4か月児）	保健相談所	5,714	1,839
〃（6か月児）	医療機関	5,414	408
〃（9か月児）	医療機関	5,287	370
1歳6か月児健康診査	医療機関	5,332	587
3歳児健康診査	保健相談所	5,277	1,408

3 母親学級・育児学級等

妊娠、出産、育児に関する知識の習得、地域での仲間作りを目的に母親学級やパパとママの準備教室を行っている。

また、育児と離乳食講習会や子育て学習室などでは、発育・発達に応じた子育てに必要な知識や情報の提供を行っている。

母親学級・育児学級等　　平成22年度

	回数	延べ人数
	回	人
母親学級（4日制）	48	3,558
パパとママの準備教室	40	1,724
子育て学習室	4	204

4 こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・栄養等の相談や、子育てに関する情報提供を行い、育児の不安や負担の軽減を図っている。22年度の訪問は、乳児5,298人、産婦5,324人（実人員）である。

また、産婦にエジンバラ産後うつ質問票（EPDS）を実施し、産後のこころの状態の把握と支援に努めている。さらに、必要に応じて妊婦や乳幼児の訪問指導を

区民の保健・衛生の主要指標　　（単位：人）

指標	練馬区				東京都	全国
	22年実数	22年率	21年率	20年率	21年率	21年率
出生	6,099	8.8	8.6	8.7	8.5	8.5
死亡	5,219	7.5	7.1	7.2	7.8	9.1
*主要死因 悪性新生物	1,640	236.3	233.7	234.6	248.2	273.5
*主要死因 心疾患	812	117.0	105.8	108.3	122.2	143.7
*主要死因 脳血管疾患	527	75.9	72.6	81.3	80.0	97.2
*主要死因 肺炎	430	62.0	58.4	67.8	72.2	89.0
乳児死亡**	11	1.8	3.4	3.8	2.3	2.4
新生児死亡**	6	1.0	0.8	1.7	1.1	1.2
周産期死亡***	30	4.9	5.5	4.8	3.9	4.2
死産***	148	23.7	23.5	25.9	22.8	24.6
低体重児出生**	515	84.4	92.6	97.1	94.6	—
感染症り患率* 結核	150	21.2	23.3	20.1	25.0	19.0

注：*印の率は人口10万当たり、**印の率は出生千当たり、***印の率は出産千当たり、他は人口千当たり
平成22年の数は概数

行っている。

5 歯科保健

1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査時に口腔衛生に関する指導を行うほか、1歳児を対象に歯みがき相談を実施することで、半年ごとに歯科健康診査や口腔衛生の指導を受けられる機会を設け、むし歯予防と健全な口腔育成を図っている。

他にも歯の衛生週間行事として、歯の衛生に関する知識の普及啓発のために「歯ートファミリーコンクール」、「歯科衛生図画・ポスターコンクール」を実施し、「よい歯・よい子のつどい」にてコンクール入賞者を表彰している。

むし歯有病率　　平成22年度

区　分	受診者数	むし歯のある者	有病率（1人平均むし歯数）
	人	人	%（本）
1歳6か月児健康診査	5,121	93	1.8（0.05）
3歳児健康診査	5,234	855	16.3（0.55）

6 食育講習会(1歳からの食事講習会等)

乳幼児期における食育の基本は家庭であるため、親子の健全な食生活についてより実践的に学習できる講習会を行っている。より多くの親子が参加できるよう相談の機会等をとらえて開催している。

22年度は、185回実施し、5,120名の参加があった。

7 給付、助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、特定不妊治療費などの給付事業を行っている。

給付、助成等　　平成22年度

	延べ人数
	人
未熟児養育医療給付	261
妊娠高血圧症候群等医療給付	1
育成医療給付	51
療育給付	0
特定不妊治療費助成	460

また、都で小児慢性疾患の医療費の助成を行っており、区では申請受付を行っている。22年度は、486件だった。

●保健の充実

区は、成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、また、定期健康診断等を行い、児童・生徒の健康づくり・体力づくりを計画的に実践し、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

定期健康診断によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が16.6%、中学生が17.6%である。むし歯があると食べる楽しさが失われるだけでなく、偏食などの原因にもなる。そのため、歯垢（しこう）染色テストや良い歯のバッジの配布等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

このほか、脊柱側わん症の精密検査を、定期健康診断で異常が認められた小学校5・6年生、中学校1・3年生および学校長が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

また、生活習慣病対策として、肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、さらに個別指導や集団指導も行っている。

貧血検査は、中学校1年生の希望者を対象に実施している。

脊柱側わん症検査　　平成22年度

区分／学年	精密検査対象者数	受診者数	有所見者数
	人	人	人
小学5･6年、他	294	273	53
中学1･3年、他	219	168	72

生活習慣病検査　　平成22年度

区分／学年	精密検査対象者数	受診者数	有所見者数
	人	人	人
小学校	336	146	47
中学校	230	62	19

貧血検査　　平成22年度

区分／学年	受診者数		有所見者数
	1次検査	2次検査	
	人	人	人
中学1年	2,818	39	12

注:希望者のみ実施（在籍者4,556人　5月1日現在）

健康診断における疾病等の状況　　平成22年度

区分		小学校			中学校		
		男	女	計	男	女	計
		人	人	人	人	人	人
在籍者数（5月1日現在）		17,759	16,566	34,325	7,371	6,417	13,788
受診者数（注）		17,696	16,490	34,186	7,230	6,299	13,529
栄養状態	栄養不良＊	2	1	3	0	3	3
	肥満傾向＊	408	228	636	134	67	201
脊柱側わん症・脊柱異常＊		44	82	126	39	85	124
胸郭異常＊		11	3	14	20	2	22
裸眼視力	1.0以上	11,825	9,799	21,624	3,124	2,129	5,253
	1.0未満0.7以上	1,996	2,250	4,246	802	633	1,435
	0.7未満0.3以上	2,065	2,283	4,348	1,273	1,153	2,426
	0.3未満	1,439	1,715	3,154	1,256	1,475	2,731
眼鏡・コンタクト着用者		1,151	1,434	2,585	1,070	1,517	2,587
伝染性眼疾患		10	8	18	0	1	1
アレルギー性眼疾患		788	602	1,390	601	495	1,096
その他の眼疾患		342	261	603	86	66	152
難聴（小学校1・2・3・5年および中学校1・3年のみ）		70	93	163	26	22	48
耳疾患		1,076	909	1,985	436	265	701
アレルギー性鼻疾患		2,275	1,296	3,571	1,417	1,007	2,424
その他の鼻・副鼻腔疾患		646	379	1,025	70	70	140
口腔咽喉頭疾患		62	38	100	2	16	18
伝染性皮膚疾患＊		17	6	23	0	0	0
アレルギー性皮膚疾患＊		1,070	852	1,922	394	331	725
結核	結核患者	0	0	0	0	0	0
	精密検査対象者（小・中ともに1学年のみ）	48	53	101	11	10	21
心臓	心臓疾患	164	152	316	55	45	100
	心電図異常（小・中ともに1学年のみ）	52	35	87	80	66	146
尿蛋白検出		17	58	75	66	48	114
尿糖検出		8	18	26	7	7	14
寄生虫卵保有		11	4	15	—	—	—
その他	気管支喘息＊	1,474	930	2,404	611	354	965
	腎臓疾患＊	48	95	143	31	34	65
	その他の疾病・異常＊	198	125	323	93	72	165
歯および口腔の検査	歯科受診者数	17,645	16,447	34,092	7,184	6,245	13,429
	う歯：処置完了者	5,680	4,956	10,636	1,703	1,949	3,652
	う歯：未処置歯のある者	3,131	2,533	5,664	1,284	1,097	2,381
	歯周疾患	70	70	140	121	45	166
	歯列・咬合	395	502	897	197	172	369
	顎関節の異常	4	2	6	42	21	63
	その他の歯・口腔の疾病および異常	92	84	176	59	38	97
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	425	491	916	771	727	1,498
	（小学6年生および中学1年生のみ）う歯による喪失歯数	0	0	0	3	2	5
	（小学6年生および中学1年生のみ）処置歯数	1,130	1,417	2,547	1,242	1,761	3,003

注：受診者数は＊印の疾病等に係る検査を全て受診した者（内科健診を受診した者）の数

身体発育状況　　平成22年度

学年	年齢	男子			女子		
		身長	体重	座高	身長	体重	座高
	歳	cm	kg	cm	cm	kg	cm
小学1年	6	116.9	21.4	64.9	116.0	20.8	64.6
2	7	122.6	23.9	67.8	122.2	23.5	67.5
3	8	128.4	26.9	70.4	127.7	26.3	70.2
4	9	133.9	30.2	72.7	133.6	29.5	72.8
5	10	139.1	33.9	75.0	140.2	33.4	75.7
6	11	145.4	38.5	77.7	146.6	38.6	79.3
中学1年	12	153.0	44.2	81.3	152.3	43.8	82.2
2	13	160.2	49.1	85.2	155.8	47.5	84.2
3	14	165.7	54.5	88.3	156.9	49.9	84.8

区内中学校の体力調査　　平成22年度

性別	学年	年齢	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (点)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール投げ (m)	20mシャトルラン (回)
男子	1	12	23.5	24.2	36.2	47.0	8.6	174.9	17.6	64.8
	2	13	28.9	27.7	40.6	50.1	8.1	191.2	19.9	79.7
	3	14	34.2	29.2	43.9	52.5	7.7	206.7	22.3	85.9
女子	1	12	21.6	20.7	40.6	42.6	9.1	158.7	11.4	43.3
	2	13	23.9	23.3	42.9	44.9	8.9	165.5	12.8	53.0
	3	14	25.1	24.2	45.1	44.9	8.8	167.1	13.4	52.8

資料：「体力調査報告書」(練馬区教育委員会)

●成人の健康づくり

1 健康診査

生活習慣病などを予防し、健康を維持するための健康診査、がんを早期発見するための各種がん検診などを行っている。

健康診査は、平成20年度から30歳代、練馬区国民健康保険特定、75歳、後期高齢者、医療保険未加入者および生活機能評価の6種類に分けて実施している。がん検診は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんおよび前立腺がんについてそれぞれ実施している。また、肝炎ウイルス検診、眼科（緑内障等）健康診査および成人歯科健康診査についても実施している。

区民の主要死因別割合　　平成22年

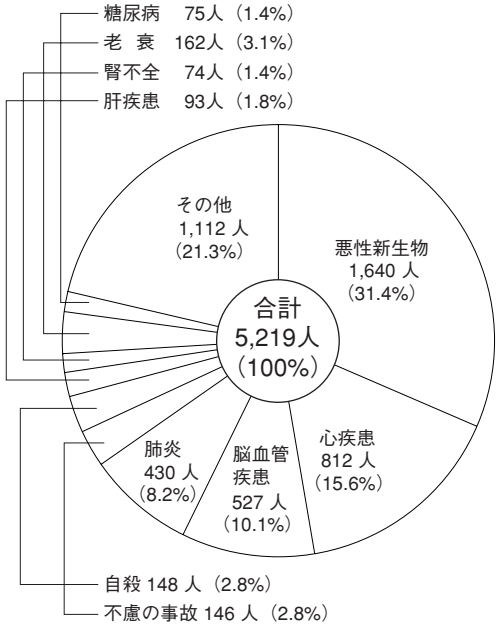

悪性新生物（がん）の部位別死亡割合

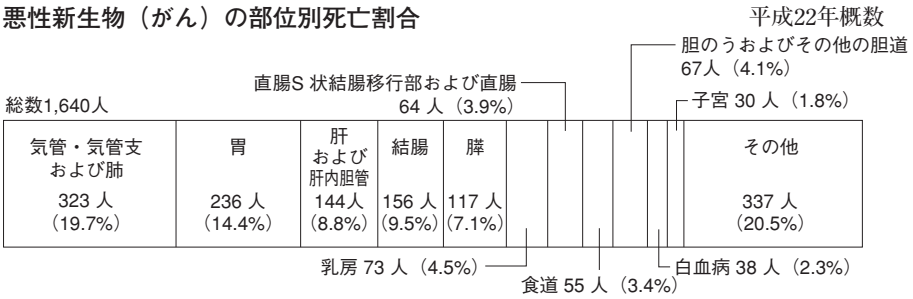

生活習慣病等の健康診査

平成22年度

健診（検診）名	受診者	有所見者	対象者および実施場所
	人	人	
健康診査			
30歳代健診	9,370	148	30～39歳、健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	45,593	—	練馬区国保の被保険者で40～74歳の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
75歳健診	3,889	3,695	75歳、協力医療機関
後期高齢者健診	34,402	33,103	後期高齢者医療制度の被保険者、協力医療機関
医療保険未加入者健診	2,383	2,284	生活保護受給者等で40歳以上の方、協力医療機関
生活機能評価健診	59,223	12,951	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方、協力医療機関
肝炎ウイルス検診	18,400	C型 68 B型 103	過去に検査を受けたことのない30歳以上の方 健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
がん検診			
胃がん検診	20,565	2,183	30歳以上、健康診査室・医療健診センター・保健相談所
子宮がん検診	20,181	450	20歳以上（前年度受診していない女性）、協力医療機関
乳がん検診（マンモグラフィ検診）	14,115	1,733	40歳以上（前年度受診していない女性）、医療健診センター・区内協力医療機関
肺がん検診	24,253	1,998	40歳以上、健康診査室・医療健診センター・区内協力医療機関
大腸がん検診	60,257	4,516	30歳以上、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
前立腺がん検診	709	37	60・65歳、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
成人歯科健診	2,186	1,751	30・40・50・60・70歳、区内協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	1,202	166	50・55・60・65歳、区内協力眼科医療機関

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な方の数（精密検査の結果、大半はがんではない。）
②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、23年5月31日現在において確認している方の数

2 成人の健康教育

効果的な運動習慣づくり、生活習慣病予防、がん予防などをテーマに成人の健康づくりに関する教室・講座・講演会を開催し、併せて健康に関する相談事業を実施している。また、区役所2階通路などで、3月は女性の健康週間として、9月はがん征圧月間として、10月はピンクリボンキャンペーン（乳がん月間）としてパネル展示などによる啓発を行った。

3 禁煙に関する事業

喫煙による健康影響についての普及啓発や禁煙外来の情報提供など、たばこをやめたい人に対する禁煙支援を行っている。22年度は、たばこの健康影響に関する講演会を6回開催（参加者延べ137人）し、メールによる禁煙支援プログラム（禁煙マラソン）の提供（利用者数111人）を行った。

また、練馬区薬剤師会と協働し「練馬区禁煙支援薬局」での禁煙相談（延べ45人）や、禁煙補助剤の助成

平成22年度

区分	回数	延べ人数
健康づくり運動教室	14	568
ヘルスアップ教室	6	231
健康づくりのための講習会	12	467
メタボリックシンドローム予防教室	26	456
生活習慣病予防教室	18	439
がん予防講演会	4	106
女性のがん（乳がん・子宮がん）予防講演会	5	126
睡眠・休養についての講演会	2	56
女性の健康づくり講座	2	65
骨粗しょう症予防教室	45	1,418
歯周病予防講演会	2	68
食育講習会（食生活応援講習会など）	27	592
健康相談（保健、栄養、歯科）	143	420
歯周病予防相談	137	679

による禁煙支援（実106人）を実施した。

さらに、5月31日から6月6日の禁煙週間に、区役所2階通路および保健相談所でパネル展示による啓発を行った。

4 健康フェスティバル

区民の健康意識の高揚を図ることを目的に、練馬まつりの協賛事業として開催している。22年度は10月17日に開進第二中学校校庭で開催し、入場者は11,000人だった。

5 練馬区健康いきいき体操の普及事業

区独立60周年を記念し、誰もが気軽に取り組める健康体操として、区歌に合わせた「練馬区健康いきいき体操」を18年12月に創作して普及に努めている。体操指導動画を区のホームページで配信、ＤＶＤの貸出し、体操指導を希望する施設や団体へ運動指導員を派遣（22年度は22団体、延べ561人）している。

●高齢者の健康づくり

豊かで充実した人生を送るため、自立した生活ができる期間である「健康寿命」を延ばすための講座や講演会を開催している。

平成22年度

区　　分	回　数	延べ人数
65歳からの筋力アップ運動	44	635
骨　量　測　定	44	1,080
健康応援講演会	11	451
元気はつらつ講座	44	1,741

（2）健康づくりの条件整備を行う

●練馬区健康づくりサポーター育成事業

区民主体の健康づくり活動を促進するため、「練馬区健康づくりサポーター育成講座」を開催し、運動のサポーターと食のサポーターを育成している。平成22年度は54名（運動のサポーター29名、食のサポーター25名）が新たに健康づくりサポーターとなり、延べ登録者数は201名（運動のサポーター100名、食のサポーター101名）となった。また、サポーター活動を支援するため、フォローアップ研修会や連絡会を開催している。

●食育を推進する環境整備

平成19年7月に「練馬区食育推進ネットワーク会議」を設置し、区民、関係団体、行政が連携して食育の普及啓発活動と情報交換を行っている。同会議を中心に、22年度は「食育推進チェックシート」を20,000部作成・配布と、食育推進講演会（入場者数200人）を開催した。

「健康づくり協力店事業」として区内飲食店や食品販売店が、栄養成分表示や栄養情報を店内に掲示することにより、区民に食の情報を提供している。22年度の協力店は225店舗、店舗個別集団指導延べ271件、一般向け講演会2回（参加者95人）を実施した。また、食環境整備の支援として、特定給食施設等指導（巡回指導・講習会など）を延べ682件実施した。

●受動喫煙防止推進事業

受動喫煙が健康に及ぼす影響を周知するとともに、受動喫煙防止対策を強化し、たばこを吸わない人にも配慮した環境づくりを推進している。平成22年度は受動喫煙防止推進講演会として練馬まつりにおいてステージイベントを開催した。また、店舗の分煙対策として事業者の申出により、店舗の喫煙ルールに応じたステッカーの配布と出入口掲示をすすめている。さらにこの取組は、事業者の希望によりホームページで周知している。

（3）健康に関する危機管理を行う

●感染症対策

1 予防接種

感染症の予防に関しては、種痘が地球上から天然痘（痘そう）を根絶し、ポリオ生ワクチンが日本からポリオ（小児まひ）を一掃したことから明らかなように、予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人が感染症にり患することを防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

このため予防接種の必要性の周知を行い、感染症の流行を阻止しうる免疫保有率を保つため、積極的な働きかけが大切である。

予防接種法に基づく一類疾病の予防接種は、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ（小児まひ）、風しん、麻しん、日本脳炎、結核（ＢＣＧ）の8種である。二類疾病の予防接種としては高齢者のインフルエンザがある。

日本脳炎予防接種は平成17年5月から積極的勧奨を見合わせていたが、22年度より再開している。

麻しん風しん予防接種については、18年6月の改正で2回接種となり、19年の麻しんの流行に対する対策として、20年4月から中学1年生および高校3年生に相当する年齢の者を対象に麻しん風しんの定期接種が追加された。この接種期間は20年4月1日から25年3月31日までの5年間に限って実施されている。

19年4月の結核予防法廃止に伴い、ＢＣＧは予防接種法の定期予防接種になり、区では乳児健診と同時に集団で接種している。

ポリオ予防接種は春と秋に保健相談所を会場に集団接種により実施し、その他は協力医療機関で通年（インフルエンザは除く。）、個別接種により実施している。

さらに予防接種法に定めのない任意予防接種のうち、子宮頸がんの予防接種について、中学3年生の女子を対象に接種費用の全額補助を23年1月から開始している。

定期予防接種の接種状況　　平成22年度

区　分		接種者数（延べ）
三　種　混　合（百日せき･ジフテリア･破傷風）	1期初回（3回）	18,491
	1期追加（1回）	6,059
二　種　混　合（ジフテリア・破傷風）	2期	4,775
ポリオ（小児まひ）	1回目	5,794
	2回目	5,744
麻しん風しん混合	1期	5,752
	2期	5,244
	3期	5,252
	4期	4,443
日本脳炎	1期3回	24,089
	2期	2,975
BCG		5,661
インフルエンザ		151,280

任意予防接種の接種状況

区　分	接種者数（延べ）
子宮頸がん（3回式）	1,216

2 一類・二類・三類・四類・五類・新型インフルエンザ等感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき、感染症の日常的な発生状況の把握（感染症サーベランス）を行うとともに、感染症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等の対応を行っている。また、感染症の感染力、り患した場合の重篤性等から感染症が類型化され、それぞれに応じた対応を行っている。

19年の法改正で、結核予防法が廃止され感染症法に統合された。

20年5月2日、感染症法の一部改正により、感染症の類型が見直された。感染症の類型に、「新型インフルエンザ等感染症」が新設され、二類感染症に「鳥インフルエンザ（H5N1）」が追加された。

二類感染症の結核は、近年、結核り患率、死亡率は改善されてきているものの、高齢者と結核に対する免疫を持たない若年層に増加傾向があり、集団発生の危険がある。そのため、今後とも、結核対策を着実に進めていく必要がある。22年の新規登録患者は150人で、22年12月31日現在の登録患者数は、320人であった。

⑴ 五類感染症

五類感染症については、発生情報を収集・分析し、その結果の公開・提供により、発生・拡大を防止すべき感染症と定めており、区では医師会・教育委員会等へ情報を提供している。なお、20年1月1日から、麻しんおよび風しんについて、医療機関から保健所への届出が義務化された。

全数届出感染症の届出患者数　　平成22年度

種　別	疾　病　名	件数
一　類	エボラ出血熱	―
	クリミア・コンゴ出血熱	―
	痘そう（天然痘）	―
	南米出血熱	―
	ペスト	―
	マールブルグ病	―
	ラッサ熱	―
二　類	急性灰白髄炎（ポリオ）	―
	結核	150
	SARS（重症急性呼吸器症候群）	―
	ジフテリア	―
	鳥インフルエンザ（H5N1）	―
三　類	コレラ	―
	細菌性赤痢	―
	腸管出血性大腸菌感染症	12
	腸チフス	―
	パラチフス	―
四　類	マラリア	―
五　類	アメーバ赤痢	9
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	―
	後天性免疫不全症候群	5
	麻しん	5

注：①区に届出があった件数を掲載
　　②四類感染症、五類感染症は届出のあった疾病のみ掲載

⑵ エイズ・性感染症

エイズの原因となるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染の拡大は世界中で極めて深刻な状況にあり、国内の感染者も増加している。また、エイズとともに、性感染症が若年層を中心に増加傾向にある。そのため区では、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行い、各保健相談所で相談事業を、豊玉保健相談所で、HIV・梅毒・クラミジアの抗体検査（無料・匿名）を実施している。

エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数　　平成22年度

区　分	件　数
エイズ相談	1,469
HIV抗体検査	517
梅毒検査	199
クラミジア検査	198

⑶ 新型インフルエンザ

新型インフルエンザは、ウイルスの亜型等によって感染力や病原性の強弱が大きく異なる。区では、22年11月「練馬区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。今後は事態のレベルに応じた保健医療体制および庁内体制の整備の充実を図っていく。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、23年3月31日をもって「新型インフルエンザ等感染症」

でなくなった旨の厚生労働大臣による公表が行われた。これにより今後、今般の新型インフルエンザは通常の季節性インフルエンザとして取り扱い、その対策も通常のインフルエンザ対策に移行した。また、4月1日以降その名称については「インフルエンザ（H1N1）2009」となった。

（4）安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

区では、食中毒の防止、食品の安全性の確保のため、営業者の監視指導、食品等の検査を行っている。平成22年度は監視指導を12,107件、食品等の検査を2,177検体行った。

営業者に対しては、より食品衛生知識を深めるために33回の講習会を実施し、延べ2,075人が受講した。

こうした監視指導を行うに当たって、区では食品衛生監視指導計画を策定している。22年度は計画について区民から意見を求めるとともに、意見交換会を23年1月に開催し、寄せられた意見を参考に23年度の計画を策定した。

22年度の区内での食中毒の発生は2件であった。

許可を要する食品関係施設　　平成23年3月31日現在

〔食品衛生法に基づくもの〕

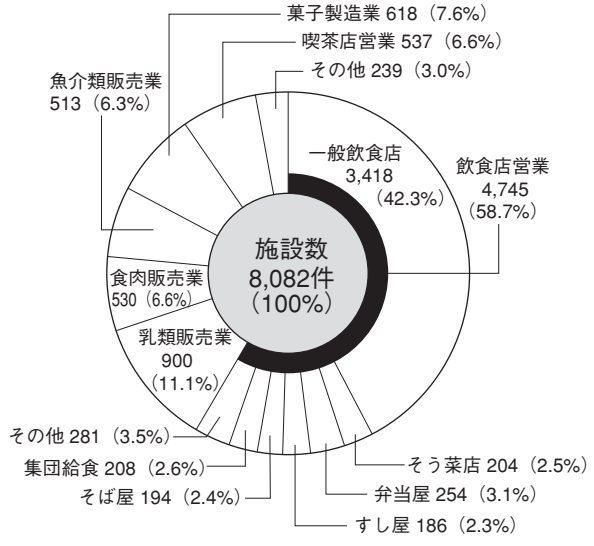

〔食品製造業等取締条例に基づくもの〕

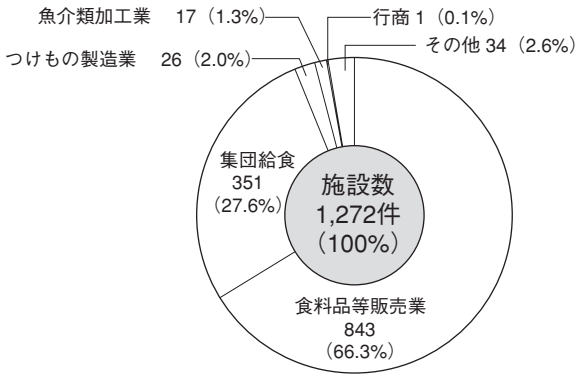

●食品衛生普及啓発活動

平成22年度は、消費者に対する普及啓発活動として、食中毒予防のための講習会を67回（1,387人）実施した。また、リーフレット「ねりま食品衛生だより」を5回発行（24,650部）し、併せて区ホームページ内の食品衛生情報へ掲載した。

7月には、これまで講習会・講演会への参加が少なかった子育て中の主婦を対象として「キッチンらくらくキレイ術」を開催、20名が参加し、食品衛生の基本についての講習と実習を行った。10月には「新鮮・天然なら安心ですか？～食品選びの新常識～」をテーマに「練馬区食の安全・安心シンポジウム」を開催、84名の参加者と意見交換を行った。また、消費生活展、練馬まつり等で、食品衛生相談を行った。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。

平成22年度には、139か所の監視指導を行った。

練馬区内の医療関係施設　　平成23年3月31日現在

区　分	施設数および病床数	人口10万人当たり
病院	19か所	2.7か所
病院病床	3,204床	457.7床
病院一般病床	1,350床	192.9床
療養病床	559床	79.9床
一般診療所	545か所	77.9か所
歯科診療所	457か所	65.3か所
助産所	28か所	4.0か所
施術所	547か所	78.1か所
出張施術業	243か所	34.7か所
歯科技工所	108か所	15.4か所

注：一般病床は、病院病床から精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床を除いたもの

●薬事衛生

1 薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く。）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。平成22年度には、667件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

さらに、区民の保健衛生上の安全を確保する目的で薬事関連法令の主旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

薬局・医薬品販売業等関係施設　　平成23年3月31日現在

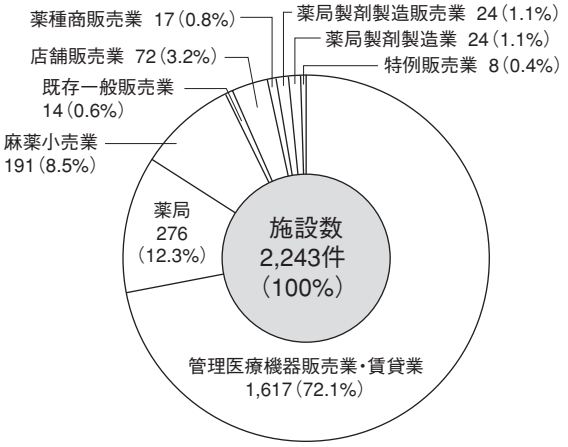

2 毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。22年度には、97件の監視指導を行った。

毒物劇物営業者等関係施設　　平成23年3月31日現在

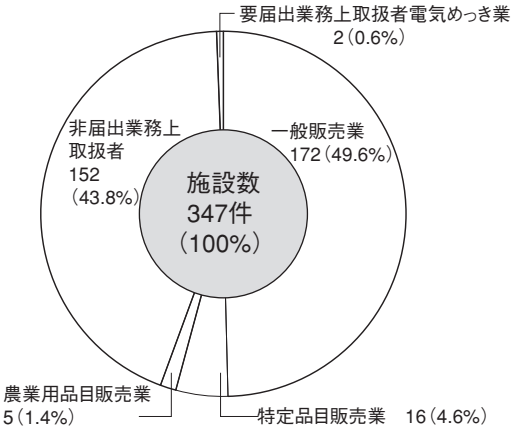

3 有害物質を含有する家庭用品の検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。22年度には、46品目（延べ84検体）の試買検査を行った。

●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場や日常生活上必要な理・美容所、クリーニング所等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

このため区では、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気検査や細菌など各種検査を実施している。平成22年度は、955件の監視指導を行うとともに、358施設について各種検査を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

また、練馬区コインオペレーションクリーニング（コインランドリー）営業施設の衛生指導要綱および練馬区小規模給水施設の衛生管理指導要綱を制定し、区民の生活に直接影響を及ぼす施設の衛生向上を図っている。

環境衛生関係施設　　平成23年3月31日現在

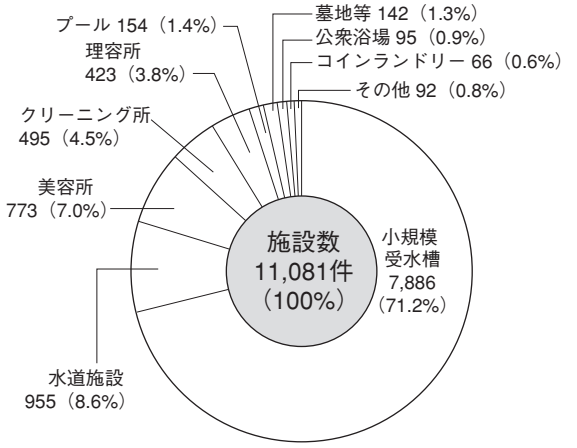

●ペット動物の飼養

狂犬病予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例により、畜犬登録、狂犬病予防注射、犬の正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。飼い猫の去勢・不妊手術費の一部（オス1,500円、メス3,000円）を助成する事業も行っており、平成22年度には、オス536件、メス611件、計1,147件の利用があった。

また、飼い主のいない猫をめぐる問題を解決するために活動するグループを登録し、去勢・不妊手術費用の助成（オス5,000円、メス10,000円）や猫保護ケージの貸出しなどにより活動を支援している。23年3月末現在、27団体が登録し、オス161件、メス155件、計316件の手術が行われた。

なお、区内には、動物質原料運搬業、畜舎など14施設がある。

狂犬病予防関係件数　　平成22年度

区　分	件　数
	件
鑑札交付	2,807
（内訳）交付	2,232
再交付	306
交換（無料）	269
狂犬病予防注射済票交付数（再交付含む）	19,421
咬傷事故数	30

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、人体に害を及ぼす害虫等の駆除を行っている。

平成22年度は、蚊、蜂、毒蛾（が）など害虫その他の苦情・相談に対する処理1,109件のほか、ねずみの駆除指導を601件、ねずみ講習会を2回行った。

また、自主的に害虫駆除を行う区民に、噴霧器の貸出し（肩掛式2台）を行った。

2 安心して医療を受けられる環境を整える

(1) 地域における医療体制を確立する

●休日・夜間救急医療

現在の救急医療体制は、救急告示医療機関（いわゆる救急病院）制度が基本となっている。これを補完するため、区では、休日・夜間等において入院を必要としない程度の救急患者に対応する初期救急医療等の充実を図っている。

1 初期救急医療など

練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）および石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日（年末年始を含む。）の昼間・準夜間および土曜日の準夜間に、内科・小児科の初期救急医療を実施している。

また、ニーズの高い15歳以下の小児初期救急医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間に実施している。

併せて、平成18年度から日大練馬光が丘病院および順天堂練馬病院に毎日午後5時から午後10時まで小児初期救急医療事業を委託して実施している。22年度の患者実績は日大練馬光が丘病院は3,592人、順天堂練馬病院は1,073人であった。日曜・祝休日には区内6か所で休日診療当番医療機関を開設するほか、区内3か所で休日柔道整復施術事業を実施している。

また、休日夜間の急病患者に対する処方せん調剤に対応するため、練馬区休日・夜間薬局を開設している。20年4月には石神井休日急患診療所のフロア内に石神井休日夜間薬局を開局した。

休日診療当番医療機関および休日当番接骨院の利用状況

平成22年度

区　分	開設日数	受診者数	1日平均
	日	人	人
医　科	71	5,703	80.3
歯　科	10	125	12.5
接骨院	71	494	7.0

休日急患診療所等の診療日数と受診者数

平成22年度

施設名	診療日数		受診者数	
	昼間	準夜間	昼間	準夜間
	日	日	人	人
練馬休日急患診療所（内科・小児科）	70	365	5,498 (78.5)	6,069 (16.6)
練馬区夜間救急こどもクリニック（再掲）	6 (年末年始)	365	414 (69.0)	5,009 (13.7)
練馬歯科休日急患診療所（歯科）	70	―	463 (6.6)	―
石神井休日急患診療所（内科・小児科）	71	122	4,837 (68.1)	2,434 (20.0)
石神井歯科休日急患診療所（歯科）	71	―	596 (8.4)	―

注：①昼　間：午前10時～午後5時
　　準夜間：午後6時～午後10時（土・日・祝休日・年末年始）
　　午後8時～午後11時（月～金）
　②受診者の（　）内は1日平均

2 二次救急医療

入院を必要とする救急患者に対応する二次救急医療については、都が休日・全夜間診療や特殊救急医療の体制を整備している。区ではこれを補完するため、日大練馬光が丘病院において、心臓循環器救急医療を実施している。

3 歯科救急医療

練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）および石神井歯科休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日に歯科救急医療を実施している。併せて、ゴールデンウィークと年末年始に歯科の休日診療当番医療機関を区内1か所に開設している。

●難病患者支援

難病とは、①原因不明、治療法が未確立であり、かつ、後遺症のおそれが高く②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病をいう。国では、臨床調査研究分野として130疾患の研究を奨励している。

都では、指定79疾患（国の指定56疾患を含む。）に対して医療費の公費負担を実施しており、所管の保健相談所で申請を受け付けている。このほかに、特殊医療として腎不全と血友病の医療費助成の申請も受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、平成4年度から都が実施している在宅難病患者医療機器貸付事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

心身障害者（児）と要介護高齢者に対する歯科診療を木曜と土曜に練馬つつじ歯科診療所で実施している。平成22年度の診療実績は診療日数99日、延べ治療件数は3,045件であった。

また、摂食・えん下機能に障害のある心身障害者と要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を実施している。診療方法は外来（第2・4火曜の午前9時～午後1時）と訪問（第1・3水曜の午前9時～午後1時）があり、22年度の実績は、診療日数69日（外来35日、訪問34日）、延べ治療件数は269件（外来111件、訪問158件）であった。

心身障害者（児）については、練馬つつじ歯科診療所で検査や予防に関する歯科相談を行っている。

●日本大学医学部付属練馬光が丘病院

昭和61年に区が誘致した「練馬区医師会立光が丘総合病院」は、平成3年4月から学校法人日本大学に経営を引き継ぎ「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発した。

経営を引き継ぐに当たり、区と日本大学との間で締結した基本協定において、同病院を地域医療の中心的機能と高度で専門的な機能を持ち、公的な目的と機能を果たす総合的な医療を提供する病院として維持、発展させることなどを取り決めた。

また、区および区民の意見を病院の運営に反映させるために、区民、区議会議員、学識経験者、区職員で構成される「病院運営協議会」が設置されている。

日本大学医学部付属練馬光が丘病院の規模や診療科目等はつぎの通りである。

⑴　規模

敷地面積　9,513m²、延べ床面積　17,489m²

病床数　342床

⑵　診療科目

内科、循環器科、小児科、皮膚科、外科、心血管・呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、ペインクリニック（麻酔科）、神経内科、精神神経科、リハビリテーション科

日本大学医学部付属練馬光が丘病院利用状況　平成22年度

区　分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	97,273	8,106
外来患者	218,943	18,245
手術	2,350	196
ＩＣＵ・ＣＣＵ	1,663	139
人工透析	723	60
救急患者	18,648	1,554

注：ICU（集中治療管理室）
CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

●順天堂大学医学部附属練馬病院

平成10年12月の東京都保健医療計画の改定により、区内での増床が可能になったことを受け、区は誘致方式による病院整備を進め、17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が高野台三丁目1番に開院した。

区と学校法人順天堂との間で締結した基本協定において、①病床数は400床とすること、②重点医療は、救急・小児・災害時の医療、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物などに対する医療とすること、③内科、外科、小児科の24時間救急医療体制の確保、④区内医療機関との連携の実施、⑤区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などを取り決めている。

さらに、診療科目などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

順天堂大学医学部附属練馬病院の規模や診療科目等はつぎの通りである。

⑴　規模

敷地面積　11,188m²、延べ床面積　30,621m²

病床数　400床

⑵　診療科目

内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、神経内科、メンタルクリニック（精神科）、小児科、小児外科、外科、脳神経外科、呼吸器外科、整形外科・スポーツ診療科、形成外科、皮膚アレルギー科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸科、放射線科、産科・婦人科、ペインクリニック（麻酔科）、リハビリテーション科

順天堂大学医学部附属練馬病院利用状況　平成22年度

区　分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	140,837	11,736
外来患者	350,509	29,209
手術	5,215	435
ICU･CCU･NICU	3,834	320
人工透析	4,976	415
救急患者	15,839	1,320

注：ICU（集中治療管理室）
CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）
NICU（新生児集中治療管理室）

●看護職員フェア

平成18年の診療報酬改定に際して、7：1看護体制（1日を通じて看護師1人に対して患者7人以内の配置）の診療報酬体系が創設され、大規模急性期病院を中心に、看護師の確保に向けた動きが激化し、看護職員不足が深刻な問題となっている。

区内病院等も慢性的に看護師不足が課題となっており、区内病院の病床数維持と看護師不足を改善するため、潜在看護師を掘りおこし再就業につなげる場の提供として、20年度から看護職員フェア（就職説明会）を実施している。

22年度は2回実施し、これまでの通算5回の実績は延べ参加者数135人に対し、再就業者数33人に達している。

●災害時医療救護体制の構築

現在区内には、災害時の医療救護活動の拠点として、12の医療救護所、2つの災害拠点病院を含む21の後方医療機関がある。医療救護所では、区との協定に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会（以下「四師会」という。）が派遣した医療スタッフを中心に、トリアージや軽症者（緑）への応急処置、中等症者（黄）、重症者（赤）の後方医療機関への搬送が行われる。

区では、こうした医療救護体制を構築するために、平成18年7月に、四師会、災害時の拠点病院となる日本大学医学部付属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、都および区で構成する「練馬区災害時医療救護体制検討委員会」を立ち上げ、調査・検討を行い、課題を整理し、対策について報告書をまとめた。

これを受けて、昭和57年度から設置している災害医療運営連絡会の下に、平成19年度から四師会、二大学病院、警察・消防署および区で作業部会を、21年度からは四師会、二大学病院および区で専門部会を設け、個別の課題について検討を行っている。

22年度は年5回の専門部会を開催し、医療救護所および後方医療機関の見直し、ランニングストック方式による備蓄医薬品の管理などについて検討した。

また、22年9月5日に実施された練馬区震災総合訓練において、四師会、二大学病院と連携して医療救護所の立上げ・トリアージ訓練を実施し、約100名の参加者を得て、災害時の医療救護体制について確認を行った。

3　地域で福祉を支える

(1) 地域福祉活動との協働を進める

●練馬区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

練馬区社会福祉協議会は、(以下、区社協という。)ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営、共同募金への協力、区の福祉事業の受託など、公共性の高い民間非営利組織として活動しており、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、つながりのある地域づくりと地域福祉の推進という重要な役割を果たしている。

区社協の運営や財政基盤は、その活動内容や趣旨に賛同する区民や団体が「会員」になることにより支えられている。平成23年3月31日現在、個人会員3,973人、団体会員は272団体となっている。

区社協の行っている主要な事業は以下のとおりである。

1 相談業務

住民から寄せられる福祉に関するさまざまな相談に対して、情報提供や支援など総合的な対応を行っている。

2 ボランティア・地域福祉推進事業(ボランティア・地域福祉推進センターの運営)

ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする方を結ぶ接点として、ボランティア活動・市民活動に必要な研修会や講習会の開催、情報誌の発行などによる情報提供を行っているほか、住民、地域団体等と協力して、地域の課題解決を図るための仕組みづくりやネットワークの構築を図る取組をすすめている。

また、光が丘、大泉、関町にもコーナーを開設し、ボランティア・市民活動に関する相談に応じている。

3 権利擁護センターほっとサポートねりまの運営

権利擁護センターは、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援などを行っており、区における「成年後見制度推進機関」として位置づけられている。(93ページ参照)

4 在宅サービス事業

日常生活を営む上で手助けを必要とする区民に、有償で家事援助や介護援助サービスを行っている。22年度のサービス提供時間数は、5,583時間であった。また、サービスを提供する協力員を常時募集し、22年度は4回の研修や講習会を実施した。

協力員登録状況(23年3月31日現在)　196人(男性27人、女性169人)

5 赤い羽根共同募金への協力

赤い羽根共同募金活動を東京都共同募金会練馬地区協力会として実施し、22年度は、区内の募金活動により集められた寄付金9,504,494円を東京都共同募金会に納付した。

6 歳末たすけあい運動募金

練馬区町会連合会、練馬区民生児童委員協議会および区社協が実施主体となり、歳末たすけあい運動募金を実施している。22年12月1日～31日の募金実績額は、15,485,561円であった。

募金活動により集められた寄付金を財源として、区内で福祉に関する事業を行なう団体の活動を支援するため、助成事業を行なっている。

7 生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会からの受託事業)

低所得世帯、障害者世帯および日常介護を必要とする高齢者世帯の経済的自立と生活意欲の援助のために、貸付手続きを行っている。(22年度実績　98件、98,847,000円)

8 総合支援資金貸付事業(東京都社会福祉協議会からの受託事業)

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援を必要とする世帯を対象に、再就職までの間の生活資金等の貸付手続きを行っている。(22年度実績　105件、57,220,377円)

9 不動産担保型生活資金貸付事業(東京都社会福祉協議会からの受託事業)

高齢者が自宅の土地や家屋を担保に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活費や医療費の貸付手続きを行っている。(22年度実績　3件)

10 私立高等学校等入学資金貸付事業

生活保護世帯あるいはこれに準ずる生活困難な世帯を対象として、私立高等学校の入学に際し、入学資金に係る他の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に入学金等の差額分の貸付相談を行っている。

11 チェアキャブ運行事業

常時車いすを使用する障害者および高齢者の外出、社会参加を促進するため、リフト付き自動車の運行を行っている。(109ページ参照)

また、21年9月より「福祉有償運送運転者講習会」を開催し、運転者の認定を行なっている。

12 福祉作業所の受託運営

区社協は、「白百合福祉作業所(就労継続支援B型事業)」と「かたくり福祉作業所(就労継続支援B型事業および就労移行支援事業)」の運営を指定管理者として

受託し、主に心身または知的障害のため、一般の職場に就労が困難な方に、作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立に向けた援助を行っている。(109ページ参照)

13 障害者地域生活支援センターの受託運営

区社協は、「豊玉障害者地域生活支援センター　きらら」と、「石神井障害者地域生活支援センター　ういんぐ」の運営を指定管理者として受託している。両センターは、主に精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、様々なプログラムを通して、当事者、家族、ボランティア、地域住民、関係機関が連携し支えあう場となっている。(106ページ参照)

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で「家事援助または介護サービス」「移動サービス」「食事サービス」の活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。平成22年度は、継続15団体に補助金を交付した。

このほか、20年度から、地域福祉向上に向けた新しい取組に対し、活動費の補助を行っている。22年度は継続2団体に対して補助を行った。

また、18年度から、講座や勉強会、交流活動などの地域福祉普及啓発活動への活動費補助を行っている。22年度は、新規1団体・継続11団体に対して補助を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などを車に乗せて、有料で送迎を行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に許可された法人に限り、合法的に実施できることになっている。

区では、平成16年12月に、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。協議の結果、現在区において福祉有償運送が承認されている団体は12団体である。

道路運送法改正により、福祉有償運送の運転者は、二種免許を取得するか認定講習を受講することが義務付けられた。区は、18年12月に国土交通省から認定講習実施機関として認定を受け、移動サービス研修を実施していたが、21年9月から区社協において実施している。

22年度の認定講習受講者は35人であった。

●相談情報ひろば

地域の身近な相談窓口として区民に必要な情報を提供し、また、地域福祉推進の拠点としての役割や地域の交流を深めることを目的として「相談情報ひろば」を開設している。その運営は、地域でさまざまな福祉活動を実施している地域福祉活動団体が行っており、区では運営費の一部を助成している。平成23年3月現在において開設されている「相談情報ひろば」は、常設型3か所、週一回開設型7か所の計10か所である。

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「区民が協働で築く“ねりま”の地域福祉」の基本理念のもと、「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に平成19年10月に開設した。3期生29人、4期生41人が在学している。

(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する

●民生委員・児童委員

民生委員は、地域社会、地域住民の福祉の向上に貢献するため、知事の推薦に基づき厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員である。高齢者、障害者、低所得世帯、ひとり親家庭等の実態を把握し、適切に援助・支援することをその職務内容としている。任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

区では、平成23年4月1日現在、20地区計570人を定数として民生児童委員協議会を組織し、活動している。このうち40人の主任児童委員は、児童問題を専門に活動する民生委員・児童委員である。

(3) 保健福祉サービスの利用を支援する

●権利擁護センターほっとサポートねりまの運営

高齢や障害のため「福祉サービスの利用」や「財産管理」が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、選択して利用することで地域で安心して生活できるように支援することを目的として、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援を行っている。また、平成19年1月には区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

なお、この運営は、区社協が行っている。

①相談の状況（23年3月31日現在）

＊相談者901人、延べ相談件数7,185件

＊相談者のうち、成年後見制度に関する相談者496人、延べ907件

②福祉サービス利用援助事業の契約支援の状況（23年3月31日現在）

＊地域福祉権利擁護事業利用者：92人

＊財産保全・各種手続き代行サービス利用者：16人

●苦情対応のための第三者機関の設置

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護するため、サービスに関して苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

この機関は、弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

22年4月～23年3月の相談・苦情受付件数は188件、改善要望の申立ては11件であった。

(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める

●福祉のまちづくり総合計画の推進

まちは、本来、年齢や障害にかかわりなく、すべての人が安心して生活できるものであり、一人ひとりが人間として尊重され、相互に支えあい責任を持ちながら自由に行動できるものでなければならない。

区は、平成18年3月に、だれもが社会参加が可能な福祉のまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり総合計画（18年度～22年度）を区民との協働で策定した。

計画の目標を「ずっと住みたいやさしいまち＜安心・らくらく・便利＞」とし、基本的な姿勢と12の基本方針を定めた。また、総合計画を実効性と継続性のあるものとするため、基本方針ごとにアクションプラン（行動計画）を実施するとともに、区民との協働による推進事業を実施している。

このことにより、福祉環境の整備を進めるとともに、共感、協働の福祉のまちづくりの考え方を広めている。

1 基本方針とアクションプラン

基本方針	アクションプラン
歩きやすい歩きたくなる道づくり	安心して歩ける道をつくります。
また来たくなる、楽しめる公園づくり	より魅力的に、より安心して使え、より楽しめる公園をつくります。
駅はまちの中心。駅からはじまる福祉のまちづくり	スムーズな乗り換えの実現を目指します。
人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり	放置自転車をなくして、歩行者と自転車の共存を目指します。
行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり	既存建築物バリアフリーアドバイスの仕組みをつくります。
建物を活かす、総合的な運用やサービスの提供	建物トータルマネジメントマニュアルを作成します。
建物や施設のつながりに配慮して、まち全体をバリアフリーに	まちぐるみでバリアフリーの推進に取り組みます。
出会って交流、学んで行動、“気づき”で変える	出会いと学びの場を支援します。
手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪	身近な地域の生活情報やルールに関する情報が共有できる仕組みをつくります。
みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし	みんながうれしいハートフルなお店を増やします。
いざというときにも安全安心。ふれあいのまち	いざというときにも安心できるための準備を進めます。
気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに	身近な地域単位のらくらく外出情報を発信します。

2 推進事業

① 福祉のまちづくり200人モニター

福祉のまちづくりに関心のある区民がモニターとして登録し、使う人の視点で、ものづくり仕組みづくりを考える。

任期：2年　毎年100人募集

職務：アンケート調査、現地調査・検証、研修への参加

② 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業

福祉のまちづくりの推進につながる区民発意の企画提案を募集し、事業費の一部を助成する。

平成22年度助成状況

助成区分		助成限度額	22年度実績
はじめの一歩助成部門		5万円	5件（計169,502円）
パートナーシップ活動助成部門	地域活動	20万円	12件（計1,800,650円）
	設備整備を伴う活動	100万円	― (―)
テーマ部門	普及啓発・学び活動助成	25万円	2件（計479,555円）

③ 福祉のまちづくりを推進する区民協議会

総合計画の評価、検証を行うとともに、福祉のまちづくりの提案を行う※22年度は休会。（計画改訂のため、懇談会を開催）

●やさしさ情報ねりまっぷ

区民の社会参加を促進するため、区立施設や公共交通機関、民間施設等の福祉環境の整備状況等を区民との協働により調査し、福祉情報地図（冊子）を作成した。平成14年度に区内東部地区版を作成し、15年度には区内西部地区版を作成した。18、19年度は、福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業テーマ部門（地図作成）により、区民提案のあった7地区において、ねりまっぷミニを作成し、地域のやさしさ情報を提供した。

20年度には、区民提案のあった1地区において、子育て支援マップを作成した。

また、21年度は、福祉関係団体やまちづくりに関心のある区民の協力を得て「練馬駅南口外出しやすいまち情報マップ」を作成した。

加えて、22年度は、パートナーシップ活動助成部門に提案のあった2地区でマップづくりが行われた。

4　高齢者の生活と社会参加を支援する

(1) 高齢者の多様な社会参加を促進する

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法および介護保険法に基づき策定する計画である。平成20年度に第3期計画（18～20年度）の見直しを行い、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（21～23年度）を策定した。

第4期計画は、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年の区において目指すべき高齢社会を念頭に長期的な視野に立ち、平成27年に至る中間の3年間に取り組むべき施策を明らかにしている。

計画素案の段階で区民意見の募集を行い、計画への反映に努めるとともに、区民や学識経験者等から構成される高齢者保健福祉懇談会および介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定した。

計画期間は、21～23年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる23年度に見直しを行う。

1 基本理念

高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に共通する3つの基本理念を設けた。

① 高齢者の尊厳を大切にする
② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

2 基本目標

「新長期計画（18年度～22年度）」の高齢者保健福祉部門の部門別目標との整合性を図るため、基本理念を具体化するための、基本目標を設けた。

「高齢者が暮らしやすいまちをつくる」

3 基本施策

基本理念、基本目標の実現のため、6つの基本施策を定めた。

① 多様な社会参加の促進
② 健康の保持増進
③ 特定高齢者等への支援
④ 要支援・要介護高齢者への支援
⑤ 住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備
⑥ 地域で支える仕組みづくり

4 重点課題

第4期計画期間中に、重点的に取り組む必要がある課題について、解決に向けた積極的な施策の展開を図るため、9つの重点課題として定めた。

① 地域貢献につながる社会参加の促進
② 「活動的な85歳」を目指した健康づくりの促進
③ 主体的に取り組む介護予防の推進
④ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心とする相談支援体制の充実
⑤ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
⑥ 介護人材の確保
⑦ 適切な介護保険制度の運営
⑧ 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援
⑨ 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

5 施策、個別事業

6つの基本施策を柱として、25の施策と150の個別事業を明らかにしている。

6 介護保険料

第4期計画では、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度の役割がますます重要となっていく中、サービスを利用する高齢者にとって、信頼できる持続可能な保険制度とするため、3年間の介護サービスの総給付費の見込みに基づき、第4期計画期間中の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料等を定めている。

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の方で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会は、ボランティア活動、健康増進事業等の各種活動を行っている。区ではその活動を支援するため、助成金を交付している。

平成22年度のクラブ数は、139団体、会員数11,726人、助成額は老人クラブが3,938万円、老人クラブ連合会が740万円であった。

2 老人クラブ農園

区では、農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。23年3月31日現在の農園数は24か所21,917m²で、22年度は、36の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。23年3月31日現在、5か所7面を提供している。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の方を対象に、芸能大会、作品展示会を2日間開催している。22年度は、9月15・16日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数103組、出演者1,529人、作品出品数110点であった。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、年4事業、対象経費の1/2以内で4万円を限度に事業費の一部を助成している。平成22年度の助成額は、20サークル計676,934円であった。

●練馬区シルバー人材センター

練馬区シルバー人材センターは、働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月21日に高齢者の自主的な団体として設立された。

区に居住する原則として60歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する方が会員になれる。

平成23年3月31日現在の会員数は、3,890人、22年度の受注実績は13億9,475万円であり、延べ331,830人が就業した。

区では、センターに対し22年度は国の補助金（1,080万円）の他に約9,347万円（下記の高齢者就業・社会参加支援事業を含む。）の補助金を交付し、運営を助成している。

練馬区シルバー人材センターは、23年4月に社団法人から公益社団法人に変更となった。

センターでは、多くの区民に仕事の提供を呼びかけている。

●高齢者就業・社会参加支援事業（アクティブシニア支援事業）

高齢者の就業機会の創出と多様な社会参加への支援を図るため、平成14年8月に練馬区シルバー人材センターが、アクティブシニア支援室を設け、60歳以上の高齢者を対象に、臨時的・短期的な雇用（週20時間未満）の無料職業紹介などを行っている。22年度のアクティブシニア支援室を通じた就職者は163人であった。

また、高齢者の就職を促進するための講座と面接会を22年度は計6回行い、参加者は延べ168人であった。

●高齢者の生活ガイド

区の高齢者保健福祉サービスの内容、対象者、問い合わせ先等を掲載した冊子を毎年度作成。区立施設等で無料配布し、活用を働きかける。平成22年度は、24,000部を作成した。

●シニア ナビ ねりま

おおむね50歳以上のシニア世代の方を対象に、「健康づくり」、「仲間づくり」、「地域活動」、「仕事・ボランティア」、「習い事・生涯学習」といった、さまざまな分野での社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、ますます健康でいきいきと社会参加できるよう支援するため、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、8つの事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。

平成22年度は、70,498人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿（99歳）、米寿（88歳）の方にそれぞれ記念品を贈呈している。

平成22年度は、記念品を最高年齢者（110歳）1人、百歳以上228人、白寿132人、米寿1,856人に贈呈した。

●高齢者施設

1 高齢者センター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的として、平成元年7月に光が丘高齢者センターを、7年10月に関高齢者センターを、16年10月に豊玉高齢者センターを開設した。

センターでは、各種の教室・講座、レクリエーション事業を行っている。

また、センターには、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、図書コーナー、浴室などがあり、高齢者の憩いと自主的活動の場として利用されている。

22年度の利用状況は、個人利用延べ147,362人、団体利用は延べ4,529団体、57,339人であった。

光が丘高齢者センター事業実施状況　平成22年度

事業名	実施状況		
講座	9講座	延べ	1,044人受講
教室	19教室	延べ	3,850人受講
映画会	6回	延べ	2,137人入場
作品展	2日	延べ	564人入場
各種大会	9回	延べ	798人参加
介護予防事業	8講座	延べ	7,482人受講
敬老祭・演芸大会	1日	延べ	1,312人参加
落語会・演奏会等	4回	延べ	303人参加

関高齢者センター事業実施状況　平成22年度

事業名	実施状況		
講座	1講座	延べ	119人受講
教室	5教室	延べ	3,821人受講
映画会	5回	延べ	858人入場
落語会・演奏会等	7回	延べ	148人参加

豊玉高齢者センター事業実施状況　平成22年度

事業名	実施状況		
講座	12講座	延べ	1,849人受講
教室	34教室	延べ	15,777人受講
映画会	10回	延べ	343人入場
演奏会	2回	延べ	173人入場
個人開放事業	8回	延べ	13,818人参加

2 敬老館等

地域の高齢者施設として、敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、浴室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

高齢者施設の個人利用状況

施設名＼年度	平成19	20	21	22
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
（高齢者センター）				
光が丘	67,467	70,301	74,931	74,452
関	39,311	33,823	42,257	36,247
豊玉	37,207	40,062	35,364	36,663
（敬老館）				
栄町	12,350	12,338	12,769	12,352
中村	20,417	19,621	19,922	19,109
春日町	14,454	14,344	15,298	14,010
南田中	18,990	17,933	19,355	19,898
高野台	23,465	27,814	29,627	23,093
三原台	29,414	28,038	29,118	28,259
石神井	23,120	15,703※2	17,810	14,066
石神井台	17,455	17,366	－※4	13,255
東大泉	－※1	24,405	27,634	25,319
西大泉	－※1	17,461	16,400	14,420
大泉北	19,202	14,334※3	16,781	16,925
（敬老室）				
厚生文化会館	13,058	7,316※5	10,655	12,840
地区区民館	110,078	107,512	109,198	113,070
合　　計	445,988	468,371	477,119	473,978

※1 東大泉敬老館および西大泉敬老館は、大規模改修のため一年間休館した。
※2 石神井敬老館は、空調設備工事のため、7月25日～10月31日は休館した。
※3 大泉北敬老館は、アスベスト除去工事のため、10月15日～12月9日は休館した。
※4 石神井台敬老館は、大規模改修のため、一年間休館した。
※5 厚生文化会館は、大規模改修のため、9～10月は縮小運営、11～3月は一部事業を除き休館した。

（2）特定高齢者等を支援する

●地域支援事業

地域支援事業は、介護保険法に基づく事業で、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

平成22年度は、以下の事業を実施した。

1 介護予防事業

要介護状態等となることを予防する事業

・特定高齢者把握事業
（生活機能評価健診）
・通所型介護予防事業
（高齢者筋力向上トレーニング、転倒予防のための体力づくり教室、若さを保つ栄養教室、しっかりかんで元気応援教室、元気なお口通信講座）
・訪問型介護予防事業
（はつらつ訪問）
・介護予防特定高齢者施策評価事業
（介護予防事業評価委員会）
・介護予防普及啓発事業
（小冊子等の作成、講演会実施、よりあいひろば、介護予防キャンペーン、認知症予防啓発、お口の健康まつり、ねりま　お口すっきり体操の普及）
・地域介護予防活動支援事業
（介護予防推進員支援、認知症予防プログラム、認知症予防推進員育成）

2 包括的支援事業

介護予防サービスの計画（ケアプラン）の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護などを行う高齢者相談センター（地域包括支援センター）の事業

3 任意事業

・介護給付等費用適正化事業
（ケアプラン標準化、介護給付費明細書通知）
・家族介護支援事業
（家族介護者教室、認知症高齢者徘徊探索サービス、認知症理解普及促進等事業、認知症高齢者支援ネットワーク、家族介護慰労金、認知症介護者支援、紙おむつ等の支給）
・その他事業
（住宅改修理由書作成業務助成、食事サービス、高齢者緊急保護）

●いきがいデイサービス

健康体操、趣味活動、会食など総合的な介護予防事業を週1回実施した。利用料は1回600円で、平成22年度には実人員で486人、延べ人数では14,075人の利用があった。

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。

平成22年度は、延べ17,296回利用された。

●ひとりぐらし高齢者に

1 入浴証の交付

65歳以上のひとりぐらしの方に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。平成22年度入浴証の交付決定者数は3,507人で、利用は121,871回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で認知症の診断を受けた要介護1および要介護2の方、要介護3以上の方、心身機能の低下のあるひとりぐらしの方などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。22年度の火災警報器の給付台数は6台、自動消火器の給付台数は13台であった。

3 高齢者福祉電話

週1回電話をすることにより、65歳以上のひとりぐら

しの高齢者または高齢者のみの世帯で安否確認が必要な方に対し、安否の確認と孤独感の緩和に努めている。

22年度の利用者数は209人であった。

4 高齢者食事サービス

⑴ 高齢者食事サービス

65歳以上のひとりぐらし、または、高齢者のみ世帯（日中ひとりぐらし等も含む。）等の方で、定期的な食事の確保が困難な方に対し配食または会食を提供する。22年度末の実利用者数は、会食73人、配食1,499人であった。

①デイサービスセンターでの会食

②事業者が調理し食事を配達

必要度に応じて週1回から3回の範囲で提供

利用料：① 600円／1食

② 410～670円／1食

22年度提供食数

総数		171,155食
	会食	5,879食
	配食	165,276食

⑵ 食のほっとサロン

65歳以上の閉じこもりがちな高齢者等に対し、週1回～月1回会食および口腔ケア等「食」に関する総合的なサービスを提供する。

22年度は、区内14か所で実施し、延べ4,418人の利用があった。

5 緊急通報システム

65歳以上のひとりぐらしおよび高齢者のみの世帯等で、生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患のある方を対象に、緊急通報システム機器の貸与を行っている。

これは急病等のときに、ペンダント型無線発信機を押すだけで、民間受信センターにつながり、速やかな相談援助が受けられるものである。23年3月31日現在の設置台数は349台である。

6 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上の方、身体障害者1・2級の方または愛の手帳所持者のみで構成される世帯（ひとりぐらし世帯を含む。）で器具の取付けが困難な方に、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを張りつける取付費を助成している。22年度の取付件数は、22件であった。

7 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとりぐらし高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとしたお困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。

22年度は、延べ226件の利用があった。

●高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業

介護保険の非該当者のうち自立生活に支援が必要なひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事中心に援助を行い、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

平成22年度の派遣世帯数は110世帯、派遣回数は1,902回であった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な方に対し、用具の給付や住宅の改修を行う高齢者自立支援用具給付事業、高齢者自立支援住宅改修給付事業を実施し、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

なお、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者も対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。平成22年度の給付件数は、自立支援用具1,872件、住宅改修（予防給付）411件、住宅改修（設備改修）144件であった。

●高齢者緊急保護

介護保険の非該当者のうち、生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の方に対し、区内の福祉施設において10日以内で緊急の宿泊に応じる。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。平成22年度の被保護者数は31人、滞在延べ日数は318日であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、ケガや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする方に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護（支援）認定を受けた方などを除く。）。平成22年度の延べ利用件数は、介護用ベッド333件、車いす484件であった。

⑶ 要支援・要介護高齢者を支援する

●介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が急速に進んでいるわが国において、介護を要する状態となっても、できる限り自立した日常生活が営めるよう、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的に、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支える社会保険制度として、平成12年4月に開始された。

今後、高齢化がさらに進み、介護を必要とする高齢者の一層の増加が見込まれる中で、高齢者ができる限り地域で暮らせるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していけるよう、18年度に介護予防サービスの導入などの改正が行われた。

22年度は、第4期介護保険事業計画の2年目に当たり、介護保険制度等について区民意見の把握・分析をするため、練馬区高齢者基礎調査を実施した。また、第4期介護保険事業計画の進捗状況を分析し、課題の抽出・解決を図るとともに、介護保険運営協議会において、次期計画策定に向けた審議を開始するなど、24年度からはじまる第5期介護保険事業計画に向けた計画策定に

着手した。

また、区における福祉人材の維持・確保のため、練馬区の独自事業として、21年度に引き続き介護支援専門員更新研修費助成事業を実施したほか、21年度までモデル事業として実施した施設介護サポーター事業を区内全域に対象施設を拡大した。

●要支援・要介護認定

被保険者が介護保険のサービスを利用するには、申請をして、要支援・要介護認定を受ける必要がある。認定は、被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から4人で構成され、平成22年度は委員181人（23年3月31日現在）、40合議体で運営した。

要介護認定申請等の状況

年度	要介護認定申請	審査会開催数	審査判定
	件	回	件
平成18	26,158	709	25,136
19	19,565	663	19,140
20	25,177	730	23,426
21	22,360	673	21,407
22	27,928	736	25,874

要介護認定者数の状況　各年3月31日現在

認定の区分＼年次	平成21	22	23
	人(%)	人(%)	人(%)
要支援1	1,108(5.1)	1,375(6.0)	1,647(6.8)
要支援2	2,544(11.7)	2,454(10.8)	2,561(10.6)
要介護1	3,582(16.5)	3,770(16.6)	4,074(16.9)
要介護2	4,970(22.9)	5,392(23.7)	5,751(23.9)
要介護3	3,698(17.1)	3,723(16.4)	3,675(15.3)
要介護4	3,201(14.8)	3,272(14.4)	3,293(13.7)
要介護5	2,578(11.9)	2,755(12.1)	3,050(12.7)
合計	21,681(100)	22,741(100)	24,051(100)

●財源のしくみ

介護保険では、保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（44ページと52ページの介護保険会計予算、決算参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。

公費は、国25%、都12.5%（施設・特定施設に係るサービスについては国20%、都17.5%）、区12.5%の負担割合に、また保険料は、第1号被保険者20%、第2号被保険者30%の負担割合となっている。国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。平成22年度、区は4.18%の交付を受けた。

●相談・苦情

介護保険では、利用者からのサービスについての相談・苦情を処理するしくみが制度的に位置付けられている。サービス事業者や施設、居宅介護支援事業者、区の高齢者相談センター（地域包括支援センター）および介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。平成22年度、区は80件の相談・苦情対応を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

22年度は、1件の審査請求があった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の9割が保険から給付され、1割が利用者の自己負担となる。

対象となるサービスには、居宅サービス（予防給付・介護給付）、施設サービスおよび地域密着型サービスがある。居宅サービスは、介護予防サービス計画や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、要支援・要介護度に応じた利用限度額の範囲内での利用となる。施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じたサービスを受けられ、費用は利用者の要介護度や施設の種類等により定められている。地域密着型サービスは、平成18年度に創設され、原則として区に住所を有する方が利用できる。居宅サービスと同様に、ケアプランに基づき利用限度額の範囲内で利用するものや、施設サービスのように入居してサービスを受けるものがある。

保険給付費の状況

年度	居宅サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成18	15,238,487,064	151,921	100,305
19	16,046,143,343	157,395	101,948
20	16,967,854,964	164,903	102,896
21	18,736,103,256	173,489	107,996
22	20,277,730,796	184,676	109,802

年度	施設サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成18	8,897,139,557	32,780	271,420
19	9,486,897,126	34,838	272,315
20	9,494,059,846	35,211	269,633
21	10,177,061,280	36,253	280,723
22	10,350,152,213	36,454	283,924

年度	地域密着型サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成18	1,067,720,182	6,256	170,671
19	1,305,877,607	7,800	167,420
20	1,448,503,687	9,126	158,723
21	1,633,800,064	10,245	159,473
22	1,830,866,844	11,283	162,268

注：受給者数は居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス受給者の各月の合計である。

介護サービスの種類および利用実績

サービスの種類＼年度	平成20	21	22
居宅サービス			
（介護給付）	人	人	人
訪問介護	74,629	75,950	77,189
訪問入浴介護	6,398	6,515	6,755
訪問看護	16,359	16,507	16,766
訪問リハビリテーション	1,640	1,766	2,295
居宅療養管理指導	24,592	27,831	31,510
通所介護	49,445	55,026	60,204
通所リハビリテーション	11,971	12,647	13,230
短期入所生活介護・療養介護	12,813	13,977	14,774
特定施設入居者生活介護	12,616	14,088	15,989
福祉用具貸与	65,139	70,094	75,692
居宅介護支援	124,163	129,129	134,248
福祉用具購入費の支給	2,023	2,014	2,396
住宅改修費の支給	1,302	1,304	1,554
（予防給付）			
介護予防訪問介護	17,054	18,171	20,811
介護予防訪問入浴介護	2	6	1
介護予防訪問看護	397	482	453
介護予防訪問リハビリテーション	35	13	70
介護予防居宅療養管理指導	968	1,187	1,381
介護予防通所介護	6,269	6,737	7,885
介護予防通所リハビリテーション	771	795	921
介護予防短期入所生活介護・療養介護	163	167	155
介護予防特定施設入居者生活介護	1,292	1,491	1,573
介護予防福祉用具貸与	1,701	2,307	3,092
介護予防支援	23,011	24,739	28,159
介護予防福祉用具購入費の支給	215	256	256
介護予防住宅改修費の支給	274	276	293
施設サービス			
介護老人福祉施設	19,200	19,880	20,532
介護老人保健施設	9,434	9,989	10,231
介護療養型医療施設	6,577	6,553	5,875
地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	1,178	1,765	2,045
認知症対応型通所介護	3,784	3,686	3,704
小規模多機能型居宅介護	773	1,085	1,434
認知症対応型共同生活介護	3,365	3,767	4,139
介護予防認知症対応型通所介護	4	13	10
介護予防小規模多機能型居宅介護	22	23	45
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

注：①人数は各月の利用者数の合計である。
②3月～翌年2月利用分である。
③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

介護保険では低所得者等でも介護サービスが利用し易いように、利用者負担を軽減している。なお、税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止された影響で、一定の要件を満たす方について、平成18、19年度に限り、利用料の激変緩和措置を実施した。

1 高額介護サービス費の支給

介護サービスの1割の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。22年度は延べ60,545件、622,860,641円を支給した。

2 居住費および食費の減額

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。22年度の減額認定証交付件数は延べ4,298件であった。

3 旧措置入所者の負担軽減

法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方（旧措置入所者）に対して、12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費・食費の減免を行う。22年度の利用者負担減免の認定証交付件数は62件、食費・居住費の減額認定証交付件数は139件であった。

4 訪問介護の利用者負担の減免

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた一定の要件を満たす低所得者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合には利用者負担を免除する。22年度の減額認定証交付実績はなかった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者の利用負担を軽減するため、軽減を実施している事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。22年度の軽減確認証の交付件数は146件であった。

●認定審査結果前に死亡した利用者への補助

介護認定審査の結果が出される前に、暫定サービス利用者が死亡した場合、介護保険給付ができない。利用者（相続人等）の負担軽減を図るため、介護報酬相当分を支給する。平成22年度は33件支給した。

●保険者と被保険者

保険者は区である。制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

被保険者は、原則として区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に分けられる。

第1号被保険者数の推移　　各年3月31日現在

年　次	第1号被保険者
	人（%）
平成19	127,133（18.3）
20	130,681（18.7）
21	134,577（19.1）
22	137,093（19.4）
23	137,915（19.5）

注：（　）は練馬区全人口に対する割合

●保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付に必要な費用を基に、3年を単位とした事業運営期間ごとに、各区市町村が決定する。また、第1号被保険者については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料になっており、低所得者の負担が軽減されている。区においては、平成21年度から23年度まで、基準年額を47,400円、所得段階を12の段階に定めた。納付方法は老齢基礎年金等からの徴収（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

また、21年度から23年度までの、所得段階第3段階の方で一定の条件に該当する生計困難な方の介護保険料を第2段階の保険料額に減額した。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収される。

第1号被保険者の保険料収納状況

年　度	現　年　分		滞納繰越分	
	収納額（円）	収納率(%)	収納額（円）	収納率(%)
平成18	6,085,360,401	97.4	27,153,340	11.4
19	6,341,233,326	97.4	36,244,708	12.6
20	6,502,170,977	97.4	31,375,981	9.7
21	6,126,077,110	97.5	39,854,772	11.5
22	6,150,070,135	97.6	39,887,210	12.0

●高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置

介護保険法に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施するため、4か所の総合福祉事務所に高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置している。包括的支援事業としては、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援の4つの機能を担う。高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などが、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行っている。

また、区内の在宅介護支援センターに、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を併設し、より地域に密着した支援体制を構築している。現在22か所の支所が本所と一体となって地域支援に当たっている。

なお、区民にとって、より分かりやすく親しみやすいものとするため、21年度から「高齢者相談センター」という呼称を使用することとした。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内の理容組合・美容組合の協力を得て、高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、1人年5回分を限度に交付している。一回当たり500円の利用者負担金がある。平成22年度の利用者は、延べ4,338人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護1～5と認定された方で、ひとりぐらしの高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、毎年6月に薬品消毒、11月または12月に水洗い、それ以外の各月に乾燥消毒を行っている。薬品消毒は100円、水洗いは300円の利用者負担金がある。22年度は、乾燥消毒が7,140件、薬品消毒が785件、水洗いが662件であった。

3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合加盟店で利用できるクリーニング券を年24枚交付している。シーツ、毛布、タオルケット、布団カバー、寝巻、ベッドパットなどに利用できる。クリーニングするものによって利用券の枚数が異なる。利用券1枚につき、50円の自己負担がある。

22年度は、延べ5,563枚の利用券が使用された。なお、200円を支払うと集配するサービスがある。

4 紙おむつ等の支給

介護保険の要介護1～5と認定された方、ただし本人の所得が基準額以下の方で常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつ等を支給している。なお、購入額の一割が利用者負担となる。

22年度は、紙おむつ等を延べ44,058人に支給した。

また、紙おむつ等の支給対象者で、入院している病院等が使用するおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつ等を使用できない方には、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,475人に支給した。

5 リフト付タクシーの運行

介護保険の要介護3～5と認定された方で、外出時に車いす等を利用する方を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。

22年度の運行回数は5,842回である。

6 認知症高齢者徘徊探索サービス事業

徘徊行動のある認知症高齢者が外出し所在が分からなくなったとき、本人を早期に発見しその安全を確保するとともに、介護をする方の捜索の労力を軽減するため実施している。

22年度は、延べ336人の利用があった。

7 高齢者緊急ショートステイ

介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方のうち、介護保険による短期入所生活介護の空きがなく、介護する家族の急病、ケガまたは親族の葬儀への参加などのため介護できない場合に、有料老人ホームの居室を緊急ショートステイとして10日以内で提供する（2号被保険者を含む。）。利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。

22年度の利用者数は44人、利用泊数は311泊であった。

8 家族介護慰労金

介護保険の要介護4・5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。22年度は、2人に支給した。

●認知症対策事業

認知症予防事業として啓発活動や地域活動の育成支援、人材育成を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の方や家族を支えるための事業として、講演会や認知症サポーター養成講座、認知症高齢者支援ネットワーク事業、認知症介護者支援事業を実施した。

認知症対策事業

	区分		平成21年度 回数・延べ人数など	22年度 回数・延べ人数など
予防事業	啓発	講演会・報告会	5回 806人	6回 610人
		高齢者団体などへのミニ講座	36回 888人	22回 572人
		パンフレット作成配布	10,000部	10,000部
	地域活動育成支援	認知症予防プログラム	238回 1,732人	206回 1,449人
		予防プログラム説明会	4地区、4回	4回
		予防プログラム	全18回X4グループX2地区 全7回X6グループX1地区 全7回X3グループX1地区	全18回X4グループX2地区 全7回X2グループX2地区
		ファシリテーター支援	26回	29回
		プログラム修了者支援	1回	1回
	人材の育成	推進員フォローアップ講座	13回 441人	4回 142人
支援事業	啓発	講演会	8回 308人	8回 321人
		認知症相談	24回 68人	24回 69件
		リーフレットの作成配布	50,000部	50,000部
	人材の育成	サポーター養成講座	71回 1,961人	57回 1,740人
		キャラバンメイト養成研修	1回 38人	
		キャラバンメイト連絡会	2回 91人	1回 36人
	地域支援	支援ネットワーク協議会	4回 44人	4回 40人
		ネットワーク事業報告会	1回 300人	
		声かけ講座		1回 30人
		介護家族の学習・交流会	12回 90人	11回 110人
		介護家族パートナー養成講座	5回 102人	
		介護家族パートナーフォローアップ講座		4回 26人
		介護家族の会支援	13回 141人	37回 198人

●施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）

〈家族介護者教室〉

高齢者の介護をしている家族の方等を対象に、より良い介護を行うための学習の場をデイサービスセンター等で提供している。

（4）高齢者の生活基盤づくりを支援する

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険の要介護1～5の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 平成23年4月1日現在

名　称	開設年月	定員（人）	設置・運営
育秀苑	昭和62年11月	60	（福）育秀会
※田柄	平成元年4月	100	（福）練馬区社会福祉事業団
※関町	平成5年6月	70	（福）練馬区社会福祉事業団
※富士見台	平成6年6月	50	（福）練馬区社会福祉事業団
光陽苑	平成3年4月	60	（福）泉陽会
やすらぎの里大泉	平成6年11月	50	（福）章佑会
練馬キングス・ガーデン	平成8年12月	50	（福）キングス・ガーデン東京
東京武蔵野ホーム	平成9年3月	30	（福）小茂根の郷
第2育秀苑	平成10年4月	50	（福）育秀会
第二光陽苑	平成11年4月	80	（福）泉陽会
※大泉	平成11年4月	120	（福）練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	平成11年5月	70	（福）章佑会
練馬高松園	平成12年4月	55	（福）東京福祉会
（増築）	平成15年10月	42	97
土支田創生苑	平成13年4月	80	（福）創生
フローラ石神井公園	平成15年4月	90	（福）練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	平成16年4月	63	（福）安心会
こぐれの里	平成17年4月	50	（福）東京雄心会
さくらヶ丘	平成19年2月	70	（福）北山会
第2練馬高松園	平成19年10月	62	（福）東京福祉会
こぐれの杜	平成22年4月	60	（福）東京雄心会
みさよはうす土支田	平成22年4月	30	（福）シルヴァーウィング

※の施設は平成23年4月1日に区立施設を民営化した。

2 養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、家庭環境や、経済上・身体上の理由により家庭において生活することが困難な方を対象とした入所型の施設である。

養護老人ホーム入所者・待機者状況　平成23年3月31日現在

総合福祉事務所	入所者	待機者
	人	人
練馬	28	3
光が丘	55	9
石神井	38	7
大泉	57	1
合計	178	20

3 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる方を対象とした入所型施設で、自立した生活の維持を支援するため、食事、入浴などのサービスが提供されている。現在区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

●介護老人保健施設

介護保険の要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設で、医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。

区では、社会福祉法人、医療法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

平成23年4月1日現在、8施設がある。

●地域密着型サービス

地域密着型サービスは平成18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスである。区では、つぎの4種類のサービスを指定している。また、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1 認知症対応型デイサービスセンター（認知症対応型通所介護）

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などを対象とした通所施設で、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

23年4月1日現在、18施設がある。

2 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などが、家庭的な雰囲気の中で、穏やかに生活できるよう入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

23年4月1日現在、24施設がある。

3 小規模多機能型居宅介護

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、「事業所への通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせて、

入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

23年4月1日現在、8施設ある。

4 夜間対応型訪問介護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、夜間において定期巡回や利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に対応するオペレーションサービスを提供している。

23年4月1日現在、2か所ある。

●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定をした居宅介護支援事業者、居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者がある。

また、介護予防支援事業者は、介護保険法の規定により高齢者相談センター（地域包括支援センター）が指定を受けることになっている。

区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況

平成23年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
居宅介護支援	174 （—）
介護予防支援	— （4）
訪問介護 （注※）	165（163）
訪問入浴介護	9 （9）
訪問看護	31 （31）
訪問リハビリテーション	7 （7）
通所介護	137（119）
通所リハビリテーション	12 （11）
短期入所生活介護	22 （21）
短期入所療養介護	10 （10）
特定施設入居者生活介護	35 （33）
福祉用具貸与	23 （23）
特定福祉用具販売	27 （27）
合　　計	652（458）

注：（ ）内は介護予防サービス事業者の数
※区が一定水準のサービス提供を行えると認めた基準該当サービス事業者を含む。

区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況

平成23年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
認知症対応型通所介護	18（17）
認知症対応型共同生活介護	24（24）
小規模多機能型居宅介護	8 （8）
夜間対応型訪問介護	2 （—）
合　　計	52（49）

注：（ ）内は地域密着型介護予防サービス事業者の数

区内の介護保険施設の状況

平成23年4月1日現在

施設の種類	事業者数
介護老人福祉施設（定員1,362人）	20
介護老人保健施設（定員796人）	8
介護療養型医療施設（定員319人）	5
合　　計	33

●練馬区社会福祉事業団

練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区が設立した社会福祉法人である。

23年4月1日現在、区立の軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター8施設、高齢者センター1施設を指定管理者として管理運営している。また、区の委託により在宅介護支援センター11施設、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所11施設、敬老館3施設を運営している。介護保険制度のホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月1日から、練馬介護人材育成・研修センターを設置し、区では運営費を一部補助している。

なお、23年4月1日から区立特別養護老人ホームおよび併設のデイサービスセンターは、練馬区社会福祉事業団を民営化対象事業者として民営化した。

（5）地域で高齢者を支える

●高齢者の総合相談

総合福祉事務所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、高齢者やその家族から、生活全般にわたる相談を受けるとともに、保健、医療、および福祉のサービスを一体的に受けられるよう助言や案内を含む総合相談を行っている。

高齢者サービスに関わる相談件数

平成22年度

種別＼総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	1,137	61	1,154	551
在宅福祉サービス	2,787	2,513	728	991
経済的事項	586	692	860	437
家庭的事項	964	663	732	539
医療・保健	940	935	1,317	740
住宅	500	678	544	368
介護保険	3,690	5,870	4,962	3,489
権利擁護	135	12	10	63
その他	254	578	10,074	971
小計	10,993	12,002	20,381	8,149
合計	51,525			

●高齢者地域支え合いネットワークの構築

民生委員の協力によりひとりぐらし高齢者等実態調査を実施し、その中で、高齢者相談センター（地域包

括支援センター）支所が自宅を訪問し、実態把握を行い介護予防サービスに結びつけている。

また、民生委員等との協力による高齢者見守りネットワークを着実に広げ、地域支え合いネットワークを構築していくことが課題である。

●高齢者見守り訪問事業

65歳以上のひとりぐらしの高齢者を対象に区に登録を行った見守り訪問員（ボランティア）が週1回程度、高齢者宅を訪問し、声かけなどにより安否を確認する。事業の調整事務を各在宅介護支援センターが行う。平成22年度は、利用者数473人、見守り訪問員数227人であった。

5　障害者が自立して生活できるように支援する

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所

総合福祉事務所では、身体障害については障害者支援係が、知的障害については知的障害者担当係が、障害者やその家族からの相談に応じ、助言・指導を行っている。

障害者支援係の相談・指導件数　平成22年度

種別＼総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
身体障害者手帳交付	1,931	2,052	1,513	1,772
自立支援医療(更生医療)	750	740	642	406
補装具交付	1,403	1,645	1,116	1,113
職業	6	0	2	5
施設入所および紹介	423	414	335	307
医療保健	1,481	1,235	931	789
在宅・生活	5,075	3,056	8,269	11,499
無料乗車券	1,106	1,036	781	593
その他	644	806	2,041	1,314
小計	12,819	10,984	15,630	17,798
合計	57,231			

知的障害者担当係の相談・指導件数　平成22年度

種別＼総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	569	313	215	338
職親(しょくおや)委託	0	2	0	0
職業	182	41	79	15
医療保健	20	68	9	9
生活	93	13	55	55
教育	14	14	4	7
その他	1,656	1,958	2,012	635
小計	2,534	2,409	2,374	1,059
合計	8,376			

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、日中の活動、各種講座やプログラム、地域との交流を通じた障害理解の促進などの事業を行っている。平成22年5月には大泉障害者地域生活支援センター（さくら）を開設した。

障害者地域生活支援センターの相談件数　平成22年度

施設＼種別	サービス利用	障害状況の悩み	就労	社会生活	その他
	件	件	件	件	件
豊玉	1,190	4,546	212	667	234
光が丘	179	877	180	537	199
石神井	1,346	4,367	293	1,588	697
大泉	68	625	61	1,084	74
小計	2,783	10,415	746	3,876	1,204
合計	19,024				

●手帳の交付

身体障害者福祉法および東京都愛の手帳交付要綱に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を行っており、区は進達事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、都、区の制度の利用はもちろん、交通機関の運賃割引や税の軽減措置など、各種の福祉制度が利用できる。

身体障害者手帳所持者数　　各年3月31日現在

区分／年次	身体障害者					
	視覚障害	聴覚機能平衡障害	音声言語障害	内部障害	肢体不自由	合計
	人	人	人	人	人	人
平成19	1,350(20)	1,514(106)	219(2)	5,065(90)	9,231(263)	17,379(481)
20	1,382(19)	1,553(104)	236(3)	5,233(91)	9,380(252)	17,784(469)
21	1,410(20)	1,561(102)	238(4)	5,449(87)	9,407(242)	18,065(455)
22	1,434(20)	1,636(100)	240(3)	5,710(81)	9,652(243)	18,672(447)
23	1,415(20)	1,649(103)	236(3)	5,871(80)	9,686(243)	18,857(449)

注：(　)内の人数は18歳未満を再掲。

知的障害者（児）愛の手帳所持者数　　各年3月31日現在

区分／年次	知的障害者				
	最重度	重度	中度	軽度	合計
	人	人	人	人	人
平成19	126(31)	942(231)	977(270)	1,281(383)	3,326(915)
20	126(22)	970(244)	979(261)	1,374(412)	3,449(939)
21	129(20)	999(249)	997(262)	1,448(443)	3,573(974)
22	136(19)	1,021(245)	986(233)	1,512(453)	3,655(950)
23	141(15)	1,053(260)	990(230)	1,613(488)	3,797(993)

注：(　)内の人数は18歳未満を再掲。

知的障害者（児）処遇状況　　平成23年3月31日現在

総合福祉事務所／種別	障害児施設入所	障害者施設入所	障害者施設通所	その他（居宅等）	計
	人	人	人	人	人
練馬	9	76	178	466	729
光が丘	16	105	325	705	1,151
石神井	23	92	232	714	1,061
大泉	17	82	255	502	856
合計	65	355	990	2,387	3,797

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者自立支援法

障害者自立支援法は、身体障害・知的障害・精神障害等の種別にかかわらず支援の必要度に合わせたサービスが利用できるよう平成18年に施行された。

22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、利用者負担や相談支援の充実、障害児支援の強化などが重点項目として見直されることとなった。

1 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された方、精神保健福祉手帳所持者または精神障害があると判定された方。

2 障害程度区分認定

障害者自立支援法では、支給決定の仕組みの透明化、

明確化のため、障害程度区分認定制度を取り入れており、障害福祉サービス（介護給付）を利用するには、申請をし、障害程度区分認定を受ける必要がある。障害者の心身の状況についての106項目のアセスメントを基に一次判定を行い、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会により、一次判定結果を原案として、医師意見書等の内容を加味した上で、二次判定を行う。これにより障害程度区分1～6が認定され、サービス利用意向の聴取、勘案事項の調査を経て、サービス内容と支給量を決定する。

障害程度区分の判定状況　　平成22年度

	判定区分							
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0	15	37	33	22	23	40	170
知的障害者	0	8	39	53	65	89	75	329
精神障害者	0	62	105	23	6	0	1	197
計	0	85	181	109	93	112	116	696

●障害者自立支援法による障害福祉サービス等

障害者自立支援法による給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

⑴　給付状況

平成23年3月31日現在

区　分	内　容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	8,351人
	重度訪問介護	1,153人
	行動援護	4人
	重度障害者等包括支援	0人
	児童デイサービス	5,152人
	短期入所	1,550人
	療養介護	45人
	生活介護	6,791人
	施設入所支援	2,678人
	共同生活介護	1,427人
訓練等給付	自立訓練	360人
	就労移行支援	1,393人
	就労継続支援	9,964人
	共同生活援助	1,606人
旧法による給付	旧法施設支援	4,083人

⑵　自立支援医療

精神保健福祉法による精神通院医療、身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療が自立支援医療として一元化され、精神通院、育成医療部分は都、更生医療部分は区が行っている。平成22年度の更生医療の給付状況は、延べ3,819件であった。

⑶　補装具

障害の種別、程度に応じて、車いす、義足、点字器、補聴器などの費用を支給している。22年度の支給状況は購入908件、修理659件、計1,567件であった。

2 地域生活支援事業

障害者（児）が地域で自立した生活ができるように、能力や適性に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおり。

⑴　コミュニケーション支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳派遣や要約筆記者派遣を行っている。22年度の派遣回数は、手話通訳2,407件、要約筆記は325件であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

⑵　日常生活用具および住宅設備改善費の給付

重度障害者の在宅生活を援助するための制度で、特殊寝台、ポータブルレコーダー等の日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳で特定疾病の方は介護保険の住宅改修費の給付を受け、不足する分が対象となる。22年度の日常生活用具の給付は11,037件、住宅設備改善費給付は48件であった。

⑶　移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のためのガイドヘルプ等の支援を行っている。22年度は延べ11,710人が利用した。

⑷　地域活動支援センター事業

障害者の創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。Ⅰ型が4か所Ⅱ型が1か所ある。

⑸　訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行った（介護保険対象者を除く。）。22年度の利用者は延べ824人であった。

⑹　日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。22年度の利用者は延べ1,218人であった。

●障害者自立支援法以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護

⑴　家庭委託

心身障害者（児）の保護者が、病気や家庭の都合などで、緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。

平成22年度は延べ3,062回の利用があった。

⑵　施設保護

心身障害者（児）の保護者が、病気や事故、冠婚葬祭などで家庭での介護ができなくなった場合や休養す

る場合、施設（大泉つつじ荘）で保護している。22年度は、延べ1,303日の利用があった。

2 脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する。なお、障害者自立支援法における障害福祉サービス等の受給者を除く。

23年3月31日現在の対象者は100人で、22年度は延べ18,278回派遣した。

3 福祉電話の設置・料金助成

重度の身体障害のため外出困難な世帯に電話機を設置貸与し、基本料金および付加使用料を区で負担している。

また、同条件の方で電話機を自己所有している場合にも同様の助成を行っている。

22年度末での助成台数は54台である。

4 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の方に紙おむつ等を支給している。22年度は延べ3,773人に支給した。

5 出張調髪

東京都重度心身障害者手当を受給している方で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、障害者が在宅で出張調髪を受けられる利用券を交付している。22年度は6枚を限度として交付し、利用者は延べ422人であった。

なお、一回当たり500円の利用者負担金がある。

6 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。

22年度の交付人数は、5,322人であった。なお、年齢、所得による対象制限がある。

7 リフト付きタクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車いす等を利用する方を対象として利用料の一部を区が負担している。22年度の運行回数は13,535回である。

8 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月2,500円の燃料費を助成している。22年度は1,454人に助成した。なお、年齢、所得による対象制限がある。

9 チェアキャブ運行事業の助成

区内に在住し、常時車いすを使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両を運行する（社会福祉協議会運営）。

22年度は延べ699件の利用があった。

●障害者計画・障害福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画（障害者基本法に規定）」と障害福祉サービスの提供体制確保のための「障害福祉計画（障害者自立支援法に規定）」を策定し、障害福祉の着実な推進を図っている。

平成21年度に、「第一期障害福祉計画」の必要な見直しを行い、関係団体・事業者からのヒアリング、素案説明会・パブリックコメント等により区民意見を踏まえながら、「第二期障害福祉計画（21～23年度）」を策定した。

22年度には、次期障害者計画の策定のため障害のある方の生活状況や施策への意向等を把握する障害者基礎調査を実施した。

5,000人を対象として行い、有効回収率は56.4%となっている。

●福祉園

区立7福祉園は、知的障害者通所更生施設として役割を果たしてきたが、平成21年4月に障害者自立支援法に基づく生活介護事業へ移行した。

福祉園では、日中活動の場として、日常生活に必要な活動、作業活動、レクリエーション、サークル活動、宿泊訓練を通じて、心身の発達や社会生活能力を助長するための支援を行っている。

23年3月31日現在、大泉町51人、氷川台53人、関町35人、光が丘33人、石神井町29人、大泉学園町63人、貫井38人が通園している。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の日中活動の場を確保するため、氷川台福祉園と大泉学園町福祉園において受入れを行っている。定員は、それぞれ1日当たり5人。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的あるいは身体障害のある方のために福祉的就労の場として、4か所の福祉作業所を設置している。

障害者自立支援法に基づいた就労継続支援B型事業所に、平成18年10月に白百合福祉作業所、21年4月に大泉福祉作業所、北町福祉作業所、かたくり福祉作業所が移行した。一般企業などでの就労が困難な方や、一定年齢に達している方に働く場を提供している。22年度末現在、白百合38人、大泉68人、北町46人、かたくり62人が利用している。

作業内容と工賃

［白百合福祉作業所］　平成22年度

内　容	作業工賃
	円
紙器組立等	1,958,193
公園清掃等	794,627
古紙回収等	347,146
自主生産等	1,254,855
合　計	4,354,821

［かたくり福祉作業所］

内　　容	作　業　工　賃
	円
雑誌付録封入等	4,558,598
バーコードシール貼り	787,763
チラシ折等	2,228,151
自主生産等	295,565
合　　計	7,870,077

［大泉福祉作業所］

内　　容	作　業　工　賃
	円
チラシ折・封入等	2,095,746
紙器組立等	260,556
自主生産等	762,243
公園清掃等	1,355,615
合　　計	4,474,160

［北町福祉作業所］

内　　容	作　業　工　賃
	円
紙器組立等	4,111,504
公園・アパート等の清掃	1,075,690
ポスティング等	199,680
自主生産等	2,766,711
合　　計	8,153,585

●障害者地域活動支援センター

障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）では、パソコン、手芸、美術、織物、エアロビクスなどの創作・文化的な活動と機能訓練のほか、入浴・給食・送迎サービスなどを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

センターでは、医師をはじめ専門職員を配置して、相談・指導・訓練・支援を行うとともに、障害者団体等に施設の貸出しを実施している。

また、1歳6か月までのダウン症児等とその親を対象に、相談・療育指導・訓練を行うダウン症児等超早期支援を実施している。

1 相談

心身に障害のある方を対象に、専門医や専門職員が相談に応じている。また成人の聴力障害の相談（週1回）も行っている。

2 指導・訓練・支援

幼児に対しては、基本的生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを集団または個別に行っている。平成23年3月31日現在308人が指導を受けている。

養護学校卒業後等の心身障害者に対しては、自立生活プログラム、創作・趣味的活動、社会体験学習等を通して、社会生活能力の向上を目指した活動支援を行っている。

心身障害者福祉センターの相談・訓練・施設提供　平成22年度

区　　分	延べ人数
	人
相談	4,300
幼児訓練	12,783
成人訓練	1,581
施設提供	30,936
合　　計	49,600

●知的障害者生活寮

区立知的障害者生活寮（しらゆり荘および大泉つつじ荘）では、15歳以上の知的障害者で就労または授産施設等に通所している方に生活の場を提供し、日常生活に必要な援護・指導を行っている。定員はしらゆり荘が6人、大泉つつじ荘が8人である。

●障害者グループホーム

障害のある方の自立した生活を推進するため、区は、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。平成22年度末現在、定員は224人である。

●心身障害児（者）通所訓練事業助成事業

民間6団体が行う幼児や児童の集団保育や訓練・指導等の事業について運営費の補助を行っている。平成23年3月31日現在135人が通所している。

●訓練は幼児から

障害者の自立には、一日も早い訓練が必要である。区では、区立心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）や民間団体などで障害者の訓練を行っている。

（3）障害者の就労を促進する

●練馬区障害者就労促進協会

練馬区障害者就労促進協会は、障害者の就労を促進するために、平成2年11月に設立された。18年10月の障害者自立支援法の本格施行に伴い、障害者への就労支援の取組強化が今まで以上に求められている。

そのため、協会は、障害者の就労を支援する体制を一層強化し、障害者の就労をコーディネートする役割に焦点を当てた取組により就労者増を目指している。

組織の強化を図るため、22年11月1日付けで一般財団法人となった。

22年度には、つぎの事業を行った。

1 職場定着支援事業

就労後の職場定着を図るため就労支援員を派遣し、22年度の対象者は318人、延べ1,424回になった。

2 就労相談事業

来訪や電話等による、職業相談を行い、22年度は延べ905件の相談があった。

3 就労支援事業

アセスメント、職場開拓、職業準備訓練等を行い、22年度は57人が就職した。

4 障害者就労ネットワーク推進事業

22年度はネットワーク会議を11回、講演会を3回、企業見学会を3回実施した。この他、就労している障害者を対象とした余暇支援として交流会を2回実施した。

5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、作業所等の施設の自主生産品販売会を行った。また、22年度は就労支援セミナーを3回実施した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、2か所の就労移行支援事業所を設置している。

自立支援法に基づいた就労移行支援事業所に、平成19年4月に貫井福祉工房（就労サポートねりま）、21年4月にかたくり福祉作業所が移行した。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。

就労の状況は、貫井福祉工房が9人、かたくり福祉作業所は1人である。

（4）障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

変化の激しい現代社会は、一面、ストレス社会でもある。ストレスと上手につきあい、心の健康を維持・向上させていくためには、個人的な努力に加え、社会全体の取組が必要である。

各保健相談所では、保健師による家庭訪問、所内面接相談、電話相談と医師による精神保健相談を行っている。

近年は、思春期の心の問題、酒害、虐待、ひきこもり、認知症（痴ほう）に関することなどの専門的な相談が増え、相談内容も複雑、多様化している。平成22年度は延べ36,999件の相談を受けた。

その他、社会復帰に関する相談・支援は延べ3,480人であった。就労に関する支援として民間の通所施設や社会適応訓練事業等、都や医療機関等と連携を図りながら実施している。

医療費については、精神疾患を理由として通院している方に対し、自立支援医療（精神通院）による助成制度があり、保健所等でその申請を受け付けている。23年3月31日現在の利用者は8,933人であった。また、都が小児精神病（入院）医療費の助成制度を実施しており、22年度の医療券交付件数は11件であった。

精神障害者への各種優遇措置等、福祉の向上のための手帳制度としては、都が「精神障害者保健福祉手帳」を交付しており、保健所等でその申請を受け付けている。23年3月31日現在の手帳所持者は、3,814人であった。

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。集会室（洋室、和室）などがあり、平成22年度の利用状況は、団体利用が、延べ2,774団体、25,585人であった。

●喫茶コーナー運営事業

区役所西庁舎10階展望室内の喫茶コーナー「我夢舎楽（がむしゃら）」は、障害者と健常者のふれあいと、障害者の社会参加・生活訓練の場として障害者が自ら運営している。平成22年度の利用者は14,507人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種福祉手当や年金、医療費の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（82疾病）の方に月額15,500円を、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給した。

ただし、①65歳以上の新規　②本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が制限基準額を超える方　③児童育成手当（障害手当）受給者　④施設入所者等は該当しない。

平成23年3月31日現在の受給者は10,152人である。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。

ただし、施設入所者および3か月以上入院している方は該当しない。また、所得制限、年齢制限がある。23年3月31日現在の受給者は552人である。

3 国の特別障害者手当等

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給する。ただし、一定以上の所得のある方、施設入所者、3か月以上の病院入院者（特別障害者手当の場合）および障害を理由とする公的年金等受給者（障害児福祉手当および経過的福祉手当の場合）は、該当しない。

22年度の手当額は、特別障害者手当は月額26,440円、障害児福祉手当および経過的福祉手当は月額14,380円を年4回に分けて支給した。23年3月31日現在の受給者は、特別障害者手当667人、障害児福祉手当228人、経過的福祉手当27人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度を行っている。23年3月31日現在の加入者は28人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費として支給される額を除く。）の一部を助成している。ただし、後期高齢者医療制度適用者については、非課税の方のみ一部負担金分の助成を行っている。23年3月31日現在の対象者は5,474人である。

●啓発活動等の推進

障害者に対する社会の差別と偏見を取り除き、障害のある方とない方が相互に理解を深めるよう、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。平成22年度は、納涼会や施設公開等の催しを25回実施した。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●講習会・教室

ボランティアを育成するため、手話講習会（初、中、上級、通訳養成、原則週1回、年間）を実施している。

また、中途失聴者や難聴者を対象にした手話講習会、視覚障害者等を対象にした点字教室も実施している。

さらに、障害者を対象に初歩のパソコン講習会（年6回程度）、ボランティアを対象に障害者IT支援者養成講座（年2回程度）を実施している。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰する大会である。

平成22年度は、地域活躍者3人、援護功労8人の表彰を行った。

6　生活の安定を図る

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

区では、生活に困窮する区民に対して、生活保護法による保護を実施し、健康で文化的な生活を営むことができる最低限度の生活を保障している。

保護の種類には、生活、住宅、教育、医療、介護、生業、葬祭、出産の8種類の扶助があり、平成22年度には27,579,286千円の生活保護費が支出された。これは前年度に比べ約11.5%の増である。

また、経済給付の実施とともに、生活保護世帯の就労・日常生活・社会生活の自立を支援することも重要な課題であるため、自立支援プログラムによる取組を実施している。23年3月31日現在、実施中の自立支援プログラムはつぎのとおりである。

1　生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム
2　就労支援（専門員による取組）プログラム
3　精神保健福祉支援　退院促進プログラム
4　精神保健福祉支援　在宅生活支援プログラム
5　精神保健福祉支援　受診支援プログラム
6　高校進学支援プログラム
7　学力向上支援プログラム
8　不登校児童・生徒支援プログラム
9　多重債務解消支援プログラム
10　ホームレスに対する居住生活支援プログラム

生活保護費支出状況　　平成22年度

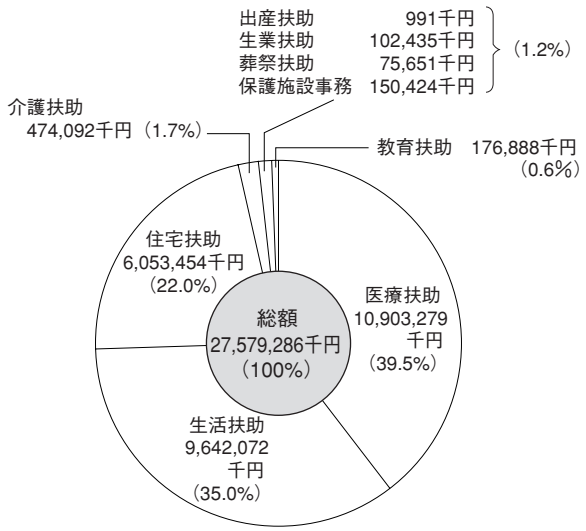

被保護率（人口に占める割合）の推移

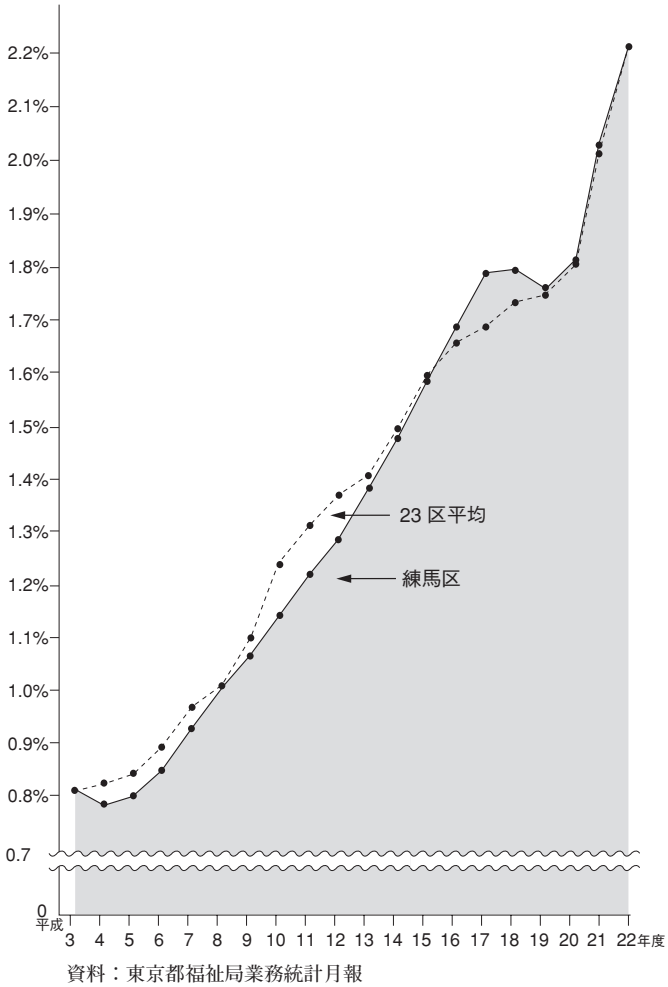

資料：東京都福祉局業務統計月報

生活保護世帯および人員　　各年度3月の数値

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成18	8,491	12,326	7,496	10,942	7,492	11,051	820	1,178	1,166	1,199	6,677	8,458	＊4,302	＊4,982	＊301	＊301	＊7	＊7
19	8,638	12,363	7,570	10,856	7,628	11,056	796	1,127	1,240	1,291	6,847	8,619	＊4,365	＊4,859	＊283	＊283	＊8	＊8
20	9,125	12,959	7,975	11,329	8,088	11,616	786	1,119	1,338	1,389	7,197	9,006	＊4,461	＊5,428	＊338	＊338	＊9	＊9
21	10,214	14,404	9,067	12,857	9,093	12,955	850	1,190	1,520	1,579	8,058	10,040	＊4.869	＊5,405	＊291	＊291	＊9	＊9
22	11,154	15,616	9,961	11,056	10,033	14,184	893	1,231	1,634	1,693	8,698	10,898	＊5,605	＊6,351	＊402	＊402	＊9	＊9

注：＊は、年間累計数値

●法外援護

区では、生活保護世帯の自立を支援するため、生活保護法では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。(平成22年度実績　117,183,740円)

支給内容

入浴証、児童・生徒への夏期健全育成費および学童服・運動着購入費、修学旅行支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援）

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。平成22年度の特別弔慰金・特別給付金の請求受付は16件である。

2 原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方に、見舞金を支給している。

22年度は、1人当たり12,500円を438人に支給した。

●中国残留邦人等への支援給付

中国残留邦人および樺太残留邦人に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に給付する。平成20年4月1日から実施している。23年3月現在、受給世帯数は62世帯、受給人員は95人であった。

●中国残留邦人等への地域生活支援

中国残留邦人および樺太残留邦人とその同伴家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを、NPO法人や支援者の協力を得て、平成20年7月1日から実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円、特別貸付が60万円。償還方法は、貸付額が20万円までは20か月以内、40万円までは40か月以内、60万円までは60か月以内の均等償還となっている。

年　度	応急小口資金	
	件	千円
平成18	373	59,406
19	337	53,704
20	386	54,912
21	571	79,350
22	484	65,362

2 高等学校進学準備資金の貸付

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、資金を無利子で貸し付けている。貸付限度額は、進学者1人につき7万円で20か月以内の均等償還となっている。

年　度	高等学校進学準備資金	
	件	千円
平成18	13	700
19	30	1,716
20	37	2,203
21	33	2,080
22	24	1,491

3 入院資金の貸付

65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。22年度は145件、1,704万円の貸付を行った。

●生活の安定と自立のために

1 母子福祉資金の貸付

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金の貸付を行っている。

平成22年度は809件、4億5,020万6,550円の貸付を行った。

2 女性福祉資金の貸付

寡婦、未婚の女性などを対象に、11種類の福祉資金の貸付を行っている。

22年度は58件、3,745万7,500円の貸付を行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。

22年度は27件の利用があった。

練馬区長期計画（平成22年度～26年度）　施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、22年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指　標	20年度実績	22年度実績	26年度目標
21　健康な暮らしを支える					
211	健康づくりを支援する	練馬区国民健康保険の特定健康診査の受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者・予備群の人数	6,147人（実数）	5,370人（5月25日現在の実数）	24年度に20年度比10%以上減少
212	健康づくりの条件整備を行う	食育に関心を持っている区民の割合	75%	97%	95%
213	健康に関する危機管理を行う	練馬区の麻しん風しん混合ワクチンの接種率	98.7%	94.6%	100%
214	安全な衛生環境を確保する	収去した食品等の基準不適合率	8.9%	7.4%	5%
22　安心して医療を受けられる環境を整える					
221	地域における医療体制を確立する	練馬区内の一般・療養病床数	1,912床（21年5月）	1,910床	2,612床
23　地域で福祉を支える					
231	地域福祉活動との協働を進める	人材育成事業で養成した人数（年間）	174人	226人	200人
232	保健福祉の総合支援体制を確立する	公的な窓口に寄せられる相談件数	260,898件	303,435件	約300,000件
233	保健福祉サービスの利用を支援する	成年後見制度区長申立件数	26件	29件	35件
234	福祉のまちづくりの考え方を広める	福祉のまちづくりの推進に関する計画の基本方針等実現のため、区民が行政をパートナーとして開始した活動の合計数	32件	44件	50件
24　高齢者の生活と社会参加を支援する					
241	高齢者の多様な社会参加を促進する	高齢者センターと敬老館・敬老室の登録者数	19,015人	12,846人	22,000人
242	特定高齢者等を支援する	特定高齢者介護予防事業参加者数	291人	529人	960人
243	要支援・要介護高齢者を支援する	高齢者相談センター（本所・支所）の相談件数	98,061件	125,396件	118,000件
244	高齢者の生活基盤づくりを支援する	介護保険施設の整備率	1.7%	1.7%	2.3%
245	地域で高齢者を支える	ひとりぐらし高齢者等実態把握件数	22,970人	22,699人	26,576人
25　障害者が自立して生活できるよう支援する					
251	総合相談体制を構築する	障害者地域生活支援センターの相談件数（相談支援事業）	9,379件	19,024件	22,000件
252	サービス提供体制を拡充する	障害福祉サービス利用者全体にしめる通所系サービスの利用者の割合	50.3%	63.1%	60%
253	障害者の就労を促進する	福祉施設等から一般就労した障害者数	84人	86人	113人
254	障害者の社会生活を支援する	グループホームやケアホームの利用者数	185人	217人	360人
26　生活の安定を図る					
261	生活の安定に向けた自立支援を行う	自立支援プログラムに基づき支援をした延べ人数	1,072人	1,722人	1,700人

第3章

にぎわいとやすらぎのあるまちを創る
～区民生活と産業分野～

1　まちの地域力を高める　…… 118
2　経済活動を活発にする　…… 121
3　文化芸術・生涯学習、
　　スポーツ活動を活発にする　‥ 132
4　安全で安心な区民生活を
　　支える態勢を整える　…… 148
5　平和と人権を尊重する　…… 154
6　区内の公共機関　…… 158

照姫まつり

1　まちの地域力を高める

(1) 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する

●協働による地域課題への取組

人々の関心ごとや価値観が多様化する今日、区民の行政に対するニーズは多岐にわたっている。

その中、地域最大の住民組織であり、行政のパートナーである町会・自治会の活動への期待は、従来にも増して高まっている。地域力を高めるためには、加入世帯を増やすことが課題である。

また、NPOが提供する公共性の高いサービスは、行政では手が届きにくい区民ニーズに応え始めている。地域活動を行うNPOとの協働は、活力ある区政運営を推進していくための重要な課題となっている。

1 町会・自治会への活動支援

区は、地域活動に参加している区民の割合を増やすために、町会・自治会活動等を紹介するガイドブックや加入促進パンフレット、ホームページの整備、町会・自治会活動の公益性に着目した財政的支援、安心して町会・自治会活動ができるための活動保険の提供やAEDの貸出など、さまざまな支援を実施している。

さらに地域コミュニティ活性化の方策の一つとして、地域へ情報を周知するための掲示板および集会施設として活用できる町会・自治会会館への助成事業がある。

2 NPO・ボランティア団体等との協働の推進

NPO活動支援センターでは、相談や情報受発信・ネットワーク構築などの事業を行い、NPO・ボランティア団体の活動を支援している。

3 協働事業提案制度の実施

区民と区との協働を推進するため、町会・自治会やNPO・ボランティア団体などの自由な発想や地域性、専門性、柔軟性を活かした事業を募集し、提案団体と区が、それぞれの持つ資源を持ち寄り、力を合わせて課題解決に取り組む「協働事業提案制度」を実施している。

●地域活動参加への支援

区民の地域活動への参加意欲が高まる中、多くの区民が地域に関心を持ち、活動に参加するための環境づくりが必要である。町会・自治会や地域活動を実践している方を対象に、活動団体における事業の企画や情報発信を効果的に行う方法や、新たな参加者を増やすために必要な技術を学ぶ講座を行っている。

(2) 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

●地域活動情報の提供

区民が地域の中で、さまざまな課題をお互いの協力によって解決できるような、コミュニティをつくっていくためには、地域への愛着と絆が培われていることが必要である。

このため区は、区民が地域活動を行う場として、地区区民館、地域集会所の整備など、側面から援助を行うとともに、地域の特性に応じたさまざまな交流の場と機会が保たれるよう施策を進めている。各施設の情報は、区ホームページで広く案内している。また、地域の情報交換等の地域コミュニティ活動に役立てるため、17か所の区民事務所・出張所施設内に地域情報コーナーを設置している。

●活動と交流の場の充実

1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設として昭和52年から地区区民館の整備を進め、22館を開設した。地区区民館の運営については、地域住民との協働の視点から、平成12年度から順次、夜間、土日祝日の運営を運営委員会に委託しているほか、18年度から昼間委託を実施している。23年3月31日現在、昼間委託を14館で実施しており、23年度から5館が新たに昼間委託を開始する。

また、26年度までに全館の委託化を計画している。

地区区民館で実施する各種事業については、館だよりや地区区民館設置の掲示板により、地域住民に案内するほか、区のホームページでも広く区民に情報発信している。

22年度は、延べ1,420,816人の利用があった。

地区区民館利用状況　　平成22年度

施設名	個人利用				団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ		
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
豊玉北	6,317	5,154	0	6,109	14,513	32,093
桜　台	12,506	4,278	75	9,034	32,154	58,047
貫　井	12,399	4,547	20	9,685	75,914	102,565
氷川台	7,073	4,795	32	9,486	42,882	64,268
早　宮	11,181	4,388	239	*	27,251	43,059
春日町南	10,716	8,051	19	*	37,120	55,906
高　松	13,102	850	150	2,815	12,030	28,947
北　町	9,647	4,524	128	*	21,286	35,585
北町第二	8,791	3,637	100	6,105	31,678	50,311
田　柄	10,902	4,656	0	7,722	39,026	62,306
光が丘	8,788	1,513	41	*	59,432	69,774
旭町南	9,475	20,268	17,829	*	114,953	162,525
旭町北	11,951	3,596	14	*	24,992	40,553
富士見台	19,795	8,703	88	*	39,800	68,386
下石神井	7,955	3,849	10	7,880	30,768	50,462
立　野	4,499	1,606	2	8,619	54,035	68,761
関町北	7,504	3,006	1	4,130	52,257	66,898
東大泉	8,018	4,839	8	7,454	66,453	86,772
西大泉	4,738	3,579	0	8,181	50,973	67,471
南大泉	10,866	5,742	0	*	51,122	67,730
北大泉	6,640	9,141	21	9,805	48,785	74,392
大泉学園	13,508	2,348	115	18,413	29,621	64,005
計(22)	216,371	113,070	18,892	115,438	957,045	1,420,816

注：①旭町南地区区民館の一般利用・団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む数値である。
②＊印は、該当の施設を設置していない。
③高齢者利用は、敬老事業参加者数を含む。

地域集会所利用状況　　平成22年度

施設名	利用件数	利用者数
	延べ　件	延べ　人
石神井台	1,919	27,199
上石神井	2,304	13,999
南田中	1,273	17,121
谷原	945	14,936
旭丘	1,867	21,370
中村	2,164	24,140
向山	2,203	12,030
土支田	2,615	23,102
大泉町	1,894	13,880
高野台	2,741	24,172
大泉学園町	1,817	14,351
三原台	1,803	15,936
北町	1,172	11,031
東大泉	2,560	37,084
小竹	1,815	16,609
石神井台みどり	2,396	18,454
関町	2,558	20,138
桜台	2,658	31,291
早宮	2,474	24,747
春日町	1,813	30,245
土支田中央	1,066	15,924
旭町	548	5,649
田柄	1,400	22,883
上石神井区民	1,619	14,133
東大泉中央	2,155	18,750
南大泉	986	12,051
大泉北	1,728	16,179
計（27）	50,493	517,404

2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設として、昭和60年度から地区区民館の空白地域に地域集会所の整備を進め、さらに平成21年度から出張所に併設されている区民館を地域集会所に移行し、23年3月現在27か所を開設している。

地域集会所の管理運営は、設置当初から、地域住民からなる運営組織と区との協働で行っている。また、区民館から移行した地域集会所については、地域住民と協議を進め、運営体制を整備していく予定である。

22年度の利用は、延べ50,493件、517,404人であった。

3 区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的として、元年7月に光が丘区民ホールを、7年10月に関区民ホールを開設した。

それぞれのホールには、つぎの表の施設があり多くの区民の方に利用されている。

なお、光が丘区民センター内併設の心身障害者福祉集会所は、心身障害者優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。また、その他の併用施設も、夜間・休日に一般区民も利用できる。

関区民ホールは18年4月から、光が丘区民ホールは23年4月から、管理運営を指定管理者に委ねている。

光が丘区民ホール等の利用状況　　平成22年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
光が丘区民ホール		
多目的ホール	848	44,051
集会室（1）	779	11,848
集会室（2）	755	12,556
音楽室	651	12,311
美術工芸室	394	4,227
和室	443	3,588
会議室（1）	605	8,325
会議室（2）	783	15,375
小計	5,258	112,281
心身障害者福祉集会所	3,396	77,317
光が丘高齢者センター	1	10
光が丘なかよし児童館	0	0
計	8,655	189,608

注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。
②心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体の利用を除く。
③光が丘高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。
④光が丘なかよし児童館は、中高生の居場所づくり事業と親子のふれあう場提供事業実施のため、児童館休館日の夜間のみの利用件数。

関区民ホール等の利用状況　　平成22年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
関区民ホール		
多目的ホール	553	24,243
リハーサル室	560	7,544
小計	1,113	31,787
関高齢者センター	328	5,673
計	1,441	37,460

注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。
②関高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。

4 向山庭園

向山庭園は、武蔵野の面影を残す樹木や池などのある日本庭園である。

この庭園には、茶室や和室があり、茶華道、句会、古典学習など芸術、文化活動を中心に豊かな人間性をはぐくむ場として、広く区民に親しまれている。

18年4月からは管理・運営を指定管理者に委ねるとともに、年末年始を除く通年開園を実施するなどサービスの向上に努めている。なお、22年4月1日から25年4月上旬（予定）まで改築工事のため休園となる。

●指定保養施設事業

区民が旅行を通して親睦を深め、健康増進に役立てることを目的として、民間のホテル、旅館等24か所を保養施設に指定し、利用した区民に対し、宿泊料金を補助する事業。

区民が施設を利用した場合、年度内2回、1回の利用につき3泊までを限度とし、利用者1人1泊につき、大人4千円、3歳児～小学生2千5百円の補助金を支給する。補助金は、区が直接施設に支払いをする。

また、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方とその介助者の方(区内に住所を有するもの1名)には、一定額の割引制度がある。

平成22年度は、延べ27,386人の利用があった。

指定保養施設　利用実績の推移

年度	延べ利用人数	補助額
	人	円
平成18	19,067	78,041,930
19	24,544	100,780,800
20	28,720	117,458,111
21	29,645	121,438,967
22	27,386	113,258,982

●指定葬儀場使用料助成制度

区が指定した葬儀場で通夜または葬儀を行い、その会場使用料を負担した方または死亡者が区内に住所を有している場合に、会場使用料の一部を助成している。

平成22年度の助成は、1,539件であった。

指定葬儀場使用料助成金の推移

年度	助成件数	助成金額
	人	円
平成18	1,413	42,390,000
19	1,479	44,370,000
20	1,547	46,388,625
21	1,466	43,966,125
22	1,539	45,909,725

2　経済活動を活発にする

(1) 練馬区の特徴的な産業を支援する

●練馬区を特徴づける産業への支援

区に集積しているアニメ産業、伝統工芸や漬物産業について、消費の拡大や優れた技術・作品紹介を行う展示会等の事業を積極的に支援している。

1 アニメ産業への支援

区には90社を超えるアニメ関連企業が集積している。そこでアニメ産業の支援を通じ、区の特徴的な産業の振興に取り組んでいる。平成21年1月には、「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」を策定し、区の重点事業として、アニメ産業集積の強化と波及効果による区内産業全体の活性化を図っている。

⑴ フランス・アヌシー市とのアニメ産業交流

区は、世界最大規模のアニメ映画祭が開催されるフランス・アヌシー市との間で、21年4月22日にアニメ産業交流協定を締結した。以降、双方の自治体の事業者同士により、国際ビジネス展開や人材育成に向けた取組を行うこととした。

⑵ 練馬アニメーション協議会事業への支援

練馬アニメーション協議会のフランス・アヌシー国際アニメ見本市出展に対して、経費の一部を補助した。

⑶ アニメ脚本コンテスト（アニメクリエイターズアワード）

アニメ制作にたずさわる優れた人材の発掘・育成を図るため、短編アニメーション用の脚本を募集しコンテストを行った。22年度の応募は、79作品であった。

⑷ 練馬アニメカーニバル

「ジャパンアニメーション発祥の地　練馬区」を区内外に向けて発信するとともに、アニメ産業の発展を図るため、イベントを行った。

開催日　22年11月20日～21日
場　所　としまえん
主　催　練馬アニメカーニバル推進連絡会
内　容　アヌシー国際アニメ映画祭の受賞作品の上映、アニメ制作体験教室、アニメキャラクターショー、アニメソングライブ、キンダーフィルム・声優ライブステージなど
来場者　約18,000人

⑸ アニメプロジェクトin大泉

アニメによる地域の活性化を促進するため、日本のアニメ発祥の地大泉で、地元商店会やアニメ事業者、鉄道関係者などと連携し、アニメキャラクターショーなどのイベントを行っている。22年度は、東日本大震災の影響を受け中止した。

⑹ アニメ産業と教育の連携事業

区内の小・中学校において、地場産業である「アニメ産業」や、表現技法としてのアニメなどを学習する事業の実施を目指している。22年度は、検討会議を開催し、3校で実証実験的な授業を行った。

⑺ 「アニメのまち　練馬区」のPR事業

区のアニメを区民に身近な存在とし、文化として育んでもらうとともに、アニメに関する各種情報を区内外だけでなく、世界に向けて発信するため各種PR事業を行った。

① 練馬アニメーションサイト（日本語・英語版）の開設
② 「アニメのまち　練馬区」PR冊子（日本語・英語・中国語版）の発行
③ 練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」の制作

2 練馬区伝統工芸展

期間　22年10月29日～10月31日
場所　石神井公園区民交流センター
主催　練馬区伝統工芸会
後援　練馬区、練馬区教育委員会、練馬区観光協会
内容　東京手描友禅、東京染小紋、江戸筆等16業種の展示・実演・体験・販売

3 ねりま漬物物産展

期間　23年1月26日～2月1日
場所　西武池袋本店
主催　練馬漬物親睦会
後援　練馬区、練馬区観光協会
内容　漬物の展示・即売・PRビデオ上映

(2) 中小企業の経営を支援する

●産業融資の実施

1 産業融資あっせん事業

区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。

平成22年度は、貸付件数2,782件、163億6,347万円の融資が行われた。このうち不況対策特別貸付は995件、58億3,740万円であった。また、22年度は期間限定で新スーパーサポート貸付の融資あっせんを行った。

産業融資状況（業種別）　　平成22年度

業種別内訳			貸付 件数（件）	貸付 金額（万円）
建設業			799	509,661
製造業			238	144,375
運輸・通信業			129	71,074
卸・小売・飲食業			767	428,634
	内訳	卸売業	260	190,253
		小売業	324	165,237
		飲食業	183	73,144
サービス業			519	267,370
その他（不動産業含）			330	215,233
合計			2,782	1,636,347

2 小規模事業者経営改善資金融資［マル経融資］支援事業

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。

22年度は、381件に対し利子補助を行った。

●産業振興のための基盤整備

1 産業振興基本条例の制定および商工業振興計画の策定

区では平成17年3月、「産業振興基本条例」を制定し、事業発展と経営改革に努める事業者を支援し、区民の生活環境と調和した活力ある産業の発展を目指している。

22年9月に策定した新たな「商工業振興計画」（23年度～26年度）では、基本構想および長期計画の目標を着実に実現し、区内中小企業が様々な経営環境の変化にも柔軟に対応し力強く成長することを目指すため、「まちににぎわいをもたらす産業活動の推進」など5つの戦略目標を定めた。これらの、戦略目標を達成するため、区内の商工業振興の基本的方向と具体的施策を明らかにし、13の新規事業を含めた55の計画事業を位置付け、積極的に推進する。

区の産業構成は、卸売・小売業、サービス業、飲食店・宿泊業をあわせると54.1%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が過半数を占めている。また、事業規模では、従業者数10人未満の事業所が80.9%を占め、経営規模の小さい事業所が区内産業活動の中心となっている。

規模別事業所構成と従業者数　平成18年10月1日現在

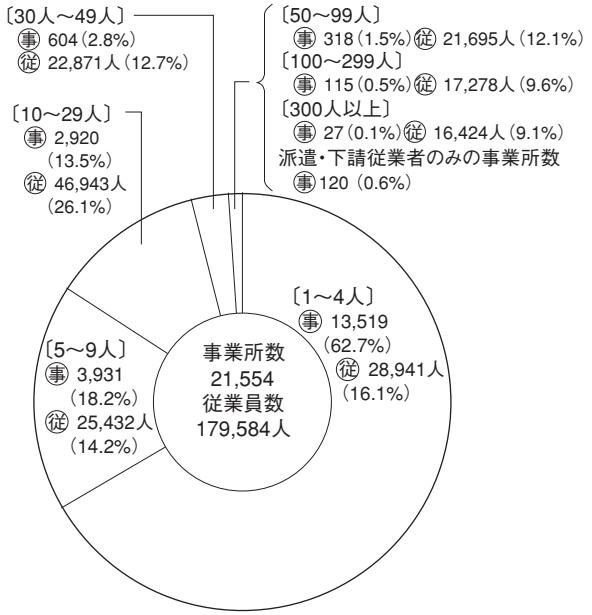

注:〔　〕内の記述は事業所の規模を示す。また、事は事業所数
　　従は従業者数の略である。
資料:「平成18年事業所・企業統計調査報告」東京都総務局統計部

工場数と従業者数および出荷額　平成20年12月31日現在

産業中分類	工場数	従業者数	出荷額
		人	万円
食料品	48	957	1,734,296
飲料・飼料等	1	11	X
繊維工業	110	375	171,471
木材・木製品	10	32	25,350
家具・装備品	39	144	144,600
紙・紙加工品	29	276	465,339
印刷・同関連業	116	834	1,023,613
化学工業	7	77	1,128,999
石油・石炭	—	—	—
プラスチック	37	280	536,502
ゴム製品	5	21	23,900
皮革・同製品	5	18	X
窯業・土石	10	85	248,160
鉄鋼業	—	—	—
非鉄金属	7	298	957,074
金属製品	49	237	307,901
はん用機械	13	61	91,690
生産用機械	26	222	423,171
業務用機械	32	231	234,128
電子・デバイス	19	118	153,182
電気機械	41	266	453,851
情報通信機械	11	318	754,164
輸送用機械	16	180	297,358
その他	68	368	529,421
総数	699	5,409	9,753,884

注：①「X」は該当数値の公表を差し控えたもの。
　　②総数は「X」にあたる数値を含む。
資料：「平成20年工業統計調査報告」東京都総務局統計部

2 （仮称）産業振興会館の整備

産業振興の中核的な拠点として、産業経済活動の活性化に寄与し、区内事業者や産業経済団体を総合的に支援する（仮称）産業振興会館を整備することとしている。

17年度から基本調査に着手し、19年3月に基礎調査報告書をとりまとめ、21年3月には、練馬駅北口区有地活用基本構想の中で産業振興の拠点整備を定めた。22年度は長期計画（22～26年度）に基づき7月に「練馬駅北口区有地活用事業計画」を策定し、区施設の一つとして（仮称）産業振興会館を整備することとした。23年3月には事業へ参画する事業者を選定した。

23年度は、事業の実施に向けた具体的な協議を進めていく。

●経営活動への支援

1 受発注企業情報交換会

区内中小企業の連携を強化し、受発注の拡大を図るため、情報交換の場を提供している。平成22年度は、4区合同で、受発注企業情報交換会を開催し、84社の企業が参加した。

開催日　23年2月4日
場　所　北とぴあ（北区）
主　催　練馬区、豊島区、板橋区、北区、(財)東京都中小企業振興公社

2 見本市等出展に対する支援

区内の製造業者およびその団体に見本市等に出展する経費の一部を補助している。22年度は9件の補助を行った。

3 ISO認証取得に対する支援

国際標準化機構が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。22年度は3件の補助を行った。

4 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の企業等に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。22年度は39件の補助を行った。

5 経営者・後継者の研修受講に対する支援

区内中小企業の経営者または後継者が、経営の向上のための研修を受講する場合、経費の一部を補助している。22年度は5件の補助を行った。

●経営改善への支援

1 経営指導

中小企業診断士が経営改善のための指導を行うもので、平成22年度は、58事業所に直接出向き指導を行った。

2 商工相談

中小企業診断士等の専門の指導員が、区民相談所(練馬、石神井)、サンライフ練馬および経済課に相談窓口を設け相談に当たっている。

22年度は963件の相談があった。

商工相談状況 平成22年度

内　容	練　馬	石神井	サンライフ練　馬	経済課	計
	件	件	件	件	件
金　融	6	―	―	7	13
経　営	4	3	―	104	111
税　務	393	236	―	1	630
労　務	82	69	19	―	170
店　舗	―	―	―	―	0
経　理	5	―	―	―	5
そ の 他	17	10	7	―	34
計	507	318	26	112	963

●産業情報の収集および提供

1 ねりま産業情報「ぺがさす」の発行

区内中小企業の経営者や商店会の方に、産業振興に関する情報を提供するため、ねりま産業情報「ぺがさす」を発行している。平成22年度は、3回、各回8,000部発行した。

2 景況調査の実施

地域経済振興のため、区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。22年度は、製造業、小売業、卸売業、建設業、サービス業の5業種、約450社を対象に景況調査を実施した。

3 産業振興情報事業（IPNET-NERIMA）の実施

インターネットを利用した区内企業の情報発信を支援するため、区のホームページに企業などのホームページをリンクさせ、企業情報を提供している。22年度は435社の情報を発信した。

●起業・創業への支援

1 起業家セミナー事業

起業家を目指す方を対象に、創業するための知識や留意点などについての起業家セミナーを「創業！ねりま塾」と「中高年創業支援講座」として実施した。

平成22年度は、「創業！ねりま塾」129人、「中高年創業支援講座」35人が受講した。

2 コミュニティビジネスの推進

コミュニティビジネスの推進を図るため、講座および講演会を実施した。

22年度は、講座は37人、講演会は71人が参加した。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1 商工業団体等への支援

区内の商工業団体等が行う事業に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。

2 新製品・新技術の開発における異業種交流活動への支援

区内の中小企業グループに対し、新製品・新技術の開発を主な目的とする異業種交流活動における経費の一部を補助している。

3 生鮮食料品共同販売事業への支援

魚介類・食肉・青果物の各小売業組合に対して、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進し、健全な経営基盤の強化を図るための支援を行っている。

平成22年度は、生鮮食料品全体で3小売業組合、延べ474店舗が参加した。

共同販売事業実施内容 平成22年度

品　目	特　売　日
青　果　物　12品目	6/17、7/8、10/22、1/28、2/25、3/31
食　肉　2品目	6/15、9/28、11/16、2/15、3/15
魚　介　類　22品目	10/15、11/12、12/3、12/4

4 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要にこたえるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。

22年度は、152件のあっせんを行った。

5 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●福利厚生事業への支援

企業の従業員に対する福利厚生については、経営基盤が弱い中小企業にとって、独自に充実を図るのは容易なことではない。このため区は、ねりまファミリーパックへの運営補助を通して、福利厚生の充実に努めている。

1 一般社団法人ねりまファミリーパック

一般社団法人ねりまファミリーパックは、区内の中小企業に勤務する勤労者とその事業主や20歳以上の区民を対象に、福利厚生事業を行う会員制組織である。

主な事業は、①祝金・見舞金・弔慰金などの給付、②健康増進のための日帰り温泉施設・スポーツクラブのチケットあっせんや定期健康診断助成・人間ドックの利用補助など、③自己啓発のための観劇チケット・映画券・カルチャーセンター講座の利用補助など、④余暇活動のための旅行の開催、遊園地のチケットあっせん、指定宿泊施設・パッケージツアーの利用補助などである。

なお、平成23年3月31日現在の会員数は、12,633人である。

2 各種共済制度の周知

中小企業の従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度などを、区報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め、区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、公共職業安定所（ハローワーク）などの役割が大きいが、区でも就労希望者の便宜を図るため、就労支援に積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、平成22年6月30日現在で103組合、組合員数23,308人となっている。

1 商工業従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と勤労意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。22年度は商業関係65人、工業・建設業関係67人を表彰した。

2 労働相談

21年度より勤労福祉会館において、専門家による「労働相談」を行っている。

3 労働講座

社会的に高い関心がもたれている労働に関する諸問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働講座を開催している。22年度は、「経営分析講座」「春闘講座」「労働法講座」「労務管理実務講習会」の4講座を開催し、延べ319人の参加があった。

4 職業相談・紹介

求職者が身近な場所で相談できるように、17年8月、池袋公共職業安定所の協力を得て「ワークサポートねりま」（地域職業相談室）を石神井公園区民交流センター2階に開設した。15歳以上の全年齢層を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人検索用パソコンによる職業情報を提供している。22年度は19,657件の相談があった。

また、「アクティブシニア支援室」において、60歳以上の方を対象とする臨時的な業務に限定して、シルバー人材センターが就労相談を行っている。

5 就労支援

39歳以下の方を対象に、自己分析やコミュニケーション能力の向上を目的とした「ヤングジョブセミナー」を22年9月および23年1月に開催した。22年度は19人が受講した。

また、22年10月と23年2月に若年労働者向けの就職面接会「ヤング応援就職面接会in練馬」を開催した。22年度は132人の参加があり、12人が正社員として就職した。

6 内職の紹介

家庭外で就労することが困難な方を対象に、内職を紹介する事業をねりまファミリーパックに委託して実施している。内職を希望する登録者は764人で、内職する人を求める事業所数は35事業所である。22年度は延べ175人に内職を紹介した。

●雇用促進支援事業の実施

1 社会保険労務士出張相談

公的な雇用助成制度の利用や社会保険等について、専門的な相談を希望する区内事業所に対し、社会保険労務士の出張相談を行っている。平成22年度は90社、延べ280回の出張相談を行った。

2 トライアル雇用を行った事業主に対する支援

厳しい雇用状況にある若年者や中高年齢者等の正規就労の促進を図るため、国（ハローワーク）のトライアル雇用制度で採用を行った区内事業所に対し、補助金を交付する支援を行っている。22年度は24社、37人分の補助を行った。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営支援

1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養および福祉の向上を図ることを主な目的として開設した施設であるが、勤労者はもとより、広く一般区民も利用できる施設である。

また、平成17年4月からは指定管理者制度の導入により、開館日数を増やすなどサービス向上に努めている。

22年度は、労働講座（4講座）、簿記教室、宅建講座など28事業を実施し、6,629人の参加があった。

勤労福祉会館利用状況　　平成22年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
集会室	887	45,265
会議室（小）	753	6,964
会議室（中）	715	15,518
会議室（大）	826	25,402
和室（小）	765	5,390
和室（大）	776	13,977
職業講習室兼会議室	788	9,513
音楽室	821	14,909
料理室	317	4,315
トレーニング室	32,387	32,387
展示コーナー	163	—
囲碁・将棋コーナー	—	9,602
卓球開放	—	128
計	39,198	183,370

2 東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図るため区が誘致し、昭和56年4月に国の「雇用・能力開発機構」の施設として開設した。その後、15年3月に「雇用・能力開発機構」から建物所有権を譲り受けたもので、中高年齢者だけでなく広く一般区民も利用できる施設である。また、17年4月からは指定管理者制度の導入により、開館日数を増やすなどサービス向上に努めている。

22年度は、地域の活性化と福祉の向上を目的として、ボディコントロール体操、絵手紙講座など5事業を実施し、962人の参加があった。

東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）利用状況　　平成22年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
体育室	1,907	20,254
トレーニング室	27,481	25,165
和室第一	720	8,921
和室第二	762	5,624
会議室	780	10,392
研修室第一	833	11,939
研修室第二	741	10,676
クラブ室	501	4,722
職業講習室	762	8,585
計	34,487	106,278

（4）消費者の自立を支援する

●消費者意識の啓発

1 消費者講座

日々の暮らしのなかで、消費者が直面している問題を様々な視点からとりあげ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している

消費者講座　　平成22年度

講座名	概要		開催回数	参加者数
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を、講師の講演や実習により学習する講座。「後悔しないお葬式」「これからの日本経済と私たちのくらし」のほか制服の端切れでマイバックを作る親子講座などを実施した。		6回	297人
消費生活通信講座	仕事の都合や育児等のため会場で行う講座への出席が困難な方を対象にした通信制の講座。「契約」「悪質商法」など8単元で実施した。		受講者　30人	
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。金銭教育や太陽光発電などをとりあげたほか料理や実験を交えた教室などを実施した。	実技形式	5回	351人
		講座形式	6回	

2 消費生活展

パネル展示や実演など多彩な催しを組合せ、消費者団体の活動の成果や問題提起を通して、消費者意識の啓発を行っている。

平成22年度は、公募による消費者団体やグループで構成する実行委員会（18団体）の企画・運営により、6月26日・27日に石神井公園区民交流センターで開催し、延べ2,190人が来場した。

移動生活展は、区役所本庁舎1階のアトリウムで10月22日～30日に開催し、延べ1,494人が来場した。

3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報を提供するとともに、消費生活に関する知識を普及することにより、区民の消費生活の安定と向上に資するため、消費者だよりを発行している。

22年度は、6回、各回20,000部発行した。主な内容は、「未公開株」「セカンドオピニオン」「子どもたちのネット環境」「賃貸借住宅トラブル」「ごみ減量法」などであった。

●消費者の安全の確保

1 消費生活相談

商品や販売形態の多様化が進み、消費者は限られた知識や経験に頼るのみでは、商品やサービスなどの合理的な選択が困難になっている。また、振り込め詐欺や点検商法などの悪質な商法が次々に現れ消費者が被害にあっている。このような中で区は消費者が安全で安心な生活を送るために専門知識を有する相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に対応している。

平成22年度の相談件数は4,623件で、前年度（4,399件）に比べ5.1%増加し、そのうち70歳以上の方の相談件数は前年に比べ12.7%増加した。

また契約・購入金額別件数でみると300万円以上の相談の半数近くが60歳以上の方からのものであり、高齢者の消費者被害は増加傾向にある。

消費生活相談では、身近な生活知識から悪質な事業者との契約にからむものまで、様々な相談に対応しているが、国民生活センターや都、警察、福祉関係部署などと連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

消費生活相談の内容別相談受付件数　平成22年度

区分		件数
		件
商品	食料品	195
	住居品	240
	光熱水品	32
	被服品	190
	保健衛生品	129
	教養娯楽品	425
	車両・乗り物	96
	土地・建物・設備	206
	他の商品	106
役務（サービス）		2,756
内職・副業・ねずみ講		41
他の相談		207
合計		4,623

2 小売店立入検査

家庭用品品質表示法、電気用品安全法に基づき、小売店で販売されている家庭用品の表示が適正になされているかどうかについて、立入検査を実施している。

22年度は延べ17店舗、76種の検査を行った。結果はおおむね適正に表示されていた。

●石神井公園区民交流センターの運営支援

1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信や、職業・就職相談のための場の提供などを行っている。また、平成18年4月からは指定管理者による管理を行っている。

施設は消費者施策・活動の拠点となる「消費生活センター」の機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」「アクティブシニア支援室」が設置されている。

石神井公園区民交流センター利用状況　平成22年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
展示室兼集会室（展示利用）	52	7,817
展示室兼集会室（集会利用）	722	40,480
大会議室（1）	941	15,491
大会議室（2）	938	14,989
会議室（1）	868	9,129
会議室（2）	807	6,987
会議室（3）	807	7,817
和室（1）	782	6,327
和室（2）	746	5,065
研修室	834	9,726
テスト室	522	4,110
料理実習室	505	8,185
保育室	154	795
計	8,678	136,918

2 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施するほか、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。また、消費生活相談では区民からの様々な相談を専門の相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの作成、情報誌の編集などを行っている。（23年3月末現在　運営連絡会会員数32人）

（5）都市農地を保全し都市農業を支援する

●農の豊かさを実感できるまちの実現を目指して

区は、23区の中で最大の農地面積を有しており、農業は、区のイメージを特徴付ける産業である。また近年、農地が持つ様々な役割が見直されており、区民の農への関心も高まっている。

そのため、区は農業振興を推進し、消費者に身近な都市型農業経営の安定を図るため、農業生産者の支援を積極的に展開している。また、食の安全確保という消費者ニーズに対応した農業生産の実現のため、減農薬による農業生産を促すとともに、農産物を区内の直売所等で販売する地産地消の取組を進めている。加えて、農とのふれあいの機会を創出するとともに、区民の都市農業、農地への理解の促進を図っている。

一方、区内の農地は相続等に伴い最近10年間で約80haも減少している。区には環境保全・防災・農とのふれあいの場でもある貴重な農地を保全することが求められている。このため区は、他の自治体と連携し都

市農地保全の意義を住民に発信するとともに、農地にかかわる法制度の見直しを国に要望する取組を進めている。

●農業振興計画の推進と都市農地の保全

1 農業振興計画の推進

平成23年2月に策定した「練馬区農業振興計画（23年度～32年度）」では、「区民の信頼と元気な経営により、『農の豊かさを実感できるまち、練馬』を築く都市農業」を将来像とし、この実現のため、①多様な魅力ある都市農業を展開する（農業経営の安定化）、②区民・消費者の練馬の農への理解を深める（農とふれあう機会の提供）、③都市の良好な環境を支える都市農地を保全する（都市農地の保全）、④未来に農のある暮らしの豊かさを継承する（農のあるまちづくり）の4つを基本目標に定めた。この基本目標の達成に向けて7つの基本方針を定め、農業生産者、農業協同組合、区民・消費者、区がそれぞれの役割を担い、相互理解の下、基本方針に基づく施策を展開していくことで、将来像の実現を目指していく。

2 生産緑地の指定

3年9月に生産緑地法が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分され、保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。指定された農地は、一定期間営農が義務付けられる一方、相続税納税猶予が受けられる。

そこで区は、都市と調和した農業を目指し、できるだけ多くの農地を保全するため、4年以降毎年生産緑地の指定を行っており、23年3月現在、区内の農地の約8割に当たる約200haの農地を生産緑地として指定している。

3 都市農地の保全

練馬区を含め、都内の市街化区域内農地は過去10年間で約1,400haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。このため、練馬区の呼びかけにより、38の区・市・町が参加し、都市農地を保全する意義について自治体から住民に発信するとともに、農地制度の見直し等を国へ要望する「都市農地保全推進自治体協議会」が設立された。今後も、自治体間で一層の連携を図りながら都市農地保全に向けた取組を進めていく。

農家戸数・農業従事者数および農地面積

年　次	農家戸数	農業従事者数	農地面積	生産緑地面積
平成18	545戸	1,212人	277.5ha	213.0ha
19	538	1,178	270.3	209.8
20	535	1,159	264.2	205.7
21	534	1,172	258.3	202.2
22	520	1,121	250.0	200.8

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（耕作面積10a以上の区内農家を対象）による（各年8月1日現在）。
農地面積は都税事務所固定資産税課税対象による（各年1月1日現在）。
生産緑地面積は各年の告示面積による。

地区別農産物生産面積表

［単位：アール］

	品　目	合計	練　馬	石神井	大　泉
野菜類	キャベツ	4,078	1,027	1,163	1,888
	ブロッコリー	1,693	600	433	660
	大　根	1,052	454	190	408
	ジャガイモ	943	395	239	309
	枝　豆	939	446	183	310
	ほうれん草	683	225	205	253
	こまつな	556	215	181	160
	トウモロコシ	569	295	73	201
	サトイモ	432	158	101	173
	ネ　ギ	498	195	91	212
	カリフラワー	324	119	71	134
	にんじん	410	194	59	157
	サツマイモ	342	151	64	127
	トマト	459	118	224	117
	ナ　ス	207	76	47	84
	キュウリ	221	91	47	83
野菜類	レタス	99	19	20	60
	その他野菜類	1,839	619	413	807
野菜類計		15,344	5,397	3,804	6,143
野菜類以外	柿	893	221	174	498
	栗	347	24	32	291
	梅	458	125	128	205
	ブドウ	433	209	98	126
	キウイ	105	69	24	12
	ブルーベリー	665	96	119	450
	その他果樹類	627	227	139	261
	植　木	1,657	516	746	395
	花　類	815	266	156	393
	芝	1,267	0	105	1,162
	その他	205	121	47	37
野菜類以外計		7,472	1,874	1,768	3,830
延べ生産面積計		22,816	7,271	5,572	9,973

※その他野菜類……南瓜、水菜、白菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、しそ、のらぼう等
その他果樹類……梨、みかん、ゆず、かりん、すもも、レモン等
その他……麦、緑肥、茶、牧草等
資料：「農業経営実態調査」による（22年8月1日現在）

●農業経営の安定化

1 有機・減農薬農業推進事業

農薬や化学肥料をできるだけ使用しない有機・減農薬農業を推進し、消費者に安全な地場農産物を提供するために、有機・減農薬農業用資材等を購入し、農家へ配布している。

平成22年度は、減農薬資材としてフェロモン剤を77袋、フェロモントラップを8個、「練馬の大地」を含む有機質肥料を2,284袋購入し、延べ153軒の農家へ配布した。

2 環境保全型農業推進事業

東京都特別栽培農産物認証制度認証農家および東京都エコファーマー認定農家に対し、必要な資材の配布を行い、環境保全型農業の推進を図り、区内消費者に安全・安心な農産物を供給する。22年度は、延べ77軒の農家へ配布した。

3 優良種子助成金交付事業

質の良い練馬区産農産物を区内消費者に還元するためには、優良種子を普及し、品種・規格の統一を促進することが必要である。このため区は優良種子購入費を助成している。

22年度は、キャベツの種子購入39軒に対して助成を行った。

4 土壌改良・病害防止助成金交付事業

キャベツ等の連作により、土地がやせ、連作障害特有の病気が発生することがある。その対策にかかる経費の一部として、22年度は39軒に対して、助成を行った。

5 野菜供給確保対策事業助成金交付事業

国、都および生産者は、野菜の市場価格が保証基準額を下回った際に生産者に交付される補助金を（公財）東京都農林水産振興財団に積み立てている。区では野菜の安定供給と農業経営の安定を図るため、東京都野菜供給確保対策事業に参加する市場出荷生産者が積み立てる金額の2分の1を助成している。

22年度は、2,333,202円を支出した。

6 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、練馬大根育成事業を実施している。22年度は、19軒の農家に12,796本を栽培委託し、生大根・たくあん漬けの販売や収穫体験事業のほか、「第4回練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、抜いた大根を学校給食に提供した。

さらに、区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

なお、18年度からは、練馬大根の伝来種子の保存を委託している。

7 生産緑地保全整備事業

生産緑地の恒久的な保全と住環境との調和を図るため、土留やフェンス等の設置工事に助成を行っている。

22年度は農家5軒、5か所の工事に対して助成した。また、22年度から対象としたコンポストシュレッダーの購入については、農家12軒に助成した。

8 農作業ヘルパー・援農ボランティア養成研修事業

農業者の高齢化などによる農業の担い手不足に対応するため、区民を農作業ヘルパーとして養成する研修を行っている。

22年度には、新たに9人のヘルパーを養成し、登録数は98人となった。また、9人が援農ボランティアとして登録した。

9 都市型農業経営支援事業

多様化する区民ニーズにこたえるとともに、農業者の創意工夫を発揮した都市型農業経営を支援することが目的である。22年度は、地産地消と有機減農薬農業の推進のため、5軒に対し、減農薬栽培が可能なパイプハウス等の整備費用を助成したほか、身近で新鮮野菜が購入できる野菜無人販売機の設置支援を行った。

10 地産地消の推進

地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」を推進するとともに、「農」を中心としたまち歩き観光の一助とするため、区内の直売所や観光スポットを掲載した「練馬区農産物直売所マップ〜「農」を身近に感じるまち歩きガイド〜（22年度版）」を30,000部作成し、区立施設等で配布した。

11 ブルーベリー観光農園

17年度より区が開園の支援をしてきたブルーベリー観光農園は、22年度は23園が開園した。この観光農園を区民に広く周知することにより観光・交流型の農業を推進するため、観光農園の紹介冊子を23,000部作成し区立施設等で配布した。

●農とのふれあいの推進

1 区民農園

区民が土に親しみながら、収穫の喜びを味わえるように、区が土地所有者から宅地化農地を借用し、区民農園を開設している。

平成23年3月現在、21園、1,934区画を開設している。

2 市民農園

健康でゆとりある区民生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、区が土地所有者から生産緑地を借用し、市民農園を開設している。

23年3月現在、6園、294区画を開設している。

3 農業体験農園

農業体験農園は、区が開設し管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が自ら開設し、経営・管理する農園で、区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備費・管理運営費の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間20種類以上の野菜の種まきから収穫

までを体験することができる。

8年4月に「緑と農の体験塾」が誕生し、23年3月現在、14園、1,533区画を開設している。

4 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫するなど、生産者とのふれあいを通して都市農業についての理解を深められることを目的として、野菜ウォークラリー、ふれあい農園等の事業を行っている。

22年度は、野菜ウォークラリーに86組（255人）の参加があった。ふれあい農園は、じゃがいも掘り13,109株、さつまいも掘り11,148株、さといも掘り58株、野菜セット55セットの収穫体験を行った。

区民農園一覧　　平成23年3月31日現在

名　　称	区　画　数
豊玉南三丁目	96
豊玉南三丁目第二	46
中村南一丁目	90
向山四丁目	98
田柄一丁目	235
田柄三丁目	94
高野台四丁目	55
石神井町六丁目	16
石神井台八丁目	39
上石神井二丁目	133
上石神井南町	40
下石神井六丁目	40
関町南三丁目	171
関町南三丁目第二	83
東大泉二丁目	92
東大泉五丁目	152
東大泉六丁目	49
西大泉二丁目	163
南大泉やまぶし	49
大泉学園町四丁目	146
大泉町一丁目	47
計　21　園	1,934

注：1区画の面積は、おおむね15㎡である。

市民農園一覧　　平成23年3月31日現在

名　　称	区　画　数
高松	54
旭町	38
谷原東	56
谷原西	49
南大泉	48
西大泉	49
計　6　園	294

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

農業体験農園一覧　　平成23年3月31日現在

名　　称	区　画　数
緑と農の体験塾	153
大泉風のがっこう	125
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	122
学田体験農園	74
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ･わぁるど」	119
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「百匁の里」	86
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	68
農業体験農園「旬感倶楽部」	78
計　14　園	1,533

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

（6）魅力的な商店街づくりを進める

●魅力的な商店街づくりをすすめるための支援

平成19年の商業統計調査によると、区内の商店数（飲食店を除く。）は、4,704店、従業者数は36,620人である。このうち従業者規模9人以下の商店が78.7％で、小規模経営の近隣型商店がその大半を占めている。

これらの商店の多くは、急激な都市化とともに出店を始めたが、多様化する消費者ニーズへの対応が十分ではなく、また、交通機関の発達に伴う消費者の行動範囲の拡大とも相まって、消費の区外流出が続いている。さらに、規制緩和等に伴う大型小売店の営業日数、営業時間の拡大等により、商店街を巡る経営環境は厳しさを増している。

商店街は、買物の場であると同時に、地域コミュニティの核として、人々が集い、憩い、語り合える、区民にとって魅力ある場所になることが必要である。区は、商店経営者が、消費者の多様な要望にこたえるために取り組む商店街の環境整備事業やその他の各種事業に対し、支援を行っている。

商店数、従業者数と年間商品販売額（飲食店は除く）

平成19年6月1日現在

区　分	卸売業	小売業	総　数
商店数（店）	1,071	3,633	4,704
従業者数（人）	9,376	27,244	36,620
年間商品販売額（百万円）	608,257	484,278	1,092,535

資料：「平成19年商業統計調査」東京都総務局統計部

1 商店街活性化事業への支援

(1)　商店街イベント等への支援

商店会が近隣消費者との交流を目的に開催する各種イベントおよび売出しに対して支援を行っている。

22年度は、75商店会による163事業に対して補助を行っ

た。

この他に、8商店会で14事業を実施した商店街空き店舗活用産直販売イベントに対しても補助を行った。

⑵　商店街活性化事業への支援

商店会が商店街活性化のために提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた事業に対して支援を行っている。22年度は、自動対外式除細動器（AED）設置事業・商店街マップ作成事業・ホームページ作成事業・案内看板設置事業等、17商店会に18事業の補助を行った。

⑶　商店街空き店舗利用の促進

商店街に発生した空き店舗の解消を図り、商業集積地である商店街のにぎわいを回復するため、新規起業者や商店街に不足する業種などの出店者に対する支援を行っている。22年度は、8事業者に対して補助を行った。

また、商店街全体を活性化し、魅力的で個性ある商店街をつくることを目的として、商店街などが空き店舗を活用して実施する事業に対して助成を行っている。なお、22年度は利用実績がなかった。

⑷　商店街活性化計画策定支援事業

商店会が、地域資源・交通網などの立地環境・商店街構成上の特徴・商圏の住民構成およびイメージなどを調査・把握したうえで、それらを活用した「特色ある商店街」となるための活動に取り組むことへの支援として、各種調査の実施や実施すべき事業を提案・助言する専門家（コンサルタント）を派遣する。

また、この事業で策定した計画に基づく商店街事業については、「いきいき商店街支援事業補助金制度（都・区補助）」において優遇措置が受けられる。

なお、22年度は、サンツ中村橋商店街振興組合（中村橋駅周辺）と石神井公園商店街振興組合（石神井公園駅周辺）が商店街活性化計画の策定に向けて取組を行った。

2 商店街環境整備への支援

⑴　商店街装飾灯等への助成

商店街が買物の場であると同時に地域のふれあいの場として、魅力あるものとなるような環境づくりを推進するため、商店会が装飾灯等を修繕および塗装する経費について助成を行っている。また、装飾灯等の維持費（電気代等）についても助成をしている。

22年度の助成の状況は、つぎのとおりである。

商店街共同施設設置等事業助成状況　　平成22年度

助成内容	商店会数	基　数
装飾灯修繕費	4	65
装飾灯塗装	2	78
装飾灯・アーチ維持管理費	82	3,252

⑵　大規模小売店舗等の出店に伴う生活環境の保持

区では、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の出店に対しては「大規模小売店舗立地法」に基づき、中規模小売店舗（店舗面積500㎡超1,000㎡以下）の出店に対しては「練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例」（13年6月1日施行）を制定して生活環境の保持を図っている。

22年度は、大規模小売店舗については新設1店舗、変更15店舗、中規模小売店舗については新設1店舗の調整を行った。

また、「練馬区まちづくり条例」（18年4月1日施行）に基づき、小売店舗を含む一定規模以上の集客施設に対し、基準を定め指導している。22年度に届出を受けた集客施設は9施設であった。

3 商店街組織強化への支援

⑴　商店街振興組合への支援

商店会活動の基盤を強化するため、商店街振興組合の設立や事業運営に対して支援を行っている。22年度は、12組合に対し、運営経費の補助を行った。

⑵　商店街連合会等への支援

商店会事業活動の充実と区内商業の振興発展を図るため、練馬区商店街連合会および練馬区商店街振興組合連合会が行う事業を支援している。

ア　商業まつりへの支援

練馬区商店街連合会が、区内全商店会(練馬区商店街連合会非加入商店会を含む。)に参加を呼びかけ実施する商業まつりに対して支援を行っている。

この事業は、中元と歳末の時期に設定した統一売出し期間中に、区内商店街で買い物をした方を対象に、抽選で景品を進呈するというもので、その景品の1つとして、22年度は、9月2日に練馬文化センターで行われた「小林幸子歌謡コンサート」に約3,000人、2月7日に練馬文化センターで行われた「八代亜紀歌謡コンサート」に約3,000人の買物客を、それぞれ招待した。

イ　商店会加入促進への支援

練馬区商店街連合会が行う商店会への加入促進活動に対して支援を行っている。なお、22年度は利用実績がなかった。

ウ　プレミアム付区内共通商品券販売への支援

練馬区商店街振興組合連合会が行うプレミアム付区内共通商品券販売事業に対して支援を行っている。22年度は、プレミアム分および商品券発行に係る経費の補助を行った。

（7）まち歩き観光を推進する

●観光事業の推進

1 観光協会の設立

にぎわいの創出による地域経済の活性化と愛着と誇りの持てるまちづくりを目指して、区民、事業者とともに観光振興に取り組むこととし、その指針および具体的事業案として平成15年3月に「練馬区観光ビジョン」、17年3月に「練馬区観光事業プラン」を策定した。

策定した事業案に取り組むための観光推進組織として、18年4月に「練馬区観光協会」が設立され、21年4月に一般社団法人となった。

2 観光協会への支援

練馬区観光協会による観光事業実施を支援するため、事業費および運営費の補助を行っている。

練馬区観光協会が22年度に実施した主な事業は、区にちなんだ商品事業、区の素敵な風景100選のリーフレット発行、練馬産キャベツを使用する「練馬野菜餃子」食べ歩きキャンペーンの実施などである。また、練馬駅地下1階に区が設置した練馬区観光案内所の運営を行っており、観光スポットやイベントの案内などの情報発信のほか、区内物産品の販売を行っている。

3 練馬区観光案内板の設置

区民や鉄道利用者、観光客の利便性を高め、まち歩き観光を推進するため、区内の鉄道駅に観光案内板を整備している。デザインには、多くの人びとに親しまれる区ゆかりのアニメキャラクターを活用した。

22年度は4基を整備した。

●練馬まつり・照姫まつり・地区祭の支援

1 練馬まつり・照姫まつり補助事業

練馬まつり実行委員会が主催する「練馬まつり」、照姫まつり実行委員会が主催する「照姫まつり」の2事業に補助を行っている。

⑴ 第33回 練馬まつり

① 開催日 平成22年10月17日（日）
② 会 場 練馬総合運動場
練馬文化センター北側～練馬総合運動場
平成つつじ公園
③ 内 容 ステージ、パレード、ふれあい体験イベント、各種出店・展示
④ 来場者 15万6千人
⑤ その他 環境・リサイクルフェア（南町小）健康フェスティバル（開進第二中）も同時開催

⑵ 第23回 照姫まつり

① 開催日 22年4月25日（日）
② 会 場 都立石神井公園およびその周辺
③ 内 容 照姫行列・出陣式・帰還式
野外ステージ、出店・展示
④ 来場者 12万人

2 地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会および自治会等地域の諸団体を母体として組織された地区祭実行委員会に対して補助を行っている。

① 開催時期 22年6月から23年1月
② 会 場 17地区30会場
③ 参加者数 81,650人

3　文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

●美術展示事業

身近な場所で芸術鑑賞ができるように公共施設での絵画展示事業と野外彫刻の設置を行っている。

絵画展示事業は、練馬区美術家協会の協力により昭和51年から区内の公共施設に絵画を展示し、年1回展示替えを行っている。平成23年度は、区内36施設で87作品を展示している。

野外彫刻事業は、やすらぎと潤いのあるまちづくりをめざし、区内の公共施設や公園などに彫刻作品を整備するもので、昭和58年から行われている。平成5年に、区内在住の長尾幸作氏の寄付を基に練馬区芸術作品設置基金が設立され、これを財源として設置された7作品を含め、23年3月31日現在、41作品が各所に設置されている。

●アトリウムミニコンサート

気軽に音楽を楽しめる機会として、区役所1階アトリウムにおいて、毎月第3水曜日にミニコンサートを開催している。また、年2回の特別企画コンサートも併せて実施している。平成8年12月の第1回以来、クラシック音楽を中心に様々なジャンルの演奏家を迎えている。

●文化芸術振興支援事業

区民の自主的な音楽活動を促進するため「アカペラコンテスト」を実施したほか、幅広い世代に舞台芸術を提供する「ワンコイン・コンサート」を実施した。また、区内の文化芸術をともに振興していくため、区内大学と連携して、アニメＰＲ冊子「アニメのまち練馬区」の作成（武蔵大学）、「ミヒャエル・ファウストフルート・リサイタル（武蔵野音楽大学）」、「武蔵野音楽大学ウィンドアンサンブル演奏会」、「ワークショップ『映像おもちゃ箱ー親子で遊ぶアニメと映画の世界』（日本大学芸術学部）」を実施した。

●文化芸術振興策の推進

平成17年に制定、策定した「練馬区文化芸術振興条例」、「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」に基づき、様々な事業を進めてきたが、22年度には、「練馬区文化芸術振興計画」を策定し、総合的、計画的に事業を推進することにした。また、区内大学や財団法人練馬区文化振興協会に加え、区民の文化芸術団体と協働して、それぞれの特性を活かしながら区内の文化芸術の振興策をともに進める体制を整備していく。

●文化芸術資産活用事業

区にゆかりのある文学者・芸術家等の作品をはじめとする文化芸術資産を収集・保存・公開することによって、区民の生活にゆとりと潤いをもたらし、区民が心豊かな生活を送ることができるまちの実現に向けて、平成19年12月に「文化芸術資産の収集・保存・公開についての基本方針」を策定し、20年3月に「練馬区文化芸術資産活用委員会」を設置した。22年度は、故五味康祐氏コレクションの活用事業として、財団法人練馬区文化振興協会と共催で、五味氏没後30年記念企画展を開催したほか、「名盤レコードコンサート」と「文学講演会」を開催した。

●財団法人練馬区文化振興協会

財団法人練馬区文化振興協会は、区民文化の向上および振興のための事業を行い、区民の自主的な文化活動の促進を図り、豊かな区民文化の創造に寄与することを目的として、区が出資し昭和57年9月1日に設立された。

協会は、練馬区立練馬文化センターおよび練馬区立大泉学園ホールを拠点として区民の文化芸術の鑑賞機会の充実、音楽分野での人材育成を中心に文化芸術の振興を図るため、さまざまな事業を展開してきた。

平成22年度の事業内容はつぎのとおりである。

1 区民文化の向上および振興のための事業

⑴　文化芸術鑑賞事業

優れた音楽・古典芸能などを身近な場所で鑑賞する機会を提供するため、各事業を行った。(20事業)

⑵　練馬文化センター友の会事業

会員数約1,600人（22年度末現在）

⑶　舞台芸術支援事業および協賛事業（3事業）

⑷　「練馬区演奏家協会」の運営・活動に対する支援

練馬にゆかりのある演奏家等により18年3月に設立された練馬区演奏家協会の活動を支援するとともに、レクチャーコンサートの開催を委託するなど連携を図った。

⑸　文化芸術資産の整理・分類・公開

区に無償譲渡された区ゆかりの芥川賞作家である故五味康祐氏の遺品を活用し、石神井公園ふるさと文化館で「没後30年　五味康祐の世界」展を開催した。また、氏の収集品である貴重なオーディオ機器、レコードの公開事業としてレコードコンサートを実施するとともに、講演会「私と時代小説とオーディオと」を開催した。

2 区民の自主的な文化活動の促進等に関する事業

⑴　育成事業（5事業）

①　アマチュア・オーケストラである練馬交響楽団の育成（定期演奏会・協会や区の事業への協力・訪問演奏など）

②　新進音楽家の育成（オーディション合格者による新人演奏会の実施）

⑵　文化芸術創造事業

①　区民参加・学習型事業（4事業）

従来の鑑賞型事業に加えて、「レクチャーコンサート」などの学習型事業や様々な公演ジャンルのワークショップなど区民参加型事業の充実を図った。

② 文化芸術情報発信事業

区内を中心として文化芸術活動を行っている団体等を協会の登録文化団体とし、活動の情報をホームページを通して発信した。

③ 文化活動支援補助事業

区民の自主的な文化芸術活動を支援する観点から、練馬文化センター、大泉学園ホールを拠点として活動している登録文化団体等に対し施設使用料の補助を行った。

3 区から受託する文化芸術振興に関する事業

⑴ ゆめりあワンコイン・コンサート（6事業）

20年度から引き続き、大泉学園ホールにおいて定期的（偶数月の10日）に、入場料500円のコンサートを開催した。

⑵ 区内3大学連携事業（3事業）

武蔵野音楽大学および日本大学芸術学部と連携事業を行った。また、武蔵大学の事業に対しての協力を行った。

⑶ アカペラコンテスト（1事業）

青少年を中心とした文化芸術を支援し、発表の機会を提供することを目的に開催した。

●練馬文化センター

練馬文化センターは、区民文化の向上および振興のための事業や、区民の自主的な文化活動促進のための事業を行うことを目的として、昭和58年4月に開館した。

平成18年5月に完了したリニューアル工事により、各所にユニバーサルデザインを取り入れ、より誰にでも使い易いホールへと生まれ変わっている。

18年4月からは、大泉学園ホールとともに、指定管理者が施設管理を行っている。

練馬文化センターの利用状況　　平成22年度

区分＼施設名		大ホール	小ホール	ギャラリー	リハーサル室(3)	集会室(和・洋)	計
入場者数（人）		258,306	126,317	7,798	52,927	16,774	462,122
利用件数（件）		659	689	131	2,287	1,200	4,966
利用率（％）		72.1	74.7	40.6	79.3	62.5	65.8
主催者別利用件数		件	件	件	件	件	件
	教育機関	116	76	1	124	27	344
	登録文化団体	17	26	0	187	87	317
	官公署	24	12	3	15	0	54
	音楽団体	45	34	0	194	19	292
	音楽教室	1	10	0	5	0	16
	劇団	7	18	0	3	2	30
	バレエ・洋舞団体	43	74	0	349	28	494
	邦楽・邦舞団体	3	17	0	38	81	139
	興行団体	35	15	1	4	0	55
	鑑賞団体	27	2	0	0	2	31
	政治・思想・宗教団体	22	17	0	25	47	111
	会社・事務所	35	28	7	59	41	170
	教育・福祉団体	22	21	6	60	40	149
	各種団体	106	188	59	447	289	1,089
	サークル	39	40	20	278	267	644
	文化振興協会	82	61	2	260	19	424
	練馬区	23	14	0	87	22	146
	その他	12	36	32	152	229	461

注：「利用件数」は、午前・午後・夜間の各区分を1件とする。ただし、ギャラリーについては、1日を1件とする。
「利用率」は、利用件数を利用可能件数で除したものである。

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民に文化的交流の場を提供し、区民文化の創造と発展に寄与することを目的として、平成14年2月1日に開館した。施設は大泉学園駅北口再開発ビル〔ゆめりあ1〕内にあり、5～6階部分に176席のホール、7階部分に展示ギャラリー（ゆめりあギャラリー）がある。練馬文化センターの姉妹館として位置づけられ、ホールの利用率は高い。

大泉学園ホールの利用状況　　平成22年度

区分＼施設名		ホール	ギャラリー	計
入場者数（人）		46,048	8,598	54,646
利用件数（件）		804	157	961
利用率（％）		90.1	50.6	70.4
主催者別利用件数		件	件	件
	教育機関	14	6	20
	登録文化団体	0	0	0
	官公署	11	0	11
	音楽団体	103	0	103
	音楽教室	63	0	63
	劇団	0	0	0
	バレエ・洋舞団体	0	0	0
	邦楽・邦舞団体	1	0	1
	興行団体	0	0	0
	鑑賞団体	0	0	0
	政治･思想･宗教団体	0	0	0
	会社・事務所	38	0	38
	教育・福祉団体	8	0	8
	各種団体	282	56	338
	サークル	24	37	61
	文化振興協会	23	0	23
	練馬区	7	0	7
	その他	230	58	288

注:「利用件数」は、ホールについては午前･午後･夜間の区分を1件とし、ギャラリーについては1日を1件とする。
「利用率」は、利用件数を利用可能件数で除したものである。

●美術館

練馬区立美術館は、区民の美術に関する知識および教養の向上を図ることを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術館の事業運営についての幅広い意見を反映させる場として、美術館運営協議会を設置している。この協議会は、美術に関する学識経験者、美術作家および社会教育・学校教育関係者等で構成され、美術館の運営方針や事業計画を中心に協議を行っている。

1 展示事業

(1) 企画展

美術に関する調査に基づき日本の近・現代美術をテーマとした自主企画の展覧会を平成22年度は5回開催した。

企画展　　平成22年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
PLATFORM2010 寺田真由美－不在の部屋／若林砂絵子－平面の空間	4/21～5/30 35日間	『PLATFORM2010』は、現代美術を紹介するシリーズ。寺田真由美は練馬区出身ニューヨーク在住のアーティストで、本展では初期作品の立体から近作の写真作品を展示した。若林砂絵子は1998年多摩美術大学大学院絵画科を修了、2000年に渡仏し、2005年パリ国立高等装飾美術学校を卒業。パリ滞在中は絵画、版画、立体作品など幅広く制作したが、2008年12月パリにて急逝。本展では、その中から油彩画を中心に紹介した。	人 1,814
タブロオ･マシン（図画機械）－中村宏の絵画と模型－	7/25～9/5 37日間	中村宏は1932年静岡県浜松市生まれの美術家。本展では、初期作品から近作まで当館所蔵品を中心に、イラストやダイアグラム、レタリングのほかモチーフにした自作模型もあわせて展示した。実験的絵画の様相を何部かのセクションに分けて構成し、その独自な歩みと反骨精神を紹介した。	3,190
稲垣仲静･稔次郎兄弟展－兄仲静は夭折の日本画家、弟稔次郎は型絵染の人間国宝－	9/14～10/24 36日間	克明な自然描写の中に官能性や狂気を表現する画家として将来を嘱望されながら、大正11年に25歳の若さで亡くなった稲垣仲静（1897－1922）。その弟で染色作家として名をなし、昭和37年型絵染の人間国宝に認定された稔次郎（1902－63）。 本展では、兄仲静の数少ないながら現存が確認できたすべての遺作と、弟稔次郎の代表作を一堂に集めて紹介した。	7,094
開館25周年記念「芸術家の家　大沢昌助と父･三之助」展	10/31～12/23 46日間	当館では大沢昌助（1903－97）の油彩･版画･スケッチブックなど100点近くを所蔵している。その父･三之助（1867－1945）は、東京帝国大学で学んだ建築家で、東京美術学校図案科第二部（建築家）の初代主任教授を勤めた。 本展では、父の教えを受けた昌助の少年時代の水彩画や図案教育の資料、これまで公にされる事がなかった大沢三之助のスケッチや建築資料を展示し、明治期の美術教育の一端をご紹介した。	3,416
鹿島茂コレクション1 グランヴィル 19世紀フランス幻想版画	2/23～4/10 34日間 ※東日本大震災に伴う閉館期間があった。	フランス文学者の鹿島茂氏（1949－／明治大学教授）のコレクションから、J.J.グランヴィル（1803－47）の個展を開催した。 グランヴィルは、19世紀を代表するフランスの版画家で、1829年に『当世風変身譚』で獣頭人身の挿絵よって、当時の名士たちを諷刺、好評を博した。以降、諷刺誌『カリカチュール』への政治諷刺画の寄稿から、ラ･フォンテーヌ「寓話」などへの挿絵まで手掛けている。晩年は、人間と動植物などが結びついた幻想世界を描き、シュルレアリスムの先駆ともされている。	9,323

(2) コレクション展

企画展以外に美術館の収蔵作品からテーマを決めて特集展示している。

22年度は、4回の展覧会を開催した。

(3) 教育委員会主催展

区内在住の美術家協会会員の作品を紹介するため、毎年1回「練馬区美術家協会展」を開催している。22年度の出品点数は63点であった。

「練馬区民美術展」は区民の日ごろの創作活動を発表する場として開催するもので、22年度は310点の出品があった。

(4) 展示室等の貸出し

区民などの創作発表の場として一般展示室を開放し、企画展示室についても美術館の主催事業に支障のない

期間（22年度は6月と7月の一部）に貸出しをしている。また、サークルの創作活動のために創作室の貸出しも行っている。

2 教育普及事業

展覧会関連講座をはじめ、各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の先生を対象に学芸員による作品解説を行うティーチャーズデイの実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

講座開設状況　　平成22年度

講　座　名		回数(回)	受講人数(人)
展覧会関連講座	ワークショップ・講座	11	241
	ギャラリートーク	20	859
	コンサート	3	265
	子ども向け鑑賞プログラム	5	35
美術講座		7	96
美術館を楽しむワークショップ		7	130
スクールプログラム	団体鑑賞	7	280
	施設見学	4	198
	職場体験	9	23
ティーチャーズデイ		5	70
その他		12	180
合　　計		90	2,377

3 資料収集事業

練馬区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。22年度は、寄贈191点があり、全所蔵数は2,263点になった。

4 美術館キャッチフレーズ、ロゴ・マークの作成

練馬区立美術館の開館25周年を記念し、今後さらに美術館を充実させ「より多くの区民や美術ファンに愛される美術館へ。そのことが練馬区民の誇りとなり自慢となる美術館へ」という思いを示すため、キャッチフレーズとロゴ・マークを作成した。

「ときめきの美　いま　練馬から」というキャッチフレーズを専門家を交えた作成委員会で作成するとともに、ロゴ・マークはデザインの公募を行い最優秀作品に選ばれた和久井遥さん（日本大学芸術学部大学院在学）の作品をベースに作成した。

●生涯学習活動の支援

生涯学習とは、生涯にわたって一人ひとりが自発的な意思に基づき、自分の適した手段・方法で行う学習活動である。

区ではこれまで、平成7年に策定した「練馬区生涯学習推進計画」、13年に策定した「練馬区生涯学習プラン21（第1期～第3期）」などを通じて、区民の多様な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、区民の主体的な学習要求である「知りたい・深めたい・活かしたい」という“学びの循環”による生涯学習の活性化を図ってきた。

しかし、急激な社会変化の中で、区民の学習ニーズは多様化するとともに、地域課題も複雑さを増してきている。それに伴い、生涯学習に期待される役割も、これまでの生きがいづくりや自己実現だけでなく、地域の教育力の向上やいきいきとした地域づくりに活かすことが重要なテーマとなっている。そのため、多くの区民がさまざまな分野で活躍し、その学習成果が地域に還元されるように、生涯学習活動への支援をさらに充実していく必要がある。

区は、23年3月に、「人が育ち　地域をつくる　学びのまち　ねりま」を基本理念とした「練馬区生涯学習推進計画」（23年度～26年度）を策定し、区民の主体的な生涯学習を支援し、生涯学習施策の総合的、効果的な展開を図っている。

●学習情報の提供・相談活動の推進

区民の生涯学習活動を支援するため、毎年「学習・文化ガイドブック」および「スポーツガイドブック」を発行するとともに、平成14年2月から区ホームページに、「ねりまの生涯学習」を開設し、生涯学習の施設、事業計画・事業案内等、最新の情報を提供している。また、生涯学習の相談やアドバイスなども行っている。

●（仮称）ねりま区民大学の設置

移転を予定している総合教育センターの跡施設を活かして、区民の生涯学習に関する活動や成果が豊かな地域づくりに活かされるよう、区民の主体的な生涯学習活動を支援し、地域活動を担う人材の育成と育成した人材を活かすことを目的として「（仮称）ねりま区民大学」を設置する。

平成23年度は学識経験者、地域活動団体の代表者、公募区民等からなる「（仮称）ねりま区民大学のあり方懇談会」を設置し、「（仮称）ねりま区民大学の設置に関する基本的な考え方」に基づく提言をもらうこととしている。

●生涯学習団体の育成

生涯学習団体は、芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等、様々な分野で自主的な学習・スポーツ活動を展開している。平成23年3月31日現在、1,671団体が、教育委員会に届出されている。

区では、これらの団体の求めに応じて指導・助言をするほか、団体の学習・スポーツ活動をより広く情報提供するため、届出名簿一覧表を閲覧できるようにしている。

●区民参加と交流の促進

子育て・子どもの教育をテーマとした講座（子育て学習講座）や、子どもたちがいろいろな遊びや体験・学習等を行う講座（ねりま遊遊スクール）の企画運営をPTA・生涯学習団体・NPO等に委託し実施することにより、区民参加と地域の教育力向上を図るとともに、週末における子どもたちの居場所の一つとしている。

●学習の機会の充実

1 子育て学習講座

地域や家庭における子育てや子どもの教育は、人格形成の上で、大変重要である。PTA等の地域で活動している団体に、子育てや子どもの教育に関する様々な課題等を学習する場として企画・運営を委託し実施している。平成22年度は、69講座実施し、延べ2,683人が参加した。

2 父親育ち講座（ねりまイクメン講座）

父親が子育てや家事に積極的に関わることができるよう、育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子どもと父親・父親同士の交流を図ることを目的として、22年度から、地域で活動している団体に企画・運営を委託し実施している。22年度は、12講座実施し、延べ305人が参加した。

3 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、学校や公共施設等を会場に、子どもたちがいろいろな遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として、地域で活動している団体に企画・運営を委託している。22年度は、411講座実施し、延べ13,240人が参加した。

4 ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）

中学生が自ら講座の企画運営にかかわることで、その自主性を育むとともに、地域における小学生と中学生の交流を図るために、14年度から学校部活動等の団体に委託し、実施している。22年度は、13講座実施し、延べ286人が参加した。

5 子供安全学習講座

子どもが安全に、かつ安心して生活するために、子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学んだり、大人が子どもの安全に関する知識を習得する講座である。

地域で活動している団体に企画・運営を委託している。22年度は、5講座実施し、延べ146人が参加した。

6 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で、年1回珠算コンクールを開催している。22年度は、189人が参加した。

7 人権学習

現代社会の様々な人権問題に関する学習を、生涯各期にわたり推進するため、人権講座を開催している。22年度は、13回実施し、延べ930人が参加した。

8 武蔵大学特別聴講生

武蔵大学に4月から翌年3月までの1年間、一般の学生と一緒に授業を聴講する特別聴講生を派遣している。

修了後、ボランティア活動を行う意志があることを条件に、聴講料の一部を区と武蔵大学で負担している。22年度は、35人の聴講生を派遣した。

●区民発出前講座

様々な趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。平成13年6月に講座登録を開始し、23年3月31日現在で、120講座が登録されている。

●情報教育推進事業

情報機器や情報通信ネットワークが普及していく中で、情報を収集し正しく判断する能力や、自ら情報を発信していく能力の育成およびインターネットなどを悪用した犯罪等に対処できる情報能力を育成する。

1 子供を有害情報から守るための講演会

子どもを取り巻くインターネット、携帯電話の利用の現状を把握し、有害情報に対して大人として、地域として取り組む予防および対策について学ぶ機会を提供する。平成21年度から、委託し実施している。22年度は、104人が参加した。

2 中学生のためのニュース番組制作講座

中学生が実際にニュース番組の制作を体験することで、情報を発信するプロセスや仕組みを学んでいき、能動的に情報リテラシーを理解する能力を育成する。22年度から、日本大学芸術学部に運営を委託し実施している。22年度は、19人が参加した。

3 チャレンジNIE講座

情報を読み取り、整理し発信する能力を育成するため、新聞活用学習（NIE）を22年度から実施する。22年度は、区民対象延べ70人、親子対象延べ138人が参加した。

●学校施設の地域開放推進

学校教育に支障のない範囲で、学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、地域住民の学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の場として、学校施設を開放している。また、児童の健全育成を目的に区立小学校の校庭を遊び場・スポーツの場として開放している。施設開放は、当該校と地域の住民による学校開放運営委員会や学校応援団に学校開放事業の運営を委託しているほか、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に開放している。

1 校庭開放

平成23年3月31日現在、区立全小学校（65校）の校庭を、地域の子どもたちの健全な遊び場、スポーツの場として開放している。

22年度は、1校当たり1日平均50.7人、年間では全校で延べ1,085,209人の利用があった。内訳は、62.9%が個人利用、37.1%が少年スポーツ団体などの利用であった。

2 学校図書館開放

子どもを主とした地域住民に対して、区立小学校図書館（室）を開放し、図書の貸出しと読書・学習の場を提供している。

23年3月31日現在、43校を開放し、蔵書数は283,416冊である。また、22年度は延べ214,777人の利用があり、64,355冊を貸し出した。

また、13年度から、区立図書館から離れた場所にある学校開放図書館に、区立図書館資料の検索ができる端末を設置し、22年度末時点では、5校で予約・貸出を実施している。22年度は3,873冊の貸出しがあった。

3 教室開放

区立小学校の余裕教室を活用して整備した開放用施設を、地域住民の身近な学習・文化・レクリエーション活動の場として開放している。

23年3月31日現在、22校で53施設を開放している。22年度は3,467件、延べ71,821人の利用があった。

4 学校体育施設の開放

区民がスポーツ活動を身近に行える場として、区立学校体育施設（体育館・プール）の開放を行っている。これは区民の体力増進や、健康管理のために場を提供するだけでなく、スポーツを通じて、学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指すものである。

22年度の学校体育館開放は、37校の小中学校で実施し、延べ228,199人が利用した。また、プール開放は8校の小学校（ただし夏休み期間中のみ）で、延べ5,293人が利用した。

5 学校施設の一般利用

学校開放運営委員会や学校応援団による施設開放のほか、区立の全小・中学校の学校施設を、学校教育に支障のない範囲で、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に提供している。

提供する施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、中学校18校に設置ずみの第二屋内運動場（格技室）や開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

●総合教育センターの生涯学習事業

昭和55年に開設された総合教育センターでは、区の生涯学習活動の拠点の一つとして、つぎのような事業を行っている。

1 催物

平成22年度に実施した催物は、下表のとおりである。

区民囲碁大会・将棋大会は、それぞれ年1回の開催であり、初心者から有段者まで老若男女を問わず楽しく腕を競っている。

総合教育センターの催物　　平成22年度

事業名	参加者
	人
子ども映画会　12回	延べ109
区民囲碁大会　1回	93
区民将棋大会　1回	118

2 ジュニア･オーケストラ

小学4年生から18歳までの少年少女を団員として、オーケストラ練習を行い、学校演奏会と定期演奏会をそれぞれ年1回開催している。23年4月現在の団員は58人である。

3 弦楽体験教室

小学4年生から中学生で弦楽器の初心者を対象に、7月から9月にかけて、全9回で1コースの体験教室を開催した。22年度は18人が参加した。

4 16ミリフィルム等の貸出

23年3月31日現在、学校教育や社会教育、昔話などのアニメーション等1,571巻を所蔵している。

22年度は、幼稚園、保育園を中心に49件で230点の貸出しがあった。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「みどり」という意味）という愛称が付いており、浅間山の麓にベルデ軽井沢、伊豆下田にベルデ下田、美ヶ原高原の麓にベルデ武石（たけし）、内房岩井海岸にベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室、中学校の臨海・林間学校に利用されているほか、夏・冬休みを中心に区内の少年団体や区民にも広く利用されている。また、ベルデ武石には新館を開設し、区民の保養利用の充実を図っている。

少年自然の家の利用状況　　平成22年度

施設名	利用者数
	延べ　人
軽井沢少年自然の家（ベルデ軽井沢）	33,933
下田少年自然の家（ベルデ下田）	14,381
武石少年自然の家（ベルデ武石）	26,724
岩井少年自然の家（ベルデ岩井）	17,534
計	92,572

注：小・中学校の校外授業､少年団体や区民の総利用者数である。

●他地域との交流の促進

区では、昭和55年に区立武石少年自然の家を開設して以来、長野県武石村（現上田市武石地域）と小・中学生の施設利用を中心とした交流を進めてきた。

平成6年11月に、武石少年自然の家新館の開設に当たり、「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

18年3月に武石村を含む4市町村の合併で新たになった上田市と、同年8月に友好交流を継続するに当たり、「友好提携に関する合意書」の調印を改めて行った。

●公民館

練馬公民館は、昭和28年開館以来、区民大学、寿大学等の各種講座の開催や、自主的な学習・文化活動の場の提供などを通じて、区の生涯学習の中心的施設として区民に親しまれてきた。

近年は、ボランティアとの協働・参画型事業に力を入れており、練馬区文化団体協議会加盟団体との共催

講座、区民団体との協働講座、公募区民による料理講座などの各種「公民館サポーターズ講座」を充実させている。

公民館はこれからも、区民と区民を結ぶ場として、また区民の力を地域に生かしていくための拠点としての役割を果たしていきたいと考えている。

また、貸出施設は区内全域の区民団体の利用があり、年間平均の利用率は65%に達している。

公民館の事業実施状況　　平成22年度

事業名	実施状況
区民大学	15講座、延べ2,588人受講
寿大学	65歳以上対象 2回、延べ4,168人受講
寿大学通信講座	60歳以上対象 書道・俳句の2科目、 延べ6,025人受講
寿大学通信講座スクーリング	講師による直接指導 2回、延べ185人受講
寿大学通信講座書き初め展	1回、232人出品
児童合唱団	毎週土曜日練習 演奏会4回
視聴覚事業	名画鑑賞会、こどもえいがかい 40回、延べ4,821人入場
サークル文化祭	1回、延べ5,221人入場
区民文化祭	1回、延べ13,571人参加
芸術鑑賞会	6回、延べ1,471人入場
公開講座	7講座（大学5校、高校1校） 延べ1,143人受講
国際理解推進講座	1講座、延べ165人受講
サポーターズ講座	料理講座12講座、一般講座8講座、 延べ1,888人受講

公民館の利用状況　　平成22年度

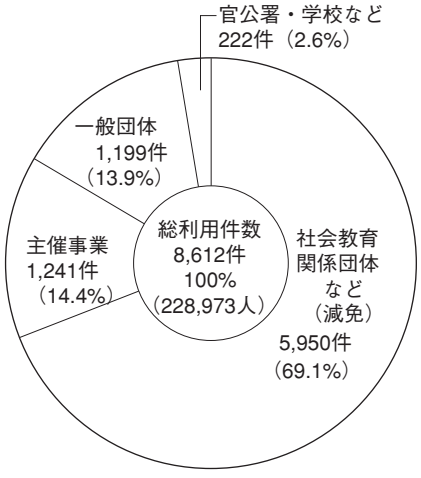

●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する生涯学習施設として、区立石神井プール敷地（石神井町5-12-16）に平成22年3月28日に開館した。

また、隣接の区立池淵史跡公園内に茅葺屋根の民家として「旧内田家住宅」（区指定文化財）を移築復元し、建物内部も公開している。

1 展示事業

(1) 常設展

原始時代の土器などの出土品から、アニメーション資料まで、区の伝統文化に関わる資料に触れたり、体験したりしながら、楽しく学べるよう展示している。

(2) 特別展

区の歴史・民俗・自然などをテーマにした自主企画の展覧会を22年度は2回開催した。

特別展　　平成22年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
開館記念特別展「練馬区の博物館・美術館の共演」	3/28～5/16 44日間	区内12館の博物館・美術館のコレクションから選りすぐりの一品を一堂に公開した。	人 3,437 (内21年度分522人)
特別展「御・鷹・場ー徳川将軍家の鷹狩ー」	11/20～1/16 46日間	徳川家康直筆の古文書や練馬の人々の生活についての資料などから、鷹狩を通した江戸近郊農村の姿を紹介した。	2,527

(3) 企画展

収蔵資料からテーマを決めた特別展示を22年度は2回開催した。

企画展　　平成22年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
収蔵品企画展「千川上水ー千川家文書特別公開ー」展	7/1～8/4 30日間	千川上水の開削に関わった千川家に伝わっていた千川家文書（区指定文化財）を特別公開した。	人 553
収蔵品企画展「アニメポスター展ーねりま生まれのテレビアニメー」	2/11～3/13 27日間	練馬で生まれたアニメとして、一般の目に触れる機会の少なかったテレビアニメのポスターを中心に展示した。	700

(4) ギャラリー企画展

写真・染色画など、自主企画の展覧会を22年度は3回開催した。

ギャラリー企画展　　平成22年度

展覧会名	会期	内容
「ホタルー生命の輝きー」写真展	6/15～7/19 31日間	練馬区内でも生息していたホタルの生態を、約50枚のゲンジボタルを中心とした写真パネルで紹介した。
「わがまち練馬の風景ー奥下義昭染色画からー」	10/23～11/28 32日間	練馬区に工房を構えていた東京手描友禅伝統工芸士の奥下義昭氏（1944～2001）が制作した手描友禅染による練馬の風景画を展示した。
「練馬の風景　いまむかし」写真展	2/2～4/8 57日間	昭和20～40年代の練馬の風景と同じ場所の現在の写真パネル約60枚を展示した。

⑸　多目的会議室等の貸出し

区民の文化活動の場として、多目的会議室、ギャラリー、展示用ボックス等の施設の貸出しを行なっている。

施設利用状況　平成22年度

施　設	貸出数(延べ)
多目的会議室	151件
会議室（1・2）	177件
企画展示室	74日
ギャラリー	156日
展示用ボックス	273月

2 教育普及事業

特別展関連講座をはじめ、歴史・民俗・自然などに関する講座、親子でのふれあいを楽しめる催しなどを実施している。また、学校の団体見学や職場体験の受入れ等も行なっている。

講座等開設状況　平成22年度

事業名等		回数	参加人数
特別展関連講座	つまみ画体験	1回	42人
	弦楽器､とくにヴァイオリンの歴史について	1回	79人
	ちひろの水彩画法体験	1回	30人
	写真今昔物語	1回	36人
	鷹と将軍	1回	88人
	放鷹実演	1回	400人
ふるさと文化講座		15回	813人
ふれあい土曜事業		45回	988人
学校団体見学		82校	7,305人

3 資料収集事業

区にゆかりのある優れた資料を幅広く系統的に収集している。22年度は寄贈87点があり、全所蔵数は28,330点になった。そのうち、交流ライブラリーにおける図書資料について、資料整理を行い、22年度の所蔵図書数は19,169点になった。

4 石神井公園ふるさと文化館運営懇談会

22年11月、館の運営や事業内容等について、区民および識者等の意見を反映するために「練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会」を設置した。

22年度は1回開催した。

(2) 読書活動を支援する

●図書館

様々な制度の変化や技術の革新が急速に進む現代社会においては、学生時代に学んだ知識だけでなく、社会人になった後でも新たな知識を常に学習していくことが必要となっている。さらに、雇用制度や雇用形態の多様化により、職業上の知識や技術を新たに学習することも必要になっている。また、急速な高齢化が進む中で、高齢者が長きにわたる人生をより豊かで有意義に過ごすためには、そのための知識や情報も必要となっている。こうした生涯にわたる学習をどのように支えていくかが、図書館に問われている。

これまでの図書館は、利用者の読書支援を中心とするサービスであった。しかし、社会の変化や生涯学習社会の中で、図書館が果たす新しい役割として、ビジネス、子育て、住民活動など、人々の生活や仕事の上で必要な資料や情報を提供するなどの支援が求められている。

そのため、図書館では地域の情報拠点として、こうした資料の収集・提供を充実するとともに、これまでの貸出しやリクエストサービスに加えて、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスを重要なサービスとして位置付け、その充実を図っていく。

1 施設の充実

図書館利用者の利便性の向上を図るため、12館目となる南田中図書館を南田中小学校の拡張用地内に建設し、平成21年5月に開館した。

また、18年2月には、図書館資料の返却および予約資料の受取窓口を総合教育センター内（高野台2）に開設した。

そのほか、区立小学校の開放図書館5校に区立図書館の図書を検索・予約できるパソコンを設置している。

2 図書等資料の充実

東京都公立図書館調査（21年度実績）によれば、個人貸出点数は23区中第2位、予約点数は第1位となっている。とりわけ図書館ホームページによる予約サービスを利用した予約が増加している。

練馬区はこのように図書館の利用が多い一方、人口1人当たりで見ると所蔵資料数は23区中22位と低位に位置している。この状況を改善するため、所蔵資料数を増やし、同時に書架等の整備による収蔵力の充実を図っていく。

3 開館日・開館時間の拡大

開館日の拡大については、18年4月から祝日の振替休日、5月4日、12月28日の開館を実施した。20年4月からは、休館日である月曜を各館ごとに月に1回開館することとした。

開館時間については、窓口等業務委託を導入した館から、順次開館時間の延長（平日1時間、土・日・祝休日2時間）を実施し、20年4月からはすべての館で平日は午後8時、土・日・祝休日は午後7時まで開館している。

4 子どもの読書活動の推進

区立図書館では、21年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し、練馬区の子どもたちが読書の楽しさや素晴らしさを知り、たくさんの本と出

会えるように、区を挙げての様々な取組を進めている。

こうした取組を通して、読書意欲を喚起し、読書環境を整備することで、子どもの読書活動が充実するように支援を行っている。

区立図書館では、絵本や紙芝居、図鑑や読み物などを豊富に所蔵した児童コーナーを設置しており、児童向けのおはなし会、おたのしみ会などの多彩な催しを行っている。中高校生向けとしては、青少年コーナーを全館に設置し、読書活動の推進と居場所の提供に取り組んでいる。

また、親子のふれあいと、本への親しみを深める活動として、（保健相談所で行う4か月児健診時に案内し）図書館で保護者に絵本等を手渡すブックスタート事業への取組（22年度4,115セットを配布）や、児童に無償で図書の貸出し等を行っている地域文庫等への本の助成（15団体829冊）、会場に用意した様々な本の中からクイズの答えを見つけ出す参加型イベント「本の探検ラリー」事業を実施している。

子どもたちの読書活動を推進していくため、学校への団体貸出や調べ学習の受入れ、ブックトーク、学校等の教職員を対象とした読書活動の講習会などの支援を実施している。21年5月に開館した南田中図書館では、南田中小学校の敷地内に設置されている図書館という特色を生かし、近隣小・中学校6校に対し、学校支援モデル事業を実施している。この事業では、6校の学校図書館に学校図書館支援員を配置し、各校の学校図書館運営計画に基づき、調べ学習の支援や学校図書館資料の選定に対する助言・整理の一層の充実などを行っている。また、ブックスタート事業や本の探検ラリーでのボランティア団体との協働や、地域の学校や施設でよみきかせを行うボランティアへの研修会を実施し、活動の担い手を育成している。

5 障害のある方へのサービス

区立図書館は、だれもが利用できる施設として、身体に障害のある方を始め図書館の利用が困難な方へのサービスの向上や施設の整備を進めている。

図書館では、ボランティアの協力を得て墨字図書（文字で書かれた本）を点訳・音訳して点字図書や録音図書等を製作し（22年度26点製作）、音訳ボランティアの養成講習会も開催している。また乳幼児や知的障害児向けに布の絵本を製作し（所蔵数1,001点、22年度35点製作）、それらの製作の講習会も開催している。視覚障害者に対しては、ボランティアが本や雑誌などを音読する対面朗読サービスを行い、延べ923時間が利用されている。

点字図書・録音図書等は、全国の図書館などと連携して相互貸借を行い利用者に郵送貸出サービスを行っている。18年1月からは、外出が困難な障害者等（区民）を対象に図書館資料の郵送サービスを行っている。

6 情報化への対応

現在、区立図書館は、全12館をオンラインネットワークで結び、資料の提供サービスを行っている。

情報機器を使用したサービスとして、図書館ホームページによる資料の検索・予約や貸出・予約情報の確認サービス、館内に設置した自動検索機による資料の検索・予約サービス、図書館情報ボックス（電話による自動音声応答システム）による貸出・予約情報の確認サービス、インターネット接続パソコンの設置、Ｅメールによる予約資料の取置き通知サービスを行っている。

18年2月からはＥメール、電話による予約資料の確保連絡と返却期限の自動通知を開始し、19年3月からは子ども読書活動推進の一環として、子ども向けホームページを開設し、20年１月からは携帯電話のインターネット利用機能による資料検索・予約ができるホームページを開設している。

また、貸出手続きの待ち時間短縮を図るための自動貸出機と、資料の紛失を防止し、資料の適正な管理を図るための貸出手続確認装置を段階的に導入し、全館への設置を行っている。

図書館の所蔵資料

平成23年3月31日現在

種別＼館名	光が丘	練馬	石神井	平和台	大泉	関町	貫井	稲荷山	小竹	南大泉	春日町	南田中	合計
一般書(冊)	207,912	111,474	124,323	93,227	106,968	81,304	98,270	58,272	57,711	57,778	73,939	50,774	1,121,952
青少年向け(冊)	17,216	1,702	3,255	2,657	6,955	3,875	5,097	4,428	3,884	10,233	11,428	4,255	74,985
児童書(冊)	74,401	36,932	33,614	36,932	50,063	33,595	43,198	23,050	25,303	24,370	24,120	26,342	431,920
その他図書(冊)	162	44	100	58	69	79	132	131	22	42	37	43	919
点字図書(組)	1,184	1,172	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,356
視覚障害者用録音図書(組)	3,377	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,377
雑誌(冊)	17,729	4,873	4,515	4,442	3,861	4,042	4,674	3,590	2,748	2,811	2,993	2,356	58,634
点字雑誌(組)	675	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	675
視覚障害者用録音雑誌(組)	2,080	10	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	2,104
CD(組)	17,063	11,435	7,098	6,368	7,496	6,032	8,922	5,009	8,122	5,606	9,764	4,683	97,598
カセットテープ(組)	241	269	258	605	262	67	538	122	182	2	74	－	2,620
レコード(組)	372	29	114	811	52	283	25	－	－	－	－	－	1,686
公共ビデオ(組)	184	93	149	100	86	183	145	106	145	59	77	48	1,375
一般ビデオ(組)	1,322	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1,324
その他視聴覚資料(組)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
視覚障害者用カセットテープ(組)	29	－	541	57	744	－	－	－	－	－	－	－	1,371
視覚障害者用CD(組)	102	－	130	－	－	－	－	－	－	－	－	－	232
昆虫標本(点)	－	－	－	－	－	－	－	3,240	－	－	－	－	3,240
マイクロフィルム(点)	1,772	－	－	1,368	－	－	－	－	－	－	－	－	3,140

図書館の利用状況等

平成22年度

種別＼館名	光が丘	練馬	石神井	平和台	大泉	関町	貫井	稲荷山	小竹	南大泉	春日町	南田中	各館合計	高野台窓口	合計
個人利用登録者数(人)	40,435	29,734	23,038	16,562	18,993	15,014	21,888	7,034	12,514	12,261	11,463	3,538	212,474	－	212,474
団体利用登録数(団体)	161	95	49	151	71	77	33	54	47	49	36	59	882	－	882
貸出数 個人貸出点数(点)	1,233,689	663,381	569,517	496,386	639,102	471,057	561,351	223,827	392,650	572,233	515,989	417,371	6,756,553	33,038	6,789,591
貸出数 図書(冊)	1,027,218	550,819	482,395	417,891	550,727	388,033	466,043	187,310	309,962	495,920	429,702	351,620	5,657,640	27,786	5,685,426
貸出数 点字図書･録音図書(組)	1,976	199	15	627	172	79	10	1	－	－	－	－	3,079	－	3,079
貸出数 雑誌(冊)	58,741	24,493	19,908	24,216	22,400	20,748	24,715	15,917	15,630	24,334	22,728	14,362	288,192	1,188	289,380
貸出数 点字雑誌･録音雑誌(組)	5,306	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	5,309	－	5,309
貸出数 CD､ｶｾｯﾄﾃｰﾌﾟ､ﾚｺｰﾄﾞ(組)	135,119	87,651	66,941	53,469	64,989	62,012	70,369	20,471	66,828	51,800	63,362	51,184	794,195	3,980	798,175
貸出数 公共･一般ビデオ､その他(組)	5,168	219	171	174	197	128	212	128	230	179	197	205	7,208	84	7,292
貸出数 視覚障害者用CD､ｶｾｯﾄﾃｰﾌﾟ(組)	161	－	87	9	617	54	2	－	－	－	－	－	930	－	930
貸出数 個人貸出者数(人)	471,332	260,884	222,406	184,471	234,097	173,916	233,310	76,321	148,964	195,924	207,440	158,538	2,567,603	17,085	2,584,688
貸出数 団体貸出点数(点)	7,296	6,304	6,792	10,058	5,021	5,044	2,322	7,418	6,833	2,529	3,063	14,020	76,700	－	76,700
貸出数 協力貸出点数(点)	5,297	1,048	1,327	787	837	668	1,041	642	604	796	973	457	14,477	－	14,477
貸出予約数 個人貸出予約数(点)	285,666	214,536	164,302	146,393	168,420	155,695	187,063	53,245	129,628	145,799	133,553	82,620	1,866,920	32,043	1,898,963
貸出予約数 図書等(冊)	229,352	167,408	131,014	116,845	131,329	116,137	146,193	42,678	93,346	111,445	105,514	65,903	1,457,164	26,719	1,483,883
貸出予約数 雑誌等(冊)	14,209	9,176	7,733	7,586	7,604	5,949	9,411	3,037	6,118	8,116	7,618	3,624	90,181	1,177	91,358
貸出予約数 CD､ビデオ等(点)	42,105	37,952	25,555	21,962	29,487	33,609	31,459	7,530	30,164	26,238	20,421	13,093	319,575	4,147	323,722
貸出予約数 団体貸出予約数(点)	1,958	1,838	3,223	867	400	1,868	833	2,412	2,461	944	1,705	2,761	21,270	－	21,270
貸出予約数 協力貸出予約数(点)	3,475	1,076	1,337	813	852	688	1,055	599	621	825	1,025	464	12,830	－	12,830
対面朗読数(時間)	10	213	－	8	52	－	368	－	－	－	272	－	923	－	923
会議室利用数(回)	249	113	－	16	57	－	－	4	4	－	200	32	675	－	675
視聴覚室利用数(回)	128	－	－	80	16	95	253	－	－	－	－	－	572	－	572
ギャラリー利用数(日)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	52	－	52	－	52
図書館開館日数(日)	313	315	315	314	315	314	315	315	315	314	315	315	3,775	－	3,775

※光が丘には外出困難障害者郵送サービス分を含む。

催し物　　平成22年度

催し物名	実施回数等	参加者数
よみきかせ・おはなし会	685回	11,991人
おたのしみ会	19回	1,076人
人形劇	9回	616人
児童映画会	20回	1,320人
昆虫教室（稲荷山図書館）	3回	57人
本の探検ラリー（図書館）	2館	216人
本の探検ラリー（小学校）	26校	2,915人
本の探検ラリー（中学校）	1校	230人
手づくり講習会	1回	38人
学校、施設教職員講習会	1回	34人
よみきかせ講習会	2回	127人
工作会	8回	175人
講演会	4回	192人
布の絵本講習会	延べ8回	延べ150人
初級音訳講習会	延べ9回	延べ189人

図書館情報化サービス利用状況　　平成22年度

利用者開放用端末利用者数	36台	95,005人
利用パスワード登録者数		93,912人
Eメールアドレス登録者数		69,657人
インターネット資料予約点数		1,354,701点
図書館情報ボックス利用件数		80,971件

（3）スポーツ活動を支援する

●スポーツの機会の充実

区は、区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で「いつでもどこでも　いつまでも」スポーツに親しめる豊かでうるおいのある生涯スポーツ社会の実現と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”をめざし、平成21年3月に「練馬区スポーツ振興基本計画」（21年度～25年度）を策定した。

区民が生涯にわたって、いきいきとスポーツ活動を続けるためには、活動の場の整備と活動の機会の提供が必要なことは言うまでもない。そのため、区では、初心者のためのスポーツ教室や、各種の競技会、野外活動など多くの事業を区民に提供している。

今後も、より身近な地域で、多くの区民がスポーツに親しむ機会を、充実していく必要がある。

スポーツ事業　　平成22年度

区分		内容および参加人数
各種大会	区民体育大会	33種目　21,233人 総合開会式　705人
	都民体育大会	28種目　495人
	都民生涯スポーツ大会	14種目　164人
	城北地区競技会	6種目　288人
	少年野球大会	66チーム　1,097人
	女性スポーツ大会	3種目　1,285人
	都民スポレクふれあい大会	3種目　60人
野外活動	区民歩行会	6月26・27日実施 湯の丸高原・塩田平　171人
		11月27・28日実施 養老渓谷・日本寺　175人
	わんぱくキャンプ	7月30日～8月1日実施 武石巣栗キャンプ場　66人
スポーツ教室		29種目　73教室　6,280人
夏休み水泳教室		2校　170人
少年少女スポーツふれあいひろば		2月19日実施　260人
体育の日記念行事		10月11日実施　総合体育館ほか7会場　14,147人
ねりま光が丘ロードレース		11月14日実施　2,336人

●地域スポーツ指導者の育成

区には、平成23年3月31日現在1,149の生涯学習スポーツ団体が届出をして活動している。一方では、スポーツをやりたくてもその方法が分からない区民も数多くいる。

区では、区民の多様なスポーツへの要望に応じられるよう、また、生涯スポーツの日常化を目指すスポーツクラブの育成のために、資質の高い指導者の育成と確保に努めている。

1 体育指導委員

区民の要望に応じて、地域スポーツの振興を図るため、スポーツに関する指導、助言を行うことを主目的に、32人（23年3月31日現在）の体育指導委員を委嘱している。

主な日常活動として、地域に向けて、様々なスポーツイベントを企画・実施し、スポーツ振興を図っている。さらに、区民に開放している小・中学校体育館の管理運営やスポーツサークル等の育成・指導等も行っている。このほか区民歩行会、わんぱくキャンプ、夏休み水泳教室等の指導員としても活躍している。

2 スポーツリーダー養成講習会

スポーツ指導者は、専門知識や経験に基づく高い指導能力が求められる。

区民の様々な要望に応えられる指導者の育成・確保を図るため、区では、スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。

種目別生涯学習スポーツ団体届出数　平成23年3月31日現在

種目		団体数
球技	バレーボール	140
	バドミントン	88
	卓球	97
	バスケットボール	66
	キャッチバレーボール	43
	野球	51
	ソフトボール	38
	サッカー	86
	テニス	39
	その他	4
水泳	水泳	92
	その他	7
体操	体操	68
	エアロビクス	23
	その他	53
武道	剣道	39
	空手	23
	合気道	15
	その他	22
ダンス	社交ダンス	33
	フォークダンス	13
	その他	49
その他	野外活動	25
	ニュースポーツ	23
	その他	12
合計		1,149

種目別スポーツリーダー数　平成23年3月31日現在

種目	計
バレーボール	18
バドミントン	59
卓球	55
水泳	148
陸上	4
サッカー	2
テニス	1
ソフトボール	6
野外活動	1
ダンス	7
軽スポーツ	6
バウンドテニス	2
体操	25
健康トレーニング	2
クラブコーディネーター	91
ペタンク	15
ソフトバレーボール	30
グラウンド・ゴルフ	16
インディアカ	29
ラケットテニス	10
ターゲット・バードゴルフ	8
カヌー	2
スポーツチャンバラ	4
ウオーキング	63
ユニバーサルホッケー	4
フットサル	26
ティーボール	5
チュックボール	11
水中運動	23
エコロジースポーツ	2
ビーチボールバレー	11
ヘルシーダンス	18
合計	704

注：複数種目登録者を含む。

●総合型地域スポーツクラブの育成

国の「スポーツ振興基本計画」（平成12年9月告示）および「スポーツ立国戦略」（22年8月文部科学大臣決定）では、21世紀の生涯スポーツ社会の実現を目指した地域のスポーツ環境づくりとして「総合型地域スポーツクラブ（練馬区の略称SSC）」の育成を重点施策としている。

その総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、
・地域の人々が自主的に会費で運営する。
・クラブの活動拠点となる施設を持っている。
・複数種目の活動が楽しめる。
・子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる。
・クラブが主催するスポーツ事業が地域に提供される。
などを特徴とした、今までになかった欧州型の地域スポーツクラブづくりを目指している。

区では、12年度から3か年にわたり、文部科学省のモデル市町村の指定を受け、総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、積極的に育成・支援を行っている。

現在、7か所の区立体育館を活動拠点とし、会費制による自立的な運営を行っている。

総合型地域スポーツクラブ(SSC)　平成23年3月31日現在

クラブ名（通称名）	設立年月日	主催・共催事業参加者数
		人
NPO法人　SSC谷原アルファ（SSC谷原）	平成14年 8月24日	22,342
NPO法人　スポーツコミュニティー桜（SSC桜台）	平成14年 9月 5日	7,762
NPO法人　スポーツクラブホワイエ上石神井（SSC上石神井）	平成14年12月17日	7,499
NPO法人　総合型地域スポーツクラブ平和台（SSC平和台）	平成14年10月 4日	15,084
NPO法人　光が丘総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ（SSC光が丘）	平成14年 9月10日	7,190
NPO法人　コミュニティネットSSC大泉（SSC大泉）	平成14年 8月13日	29,090
豊玉・中村地域スポーツクラブ　クラブ　プラッツ（SSC豊玉・中村）	平成21年 2月21日	15,594

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するためには、まずスポーツ施設の整備を図り、活動の場を確保することが必要である。

平成23年3月31日現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7か所、成人野球場6面、少年野球場5面、少年野球場兼グラウンド1面、テニスコート27面、多目的運動場1面、陸上競技場1面、ゲートボール場2面、多目的広場3か所、スポーツ広場2か所である。

しかし、施設は区の人口に比較し十分とはいえない状況であり、今後もスポーツ施設の整備・充実を図る必要がある。

屋外施設利用状況　平成22年度

区分	施設名		件数
		面	件
成人野球場	学田公園	1	640
	高野台	1	408
	北大泉	2	864
	東台	2	954
	計		2,866
少年野球場	練馬総合運動場	2	1,508
	大泉学園少年野球場	1	—
	日本銀行石神井運動場	1	156
	荒川河川敷野球場(硬式少年野球)	2	200
庭球場	豊玉中公園	3	2,478
	高野台	4	3,032
	びくに公園	2	1,451
	土支田	7	7,437
	夏の雲公園	4	6,183
	日本銀行石神井運動場	7	2,828
	計		23,409
陸上競技場(サッカー等)	練馬総合運動場	1	1,060
ゲートボール場	練馬総合運動場	2	883
個人利用	大泉さくら運動公園多目的運動場		245
	練馬総合運動場		14,308
ラグビー	大泉さくら運動公園多目的運動場		38
サッカー	大泉さくら運動公園多目的運動場		840
	日本銀行石神井運動場(少年サッカー)		48
スポーツニュー	大泉さくら運動公園多目的運動場		96
	日本銀行石神井運動場		69
びくに公園多目的広場			321
夏の雲公園多目的広場			—
総合体育館東側多目的広場			50
やまなみ公園多目的運動広場			—
南大泉第二スポーツ広場			744

注：日本銀行石神井運動場は、区が施設の一部を借用している。
　　件数について、練馬総合運動場は時間で集計している。

体育館の利用状況

平成22年度

区分＼施設名	総合体育館	桜台体育館	平和台体育館	光が丘体育館	上石神井体育館	大泉学園町体育館	中村南スポーツ交流センター
	人	人	人	人	人	人	人
個人利用	37,935	10,044	41,083	32,870	42,978	47,923	31,696
団体利用	53,300	32,905	22,578	26,543	31,463	28,184	26,371
トレーニング室	11,340	―	16,777	44,992	21,261	28,697	50,066
連盟主催大会等	28,134	53	4,247	19,147	0	5,036	3,833
教室・大会等	22,698	3,803	2,556	15,263	4,322	6,781	14,243
健康体力相談	―	―	―	203	―	―	―
合計	153,407	46,805	87,241	139,018	100,024	116,621	126,209

注：トレーニング室には説明会参加者を含む。なお、光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

プールの利用状況

平成22年度

区分＼施設名		石神井プール	三原台温水プール	平和台体育館温水プール	光が丘体育館温水プール	上石神井体育館温水プール	大泉学園町体育館温水プール	中村南スポーツ交流センター
		人	人	人	人	人	人	人
個人利用	幼児	7,393	4,662	2,478	6,198	1,812	2,616	8,091
	小・中学生	17,275	13,885	14,008	22,989	6,248	13,847	20,888
	大人	28,903	24,688	34,337	57,147	30,289	29,265	66,411
	高齢者	1,304	21,598	19,675	37,665	22,973	24,115	27,430
	心身障害者	816	1,067	806	2,792	1,542	3,100	2,544
	小計	55,691	65,900	71,304	126,791	62,864	72,943	125,364
団体利用		―	25,571	9,632	16,067	12,446	28,298	12,838
教室・大会等		0	1,274	774	3,326	2,499	1,391	6,498
障害者専用コース		―	661	532	1,486	787	1,285	829
合計		55,691	93,406	82,242	147,670	78,596	103,917	145,529

(4) 文化財を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

練馬区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の多くの文化財がある。文化財は、先人の歴史・文化等の貴重な遺産であり、当時の人々の生活を理解するために欠かすことができない。また、歴史・文化の正しい理解は、将来の文化の向上、発展の基礎となるものである。しかし、都市開発の影響を受け、貴重な自然や文化財が消滅しつつある。

これらの文化財を守るためには、一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区では、かけがえのない文化遺産を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

●文化財の指定・登録

練馬区文化財保護条例が昭和61年3月に制定された。条例に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、保存・活用を図るために、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。

平成22年度は4件の文化財を登録した。また、2件の登録文化財の解除をした。

※区内の指定・登録文化財については、228～229ページ参照。

●文化財保護のための主な事業

1 埋蔵文化財の調査・保存・活用

埋蔵文化財（遺跡等）は、開発行為による破壊の危険にさらされており、区では遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。集合住宅建設などにより遺跡消滅の恐れがある場合は、発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

平成22年度は、遺跡地で工事を行う届出が105件、通知が5件あり、遺跡の有無を確認するための試掘等78件、発掘調査は2件であった。

また、区内から出土した埋蔵文化財を活用し、23年2月2日～21日まで「ねりまの縄文展」を開催し、期間中に2回展示の解説を実施した。

さらに、23年3月2日には都立城北中央公園内にある栗原遺跡復元住居の改修工事に伴う説明会を実施した。

2 東京文化財ウィーク参加事業

「東京文化財ウィーク」は、都の呼びかけによる、国・都指定文化財の公開を促進する期間であり、22年度は、10月30日～11月7日までの9日間、区内7件の文化財（小野蘭山墓および墓誌、尾崎遺跡、練馬白山神社の大ケヤキ、三宝寺池沼沢植物群落、石神井城跡及び三宝寺池、丸山東遺跡方形周溝墓出土品、牧野記念庭園）を公開し、文化財係でつぎの企画事業を行った。

・国登録文化財「佐々木家住宅主屋」の特別公開
10月24日午前と午後に各1回行い21人参加。
・「尾崎遺跡出土品公開・解説会」
10月30・31日、11月3・6・7日に開催。
18人参加。

また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。

・「石神井城跡発掘パネル展解説会」
11月3日に開催。31人参加。
・「旧内田家住宅解説会」
11月14日に開催。73人参加。
・「練馬・板橋古民家めぐり」
11月14日に開催。23人参加。

3 刊行物の発行

22年度は、つぎの刊行物を発行した。

・ねりまの文化財（年3回）
・埋蔵文化財調査報告25

4 文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。22年度は、修繕4件を実施し、総数167件となっている。また、道標は29か所設置している。

5 文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努め、平成22年度は、愛染院、氷川神社（氷川台）、南蔵院、長命寺、妙福寺の5か所で、一斉放水の訓練を行い、749人の参加があった。

●文化財保護推進員

区内の文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

区では、文化財の所有者を始め多くの区民の協力の下に、文化財の保護・保存を行っている。

●尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約500点を展示している。平成22年度は延べ165人が来室した。

（5）多様な文化・社会への理解を進める

●多文化共生と国際理解

区は交流会や各種講座を積極的に開催し、区民の国際理解を深めている。また、外国籍区民等への支援を充実させるなどして、外国籍区民が地域において快適に生活し、他の区民と交流できるための整備に努めている。

平成22年度の事業内容はつぎのとおりである。

1 国際理解を深めるために

① 在住外国人との交流

在住外国人と区民との交流の場として、国際交流のつどい（2月）、国際交流サロン（8月・10月・12月・3月を除く毎月、8回）をそれぞれ開催した。

② 外国文化講座

多文化共生社会　オーストラリアの魅力（1月）を開催した。

③ 外国語講座

簡単な意思疎通がはかれるように、英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語、ドイツ語の初級外国語講座を開催した。

2 外国籍区民への支援

① 外国語による相談コーナー

毎週月曜～金曜の午後、外国語による相談コーナーを設け、区の事業・文化・学習情報の提供や簡単な日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・ハングル※ハングルは金曜のみ）

② 初級日本語講座

日本語が十分に話せない外国人を対象に、日常会話やひらがなの読み書きを学ぶ講座と、ひらがなやカタカナの読み書き等の基礎学習修了者を対象とした講座を2期ずつ開催した。

また、日本語を母語としない外国籍の子ども等のために初級の日本語指導の他、学校の勉強の補習も行うこども日本語教室を毎月第2、第4土曜日に開催した（夏季は8月下旬に6日間実施）。

3 国際交流協力員制度

区では、区民が主体となった国際交流を推進するため、国際交流協力員制度を設けている。国際交流協力員は、外国語の翻訳、ホームステイ・ホームビジットの受け入れ、国際交流事業のアイデア提供などを通じて区の事業を支えている。

国際交流協力員は23年3月31日現在679人である。

●海外の友好都市等との交流

1 北京市海淀区

昭和63年に「都区市町村長訪中団（団長・練馬区長）」が北京市を訪問以来、海淀区との交流が進められてきた。

平成4年10月13日には、海淀区長を練馬区に招き「友好・協力交流に関する合意書」の調印を行った。

以降、この合意に沿って、教育・文化・スポーツなどの分野での交流を進めている。友好交流10周年にあたった14年には練馬文化センターでの海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会など各種の記念事業を行った。14年11月6日には練馬区長が海淀区を訪問し、あらためて「友好・協力交流に関する合意書」の調印を行った。

最初の調印から15周年を迎えた19年は、5月に海淀区清河街道委員会視察団（32人）を受け入れた。7月には練馬区立美術館で「練馬区・北京市海淀区友好文化交

流展」を開催し、開会式には海淀区友好文化交流代表団（7人）も出席した。10月には区役所アトリウム、12月には練馬文化センターギャラリーで「友好交流15周年記念写真展」を開催した。11月には練馬区議会代表団が海淀区を訪問し友好を深めた。

20年1月には友好交流15周年と練馬区独立60周年を記念して海淀区から記念碑が寄贈され、除幕式を開催した。11月には公募区民（8人）による親善訪問団（5年から実施）を海淀区に派遣した。

21年5月には劉長利海淀区人民政府副区長をはじめとする18人の視察団が練馬区長を表敬訪問し、区内施設の視察を行った。

2 イプスウィッチ市

昭和63年10月に練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問して以来、クイーンズランド州イプスウィッチ市との交流を進めている。

平成6年10月15日には、イプスウィッチ市長を練馬まつりに招き、「友好都市提携に関する合意書」の調印を行った。

13年5月には、イプスウィッチ市のネリマ・ガーデンが開園し、練馬区長・区議会議長が開園式に出席した。

16年10月には練馬区長がイプスウィッチ市を訪問し、「友好都市提携10周年に関する合意書」の調印を行った。

20年7月には練馬区の中学生（68人）がイプスウィッチ市でホームステイ（5年から実施）を行った。

20年9月にはイプスウィッチ市の高校生等（23人）の練馬区訪問、ホームステイを受け入れた。

友好合意15周年となった21年は、11月に区長、区議会議員団がネリマ・ガーデンに建設された茶室の完成式典に出席し、今後の交流事業の発展に向けて意見交換を行った。

22年4月には区職員と練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体150周年に参加し、現地にて展覧会とワークショップを行った。

3 諸外国との交流

9年11月には練馬区独立50周年・フランスにおける日本年などを記念し、フランスのストラスブール市に桜を寄贈した。10年5月には同市からマロニエの苗木100本が寄贈され、区画街路3号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

19年6月には駐日モンゴル大使が、20年2月にはマレーシアのイポー市議会議員がそれぞれ表敬訪問に訪れた。その他、台湾、韓国等からの視察団を受け入れている。

4 海外友好都市紹介事業

① 海外友好都市紹介講座
- ・海淀区の魅力と太極拳を使った健康法の紹介（7月）

② 海外友好都市紹介パネル展
- ・北京市海淀区紹介パネル展（7月～8月）
- ・イプスウィッチ市紹介パネル展（1月）

4　安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活するすべての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月13日に施行した。条例では、区や区民などが互いに協力して、防犯や防火などの生活の安全に配慮したまちを実現するために必要な事項を定めている。

●練馬区安全・安心協議会

区・区民・関係行政機関・関係団体などが一体となって、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」で位置づけられた区長の附属機関として設置された。協議会は、区長からの諮問に応じて、安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項や必要事項について審議し、答申することを目的としている。

●地域防犯防火連携組織

地域における防犯防火について「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、ＰＴＡ・町会自治会・商店会などの住民団体や、学校・児童館・出張所などの区立施設などが連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

この連携体制の構築に向けて、「安全・安心地域懇談会」を各地域で開催し、地域の防犯防火にかかる情報や意見の交換をしながら、連携体制構築の働きかけを行うとともに、すでに構築された連携組織に対しては、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行う。平成22年度は、9組織に対し補助金を交付した。

●地域防犯防火活動実施団体登録制度

区内で自主的に防犯防火活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「地域防犯防火活動実施団体」として登録し、各種支援を行っている。平成23年3月31日現在で273団体が登録している。

＜支援の内容＞

・夜光ジャンパーや防犯ブザーなどパトロールに必要な用品を支給する。
・パトロール中に遭遇した事故により怪我をした場合に備えて、区の費用負担でボランティア保険に加入する。
・パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを無料で貸し出す。

●ねりま安全・安心パトロールネットワーク

業務で区内を広範囲にまわる業界団体などとパトロールにかかる協定を締結し、パトロールのプレートを配布するとともに、業務をしながらのパトロールをお願いしている。平成23年3月31日現在で9団体と協定を締結している。

●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、道路に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。平成22年度は、5団体に対し補助金を交付した。なお、防犯カメラの場合には、住民のプライバシー保護に配慮するため、区が策定した「練馬区防犯カメラ設置指針」を遵守することが補助の条件となる。

●住宅防犯防火対策に対する支援

区民が個人住宅に対して行う防犯防火対策を支援するため、区内の専門業者と協定を締結し、区民に対し消火器・防犯用品などのあっせんを行っているほか、住宅用火災警報器の共同購入事業を行っている。

●防犯ブザーの配付

犯罪から子どもたちを守るため、区内在住在学の小中学生全員に、防犯ブザーを配付している。

また防犯目的とともに、災害があった場合に周囲に危険を知らせることができるよう、一定の要件を満たすひとりぐらし高齢者に対しても防犯ブザーを配付している。

●「街かど安全10万人の目警戒」運動

地域の方々に、花の水やり・ごみ出し・散歩・買い物などで外出した際に、併せて周囲を警戒してもらう運動を推進している。区内の3警察署および3防犯協会と協定を締結し、数多くの区民に周知するための啓発イベントを協同で実施している。平成22年度は「歳末パトロールフェア」などのイベントを行った。

●ねりま安全・安心メール

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火・防災に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメールにより配信している。平成23年3月31日現在で26,021件が登録されており、22年度は171件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、警察のパトロールカーと似た配色を施した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

このパトロールカーを使用して、区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、地域防犯防火活動実施団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを無料で貸出している。平成22年度は延べ457件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災

害対策用として、おおむね100メートル四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。平成23年3月31日現在で5,958本を配備している。

●空き地・空き家に対する指導など

周辺区民に危害を及ぼすおそれのある空き地や空き家などについて、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の規定に基づき、その所有者や居住者などに対し、必要に応じて指導などを行っている。

●消防団

消防団は地域住民が主体となり、火災や震災現場で消防署と連携しながら、消火・人命救助・応急救護活動を行うために組織された消防機関である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団はさらに地域ごとに分かれた消防分団により構成されている。

平常時においても、区民に対して出火防止・初期消火・救助・救護活動の指導など地域防災防火のリーダーとして幅広い活動を行っており、区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

(2) 自然災害に対する態勢を強化する

●災害対応力の向上

地震の被害を最小限に抑えるためには、自助（自分の命は自分が守る）・共助（自分たちのまちは自分たちで守る）・公助（行政や防災機関の防災活動）のそれぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切だといわれている。

特に、阪神・淡路大震災（平成7年兵庫県南部地震）のように、同時に多くの箇所で発生する家屋倒壊や火災に対しては、区民の災害対応力の一層の向上が不可欠である。

自助については、防災に関する情報を掲載した「防災地図」、地震が起きたときにとるべき行動や日ごろから備えておく内容を説明した「防災の手引き（災害にそなえて）」など各種印刷物の発行、防災講演会・防災講習会の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

共助については、区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災機関と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

公助については、地域防災計画の実効性をさらに高めるための改訂や震災時に迅速かつ的確に応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、最短で平常業務に復するため、「練馬区業務継続計画（地震編）」の策定に着手した。

地震災害以外では、水災害対策も喫緊の課題である。都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生している。17年9月4日には集中豪雨により23年ぶりに石神井川が氾らんし、687件の被害があった。22年7月5日の集中豪雨においても156件の被害が報告された。

このため、河川の改修を引き続き行うとともに、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、河川の増水による浸水の被害が予想される地域の全戸に対し、毎年配布を行っている。

●災害対策条例、地域防災計画

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進めて、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月15日に練馬区災害対策条例を制定し、同年4月1日に施行した。この条例で定める理念や施策目標を実現するための計画として練馬区地域防災計画をあらためて位置づけた。

計画には、被害想定や過去の災害をもとに、地震・水災害などに対する災害予防・災害応急対策および災害復旧について、さまざまな防災対策を盛り込んでいる。

また、各地で起きた災害から得られた教訓や、区が実施した訓練の結果なども適宜計画に反映させている。

7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、計画の全面的な見直しのきっかけとなり、すべての区立小・中学校を避難拠点と位置づけることとした。

その後も計画の見直しを行い、16年には東海地震事前対策を盛り込み、18年と19年には防災会議体制や災害対策本部体制の充実を図っている。

20年には、東京都地域防災計画の修正（19年5月）を受けて、大幅な計画の見直しを行った。計画の前提となる地震の想定を「首都直下地震による東京の被害想定」（18年東京都公表）の内容に合わせるとともに、あらたに減災目標の設定、福祉避難所の考え方の導入を行ったほか、練馬区耐震改修促進計画や練馬区災害時医療救護体制構築に係る調査検討報告、災害時要援護者名簿登録制度などを位置づけたものである。

16年10月の新潟県中越地震では川口町に赴き、避難所支援、広報発行、ごみ処理などを行った。19年3月の能登半島地震では発生直後から現地に赴き、災害対策本部やボランティアセンター等の設置・活動の調査を行った。また、19年7月の新潟県中越沖地震でも柏崎市からの要請を受けて義援金の提供だけではなく、支援物資の搬送、避難所運営、危険度判定、健康管理、清掃事業を支援するために職員を派遣した。このような活動も区の災害活動の見直しに生かしている。

今後、23年3月に発生した東日本大震災による区内の災害対応状況や東北地方支援活動を踏まえ、計画の見直しを行う。

練馬区に関する地震被害想定（抜粋）　　平成18年5月　東京都防災会議発表

被　害　の　種　類	東京湾北部地震（M6.9）	東京湾北部地震（M7.3）
建築物全壊棟数	270棟	1,582棟
建築物半壊棟数	5,338棟	14,026棟
ライフラインの被害		
上水道（断水率）	15.5%	28.4%
下水道（管きょ被害率）	17.1%	18.1%
都市ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%
電力（停電率）	6.0%	11.1%
電話（不通率）	5.8%	9.3%
出火件数	21件	33件
焼失面積	2.90㎢	4.98㎢
死　　者	33人	98人
負 傷 者	1,830人	4,320人
帰宅困難者	39,821人	39,821人
エレベーター閉じ込め台数	149台	199台
避難所生活者（1日後）	68,531人	97,847人
避難所生活者（1か月後）	35,632人	67,554人

（冬の夕方18時　風速6m）

●区民防災組織

大地震等の災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、自発的な防災組織の育成を図る。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練助成金として1組織当たり年3万円を支給し活動を支援している。

1 市民消火隊

災害発生時に、都の指定する避難道路およびその周辺の消火を行うことにより、避難者を守る目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を整備している。

2 防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために組織されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ(D級)、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を整備している。

※　災害時要援護者対策

災害時要援護者登録制度は平成19年8月から始まった。要援護者支援の主体としては、区、地域住民、各種支援団体、医療機関、福祉サービス事業者などが考えられる。しかし、一刻を争う緊急時には、行政の支援を待つよりも、地域で主体的に対応することがきわめて重要であることは、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害の被害状況からも明らかになっている。

このことから、登録名簿を防災会に提供するために、20年度に区内20地区において災害時要援護者名簿提供説明会を開催した。説明会では、名簿の取扱について説明を行うとともに、平常時から災害時要援護者を見守っていく仕組みを作っていくための防災行動マニュアル「まちの防災みまもり袋　作成の手引き」を配布した。

3 避難拠点運営連絡会

区では、大地震等の際に区立の全小・中学校を「避難拠点」として位置づけ、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。「避難拠点」の運営は職員だけで行うことは困難であるため、地域住民による「避難拠点運営連絡会」が結成されている。「避難拠点運営連絡会」は、平常時から、訓練・講習会・会議等様々な活動を通して「いざ！」というときに備えている。9年度から準備会を開催し、14年6月に全校で発足した。

＜避難拠点の役割＞

・応急医療活動
・応急給水、応急給食
・食糧・生活必需品の配給
・宿泊場所の提供
・災害復旧・復興情報の提供
・被災者相談所の開設
・救助などの要請

避難拠点には、上記の役割を果たすために、食糧、燃料、毛布、発電機等を配備している。

※都では、災害時に火災が拡大するなど、より広域にわたり生命に危険が及ぶような事態に備え、都立公園などをあらかじめ避難場所として指定している。都指定避難場所は区立小・中学校の避難拠点でも安全が確保できない場合の避難先として位置づけられている。

区民防災組織の数　　平成23年3月31日現在

市民消火隊	15隊
防災会	284組織
避難拠点運営連絡会	99組織
その他	7組織

●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署、警察署、自衛隊などの防災機関、市民消火隊、防災会、避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と協力し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

発生する確率が高いといわれる首都直下地震による大規模な被害に対応するため、発災直後の組織的な対応の確認や情報通信機能を検証するとともに、初動期における災害対策各部の役割を確認するために実施している。

⑴ 日時　　平成22年9月5日（日）
⑵ 場所　　都立光が丘公園
⑶ 参加者数　約1,000人
⑷ 訓練の様子

今回の訓練は地震発生から12時間までをイメージし、陸上競技場の中央の広場を、消火、倒壊、避難・救護、ライフライン復旧の4つのゾーンに分け、震災現場が体感できるようにした。

消火ゾーンでは、区立光が丘第四中学校の生徒と都立大泉桜高校の生徒が消火器による消火活動を実施し、つぎに、区民防災組織、消防団、消防署が連携した消火活動を行った。

倒壊ゾーンでは、地震で倒壊した家屋や、瓦礫により事故を起こした車両に閉じ込められた人を、東京消防庁災害時支援ボランティア、消防団、警察署、消防署、陸上自衛隊が資機材を活用し救助活動を行った。

避難・救護ゾーンでは、医師会などの医療関係機関によるトリアージ訓練や、光が丘地域の区民防災組織と民生委員との合同による高層住宅を想定した災害時要援護者の安否確認訓練を行った。

ライフライン復旧ゾーンでは、電気・ガス・水道の各ライフライン機関による復旧訓練を実施した。

また、光が丘地域の住民組織が、防災公園としての機能を持つ光が丘公園内に設置されている防災かまどを活用し、牛丼を炊き出しし、配食する訓練を行った。

⑸ 災害時相互応援協定の締結自治体との連携

今回の訓練には、災害時相互応援協定を締結している、西東京市、和光市、長野県上田市、群馬県前橋市が参加した。

⑹ 体験・展示コーナーの設置

多くの一般の区民の方々に、地震に対する備えを進めてもらおうと、訓練会場には防災に関する体験・展示コーナーを設置した。体験コーナーでは、起震車体験、消火器訓練、展示コーナーでは、給水車や白バイ、ライフライン機関の作業用車両等が展示されたほか、はしご車の試乗体験も行われた。

2 水防訓練

近年の集中豪雨や台風等により、大雨などで発生する水害に対応するため、水防工法や避難誘導など、災害対応力を向上させることを目的として実施している。

⑴ 日時　　22年5月21日（金）
⑵ 場所　　都立城北中央公園内都民の森
⑶ 参加者数　約540人
⑷ 訓練の様子

訓練は、ゲリラ豪雨により石神井川が増水し、道路冠水や住宅浸水が発生したという想定で行った。町会や自治会の方々は、ダンボールやポリ袋を使用して簡易水防工法を、消防署や消防団は、金属の板で増水に対応する鋼板防護工法を、警察は、避難者の誘導を、区は、災害対策本部の設置や避難勧告、巡回パトロールなどを行い、それぞれの役割が確認できるように、状況をアナウンスするという形で訓練を実施した。

⑸ 体験コーナー

浸水被害を防ぐための土のうは、土木出張所で貸出しを行なっているが、自分でも簡単に作ることができることを体験してもらうため、土のう作成体験を実施した。また、浸水被害対応として、防災会に貸与している軽可搬消火ポンプを使った排水活動体験が行われた。

3 区民防災組織における訓練

同時に多くの箇所で家屋倒壊や火災が発生した場合、すべての被害に対して、公的機関だけで対応することは非常に困難であり、地域の力は欠かすことはできない。地域の災害対応力を一層、向上させるため、市民消火隊、防災会等による自主的な訓練が年間を通して実施されている。

また、災害時には区立小・中学校が避難拠点となり、避難者の対応や避難生活の支援を行うことになるため、地域の方々により結成された「避難拠点運営連絡会」による訓練が実施されている。（以下、22年度訓練実績）

⑴ 市民消火隊・防災会等による訓練、会議等

訓練回数	200回	参加人数	19,690人
会議・講習会等	64回	参加人数	2,040人

⑵ 避難拠点防災訓練、会議等

訓練回数	125回	参加人数	21,945人
会議・講習会等	356回	参加人数	6,548人

⑶ 軽可搬消火ポンプ操法大会

ポンプ操作の習熟と、組織間の交流を目的として、区内を3地域（練馬・石神井・光が丘）に分けて「ポンプ操法大会（発表会）」を開催している。

参加団体	35団体	参加人数	805人

●普及啓発活動

1 防災講演会、功労者・功労団体表彰

平成22年度は、23年3月13日に練馬文化センターで実施する予定であったが、東日本大震災の影響により、延期とした。

2 防災用品のあっせん

消火器、家具転倒防止金具、非常持出袋等の防災用品について、パンフレット・ポスター・区報・展示等

によるお知らせをし、あっせんを行っている。

22年度は、83件、909品の申込みがあった。

3 防災の手引きなどの発行

防災に関する情報を掲載した「防災地図」を、「わたしの便利帳」に挟み込み配布している。

また、地震が起きた際にとるべき行動や、日ごろから備えておく内容を説明した「防災の手引き」を発行し、区民事務所・出張所などで配布しているほか、区への転入者に対して、わたしの便利帳と共に配付している。

4 起震車による震度体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的とした起震車による震度体験訓練を行っている。

22年度に152回の訓練を実施し17,596人が体験した。

●ねりま防災カレッジ

ねりま防災カレッジの設立に先行し、平成20年度からカレッジ設立目的のひとつである防災組織のリーダーとなる人材を育成する講習会を開催した。

区民防災組織で活動する方を対象に講習会を実施し、20年度は81人、21年度は49人が修了した。22年度は、20年度21年度の修了者を対象としたフォローアップ講習を実施した。

●防災センター

1 練馬区防災センター

区は、災害対策活動の中核を担う施設として平成5年度に区役所本庁舎7階に「練馬区防災センター」を開設した。

防災センターには、迅速な被害情報の収集と的確な災害対策活動を実施するために、情報処理系・映像系・通信系の様々なシステムを備えている。

16年度に再構築された防災情報システムは、庁内LANを利用し、避難拠点や情報拠点および災害対策各部で収集した情報を防災課サーバーに登録するものであり、更なる災害情報の共有化と情報連絡体制の効率化が図られた。

また、大型プロジェクターや本庁舎等の屋上に設置した高所カメラなどを活用して、区内の被害状況や収集した各種の情報を映像として確認することができる。さらに、都との連携によるテレビ会議を行うことも可能である。

2 情報連絡態勢の整備

震災時には、有線通信の断絶が予想されるため、防災行政用無線による情報連絡態勢を整備している。

防災行政用無線は、防災センター通信系システムの一環であり、2種類の無線システムで構成されている。

「地域防災無線」は、災害時に、区とともに災害対策活動に当たる警察・消防、電気・ガス・水道などのライフライン機関、練馬区医師会などと無線による情報ネットワークを構築しているものである。避難拠点である区立小・中学校、区立施設、庁有車および防災機関等へは、相互連絡ができる無線機215台を配備している。

「固定系無線」は、災害に関する情報を区民に提供することを目的とした無線放送設備であり、22年度末現在、無線放送塔191局、防災ラジオ900台を配置している。

また、17年度から、災害時優先電話の整備と衛星携帯電話の導入を図った。

●防災施設の維持

1 食料等の備蓄、備蓄倉庫の整備

食糧については、被災想定人口の1日分を区が備蓄し、2日目以降については都が確保することとなっている。このため区では、幼児および高齢者にはアルファ米を、その他の人にはクラッカーを備蓄している。また、乳児については3日分の調整粉乳を備蓄している。

このほか、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機等の資器材も備蓄している。

これらの救援救護物資や資器材を備蓄する備蓄倉庫を、区立小・中学校の避難拠点に設置している。

また、倒壊した家屋からの救助に使用するエンジンカッター、油圧ポンプ等の救助用資器材を東西土木出張所に備蓄している。

食糧等の主な備蓄　　平成23年3月31日現在

品名	1拠点当たり備蓄数
クラッカー	1,190食
調整粉乳	20缶
アルファ米	600食
哺乳ビン	20本
炊飯袋	11,000枚
配水袋	600枚
ポリ容器	200個
組立水槽	2基
毛布	1,200枚
紙おむつ	1,350枚
担架	2台
組立トイレ	3台
発電機	2台
投光器	2基
生理用ナプキン	1,384枚
携帯用トイレ	600枚

注：①この他に医療用品、生活必需品、資器材およびろ過器も備蓄している。
②各避難拠点以外に区備蓄倉庫でも各種の物資を備蓄している。

●飲料水の確保

生命の維持に最も重要な飲料水の確保は、震災時における最重要課題の一つである。

飲料水は、都の責任において措置し確保することとなっており、区内には光が丘公園内の練馬給水所（66,600m³）と、大泉公園・学田公園（各1,500m³）、はやいち公園・みんなの広場公園（各100m³）の応急給水槽とあわせて5施設で確保されている。

しかしながら、震災時には道路等が寸断されることも予想され、各施設からの搬送が困難になることも想定される。

そのため、区では独自の飲料水確保対策として、民間水道組合等の協力を得て、区内19か所の深井戸（地下100ｍ以上の深さで、飲料用に適したもの）を防災井戸として指定している。これらの防災井戸には震災時の停電に備え、非常用発電機を設置している。

また、区立全小・中学校のプールおよび区立プールの水を飲料水として使用できるよう、非常用ろ過器を配備している。

●消火用水・生活用水の確保

震災時には、断水により消火栓が使用不能になる可能性が高いため、区内1,323か所に防火水槽を整備している。

東京消防庁は、火災危険度等が高く消防水利が不足する地域に、防火水槽の増強配備を図るとともに、プール、受水槽などの水も消火用水として充てることとしている。

消火栓を除く区内の消防水利は、合計1,690か所である。

また、区内の各家庭が所有する浅井戸（掘り井戸で、地下7ｍぐらいのところまで水がたまっているもの）の所有者と協定を結び、ミニ防災井戸に指定している。この井戸に手動ポンプを取付け、初期消火用水および災害時の生活用水として活用することとしている。平成22年度末現在、512か所を指定している。

なお、この手動ポンプには、区民防災組織に貸与している軽可搬消火ポンプ（Ｄ級）を接続することができる。

消　防　水　利　　平成23年3月31日現在

種　　別	個　所　数
消　　火　　栓	7,328
防　火　水　槽	1,323
貯　　水　　池	1
受　　水　　槽	124
プ　　ー　　ル	142
河　川　・　溝	92
池　　・　　堀	8

●各種団体との協定

被災者への支援は、区や防災関係機関だけでは、必ずしも十分な対応ができない。

そこで、主に区内の業界団体や法人、他の地方自治体等と、災害時の被災者支援のための協定を締結している。締結団体等は毎年増加し、支援の種類も多岐にわたるものとなっている。

災害時に、これらの団体等との協働の力で被災者支援が可能となるように、協議や訓練に取り組んでいる。

区と民間団体との協力協定としては、飲料水・食糧・医薬品等の物資の優先供給、人命救助や救急医療、障害物除去、動物の救護および災害時の情報提供等の労務需給に関する協定等を締結し、状況に応じた円滑な応急対策活動が可能となるよう態勢を整えている。

災害時協定締結民間団体等　　平成23年3月31日現在

- 情報収集と伝達関連……11団体
- 緊急輸送対策関連…… 4団体
- 消火・救助・救急活動関連……51団体
- 医療救護活動関連…… 7団体
- 飲料水・食料等の調達と供給関連……17団体
- その他の協定等関連……10団体
- 都立高等学校の利用関連……11校
- 郵便局との相互協力関連…… 4局

災害時協定締結自治体　　平成23年3月31日現在

- 長野県上田市
- 群馬県前橋市
- 福島県塙町
- 群馬県下仁田町
- 長野県喬木村
- 東京都西東京市
- 埼玉県和光市

5　平和と人権を尊重する

(1) 平和を尊ぶ心をはぐくむ

●平和推進事業

世界が平和であるためには、私たち一人ひとりが平和を希求する心を持ち、周りの人、さらに後世の人に平和の尊さを伝えることが大切である。

区では、平和を尊ぶ心を育み、人びとへ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。さらに、音楽を通して、平和の大切さ・尊さに思いを寄せ、世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から「平和祈念コンサート」を実施している。

1 平和祈念コンサート

22年9月3日に練馬文化センター・大ホールで、「平和の尊さを音楽に込めて　未来へ」をテーマに開催した。

出演者は、ヴァイオリニストの前橋汀子さんとピアニストの松本和将さん。

また、区と友好都市交流を続けている中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージも披露した。

2 平和祈念パネル展

22年8月24日～9月5日に区役所1階アトリウムで開催した。

22年4月1日に平和市長会議に加盟したことを受け、原爆投下の様子および被害者の様子を展示するとともに、東京大空襲の被災の様子を展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成20年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、81.1%であった。

人権教育に関し、国は9年に国内行動計画を定め、重要課題として、女性、子ども、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を掲げたが、そのほかにも社会状況の変化に伴い、犯罪被害者等、路上生活者、性同一性障害者、インターネット上の人権侵害など、いくつもの人権問題が顕在化している。

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（12年施行）」の基本理念にのっとり、区民が人権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っている。

1 人権啓発事業

ア　「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に併せて、様々な人権問題についての講演と映画の上映を行い、人権尊重意識の普及・啓発を図っている。

22年度は「みんなで築こう　人権の世紀～考えよう　相手の気持ち　育てよう　思いやりの心～」をテーマに、TBSテレビ報道局解説・専門記者室長　杉尾秀哉氏による講演「子ども・人権・少子化社会～ニュースの現場から考える」と映画「青い鳥」の上映（参加者327人）を練馬文化センターで行った。

イ　映画会「まちかどシネマ」等

多くの区民が気軽に参加できるように、区立施設で人権に関する映画の上映会「まちかどシネマ」を行っている。また、様々な人権問題の当事者や関係者の声を聞く講演会「人権トーク」も実施している。

ウ　啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出

各団体の研修会や個人等での利用に供するため、同和問題等の啓発映画ビデオ等を所蔵し、貸し出している。

エ　区報による啓発

人権についての啓発記事を掲載している。

22年度は、11月21日号に「大切にしよう　子どもの人権」を掲載した。

オ　啓発用小冊子発行

21年度に実施した人権週間の「講演と映画の集い」の講演録「突然、犯罪被害者になった私～被害者の尊厳と権利を考える～」（地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人　高橋シズヱ氏）を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月には「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、22年2月には、すべての区職員が犯罪被害者等の立場を理解し、窓口での不適切な対応による二次的被害を防止するとともに警察や民間団体等と連携を図りながら区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成して区の各課等に配付した。

また、22年11月に、犯罪被害者週間行事として、都と共催し、世田谷一家殺人事件遺族・殺人事件被害者遺族の会（宙（そら）の会）幹事　入江杏氏による講演「突然の別れと悲しみからの再生～犯罪被害の現場から～」と映画「あの空をおぼえてる」の上映（参加者250人）を練馬文化センターで行った。

3 職員研修の充実

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」にのっとり、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるように、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48年4月に開設した。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーを設け、子どもから高齢者まで利用できる。

また、会館の円滑な運営を図るため、区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●男女共同参画に係る啓発の推進

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているとともに、賃金格差や採用・昇進、出産や育児に関してなど、社会における様々な場面で未だに女性への差別が見受けられる。

男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために、この問題意識に立ち、人権尊重を基盤にした教育、学習および啓発事業を通して男女平等の意識づくりを行っている。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から広く区民の意見を取り入れるため、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。

22年度は、練馬公民館において、「さおだけ屋はなぜイクメンになったのか？」をテーマに、公認会計士山田真哉氏を講師として講演会（参加者105人）を行った。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」（12年12月内閣府男女共同参画推進本部決定）に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、広く区民に理解を深めてもらうため、イラスト入りで分かりやすく解説したパネル等の展示を区役所内で行った。

3 啓発冊子の発行

「ＭＯＶＥ（う・ご・く）」、「ねりまフォーラム記録紙」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

●男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業

国は、平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法をもとに、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、取り組んでいる。

区では、昭和60年に「婦人行動計画」を策定し、以来5度にわたり行動計画を改定し、男女共同参画施策の推進に努めてきた。平成23年3月には、第2次男女共同参画計画（18年度～22年度）の取組を継承し、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や育児・介護休業法の改正など新たな課題にも対応するため、男女共同参画推進懇談会の提言を踏まえ、23年度から27年度を計画期間とする第3次男女共同参画計画を策定した。

計画では　⑴男女の人権の尊重　⑵社会における制度または慣行についての見直し　⑶政策等の立案および決定への共同参画　⑷家庭生活における活動と他の活動の両立　の4点を基本理念としており、この基本理念に基づき、「男女がともに輝くねりま」の実現をめざして、区の各部署が連携して各施策に計画的に取り組んでいくこととしている。

また、計画の推進に当たっては、区民や地域の団体、事業者と区がともに連携・協働し、男女共同参画社会実現に向けて対応していくことが重要となっている。

1 課題や事業等の確認・点検・公表

第3次男女共同参画計画では、計画の着実な推進を図るため、課題に成果指標や目標値を設けるとともに、事業の実施状況について確認・点検し公表していくこととしている。

また、各施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画施策推進会議において総合調整を図るとともに、区民の意見を反映させるため、男女共同参画推進懇談会において、施策や事業に関する意見や提案を受けることとしている。

2 審議会等への女性の参画の促進

区では、審議会等への公募委員の参画を拡充し、区民の視点を取り入れながら、区民とともに透明で開かれた区政経営を行うこととしている。様々な施策に男女の意見をバランスよく反映していくためには、女性委員の積極的任用に努める必要がある。

第3次男女共同参画計画では、27年度の計画目標値を50％に設定した。22年度の比率は37.7％（23年3月現在）である。引き続き50％の男女比をめざしていく。

3 男女共同参画推進懇談会

区における男女共同参画の取組を総合的に推進するため、男女共同参画計画や男女共同参画問題について検討する場として、男女共同参画推進懇談会を設けている。委員は学識経験者や関係団体、公募委員など20人程度で構成している。

22年3月には、第3次男女共同参画計画の策定に向けて課題等を区長に提言し、区は提言を踏まえて、23年3月、第3次男女共同参画計画を策定した。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」（平成13年6月内閣府男女共同参画推進本部決定）を実施し、暴力への実態を表したパネルの展示を行っている。

2 配偶者暴力防止および被害者支援基本計画の策定

20年1月、国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正したことに伴い、法の基本的な方針に即し、都の基本計画を勘案するとともに第2次男女共同参画計画を踏まえ、21年3月、区の施策として「配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」を策定した。策定に当たっては、配偶者等暴力防止関係機関連絡会議で検討を進めるとともに、男女共同参画推進懇談会および区民意見反映制度による区民の意見を反映した。この計画に基づいて区内の関係機関および都と連携・協力し、施策を推進している。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与する施設として、昭和62年4月、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。その後、20年4月には、施設への親しみやイメージアップを図るため、区民公募により施設の呼称を「えーる」と定め、正式名称と併記し、愛称として使用開始した。

22年4月からは、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センターえーる」と名称および目的を変更した。これにより、女性にも男性にも親しまれ、利用しやすい施設として活用してもらうこととした。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、保育室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどの施設があり、施設の貸出しも行っている。

18年4月からは、施設の貸出しと管理維持について、指定管理者制度を導入している。

年間を通し、女性学や男女共同参画に関する講座を実施している。講座事業においては、子どもを持つ区民の参加を容易にするため、保育室を設置している。

区民が男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、年齢や性別を問わずに気軽に区民が参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に男女共同参画センターえーるフェスティバルを実施している。

図書・資料室は、男女共同参画の推進に係る図書や区、都、国および大都市の行政資料などを備え、区民への閲覧・貸出しを行っている。また、男女共同参画の推進に係る情報の収集および提供のほか、学習に関する図書案内、読書相談にも応じている。

相談室においては、女性の何でも相談のほか、カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

男女共同参画センターの施設利用状況　平成22年度

施設	利用者（人）
会議室	8,884
視聴覚室	14,283
和室（大）	5,082
和室（小）	4,345
第1研修室	7,578
第2研修室	6,043
第3研修室	6,906
小計	53,121
録音室	4,261
保育室	4,383
合計	61,765

男女共同参画センターの資料収集状況　平成23年3月31日現在

収集資料	数量
図書	12,665冊
行政資料	2,839種
各種団体資料	690種
雑誌	15誌
新聞	7紙
ビデオテープ（DVDを含む。）	53本

男女共同参画センターの図書・資料室の利用状況　平成22年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後9時30分まで（読書相談は午後5時まで）	1,327人	8,799冊	98件

男女共同参画センターの相談室開設状況

平成22年度

相　　談	相　　談　　日	相　談　時　間	相談件数(件)
女性の何でも相談	毎日	午前9時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) (子育てに関する相談は 午前9時から午後5時まで)	3,612
心の相談 (カウンセリング)	毎日　予約制	午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで)	559
法律相談	土(祝休日を除く)予約制	午後1時から午後4時まで	466
女性および母子への 暴力に対する専門相談	月・金　予約制	月　午前9時から午後5時まで 金(第一を除く)午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) 金(第一)午前9時から午後5時まで (練馬区区民相談所で実施)	668

(いずれも年末年始を除く。)

男女共同参画センターの事業実施状況

・実施講座

平成22年度

項　　目	事　　業　　名	開催月	回数 (日数)	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
		月	日	人	人
女性問題講座	図書・資料室講座　「本の時間〜ブックタイム〜」	5･7･10･12	4	20	23
	女性のためのパソコン講座	7	4	20	3
	女性学講座　　「世界の女性たち」	10	4	101	3
	女性のためのマネーライフプラン講座	11	1	39	6
	多様な働き方セミナー＆パソコン講座「セミナー編」	11	1	75	3
	「パソコン編」	12	4	19	1
	リプロダクティブ･ヘルス／ライツ講座「産後のからだと心のセルフケア教室」	12	2	34	13
	男性向け講座　「男2代の子育て講座〜ソフリエ・パパシエ認定」	1	1	11	0
	女性のための再就職パワーアップ講座「セミナー編」	2	1	33	8
	「パソコン編」	3	4	19	5
生活と文化の講座	パソコン相談会	6･8･10･2	8	76	0
区民企画講座	「パパ､ママ､いっしょに　おおきく　ゆたかに」	9・10	3	14	10
	「自分のための楽しい朗読表現」	10	2	38	2
	「結婚･離婚共同親権〜離婚をしても大事なパパとママ」	11	1	21	0
	「子どもの貧困〜子どもたちの未来を考える」	11	1	39	1

・男女共同参画センターえーるフェスティバル

平成22年度

事　　業　　内　　容		開催日	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
			人	人
テーマ	「男女がともにあゆめる練馬をめざして」	6月5日、6日 (2日間)	1,385	0
講演	「新聞編集委員が見た男女共同参画社会」(講師:竹信三恵子氏)			
ミニ講演会	「子どもへの暴力を防ぐために私たちができること」 「女性が働きやすい社会をめざして」 「高齢者のうつ病について」			
その他	手作り体験コーナー　人形劇とパネルシアター　健康いきいき体操 男女共同参画に関するパネル展示　利用団体の作品発表			

6 区内の公共機関

(1) 警察

約70万人の人口を擁する練馬区は、練馬、光が丘、石神井の3警察署が管轄している。平成22年中の犯罪の発生件数は、全体で8,736件で前年に比べて327件、3.6%減少した。

窃盗は、6,803件発生し全体の77.9%を占めており、うち侵入盗は433件で前年より52件、10.7%減少した。

一方、非侵入盗は6,370件発生し、窃盗全体の93.6%を占め、前年に比べ145件、2.2%減少した。中でも、自転車・バイクの盗難の被害は3,878件で、1日平均10.6件発生した。

罪種別犯罪件数 平成22年

区分		練馬	光が丘	石神井	計
凶悪犯		件	件	件	件
	殺人	3	1	2	6
	強盗	10	6	8	24
	放火	2	1	0	3
粗暴犯	暴行・傷害	59	61	94	214
	脅迫・恐喝	4	9	10	23
風俗	強制わいせつ	13	2	19	34
窃盗犯	侵入盗	176	118	139	433
	非侵入盗	2,320	1,779	2,271	6,370
	(うち自転車・バイク盗)	(1,467)	(1,011)	(1,400)	(3,878)
知能犯	詐欺	103	57	90	250
	その他	24	9	10	43
その他		507	302	527	1,336
合計		3,221	2,345	3,170	8,736

資料：練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の3消防署（7出張所）が管轄している。

平成22年中の火災件数は173件で前年に比べ50件減少し、焼損床面積は1,628m²で611m²増加し、焼死者は13人で6人増加した。

火災原因は、放火（放火の疑いを含む。）が40件（約23%）で第1位、たばこが39件（約22%）で第2位、電気関係が26件（約15%）で第3位となっている。

救急は30,970件で1,898件増加した。

消防署別の消防力 平成22年

消防力＼消防署	練馬(台)	光が丘(台)	石神井(台)	計(台)
ポンプ車	5	4	8	17
化学車	1	0	0	1
はしご車	1	1	1	3
救急車	3	2	5	10
特別救助車	1	0	1	2
救助先行車	1	1	1	3
水槽車	1	0	0	1
その他の車	8	7	8	23
計	21	15	24	60

救急出場件数 平成22年

事故別＼署別	練馬(件)	光が丘(件)	石神井(件)	計(件)
急病	6,397	4,357	9,584	20,338
交通事故	828	609	1,475	2,912
一般負傷	1,466	1,047	2,218	4,731
転院搬送	406	303	827	1,536
その他	448	275	730	1,453
計	9,545	6,591	14,834	30,970

火災状況 平成22年

区分	練馬	光が丘	石神井	計
火災件数	62件	40件	71件	173件
り災棟数	58棟	37棟	59棟	154棟
り災世帯	50世帯	35世帯	48世帯	133世帯
焼損面積	547㎡	383㎡	698㎡	1,628㎡
死者	5人	3人	5人	13人
負傷者	4人	8人	21人	33人

救助出場件数等 平成22年

種別＼消防署	練馬(件)	光が丘(件)	石神井(件)	計(件)
救助活動	402	199	406	1007
緊急確認	93	56	76	225
危険排除	108	75	117	300
計	603	330	599	1,532

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

練馬区長期計画（平成22年度～26年度）　施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、22年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指　標	20年度実績	22年度実績	26年度目標
31　まちの地域力を高める					
311	地域コミュニティを活性化し、協働を推進する	新たに協働を開始（拡充）した事業数	―	8事業	25事業
312	地域活動を支える情報･機会･場の提供を行う	地域住民からなる運営組織と協働で運営されている地区区民館の数	8館	14館	22館
32　経済活動を活発にする					
321	練馬区の特徴的な産業を支援する	アニメ関連企業の従業者数	1,980人	2,106人	2,500人
322	中小企業の経営を支援する	都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数の割合	2.28%	2.47%	2.16%
323	中小企業の勤労者と就労を支援する	区内中小事業所の従業員数	159,909人（18年度）	173,712人	161,830人
324	消費者の自立を支援する	消費者講座等の参加者数	823人	1,176人	1,030人
325	都市農地を保全し都市農業を支援する	農業体験農園の施設整備数	14園	16園	20園
326	魅力的な商店街づくりを進める	商店街におけるイベント事業の実施数	163事業	163事業	178事業
327	まち歩き観光を推進する	まち歩き観光スポットの来場者数	約91万人	124.8万人	102万人
33　文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする					
331	区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する	文化芸術・生涯学習施設利用者数および同事業参加者数	1,491,771人	1,717,495人	1,800,000人
332	読書活動を支援する	区立図書館の区民1人当たりの蔵書冊数	2.05冊	2.30冊	2.35冊
333	スポーツ活動を支援する	週1回以上スポーツを行う成人の割合	46.2%（18年度）	―	60%（25年度）
334	文化財を保存・活用・継承する	文化財、伝統文化に関する普及啓発事業参加率	81.5%	100%	100%
335	多様な文化・社会への理解を進める	交流会等参加者数	865人	834人	920人
34　安全で安心な区民生活を支える態勢を整える					
341	犯罪等に対する態勢を強化する	「防犯・防火・防災」に関する区民の満足度	54.1%	58.8%	60%
342	自然災害に対する態勢を強化する	防災リーダーの育成講習修了者	81人	81人	400人
35　平和と人権を尊重する					
351	平和を尊ぶ心をはぐくむ	平和維持推進事業の参加者のうち平和への意識が高まったと感じた区民の割合	―	95%	80%
352	人権の尊重と男女共同参画を進める	区民の人権に対する意識の高さ	65.9%	―	70%（25年度）

第4章

環境と共生する快適なまちを形成する
～環境とまちづくり分野～

1　みどり豊かなまちをつくる　…162
2　環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる……165
3　良好な地域環境をつくる　……173
4　地域特性に合ったまちづくりを進める　……179
5　災害に強く生活しやすいまちをつくる　……183
6　良好な交通環境をつくる　……190
7　安心して生活できる住まいづくりを進める　……199

練馬区資源循環センター外観

1　みどり豊かなまちをつくる

(1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる

●保護樹木・樹林、憩いの森、街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.5mにおける幹の直径が50cm以上の樹木を「保護樹木」、面積が300m²以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成23年4月1日現在、樹木を1,388本、樹林を76か所（208,100m²）指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」（1,000m²以上）は42か所104,534m²、「街かどの森」（300m²以上1,000m²未満）は7か所4,016m²開放している。

保護樹木・樹林の分布図　　平成23年4月1日現在

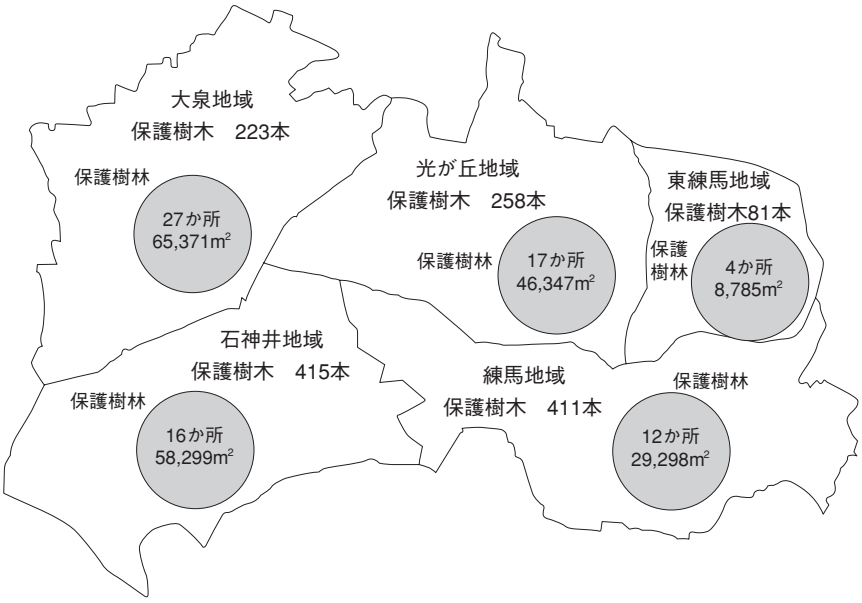

●みどりの保全と創出

区は、平成18年12月に「みどり30推進計画」を策定し、今の子どもたちが社会の中心となって活躍する概ね30年後に緑被率を30%とすることを目指している。

そして、これまでの「みどりを保護し回復する条例」にかえて、19年12月に「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定めた。区民、事業者、区の協働により、みどりを愛し守りはぐくむことを基本理念とし、みどりをとりまく状況の変化等にあわせ、新たな制度等を設けている。

21年1月には、みどりに関する総合的な計画である「練馬区みどりの基本計画」を改定した。これまでの計画をさらに発展させ、みどりの将来像を「みどりを愛しいのちを守りはぐくむまち　ねりま」とした。

・区民みんなでみどりを愛しはぐくみます
・いのちをはぐくみます
・郷土のみどりを継承します
・新しいみどりをひろげます
・みどりと水のネットワークをつくります

という5つの基本方針のもとに施策の体系を示し、これに沿って事業を展開している。

緑被率の経年変化

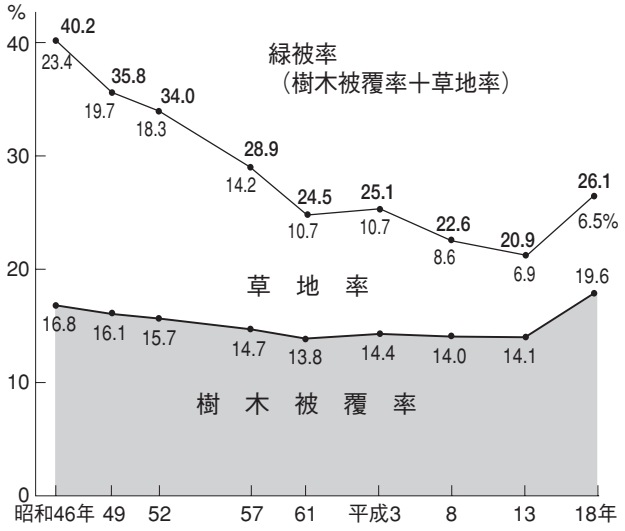

※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により計測した数値である。

緑被地の種類別内訳　　平成18年調査
（みどりの抽出規模1m²単位）

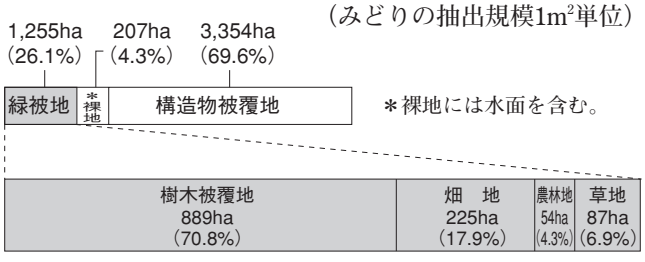

●進む公園の整備

だれもが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。区内の公園は、平成23年4月1日現在、規模の大きな都立公園4園を含め632園に達し、その面積は1,969,288.07m²（区総面積の4.1%）である。区民一人当たりの公園面積は2.78m²で、昭和45年に比べると3.8倍になっている。しかし、都市公園法で定める一人当たりの目標値である10m²（平成5年6月、6m²から10m²に改正）はもちろん、市街地の特例である5m²（5年6月、3m²から5m²に改正）にも及ばないのが現状である。

「みどり30推進計画」では、概ね30年後の緑被率を30%にすることを目標にしている。その実現に向けて区民一人当たりの公園緑地等の面積6.0m²を目指し、整備を進めている。

区では、今後も地域の特性を活かし、区民が安心して楽しく憩える公園の整備を進めていく。

公園の現況　　平成23年4月1日現在

種類	数	面積
	か所	㎡
都立公園	4	1,057,470.46
区立公園	193	684,609.89
区立児童遊園	219	90,426.35
区立緑地緑道	213	127,242.37
区立市民農園	3	9,539.00
計	632	1,969,288.07
区民一人当たり		2.78

公園面積の推移　　各年4月1日現在

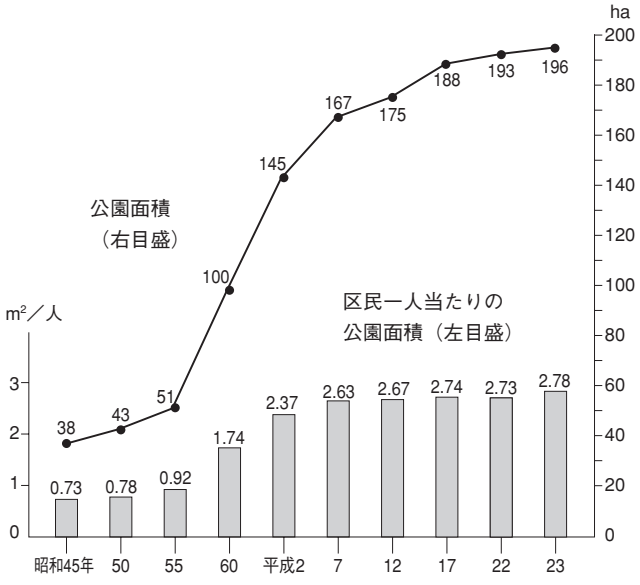

●公園管理事務所

区立公園等の増加に対応し、区民が気持ちよく公園を利用できるよう、清掃、遊具類の保守点検などの維持管理の充実を図るために、平成元年7月に、東部・西部公園管理事務所を開設した。

区内には他に、都立公園の管理事務所が4か所ある。

●練馬区水辺ふれあい計画

区では、21世紀を展望した豊かな水辺環境を実現するため、平成元年度に「練馬区水辺ふれあい計画」を策定した。この計画を踏まえ、大泉井頭公園では白子川と一体的な整備を行い、石神井川の都営南田中団地付近では緩傾斜護岸が実現した。13年度には、生態系保全や親水という視点から、「練馬区水辺ふれあい計画」を改定し、白子川の大泉橋戸公園の整備が行われた。

さらに、19年度には、石神井川や白子川の河川整備工事の完了拠点をはじめ、徐々に変化を遂げている水辺環境を反映させた改定計画を策定した。

●結婚出生苗木配布

区内の結婚・出生を記念した苗木を配布することにより、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。

平成22年度は2,480本の苗木を配布した。

●生け垣化の推進

区では、みどり豊かな環境をつくると同時に、震災時の安全確保のために「生け垣化助成制度」を実施している。住宅の道路に面した部分を対象として、ブロック塀などを取り壊して生け垣を造る区民に設置費の助成を行い、生け垣化を促進している。

平成22年度は約622m（57件）の生け垣ができた。

●屋上緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成するために「屋上緑化助成制度」を実施している。

民間建築物の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して経費の助成を行い、屋上緑化を促進している。

平成22年度は2件、延べ面積26.66m²の屋上緑化ができた。

●壁面緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成するために「壁面緑化助成制度」を実施している。

民間建築物の壁面を緑化する事業に対して経費の助成を行い、壁面緑化を促進している。

平成22年度は申請がなく、助成制度を利用した壁面緑化面積の増加は見られなかった。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協議をしなければならない。

平成22年度は、515件の事前協議があった。

●樹木等伐採の届出

規則に定める基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。

平成22年度は58件の届出があった。

●公共施設の緑化

ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、平成22年度には、新たに屋上の緑化を5施設、壁面緑化を2施設で実施した。

(2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

●練馬みどりの葉っぴい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉（は）っぴい基金」（条例名称：練馬区みどりを育む基金）を設置した。基金は寄付金と区の積立金からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。23年3月31日現在の基金額は562,512,000円である。

●練馬みどりの機構

平成18年3月に「練馬みどりの機構」が任意団体として活動を開始し、21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定された。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的としている。

●みどりの協定

区では、現存するみどりの保護と失われたみどりの回復を図るため、様々な施策を行ってきた。みどり豊かな環境をつくるため、今後も公共施設の緑化にとどまらず、民間施設についても緑化を推進する施策を継続して展開していく必要がある。

このため、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成23年3月31日現在、15地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われている。

みどりの協定地区　　平成23年3月31日現在

名　称	所　在　地
旭町二丁目町会	旭町二丁目
上石神井町会	上石神井四丁目
石神井町一丁目東町会	石神井町一丁目
城南住宅組合	向山三丁目
中里泉地区	大泉町二丁目
早宮三、四丁目町会	早宮四丁目
石神井台中央町会	石神井台八丁目
西大泉連合町会	西大泉三丁目
ルミエール豊玉管理組合	豊玉南一丁目
仲町五丁目町会	平和台四丁目
光が丘パークタウンいちょう通り東第二団地管理組合	光が丘三丁目
関町北四、五丁目町会	関町北五丁目
ファミール成増グランデージ管理組合	旭町三丁目
石神井小関町会	石神井台七、八丁目
石神井台沼辺町会	石神井台二丁目

●緑化委員会・緑化協力員

区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けている。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に種々の提言を行っている。一方、区民公募による緑化協力員は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っている。

●花とみどりの相談所

みどり豊かなまちを実現するためには、区民の理解と協力が欠かせない。区では、様々な機会を利用して、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行っている。

みどりに関する相談や緑化活動の拠点である「花とみどりの相談所」では、植物の栽培や管理についての相談を受け付けているほか、花とみどりにまつわる様々な分野の講習会や展示会を開催している。

平成22年度の相談件数は3,421件であった。また、教室・講習会などの開催は延べ63回、参加者は計1,109人であった。

2 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

(1) 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する

●練馬区環境基本条例

区は、練馬区環境基本条例を制定し、平成18年8月1日に施行した。

この条例は、区の環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者、区民の責務を明らかにし、併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、区の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、区において良好な環境を実現するとともに、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条の規定に基づき、区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置した。委員の任期は2年で、22年12月から第3期の審議会となり、公募区民委員6人、区民団体委員3人、事業者団体委員4人、学識経験者委員2人、教育関係者委員2人、関係行政機関委員1人の計18人で構成されている。

22年度は5回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画2011の策定」、「練馬区環境基本計画2001-2010（改定計画）の進捗状況」等について審議した。

●環境都市練馬区宣言

平成18年8月1日、練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を後の世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。

この宣言は、環境の保全に関して、区における課題および区民等の責務を簡潔に示すとともに、区民等すべての人が協力して「みどりや水と共生する美しいまち」、「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」、「資源やエネルギーを大切にする循環のまち」、「環境にやさしいこころを育み行動の環が広がるまち」の4つの基本的な目標の実現に向けて行動を進めることを内容としている。(宣言文は裏表紙参照)

●練馬区環境基本計画2011

区は、平成5年度に最初の「練馬区環境基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、この計画を基本に区の保全に関する施策を展開してきた。

21年度の「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画（22年度～26年度）」の策定を受け、区の環境保全に係る計画においても、長期計画を踏まえた新たな環境行政の方向を示すとともに、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等さまざまな対応が求められるようになった。

これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえた新たな基本計画の策定は、21年9月より始め、計画素案を22年8月にまとめ、パブリックコメントを行った。また、計画素案を練馬区環境審議会に諮問し、同年10月の答申を受けて、計画案としてまとめ、同年12月に策定した。

本計画では、「ともに築く　循環・共生のまち　ねりま」を区の望ましい環境像に掲げた。さらに、「みどり豊かなまちをつくる」、「環境に配慮したまちをつくる」、「学びと行動の環を広げる」を基本目標に定め、8つの基本施策、23の施策、8つの重点事業を展開している。計画期間は23年度から30年代初頭までとし、26年度までを前期計画と位置づけた。また、基本施策の進捗状況や成果を図る指標（モノサシ）として、26年度までに達成すべき目標である「環境指標」を設定した。

本計画の進行管理は、「環境指標」と重点事業の点検・公表により毎年度行い、関連する「みどり30推進計画」、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」などと連携し、着実な計画の推進に向けて取り組んでいく。

●練馬区地球温暖化対策地域推進計画

1 計画策定の背景

地球温暖化対策については、国が、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を全部改定するとともに、同年7月には、2050（平成62）年を目標年次とする「低炭素社会づくり行動計画」を策定したこと、さらに都が、20年3月に「東京都環境基本計画」を策定し、2020年を目標年次とする温暖化対策の目標や施策の方向等を打ち出すなど、状況が大きく変化した。

こうした状況を背景に、区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、18年2月策定の「練馬区地域省エネルギービジョン」に代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」(以下「地域推進計画」という。)を21年3月に策定した。

2 地域推進計画における削減目標

地域推進計画では、区の自然的社会的状況や温室効果ガス排出状況、国や都の関連計画を踏まえ、つぎのような温室効果ガス削減目標を掲げている。

① 短期的目標：2012（平成24）年度までに、2000（平成12）年度比で8%削減

② 中長期的目標：2020（平成32）年度までに、2000（平成12）年度比で25%削減

3 地球温暖化対策の総合的、計画的な推進

この目標を達成するために、地域推進計画では、主体（区民、事業者、区）別に温暖化対策を体系化したうえで、それぞれの主体ごとの具体的な取組を示し、区における温暖化対策を総合的、計画的に進めること

としている。

4 練馬区の温室効果ガス排出状況

20年度の区の温室効果ガス排出量は、213万2千トン（2年度比22.6%増）で、その内95%以上を二酸化炭素が占めており、206万3千トン（2年度比20.4%増）であった。さらに二酸化炭素の排出量の内訳は、民生家庭部門（一般家庭）44.2%、民生業務部門（事業活動）23.8%、運輸部門（自動車）25.3%であった。

（単位：1000t−CO_2）

年度	温室効果ガス	二酸化炭素					
			産業部門	民生家庭	民生業務	運輸部門	廃棄物部門
平成2	1,739	1,714 (100%)	160 (9.3%)	665 (38.8%)	287 (16.7%)	571 (33.3%)	32 (1.9%)
12	2,020	1,971 (100%)	100 (5.1%)	769 (39.0%)	369 (18.7%)	701 (35.6%)	32 (1.6%)
20	2,132	2,063 (100%)	89 (4.3%)	911 (44.2%)	492 (23.8%)	522 (25.3%)	50 (2.4%)

資料：「特別区の温室効果ガス排出量（1990〜2008年度）」（平成23年3月）
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

●練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立

区における地球温暖化対策を推進するため、平成21年10月から区民、事業者、区および関係機関等により、検討を重ね、22年5月に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立された。地域協議会は、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取組について協議し、区、その他関係機関等と連携してこれを企画・実施していく。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

平成18年8月1日施行の練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、22年9月、冊子「ねりまのかんきょう―平成21年度報告―」を作成し、同時に区ホームページでも公表した。「地球温暖化問題とは」「環境にやさしいまちをつくる」「みどりとかんきょう」「循環型社会をつくる」の4部構成で、21年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を詳しく解説している。また、環境・みどり・リサイクルに関する年表などを資料として掲載した。

●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をより的確に区民に提供することを目的として、ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報や区内で活動する環境団体の紹介などを案内している。

●エコライフチェック事業

区では、日常生活における省エネルギー等の環境配慮を進めるため、区民と協力して、平成18年度からエコライフチェック事業を実施している。この事業は、10月のある1日をエコライフデーと定め、日常生活における環境配慮について、普段とエコライフデーの行動をチェックシートを用いて区民がチェックした後、区などが集計分析を行い、その結果を参加した区民等に返すことにより、効果的に環境に配慮した行動の普及啓発を行う事業である。

22年度は、区内小学校61校の3〜6年生15,161人と、区内中学校37校の1・2年生6,739人、参加した小中学生の家族11,510人、特別支援学校36人、一般参加者313人、事業所従業員649人、区職員1,023人、イベント参加者649人の合計36,080人が参加し、エコライフデー1日の取組で、普段の日に比べて約3.34トンの二酸化炭素の排出を減らすことができた。また、参加者から延べ2万1千件を超える「わたしの省エネ宣言」が寄せられた。

●環境学習事業

区は、区民一人ひとりが環境を守る意識を高めるよう各種の環境学習事業を行っている。平成22年度に実施した事業はつぎのとおりである。

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休み期間に作文を募集し、今回で37回目を迎えた。

22年度は「ねりまで見つけた自然と生きもの」、「わがやで取り組むリサイクル」、「未来の地球へできること」の3つのテーマで募集し、小学生456作品、中学生607作品の計1,063作品の応募があった。

入選作品16点を掲載した環境作文集を1,300部作成し、小中学校に送付したほか区立施設で配布した。

2 環境月間行事

環境省が定める環境月間（6月）に実施している。22年度は6月中に区内3か所のリサイクルセンターを会場として、「エコ生活のはじめの一歩」をテーマとし、講演会・イベントなどとともに区内で活動している環境団体やこどもエコクラブの紹介、展示を行った。

3 こどもエコクラブ

環境省が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地域事務局として、区内クラブの活動を支援した。

22年度は22クラブ447人が会員として登録・活動し、1年間を通して活動したメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を109人に発行した。

4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、20・21年度は76人、22年度は73人を委嘱した。

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他環境教育の助言・協力者として学校等へ派遣をしている。また、各所属団体にて環境活動を行っている。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するため21年4月に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」を設立した。また活動支援として、「ねりまエコ・アドバイザー通信」発行、フォローアップ研修を実施した。

●地球温暖化対策設備設置補助制度

平成18年度より、地球温暖化防止施策の推進を図ることを目的に、住宅等に太陽光発電設備の再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、予算の範囲内で、その費用の一部補助を行った。

22年度については、住宅用太陽光発電設備270件、潜熱回収型高効率給湯器262件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器221件、ガスエンジン・コージェネレーションシステム5件、家庭用燃料電池システム16件、計774件、32,700,000円を補助した。

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に平成19年度にスタートした。

19年10月に発表した「みどり東京・温暖化防止プロジェクト共同宣言」に基づき、各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護、地球温暖化対策を推進するため、東京の62市区町村が共同して、さまざまな事業に取り組んでいる。

22年度には、「区市共通版温室効果ガス標準算定手法」により算出した都内の区・市・町の温室効果ガス排出量の公表や、共通啓発物品の作成、レジ袋削減キャンペーン、環境活動コンテスト、カーボン・オフセットの研究等を行った。

(2) まちづくりで環境に配慮する

●環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模なまちづくりの事業の実施に際し、その事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を事業計画に反映させ、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

都は昭和55年に「環境影響評価条例」を、国は平成9年に「環境影響評価法」を制定し、環境影響評価を実施してきた。このうち、当区が関係地域になった事業は、23年3月31日現在17件である。

22年度は、「東京都市計画道路放射第35号線及び東京都市計画道路放射第36号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業」と「練馬清掃工場建替事業」の2事業が環境影響評価条例に基づく手続を実施した。

●自動車駐車場等の開発調整の手続き

練馬区まちづくり条例に掲げる自動車駐車場等に係る開発事業については、良好な自然環境の保全・育成と周辺の居住環境への配慮や良好な町並の保全形成を図るために、条例に基づく手続きを行うことが定められている。

手続きの対象は、つぎのとおりである。

(1) 床面積300㎡以上の自動車駐車場の建築（建築物に付属する駐車場および延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築に該当する駐車場を除く。）

(2) 開発区域面積300㎡以上の自動車駐車場の設置（(1)を除く。）

(3) 開発区域面積300㎡以上の材料置場の設置

(4) 開発区域面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場の設置

(5) (1)または(2)の規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事

(6) ペット火葬施設等の設置

22年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は、計10件であり、いずれも(2)に該当する届出であった。

(3) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）

区は、区の事務事業の中で、地球温暖化防止をはじめとする環境課題の解決に向けて取り組んでいかなければならない。

そのためには、区は率先して温室効果ガスの削減の取組ほか環境に配慮した活動を推進することが必要であり、それを継続的に改善していく仕組みが欠かせない。環境マネジメントシステム（EMS）とは、企業や自治体等の組織が運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組みをいい、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）およびAction（見直し）からなる。

区は、環境マネジメントシステムを、平成13年度から区長部局において運用開始し、世界共通の規格であるISO14001を認証取得した。その後、16年度からは区立小中学校・幼稚園へも拡大して運用してきた。ISO14001認証取得後9年間の取組の中で、職員の意識改革が図られ、目標管理の仕組みが仕事の中に定着したことにより、EMSは一定の成果が得られた。

そこで、今後はISO14001によらない区独自の環境管理を行うために、区の環境マネジメント全体を体系化し、運用を統括する「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」を制定した。

これから区は、「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を順守するとともに、事務事業のなかで環境に良い活動を推進することで、環境課題の解決に向けて取り組んでいく。

2 練馬区環境管理実行計画

区は、23年3月、地球温暖化防止のため、事業者としての練馬区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排

出量の削減を目的として、「練馬区環境管理実行計画（23年度～26年度）」を策定した。この計画は、「練馬区役所地球温暖化対策プラン（19年3月策定）」（以下「前計画」という。）の後継計画であり、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を構成する取組分野でもある。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「都環境確保条例」という。）の改正内容を踏まえた総合的な実行計画として策定した。

3 区立施設の省エネルギー対策等

区は、環境マネジメントシステムの運用および練馬区役所地球温暖化対策プランに基づき、公共施設等の新設・改修工事等を行う際に省エネルギー対策等を進め、22年度は、資源循環センター、豊玉南小学校などに太陽光発電装置を設置した。

また、東京都環境確保条例の地球温暖化対策計画書制度に基づき、22年度は、区役所東庁舎に個別空調省電力装置の工事、区役所西庁舎に遮光フィルムを貼り、空調負担の低減を図った。

一方、近年の環境関連法令改正に伴い、国の省エネ法、温対法および東京都環境確保条例は、事業者としてのエネルギー使用量、二酸化炭素排出量の把握と削減が求められることとなった。

そのため、省エネ法に基づき、22年11月に区長部局および教育委員会は、それぞれエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者を選任するとともに、設備面からの省エネ計画として、22年7月～8月の期間に省エネルギー診断を13施設行い、施設の運用面および設備面を分析し、反映させた中長期計画書を国に提出した。

また、省エネ法、温対法に基づき、22年11月に21年度エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を集計した定期報告書を国に提出した。

さらに、東京都環境確保条例に基づき、22年11月に地球温暖化対策計画書、22年12月に地球温暖化対策報告書を都に提出した。

（4）ごみの発生を抑制する

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区が行っている「ごみ減量」と「資源化」への取組について、区民等に情報を提供することにより、区が循環型社会を作ることを目指していることを普及啓発している。普及啓発用パンフレットとして「練馬区の資源・ごみの分け方と出し方」の発行や平成23年3月には清掃リサイクル分野の情報紙「ねりまの環（わ）」を全戸配付した。

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

⑴ ふれあい環境学習

小学校に出向き、主に4年生を対象に模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境広報車を使ってその仕組みや機能を説明している。22年度は、区立小学校64校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。

⑵ 大規模建築物排出指導

1,000m²以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルにかかわる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。

この団体は、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて事業を展開し、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」ことを目標に、身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

22年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内一斉清掃の事業などを実施した。

4 環境・リサイクルフェア

ごみの減量・リサイクル推進および環境保全の普及啓発を目的に、練馬まつりと同日（10月17日）、実行委員会と区の共催で実施し、約30,000人が来場した。

22年度は、「いのちと地球の未来をねりまから考える2010」をテーマに、区民の活動団体や資源回収事業者などによる展示やミニステージでの実演が行われた。

環境課では、電気自動車（2台）の展示やエコライフチェックを行った。

清掃管理課・資源循環推進課と清掃事務所では、パネル展示や資源・ごみの分類例示、ごみの出し方クイズ・相談業務の実施、環境学習で使用している環境広報車（中が見える清掃車）の展示を行った。

●生ごみの発生抑制

区は、生ごみの資源化を進め、生ごみを土にかえすリサイクル事業を実現するとともに、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。平成22年度には、65台の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、22年度の助成件数は154件であった。

●リサイクルセンター

リサイクルセンターはリサイクルおよび環境学習活動の拠点施設として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。

なお、関町リサイクルセンターでは12年度から、春日町リサイクルセンターでは16年度から公募で選ばれた区民を中心に組織された活動団体に事業を委託してきたが、17年度からは指定管理者として、より自主的な運営を行っている。また、豊玉リサイクルセンターは直営で事業を開始した。

センターには、展示室、リサイクル工房、リサイクル情報コーナー、実習室・多目的室・会議室・コミュニティ室などの施設があり、様々な事業が行われている。

センターで行っている主な事業は以下のとおりである。

1 手作り教室の開催と生活用品の修理など

不用品を使った衣類のリフォームやおもちゃの修理、環境を扱った講座などを行った。22年度は、関町、春日町および豊玉リサイクルセンターで合計184講座（延べ666回）開催した。

2 不用家具類の展示・販売

家庭で不用となった木製家具類のうち、再使用に適するものを無償で引き取り、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。22年度は、関町および春日町リサイクルセンターで合計46,363点販売した。また、豊玉リサイクルセンターでは、モデル事業として粗大ごみとして出された家具を販売している。22年度は、区民提供の小物とあわせて1,188点販売した。

3 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民の利用に供している。また、事業案内などを載せた情報誌を発行している。

●再使用の促進

1 リサイクルマーケット支援

リサイクルマーケットは家庭内で使わなくなった衣類、生活雑貨などを地域で再使用してもらうことを目的に実施している。区では、このリサイクルマーケットを自主的に実施する団体に対して、区報への掲載、公園使用の許可、物品の貸出などの支援を行っている。平成22年度は公園や区立施設など24会場で162回のリサイクルマーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を粗大ごみなどにせず、区民相互で有効に活用してもらうため、4年3月から、区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置している。品物を「譲ります」「譲ってください」という情報カードを半月間掲示し、その管理・運営を区が行い、掲示内容の交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任において行っている。掲示板は区立施設14か所に設置している。

22年度の情報提供は、「譲ります」510件、「譲ってください」106件で、譲渡成立の連絡件数は、「譲ります」252件、「譲ってください」10件であった。

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～32年度）」を23年3月に改定した。

計画では、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」を基本理念とし、前計画の達成状況を踏まえ、32年度の区民1人1日当たりのごみ量を21年度の551ｇから470ｇに削減することを目標とした。資源・ごみを合わせた発生量は21年度の724ｇから、1人1日当たり668ｇをめざすことを目標とした。

また、計画に含まれる「リサイクル推進計画」は、目標達成に向けた行動計画と位置づけ、循環型社会をめざすための区の主な取組を定めている。

（5）リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、学校や区立公園等で発生する落ち葉についても、区内農家が引き取り、たい肥化するなどして再利用している。

庁舎等区立施設回収

年　度	平成20	21	22
	t	t	t
古紙等	983.3	1,019.3	947.7
びん	10.3	8.4	9.5
缶	23.1	18.1	17.7
ペットボトル	14.0	11.1	11.3
トレイ	0.04	0.02	0.02
乾電池	2.3	5.2	2.1
マテリアル資源	22.1	23.9	22.7
廃食用油	5.1	5.2	6.6
蛍光管	―	―	2.6
計	1,060.2	1,091.2	1,020.2

2 再生品利用の推進

森林資源の保護や資源の有効利用を目的として、ねりまエコプランの基本方針に基づいた「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」を用い、庁内で使用する用紙類、区報等の印刷物などに再生紙の使用

を推進している。

3 学校給食から出る生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および、学校給食総合調理場2か所で区の委託事業による一括回収および肥料化を開始した。これに加え15年度から保育園59園、16年度から福祉施設7か所、19年度からは区立特別養護老人ホーム4か所での回収も始まった。肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。22年度は約1,097ｔの生ごみが回収され、20ｔの「練馬の大地」が出荷された。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。

22年度は17事業所が参加し、67.3ｔの古紙類を回収した。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

23区各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体であれば、区の登録団体になることができる。区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

22年度の回収実績は、新聞・雑誌などの古紙類や古布を中心に9,956ｔ、登録団体数は414団体であった。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対しては、電動空き缶プレス機の貸出も行っている。

22年度には55団体に対して60台貸出しを行った。

集団回収

年　度	平成20	21	22
回　収　量	9,405.1t	9,019.5t	9,956.1t
団　体　数	345団体	366団体	414団体

2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から都清掃局のモデル事業として、清掃事務所は光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。古紙は新聞・雑誌・ダンボールに分けてひもで縛り、その他雑紙等は雑誌にはさむかビニールコーティングされていない紙袋に入れて収集日の朝、出すことになっている。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、17年10月に練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例を改正し、持ち去り行為を禁止するとともに、21年7月には、罰則規定を設けた。

清掃事務所による古紙の回収

年　度	平成20	21	22
古　紙	t 19,006.0	t 19,631.5	t 18,793.9

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20年10月の資源・ごみの分別変更から、「プラマーク」表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法による役割分担に基づき製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すこととなっている。

リサイクルされた、容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

容器包装プラスチックの回収量

年　度	平成20	21	22
容器包装プラスチック	t 3,412.2	t 5,505.3	t 5,397.2

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から区内の一部地域で、週1回の「びん・缶回収の日」に約30所帯に1カ所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用ガラスびんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、順次地域を拡大し、15年度には区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。びん・缶に加え、18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

現在は、区民のニーズに応えるため数世帯で利用している集積所での容器設置も行っている。

街区路線回収

年　度	平成20	21	22
	t	t	t
アルミ缶	626.1	712.6	703.4
スチール缶	1,307.8	1,507.8	1,492.8
リターナブルびん	436.8	487.2	484.7
ワンウェイびん	4,341.2	4,893.5	4,904.4
ペットボトル	1,455.2	1,726.6	1,799.4
計	8,167.1	9,327.7	9,384.7

5 拠点回収（紙パック）

23年3月現在、区民が日頃利用しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの販売店26店および区立施設27か所を拠点とした紙パック回収を行っている。

6 拠点回収（使用済み乾電池）

23年3月現在、区内84か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校66校では、児童・生徒を対象として回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。

7 拠点回収（ペットボトル）

販売店を拠点として回収を行っている。

23年3月現在、回収協力店は278店である。

8 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへの参加の機会を確保するため、14年度から、一部の区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

この事業の開始に伴い、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行した。

15年度から区立施設24か所を、22年11月からは26か所を拠点として回収を行っている。また、17年度以降は衣替えの時期に合わせ、春と秋に臨時回収を行っている。

9 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油、サラダ油などの植物油を、23年3月現在、月1回地区区民館など42か所の区立施設で回収を行っている。

拠点回収

年　度	平成20	21	22
	t	t	t
紙パック	46.4	41.5	35.9
使用済み乾電池	90.2	100.6	101.3
ペットボトル	445.6	458.9	380.0
古着・古布	500.8	573.1	552.3
廃食用油	12.4	19.6	19.5
計	1,095.4	1,193.7	1,089.0

(6) ごみの適正処理を進める

●ごみ排出ルールの確立

1 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、平成23年3月31日現在273である。

2 清掃事務所におけるふれあい指導事業

⑴　ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導している。

⑵　青空集会

集積所でおおむね30人程度の区民を対象として、ごみ・資源の分け方と出し方を模擬ごみを使って実践し、再確認するとともに、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めている。

●ごみの収集・運搬事業の推進

1 廃棄物の収集運搬事業

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月1日から区が行うようになった。

2 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

可燃ごみ・不燃ごみは収集日の朝に集積所にごみ容器に入れて出すのが原則であるが、市販されている透明または半透明の袋などで出すこともできる。

事業所、商店などから出される事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか有料ごみ処理券をはって出すことになっている。

おおむね30cm角以上の家具などの家庭から出る粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込むことにより、各戸ごとに有料で収集する。粗大ごみについては有料粗大ごみ処理券をはって出すことになっている。

なお、13年4月1日に施行された家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機（21年4月1日から）については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンについても資源有効利用促進法に基づき、15年10月1日からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

3 ごみの収集量

22年度中に区内で収集したごみの種類・量はつぎの表のとおりである。22年度は前年度と比較して、可燃ごみと不燃ごみは減少し、粗大ごみは増加した。特に、粗大ごみの増が大きいのは、22年11月から開設した練馬区資源循環センターに粗大ごみを持ち込むことができるようになったことと、日曜日の収集を実施したことも一因と考えられる。

なお、20年10月から資源とごみの分別変更を実施し、これまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として、その他のプラスチック製品等を可燃ごみとして収集している。

練馬区のごみの収集量

年　度	平成20	21	22
	t	t	t
可燃ごみ	125,570	131,196	129,628
不燃ごみ	19,261	6,817	6,762
粗大ごみ	4,369	4,169	4,602
（粗大ごみのうち持込み）	―	―	(169)
計	149,200	142,182	140,992

4 ごみの処理

集積所で収集したごみのうち、可燃ごみは、主に区内にある練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している（練馬清掃工場は23年3月31日現在、建替中のため他区清掃工場で処理している。）。不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破砕・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。また、粗大ごみは中央防波堤内の粗大ごみ破砕処理施設で破砕したうえで、資源を回収したのち、可燃ごみと不燃ごみとに分別し、可燃ごみは清掃工場で焼却し、不燃ごみは埋立処理している。

焼却灰は14年12月より板橋清掃工場内の灰溶融処理施設で処理した後、建設資材として再利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

5 し尿の処理と浄化槽

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っている。し尿については、石神井清掃事務所で収集している。

また、区に届け出されている浄化槽は、23年3月31日現在、428基である。

6 犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体については、清掃事務所で処理している。22年度の処理件数は1,019件であった。

都・区道上の動物死体については、原則として清掃事務所が引き取って業者に処理を委託している。

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。

22年度の貸出枚数は2,329枚であった。

7 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。23年3月31日現在923世帯で収集を行っている。

3　良好な地域環境をつくる

(1) 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する

●低公害車の導入

区では、環境負荷の低減を目指し、庁有車の更新および新規導入（リースを含む。）に際しては、九都県市指定低公害車を選定条件とするなど、率先して低公害車の導入推進に取り組んでいる。

また、クリーンエネルギー自動車として、天然ガス自動車20台、ハイブリッド自動車10台および電気自動車2台を導入し、日常の業務で活用するとともに、区民、事業者へのPRに努めている。

●大気汚染

自動車や工場からの排出ガスなどが大きな原因となって、大気汚染が引き起こされている。特に自動車は都内の窒素酸化物、浮遊粒子状物質および二酸化炭素の排出源として大きな比重を占めていることから、一層の自動車公害対策が必要となっている。

一方、廃棄物焼却炉を主な排出源とするダイオキシン類汚染と建築物の耐火材等に使用されているアスベストの飛散が問題となっており、区では、環境調査や発生源対策を実施している。

大気汚染物質に関する環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲以内にあるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。 ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	

＊一年間に6,000時間以上測定した測定局を評価の対象とする。

※環境基準　環境基本法に基づき定められた人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準

大気汚染測定結果（区測定）　平成22年度

項目 / 測定室	二酸化窒素 (NO_2) 年度平均値 ppm	二酸化窒素 98%値の日平均値 ppm	適否	光化学オキシダント (Ox) 年度平均値 ppm	適否	浮遊粒子状物質 (SPM) 年度平均値 mg/m³	浮遊粒子状物質 2%除外値の日平均値 mg/m³	適否
豊玉北	0.018	0.035	○	0.036	×	0.019	0.042	○
石神井南中	0.019	0.038	○	0.034	×	—	—	—
大泉中	0.020	0.039	○	0.031	×	—	—	—
北町小	0.036	0.054	○	—	—	—	—	—
くすのき緑地	0.032	0.053	○	—	—	—	—	—
石神井西小	0.028	0.046	○	—	—	—	—	—
長光寺橋公園	0.030	0.048	○	—	—	0.024	0.056	○
谷原交差点	0.029	0.047	○	—	—	0.024	0.060	○
大泉北小	0.021	0.040	○	—	—	—	—	—
小竹	0.026	0.046	○	—	—	0.023	0.056	○
高松一丁目	0.023	0.043	○	—	—	0.023	0.060	○
大泉町三丁目	0.025	0.044	○	—	—	—	—	—
大泉町四丁目	0.026	0.045	○	—	—	—	—	—

注1）：適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。

注2）：「日平均値の98%値」および「日平均値の2%除外値」については左の表の「長期的評価の方法」を参照のこと。

大気汚染測定室配置図

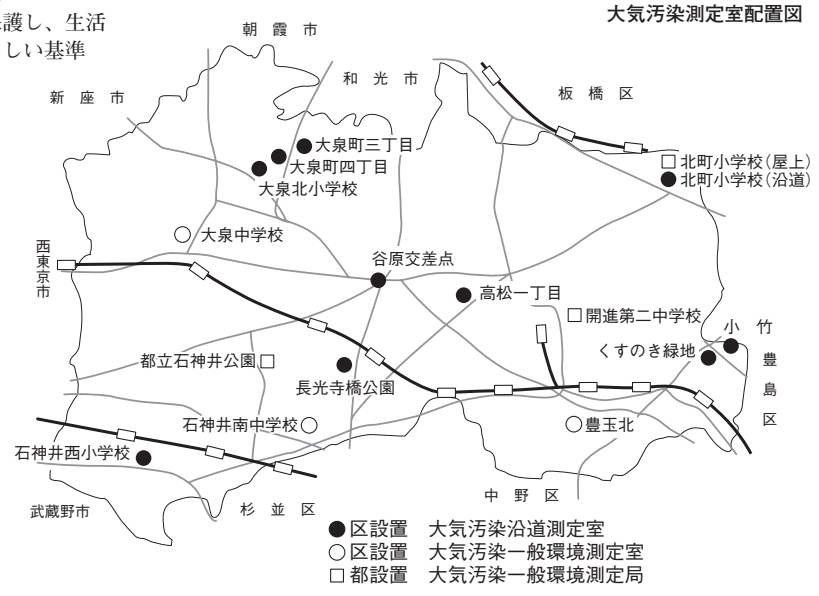

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、前ページの図のように区設置13か所、都設置3か所の測定室がある。平成22年度の各汚染物質の状況はつぎのとおりである。

(1) 二酸化窒素（NO_2）

年度平均値では一般環境大気、沿道環境大気とも横ばい傾向を示している。22年度は13か所すべてで環境基準を達成した。

二酸化窒素（NO_2）（年度平均値）
（一般環境）　（単位：ppm）

測定室＼年度	18	19	20	21	22
豊玉北	0.025	0.022	0.021	0.021	0.018
石神井南中	0.024	0.022	0.019	0.020	0.019
大泉中	0.025	0.022	0.020	0.019	0.020

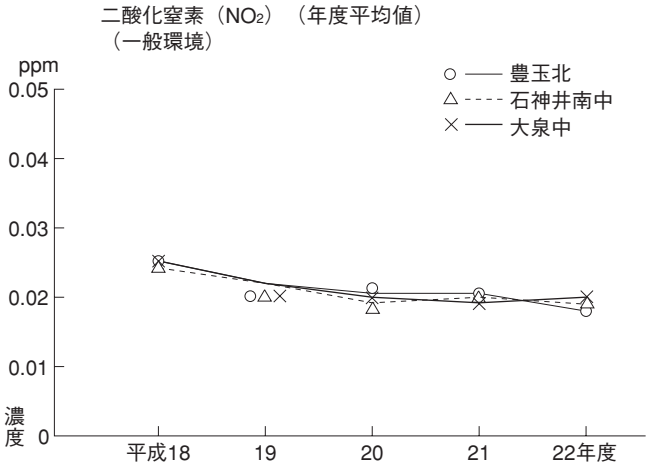

二酸化窒素（NO_2）（年度平均値）
（沿道環境）　（単位：ppm）

測定室＼年度	18	19	20	21	22
北町小	0.037	0.036	0.036	0.035	0.036
桜台	0.035	0.030	(0.028)	—	—
くすのき緑地	—	—	(0.036)	0.034	0.032
石神井西小	0.034	0.032	0.027	0.026	0.028
長光寺橋公園	0.039	0.032	0.030	0.031	0.030
谷原交差点	0.038	0.033	0.029	0.031	0.029
大泉北小	0.029	0.024	0.019	0.022	0.021
小竹	0.031	0.028	0.021	0.024	0.026
高松一丁目	—	—	0.023	0.023	0.023
大泉町三丁目	0.031	0.029	0.027	0.027	0.025
大泉町四丁目	0.030	0.029	0.025	0.026	0.026
沿道平均	0.034	0.030	0.026	0.028	0.028

※平成20年度途中に、桜台出張所の測定室をくすのき緑地に移設したことから、各々が長期評価の測定時間数（6000時間以上）を確保できなかったため、括弧書きして参考に示した。

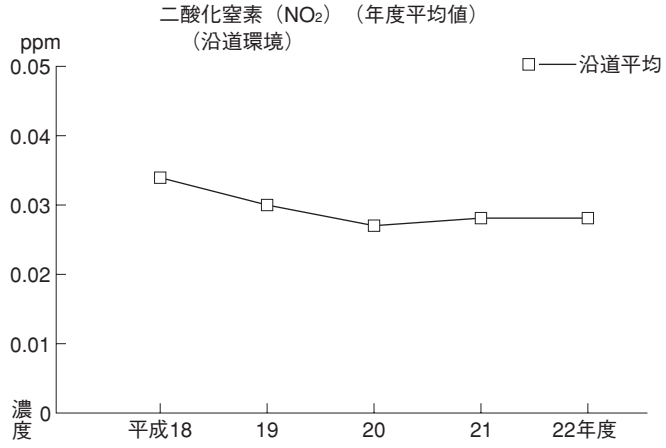

(2) 光化学オキシダント（Ox）

環境基準は達成していない。

光化学オキシダント（Ox）（年度平均値）　（単位：ppm）

測定室＼年度	18	19	20	21	22
豊玉北	0.032	0.034	0.035	0.034	0.036
石神井南中	0.031	0.031	0.032	0.031	0.034
大泉中	0.029	0.029	0.029	0.028	0.031

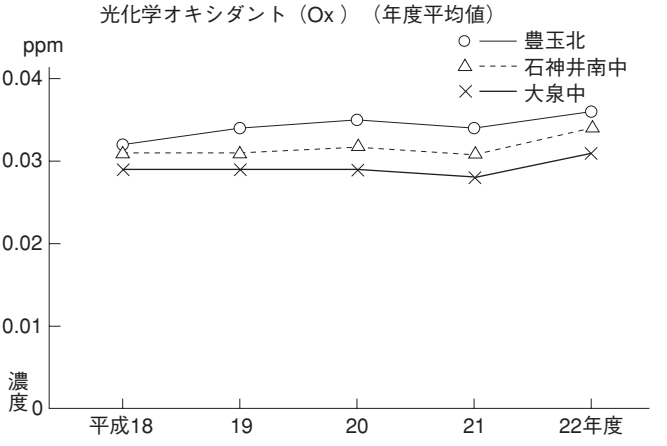

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

22年度において、4か所の測定点の年度平均の測定値は減少傾向であるが、他の1か所は横ばいとなっている。環境基準については、22年度は5か所とも達成している。気象条件（風速が低く汚染物質が拡散しづらい条件等）によっては、一時的に高い濃度を示すことがある。

浮遊粒子状物質（SPM）（年度平均値）　（単位：mg/m^3）

測定室＼年度	18	19	20	21	22
豊玉北	0.029	0.023	0.024	0.023	0.019
小竹	0.031	0.027	0.025	0.023	0.023
長光寺橋公園			0.028	0.027	0.024
谷原交差点			0.025	0.025	0.024
高松一丁目			0.026	0.026	0.023

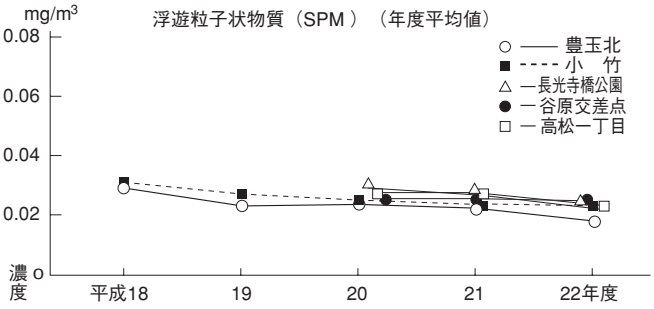

2 光化学スモッグ

22年度の注意報の発令日数は11日で、21年度の4日を上回った。

光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

区では22年度も区内3か所で年4回（5・8・11・2月）大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、すべての地点において環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

区では、22年度も、21年度に引き続き、区内4か所で年4回大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.3本/ℓ以下で、平常であった。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

都市での暮らし方が原因となる公害問題には、自動車交通公害をはじめ、店舗での営業活動などに伴う騒音・悪臭、一般家庭の騒音などの近隣公害問題がある。

問題解決には、一人ひとりが公害防止の工夫を行うとともに、地域社会の中でお互いの生活を尊重しルールを確立していくことが望ましい。

区報や環境教育を通して広く区民に理解を促すとともに、苦情相談や騒音計の貸出、パンフレットの配布を行っている。

特にカラオケ騒音は深夜に問題となることから、実態把握のための夜間調査を平成22年度は36件実施し、さらに飲食店に対し、練馬、石神井、光が丘警察署の協力を得て、講習会を実施した。

公害の苦情受付件数（現象別）　　平成22年度

種　別	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計（件）	合計（%）
ば い 煙	0	3	1	18	22	13.9
粉 じ ん	0	1	7	1	9	5.7
アスベスト	0	0	0	1	1	0.6
有毒ガス	1	0	0	0	1	0.6
悪　　臭	1	0	2	12	15	9.5
汚　　水	0	0	0	0	0	0.0
騒　　音	2	3	32	36	73	46.2
振　　動	0	1	27	2	30	19.0
そ の 他	0	0	3	4	7	4.4
合　　計	4	8	72	74	158	100

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件として表示している。

●アスベスト飛散防止

1 区立施設対策

平成15年10月に策定した「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」、16年5月に策定した「練馬区アスベスト対策大綱」に基づき、吹付けアスベストの使用が判明した小中学校・区民施設の除去工事計画を定め、17年度までに除去を完了した。

その後、20年1月にトレモライト等新3種のアスベスト報道がなされたことから、区は20年2月より吹付けアスベストの使用実態再調査を実施し、使用が判明した8施設のうち21年度までに7施設の除去を完了した。

「練馬区アスベスト対策大綱」については、新たに民間建築物対策を追加し、20年6月に全面改訂した。

2 民間施設対策

アスベスト除去工事等に対する国や都の規制は対象が限定的であったことから、18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を国の規制強化に先駆けて施行した。また、民間住宅や事業所のアスベスト対策への支援策として、吹付けアスベスト調査費助成要綱および、吹付けアスベスト除去工事費助成要綱を22年4月に改正し、新たに施行した。

22年度の調査費助成件数は一戸建住宅2件、事業所1件、除去工事費助成件数は事業所3件であった。

●事業所の立入検査

ばい煙、有害ガス、騒音、振動、悪臭などを未然に防止するため、発生源に対して立入検査を行っている。

●有害化学物質汚染対策の充実

ダイオキシン類などの有害化学物質について規制指導を行っている。

1 焼却行為の規制指導

廃棄物の焼却行為には焼却炉や、ドラム缶を使用したものおよび直接地面で焼却する「野焼き」などがある。区内には比較的緑が多く、落ち葉の処分のための焼却も少なくないため、季節による苦情数の変化がある。

禁止された廃棄物の焼却行為については、苦情対応による個別指導を行いダイオキシン類発生抑制の徹底を図っていく。

2 事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

東京都環境確保条例が平成13年10月1日に施行され、58種類の化学物質について年間各100kg以上使用する場合に、翌年の6月末までに使用量等や一定規模以上の事業所には管理方法について区長に報告することが義務付けられた。

22年度は、塗装工場、印刷工場、メッキ工場、ドライクリーニング店、ガソリンスタンド等76事業所から使用量等の報告があった。

3 事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

土壌汚染対策に関する規定が盛り込まれた東京都環境確保条例が13年10月1日に施行された。有害物質によ

る土壌汚染を防止するため、有機溶剤の一部、有害性が強い重金属とその化合物、有機燐やアルキル水銀、一部の農薬とPCB等26種類の物質を使用している事業所が、事業の廃止等に伴い建物等を除却する場合、または3000m²を超える土地を改変する場合（都所管）には、土壌調査が義務付けられた。その結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入替え等の汚染拡散の防止措置を取らせることとなった。

22年度は7事業所が土壌汚染調査を行った。また、1事業所から汚染拡散防止計画書提出書および汚染拡散防止措置完了届出書が提出された。

15年2月15日には土壌汚染対策法が施行され、東京都環境確保条例による調査手続により汚染が確認された場合に、都が法に基づき、その地域を指定区域として指定し、対策措置を命ずることとなっている。

なお、23年3月現在では、18年度に指定区域として指定された場所が、1か所引き続いて存在している。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。平成9年5月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川、白子川は格上げされ基準が厳しくなった。また、9年6月に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」という環境の視点が新たに加えられ、水辺とのふれあいや水生生物の生育に配慮した川づくりが求められている。

1 河川等水質調査

区は、毎年定期的に河川や池の水質調査を実施し、公共用水域の水質の監視を行っている。

石神井川・白子川とも湧水を主な水源とする河川である。生活排水等で汚濁された時期と比較すると水質が良くなっている。三宝寺池、石神井池、富士見池では以前見られた湧水がほとんど枯渇し、現在では地下水の揚水に頼っている。3つの池とも水の循環があまりなく、水が停滞してしまっているために夏場にはアオコの発生などの問題が生じている。調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目では、季節によってpH値の上昇や透視度の悪化などが見られるものの、人の健康に影響を及ぼすおそれのある健康項目（有機重金属等の有害物質）では全測定点とも環境基準値を下回るか不検出となっている。

2 河川流域協議会

区は流域自治体で構成する隅田川水系浄化対策連絡協議会、石神井川流域環境協議会、白子川流域環境協議会の一員として、他の自治体とともに毎年水質の調査や河川水質の浄化に向けた活動を行っている。

3 水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川等にて水生生物の調査を実施している。絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウをはじめアブラハヤ、ドジョウ、モツゴなどの魚類、ミクリ類やカワヂシャなどの水生植物が確認された。一方、特定外来生物のオオカワヂシャ、オオフサモ、ミズヒマワリが確認されており、今後とも様子を見守っていく必要がある。

なお、区内の水辺で採取した生物を区役所本庁舎1階アトリウムで展示している。

区内河川BOD 経年変化（年度平均値）

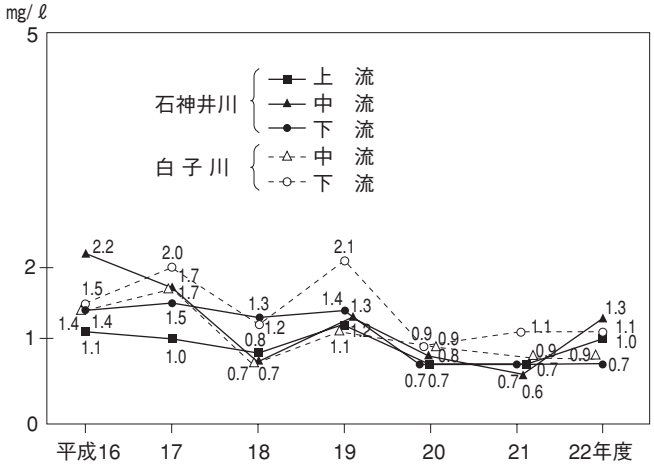

注：各河川の調査地点は以下のとおり
石神井川…上流は溜渕橋、中流は南田中橋、(21、22年度は河川改修工事のため松之木橋)下流は栗原橋
白子川……中流は大泉氷川橋、下流は新東埼橋

生活環境の保全に関する環境基準〔河川（湖沼）を除く〕

項目／類型	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100㎖以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100㎖以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100㎖以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

注1）：AAが最も上位の類型であり、最も下位のE類型に近づくにつれて基準が緩くなる。
注2）：MPN：最確数（Most Probable Number）の略称で、検体となる試料中の菌数を確率論的に求めたもの。MPN法は、大腸菌群数を求める方法としてよく用いられる。

(2) まちの美化を進める

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、雑草の刈取りの指導を行うとともに、草刈機の貸出し（平成22年度延べ47台）、雑草除去の実費受託（同74件）を行っている。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親ガラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去（平成22年度98巣撤去、26羽の落下ヒナを捕獲）を行っている。

●ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を平成9年7月に施行している。その後、一向に減らない歩行喫煙の防止を強化するために、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（22年4月1日施行）を制定した。

両条例は、ポイ捨ておよび落書き行為ならびに歩行喫煙等を禁止することによって、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むこととしている。

区は両条例の目的を達成するために、まち美化意識の啓発、区民が行う美化活動の支援、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るための施策を行っている。

1 まち美化意識の啓発

22年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

① 区内一斉清掃（5月30日・11月28日）

② 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内の駅において延べ14日間実施）

2 美化活動の推進

⑴ 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを率先して実施するなどの支援を行っている。（22年度35団体35,794世帯）

⑵ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（22年度157団体93,221世帯）

⑶ ボランティア駅前清掃

区内の駅前における、区民の自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。（22年度16駅延べ36団体）

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発（ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布）を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

3 環境美化推進委員

条例に基づき、日頃環境美化活動に取り組んでいる各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として選任し、ポイ捨てや落書きの防止に関する普及・啓発等を行っている。委員は、区民・事業者・行政関係者から構成し、42人に委嘱している。

4 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

⑴ マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、条例の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

⑵ 路面表示シートの貼付

条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,300か所に貼付した。23年度以降も路面表示シートを順次増やしていく。

⑶ 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するために、19年末、歩行喫煙者等が多い練馬駅周辺に喫煙所を3か所に設置した。さらに、22年4月に施行された「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙等を防止するための対策として、順次、駅周辺に整備することとした。そこで、22年3月には大泉学園駅、22年6月には富士見台駅・中村橋駅、22年11月には光が丘駅に喫煙所をそれぞれ1か所ずつ設置した。

5 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・光が丘・石神井公園・大泉学園の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、22年度には0.2%にまで減少した。（数値はいずれも4駅全20調査地点の平均値）

6 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬·光が丘·石神井公園·大泉学園の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

調査を開始してから、4駅の吸殻本数の合計は毎年度500本前後を推移していたが、22年度調査では、101本と大きな変化がみられた。

この理由として、駅周辺に喫煙所が設置され、その利用を通じて、ポイ捨てが減少したと考えられる。また、21年12月から開始しているマナーアップ指導員に

よる啓発活動が、たばこのポイ捨てを大きく減少させている要因として挙げられる。

7 落書き対策

⑴ 落書き消し

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消し（22年度は24件、27か所、延べ341m²）を行っている。

⑵ 落書き消し用具の貸出し

落書きの被害を受けた方に、落書きを消すための用具（ローラーハンドル、ペンキ皿など）を貸し出している。

4　地域特性に合ったまちづくりを進める

(1) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●まちづくり条例の制定

区では、まちづくりの総合的指針である都市計画マスタープラン全体構想を平成13年3月、地域別指針を15年6月に策定した。その「めざすまち」を実現するためには、都市計画マスタープランの内容を実現するための制度的保障、都市計画への住民参加の仕組みの充実、住民にとって身近な地区の特性や課題に応じたまちづくりを推進するための仕組みづくり、宅地等開発指導要綱の条例化などの課題に取り組む必要があった。

このようなことから、区では15年度から住民参加を図りながら、練馬区まちづくり条例の制定に取り組み、17年12月に条例を制定し、18年4月1日から施行している。

また、23年3月には条例を改正し、近隣調整の必要性がより一層増加している葬祭場とワンルーム形式の集合住宅について適用対象の拡大や整備基準の追加等、制度の充実を図っている。

●区民・事業者・区の役割と協働によるまちづくり

都市計画マスタープランは、まちの将来像を具体的に分かりやすく示すとともに、その実現に向けて、民間事業者などを含む区民と区などの行政が、協働してまちづくりを進めていくための仕組みや考え方を明らかにしている。

行政が進めるまちづくりでは、基本的にまちに必要とされている施設や環境水準を得るため、防災性の確保や公害の防止、都市生活の利便性の確保、社会福祉の充実などに努める。

また、区は必要なまちづくり事業に直接関わりつつ、区民・事業者が行う主体的な地区別まちづくりの取組が進んでいくように、その自主性を尊重しながら支援を行う必要がある。

一方、区民・事業者も、まちづくりを進めるには、自らの活動がまちづくりの基本になることを自覚し、当事者としてまちづくりの一端を担うことや、様々な主体と協調しながら、自立的かつ積極的に取り組むことが重要である。

練馬区まちづくり条例の施行に伴い、区民等のまちづくりを支援するため、都市整備公社内にまちづくりセンターが開設された。まちづくりセンターでは、まちづくりに関する相談や情報提供のほか、区民等の主体的な地区まちづくりに対するスタッフの派遣、まちづくり団体に対する活動費助成、まちづくり条例に基づく専門家の派遣、区民が身近なまちづくりについて学ぶ機会としてのまちづくり講座の開催および景観形成に関する事業などを行っている。

●練馬区まちづくり条例に基づく開発調整

この条例に掲げる大規模建築物等に係る開発事業については、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成を図るために、条例に基づく手続きを行うことを定めている。

平成23年3月に条例を改正し、葬祭場やワンルーム形式の集合住宅についての適用対象の拡大や整備基準の見直しなどを行った。改正後の対象建築物は、つぎのとおりである。

(1) 延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物（大規模建築物）
(2) 床面積500㎡以上の集客施設の建築・増築・用途変更
(3) 葬祭場の建築・増築・用途変更
(4) 専用床面積30㎡未満の住戸が20戸以上の集合住宅（ワンルーム形式の集合住宅）の建築

なお、22年度の条例に基づく届出件数は、大規模建築物5件、集客施設9件、ワンルーム形式の集合住宅14件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を平成17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続き」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続き」について定めている。

予防・調整条例の取扱状況　　平成22年度

項目			件数
中高層建築物対象件数			693
あっせん	取扱件数		6
	結果	解決	3
		打切	3
		計画取止め	0
		次年度へ繰越	0
	あっせん回数		7
調停	取扱件数		0
	結果	解決	0
		打切	0
		次年度へ繰越	0
	委員会開催回数		7

●宅地などの開発指導

区では昭和53年から、宅地開発事業に対して、指導要綱に基づき事業者に協力要請をするという形で「指

導」を行ってきたが、平成18年4月から「練馬区まちづくり条例」を施行し、開発事業等に関する手続きや基準を定めている。

22年度の都市計画法に基づく開発許可（500m²以上）件数74件、練馬区まちづくり条例に基づく協定締結（500m²以上）件数は42件であった。

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

建築協定の状況　　平成23年4月1日現在

協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和47年2月 （平成14年2月更新）	10年	160人
コスモアベニュー練馬春日町建築協定	平成16年1月	20年	26人

● 都市整備公社

練馬区都市整備公社は、環境と共生する快適なまちづくりを実現するため、区が出資して、昭和62年11月に設立した財団法人である。

公社では練馬区まちづくり条例の公布を受け、平成18年4月に練馬まちづくりセンターを開設し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。また、元年度から受託しているタウンサイクルおよび4年度から受託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っており、17年度から受託している放置自転車等の自転車対策事業等とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度からは、22年11月に開設された資源循環センターの管理運営や22年5月に設立された練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営を行っている。

区と都市整備公社では、21年10月に「パートナーシップによる環境まちづくり施策の推進にかかる協定書」を締結し、お互いに連携・補完しながら、公社を活用した環境まちづくり事業の推進を図っている。

22年度の事業内容はつぎのとおりである。

⑴　練馬まちづくりセンターの運営
- ①　まちづくり情報誌「こもれび」の発行、ホームページによる情報発信
- ②　まちづくり講座、スキルアップ講座の開催
- ③　まちづくり活動に対する助成事業、打合せスペースの提供、情報コーナーの設置
- ④　まちづくりに関する相談事業、専門家派遣、地区まちづくり支援、ユニバーサルデザインに関する相談事業
- ⑤　練馬区の住民参加型協働事業に対する支援
- ⑥　景観まちづくりに関する取組
- ⑦　みどりに関する取組
- ⑧　まちづくりの推進を図るための調査・研究

⑵　まちづくり推進事業
- ①　高松一丁目南地区の主要区道3号線等の整備計画に対応するまちづくりの取組
- ②　貫井・富士見台地区の密集住宅市街地整備促進事業に関する取組

⑶　タウンサイクル（貸自転車）・有料および無料自転車駐車場の管理運営・幼児二人同乗用（三人乗）自転車レンタル事業

23年3月末現在、ねりまタウンサイクル7か所、有料自転車駐車場68か所、無料自転車駐車場6か所、幼児二人同乗用自転車270台

⑷　放置自転車対策事業

放置自転車の撤去、搬送、保管および返還、駅周辺の案内誘導、自転車問い合わせセンターの運営

⑸　資源循環推進事業
- ①　粗大ごみの回収、再利用
- ②　容器包装プラスチックの回収
- ③　練馬区資源循環センターの管理運営
- ④　資源循環推進事業の普及啓発

⑹　地球温暖化対策事業
- ①　練馬区地球温暖化対策地域協議会の運営
- ②　地球温暖化対策に関する講演会・セミナーの開催
- ③　ホームページやメールマガジンによる情報発信

（2）土地利用を計画的に誘導する

●都市計画マスタープランの運用

区のまちづくりの総合的指針となる都市計画マスタープランは、①区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針（都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）②民間事業者などを含む区民が主体となって行うまちづくりの指針、という2つの性格をもつものである。このマスタープランは、全体構想と地域別指針により構成される。

●全体構想

全体構想は、区全体にかかわるまちづくりの理念や基本的な考え方と、地域別指針や地区まちづくりの考え方などを示すもので、素案をつくる段階から区民参加を図り、平成13年3月に策定された。

全体構想において、目標とするまちの将来像を「だれもが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にした活力のあるまち」としている。

具体的には、①ともに住むまち、②安心・安全のまち、③活動的でにぎわいのあるまち、④みどりと水のまち、⑤環境と共生するまち、という5つのまちの姿を描き、その実現のための方針を示している。併せてめざすまちを実現するための基礎となる将来の都市構造を「まちの骨格」と「まちの構成」によって表している。

●地域別指針

地域別指針は、全体構想の策定を受けて平成13年度から区民参加のもとで策定に取り組み、15年6月に策定された。

地域別指針では、区内を7つの地域に区分し、地域ごとのまちの情報やまちづくりの課題などを整理し、まちづくりの指針、まちづくりに際して配慮を要する点を示している。さらに、区民が作成した地域カルテも掲載している。

地域別指針の策定により、練馬区の都市計画マスタープランの全体がまとまった。

●地域地区制度

地域地区制度は、土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、22年11月現在689地区、200.83haである。

用途別土地利用面積率
（練馬区の全面積）

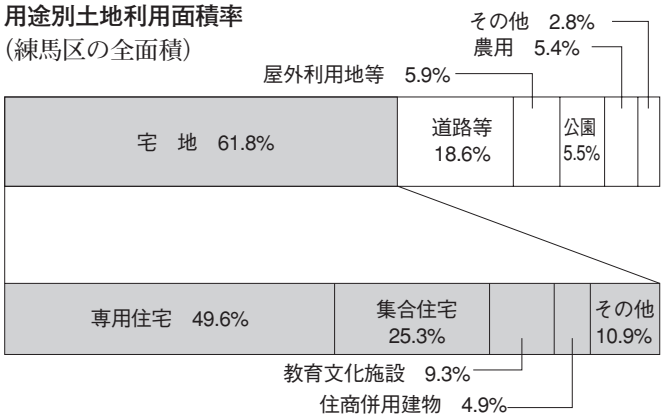

注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表わす。
資料：平成18年度土地利用現況調査

練馬区用途地域等の面積　　平成23年3月31日現在

地域地区	面積	比率
	ha	%
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,818.6	58.5
第1種中高層住居専用地域	822.5	17.0
第1種住居地域	496.0	10.3
第2種住居地域	60.4	1.3
準住居地域	83.6	1.7
近隣商業地域	296.8	6.2
商業地域	92.4	1.9
準工業地域	142.3	3.0
工業地域	3.4	0.1
計	4,816.00	100.0
高度地区		
第1種	2,614.3	54.3
17m第1種	28.5	0.6
第2種	204.3	4.2
17m第2種	389.8	8.1
20m第2種	928.2	19.3
25m第2種	50.2	1.0
30m第2種	90.1	1.9
17m第3種	22.0	0.5
20m第3種	0.2	0.0
①25m第3種	151.1	3.1
②30m第3種	207.5	4.3
③35m第3種	31.3	0.6
20m	2.9	0.1
30m	0.5	0.0
④指定なし	95.1	2.0
（①～④のうち最低限高度地区）	（58.7）	（1.2）
計	4,816.00	100.0
防火地域		
防火地域	579.3	12.0
準防火地域	4,161.0	86.4
指定なし	75.7	1.6
計	4,816.0	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	135.9	2.8

●東京都風致地区条例に基づく事務

風致地区内で建築物を建てたり、樹木の伐採、切盛土、よう壁をつくる等の行為を行う場合には許可が必要である。

平成22年度は、171件の相談を受け、178件の許可書を交付した。

●建築物の規制と誘導

区では、農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化しつつある。

区では、こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高

限度を平成20年3月に定めた。これらを含み、建築基準法および関係法令に基づいて建築物を安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

●都市景観の形成

良好な景観は、暮らしに潤いと安らぎを与えるものであり、より快適に暮らす都市環境をつくる重要な要素のひとつである。区民が住みやすさを実感でき、住み続けたいと思えるようなまちをつくるためには、良好な景観の形成が欠かせない。

●景観形成のルールの整備

区内には、農地、屋敷林などの緑が広がり、石神井川、白子川の河川が流れ、武蔵野の面影がまだ残っている。また、にぎわいのある商店街、歴史を感じさせるまちなみ、落ち着きのある住宅地など、様々な特色をもった地域があり、そこには伝統的な行事や文化も引き継がれている。

そのため、区では、区民とともに、それぞれの地域の個性を際立たせ、住み続けたいと思える練馬の景観をつくっていくことが重要と考えている。

そこで、景観法（以下「法」という。）を根拠として地域特性に応じた景観施策を展開するため、平成23年3月に練馬区景観条例（以下「条例」という。）を公布（同年5月1日施行）し、法に基づく「景観行政団体」（同年5月1日移行）になる旨の告示を行った。

条例の特徴は、法委任事項のほか、「地域景観資源登録制度」「景観まちなみ協定制度」などの区の独自制度を設けたことである。今後は、景観行政団体として、景観行政の基本的な考え方である練馬区景観計画を策定し、「ねりま」らしさが際立つような「景観まちづくり」を進めていく。

●景観まちづくりの推進

区は「ねりま」らしい景観まちづくりを区民等と進め、景観計画の目標である「歩きたくなるまち　住みつづけたくなるまち　ねりま」を実現するため、景観資源の保全活用や身近な景観まちづくり、景観啓発事業などの推進方策を進める。

「地域景観資源登録制度」は、まちの中で地域の人々に親しまれ、今後とも大切にしていきたい身近な景観資源を区民とともに探していくものである。そして、住んでいる人々が「わがまち　ねりま」に愛着を持ち、未来を担うこどもたちが、自慢できるものがあるまちを目指して、まちの景観資源を登録していくこととする。

「景観まちなみ協定制度」は、他のまちと違う「ねりま」らしいまちなみを自分たちでルールを決め、創っていくための制度である。連携する戸数により異なる3つの協定（ご近所・小径（こみち）・まちなみ）からなり、景観まちづくりの取組人数に合わせて協定を結ぶことができる。

また、平成4年7月に策定した「ねりまの散歩道」のパンフレットを活用しながら、まちを歩く「景観ウオッチング」等の景観啓発事業も併せて行っていく。

●景観整備機構

景観行政を進める自治体には、専門性の維持、継続性の担保など事業推進における課題がある。また、地域との信頼関係を築きながら良好な景観形成を推進することも大切なことである。そのため、区はこれらの課題を解決するため、法に基づく、「景観整備機構」制度を活用することとした。

景観整備機構は、地域の景観まちづくりに関わる専門的情報の提供や相談業務など良好な景観の形成を促進するための業務を担うものである。そのため、これまでの活動に多くの実績をもつ都市整備公社を景観整備機構として指定し、景観まちづくりを推進していくこととした。

5 災害に強く生活しやすいまちをつくる

(1) 良好な市街地を形成する

●まちづくり計画の策定

昭和30年代に始まった東京への人口集中が、周辺住宅地である練馬区の市街地化を急激に進行させた。

このため、都市計画道路や生活幹線道路、公園をはじめとした都市基盤の整備が遅れ、狭く曲がった道路沿いに住宅が建ち並んだ密集住宅地や、住宅と工場が混在した地域が点在するなど、安全面や居住環境の面で多くの課題が残されている。

また、日常生活の拠点となる駅周辺は、駅前広場や道路が必ずしも十分に整備されているとはいえず、商業の集客力も弱い。

一方で、都営大江戸線の開業や、地下鉄有楽町線と西武線との相互乗り入れ、さらに副都心線の開業と相互乗り入れなどの交通・鉄道体系の変化が、都心との距離を一層短縮させた。その結果、市街化のさらなる進行や、老朽家屋の建替えによる高容積利用が行われるようになってきている。

区ではこのような現状に対し、安全で住みやすいまちにするために、まちづくり計画を策定して、駅周辺の整備のほか住宅密集地や狭あい道路の改善など、良好な市街地形成に向けた取組を展開している。

●沿道地区計画

沿道地区計画は、幹線道路における自動車騒音から住民の生活を守るため、沿道を騒音に強い土地利用・建物構造にする規制・誘導を行うための制度である。

沿道地区計画決定地区内では、建築を行う際に、後背地への遮音効果を高めるために、間口率※の最低限度、高さの最低限度および防音等の構造に関する制限等を受けるが、防音改良工事や建替工事に対しては、都からの補助を受けることができる。

現在すでに、区内の環状8号線の一部、環状7号線全線、笹目通り全線の沿道地区で決定されている。

※間口率：$\frac{\text{建築物の幹線道路に面する部分の長さ}}{\text{敷地の幹線道路に接する部分の長さ}}$

●補助230号線沿道地域のまちづくり事業

地下鉄大江戸線の導入空間となる都市計画道路補助230号線は、土支田中央土地区画整理事業の区域を除き都が整備を進めている。区では大江戸線延伸の早期実現に向け、道路整備の促進とともに良好な市街地の形成を図るため、道路整備に併せた沿道地域のまちづくりを進めている。

現在、補助230号線の土支田・高松区間では、土支田中央土地区画整理事業（平成17年3月事業計画決定）、土支田・高松地区地区計画の都市計画決定（19年4月）、土支田中央地区地区計画の都市計画決定（20年10月）により、沿道地域のまちづくりが進められている。

また、大泉町・大泉学園町区間でも、地域特性に応じた3つの地区（大泉町二丁目沿道地区、大泉町三丁目沿道地区、大泉学園町沿道地区）において、まちづくり計画を策定するための協議・検討を進めている。

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画制度は、個々の建築や宅地開発を行う際の土地利用や建築物に関するルールを都市計画として定め、地区特性を生かしたまちづくりを実現しようとする制度である。

具体的には、数街区程度から数10haの地区を対象として、道路や公園の配置・規模等の計画や、建築物の用途・敷地面積の最低限度等のルールを定め、この計画地区内で建築や開発行為を行うときに、計画やルールに沿って施工することにより、徐々にまちづくりを行い、計画の実現を図っていくものである。

区では、地区計画制度によるまちづくりを行うため、昭和58年度から調査を実施し、この結果に基づいて区内各地で地区住民と話し合いを進めてきた。平成23年3月31日現在、これらの地区のうちつぎの表の25地区で計画が決定し、建築や開発行為について都市計画法および条例により規制誘導を行っている。

また、地区計画制度によるまちづくりを促進するため、昭和61年4月から地区計画に定められた道路・公園等について区が整備等を行うほか、塀の移築費用などの助成を行っている。

平成21年4月からは、一定の要件を満たした道路・公園等の用地の買取りができるようにし、より一層の推進を図っている。

都市計画決定された地区計画　　平成23年3月31日現在

地　区	面積	都市計画決定年月日
	約 ha	
春日町一・二丁目地区	5.2	昭和61年 8月12日
早宮二丁目地区	5.0	61年12月 2日
大泉町二丁目地区	2.4	61年12月 2日
田柄五丁目地区	19.6	63年 3月10日
高松四･五丁目､谷原一丁目地区	11.5	平成元年10月11日
高野台一丁目地区	4.1	2年 7月16日
高松一・二丁目地区	21.3	2年12月 6日
春日町六丁目地区	28.0	4年 3月10日
土支田三丁目地区	2.3	6年 4月19日
三原台三丁目地区	2.7	6年 4月19日
北町六丁目地区	5.6	6年 6月30日
西大泉六丁目地区	3.6	6年 6月30日
中里地区	4.8	6年10月25日
西大泉四丁目地区	5.5	12年 3月17日
大泉町一丁目地区	2.1	13年 5月15日
三原台二丁目地区	3.8	13年 5月15日
練馬駅南口地区	3.1	16年12月10日
中村橋駅南口地区	2.6	17年 1月11日
江古田駅北口地区	4.2	18年 6月23日
補助230号線土支田・高松地区	11.6	19年 4月 6日
土支田中央地区	14.3	20年10月21日
練馬駅北口地区	3.0	21年 6月22日
上石神井四丁目地区	10.2	21年 9月30日
中里中央地区	4.5	22年 3月 5日
東武練馬駅南口周辺地区	7.7	22年11月30日

●土地区画整理事業の推進

この事業は、一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。

区では、区の面積の約44％が「土地区画整理事業を施行すべき区域」として昭和44年5月に都市計画決定されており、平成23年3月31日現在の区域面積は約2,104.2haである。

23区随一の農地を有している練馬区では、都市化が進む中で後継者難や相続などを契機として農地が切り売りされ、年々農地と農家人口が減り続けている。また、3年4月に生産緑地法が改正され「保全する農地」と「宅地化する農地」に分けられ、「宅地化する農地」の市街化が進んでいる。

区はこのような状況に対応し、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、調査設計費用などを助成している。

同時に、地域特性を踏まえつつ、農業と調和したまちづくりの実現に向けた地域の合意形成に努めている。

また、大江戸線延伸地域の土支田新駅予定地周辺地域では、交通環境の変化や将来開発に備えたまちづくりを進めるため、区施行の土地区画整理事業を実施している。

土地区画整理事業施行地区

地　区	面積	施行者	事業認可日	事業終了日
大泉町二丁目	2.2ha	組合	昭和59年 8月23日	平成2年 8月24日
高松・谷原	10.4ha	組合	61年11月 5日	8年 3月14日
土支田三丁目	1.8ha	組合	平成元年12月13日	7年 2月16日
西大泉六丁目	3.6ha	組合	2年10月 2日	7年 3月31日
三原台三丁目	1.7ha	共同	4年 4月23日	8年 3月18日
中里	4.3ha	組合	5年12月 6日	10年 3月31日
西大泉一丁目	1.4ha	共同	8年 7月24日	10年 8月 3日
西大泉四丁目	4.8ha	組合	8年10月 7日	13年12月10日
三原台二丁目	3.1ha	組合	10年 1月16日	15年11月 7日
西大泉四丁目西	1.6ha	組合	11年 3月30日	14年 1月15日
大泉町一丁目	2.0ha	組合	12年 3月30日	17年 7月20日
石神井台六丁目	0.7ha	共同	16年 3月31日	17年 9月13日
土支田中央	14.3ha	区	＊17年 3月17日	事業中
早宮四丁目	1.9ha	組合	18年 3月31日	22年 7月20日
早宮四丁目南	0.4ha	共同	18年 3月31日	22年 3月31日
中里中央	3.9ha	組合	20年 3月31日	事業中

＊区施行の区画整理は、事業決定日である。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

平成22年度の建築確認の申請は454件（区扱いのみ・区計画通知28件を含む。）であった。

建築確認の受付状況（構造別）　　平成22年度

区　分	件　数		
	一　般	区計画通知	計
	件	件	件
木　造	382	1	383
鉄骨鉄筋	0	1	1
鉄　骨	33	17	50
鉄　筋	11	9	20
ブロック	0	0	0
計	426	28	454

2 道路位置の指定など

前面道路が建築基準法上の道路でない場合、家を建てるためには、道路位置の指定を受ける必要がある。

22年度は、道路位置指定19件（延長343.78m）、指定の廃止6件であった。

3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。

22年度の違反建築物取扱件数は52件であった。その主な違反条項と件数は、建ぺい率17件、容積率8件、高度斜線4件、接道9件であった（重複を含む。）。

(2) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の各駅周辺では駅前広場や道路などの都市基盤の整備が十分でなく、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。また、商業活動も活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置付け、各駅周辺で都市基盤の整備を進め、交通混雑を解消するとともに、買い物客・駅利用者の利便性、安全性を向上させ、商業基盤の拡充と拠点機能の向上を図っている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、区役所をはじめ、警察署、消防署などの行政機関や、郵便局、文化センター、図書館、公民館などの公共施設が集まっている。また、業務施設、商業施設の集積度も高い。しかしながら、道路や駅前広場など都市基盤の整備が遅れていたため、交通混雑を引き起こし、商店街の活性化や近代化にも弊害をもたらしていた。

そこで区では、練馬の中心核に位置付け、道路や駅前広場をはじめとした都市基盤の整備を進めるとともに、平成2年度には「練馬駅周辺地区街づくり構想案」を作成（5年度に一部修正）し、この構想案に基づいてまちづくりを推進している。

1 地区整備の現状

駅北口地区においては、区として初めて都市計画決定した区画街路1・2号線が5年3月に完成した。また、駅北口公共駐車場は7年7月に、北口交通広場やペデストリアンデッキ（橋のような歩行者専用通路）は西武池袋線の高架化にあわせて15年3月に完成した。

駅北口の練馬一丁目地内では、道路の拡幅整備にあわせてまちづくりの実現を図るため「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

駅南口地区においては、区画街路3号線が7年2月に、区役所前立体区道（やすらぎ歩道橋）が9年6月に完成した。

さらに、豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が22年3月に完成した。

2 北口区有地の活用

北口区有地は、駅北口に隣接している約4,000㎡の区有地である。これまで清掃車や区有車の駐車場および臨時的な駐輪場など、暫定的な利用に留まってきたが、一方で、その活用のあり方について検討を進め、21年3月に「練馬駅北口区有地活用基本構想」を策定し、これを踏まえ、22年7月に「練馬駅北口区有地活用事業計画」を策定した。

練馬駅周辺土地利用方針

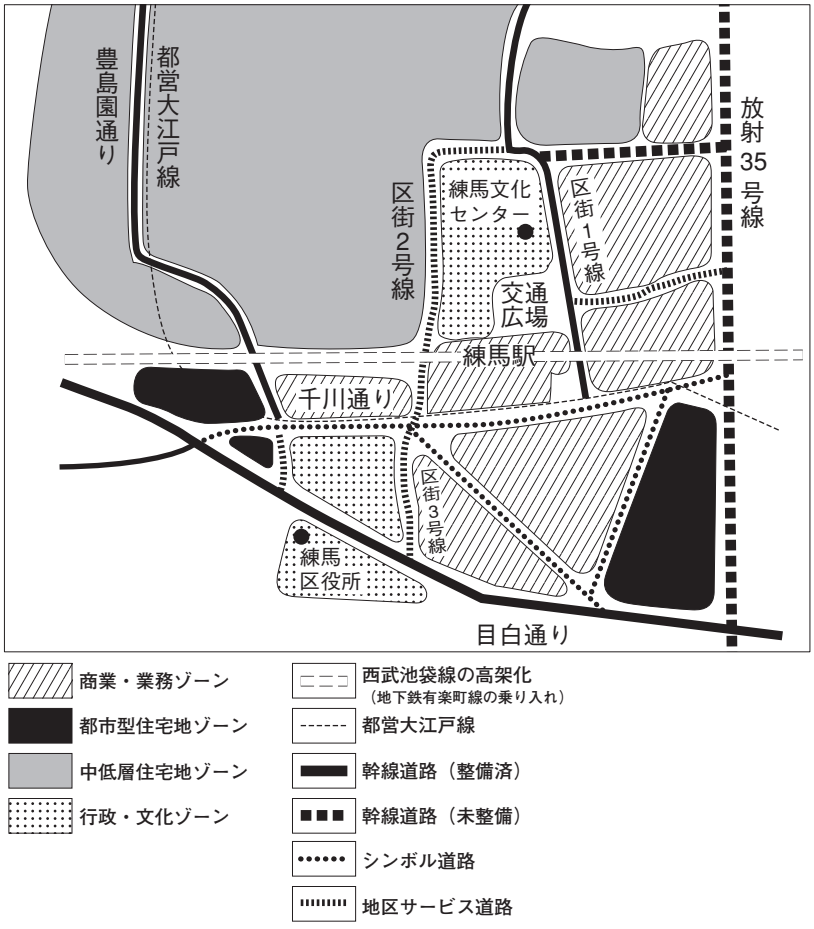

事業は、北口区有地を練馬の中心核を形成する拠点の一つとして、にぎわいの醸成と活力の創造を目指すことを目的として実施するもので、民間事業者からの提案を受け、区施設、民間施設などからなる複合施設を、民間活力を利用して整備していく。区施設は、子育て支援施設、区民交流・産業振興施設などを、民間施設は、民間事業者の提案に基づき、駅周辺地区の活性化や利便性の向上に資する施設などを整備することとした。23年3月に事業へ参画する事業者を選定し、施設の26年度開設を目指し、事業を進めている。

3 総合的なまちづくり事業の推進

このように、既に各種のまちづくり事業が展開されている。今後とも「練馬駅周辺地区まちづくり構想案」に基づいて、まちづくりにかかわる各事業の調整と、総合的なまちづくりの促進を図り、区の中心核にふさわしい魅力あるまちへの整備を推進する。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商店が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、また駅前広場の整備などが不十分なため、交通問題をはじめ、多くの課題を抱えている。

1 整備の方針

区では石神井公園駅周辺地区を大泉学園駅周辺地区とともに、区西部における地域拠点の一つと位置付け、つぎのような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進する。

⑴ 車、歩行者の利用特性に応じた駅周辺道路を整備するとともに、駅に集中する交通を処理、連結する交通結節機能と、駅利用者が憩い、集い、語らう広場機能とをあわせ持つ駅前広場を整備し、地域の交通拠点機能を高める。

⑵ 交通渋滞や市街地の分断要素となっている西武池袋線の鉄道高架化を契機として、交通環境の改善と南北地区の一体的な土地利用の形成を図る。

⑶ 商業と住宅が調和した駅前商業地を形成するとともに、土地の高度利用を図る。

2 駅北口地区市街地再開発事業の完了

昭和63年6月に駅北口地区約1.6haについて、都市計画決定が行われた。さらに平成8年2月に都市計画の変更が行われ、同年7月に組合設立、10年11月に権利変換計画が認可された。

施行者である石神井公園駅北口地区市街地再開発組合が市街地再開発事業を進め、14年3月に再開発ビルと都市計画道路の一部が完成した。

さらに、同年10月には、北口駅前広場が開設され、再開発事業は完了した。

3 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、地元住民からの提言を参考に、今後のまちづくりのあり方を示した「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を15年6月に策定した。

現在、駅南口を中心に、都市計画道路や駅前広場の整備を進めながら、地区にふさわしい街並みの形成や商業の活性化を図るための検討を行っている。

21年3月には「石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会」が設立され、まちづくり計画を策定するための協議、検討を行っている。

●大泉学園駅周辺整備

大泉学園駅は、1日8万人以上の利用者があり、路線バスの発着本数が1日千本を超える区内屈指の交通拠点である。しかしながら、駅前広場や道路など、駅周辺の都市施設の整備が十分とはいえない状況であったため、都市計画道路、周辺道路などと一体となった地区整備が進められている。

1 整備の方針

区では大泉学園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置付け、機能の向上を図るため、駅北口・南口地区を一体とした駅前地区市街地再開発事業を実施してきた。

現在は、北口における交通結節機能の向上と商業環境の改善を図るため、北口地区市街地再開発事業と地区計画の都市計画決定に向けた取組を行っている。

2 駅前地区市街地再開発事業の完了

平成2年12月に駅前地区約2.1haについて都市計画決定が行われた。さらに、7年12月に事業決定、9年2月に権利変換計画が認可され、施行者である都市基盤整備公団（現都市再生機構）が駅前地区市街地再開発事業を進めてきた。

12年11月には再開発地区の名称が、公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定した。13年9月には西武池袋線と立体交差する補助135号線が開通し、11月には北口の再開発ビル（ゆめりあ1）が完成した。また、14年11月には南口の再開発ビル（ゆめりあ2）が、15年3月には南口駅前広場が完成し、事業は完了した。

3 駅周辺まちづくり事業の推進

駅前地区市街地再開発事業は14年度で完了したが、乗降客の多い駅北口を中心に取り組むべき課題は多い。今後は、北口地区市街地再開発事業による駅前整備と地区計画による建築誘導により、駅前にふさわしいまちが形成されるよう、すみやかな事業の促進を図っていく。

●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置付け、駅利用者の安全性と利便性を向上させる等、拠点にふさわしいまちづくりを進めることとしている。

江古田駅周辺地区では、平成18年6月に「江古田駅北

口地区地区計画」を都市計画決定し、ゆとりある歩行者空間の確保と、低層の街並みの形成を目指している。

また、東武練馬駅南口周辺地区では、22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」を都市計画決定し、魅力ある、安全で快適なまちづくりを目指している。

このほか、中村橋駅周辺地区・上石神井駅周辺地区・武蔵関駅周辺地区・上井草駅周辺地区（下石神井4丁目）においても、地域の方々と協働して、拠点機能の向上を図るまちづくりの検討およびその実現に取り組んでいる。

（3）災害に強いまちをつくる

●防災まちづくりの推進

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、都市の重要な基盤である道路も狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを災害に強い構造にすることが必要である。

このため、区では区民の理解と協力を得て防災再開発促進地区の指定を行うとともに、土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業などにより、道路の拡幅、公園などオープンスペースの確保などの事業を推進している。

区は建築物の耐震化を促進するため、平成19年3月に「練馬区耐震化促進計画」を策定した。

計画では、27年度までの耐震化率の目標を区立設置100%民間建築物90%と定めている。

この目標に取り組むため、耐震診断および耐震改修工事に係る助成制度や合意形成の困難なマンションを対象とした無料のアドバイザー派遣制度等を創設した。

さらに国の緊急支援事業等を活用するなど制度の拡充に努め、耐震化に取り組んでいる。

●密集住宅市街地整備促進事業

この事業は、区内の老朽建築物等が密集し、かつ、公共施設等の未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要な地区において、老朽建築物等の建替えを促進し、住宅水準の向上および住環境の整備を図り、併せて、災害に強い総合的なまちづくりを行うことを目的としている。

事業内容は、老朽住宅などを耐火構造などの建築物に建て替える場合の助成（建築設計費、除却費、共同施設整備費など）や、オープンスペースの確保、公共施設・道路・公園などの住環境の整備で、行政と民間が役割を分担してまちづくりを行う。

練馬地区（練馬一～四丁目の各一部、面積約20.0ha）では、昭和61年10月に建設大臣（平成8年4月継続承認）、3年10月に都知事の承認を受けた。なお、練馬地区は、18年3月31日をもって事業を終了した。また、江古田北部地区（小竹町一・二丁目、羽沢一丁目、栄町、旭丘一・二丁目の各一部、面積約46.4ha）では、4年7月に建設大臣、5年6月に都知事の承認を受けている。さらに、北町地区（北町一・二丁目の各一部、面積約31.1ha）では、9年3月に建設大臣、同年9月に都知事の承認を受けている。両地区は、現在事業中である。

また、新たな地区として貫井・富士見台地区（貫井一～四丁目、富士見台三・四丁目の各一部、面積約92ha）では、23年4月から事業に取り組んでいる。

なお、9年11月に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（密集整備法）が施行されたことに伴い、11年1月に江古田北部地区が、12年2月に北町地区が防災再開発促進地区の指定を受けている。

●狭あい道路拡幅整備事業

幅員が4mに満たない「狭あい道路」で建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する。

平成22年度の助成件数は99件であった。

●練馬区震災復興マニュアル

地震によって大きな被害が生じた場合、以前と同じ様なまちなみを復旧したのでは、従来と同じ災害に弱いまちとなる恐れがある。そこで、地域の方々で話し合い、安全で住みやすいまちづくりを行っていく必要がある。そのため、区では復興が必要な場合、区民と区とが協働で復興を進める地域協働復興を考えており、その復興は、『都市の復興』、『住まいの復興』、『暮らしの復興』、『産業の復興』の4つからなっている。

区は、平成19年度に、まちの復興計画および復興まちづくりなど被災市街地の復興の過程を盛り込んだ練馬区震災復興マニュアルを策定し、20年度には練馬区震災復興の推進に関する条例を制定した。

●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い河川の機能を失った田柄川は下水道幹線として暗きょ化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川を残すのみとなっている。このように都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川については、暫定改修（1時間30mmの降雨に対応できる改修）が完成している。本改修（1時間50mmの降雨に対応できる改修）も進み、石神井川で66.6%が完成している。また、白子川については、現在17.8%が完成し、比丘尼橋上流右岸側に34,400m³、比丘尼橋下流左岸側に212,000m³を貯留する調節池の整備が完了している。

また、都は、平成23年度から目白通りの地下約35mの深さにトンネル（内径10m、延長約3.2km）を掘り、新たに212,000m³を貯蓄する地下調整池の工事に着手する。

区では、河川災害を防ぐため、しゅんせつ（河床整正）工事を行い、水防器材の充実、注意個所の確認、降雨量や水位の観測、行政機関相互の情報交換等により河川災害対策の充実を図っている。

河川の現況　平成23年4月1日現在

河川名	延長（m）	本改修済延長（m）（改修率）
石神井川	11,644	7,751（66.6%）
白子川	6,513	1,159（17.8%）

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入して起こる「都市型水害」を防ぐために、河川の改修、調節池の整備などを行ってきたが、より総合的な治水対策を推進するため、区では平成2年6月に「練馬区総合治水計画」を策定し、雨水を地中へ浸透させる施設の整備を進めている。

22年度までに、道路、公園、学校などの公共の施設で115,522m³、大規模民間施設等で159,705m³、合計275,227m³の雨水の浸透貯留可能な雨水流出抑制施設を整備した。

●練馬区耐震改修促進計画および耐震改修に係る支援事業

災害に強いまちづくりに向け、区立施設の耐震化率を100%、民間建築物を90%にする方針を定めるとともに、耐震改修支援を盛り込んだ練馬区耐震改修促進計画を平成19年3月に策定した。18年時点での住宅の耐震化率は76.5%であるが、27年度まで建築物の自然更新や自発的な建替えを含め、区の支援による耐震補強を併せて耐震化率90%にすることを目指している。

耐震化へ向けた具体的な支援策としては、戸建住宅に対しては無料で簡易診断を行い、さらに、耐震改修工事に対する助成を行っている。対象となる建築物は住宅のみではなく特定建築物（賃貸住宅、店舗、事務所など不特定多数の方が利用する用途で一定規模以上の建築物）、私立幼稚園、保育園等の公共的施設、分譲マンション、後方医療機関等、緊急輸送道路沿道の建築物を助成の対象建築物としている。

20年度からは、木造住宅に住んでいる高齢者等を対象に耐震シェルターや防災ベッドの設置に対して助成を開始した。

耐震改修工事等助成費用【】は限度額　平成23年4月1日現在

区分	耐震診断	実施設計	改修工事
戸建住宅※1	費用の3分の2【8万円】	費用の3分の2【22万円】	費用の3分の2【100万円】※2
分譲マンション※1	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の3分の1【2,000万円】
特定建築物	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の6分の1【1,000万円】
公共的施設	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の2分の1【3,000万円】
後方医療機関等および緊急輸送道路沿道の建築物	費用の3分の2【200万円】	費用の3分の2【450万円】	費用の2分の1【6,000万円】

※1 戸建住宅と分譲マンションは無料で簡易診断を実施
※2 世帯所得が一定以下で、それを証明できる方の場合は、費用の5分の4で限度額120万円

1 耐震改修工事等助成事業

22年度は戸建住宅に対して、簡易耐震診断164件実施し、耐震診断51件、実施設計50件、耐震改修工事42件、簡易補強工事6件助成した。

2 耐震シェルター等設置助成事業

22年度は耐震シェルター・防災ベッドの設置に対して、1件助成した。

（4）だれもが利用しやすいまちをつくる

●練馬区福祉のまちづくり推進条例によるバリアフリー整備の推進

区ではすべての人が、等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を目的に、平成22年3月「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、10月から施行した。

この条例は区民、事業者、区が連携・協力し「福祉のまちづくり」を推進することを基本理念に、その活動を促進する施策を規定している。

また、本条例は都の建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例、練馬区福祉のまちづくり整備要綱の規定を整理・一本化しており、一定規模の公共的建築物等を建築する場合の事前協議と適合義務、措置の公表について規定している。これにより新築等の建築物のバリアフリー整備を図っている。

なお、この条例に基づく公共的建築物の事前協議は、22年度は74件だった。

一方、諸条件にあった既存建築物については、その経費の一部を助成し、バリアフリー化を推進している。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性の向上を図ること等を目的として、平成12年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（18年にハートビル法とあわせて、いわゆるバリアフリー新法として統合）が施

行され、行政、公共交通事業者および国民の役割が明確となり移動円滑化に向けた制度整備が図られた。

交通バリアフリー法の施行を踏まえ、区では、区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため「練馬区鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱」を14年に制定し、区内4駅で事業者が行うエレベーター等の整備に対し、その経費の一部を補助している。

区では現在までに平面駅舎である豊島園駅を除く区内20駅中19駅でバリアフリールートが確保されているがさらなる駅のバリアフリー化を推進していくため、引き続き鉄道事業者に働きかけている。

(5) 上・下水道の整備

●上水道

区の給水人口は、平成23年3月31日現在716,891人で、給水普及率は100%となっている。

水道は、人々の暮らしや都市生活を支える基幹的な都市施設であり、水道事業は、清浄な水を常に安定して供給する役割を担っている。

都では、安全でおいしい水の供給にむけ、有機物質やかび臭原因物質、カルキ臭やトリハロメタンのもとなる物質等の除去に大きな効果をあげている「高度浄水処理施設の整備」をはじめ、「独自の水質目標の設定」、「古い水道管の計画的な取替」、「貯水槽水道の適正管理」、おいしい水をそのまま届ける「直結給水方式の普及促進」、「残留塩素の低減化」の取組を進めている。

また、蛇口から安心して水を飲めるという世界に誇る水道文化を次世代に継承していくため、次世代を担う小中学生が水道水のおいしさを実感できるよう、「小中学校の水飲栓直結給水化モデル事業」を推進するほか、キャラバン隊を編成して小学校を巡回し、水道に関する授業をとおして理解を深めてもらえるよう、「水道キャラバン」を実施している。

さらに、震災時における断水被害を最小限にとどめ、可能な限り給水を確保するために、抜出し防止構造の継手を採用し非常に耐震性が高い耐震継手管への取替計画を大幅に前倒しする「水道管路の耐震継手化緊急10ヵ年事業」に取り組んでいる。

上水道使用水量　　平成22年度

区　分	使用水量
	㎥
一般用	67,657,118
公衆用	33,647
共同住宅用	934,896
公衆浴場営業用	9,699
計	68,635,360

資料：東京都水道局

●下水道

1 普及率はおおむね100%に

下水道は都市の基幹的な施設であるとともに、雨水の排除、浸水の防除、地域の環境改善、便所の水洗化、川や海などの公共水域の水質保全という重要な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100%に達している。また、下水道管きょの総延長は、23年3月末現在1,262kmとなっている。

下水道管きょ延長　　平成23年3月31日現在

総延長	管きょ内訳	
	幹線	枝線
m 1,262,055	m 64,182	m 1,197,873

資料：東京都下水道局

2 雨水流出抑制型の採用

区の下水道は、雨水と汚水を一緒に流す合流式を採用しており、一定量以上の雨が降ると、雨水は下水管を通じて、一部が河川に放流される仕組みになっている。

しかし、放流される河川の本改修（1時間50mmの降雨に対応できる改修）が遅れているため、大泉・石神井地区では、大幅な下水道の普及が図れないという問題が生じた。

そこで都と区は、こうした区域にも下水道を普及する手段として、できる限り河川への流出を少なくする雨水流出抑制型下水道を採用し、7年度末には、おおむね100%の整備を行った。

この方式は、透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、雨水が一時に河川に流れ込まないようにするといった、従来とは異なる排除方式を用いたものである。

6　良好な交通環境をつくる

(1) 公共交通を充実する

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などのために計画された路線である。

この路線は、放射部と環状部からなり、放射部の光が丘～練馬間は平成3年12月、練馬～新宿間は9年12月に開業した。環状部についても新宿～国立競技場間は12年4月、同年12月には全線（除：汐留駅）が開通した。これにより、区内から六本木、築地、下町方面へは乗換えがなくなるとともに、14年11月の汐留駅開業と、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

さらに、12年1月の運輸政策審議会（現交通政策審議会）では、光が丘～大泉学園町間の延伸と武蔵野線方面への検討を、運輸大臣（現国土交通大臣）に答申している。

区では、大江戸線延伸の早期実現のため、導入空間となる都市計画道路補助230号線の整備に併せて、沿道のまちづくりなど環境整備に努めており、17年3月に土支田中央地区の土地区画整理事業を決定し、事業を進めている。

また、延伸を実現するために、区議会、地元住民とともに昭和63年7月に「地下鉄12号線延伸促進期成同盟」（平成14年3月「大江戸線延伸促進期成同盟」に改名）を設立し、都や国に早期事業化を図るよう要請活動を実施している。

さらに、13年9月新座市等が構成する「都市高速鉄道12号線延伸促進協議会」に加盟し、要請活動に参加している。

●西武池袋線

踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、西武池袋線の連続立体交差事業（高架化）に取り組んでいる。併せて、ラッシュ時の混雑緩和や所要時間の短縮のための複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められている。昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手し、平成15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間約5.4kmの高架複々線化が完了した。これにより、計19か所の踏切がなくなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、これらの事業に併せて、6年12月に練馬高野台駅が開業、10年3月には有楽町線と西武池袋線の相互直通運転が開始されるなど、利便性も高まった。

一方、懸案であった練馬高野台駅～大泉学園駅付近間約2.4kmについては、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手した。事業完了は26年度を予定しており、富士街道を含む9か所の踏切がなくなる。このうち、23年4月には練馬高野台駅～石神井公園駅付近間約1.2kmの高架化が完了し、6か所の踏切がなくなった。なお、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化される。

●西武新宿線

西武新宿線は区の南西部を東西方向に走る鉄道であり、区内の上石神井と武蔵関の2駅のほかに、上井草、

各駅の1日平均乗降客数　　平成22年度

駅名	乗車	降車	総数
	人	人	人
西武池袋線			
江古田	16,469	16,339	32,808
桜台	6,572	6,481	13,053
練馬	53,781	55,450	109,231
中村橋	18,722	18,473	37,195
富士見台	12,059	11,725	23,784
練馬高野台	12,326	11,984	24,310
石神井公園	34,787	34,728	69,515
大泉学園	41,574	41,428	83,002
保谷	27,847	27,698	55,545
西武豊島線			
豊島園	6,387	6,252	12,639
西武新宿線			
上井草	9,943	10,001	19,944
上石神井	21,725	21,657	43,382
武蔵関	14,197	13,894	28,091
東伏見	12,177	12,109	24,286
東武東上線			
東武練馬	29,608	29,267	58,875
下赤塚	9,078	9,379	18,457
成増	29,199	29,745	58,944
東京メトロ有楽町線			
小竹向原	42,235	40,050	82,285
氷川台	17,634	17,306	34,940
平和台	19,109	19,010	38,119
地下鉄赤塚	15,915	15,497	31,412
地下鉄成増	21,995	22,493	44,488
東京メトロ副都心線			
小竹向原	26,453	25,375	51,828
西武有楽町線			
小竹向原	47,928	52,624	100,552
新桜台	3,346	3,052	6,398
都営大江戸線			
新江古田	11,623	11,309	22,932
練馬	35,268	35,647	70,915
豊島園	5,542	5,448	10,990
練馬春日町	9,280	9,135	18,415
光が丘	28,468	28,336	56,804

注：①小竹向原駅は、直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。
②西武池袋線練馬駅は、西武有楽町線の乗降客を含む。
資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東京都交通局

東伏見両駅も近接していることから、多くの区民が利用している。

この路線については、区内の全区間で線路が地上部を走っていることから、南北を横断する道路については、すべて踏切での平面交差となっている。このため、特に朝夕のラッシュ時間帯を中心に、一部の踏切で交通渋滞が発生している。都は、踏切対策基本方針の中で鉄道立体化の検討促進区間としていた井荻～東伏見駅間を、平成20年6月に連続立体交差事業の事業候補区間として位置付けた。区では各駅周辺のまちづくりに取り組むとともに関係機関による勉強会を行い、その対策を検討している。

●東武東上線

東武東上線は川越街道と平行し、練馬区と板橋区の境界付近を走る鉄道である。区内に駅はないものの、東武練馬、下赤塚、成増などについては近接していることから区民の利用も多く、重要な交通手段のひとつとなっている。

●地下鉄有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋～営団成増（現地下鉄成増）間が開業し、池袋から先の区間とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通が飛躍的に便利になった。

また、同年10月に小竹向原～新桜台間で開業した西武有楽町線が、平成6年12月に練馬まで開通したことにより、西武池袋線との相互直通運転も実現し、利便性の向上や西武池袋線の混雑緩和にも大きく寄与した。

なお、20年6月には、小竹向原から池袋を経由し渋谷に至る東京メトロ副都心線も開業した。小竹向原駅で西武有楽町線・池袋線との相互直通運転が実現しており、さらに24年度には渋谷駅で東急東横線との相互直通運転も予定されており、さらなる利便性の向上が期待できる。

●エイトライナー

区内の鉄道網は、山手線から放射方向に伸びる鉄道は整備されているが、環状方向に延びる鉄道は整備さ

練馬区の公共交通図

平成23年4月1日現在

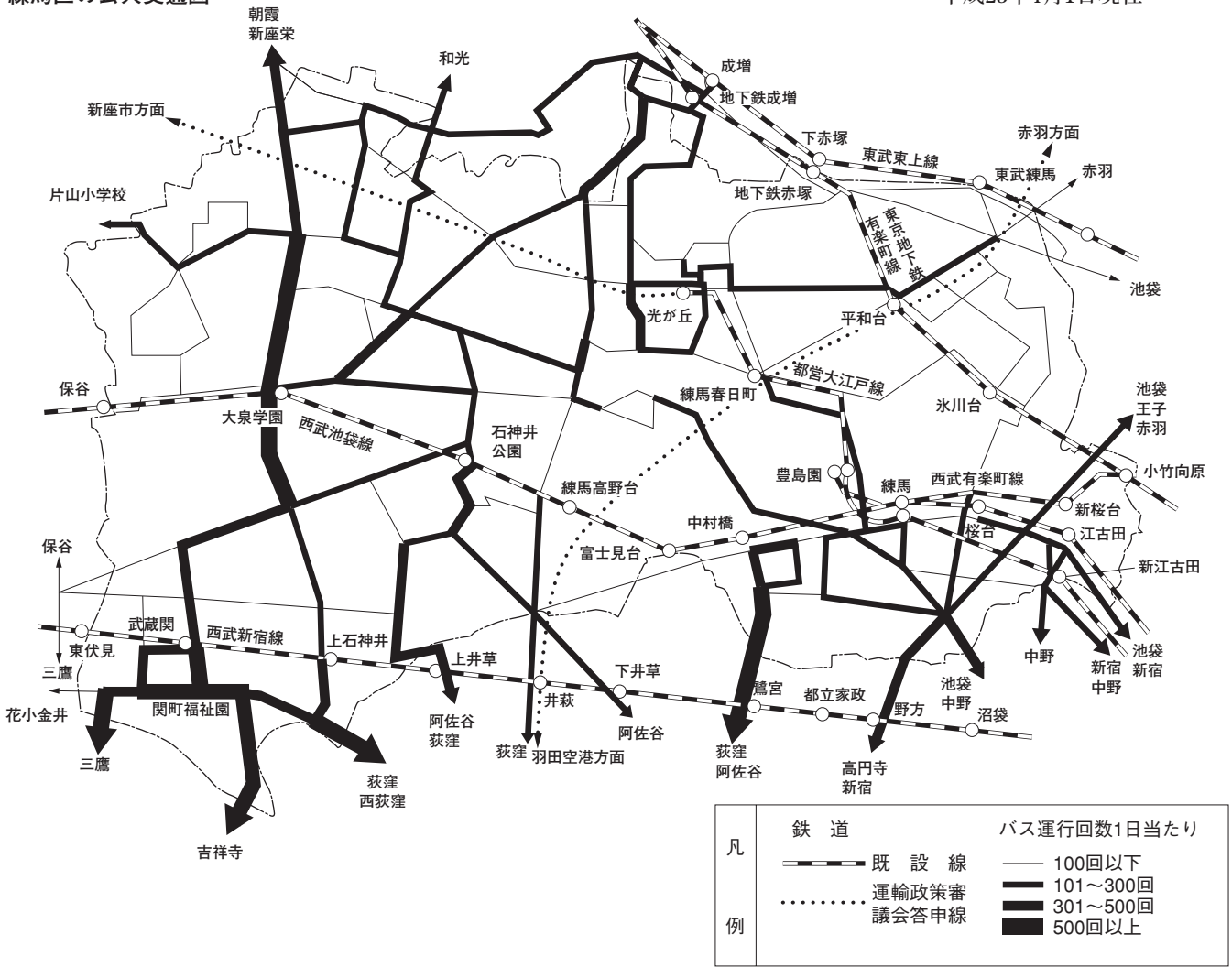

れておらず、その移動は主にバス交通にゆだねられている。

区は、環状8号線を基本ルートとする新しい交通システムについて関係区とともに研究を始め、平成5年に「エイトライナー構想」を取りまとめた。「エイトライナー構想」の実現により、①環状方向の移動時間が短縮される、②沿線拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港への交通が便利になる、などの効果が期待される。

6年には大田・世田谷・杉並・板橋・北の5区とともにエイトライナー促進協議会を発足させ、その実現に向けた調査・研究を続けている。

これまでに、環状七号線を基本ルートとする「メトロセブン構想」を掲げたメトロセブン促進協議会と連携して促進活動を行い、その成果として、運輸政策審議会答申第18号（12年1月27日）において、「区部周辺部環状公共交通（仮称）」として「今後整備について検討すべき路線」に位置付けられている。

●バス交通

区内を東西に通過している西武池袋線・新宿線、東武東上線は、各鉄道路線の南北の間隔が広い。そのため、これら路線の各駅をつなぎ、区民の日常生活の「足」となっているのがバス交通である。

区内には、西武・国際興業・関東・京王電鉄・都営の計5社、約100系統が運行している。

しかし、バスの運行が不可能な狭い道路も多いことなどから、バス路線の配置が少ない地域や1日の運行回数が少ない路線もある。こうしたことから、バス不便地域の解消や、バス交通の利便性の向上が望まれている。

一方、区は、日大練馬光が丘病院や光が丘区民センターなどの区内の拠点となる公共公益施設を利用しやすくするとともに、バス交通が不便な地域を解消するために平成4年4月から保谷（駅）～光が丘駅間、15年3月から東武練馬駅と光が丘駅間で、また、17年7月から、関町福祉園～順天堂練馬病院間、氷川台福祉園～日大練馬光が丘病院（現在は、練馬北町車庫～日大練馬光が丘病院）間で、さらに、20年1月から、大泉学園駅～大泉学園町5丁目～大泉学園駅でコミュニティバスを運行している。

●区内交通の現状と都市交通マスタープラン

区内では、都営大江戸線や西武有楽町線の開通、西武池袋線の連続立体化、環状8号線などの道路整備が進展し、交通基盤が着実に整備されつつある。この結果、区民生活の利便性が向上するとともに、交通渋滞の緩和や安全性の確保などが図られている。

しかし、公共交通の不便な地域が依然として存在すること、バリアフリー化が確保されていない駅・バスが存在すること、また、道路の整備率は、都市計画道路で約5割、生活幹線道路で約3割にとどまり自動車交通の円滑化が図られていないことなど、解決すべき問題が数多く残されている。

さらに、移動に困難を伴う高齢者などの増加に伴い、円滑に移動できる手段の確保が一層重要となっている。また、地球温暖化などの環境問題に対する区民意識の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立が求められるなど、交通をとりまく状況は大きく変化しつつある。

このような背景の下、だれもが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、平成19年度に練馬区都市交通マスタープランを策定した。ここでは、基本目標や取り組むべき交通施策を体系的に整理しており、今後は、区が抱える様々な交通問題の解決に取り組んでいく。

運輸政策審議会の答申の内容（答申第18号　平成12年1月27日）　（凡例は次ページ参照）

路線名	通過場所
東京8号線の延伸及び複々線化	所沢－石神井公園＝練馬－池袋－有楽町－豊洲━東陽町━住吉（■）押上（━）四ツ木 ┌新木場 ━亀有━野田市 （練馬～石神井公園間は工事中） ・住吉～四ッ木間は東京11号線を共用する。 ・今後開業する常磐新線の投資効果が減殺しないよう留意して、着工区間、時期等を決定する。 （　）は、工事中を表す。
東京12号線の建設及び延伸	都庁前■新宿西口■飯田橋■門前仲町■青山一丁目■新宿－都庁前－光が丘━大泉学園町…→武蔵野線方面
東京13号線の延伸	和光市－小竹向原－池袋■新宿三丁目■渋谷 ・池袋駅以西において営団有楽町線、東武鉄道東上線及び西武鉄道池袋線と相互直通運転を行う。 ・渋谷駅において東京急行電鉄東横線と相互直通運転を行う。
区部周辺部環状公共交通（仮称）の新設	葛西臨海公園…赤羽…田園調布…→羽田空港方面 ・羽田空港方面の扱いについては京浜急行電鉄空港線と東京急行電鉄目蒲線を短絡する路線の整備状況等を踏まえて検討する。 ・長大路線であり、今後の輸送需要等を踏まえて、早期に優先着工区間を決定する。

答申路線の表示に係る凡例

	新設	複々線化
○開業区間	―	
○目標年次までに整備を推進すべき路線		
・目標年次までに開業することが適当である路線	■	＝
・目標年次までに整備着手することが適当である路線	▬	
○今後整備について検討すべき路線	…	

また、今後整備について検討すべき方向を示す場合は「…→」とする。

(2) 道路交通ネットワークを整備する

●区内の道路事情

道路はそれぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、幹線道路、地区幹線道路、地区集散（生活幹線）道路、区画（生活）道路、特殊（歩行者専用等）道路に分類される。

区の道路状況は、自動車専用道路である関越自動車道を始めとして、主要幹線道路は国道の川越街道（放射8号線）、都道の目白通り（放射7号線）、青梅街道（放射6号線）があり、さらに幹線道路として新青梅街道（補助76号線）、千川通り（補助229号線）など東西方向へは比較的整備が進んでおり、放射状の都心指向型となっている。しかし、南北方向には、東京外環自動車道、環状7・8号線と笹目通り（補助134号線）がある程度で、東西方向に比べ南北方向の道路は少ない状況である。

一方、区画道路の役割を果たす区道は、いまだ旧街道や旧農道からなる狭くて曲がったものが多く、道路幅員も4.5m未満のものが道路総延長の42.4%と半分近くを占めている。

●都市計画道路の整備状況

平成23年3月31日現在、区内の都市計画道路は37路線あり、延長は108.3kmである（都市高速道路および付属街路を除く。）。整備状況は、完成が52.9km（48.8%）、概成が10.6km（9.8%）、事業中が8.3km（7.7%）、未施行は36.5km（33.7%）である。

区内の都市計画道路網は、東京の発展に伴って、昭和初期から計画され、数次の改訂が行われた。

16年には、これまでの第二次事業化計画に代わり、都と23区が共同して、新たに第三次事業化計画を策定し、16年度～27年度において優先的に整備すべき路線を公表した。区内においては、13路線（16区間）、延長17.9kmを指定しており、都と連携し、着実に事業を進めていく。

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏を環状方向に結ぶ、延長約85kmの自動車専用道路であり、放射方向の道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を分散導入し、首都圏の交通、環境問題を改善する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越道までについて供用中である。それ以南の関越道～東名高速の区間については、平成19年4月に高架方式から地下方式へ都市計画の変更決定が行われ、21年5月に事業化した。区では、抜本的な交通状況の改善などのために、事業者である国等に対して、早期完成に向けた働きかけを行っている。

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を「生活幹線道路」として位置付け、昭和63年5月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約110kmを計画した。このうち区道は、延長約94kmであり、平成22年度末現在、延長約24kmの整備が完了した。

区では、計画した路線のうち延長約5kmで事業を実施するとともに延長約4kmを早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

整備中の主な都市計画道路　　平成23年3月31日現在

路線名	事業状況
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目2,000m用地取得中
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目間1,330m用地取得中、排水管設置工事
補助132号線	石神井町二丁目地内530m用地取得中・電線共同溝工事
補助229号線	上石神井一丁目および関町南一丁目地内430m用地取得中・排水管設置工事
補助230号線	土支田二丁目～土支田三丁目間540m街路築造工事
	高松六丁目～土支田三丁目約560m用地取得中・街路築造工事
	大泉町三丁目～土支田三丁目850m用地取得中
	大泉学園町七丁目～大泉三丁目1,250m用地取得中

自動車保有台数の推移

各年3月31日現在

年次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原付
	台	台	台
平成21年	175,735	46,258	38,908
22年	173,250	46,615	37,627
23年	170,625	46,159	35,487

資料：練馬自動車検査登録事務所、区民部税務課

主要道路の自動車交通量（12時間値）

路線名（観測地点）	平成9年	11年	17年
	台	台	台
環状7号線（羽沢2丁目）	42,169	37,553	39,566
目白通り（豊玉北4丁目）	36,549	33,855	34,058
川越街道（旭町3丁目）	27,875	23,853	23,728
笹目通り（谷原3丁目）	32,970	35,602	35,684
新青梅街道（関町北4丁目）	13,985	14,841	13,393
青梅街道（関町南1丁目）	29,399	30,713	31,695

注：台数は、7時から19時までの秋の1日（平日）の測定値
資料：「交通量調査報告書」（東京都建設局）

練馬区の道路の現状　　平成23年4月1日現在

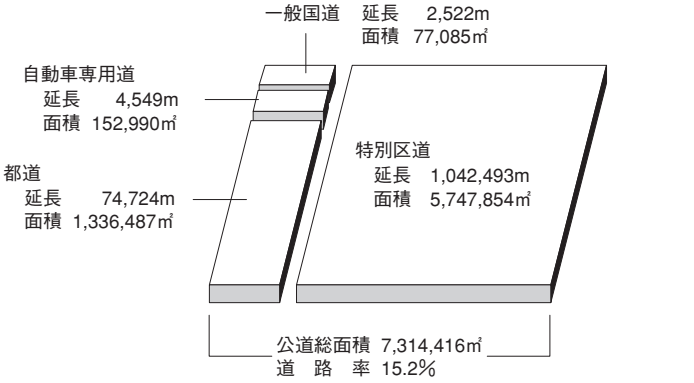

資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調査平成22年版」（東京都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。平成22年度に認定した路線は24件、延長1,276m、面積6,715m²であった。

（3）快適な道路環境を整備する

●快適なみちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設や整備済路線の改修に当たり、バリアフリー化および地域の景観に配慮して、歩道の舗装、無電柱化、防護さく・街路灯などの道路設備、道路の植栽などの質の向上を図り、安全・安心で快適な道路空間を創出することにより、魅力ある道づくりを進めている。

●放置自転車に対する取組

区では、放置自転車をなくすために、昭和49年から現在までに区内の駅周辺などに83か所、約43,000台分（平成23年5月1日現在）の自転車駐車場を設置してきた（(財）自転車駐車場整備センターの運営も含む。）。

また、3年12月に自転車を都市における基礎的な交通手段として明確に位置付け、交通需要に基づく交通施設の整備、他の交通手段と均衡のとれた利用を図るとともに、適正利用を推進するため、「練馬区自転車利用基本計画」を策定した。

さらに、12年5月に、上記「練馬区自転車利用基本計

駅周辺の自転車等利用状況　　各年5月調査

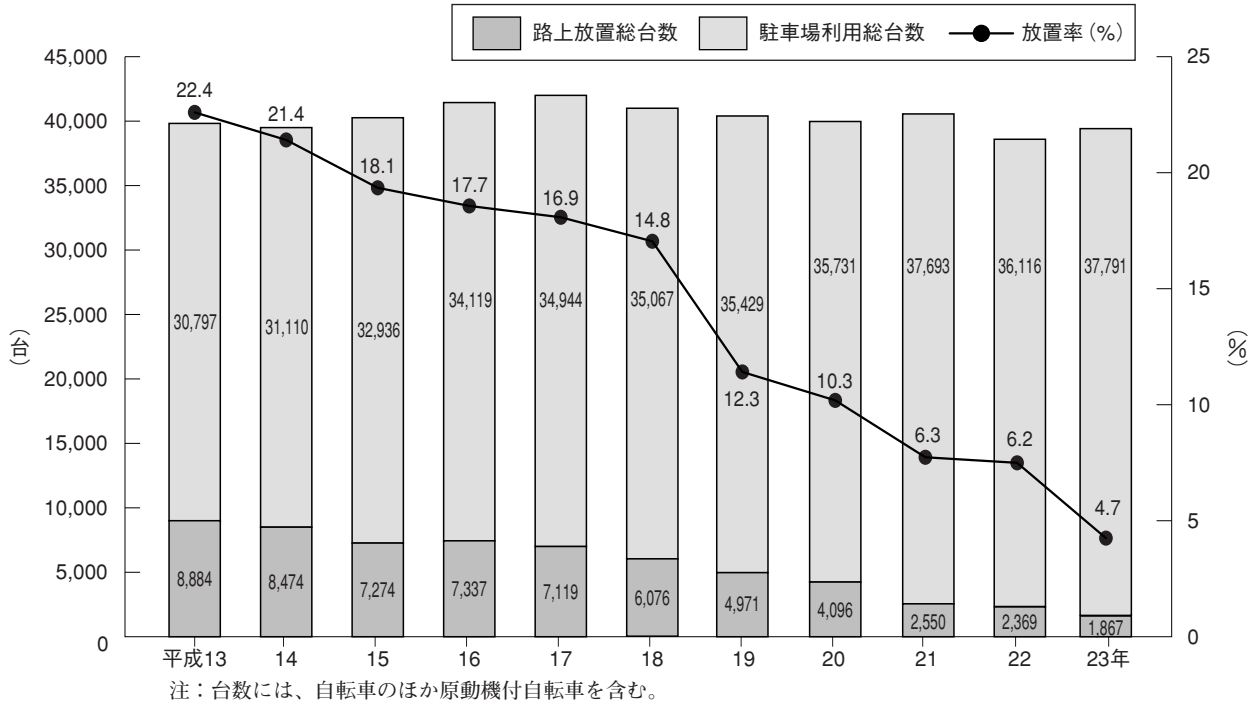

注：台数には、自転車のほか原動機付自転車を含む。

画」に基づき、自転車対策の指針を定めた「練馬区自転車利用総合計画（12年度～22年度）」を策定し、23年3月には、23年度から32年度までの計画として「練馬区自転車利用総合計画（23年度～32年度）」を策定した。

本計画により、近年問題とされている「買物客等による午後の放置自転車対策」、「自転車走行環境の整備」や「自転車の安全利用対策」といった新たな課題について取り組むこととしている。

また、自転車を適正に利用してもらうという観点から、放置禁止区域の指定を行い、放置自転車の撤去を行っている。

●自転車の快適な利用のために

現代社会では自転車は日常生活に必要不可欠なものとなっており、自転車利用を単に規制するだけでは自転車問題は解決しない。むしろ、適正利用のできる環境を整備していく必要がある。

1 全国自転車問題自治体連絡協議会の活動

駅周辺の用地不足や土地価格の高騰などにより、利用者数に応じた自転車駐車場を整備することが、ますます難しくなってきている。

これは、法制度の整備や財源が十分でないことが主たる原因である。そのため、平成4年2月に全国174（23年5月現在142）自治体が結束し、「全国自転車問題自治体連絡協議会」（以下「全自連」という。）を発足させ、自転車法の改正等、制度の見直しを積極的に国へ働きかけてきた。その結果、5年12月に国会において自転車法が改正され、鉄道事業者は自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならないことや、自転車を違法に駅前広場などに放置し撤去された場合、撤去・保管・売却などに要した費用を、その原因者たる当該自転車の利用者に負担させることが明記されるなど、一定の成果を上げることができた。（なお、全自連会長は発足以来、練馬区長が務めている。）

2 自転車駐車場の利用料金

区では4年7月から、施設の整備を前提に、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めている。その理由として、駅周辺の用地不足、地価高騰の結果として、駐車場整備が極めて困難になってきており、貴重な税収を整備財源とする上で利用者の負担を考慮しなければならなくなったことがある。また、駅の近くに無料駐車場を設置した場合、今まで自転車を利用していなかった人の自転車の利用を誘うことになり、かえって駐車需要の増大を招き放置自転車が増えることが明らかになったことがある。さらに、区が無料で駐車場を提供することが、バス等他の輸送サービスを後退させ、交通手段の需給バランスを崩すことが考えられ、自転車も都市交通体系の一環としてとらえることが必要とされてきたことなどがあげられる。

通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少したが、午後の放置自転車が増えている。今後、買物客等の短時間利用に配慮した一定時間無料の自転車駐車場を整備することとする。

3 レンタサイクルシステム

区では、南北方向を結ぶ交通手段は主にバス路線しかなく、これを補うために自転車が多く利用されているのが現状である。

このことから、自転車が公共交通の一つとして利用できるような体制を、地域に応じて整備していく必要がある。区では、駅と自宅（通勤・通学先）を結ぶ足としてRCS（レンタサイクルシステム）を実施している。現在、区内6駅に7か所の「ねりまタウンサイクル」を設置しており、2,700台の自転車を供用している。

RCSは、区が自転車を貸し出し、1台の自転車を複数の人が利用することにより、実質的な駐車台数を減少させ、結果として放置自転車を減らすというものである。

●駅周辺の自転車等乗り入れ状況

平成23年5月の調査では、区内の駅周辺の自転車等乗り入れ台数は、1日39,658台だった。このうち37,791台が自転車駐車場等を利用し、残る1,867台が駅周辺道路に放置されていた。

路上放置台数、放置率共に、11年以降減り続けている。

各駅における1日の自転車等利用状況（区内分）　　平成23年5月調査

駅名	駅利用台数	公営駐車場利用台数	路上放置台数	放置禁止区域指定	レンタサイクル	民営駐車場
	台	台	台		台	台
江古田	514	290	214	○		10
桜台	378	171	167	○		40
練馬	2,983	2,429	206	○	348	
豊島園	700	299	401			
中村橋	1,215	1,099	116	○		
富士見台	1,288	920	22	○		346
石神井公園	5,217	2,549	91	○	232	2,345
大泉学園	7,771	5,601	213	○	1,428	529
大泉バス停	509	486	23			
保谷	1,719	1,646	7	○		66
上井草	2	0	2	○		
上石神井	1,910	1,346	46	○	398	120
武蔵関	1,640	1,398	52	○		190
東武練馬	347	64	36	○	165	82
小竹向原	621	604	17	○		
氷川台	1,721	1,706	15	○		
平和台	3,370	3,252	84	○		34
地下鉄赤塚	874	808	30	○		36
新桜台	39	33	6	○		
光が丘	4,479	4,432	47	○		
練馬春日町	949	756	15	○	144	34
練馬高野台	1,196	579	49	○		568
新江古田	216	158	8	○		50
計	39,658	30,626	1,867		2,715	4,450

注：①公営駐車場とは、区立自転車駐車場および(財)自転車駐車場整備センターが運営するものを指す。
②大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・北出張所前バス停を指す。

ねりまタウンサイクル利用状況　　平成23年5月調査

名称	貸付台数	会員数	正利用台数	逆利用台数	当日利用台数	
					5月中総台数	1日当たり平均
	台	台	台	台	台	台
練馬	400	318	174	144	930	30
東武練馬	200	153	75	78	360	12
石神井公園	400	216	150	66	507	16
上石神井	400	386	330	56	369	12
大泉学園駅北口	600	814	557	257	468	15
大泉学園駅南口	500	590	509	81	294	9
練馬春日町	200	136	100	36	248	8
計	2,700	2,613	1,895	718	3,176	102

注：①正利用台数は自宅から駅までの利用台数
②逆利用台数は駅から会社や学校等への利用台数
③当日利用台数は、非会員の利用者による一回利用の利用台数

●交通安全啓発

交通事故はその大部分が、基本的な交通ルールの軽視、マナーの欠如によって起こされているだけに、交通安全を守る心の啓発が大切である。

平成10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、この中で、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。宣言の趣旨を踏まえて、各種交通安全施策を推進していく。（宣言文は裏表紙参照）22年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについてPRをし、1歳児を対象として幼児用自転車ヘルメット購入助成事業を行い、1,176個の助成をした。

また、区立小学校児童を対象に、自転車の安全な乗り方教室を実施し、受講した児童に「自転車安全運転免許証」を発行するなどして交通安全の意識啓発に努めている。22年度は、53校で実施し4,828人の児童が免許証を取得した。さらに、区立小学校新入生に対しては、毎年ランドセルカバーを配布している。

21年度からは新たにスタントマンによる事故再現を取り入れた自転車安全教室を区立中学校にて実施している。もし交通ルールを守らなかった場合、いかに恐ろしい事態を誘発するかを強調し、もって危険運転に対する抑止力を自転車運転者自らが培うことを目的としている。22年度は11校で実施した。

●交通安全計画

区は交通安全対策基本法に基づき「第八次練馬区交通安全計画（平成18年度～22年度）」を策定し、「各年における交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を目標に、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めてきた。

交通安全施設　　平成23年4月1日現在

種別	総数	対前年度増減
歩道	122,704ｍ	279ｍ
道路標識	2,677本	0本
街路灯	44,245基	166基
反射鏡	6,318本	39本
防護柵	84,832ｍ	93ｍ
点字ブロック	2,197か所	10か所

この結果、前述の計画年度における区内の交通事故の状況はつぎのグラフのとおりとなり、交通事故の減少について一定の成果をあげることができた。今後は都が公表する「第9次東京都交通安全計画」をふまえて新たな練馬区交通安全計画を策定し、さらなる交通事故の減少を目指す。

区内の交通事故の状況

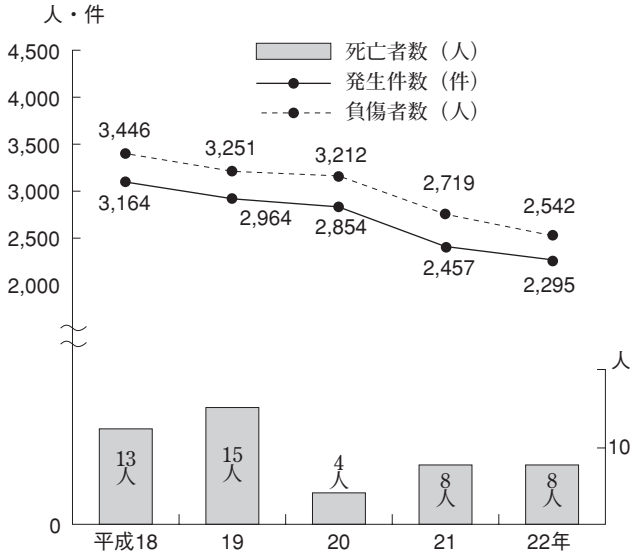

●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道の舗装等の工事費用の一部を助成している。平成22年度は31件、舗装面積5,704m²について助成した。

●排水設備工事の助成

公共下水道が敷設され、供用開始の告示がされると、3年以内にくみ取便所を水洗化することが法律で義務付けられている。水洗化に伴う便所改造や私道の排水設備工事に要する費用は自己負担となるため、区では排水設備工事（改修を含む。）に要する費用について、一定の条件により助成を行い、自己負担分の軽減を図っている。

●水路

区内の公共溝きょの総延長は平成23年4月1日現在119,144mである。長年、農業用として使用された水路は、市街化が進むにつれてその必要性がなくなり、景観に配慮した緑道等として、今後も環境整備を行う。

●橋りょう

区内の橋は、平成23年4月1日現在177橋であり、このうち区の管理する橋は125橋、総延長2,913mである。

都は河川の改修事業に併せて、20年度に着手した三ツ橋の架け替えと、21年度に着手した水道橋の架け替えを22年度に完了した。21年度着手の栄橋、22年度着手の東映橋、愛宕橋は23年度中に完了する予定である。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅および修景にかかる費用の負担をしている。

●区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は、交通事故や犯罪等で被害を受けた方を救済することを目的とし、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金を支払う制度である。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し加害者と

なる事故が増加しており、中には高額の賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成21年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。

加入は、毎年2月～3月の期間に区内郵便局・金融機関で受付している。

●自動車駐車施設の整備

路上駐車は、交通渋滞を引き起こし、都市機能を低下させるとともに、交通事故発生の要因ともなっており、その解決が重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、区では平成6年度に「駐車施設整備に関する基本計画」を策定し、練馬駅北口地下、石神井公園駅北口、大泉学園駅北口、大泉学園駅南口の4駐車場を整備し、指定管理者制度を導入して運営している。このうち、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口においては、19年3月に自動二輪車用駐車スペースを整備した。

7　安心して生活できる住まいづくりを進める

(1) 公共賃貸住宅を管理・運用する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）のなかで、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が設置・管理する区営住宅は、20団地793戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

区営住宅の状況　　平成22年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	32
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	35
高野台三丁目アパート	54
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	50
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

区営住宅応募状況
［募集月：5月］　　平成22年度

区分	募集戸数	応募数	倍率
一般世帯向け	14戸	693人	49.5倍
ひとり親(母子･父子)世帯向け	5戸	73人	14.6倍
若年ファミリー向け	5戸	64人	12.8倍

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅は、都営住宅12,556戸、独立行政法人都市再生機構住宅6,014戸、東京都住宅供給公社住宅1,433戸、都民住宅3,390戸の計23,393戸（平成23年3月末管理戸数）である。

このうち、都営住宅については、東京都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

都営住宅地元割当応募状況　　平成22年度

募集月	区分	募集戸数	応募数	倍率
5月	家族向け	1戸	560人	560.0倍
11月	家族向け	2戸	930人	465.0倍

(2) 良質な住まいづくりを支援する

●第3次練馬区住宅マスタープラン

区では、住まいづくりにかかわる施策展開の基本的な方針として、平成5年度に第1次となる「練馬区住宅マスタープラン」を、13年度には「第2次練馬区住宅マスタープラン」を策定し、区の現状や区民の意向、社会・経済情勢の変化を見据えた住まいづくりの施策展開を図ってきた。

しかし、この間、社会・経済情勢の変化や安全・安心への関心の高まりや、低炭素社会、循環型社会の形成、少子高齢化の急速な進行など、住まいをめぐる様々な問題が顕在化してきた。国や都においては、これまでの「住宅の量の確保」から生活環境を含めた「住まいの質の向上」に向け、大きく施策の転換が図られた。

このような背景のもと、10年後の練馬区を見据えた住宅施策の指針となる「第3次練馬区住宅マスタープラン」を22年10月に策定した。策定にあたっては、有識者や公募区民からなる「策定懇談会」を設置するとともに、住宅施策に関する「区民意識意向調査」を行い、区民の安定した住まいを確保するという視点に立ち、総合的な住宅施策や重要事業等について明らかにしている。

●住宅の状況

平成20年の住宅・土地統計調査によると住宅の所有別で、持家は約42%、借家は約43%であり借家の79%が民営借家となっている。

練馬区の住宅状況　　平成20年10月1日現在

区分	総数	持家	借家				
			総数	公営の借家	公団・公社の借家	民営借家	社宅・官舎
住宅数	299,890	125,280	129,990	11,970	6,320	102,750	8,960
世帯数	303,130	127,840	130,580	−	−	−	−
世帯人員	699,730	350,990	246,600				

また、建築基準法による新耐震基準が施行された昭和56年以前の住宅については下記のとおりである。

区分		総数	昭和55年以前	昭和56年～平成20年9月
住宅総数		299,890		
住宅の種類	専用住宅	294,900	58,860	175,150
	店舗その他の併用住宅	4,990	2,150	2,140
構造	木造	32,440	12,250	11,930
	防火木造	106,440	22,230	60,060
	鉄筋･鉄骨コンクリート造	132,670	24,250	89,070
	鉄骨造	26,700	2,150	15,120
	その他	1,660	120	1,140

注　：住宅総数は、居住世帯のある住宅数であり、所有関係不詳を含む。
資料：「平成20年住宅・土地統計調査報告」（総務省統計局）

●「ねりまマンション“未来塾”」セミナーと「分譲マンション管理・運営無料相談」事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、セミナー方式による「ねりまマンション“未来塾”」と「分譲マンション管理・運営無料相談」を行った。結果は下表のとおりである。

ねりまマンション“未来塾”の実施状況　　平成22年度

実施時期	参加者数	参加マンション数	主なテーマ
5月	23人	19マンション	総会の進め方ほか
9月	28人	22マンション	限界マンションを考えるほか
2月	27人	24マンション	大規模修繕か建替えかの選択とその手続き

・分譲マンション管理相談事業

毎月第一・三木曜日の午後に開催し、4月～3月の間に19回開催し、36件の相談を受けた。

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、平成22年度は4件、1,500万円の融資あっせんを行った。

●住宅改修支援事業

住宅改修事業として①住宅改修事業者の情報提供（区内の事業者10団体115事業者）②リフォームローン優遇適用金融機関の紹介（区内の10金融機関42支店他）を一覧にしてホームページ等で情報提供を行っている。

●住宅施策ガイドの作成

住宅に関する各種の公共賃貸住宅制度や助成制度等のガイドブックとして、平成22年度（隔年発行）は3,000部を作成し、各区民事務所・出張所等窓口を通じて区民に配布した。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月から施行された。長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は所得税等の税制上の優遇を受けることができる。

22年度の認定は406件であった。

●優良宅地、優良住宅の認定審査

土地譲渡益に対し重課税を行う税制改正が昭和48年度に行われた。この改正が土地の供給を阻害しないよう、優良な土地または住宅である旨の認定を行い、重課税の適用を免除している。

平成22年度の優良宅地の認定件数は0件、優良住宅の認定件数は2件であった。

(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

●高齢者優良居室提供事業

民間賃貸住宅の居室を登録し、住宅に困っている高齢者世帯に当該居室を提供している。

平成22年度は、登録居室数71居室のうち、6世帯が新規入居した。現在は64世帯が入居している。

●高齢者集合住宅（シルバーピア）

住宅に困っているひとりぐらしの高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に、住宅を提供している。

高齢者集合住宅では、緊急通報システムや生活協力員による安否確認を行っている。

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅であり、毎年11月に入居者の募集を行っている。

現在、4団地140戸を管理している。

区立高齢者集合住宅の状況　　平成22年度

住宅名	戸数
羽沢高齢者集合住宅	50
土支田高齢者集合住宅	47
豊玉高齢者集合住宅	19
高松高齢者集合住宅	24

区立高齢者集合住宅応募状況
〔募集月：11月〕　　平成22年度

区分	募集戸数	応募数	倍率
単身者向け	4戸	204人	51.0倍
二人世帯向け	3戸	119人	39.7倍

●他の高齢者向け公共住宅

他の高齢者向け公共住宅として、都営住宅シルバーピアとＵＲ（独立行政法人都市再生機構）シルバー住宅がある。

都営住宅シルバーピアについては、通常の都営住宅と同様に、都公募分のほかに区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

ＵＲシルバー住宅については、独立行政法人都市再生機構が独自に募集を行っている。

都営住宅シルバーピアの状況　　平成22年度

住宅名	戸数
大泉学園町	20
東大泉	27
練馬	23
谷原	20
中村北	24
関町南	26
豊玉中	26
関町北	26
石神井町	26
平和台	26

都営住宅シルバーピア地元割当応募状況　　平成22年度

募集月	区分	募集戸数	応募数	倍率
8月	単身者向け	3戸	449人	149.6倍
	二人世帯向け	2戸	191人	95.5倍
2月	単身者向け	3戸	451人	150.3倍

ＵＲ シルバー住宅の状況　　平成22年度

住宅名	戸数
光が丘	18
石神井	21
にしき平和台	18

練馬区長期計画（平成22年度～26年度） 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、22年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指標	20年度実績	22年度実績	26年度目標
41 みどり豊かなまちをつくる					
411	ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる	市民緑地（憩いの森・街かどの森）の年間新規開設面積	2,728m²	1,424m²	3,700m²
412	みどりを愛しはぐくむ活動を広げる	みどりのボランティア活動がされている公園等の数	40か所	50か所	58か所
42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる					
421	区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する	練馬区の温室効果ガスの年間総排出量（CO_2換算）	191万7千t（18年度）	213万2千t	185万7千t（24年度）
422	まちづくりで環境に配慮する	環境影響評価手続きにおける区民周知の実施度合	100%	100%	100%
423	区が率先して地球温暖化に取り組む	区の事務事業に伴う温室ガス排出量（CO_2）	42,173t	—	21年度を基準として概ね4%削減
424	ごみの発生を抑制する	区民一人1日当たりのごみの排出量	582g	546g	530g
425	リサイクルを進める	集団回収登録団体数	346団体	414団体	490団体
426	ごみの適正処理を進める	可燃ごみの中に可燃ごみ以外のものが混入している割合	28%	21.4%	20%
43 良好な地域環境をつくる					
431	公害問題の解決を図り、地域環境の保全･改善を推進する	二酸化窒素および浮遊粒子状物質が環境基準に適合している測定か所数	13か所	13か所	13か所
432	まちの美化を進める	環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	107,808世帯	129,015世帯	160,000世帯
44 地域特性に合ったまちづくりを進める					
441	区民･事業者とともにまちづくりを進める	練馬区まちづくり条例における開発調整の手続きが順調に進められた件数の割合	96%	91%	100%
442	土地利用を計画的に誘導する	地区計画等により用途地域等を変更した地区（累計）	1か所	1か所	7か所
443	調和のとれた都市景観を形成する	景観まちづくりを進めている地区数	着手	着手	拡大
45 災害に強く生活しやすいまちをつくる					
451	良好な市街地を形成する	まちづくり計画を策定した地区	34地区	40地区	57地区
452	まちの拠点機能を向上させる	計画的なまちづくりを進めている駅周辺地区数	10地区	13地区	15地区
453	災害に強いまちをつくる	密集住宅市街地整備促進事業による道路･公園等の整備面積（累計）	20,370m²	21,675m²	増加
454	だれもが利用しやすいまちをつくる	協議物件のアプローチの整備率	72%	63%	80%
46 良好な交通環境をつくる					
461	公共交通を充実する	みどりバス（コミュニティバス）の乗車人数（1便当たり平均）	18人	19人	24人
462	道路交通ネットワークを整備する	区内の都市計画道路の完成率	48%	48.8%	55%
463	快適な道路環境を整備する	区道歩道延長距離	121.9km	122.2km	128.6km
47 安心して生活できる住まいづくりを進める					
471	公共賃貸住宅を管理･運用する	定期使用（5年～10年）住戸数	18戸	27戸	42戸
472	良質な住まいづくりを支援する	マンション管理セミナーおよび分譲マンション管理運営無料相談への参加人数	129人	114人	160人
473	だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する	高齢者のための設備がある住宅の割合	31%（15年度）	—	50%

第5章

未来を拓く区政経営を進める
～行政運営分野～

1　持続可能な区政経営を
行う　……204

練馬駅（昭和31年ごろ）

1　持続可能な区政経営を行う

(1) 参加と連携による開かれた行政を進める

●主な広報出版物

1 ねりま区報（特集号を除く）

毎月1·11·21日の3回、8ページ組み（1月1日号のみ4ページ組み）で発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場、コンビニ店などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。平成22年度は36回、各回約25万部を発行した。また、「点字広報」とカセットテープによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局・公衆浴場などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープによる「声のねりま区議会だより」も発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。22年度は、21年度の区政の動きを中心に編集し、9月に900部発行した。

4 わたしの便利帳

区のサービスや窓口・施設の利用方法などをまとめ、区政に関する必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。22年9月に増刷を行い、区民事務所などの区立施設で転入者および希望者へ配布している。

また、視覚障害者（身体障害者手帳1～3級）を対象に音声版を作成し希望者に配布している。

5 練馬区くらしガイド

外国語で区の手続き・サービス・窓口の情報を提供するために、21年3月に英語版・中国語版・ハングル版各2,000部を発行した。新規に外国人登録をする際に外国人登録係で配布するほか、広聴広報課や文化国際課などで希望する外国人へ配布している。

6 外国人向け広報

英語版、中国語版の広報紙を年4回（4・7・10・1月）発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布するほか、希望する外国人には郵送も行っている。22年度は、各回、英語版3,500部、中国語版3,500部を発行した。

練馬区の主な定期刊行物　　平成22年度

発　行　物　名	発行回数
ねりま区報	月3回 ※特集号は随時発行
外国語版広報紙（英語·中国語版）	年4回
MOVE（男女共同参画情報紙）	年2回
練馬区の世帯と人口	毎　月
消費者だより	年6回
ねりま産業情報ぺがさす	年3回
青少年とともに	年2回
みどりのてびき	年6回
教育だより	年4回
ねりま白ばらだより（選挙啓発広報紙）	年2回
農業委員会だより	年3回
ねりま区議会だより	年4回

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供活動（パブリシティ）

区の施策や区内の催し、出来事など各種情報を、社会的信頼性、速報性、広範性などの点で優れている報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供し、区民に対する広報効果をより高めるよう努めている。

平成22年度、主要日刊紙と地元報道機関へ273件の情報を提供し、主要日刊紙には延べ207件の掲載があった。

2 練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は12年4月から本格発信を開始し、17年8月からは動画配信も行っている。

22年の全面リニューアル後からは、各種手続きなどをまとめた「暮らしのガイド」、区の方針や取組などを掲載した「区政情報」、区のあらましや観光情報などを掲載した「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載し、内容の随時追加および更新を行っている。

携帯サイトについても22年2月にリニューアルを行い、「暮らしのガイド」「施設案内」を中心に内容を充実して掲載している。

また、22年7月からは、メールにより区の情報を配信する練馬区情報「ねりメール」を、23年3月からは「ツイッター」を開始し、区の情報発信手段を充実した。

練馬区公式ホームページに対する22年度アクセス件数は97,294,452件、訪問者数は延べ7,254,174人であり、「ねりメール」登録者数は、23年3月末現在で11,809名である。

3 練馬区情報番組ねりまほっとライン

区や区政への理解や関心を高めるため、区民に身近なケーブルテレビを媒体に、区政情報や区内のできごとなどを放送している。19年5月から毎日3回放送し、毎月1日に内容を更新していたが、21年4月からは毎月1日に加え、16日にも内容を更新している。

区ホームページで動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでの貸出しや広聴広報課での貸出し・複写サービスを行っている。

4 区政情報放映システム

映像・音声・文字情報等の多様な媒体を表示し、来庁者に区政情報を周知することを目的として、本庁舎アトリウム1階総合案内横と練馬区民事務所受付前に広報用ディスプレイを設置し、19年8月から放映を開始した。内容は、事務事業等の周知、練馬区の素敵な風景100選の紹介、練馬区情報番組ねりまほっとラインの放映などである。

5 都市型CATV

地域密着型メディアとして5年4月に開局した都市型CATV（株）ケーブルテレビネリマは、練馬区内において許可を得たエリアで7年2月にほぼ全域にわたり幹線ケーブルを敷設した。11年1月には来るべきデジタル化を視野に、経営基盤の強化を図るために隣接する杉並ケーブルテレビ（株）と合併し、社名を（株）ジェイコム東京と変更した。同年10月には、同系列のＣＡＴＶ（府中、小金井、国分寺）と、20年7月にさくらケーブルテレビ（墨田）と、22年8月に（株）城北ニューメディア（台東）と合併し、業界では最大規模となっている。

区では地元報道機関として位置づけ、各種情報を提供している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づき、情報公開の総合的な推進を担う施設の一つとして、区政資料や行政文書を用いて情報公表・情報提供業務を行っている。

区民情報ひろばでは、区政資料等の閲覧・貸出・配布、有償刊行物の販売のほか、公文書の公開請求および自己情報の開示等請求の受付を行っている。

区民情報ひろば利用状況等　　平成22年度

項　　目	件　数　等
区民情報ひろば利用者数	10,381人
インターネット利用者数	396人
区政資料等点数	12,342点
〃　貸出件数	96件
〃　貸出冊数	164冊
有償刊行物点数	177点
〃　販売点数	663点

区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物

刊行物の名称	価　格
ねりま区報　平成22年縮刷版	1,200円
練馬区長期計画（平成22～26年度）総論編 基本計画編	700円
練馬区長期計画（平成22～26年度）実施計画編	200円
練馬区統計書 平成22年版	800円
練馬区勢概要 平成22年版	1,200円
平和への架け橋　上巻	1,000円
平和への架け橋　下巻	1,000円
ねりま60	2,500円
ねりま50年の移り変わり	2,500円
練馬区小史	1,100円
練馬区史　歴史編	8,300円
練馬区史　現勢編	9,800円
練馬区史　現勢資料編	6,400円
練馬区商店会マップ	600円
第2期練馬区地域福祉計画	400円
練馬区福祉のまちづくり総合計画	400円
ひとりぐらし高齢者等実態調査報告書	300円
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300円
第4期練馬区高齢者保健福祉計画･介護保険事業計画（平成21～23年度）	410円
練馬区高齢者基礎調査報告書	850円
障害者基礎調査報告書	750円
改定　練馬区障害者計画･第二期障害者福祉計画	700円
練馬区健康づくり総合計画	1,300円
練馬区次世代育成支援行動計画	600円
花在れバこそ　吾れも在り	1,500円
練馬区都市計画概要図	800円
練馬区用途地域図	600円
練馬区都市計画マスタープラン全体構想	1,100円
練馬区都市計画マスタープラン地域別指針	1,000円
施設整備マニュアル（建築物）	800円
観察ガイド「ねりまの自然」	700円
練馬の神社	170円
練馬区の遺跡地図	100円
練馬の集団学童疎開資料集（1）	500円
練馬の集団学童疎開資料集（2）	500円
石神井城跡発掘調査の記録	50円
常設展示ガイド（石神井公園ふるさと文化館）	310円
新版　練馬大根	1,100円
練馬の石造物　寺院編一	1,300円
練馬の石造物　寺院編二	1,300円
練馬の石造物　神社総集編	1,100円
練馬の石造物　神社編	1,200円
練馬の石造物　路傍編二	1,100円
練馬の民俗　Ⅰ	150円
練馬の民俗　Ⅱ	100円
練馬の民俗　Ⅲ	100円
練馬を開いた人々	150円
練馬の民家と屋敷森	150円
古老聞書	200円
練馬の記念碑	100円
ちょっと昔の道具たち	200円
「講」ってなあに?	200円
絵図にみる練馬（1）	500円
絵図にみる練馬（2）	500円
練馬の伝説　改訂版	390円
ねりまの昔ばなし	410円
御･鷹･場	600円
ふるさと練馬探訪	500円

●区政資料管理体制の整備

公文書は区民共有の財産であり、区政の主要な活動記録として将来の区民に引き継いでいく歴史的資料であるとの視点から、公文書のうち歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し利活用を図ることを

目的として平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

22年度からは、実際に保存年限を満了する公文書から歴史的資料を選別・収集する作業を開始し、同年度においては165件の公文書を収集した。

今後は、これら収集した公文書とあわせ、区の刊行物や写真資料を含めた歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進める予定である。

●情報公開と個人情報保護

区では区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。情報公開制度では、「知る権利」の具体化の一つとして、区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、各種の情報公表施策や情報提供施策を充実強化し、両者が相互に補完しあいながら機能することによって、その実効性の向上が図られている。

個人情報の保護については、急激なIT社会の進展や個人情報保護関連法の制定を受けて、より一層個人情報の総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

1 公文書の公開請求と処理状況

平成22年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表およびグラフのとおりである。

22年度における請求件数は1,297件であった。

また、公開率（文書の不存在と請求の取下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は96.6%で、「全部非公開」は40件であった。

22年度は、非公開決定としたもののうち、1件について請求者から不服申立てがあった。

なお、公文書の公開請求については、17年5月からインターネットでの受付を開始しており、18年4月からは、公文書の公開まですべての手続をインターネット上で行うことができるようになっている。

22年度には延べ149人からインターネットを用いた公開請求があり、これは22年度の請求者総数（264人）の約56.4%であった。

公文書の公開請求件数と処理状況　平成22年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
件	件	件	件	件	件	件
1,297	476(0)	700(0)	40	70	1	10

注：（　）内は公益上の理由による裁量的公開件数を示す。

公文書公開請求の非公開の理由別件数　平成22年度

非公開とした理由（部分公開含）	件　数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	件 524
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	415
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	0
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	3
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	57
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	3
他の制度との調整	2

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

公開請求のあった公文書の分野別件数　平成22年度

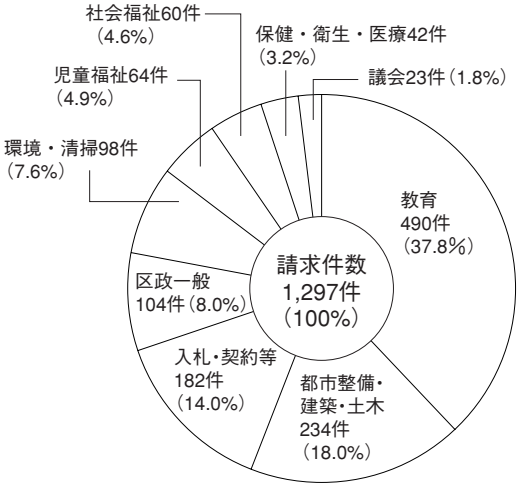

公文書公開請求の目的別件数　平成22年度

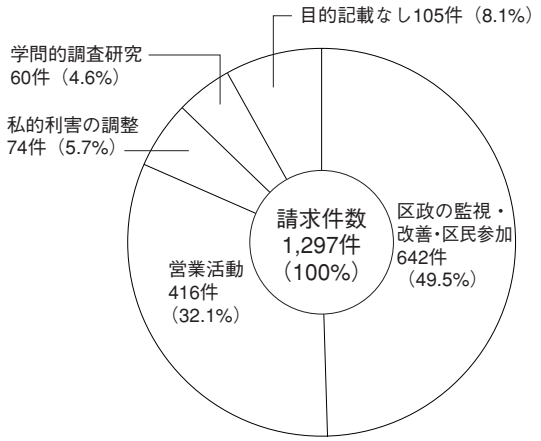

2 自己情報の開示等請求と処理状況

22年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

22年度における請求件数は234件で、21年度の176件と比較すると58件増加した。

請求の内容は、開示請求が227件、訂正請求が7件で、このうち開示請求8件、訂正請求1件に対して「応じられない」とした。

22年度は、この「応じられない」とした開示請求について請求者から2件の不服申立てがあり、このうち1件は、その後取下げとなった。

自己情報の開示等の請求者と請求件数　平成22年度

請求者	請求者数	請求件数
	人	件
区民	71	190
区民以外の者	13	44
計	84	234

開示請求の処理状況　平成22年度

区分	処理状況				取下げ
	応じる		応じられない	不存在	
	全部	一部			
開示請求	105	70	8	42	2
訂正請求	5	0	1	―	1
削除請求	0	0	0	―	0
中止等請求	0	0	0	―	0
合計	110	70	9	42	3

注：開示請求の「応じられない」の内訳は、全部非開示5件、存否応答拒否3件。
なお、存否応答拒否の3件は請求件数である。

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

区では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べることができるほか、区の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。区は審議会の意見や答申を尊重し、区政に生かしている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されており、任期は2年である。審議会の会議は公開を原則としており、傍聴することもできる。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区では、区の行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの不服申立て（異議申立て）を公正中立な立場から審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。区は、審査会から出された答申を尊重し、不服申立ての内容を認めるかどうかを決定している。

審査会は、情報公開制度および個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5名で組織されており、任期は2年である。審査会の会議は、個人情報などを取り扱うため、非公開である。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな問題解決に努めている。平成22年度の受付件数は2,312件であった（「モニターの声」24件含む。）。

このうち、個人が「区長への手紙」などにより行う要望・苦情等を個別広聴として受け付けている。「区長への手紙」は、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように区立施設と区内各駅に置いているもので、この手紙による受付は484件であった。このほか、一般郵便による受付が98件、電話や窓口での受付が210件、電子メールによる受付が1,310件、ファクス等による受付が51件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として、個別広聴と区分して受け付けている。団体陳情の受付件数は135件であった。

2 区政モニター

区政への意見を継続して聴くため、300人の区民を区政モニターに委嘱している。第19期区政モニターは、50人を公募、250人を無作為抽出によって選出した。任期は21～22年度の2年間である。

22年度には、モニターアンケートを5回実施した。各回のテーマは「生涯学習について」「区民事務所・出張所について」「区立総合体育館改築について」「練馬区情報番組ねりまほっとラインについて」「経済状況および区の緊急経済対策等について」であった。

区政モニター懇談会を1月に開催し、17名が出席した。テーマは「区民事務所・出張所について」であった。

また、随時意見を寄せていただく「モニターの声」は24件であった。

3 区長との懇談会

22年度は、区が直面している問題についてテーマを設け、区長が直接区民と語り合う「ともに地域を築く区民と区長のつどい」として区内4会場で開催した。「みんなでつくる　ずっと住みたいやさしいまち」をテーマとして7～8月に開催し、4会場合わせて204人が参加した。

また、若者の声をより一層区政に反映させるために「若者と区長の懇談会」を開催し、区内三大学の学生が参加した。

さらに、21年12月に基本構想を策定したことを契機に、より広くきめ細やかに区民意見を区政に反映させるため、地域で活動している様々な区民の方々の意見を区長が直接聴く場として、22年度から新たに「地域懇談会」を実施した。51回開催し、約1,000人が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基

礎資料としている。対象者数は、1,500人である。

22年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「区内の文化芸術の振興について」「練馬区の農業や農地について」「地域活動について」「廃棄物のリサイクルと減量について」であった。

5 土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談室」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設し、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。土・日・休日区政案内の開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時まで予約無しで、電話や窓口で受け付けている。

22年度は、法律相談等の専門相談の案内が54件、区政に対する意見、要望、苦情が159件、区の事務事業、催し等についての問い合わせが3,126件、資料配布、区以外の問い合わせ等が863件であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるでも行っている。

相談は無料で、一般区民相談などを除き、おのおのの専門相談員が担当している。なお、「許可・届出などの相談」は、平成23年4月から「暮らしと事業の手続相談」に名称を変更した。

また、外国人から申込みの際に求めがあれば、英語・中国語・ハングルの通訳を介して相談を行っている。

各種相談件数　　平成22年度

相談名	件数
	件
一般区民相談	15,072
法律相談	4,459
交通事故相談	234
身の上相談	359
不動産取引事前相談	125
人権擁護相談	10
行政相談	69
表示登記（調査・測量）相談	29
許可・届出などの相談	14
権利登記・供託相談	100
心の相談	358
合計	20,829

●参政の促進

練馬区の選挙人名簿登録者数は、平成23年3月23日現在、577,558人、23区中2番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

公職選挙法に基づく選挙

選挙名	選挙区		定数	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区		1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙	練馬区		50	4	選挙期日 7日前まで
都知事選挙	東京都		1	4	選挙期日17日前まで
都議会議員選挙	練馬区（東京都）		6 (127)	4	選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙＊1	(小選挙区選出)	東京（全国）	25 (300)	4	選挙期日12日前まで
	(比例代表選出)	東京ブロック（全国）	17 (180)	4	選挙期日12日前まで
参議院議員選挙＊2	東京都（選挙区選出）		10 (146)	6	選挙期日17日前まで
	全国（比例代表選出）		96	6	選挙期日17日前まで

注：＊1 練馬区における衆議院議員選挙小選挙区の区割りは、東京都第9区と、豊島区との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは別図を参照）。
＊2 参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。

住所地別の衆議院議員選挙小選挙区区分

町名（丁目・番）	区分
旭丘	
北町	
小竹町	
栄町	
桜台	
田柄1・2丁目	東京都第10区
田柄3丁目14番～30番	
田柄4丁目	
田柄5丁目21番～28番	豊島区との合区
豊玉上1丁目	
豊玉北1・2丁目	
錦	
羽沢	
早宮	
光が丘1丁目	
氷川台	
平和台	
上記以外の練馬区	東京都第9区

衆議院議員選挙小選挙区の区割り

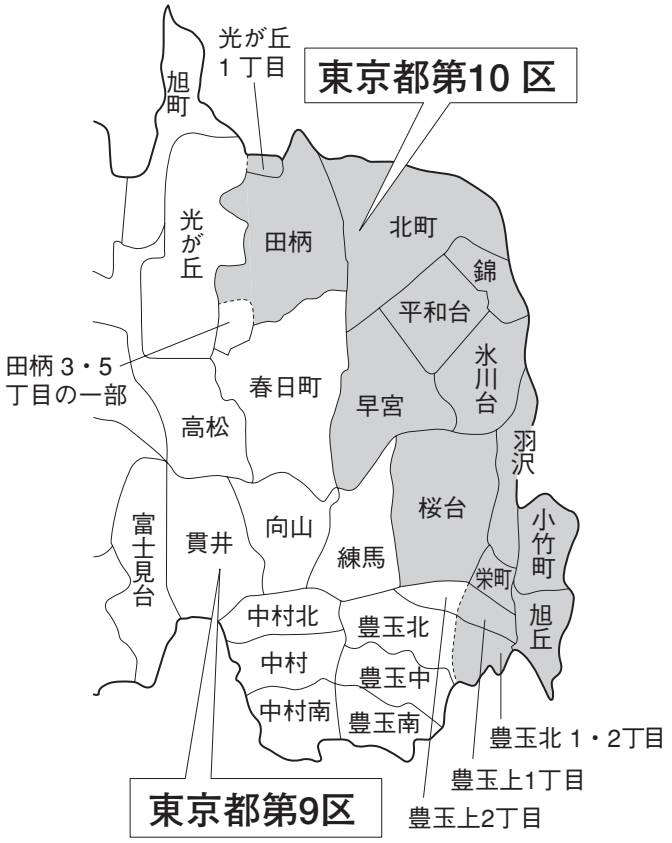

●参議院議員選挙

平成22年7月11日に参議院議員選挙が執行された。

練馬区全体の投票率は60.39％となり、前回（19年）を1.44ポイント上回った。

前年の政権交代後初めての国政選挙だったことに加え、「突然の首相交代」、「国会の会期延長」など、選挙期日をめぐる動向が連日報道され、高い注目を集めた。

●統一地方選挙

平成23年4月10日に東京都知事選挙、同月24日には練馬区議会議員選挙と練馬区長選挙が執行された。

東京都知事選挙については東日本大震災の発生に伴う節電対策として、一部の期日前投票所の投票期間を短縮したにも関わらず、投票率は59.46％と、前回（19年）に比べて、2.91ポイント上回った。

区議・区長選挙の投票率はそれぞれ45.33％で、前回を区議選は1.89ポイント、区長選は1.88ポイント下回る結果となった。

●明るい選挙のために

区では、各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」141人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

選挙別当日有権者数・投票者数・投票率

選挙名・執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
農業委員会委員選挙 20. 7.6	1,315	―	―	―	―	―	―	―	―
都議会議員選挙 21. 7.12	567,321	278,340	288,981	321,372	157,069	164,303	56.65	56.43	56.86
衆議院議員選挙 21. 8.30									
小選挙区選出（東京都第9区）※1	444,929	217,947	226,982	301,999	147,621	154,378	67.88	67.73	68.01
小選挙区選出（東京都第10区）※1※2	129,304	64,081	65,223	87,205	43,017	44,188	67.44	67.13	67.75
比例代表選出※1	574,233	282,028	292,205	389,200	190,637	198,563	67.78	67.60	67.95
最高裁判所裁判官国民審査	573,074	281,417	291,657	381,518	186,696	194,822	66.57	66.34	66.80
参議院議員選挙 22.7.11									
東京都選出※1	574,852	281,820	293,032	347,130	169,712	177,418	60.39	60.22	60.55
比例代表選出※1				347,125	169,711	177,414	60.39	60.22	60.54
都知事選挙 23. 4.10	567,496	277,304	290,192	337,415	160,390	177,025	59.46	57.84	61.00
区議会議員選挙 23 .4.24	562,166	274,575	287,591	254,838	121,687	133,151	45.33	44.32	46.30
区長選挙 23 .4.24				254,804	121,655	133,149	45.33	44,31	46.30

注：農業委員会委員選挙は、立候補者が定数を超えなかったため無投票
※1　在外投票分を含む。
※2　東京都第10区のうち練馬区分

選挙別・党派別得票率

選挙名・執行年月日	有効投票数	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	新党日本	国民新党	みんなの党	無所属その他
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙 21. 7.12	317,494	22.02	15.75	39.85	9.32	3.22	7.11	―	―	―	2.73
衆議院議員選挙 21. 8.30											
小選挙区選出(東京都第9区)※1	296,575	42.49	―	47.24	9.04	―	―	―	―	―	1.23
小選挙区選出(東京都第10区)※1※2	85,812	43.97	―	47.52	8.51	―	―	―	―	―	―
比例代表選出※1	384,382	25.18	10.17	41.71	9.03	4.79	―	1.57	1.22	5.83	0.50
参議院議員選挙 22. 7.11											
東京都選出※1	340,958	16.12	12.57	41.77	8.41	1.65	―	―	―	10.58	8.90
比例代表選出※1	339,457	20.76	11.03	32.30	7.61	4.68	―	―	―	14.75	8.87
都知事選挙 23. 4.10	334,761	―	―	―	―	―	―	―	―	―	100
区議会議員選挙 23. 4.24	248,336	31.84	17.66	9.35	8.70	1.91	5.25	―	―	4.67	20.62
区長選挙 23. 4.24	243,709	―	―	―	―	―	―	―	―	―	100

※1　在外投票分を含む。
※2　東京都第10区のうち練馬区分

(2) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、長期計画等に基づき、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した公法人である。

土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

平成22年度の事業実績は土地取得が10,743.95m²、売却が12,220.33m²であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

地価公示価格の推移（各年1月現在）

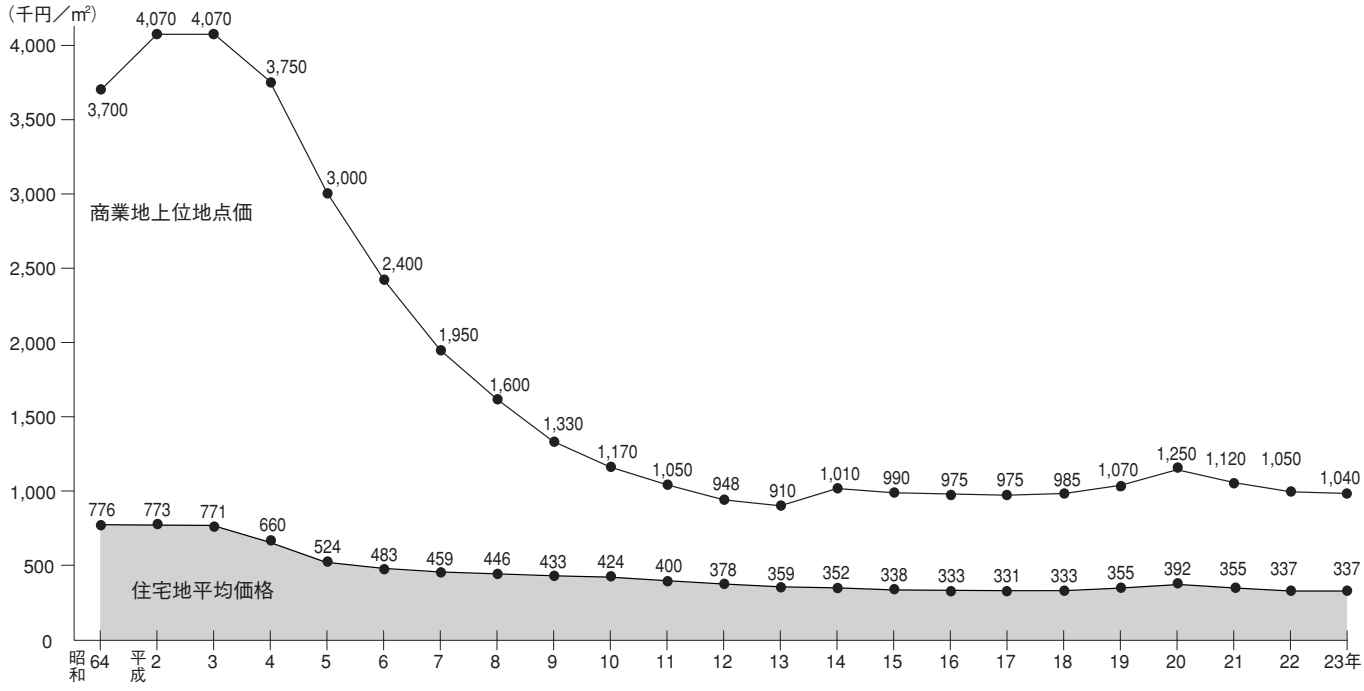

資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

(3) 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区をはじめとする23特別区は、昭和22年に設置されたが、27年の地方自治法改正により、一般の市町村とは異なり東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

39年と49年の地方自治法改正により、保健所事務や福祉事務所事務などが都から移管され特別区の権限が拡大したが、依然として東京都の内部団体の位置づけのままであった。

平成6年9月、都と23特別区は、①特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づける、②清掃事業など住民に身近な事務を特別区に移管する、などを骨子とする「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」に合意し、制度改革の実現に必要な法令改正を国に要請した。

10年4月に都区制度改革関連法案は、「地方自治法等の一部を改正する法律」として国会において全会一致で可決され、12年4月1日に施行された。

この法改正により、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律で明確に位置づけられるなど、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

2 制度改革において残された課題

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

①「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分、②12年の移管時に反映されなかった清掃関連経費、③小中学校改築に対応する財源措置、④都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金、⑤国等の大きな制度改正に対応する財源配分、についてである。

これらについて、都区間の主張の隔たりは大きく、協議がまとまらなかったが、都区のあり方について新たな検討組織を設置することが合意された。

3 都区のあり方検討委員会

18年11月に都と23特別区は、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討委員会では、①都区の事務配分に関すること、②特別区の区域のあり方に関すること、③都区の税財政制度に関すること、などについて検討することとした。各々の検討状況については、つぎのとおりである。

都区の事務配分については、検討対象となった事務の基本的な方向付けを終え、今後、区移管の方向で検討することとなった事務の具体化に向けた検討に着手していく。特別区の区域のあり方については、都と区市町村が共同設置した「東京の自治のあり方研究会」の検討結果を踏まえて検討することとしている。都区の税財政制度については、都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしており、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

1 地方分権のあゆみ

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、自己決定と自己責任の原則のもと特別区制度改革とあいまって、21世紀の区政運営の重要なキーワードとなっている。

平成7年5月、地方分権推進法が成立した。同年7月、地方分権推進委員会が発足し、機関委任事務の廃止をはじめ、条例制定権の拡大などの勧告を政府に対して行った。それを踏まえ、政府は、10年5月、「地方分権推進計画」を策定し、法制化への取組を進め、11年7月、「地方分権推進一括法」が国会で成立した。主な内容は、①国と地方公共団体の役割の明確化、②機関委任事務制度の廃止とそれに伴う事務区分の見直し、③権限委譲の推進、④必置規制の見直し、⑤地方公共団体の行政体制の整備・確立、などとなっている。法律の施行日は、特別区制度改革の実施と同じく、12年4月1日であった。

2 地方分権の更なる推進

16年3月に第28次地方制度調査会が設置され、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」や「道州制のあり方に関する答申」を行った。

その議論を踏まえ、地方分権改革推進法が18年12月に国会で成立し、19年4月1日から施行された。

また、19年4月に、地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、政府が策定する地方分権改革推進計画作成のための第1次勧告から第4次勧告を行い、21年12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定された。主な内容として、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②国と地方の協議の場の法制化、③今後の地域主権改革の推進体制、となっている。

さらに、21年11月に地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため「地域主権戦略会議」が設置され、22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。主な内容として、①地域主権改革の全体像、②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、③国の出先機関の原則廃止、④ひも付き補助金の一括交付金化、などとなっている。

これらの動向を見極めつつ、区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等更なる地方分権の推進と、事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

●行政評価の定着

区民の視点に立った効率的で質の高い行政活動を行うための仕組みとして、平成14年度から「行政評価制度」を本格的に実施した。

この制度は、区の行う施策や事務事業が、区民生活

にとってどれだけ効果・効用（成果）があるのかという視点を重視し、現状と目標および達成状況等を可能な限り「数値」で示すことで客観的に評価するとともに、評価の結果を改革・改善につなげていくものである。

事務事業については毎年、施策については1年おきに評価を実施することにより、「区政の永続的な行政改革システム」として、また「時代の変化に迅速かつ的確に対応する経営システム」として定着させ、区政の一層の推進と透明性の向上を図ることをねらいとしている。

＜行政評価の結果＞

22年度は、611の事務事業について評価を行った。

【事務事業評価】

［総合評価結果］

良好に進んでいる事業	517（86.9%）
良好に進んでいない事業	78（13.1%）

※評価になじまない事務事業があったことにより、事務事業数の合計が611にならない。

［事務事業評価に基づく今後の改革・改善の方向性］

拡充を検討する事業	46（ 7.5%）
継続を検討する事業	545（89.2%）
縮小を検討する事業	5（ 0.8%）
廃止（休止・完了含む）する事業	15（ 2.5%）

［前年度提案された改革・改善案（514件）の取組状況］

達成	345（67.1%）
一部達成	152（29.6%）
検討中	17（ 3.3%）

＜第三者による評価＞

区は、学識経験者や公募区民等で構成する「行政評価委員会」を設置し、区が行った施策評価（隔年実施）の妥当性評価などを行っている。これは、内部評価の信頼性・透明性等を高めるとともに、施策や事務事業の改革・改善の促進を目的としており、行政評価委員会の意見に基づき、評価制度の充実を図っている。

【行政評価委員会評価結果】

21年度は、78の施策中、各分野から32の施策を抽出し、妥当性評価を行った。

［総合評価結果］

区の行った評価が

妥当であるとされたもの	30（93.8%）
妥当性に疑問があるとされたもの	2（ 6.2%）

また、委員会からは、

①区民にとって読みやすく分かりやすい施策評価を目指して

②区の行政経営に生かされる施策・事務事業評価を目指して

③より良い行政評価委員会の運営のために

として、12項目にわたる改善策が提出された。

●行政改革の推進

区は、区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政を目指し、平成19年10月に「練馬区行政改革推進プラン～区民とともに築く　持続可能な区政経営～（計画期間：19年度～22年度）」を策定した。

これまで区は、第1次行政改革（9年度～11年度）、第2次行政改革（12年度～14年度）に取り組み、約145億円の累積財政効果を得、354人の職員を削減した。さらに、15年12月には「新行政改革プラン（16年度～18年度）」を策定し、区が地域経営の主体として自律できるよう、管理から経営へと行政システムの大きな転換を図り、持続可能な公共経営システムの確立をめざした。この計画では、約117億円の累積財政効果を得るとともに、16年からの3か年で302人の職員を削減した。

練馬区行政改革推進プランでは、新行政改革プランの成果や検証を踏まえ、その内容を継承・発展させるものとして、4つの柱のもと、40の取組項目を掲げ、達成状況をわかりやすく示すため、可能な限り指標と目標値を設定した。

22年度までの4年間の取組結果は以下のとおりであり、その累積財政効果の見込みは約61億円、職員の削減数は、19年度当初から23年度当初の4年間で501人である。

・達成	25項目（62.5%）
・概ね達成	4項目（10.0%）
・一部達成	11項目（27.5%）

〔4つの柱と主な取組結果〕

柱 1 区民本位の行政サービスの提供

・区公式サイト全体をＣＭＳ（コンテンツマネジメントシステム）により再構築し、デザインの統一、音声読み上げソフトへの対応、外国語サイトを新設

・福祉園や学童クラブ、区立保育園など41の区立施設での開館日の拡大、開館時間の延長

・出張所を機能別に再編し、開庁時間の拡大や、自動交付機の設置（22台）による利便性の向上

柱 2 協働型地域経営の推進

・ 練馬区政推進基本条例を制定

・ 区の協働事業推進のための「練馬区区民との協働指針」を作成し、区民との協働の際の手引きとなるガイドブックを発行

・ 学校応援団を全小学校（65校）で設立するなど協働事業の拡大・充実を実施

・ 地球温暖化対策に区民、事業者、区等が一体となって活動する任意団体として、練馬区地球温暖化対策地域協議会を設立

柱 3 戦略的組織マネジメント・財政の健全化の推進

・ 光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「適正配置第一次実施計画」を策定し、統合新校4校を開校

・ 新たな公会計制度(基準モデル）の本格導入に必要な

公会計システムおよび公有財産管理システムの開発や庁内体制の整備
・区財政の現状と課題を分かりやすくまとめた冊子（新財政白書）を発行
・住民税および介護保険料についてコンビニ収納を開始

柱4 職員の意識改革と能力開発（働きがいのある職場づくり）

・疾患職員の円滑な職場復職のため、「職員サポートセンター」を設置
・「練馬区職員倫理規程」のさらなる徹底により、コンプライアンス意識の強化を図るとともに、「懲戒分限公表基準」を改定
・公益通報者保護法を踏まえた「練馬区職員等に係る内部通報制度」を実施

〔今後の行政改革の取組〕

急速に進む少子高齢化や安全で安心なまちづくりなど、多様な行政課題に的確に対応していくため、今後も一層の行政改革を推進していく。このため、26年度までを計画期間とする新たな行政改革計画を23年中に策定する。

●職員の能力向上を図る

1 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、平成16年3月に策定した「練馬区人材育成ビジョン」および17年3月に策定した「練馬区人材育成実施計画」に基づき、様々な人材育成に関する取組を行ってきたが、区政を取り巻く状況の大きな変化を受けて、新たな職員育成の指針として、22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。これは、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、区民の負託に応えていくためのものである。現在、この指針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるための様々な取組を実施している。

2 職員研修

区では、昭和52年7月、他区に先駆けて職員研修所を設け、職員の能力向上に積極的に対応している。現在、23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等と連携、補完しあいながら、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は、職員の階層別に実施する「職層研修」、各種の知識・技能を修得し職務遂行能力を高める「実務研修」、「特別研修」、各職場や職員の自発的な取組を支援する「能力開発支援」等に大別できる。

⑴ 職層研修

主に採用年次に区職員として必要な知識を身につける「新任研修」、主任主事選考合格者に係のリーダー的役割を認識させる「主任主事研修（合格時）」、係長昇任選考合格者に監督者としての職責の自覚と職員育成を考える契機とさせる「係長研修」等を実施した。さらに課長職の職員に対しても、管理職として必要なリーダーシップ等を学ぶ「管理職研修」を実施した。

⑵ 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「手話研修」等を実施した。また、平成17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を引き続き実施している。

⑶ 特別研修

職務を効率的に進めていくうえで必要な知識や技能等を修得するために、「説明・説得力向上」、「会議の進め方」、「タイムマネジメント」等の研修を実施した。

⑷ 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修支援」、「職場研修支援」および「自己啓発支援」を実施した。

⑸ その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、あわせて職員の意欲高揚や職場の活性化につなげた。

研修受講者数　平成22年度

研修機関	受講者
	人
練馬区職員研修所	8,068
職層研修	1,078
実務研修	4,428
特別研修	663
能力開発支援	1,899
特別区職員研修所	982
第四ブロック研修会	31
計	9,081

3 窓口サービスの向上

区民の満足度を高めるため、21年5月に作成した「窓口サービス向上のための手引」に沿って、各職場がPDCAサイクルに基づく自主的な取組を行うことにより、全庁的な窓口サービスの向上を推進している。

4 職場環境の向上

職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるため、健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

●職員報の発行

区職員全員を対象として、区政への理解と互いの交流を深め、より質の高い区民サービスを実施するため3か月毎に発行している。なお、平成16年4月から、紙版での発行からWebによる配信に切り替えた。

●施設の適切な管理・活用

1 区役所会議室

区では、区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。

区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、平成22年度は延べ1,036件の利用があった。

2 区立施設改修改築計画

区では、これまで人口の増加や区民ニーズに対応して、施設建設を進めてきた。

これらの施設は、時間の経過とともに老朽化が進み、また、大規模な改修や改築が集中することになるため、計画的な改修・改築が必要となっている。

さらに、昨今の厳しい経済情勢の中では、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化、区民ニーズに合わせた機能の見直しを図ることが求められている。

そこで、区では、18年1月に「区立施設改修改築計画」を、また22年3月に同計画を見直し「第二期区立施設改修改築計画」（22年度～26年度）を策定した。「第二期計画」では、財源の有効活用と費用負担の平準化を図りつつ、区民の安全・安心を確保するため、積極的に建物の耐震化を計画するなど、施設の計画的な維持保全および改修改築を進めている。

3 学校跡施設活用

区では、学校教育の充実と教育環境の改善を図るため、20年2月に策定した「区立学校適正配置第一次実施計画」に基づき、22年4月に光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編した。

また、統合・再編により生じる4か所の学校跡施設について、区の貴重な財産として有効活用の観点から、統合後できるだけ速やかに活用できるよう、22年1月に「学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画」を策定した。

今後は、施設の改修設計・工事、跡施設活用に伴う用途変更に必要な都市計画の見直しを進めていく。

学校跡施設ごとの活用内容は以下のとおりである。

①光が丘第二小学校跡施設

公共的利用（学校教育支援、防災・介護人材育成、地域交流）

②光が丘第三小学校跡施設

民間利用（民間事業者（株式会社アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ）へ貸与）

③光が丘第五小学校跡施設

公共的利用（障害児の発達支援、文化振興、地域交流）

④光が丘第七小学校跡施設

医療（将来利用、当面は民間事業者へ貸与または公共的利用）

4 関越高架下活用計画

高架道路下の活用について国が「積極的な利用を認める方針」へと転換したことから、区は「関越自動車道」高架下の空間を活用して、「地域での利便性の向上」と「まちの活性化」を目的とした「関越自動車道高架下活用計画」を23年1月に策定した。

計画の概要は、大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの約800mに渡る空間に、「練馬区長期計画」に掲げる「高齢者センター」「リサイクルセンター」、地域住民の要望に基づく「地域交流スペース」「倉庫」、その他「スポーツ関連スペース」などの施設を整備するほか、周辺の交通安全を図るため、敷地内に「歩行空間」を確保するというものである。

この空間を区が利用するためには、まず道路管理者である「日本高速道路保有・債務返済機構」が、区が策定した「活用計画」に基づいて「高架下利用計画」を策定することが必要となる。当該「高架下利用計画」が策定されたのち、おおむね26年度までを目途に、地域住民の意見を聞きながら、各施設の具体的な整備に取り組んでいく。

5 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。この制度は、15年6月の地方自治法の一部改正（同年9月施行）によって導入された。多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

区では、16年3月に策定した「委託化・民営化方針」に基づき、委託化・民営化を進めている。この方針で定めた実施基準・検討手順に従って検討した結果、区立施設を委託化する場合には、その管理について、原則として指定管理者制度を適用することとした。これは、民間事業者等のノウハウにより効率的な施設運営や区民サービスの向上が図れること、また、法制度上、事業者選定手続きの公正性・透明性が担保され、区民への説明責任を果たしやすい仕組みとなっているためである。

23年3月31日現在、153施設で指定管理者制度を適用している。

●ＩＴ活用による事務の効率化と区民サービスの充実

1 情報化の推進

区では、平成13～15年度、16～18年度の2期にわたる「練馬区電子区役所推進計画」、および、19～21年度の「練馬区情報化基本計画（19～21年度）」の下で、行政の簡素化・迅速化や行政サービスの質的な向上に向けた情報化の推進に努めてきた。

これらの計画に基づいて情報化を進めてきた結果、ほぼ職員1人に1台事務用パソコンが配備され、区内部における情報化の基盤やシステムの整備は一通り完了

した。そして現在は、既存システムのさらなる有効活用やシステムの更新時におけるレベルアップ等により、より一層の費用対効果の向上を目指す段階に入っている。

また、区民サービスについても、ホームページでの区政情報の提供や情報公開請求、図書館資料予約、公共施設予約等の実現、さらには住民票等の自動交付機の設置、主要公金のコンビニエンスストア納付の実現等、基礎的なサービスについては概ね実現した。そのため、今後のさらなる展開に向けて、現状の各システムサービスの利用状況や傾向等の分析・評価を行い、課題等の整理を行う必要がある。

このような認識の下に、新たな情報化の取組に向けた第一歩を踏み出すため、22年3月に「練馬区情報化基本計画（22～26年度）」を策定した。

計画では、①区民と区との情報共有・交流の強化、②区政の透明性と効率性の向上、③情報通信技術の変化に対する対応能力の強化、④情報化における政策立案能力の強化、⑤情報化推進のための基盤強化の5つの目標を設定している。また、この目標を実現するための施策の注力分野として「区の情報発信の充実」「事務運用の円滑化とさらなる効率化の推進」「セキュリティレベルのさらなる向上」等10の取組方針を定め、その取組方針の下に、「ホームページの充実」「学校配備システムの最適化」「セキュリティマネジメント体制の拡充」等の11の取組項目と「次期ホームページシステムの調査検討」「システム面から見た事業継続計画の検討」等の13の検討項目を位置付けている。

今後は本計画に基づいて、新たな情報通信技術の積極的な研究と活用を進めるとともに、これまで区が取り組んできた情報セキュリティの強化やシステム経費の適正化について一層の推進を図っていく。

2 情報セキュリティ対策の推進

情報化の推進により、利便性・効率性が向上していく反面、不正アクセス、ウィルス感染、盗難などによる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去など、区の保有する情報資産に対する脅威も増大している。

この対策として区では、15年4月に情報セキュリティに関する行動規範である「情報セキュリティポリシー」を施行し、ウィルス対策や不正アクセスの防止対策など、区の情報システムを安全に維持運用するための技術的対策を行うとともに、各課における情報システムの運用管理ルールを定めた「情報セキュリティ実施手順」の整備や「情報セキュリティセルフチェック」の実施、事務用パソコンを使用する全職員を対象としたeラーニング研修の実施、システム面のセキュリティ監査など、組織的なセキュリティ対策に努めてきたところである。

「情報セキュリティポリシー」の施行から4年が経過し、情報通信技術の高度化や社会におけるセキュリティの重要性に対する認識の向上など、情報セキュリティを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、18年度に策定した「練馬区情報化基本計画（19～21年度）」において、「セキュリティマネジメント体制の見直し」を取組項目とした。これに基づき、19年度には、これまでの情報セキュリティに関連する取組を評価・分析し、現在の区に求められるセキュリティマネジメント体制のあり方および情報セキュリティに関する主要施策の再検討を行い、これらの検討結果を反映して、20年4月に「情報セキュリティポリシー」の全面改正を行った。

改正した「情報セキュリティポリシー」では、新たなセキュリティマネジメント体制のもと、さらなる情報システムの技術的対策の充実を図るとともに、組織的な対策として、以下の5つの主要施策を推進することとしている。

・情報セキュリティに関する教育・啓発
・情報セキュリティ自己点検
・情報セキュリティ監査
・情報セキュリティに関するリスクマネジメント
・情報セキュリティ事故の管理

20年度は、新しい「情報セキュリティポリシー」を試行的に運用し、教育・啓発、自己点検を中心に職員の情報セキュリティに関する意識の向上に努めた。

21年度からは、本格運用を開始し、教育・啓発、自己点検に加え、監査についても充実を図り、職場における情報セキュリティの改善に努めている。

（4）区税負担の公平性を確保する

●適正な賦課

住民税（特別区民税・都民税）申告が必要な個人の所得等を正確に把握し課税するため、各種調査や戸別訪問、申告勧奨等を行い、対象となる区民および事業所（特別徴収義務者）に、適正かつ自主的な期限内の申告・報告を促している。加えて、他の税務機関（国税・都税）との連携を強化し、期限内申告を呼びかける広報活動等（区報・区ホームページ）にも積極的に取り組んでいる。

●確実な収納事務

財源の確保および税負担の公平性を確保するため、口座振替を積極的に推進するとともに、コンビニ収納を実施し、現年分収納率の向上に取り組んでいる。また、滞納者に対しては、電話による納付案内を行う納税案内センターの設置や嘱託収納員による個別訪問など、状況に応じたきめ細かなアプローチにより、効果的な滞納整理を実施している。滞納者の担税力を的確に判断し、タイヤロック等差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより、高額・困難案件の解消を図っている。収納窓口の拡充として、軽自動車税については平成22年5月から、住民税については同年6月

から、携帯電話から納付できるモバイルレジを導入した。

特別区税収納率

税負担の公平性を確保するために、特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税）の収納率の向上を図る。

19年度	20年度	21年度	22年度
93.69%	93.38%	92.78%	92.27%

特別区税収納額の推移

19年度	20年度	21年度	22年度
63,255,467	64,126,607	63,229,892	59,940,319

（単位：千円　端数切り捨て）

特別区税滞納額の推移

19年度	20年度	21年度	22年度
3,689,354	3,954,942	4,456,079	4,535,807

（単位：千円　端数切り捨て）

（5）基礎的な住民サービスを効率的に提供する

●出張所のサービス向上と事務の効率化

区では、区民の意見を伺い、平成18年1月に「出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画」を策定した。

この計画に基づき、17か所の出張所を20年1月4日から4か所の区民事務所と13か所の出張所に機能別に再編を行った。

この見直しにより、①全区民事務所・全出張所に証明書の自動交付機を設置し、窓口受付時間外にも証明書の交付を可能としたこと。②届出事務を4か所の区民事務所に集約し、行政のスリム化（一部の内部事務の委託化の実施）を図ったこと。③証明書発行など、届出事務以外の多くのサービスは引き続き13か所の出張所で取り扱うこと。④4か所の区民事務所では、平日午後7時までと毎月第三土曜日の午前9時から午後5時まで、窓口受付時間の拡大を図ったこと。など、事務の効率化を進めながら、サービス向上を図った。

自動交付機の導入については、区民へのサービス向上に不可欠なものであるとの認識から、出張所の見直しに先がけて、18年10月に17か所の出張所に導入した。19年4月からは、自動交付機の取扱い時間を延長し、平日は午後9時まで、年末年始を除く土日祝休日は午前9時から午後5時までとした。

21年1月からは、外国籍の方の印鑑登録証明書の交付も可能になった。

また、区民事務所・出張所以外の施設にも設置の拡大を図り、19年4月に西武池袋線中村橋駅の南口駅前、19年8月に西武池袋線練馬駅地下の練馬区観光案内所、20年3月に西武池袋線石神井公園駅北口の石神井公園区民交流センター、23年3月に西武池袋線江古田駅の南口駅前に自動交付機の設置を行い、自動交付機の設置台数は22台になった。

●区民事務所・出張所職員一人当たりの届出事務処理件数

届出事務の窓口集約と出張所事務の執行方法の改善により行政のスリム化を図り、区民事務所・出張所職員一人当たりの届出事務処理件数の増加を目標とする。

19年度	20年度	21年度	22年度
794件	855件	870件	859件

●自動交付機による証明書発行サービス

平成18年10月2日から自動交付機による住民票の写し等の交付を行っている（外国籍の方の印鑑登録証明書は、21年1月5日から）。

なお、利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

自動交付機で交付する証明書等　平成23年3月末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日 （ただし外国籍の方については平成21年1月5日）	1通200円

延べ稼働時間　平成22年度

	延べ稼働時間
時間内の延べ稼働時間	45,249時間
時間外の延べ稼働時間	40,658時間
延べ総稼働時間	85,907時間

※時間内とは、平日（月～金。以下同じ。）の8：30～17：00の間をいう。
※時間外とは、平日の17：00～21：00の間および土日祝休日の9：00～17：00の間をいう。

利用登録者数

	利用登録数
平成23年3月末現在	170,438人

設置場所および利用時間　平成23年3月末現在

設置場所および台数	利用時間
本庁舎（練馬区民事務所）　2台	平日　8：30～21：00 土日祝休日　9：00～17：00 ※　年末年始および施設点検日を除く。以下同じ。
区民事務所（練馬を除く3か所）および出張所（13か所）　各1台	
中村橋駅前　1台 江古田駅前　1台 石神井公園区民交流センター　1台	
練馬区観光案内所　1台	平日　9：00～21：00 土日祝休日　9：00～17：00
設置総台数　22台	

●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月1日に完了した。

その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

22年度の住所付定件数は2,524件であった。

(6) 医療保険等制度運営を行う

[1] 国民健康保険

●国民健康保険の役割と運営主体

病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるように、国民全員が必ず何らかの医療保険に加入しなければならない。わが国はこのような国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）となって、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

●加入状況

区において国民健康保険に加入する世帯数は、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことにより75歳以上の被保険者が自動的に移行したため、世帯数は123,947世帯、被保険者数も202,895人と減少するに至った。22年度の世帯数は123,021世帯、被保険者数は199,108人である。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

⑴ 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方は平成24年3月までは1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

⑵ 療養費

被保険者証を提示せず医療機関で診療を受けたとき、医師の指示により、はり・きゅう等の治療を受けたり、治療用装具を作ったときなどにいったん全額自己負担した費用の保険給付相当分の払戻しを行う。

⑶ 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

⑷ 高額療養費

医療機関の窓口での支払い（一部負担金）が一定額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

⑸ 高額医療・高額介護の合算制度

国保・介護保険の両方の自己負担額がある世帯で年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

⑹ その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円が支給される。

高額療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方

所得区分		現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円	
	外来＋入院（世帯ごと）	80,100円＋総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	44,000円	24,600円	15,000円
		4回目以降の限度額 44,000円		「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請が必要	

※75歳に到達する月（1日生まれの方を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分		上位所得世帯	一般世帯	住民税非課税世帯
1か月の自己負担限度額	国保世帯全体	150,000円＋総医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	80,100円＋総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	35,400円
		4回目以降の限度額		
		83,400円	44,400円	24,600円

高額介護合算療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方

所得区分	現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
世帯の限度額	67万円	56万円	31万円	19万円

70歳未満の方

所得区分	上位所得者	一般	住民税非課税世帯
世帯の限度額	126万円	67万円	34万円

【所得区分について】

⑴ 現役並み所得者・・・同一世帯の国保加入者のうち、70歳以上の方の住民税の課税所得金額が145万円以上の方が1人でもいる世帯
⑵ 低所得者Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の世帯
⑶ 低所得者Ⅰ・・・世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方、または老齢福祉年金を受給している方の世帯
⑷ 上位所得世帯・・・国保加入者の給与所得・雑所得などの各種合計所得金額から住民税基礎控除を引いた合計金額が600万円を超える世帯

給付の内容

平成22年度

種類	件数（件）	金額（単位：千円）
療養給付費	2,881,809	37,397,649
療養費	115,477	901,501
高額療養費	64,431	4,106,384
出産育児一時金	963	404,010
葬祭費	835	58,450
結核・精神医療給付金	37,032	43,438

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。
②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

被保険者の加入状況

年度	世帯数	被保険者数	老人保健法対象者	退職被保険者等
	世帯（%）	人（%）	人	人
平成18	152,258（47.4）	258,253（38.0）	49,796	30,987
19	151,914（46.5）	254,933（37.2）	49,445	30,696
20	123,947（37.5）	202,895（29.4）	—	4,783
21	123,617（37.1）	200,917（29.0）	—	6,039
22	123,021（36.7）	199,108（28.7）	—	6,092

注：①（　）内は練馬区全体に対する割合
②数値は、年度末のものを使用している。
③老人保健法対象者は20年度から後期高齢者医療制度へ移行した。
④退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

保険料調定額および総医療費の状況

年度	保険料（調定額）			総医療費		
	1人当たり	1世帯当たり	現年度調定額	1人当たり	1世帯当たり	総額
	円	円	百万円	円	円	百万円
平成18	84,225	143,790	21,954	337,136	575,566	87,878
19	85,981	145,044	22,126	350,602	591,444	90,224
20	90,773	149,027	18,582	245,169	402,506	50,187
21	90,497	147,494	18,363	249,616	406,829	50,651
22	91,499	148,347	18,433	255,624	414,445	51,497

注：①数値は、老人保健法による医療に係るものを含む（19年度まで）。
②1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。
③上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。
④22年度の医療費の各数値は、23年6月末現在で把握しているものである。

●医療費

平成22年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、255,624円であり、前年度に比べ2.4%の増となっている。

●保険料

保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料および介護分保険料の3本立てとなっている。

平成22年度の医療分保険料は、均等割額「被保険者1人につき31,200円」と所得割額「22年度住民税額×80／100」との合算額である。後期高齢者支援金分保険料は、均等割額「被保険者1人につき8,700円」と所得割額「22年度住民税額×23／100」との合算額である。介護分保険料は、均等割額「介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき12,000円」と所得割額「介護保険第2号被保険者の22年度住民税額×14/100」との合算額である。この3つを合計して国民健康保険料として徴収する。

なお、それぞれに上限が設けられており、医療分保険料が50万円、後期高齢者支援金分保険料が13万円、介護分保険料が10万円である。

23年度から、特別区では保険料の計算方法を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」へ変更している。

住民税方式は住民税額に賦課する方式で、税制改正の影響を直接受け、所得の変動がないにもかかわらず保険料が前年度に比べて大幅に変動する場合があったため、旧ただし書き方式へ変更した。

旧ただし書き方式とは、住民税所得割の課税対象となった時期があることから呼ばれている所得の捕捉方法。世帯の収入から公的年金控除等の必要経費と基礎控除を差し引いた段階の所得に対して賦課する方式である。

保険料収納率の推移（医療分）

年　度	現　年　分	滞納繰越分
	%	%
平成18	86.22	27.66
19	86.32	30.11
20	84.11	26.59
21	83.30	24.81
22	84.52	28.74

●財政状況

国民健康保険事業は、保険財政の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（44ページと52ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

平成22年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で639億円、対前年度比1.2%の減、歳出総額で633億円、対前年度比1.2%の減であった。

高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続ける一方、厳しい経済状況の下で保険料収入は伸び悩み、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対しても大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

区の国民健康保険が現在抱えている課題は、第1に保険料の収納率の向上、第2に医療費の適正化、第3に被保険者の資格の適正化である。

保険料収納率の向上については、目標収納率を始め各種収納対策を体系的にまとめた収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながらプランの進行管理を行っている。平成21年度からは、民間事業者への委託による電話・訪問催告を実施し、未納世帯との接触の機会を増やすことにより、未納の解消に努めている。

医療費の適正化については、保険医療機関等から提出されたレセプトの資格点検および内容点検を行っている。記載内容に疑義があるレセプトについては、審査支払機関に再審査請求を行い、医療費の適正化に努めている。

また、被保険者の資格の適正化を図るため、健康保険法の強制適用事業所に勤めている方・擬制世帯・住民税未申告世帯等に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

●保健事業

被保険者の健康の保持増進を目的として、各種の保健事業を行っている。また、40歳～74歳の国民健康保険加入者に対して、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

⑴　特定健康診査・特定保健指導

ア）特定健康診査　　平成22年度

対象者数	受診者数	実施率
113,964人	45,593人	40.0%

イ）特定保健指導

対象者数	終了者数	実施率
5,370人	793人	14.8%

注：上記の数値は、法定報告値データであり、23年5月25日現在で把握しているものである。

⑵　保養施設

近県のホテル、旅館等22か所と協定を結び、割引料金であっせんしている。

平成22年度の利用は128件、延べ348人であった。

（上記の件数・人数には、21年度から利用可能にした後期高齢者医療制度の被保険者も含む。）

⑶　日帰り温泉施設割引（23年3月末日事業終了）

日帰り温泉施設（大江戸温泉物語）の割引利用をあっせんしている。

〔割引利用協定料金〕

大　　人（中学生以上）　　2,900円→1,700円

子　　供（4歳から小学生）　1,600円→　520円
ナイター（6時以降入場）　2,000円→1,250円
〔22年度利用実績〕
割引券利用枚数　416枚
大　　人（中学生以上）　1,104人
子　　供（4歳から小学生）　145人
ナイター（6時以降入場）　230人
利用人数　合計　1,479人

⑷　健康増進啓発事業

エイズ予防に関する知識の普及啓発のため、パンフレットを窓口で配布した。

［2］国民年金

●国民年金事業の運営

昭和34年に国民年金法が施行され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が実施された。

その後わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢社会へ移行しており、老後の生活の主柱となる公的年金制度の役割がますます重要になってきている。

こうした中で、人口の高齢化や社会経済状況の変化に対応できるよう、公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営していく基礎を確保することを目的として、国民年金法の一部を改正する法律により「基礎年金制度」が、昭和61年4月1日から実施された。この制度では、日本国内に住所がある方のうち、老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方や学生を除く、20歳以上60歳未満のすべての方が年金に加入することとなった。

その後、平成3年4月1日からは、これまで任意加入とされていた学生も強制加入となり、9年1月には公的年金共通の基礎年金番号制度が導入された。14年4月には、地方分権一括法の施行により第3号被保険者に係る事務・保険料の徴収に係る事務などを国（社会保険事務所）が直接取り扱うこととなり、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行うことになった。また、17年4月には国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金制度が創設された。

21年12月31日に社会保険庁が廃止となり、22年1月1日、日本年金機構が設立され、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担うこととなった。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住むすべての方（外国人を含む。）が20歳から60歳まで加入する国民の基本的な年金制度である。また、60歳から65歳までの方や海外に居住している日本国籍を有する20歳から65歳までの方も任意加入できる（昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格を満たせない方は70歳まで）。国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

平成23年3月31日現在の練馬区の第1号被保険者は116,469人、任意加入被保険者は2,758人、第3号被保険者は56,338人である。

●保険料

保険料は平成17年度から将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。23年度の保険料は月額15,020円である。

また、保険料には免除制度があり、23年3月31日現在の免除者は、法定免除6,028人、申請免除（全額）6,671人、申請免除（4分の3）680人、申請免除（半額）451人、申請免除（4分の1）178人、学生納付特例10,223人、若年者納付猶予1,652人の合計25,883人で、第1号被保険者に対する割合は22.2%となっている。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。

●年金等の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金があり、このほかに寡婦年金、死亡一時金がある。国民年金制度創設時、すでに高齢だった方に支給する年金としては老齢福祉年金がある。福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められている。

平成23年3年31日現在の練馬区の受給権者数は、老齢基礎年金108,506人、障害基礎年金7,146人、遺族基礎年金1,021人、老齢年金5,787人、通算老齢年金5,151人、旧障害年金246人、寡婦年金90人、老齢福祉年金56人である。また、22年度中の死亡一時金の受給者は146人である。

今後、年々、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は増加していくものと思われる。

年金に必ず加入する方

加入者の種別	年　齢	対　象　者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	・日本国内に住所のある方で第2号･第3号被保険者以外の方（自営業者･学生など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。） ・共済組合員 ※但し、65才以降は老齢基礎の受給権を有しない方のみ第2号被保険者となる。
第3号被保険者	20歳～60歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。）または共済組合員に扶養されている配偶者

なお、年金額の改定方法は、16年の年金改定によって、保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

年金に希望すれば加入できる方

任意加入被保険者	20歳～60歳未満	・老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方
	20歳～65歳未満	・海外に住んでいる日本人
	60歳～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
	特例として65歳～70歳未満	・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方（受給できる資格期間を満たすまで）

国民年金加入者の推移

各年3月31日現在

種別／年次	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
	人	人	人	人
平成18	132,380	57,373	3,333	193,086
19	127,547	57,365	3,152	188,064
20	122,522	56,914	3,054	182,490
21	119,117	56,853	2,908	178,878
22	118,134	56,447	2,858	177,439
23	116,469	56,338	2,758	175,565

年金額の推移

各年4月1日現在

種別／年次	老齢年金 福祉	老齢年金 基礎（25年～40年）	老齢年金 拠出（10年）	老齢年金 拠出（5年）	障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金（子一人） 遺族年金
	円	円	円	円	円	円
平成20	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000
21	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000
22	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000
23	404,200 314,800	788,900	479,300	407,900	986,100 788,900	1,015,900

注：① 老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
② 障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害
③ 老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

老齢年金等受給権者の推移

各年3月31日現在

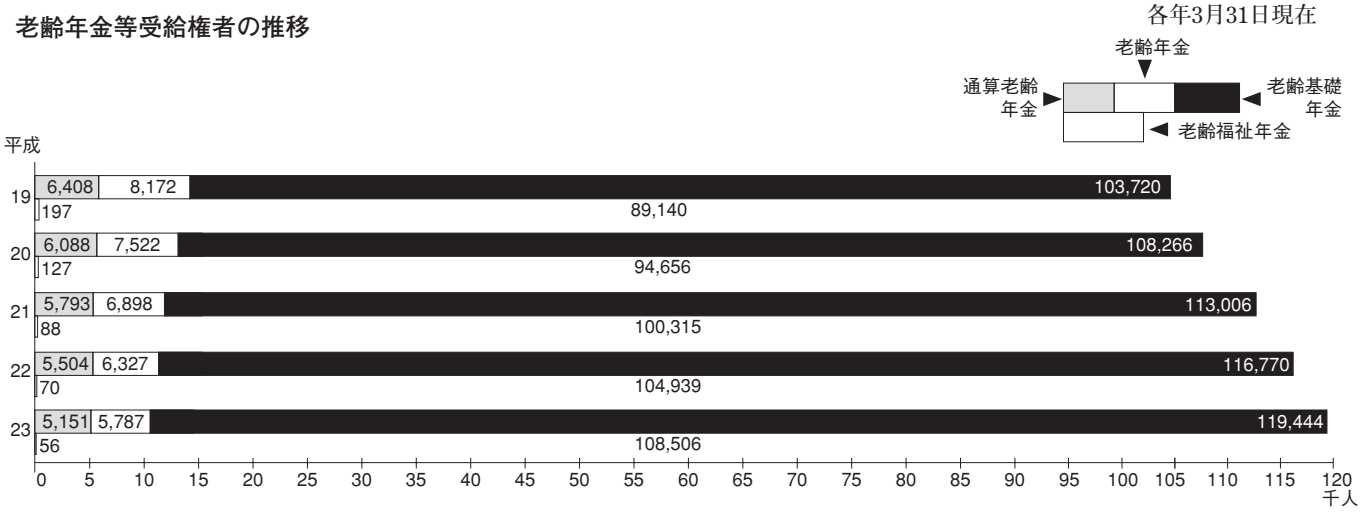

●後期高齢者医療制度

平成20年4月1日に老人保健制度から移行した。

1 制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。

【広域連合と区の役割分担】

・広域連合の事務

資格管理、医療給付、保険料賦課等

・区の事務

保険料徴収、被保険者の便益の増進に寄与する事務（主に申請等窓口事務）

2 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方および65歳から74歳までの一定の障害があり、広域連合から認定を受けた方（生活保護受給者を除く。）。

3 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払いは、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担。

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額

所得区分		現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
窓口での一部負担金の割合		3割	1割	1割	
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円	
	入院および世帯の限度額	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算(44,400円)*	44,400円	24,600円	15,000円
				所得区分低所得Ⅰ･Ⅱの認定証発行には「限度額適用･標準負担額減額認定」の申請が必要	

＊（）内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額

【所得区分について】

(1)現役並み所得者・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者。
ただし、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での自己負担割合を1割に変更する制度あり。

(2)一般・・・・現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の方

(3)低所得Ⅱ・・世帯全員が住民税非課税の方

(4)低所得Ⅰ・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

4 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。自己負担限度額は所得区分によって異なる。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

年間の後期高齢者医療費の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

高額医療・高額介護合算療養費の負担区分と自己負担限度額

負担区分		後期高齢者医療＋介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
低所得者	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

5 葬祭費

被保険者が亡くなり、葬儀等を行ったとき、その費用を負担した方からの申請により、7万円を支給する。

22年度から広域連合の給付事業となり、区は申請受付・給付事務について広域連合から委託を受け実施する。広域連合の支給額は5万円であり、従来の支給額との差額（2万円）は、区が上乗せして支給する。

22年度の葬祭費支給実績は、支給件数3,117件、支給額218,055千円であった。

6 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対し、後期高齢者健康診査を行う。区は広域連合から委託を受け実施する。

7 保険料

被保険者一人ひとりが納める。保険料（年額）は、均等割額（一人37,800円）と所得割額（旧ただし書き所得金額×所得割率7.18%）を足した金額。なお、保険料の均等割額・所得割率は、2年ごとに見直しを行う。

※旧ただし書き所得とは、前年中の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

8 保険料の軽減

(1) 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額を基に、均等割額を軽減する。

(2) 所得割額の軽減

旧ただし書き所得58万円までの方は、所得割額を50%軽減する。また、東京都広域連合独自の措置として、旧ただし書き所得が15万円までの方は全額、同20万円までの方は75%の軽減を行っている。

9 保険料の特例

制度加入前日まで被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額が免除となり、均等割額が9割軽減される。

10 保険料の納付方法

原則として年金からの天引き（特別徴収）となる。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や、後期高齢

者医療保険料と介護保険料の合算額が、天引き対象年金（介護保険料が天引きされている年金）の2分の1を超える方は納付書や口座振替で納める（普通徴収）。また、年金からの天引き対象となった場合は、申請により口座振替を選択することができる。

●練馬年金事務所

練馬年金事務所は、区内に住所がある会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、児童手当の各制度についての業務を行っている。

とりわけ、超高齢社会の到来を控え年金に関する期待と関心は大きく、来所者数も年々増加している。

また、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

1 健康保険

事業所に働いている従業員を被保険者とする医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

健康保険（協会管掌）の状況　　平成23年3月31日現在

区　分	状　況
事業所数	6,186件
被保険者数	32,280人
平均標準報酬月額	313,990円

資料：練馬年金事務所

2 厚生年金保険

健康保険と同じく、各種事業所に働いている従業員を被保険者として、老齢、障害、死亡などに関して、被保険者を始めその被扶養者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより、生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

厚生年金保険の状況　　平成23年3月31日現在

区　分	状　況
事業所数	6,886件
被保険者数	60,236人
平均標準報酬月額	315,096円

資料：練馬年金事務所

3 国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金の被保険者となり、老齢、障害、死亡などに関して、年金や一時金を給付することにより、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている制度である。取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

4 児童手当拠出金の徴収

児童を養育している父母等に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質向上を図る制度である。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

練馬区長期計画（平成22年度～26年度）　施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、22年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指　標	20年度実績	22年度実績	26年度目標
51　持続可能な区政経営を行う					
511	参加と連携による開かれた行政を進める	区政情報の入手しやすさ、意見の言いやすさに満足している区民の割合	42.0%	48.0%	60%
512	健全な財政運営を行う	経常収支比率	79.2%	—	80%以内
513	区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う	区民意識意向調査における全施策に対する区民の満足度	53.3%	56.7%	60%以上
514	区税負担の公平性を確保する	特別区民税の現年度課税分収納率	97%	97.29%	97%
515	基礎的な住民サービスを効率的に提供する	区民事務所・出張所窓口サービス改善アンケートによる満足度	73.5%	—	82%
516	医療保険等制度運営を行う	国民健康保険料の収納率（現年分・滞納繰越分合計収納率）	71.5%	72.3%	74.0%

資料編

区内の指定・登録文化財 ……228
練馬区の年表 ……230
施設一覧 ……244

練馬区役所（5階建・昭和40年）

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。　　平成23年4月1日現在

国指定文化財

●天然記念物
- 練馬白山神社の大ケヤキ　白山神社境内　練馬4-2
- 三宝寺池沼沢植物群落　石神井公園内　石神井台1丁目

●重要有形民俗文化財
- 江古田の富士塚　浅間神社境内　小竹町1-59

国登録文化財

●有形文化財
- 青柳家住宅主屋　羽沢1-6
- 佐々木家住宅主屋　小竹町1-36

●登録記念物
- 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）　東大泉6-34

都指定文化財

●史　跡
- 東高野山奥之院　長命寺境内　高野台3-10
- 尾崎遺跡　春日小学校内　春日町5-12

●旧　跡
- 池永道雲墓　受用院墓地内　練馬4-27
- 練馬城跡　豊島園内　向山3-25
- 石神井城跡及び三宝寺池　石神井公園内　石神井台1丁目

●有形文化財
- 板絵着色役者絵（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物）　長命寺　高野台3-10
- 小野蘭山墓及び墓誌　迎接院墓地内　練馬4-27
- 丸山東遺跡方形周溝墓出土品　練馬区

練馬区指定文化財

●有形文化財
- 小島家文書　練馬区
- 南蔵院鐘楼門　南蔵院境内
- 北条氏康印判状　道場寺
- 町田家文書　個人蔵
- 服部半蔵奉納の仁王像　御嶽神社境内
- 長命寺仁王門　長命寺境内
- 春日町出土の壺形土器　練馬区
- 妙福寺文書　妙福寺
- 尾崎遺跡出土品　春日小学校尾崎遺跡資料展示室
- 下練馬の大山道道標　北町1-25地先
- 豊島氏奉納の石燈籠　氷川神社境内
- 御府内并村方旧記　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 石幢七面六観音勢至道しるべ　良弁塚
- 長命寺の梵鐘　長命寺境内
- 三宝寺の梵鐘　三宝寺境内
- 妙福寺の梵鐘　妙福寺境内
- 千川家文書　練馬区
- 丸山東遺跡出土の木製品　練馬区
- 閻魔・十王像と檀拏幢　教学院境内
- 小美濃英男家文書　個人蔵
- 相原家薬医門　田柄5丁目
- 金乗院御朱印状　金乗院
- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居　氷川神社境内
- 旧内田家住宅　池淵史跡公園内
- 中宮遺跡５号住居址の盛土状遺構出土品　練馬区
- 愛染院文書　愛染院

●有形民俗文化財
- 中里の富士塚　富士浅間神社境内
- 大八車　練馬区
- 下練馬の富士塚　浅間神社境内
- 氷川神社富士塚　氷川神社境内
- 北町聖観音座像　北町観音堂
- 長享二年の申待板碑　練馬区
- 本寿院のみくじ道具　本寿院
- 関のかんかん地蔵　関町東1-18地先
- 神輿渡御行列図絵馬　氷川神社

●無形民俗文化財
- 鶴の舞　氷川神社

●天然記念物
- 練馬東小学校のフジ　練馬東小学校校庭
- 井頭のヤナギ　大泉井頭公園内
- 内田家の屋敷林　早宮3丁目

練馬区登録文化財

●有形文化財
- 双蝶々曲輪日記図絵馬　長命寺
- 牛若丸・弁慶図絵馬　長命寺
- 氷川神社の水盤　氷川神社境内
- 角柱型水盤　氷川神社境内
- 氷川神社の旧拝殿　氷川神社境内
- 榎本家長屋門　南田中4丁目
- 氷川神社の狛犬　氷川神社境内
- 加藤家文書　個人蔵
- 尾張殿鷹場碑　大泉第一小学校内
- 横山家文書　個人蔵
- 新井家文書　個人蔵
- 縄文時代の竹カゴ　練馬区
- 金銅製飾具　練馬区
- 尾張殿鷹場碑　練馬区
- 宮田橋敷石供養塔　高松2-3
- 紙本着色以天宗清像　廣徳寺
- 絹本着色明叟宗普像　廣徳寺
- 紙本墨画淡彩希叟宗罕像　廣徳寺
- 土支田八幡宮の半鐘　土支田八幡宮
- 阿弥陀寺の半鐘　阿弥陀寺
- 荘家文書　練馬区
- 増島家薬医門　谷原3丁目
- 比丘尼橋遺跡出土の旧石器　練馬区
- 相原正太郎家住宅　春日町5丁目
- 石製絵馬　稲荷神社境内
- 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器　練馬区
- 三宝寺山門　三宝寺境内
- 高稲荷遺跡出土の旧石器　練馬区
- 西大泉の稲荷神社本殿　稲荷神社
- 阿弥陀寺の伏せ鉦　阿弥陀寺
- 氷川神社の神輿　氷川神社
- 本寿院の賽銭箱　本寿院
- 明叟宗普の墨跡　廣徳寺
- 八幡神社の本殿　八幡神社
- 北町の仁王像　北町観音堂
- 長谷川家文書　個人蔵
- 絹本着色釈迦十六善神像　廣徳寺
- 橘紋椿几帳柄鏡　禅定院
- 八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器　練馬区
- 中野屋商店文書　練馬区
- 石神井城跡出土小刀　練馬区

・子ノ聖観世音碑　円光院門前
・広川松五郎関係資料　個人蔵
・相原好吉家文書　個人蔵
・小林家住宅　個人蔵
・石神井西尋常小学校のリードオルガン　練馬区
・木下家文書　練馬区
・栗原家文書　練馬区
・小竹遺跡出土の大珠　練馬区
・丸山東遺跡方形周溝墓出土品　練馬区
・千川上水の記録フィルム　練馬区
・織部燈籠　個人蔵
・愛染院の梵鐘　愛染院境内
・関口家文書　個人蔵
・内国勧業博覧会褒状　練馬区
・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧　練馬区
・千川上水調査アルバム　武蔵学園記念室
・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器　練馬区
・田中家の種子屋資料　個人蔵
・関東大震災犠牲者慰霊碑　円明院
・八幡神社の水盤　八幡神社
・十一面観音懸仏　光伝寺
・光伝寺の地蔵菩薩立像および閻魔十王像　光伝寺
・下練馬の三十三所観音菩薩像　光伝寺
・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器　練馬区
・篠家文書　個人蔵
・小野蘭山墓および墓誌　迎接院墓地内
・丸山東遺跡出土の石棒　練馬区
・武内家資料　練馬区　写真①
・天祖神社東遺跡出土の石核　練馬区　写真②

●無形文化財
・絵馬制作　平田郡司氏
・ホウキ製造技術　篠田歳治氏

●有形民俗文化財
・江古田の富士塚　浅間神社境内
・弥陀三尊来迎画像板碑　三宝寺
・狐の大根取り入れ図絵馬　諏訪神社
・沢庵漬製造用具　練馬区
・文応元年の弥陀板碑　道場寺
・氷川神社の力石　氷川神社境内
・高松の庚申塔　高松2-3
・僧形馬頭観音　本寿院境内
・金乗院の一石六地蔵　金乗院境内
・丸彫青面金剛庚申塔　下石神井5-7地先
・力持ち惣兵衛の馬頭観音　大泉学園町2-27地先
・石幢六面六地蔵　禅定院境内
・織部燈籠　禅定院境内
・富士講巡拝装束　練馬区
・棒屋資料　練馬区
・井戸替え用具　練馬区
・醤油醸造業用具　練馬区
・斎藤水車用具　個人蔵
・丸彫聖観音立像廻国供養塔　稲荷神社境内
・江古田の富士講関係資料　浅間神社
・谷原延命地蔵　谷原1-17地先
・二十三夜待供養塔　天祖神社
・大氷川の力石　氷川神社境内
・林稲荷神社の庚申塔　林稲荷神社
・高松の板碑型庚申塔　高松1-22
・八幡神社の石造大山不動明王像　八幡神社境内
・御嶽講奉納の水盤　稲荷神社境内
・福徳元年の月待板碑　妙福寺
・谷原の庚申塔　富士見台4-36地先

●無形民俗文化財
・探湯の儀　御嶽神社
・関のぼろ市　本立寺門前
・八丁堀三吉囃子　北野神社ほか
・石神井囃子　石神井神社ほか
・中村囃子　八幡神社ほか
・ちがや馬飾り　内田和助氏　加藤義雄氏　丹羽幸男氏　伊藤弥五郎氏
・関町囃子　天祖若宮八幡宮ほか
・神輿渡御の御供道中歌　氷川神社
・中里囃子　八坂神社ほか
・田柄囃子　天祖神社ほか
・石神井台囃子　石神井台地域ほか
・南田中囃子　南田中地域ほか
・大山講灯籠立て行事　下石神井地域
・貫井囃子　貫井地域ほか
・春日町囃子　春日町地域ほか
・富士見台囃子　富士見台地域ほか
・谷原囃子　谷原地域ほか
・白山神社囃子　白山神社ほか
・北町囃子　氷川神社ほか
・上石神井囃子　上石神井地域ほか

●史跡
・東高野山奥之院　長命寺境内
・池永道雲墓　受用院墓地内
・尾崎遺跡　春日小学校内
・池淵遺跡　池淵史跡公園
・栗原遺跡の竪穴住居跡　都立城北中央公園内
・千川上水跡　関町南2～4丁目ほか
・旧大泉村役場跡　大泉中島公園
・田柄用水記念碑　天祖神社境内
・千川家の墓　阿弥陀堂墓地内
・河野鎮平筆子碑　寿福寺墓地内
・田柄用水跡　けやき憩いの森
・圓淨法師塚　春日町5-35
・観蔵院の筆子碑　観蔵院

●名勝
・牧野記念庭園　東大泉6-34

●天然記念物
・練馬白山神社の大ケヤキ　白山神社境内
・カタクリ群落　清水山憩いの森
・八の釜の湧き水　八の釜憩いの森
・光伝寺のコウヤマキ　光伝寺境内
・開進第一小学校のクスノキ　開進第一小学校内
・土支田八幡宮の社叢　土支田八幡宮
・井口家の屋敷林　立野町

―練馬区登録文化財―

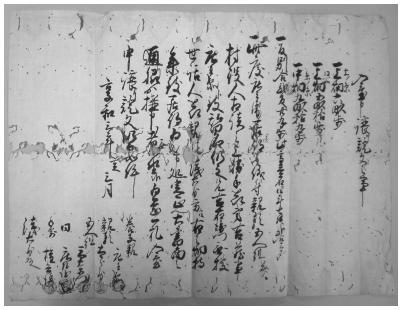

武内家資料　練馬区　写真①

―練馬区登録文化財―

天祖神社東遺跡出土の石核　練馬区　写真②

公開していないものもありますので、詳細は、生涯学習課文化財係まで

練馬区の年表

注：本文中、敬称略

【昭和22年】（1947年）

8月 1日 練馬区誕生。板橋区から分離独立し、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設
1日 練馬税務署（国）開設
9月20日 第1回区議会議員・区長選挙（区議36人選出）
20日 初代区長に臼井五十三就任
10月11日 初代区議会議長に上野徳次郎就任
28日 練馬清掃事務所（都）開設

【昭和23年】（1948年）

6月 米軍家族宿舎グラントハイツ完成
10月 1日 練馬保健所（都）開設
11月15日 2代区議会議長に桜井米蔵就任

【昭和24年】（1949年）

1月15日 区役所庁舎が現在地（豊玉北6−12−1）に完成
8月 1日 練馬授産場開設
11月 1日 練馬税務署移転（現・栄町23）
25日 3代区議会議長に小口政雄就任

【昭和25年】（1950年）

4月 1日 独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27.4.1区に移管）
8月 5日 練馬都税事務所開設
10月 1日 都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園
6日 氷川台に東京少年保護鑑別所（国）竣工
30日 4代区議会議長に梅内正雄就任
11月10日 区議会議員補欠選挙

【昭和26年】（1951年）

7月20日 第1回練馬区農業委員選挙
9月18日 第2回区議会議員・区長選挙
20日 2代区長に須田操就任
25日 北町に警察予備隊練馬営舎が一部完成
10月 1日 練馬福祉事務所（都）開設
1日 練馬診療所開設
29日 5代区議会議長に篠田鎮雄就任

【昭和27年】（1952年）

3月26日 千川上水暗渠（あんきょ）化工事、区内着手
4月 1日 石神井公益質屋開業
4月 東京少年保護鑑別所に外来鑑別室開設
7月 1日 区立児童遊園として初の氷川台児童遊園開園
8日 （福）練馬区社会福祉協議会設立
8月30日 千川上水暗渠（あんきょ）化工事（第1期）終了
9月 1日 南町・北町小学校開校
1日 区長公選制廃止（地方自治法改正）
10月 5日 第1回教育委員選挙
29日 6代区議会議長に梅内正雄就任
11月 1日 練馬区教育委員会設置
3日 長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定
◎練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく

【昭和28年】（1953年）

5月11日 「練馬区広報」創刊
8月15日 練馬母子寮開設
9月 都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設
10月 1日 牧野富太郎博士、第1回名誉都民となる
1日 練馬公民館開館
12月 2日 7代区議会議長に井口仙蔵就任
3日 練馬区紋章制定。約900点の応募から東大泉町、佐藤杏二氏の作品（練馬の「ネ」と馬のひづめを図案化）を選定
22日 板橋区との境界を一部変更

【昭和29年】（1954年）

6月10日 石神井保健所（都）開設
11月 1日 豊玉東・上石神井小学校開校
12月22日 8代区議会議長に塚田洪憲就任
◎石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板棚工が施される。また、500,826m²に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される

【昭和30年】（1955年）

3月 1日 学田公園（野球場）開設
4月 1日 開進第四・光和小学校開校
27日 都立豊玉中公園（テニスコート併設）開園（30.10.1区に移管）
9月16日 第3回区議会議員選挙
16日 教育委員補欠選挙
20日 9代区議会議長に井口仙蔵就任
11月 9日 3代区長に須田操就任（選任）
◎立教大学グラウンド（氷川台1丁目）建設の際、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される

【昭和31年】（1956年）

3月 3日 長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
4月 1日 関町・大泉東小学校開校
5月30日 教育委員の公選制廃止（議会の同意を得て区長が任命する任命制に移行）
7月 1日 練馬区印鑑条例施行
10月 1日 定例会の回数に関する条例

施行
29日 10代区議会議長に井口仙蔵就任

【昭和32年】（1957年）
1月18日 牧野富太郎博士没。享年94歳
4月 1日 田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校
1日 上板橋緑地（現在の都立城北中央公園）開設
7月20日 板橋区との境界を一部変更
10月 1日 「練馬区史」発行
11月29日 11代区議会議長に梅内正雄就任

【昭和33年】（1958年）
4月 1日 北町西・仲町小学校、北町中学校開校
8月25日 第五清掃工場（石神井清掃工場・現練馬）操業開始
9月26日 台風22号（狩野川台風）で31,000世帯の被害発生（仲町、北町、田柄町、貫井町、向山町等）
12月 1日 牧野記念庭園開園
1日 仲町授産場開設
25日 練馬区立都市公園条例施行

【昭和34年】（1959年）
2月 1日 農業経営基本調査実施
3月11日 都立石神井公園開園
18日 12代区議会議長に林亮海就任
4月 1日 中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校
8月28日 「仲町土地改良区」設立認可
9月16日 第4回区議会議員選挙
10月23日 13代区議会議長に上野徳次郎就任
12月 3日 4代区長に須田操就任(選任)
◎谷原町に球形ガスタンク建設される

【昭和35年】（1960年）
4月 1日 小竹・向山小学校、田柄中学校開校
5月 1日 陸運事務所練馬支所開設
12月27日 14代区議会議長に桜井米蔵就任

【昭和36年】（1961年）
4月 1日 石神井警察署開設
1日 上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校
1日 豊玉保育園開園
7月 1日 白子川改修に伴い埼玉県との境界を一部変更
1日 豊玉第二保育園開園
11月 1日 北町保育園開園

【昭和37年】（1962年）
2月 9日 15代区議会議長に梅内正雄就任
4月 1日 立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校
8月 1日 練馬図書館が一部開館
12月22日 16代区議会議長に橋本銀之助就任

【昭和38年】（1963年）
2月 1日 第1回住居表示開始（南町3丁目は、桜台4～6丁目、南町4・5丁目は、練馬1～4丁目に変更）
4月 1日 貫井中学校開校
5月 1日 下石神井保育園（現石神井町さくら保育園）開園
7月 1日 住民登録実態調査実施
8月31日 集中豪雨で、北町、春日町、向山町などで被害（床上浸水155戸、床下浸水2,137戸）
9月17日 第5回区議会議員選挙
10月 1日 東大泉保育園開園
23日 17代区議会議長に井口仙蔵就任
12月26日 5代区長に須田操就任(選任)

【昭和39年】（1964年）
5月 1日 関町保育園開園
6月22日 都水道局北部第二支所開設
8月 1日 区役所庁舎完成(旧5階庁舎)
1日 練馬青年館（旧南大泉青少年館）開館
9月 7日 学校給食第一総合調理場完成（区立小・中学校の給食開始）
10月10日 第18回オリンピック東京大会開催

【昭和40年】（1965年）
2月 2日 区内初の学童クラブ（北町西小学童クラブ）開設
3月10日 18代区議会議長に越後幹雄就任
4月 1日 地方自治法の改正により、社会福祉等の事務が大幅に都から移管、区の組織を5部制の新組織機構に改正する
1日 石神井支所を石神井庁舎に名称変更
1日 石神井福祉事務所開設（石神井庁舎内）
1日 区政モニター制度実施（25人）
5月 1日 春日町・平和台保育園開園
10日 区立軽井沢高原寮（小・中学校の校外授業施設）が長野県浅間山麓に開設
8月 1日 幼児の遊び場として区立小学校の校庭を開放（15校）
◎「アメリカシロヒトリ」が異常発生し、区内の街路樹のプラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える

【昭和41年】（1966年）
5月 1日 区民相談室開設
1日 上石神井保育園開園
6月 1日 下田学園（病虚弱養護学園）を、静岡県下田市に開園
1日 桜台・谷原保育園開園
6日 第1回特別区自治権拡充大会開催（千代田区公会堂）
29日 台風4号で区内各地で浸水被害（5,000余世帯）
9月12日 練馬都税事務所新庁舎完成事務開始（豊玉北5－15）
30日 新選挙人名簿制度実施（公職選挙法の一部改正）
12月16日 区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決

【昭和42年】（1967年）
1月16日 学校給食第二総合調理場完成（区立中学校の完全給食実施）
4月 1日 大泉第四小学校開校
5月 1日 田柄・上石神井第二保育園開園
5月 2日 臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
30日 第6回区議会議員選挙（定数52人になる）
5月 練馬図書館で自動車を利用した移動図書館開始
6月 1日 谷原保育園開園
21日 須田操区長退任

7月11日　19代区議会議長に長谷川安正就任
8月 1日　区独立20周年
1日　練馬福祉会館開館
9月 2日　練馬区で区長公選条例直接請求の区民運動起こる
10月 7日　区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
19日　区議会が区長候補者の公募について公聴
25日　民有地を区が借り上げた区内初の「民間遊び場」開設
11月10日　住民登録制度が「住民基本台帳制度」に変更
12月11日　区長公選を求める住民団体（区長を選ぶ区民の会）が区の処分を不服として東京地裁に提訴
26日　区内初の下水道使用開始

【昭和43年】（1968年）

2月 6日　区長選任のため臨時区議会開催
4月 1日　南田中・高松・大泉学園小学校開校
1日　南田中保育園開園
22日　区長選任のため臨時区議会を再度開催
5月 1日　春日町第二・貫井保育園開園
22日　法令に基づく「区長候補者選出特別委員会」設置
6月 1日　南田中第二保育園開園
6日　東京地裁緒方判決、練馬区の代表者証明書交付拒否処分は違法。翌7日、区は判決を不服として東京高裁に控訴
7月16日　20代区議会議長に小柳信子就任（23区で初の女性議長）
29日　6代区長に片健治就任（選任）。区長の空席期間は403日間であった
10月 1日　23区共同の「交通災害共済制度」開始
11月28日　東京高裁、区の6月6日東京地裁緒方判決に対する控訴を棄却
12月 1日　練馬診療所廃止
12月　「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布

【昭和44年】（1969年）

2月 1日　写真集「練馬区二十年の歩み」発刊
3月28日　区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置
4月 1日　心身障害者扶養年金制度実施
1日　泉新小学校開校
7月20日　練馬・石神井・大泉の三地区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置
24日　21代区議会議長に橋本銀之助就任
9月16日　旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設
10月 1日　氷川台保育園開園
1日　白百合福祉作業所開設
11月 1日　区の組織にグラントハイツ対策室を設置
12月 1日　老人医療費助成と児童手当制度実施
1日　上石神井第三保育園開園

【昭和45年】（1970年）

1月28日　春日町青少年館開館
3月 1日　関町第二保育園開園
4月 1日　大泉第六・田柄第二小学校開校
1日　東京都公害防止条例施行
15日　練馬区広報紙を「ねりま区報」と改称
6月 1日　平和台児童館開館
15日　第四土木出張所開設
7月 1日　下田臨海寮を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設
11日　22代区議会議長に橋本銀之助就任
8月 1日　下石神井第二保育園（現高野台保育園）開園
9月 1日　豊玉第三保育園開園
10月 1日　石神井区民館（石神井庁舎内併設）開館
12月 1日　石神井図書館開館
1日　大泉北出張所移転（区民館・敬老館併設）開設

【昭和46年】（1971年）

3月 1日　第六出張所移転（旭町区民館・旭町保育園併設）開設
1日　大泉保健相談所開設
4月 1日　八坂・下石神井小学校開校
1日　北保健相談所開設
11日　第7回区議会議員選挙
15日　夜間広聴電話設置
27日　区の花・区の木を選定（花はツツジ・木はコブシ）
7月 6日　23代区議会議長に塚田洪憲就任
10月 9日　グラントハイツ跡地利用総決起集会開催
11月13日　第1回「消費生活展」開催
12月 1日　関出張所移転（区民館・敬老館併設）開設

【昭和47年】（1972年）

1月 1日　栄町保育園（児童館・敬老館併設）開園
2月 5日　武蔵関建築協定(関町5丁目)結ばれる
4月 1日　八坂中学校開校
1日　中小企業へ公害防止資金の融資制度発足
5月12日　石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生
6月 1日　総合体育館開館
17日　魚の産地直送開始
7月19日　24代区議会議長に横山繁雄就任
21日　区の花「ツツジ」図案決まる
28日　片健治区長退任
8月 1日　石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される（現在の池淵史跡公園）
1日　石神井児童館（敬老館併設）開館
11月 6日　区長準公選条例公布
12月 1日　第七出張所移転（田柄区民館併設）開設
1日　大泉西出張所移転（南大泉区民館・保育園併設）開設

【昭和48年】（1973年）

1月 1日　田柄第二・南大泉保育園開園
1日　北大泉保育園（児童館併設）開園
23日　日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部が3年以内の返還決定

4月 1日 初めての老人クラブ農園開園
1日 富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校
1日 練馬保育園開園
5月 1日 光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置
1日 厚生文化会館開館
1日 光が丘保育園、光が丘児童館開設
20日 練馬・石神井休日急患診療所開設
28日 石神井公園駅周辺地区再開発説明会開催
7月21日 ちびっ子つり場を石神井公園ボート池に開設
28日 25代区議会議長に関口三郎就任
8月 1日 静岡県熱海市に区民保養施設として、網代荘開設
1日 上石神井出張所（区民館・児童館併設）開設
9月30日 グラントハイツが国へ全面返還
10月 1日 老人三事業〔友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話（6月から）〕開始
16日 7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間であった
11月 1日 第五出張所移転（土支田区民館・児童館・保育園併設）開設
12月 1日 春日町児童館（敬老館併設）開館
1日 組織改正に伴い8部制となる
12月 練馬区基本構想（素案）まとまる

【昭和49年】（1974年）

1月26日 日常生活用品交換市開催
29日 第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催
2月23日 生活防衛区民集会開催
3月 1日 練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行
11日 都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定
4月 1日 大泉西・大泉北小学校開校
1日 練馬区愛育手当条例施行
6日 富士見台駅北口に初めて区営自転車駐車場開設
5月 2日 第1回「憲法記念の集い」開催
6月 1日 区長公選制復活（地方自治法改正公布）
7月 1日 中村児童館（敬老館併設）開館
20日 石神井プール開設
20日 集中豪雨で床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害
30日 26代区議会議長に田口阿久理就任
8月 1日 練馬区の独立を記念して、「一日区長」行事始まる（一日区長に区在住の女優壇ふみ）
1日 寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始
8月 広報映画完成（「明日のねりまをめざして」「樹齢の詩」）
10月20日 「54万・人間ひろば」開催
11月 1日 南田中児童館（敬老館併設）開館
15日 練馬区行財政調査会（会長高柳信一）が特別区行財政の強化を区長に提言

【昭和50年】（1975年）

1月25日 財政格差の解消を求める「練馬区民大会」を練馬公民館で開催
2月 1日 北町第二保育園（北町児童館併設）開園
2月 区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入
4月 1日 都から保健所の事務が移管
1日 関中学校開校
27日 第8回区議会議員選挙（定数が52人から56人に）・区長選挙（24年ぶりに公選制復活）
27日 8代区長に田畑健介就任
5月 1日 大泉東出張所移転（東大泉区民館併設）開設
1日 区立初の北大泉幼稚園開園
1日 向山保育園開園
6月 1日 第二出張所移転（早宮区民館併設）開設
1日 関町児童館開館
23日 27代区議会議長に楠直正就任
7月 1日 消費者相談開始
11月 1日 清水山憩いの森（カタクリ自生地）開設
12月15日 桜台出張所（南町から名称を変更）移転開設

【昭和51年】（1976年）

1月 1日 桜台区民館（桜台出張所に併設）開館
2月 1日 東大泉児童館（敬老館・東大泉第二保育園併設）開館
3月 練馬区行財政調査会最終報告まとまる
4月 1日 練馬第三・南が丘小学校開校
6月 1日 区営ボート場を武蔵関公園に開設
7月 1日 平和台図書館開館
9日 28代区議会議長に横山繁雄就任
20日 高野台運動場（野球・庭球場）開設
9月 1日 中村・春日町・南田中敬老館が団体登録をしたグループに夜間開放開始
9日 台風17号で関町4・5丁目、大泉学園などで床上浸水344戸、床下浸水491戸の被害
10月 1日 自治権拡充等の情勢に対応するため、第一次組織改正を実施、9部制となる
12月 1日 戸籍の閲覧が禁止

【昭和52年】（1977年）

1月 1日 大泉交通公園開園
2月24日 第1回練馬区保育問題懇談会開催
2月 グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始
4月 1日 石神井台保育園（児童館・敬老館併設）開園
1日 早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校
5月 1日 埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設
1日 豊玉北地区区民館開館
1日 西大泉保育園（児童館・敬老館併設）開園

20日 福祉タクシー券制度開始
7月 2日 緊急一時保育制度開始
18日 第四出張所移転（都営住宅内に併設）開設
21日 練馬区高齢者事業団（現（社）練馬区シルバー人材センター）設立
27日 29代区議会議長に内田仙太郎就任
8月 1日 区独立30周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立
1日 春日町区民館（都営住宅内に併設）開館
21日 北大泉野球場開設
9月 1日 みどりを保護し回復する条例施行
10月 1日 区独立30周年記念写真集「11万から55万区民へ」発刊
5日 出張所文庫（上石神井・第六出張所）開設
7日 練馬区基本構想策定
23日 休日歯科応急診療開始

【昭和53年】（1978年）

3月 練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定
4月 1日 三原台温水プール（児童館・敬老館併設）開設
1日 大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校
17日 武蔵関公園が都から区へ移管
5月11日 グラントハイツ跡地開発計画会議で1万2千戸の住宅建設決定
6月21日 田柄川跡地の緑道工事完成
7月14日 30代区議会議長に豊田三郎就任
8月 2日 カネボウ跡地を区民に暫定開放
9月 1日 高松地区区民館（保育園併設）開館
22日 グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示
10月 1日 石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始
1日 北町・桜台地区区民館、桜台第二保育園開設
11日 練馬区宅地等開発指導要綱施行
12日 建築物の日影（ひかげ）規制条例施行
12月 1日 区内初のみどりの保全モデル地区に向山3丁目の一部を指定

【昭和54年】（1979年）

1月 4日 石神井保健所移転開設
2月 4日 練馬区勤労者福祉共済会（ファミリーパック）発足
3月23日 みどりの推進協定第1号として、向山3丁目の城南住宅組合をみどりの保全モデル地区に指定
4月 1日 北原小学校、南が丘中学校開校
22日 第9回区議会議員・区長選挙
27日 9代区長に田畑健介就任
5月 1日 早宮・下石神井地区区民館開館
1日 下石神井第三・春日町第三保育園開園
6月22日 31代区議会議長に貫井武夫就任
8月 1日 中村橋区民センター（第三出張所・心身障害者福祉センター・消費生活センター・貫井地区区民館併設）開設
1日 軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管
20日 心身障害者（児）のための病院委託による緊急一時保護開始
9月 1日 東京都と合同で大規模総合防災訓練実施（光が丘運動場）
10月19日 台風20号で区内各地に被害
12月 1日 ひとりぐらしの高齢者にアパートのあっせん開始

【昭和55年】（1980年）

2月 1日 大泉図書館開館
3月 1日 生活実習所、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管
4月 1日 総合教育センター開設
1日 大泉学園桜小学校開校
10日 長野県武石村（現・上田市）に武石少年自然の家開設
21日 谷原出張所移転（総合教育センター内に併設）開設
5月 1日 向山庭園開園
15日 区役所庁舎東館（現東庁舎）完成
6月 2日 高齢者のための「富士見台ケアセンター」業務開始
7月10日 32代区議会議長に上野定雄就任
8月10日 区独立30周年練馬区史「現勢資料編」発刊
9月 1日 富士見台地区区民館（富士見台こぶし保育園併設）、豊玉第四保育園開設
17日 国際障害者年練馬区推進本部設置
10月 1日 氷川台（氷川台第二保育園併設）、北町第二地区区民館開館
12月 1日 第八出張所（旧第二出張所分室から昇格）開設

【昭和56年】（1981年）

1月23日 国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」が練馬区で開催
2月17日 練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成
3月 1日 大泉学園地区区民館（保育園併設）開館
4月 1日 防災行政用無線局開局
1日 東京中高年齢労働者職業福祉センター（通称「サンライフ練馬」）開設
5月 1日 放射36号線の建設に建設大臣の事業認可
6月18日 光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申
20日 都市計画法の地域地区の改正施行
7月 1日 防災無線を利用し「夕べの鐘（現・夕べの音楽）」放送開始
21日 33代区議会議長に矢﨑久雄就任
8月28日 特別区政調査会が特別区長会に「特例市」構想の最終答申提出
10月 1日 東京都環境影響評価（アセスメント）条例施行
20日 区独立30周年練馬区史「現勢編」発刊
26日 都立光が丘公園が一部開園

【昭和57年】（1982年）

1月31日～ 2月 7日 練馬区長期総合計画（素案）の区民説明会開催
3月24日 練馬区長期総合計画策定
4月 1日 関町第三保育園、関保健相談所、春日小学校開設
1日 桜台体育館開館（開進第三中屋内運動場に併設）
1日 富士見台駅南口に、中野区と共同で自転車駐車場開設
1日 白百合福祉作業所、精神薄弱者生活寮しらゆり荘開設
5月 1日 北大泉地区区民館開館
6月 1日 光が丘地区開発推進本部設置
1日 「チェアーキャブ」運行開始
7月 6日 34代区議会議長に大野喜三郎就任
9月 1日 関町図書館開館
1日 （財）練馬区文化振興協会設立
12日 台風18号で練馬区内の各地に被害
24日 練馬区在住・在勤の住民で「練馬交響楽団」を結成
10月 1日 父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始
11月 5日 地下鉄12号線建設促進大会開催
12日 練馬地区環境改善計画策定
30日 区独立30周年練馬区史「歴史編」発刊
12月 7日 光が丘地区医療施設誘致構想まとまる
20日 障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定

【昭和58年】（1983年）

1月17日 災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始
2月 1日 老人保健法施行
4月 1日 収入役室の業務を電算化
1日 光が丘第一小学校、石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開設
1日 石神井養護学校（都）開校
1日 建築業務の円滑を図る練馬区建築審査会設置
3日 練馬文化センター開設
24日 第10回区議会議員・区長選挙
27日 10代区長に田畑健介就任
5月 5日 第1回「少年少女スポーツフェスティバル」開催
22日 第1回「練馬こどもまつり」開催
6月 1日 都立光が丘公園運動施設の利用開始
4日 尾崎遺跡資料展示室（春日小学校内）開設
15日 35代区議会議長に貫井武夫就任
24日 区内に初めて地下鉄（営団有楽町線の池袋～営団成増駅間で小竹向原・氷川台・平和台の3駅）開通
30日 地下鉄12号線計画路線（案）を都が提案
7月 2日 旭町南地区区民館開館
15日 東大泉スポーツ広場開設
26日 区内の文化財総合調査開始
9月 1日 区営の公益質屋廃止
10月 1日 北町福祉作業所、北保健相談所（改築）開設
1日 ひとりぐらし等の高齢者に給食サービス開始
1日 地下鉄西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通
3日 世界の恒久平和を願って、「非核都市練馬区宣言」発表
17日 「ビデオねりま」放映開始
11月11日 区内で戦後初の土地区画整理事業の区域(大泉町2丁目)公示

【昭和59年】（1984年）

2月 2日 特別区を「市」にするための促進大会開催
3月23日 光が丘出張所開設
4月 1日 光が丘第三保育園、光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開設
1日 区役所庁舎西館（現西庁舎）完成
1日 練馬区土地開発公社設立
2日 東大泉地区区民館開館
16日 田柄・西大泉地区区民館開館
16日 婦人関係施策推進会議設置
6月11日 区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
19日 大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
7月10日 36代区議会議長に上野定雄就任
9月 1日 光が丘第四保育園開園
5日 大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
10月 1日 国民健康保険退職者医療制度開始
4日 光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定

【昭和60年】（1985年）

2月 1日 住民記録の電算化開始
1日 練馬区プライバシー保護条例施行
3月 1日 第1回農住型まちづくり検討委員会開催
22日 練馬区婦人行動計画策定
31日 職員の定年制実施
4月 1日 関町北・春日町南地区区民館、光が丘第五・光が丘第六保育園、光が丘あかね幼稚園、光が丘第三・光が丘第七小学校開設
1日 近隣住民との紛争を防止するため練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱制定
5月 1日 千葉県富山町（現・南房総市）に岩井少年自然の家開設
7日 練馬公民館（改築）開館
25日 「外郭環状線」の建設に伴う公聴会開催
6月 1日 練馬図書館（改築）開館
18日 練馬駅前再開発に伴い「練馬一丁目地区市街地再開発準備組合」発足
24日 「石神井公園駅北口地区再開発準備組合」発足
7月 1日 貫井図書館、貫井第二保育園開設
11日 運輸政策審議会が都営地下鉄12号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申

19日 37代区議会議長に田中確也就任
8月 1日 勤労福祉会館開館
10月 1日 区立美術館、石神井台・上石神井地域集会所開設
2日 関越自動車道全線開通

【昭和61年】（1986年）

1月20日 東京都都市再開発方針素案に関する区の意見がまとまる
2月 1日 戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始
19日 特別区制度改革について都区間で最終合意
3月 1日 区立保養所網代荘閉鎖
19日 大泉学園駅前再開発計画協議会発足
4月 1日 立野・南大泉地区区民館、関町生活実習所、早宮・光が丘第七保育園、光が丘むらさき幼稚園、光が丘第五小学校、開進第二中学校セミナーハウス開設
1日 区独自の文字放送番組開始
1日 練馬区特別区制度改革推進会議設置
12日 「平和祈念碑」を区役所庁舎前に設置
6月13日 都営地下鉄12号線、練馬駅予定部分の準備工事開始
7月 1日 練馬区自転車の適正利用に関する条例施行
24日 38代区議会議長に望月泰治就任
8月12日 春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定
9月 1日 練馬区公文書公開条例施行
25日 東台野球場開設
10月 1日 練馬区文化財保護条例施行
5日 おおぞらスポーツ広場開設
18日 都市公園開設50年記念行事開催
11月 1日 練馬区医師会立光が丘総合病院開院
1日 東高野会館を区の指定葬儀場に指定
5日 「高松・谷原土地区画整理組合」設立認可
12月 2日 早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定

【昭和62年】（1987年）

1月 1日 練馬区特定保存樹林地事業実施要綱施行
8日 環状7号線（羽沢・小竹町地区）沿道整備計画が都市計画決定
2月 2日 エイズ相談窓口開設
4月 1日 婦人会館（現・男女共同参画センターえーる）、花とみどりの相談所、光が丘第八・石神井町つつじ保育園、光が丘第二小学校、光が丘第二中学校、びくに公園庭球場、南田中・谷原地域集会所開設
3日 区の人口が60万人超える
12日 都道放射36号線一部開通
26日 田畑健介区長任期満了で退任
26日 第11回区議会議員・区長選挙
27日 11代区長に岩波三郎就任
6月15日 39代区議会議長に楠直正就任
15日 大泉郵便局（郵便番号178）開局
7月 1日 都市整備推進本部設置
21日 アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて4校で開始
8月 1日 区独立40周年記念の集いを練馬文化センターで開催
1日 40周年記念誌「練馬区小史」発刊
1日 びくに公園に多目的運動広場開設
9月 1日 ひとりぐらしの高齢者に学校給食提供開始
11月10日 （財）練馬区都市整備公社設立
16日 区内初の特別養護老人ホーム育秀苑開設
12月 1日 練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設
3日 区民の応募による「ねりま百景」決定
10日 西武池袋線、富士見台～石神井公園駅間の高架化完成
22日 ふるさと練馬をつくる政策会議設置

【昭和63年】（1988年）

1月14日 環状7号線沿道整備計画が都市計画決定
18日 育秀苑デイサービスセンター開設
2月 1日 旭丘地域集会所開設
1日 文化財保護推進員設置
3月10日 田柄五丁目地区の地区計画が都市計画決定
4月 1日 光が丘わかば幼稚園、光が丘第三中学校開設
11日 光が丘生活実習所、光が丘第九保育園開設
5月 6日 区役所西館（現西庁舎）1階に区民課総合窓口開設
27日 稲荷山図書館開館
6月16日 石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
7月13日 40代区議会議長に椎名貞夫就任
19日 地下鉄12号線延伸促進期成同盟発足
8月 1日 練馬区福祉公社設立
17日 区立中学校各1人、34人を米国へ10日間派遣（第1回）
9月11日 第1回「照姫まつり」開催
12月14日 行政改革懇談会の報告まとまる
15日 ふるさと練馬をつくる政策会議の報告まとまる

【昭和64年】（1989年）

1月 7日 昭和天皇崩御

【平成元年】（1989年）

1月 8日 「平成」に改元
10日 練馬区福祉公社事業開始
13日 池袋のデパートで第1回「ねりま漬物物産展」開催
2月 1日 中村地域集会所開設
3月26日 第1回「ねりまボランティアまつり」開催
29日 千川上水の一部に清流が復活（関町南の一部）
4月 1日 光が丘さくら幼稚園、光が丘第八小学校、田柄特別養護老人ホーム開設
3日 住民票などを練馬区内の郵

便局から郵送請求できる行政サービス開始
8日 区役所が第二・第四土曜日閉庁開始
15日 夏の雲公園庭球場開設
18日 練馬区障害者福祉施策推進会議設置
5月 1日 土支田庭球場開設
25日 心身障害者中村訓練作業室開設
6月 4日 みなみおおいずみスポーツ広場開設
7月 1日 東部・西部公園管理事務所開設
1日 光が丘福祉事務所開設
3日 光が丘区民センター開設
21日 41代区議会議長に山田左千夫就任
9月 1日 ねりまタウンサイクル開始
30日 練馬区国際交流協会設立
10月 8日 「練馬区の歌ーわが街・練馬ー」発表
11月10日 国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区の面積が47km²から48.17km²に変更
12月 1日 光が丘消防署開設

【平成2年】（1990年）

1月 1日 昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施ですべて完了
4日 電算業務専用棟の中村北分館（民間施設借用）開館
3月19日 練馬区障害者福祉施策推進会議の提言まとまる
4月 1日 光が丘第六小学校開校
1日 看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始
1日 光が丘警察署開設
8日 ねりまレインボーサイクル開始（障害者による再生自転車）
5月 8日 総合教育センター教育相談室の光が丘分室開設
9日 長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家開設（軽井沢高原寮は、3月31日に閉所）
10日 旭町北地区区民館開館
6月 1日 区民相談所で外国語による専門的相談開始
7月10日 練馬西税務署（国）開設
13日 42代区議会議長に渡辺耕平就任
18日 小竹図書館開館
25日 英語版、中国語版広報紙発刊
31日 練馬区長期総合計画策定
8月30日 西武池袋線桜台駅～石神井公園駅間の連続立体交差化事業などを行うために、都区・鉄道会社等の出資で「東京鉄道立体整備（株）」設立
9月 1日 出張所で住民税証明書発行開始
10月 1日 練馬区の面積が48.17km²から48.16km²に変更（建設省国土地理院調べ）
10日 第1回「練馬区健康フェスティバル」開催
18日 温室植物園開園
11月 1日 練馬区障害者就労促進協会（レインボーワーク）設立
12月 3日 空き缶・空きびんの分別回収開始
6日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業都市計画決定
11日 電話申込みによる住民票の写しなどを夜間・休日でも交付する閉庁時窓口サービスコーナー開設

【平成3年】（1991年）

1月 1日 23区内の電話局番が4桁となる
20日 上石神井体育館開館
2月 3日 第1回練馬区民音楽祭開催
23日 地区区民館合同の第1回地区区民館ふれあい文化祭開催（2日間）
28日 練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
3月30日 練馬区街づくり基本計画策定
4月 1日 特別養護老人ホーム光陽苑開設
1日 土支田地域集会所開設
1日 光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発
21日 第12回区議会議員（定数が56人から52人になる）・区長選挙行われる
27日 12代区長に岩波三郎就任
6月 1日 練馬区議会史発刊
1日 都立大泉中央公園全面開園
3日 区立保育園で育児電話相談開始
13日 43代区議会議長に関口和雄就任
7月 1日 都市型CATVの活用のため練馬区CATV検討委員会設置
8月 1日 外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人女性（ミッシェル・アラン）を採用（5年7月まで）
20日 練馬区シャトルバス試行運行
21日 中国北京市海淀区に区議会の代表と区内の少年野球チームを練馬区日中友好訪中団として派遣
9月19日 区立初の高齢者集合住宅鶴の里開設
26日 第1回「国際お茶の間ミーティング」開催
10月15日 生産緑地法一部改正のため、区に生産緑地対策本部設置
11月 1日 午後7時までの延長保育を開始
5日 光が丘郵便局（郵便番号179）開設
29日 リサイクルシステム検討委員会設置
12月10日 都営地下鉄12号線が光が丘駅～練馬駅まで部分開通

【平成4年】（1992年）

2月 2日 練馬歯科休日急患診療所開設
4日 練馬区の緑化計画が新聞社主催の「緑の都市賞」受賞
13日 「全国自転車問題自治体連絡協議会」発足（練馬公民館で設立総会開催）、岩波区長が初代会長に選任される
3月 1日 大泉町地域集会所開設
3日 全国自転車問題自治体連絡

協議会が国に「自転車法」等の改正を求めて要望書を提出
19日 練馬区自転車駐車場条例施行
4月 1日 21世紀に向けた諸課題に対応するため、区の組織を13部制に改正
11日 区立初のレンタルサイクル事業ねりまタウンサイクル開始
7月 1日 区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
2日 44代区議会議長に吉野信義就任
15日 区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
10月 1日 （福）練馬区社会福祉事業団設立
13日 中国北京市海淀区と、友好・協力交流に関する合意書に調印
11月 1日 初の区立西大泉市民農園開設
12日 区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定
12月13日 びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始
23日 社会教育施設の祝日開館実施

【平成5年】（1993年）

1月12日 「練馬春日町駅西地区市街地再開発組合」が設立され、練馬区で初めて市街地再開発事業スタート
21日 中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市の児童・生徒の書・絵画を展示した「児童・生徒合同作品展」を区立美術館で開催
2月 2日 長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金条例を制定
3月23日 区立土支田高齢者集合住宅が、区として初めてデイサービスセンターを併設して開設
4月 1日 練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」開局（現・J・COM）
10日 フランスのストラスブールフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演。同市長が練馬区を表敬訪問
5月 9日 体験農場を備えた土支田農業公園開設
6月 1日 関町特別養護老人ホーム開設
6日 石神井川に「平成みあい橋」と「緩傾斜護岸」完成
29日 南大泉図書館・南大泉青少年館開館
7月 1日 厚生文化会館改築・開館
29日 45代区議会議長に大橋静男就任
9月 1日 中国から招へいした中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始
11月13日 平和台体育館開館
17日 練馬区環境基本計画策定
12月27日 練馬区住宅マスタープラン策定

【平成6年】（1994年）

2月 1日 区役所新庁舎（本庁舎20階建）竣工
3月17日 練馬区福祉基本計画策定
30日 東京外環自動車道の大泉インターチェンジと和光インターチェンジの区間約2.9km開通
4月 1日 地域別街づくり計画策定
15日 平成つつじ公園開園
20日 光が丘地区区民館開館
5月14日 光が丘体育館開館
26日 練馬、大田、世田谷、杉並、板橋、北の6区で構成する「エイトライナー促進協議会」発足
6月 1日 富士見台特別養護老人ホーム開設
7日 練馬春日町駅西地区で再開発ビル着工
7月12日 46代区議会議長に中島力就任
8月 1日 三原台地域集会所、北町地域集会所開設
10月 8日 西武池袋線の桜台駅付近から練馬駅付近までの下り線の高架化完成
15日 オーストラリア・イプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印
11月 1日 特別養護老人ホームやすらぎの里大泉開設
10日 長野県武石村（現上田市）と友好提携の合意書に調印
12月 1日 武石少年自然の家に新館開館
7日 西武池袋線の新駅練馬高野台駅誕生
7日 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団有楽町線への乗り入れ開始
21日 都と23特別区は、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に対して正式に要請し、受理された

【平成7年】（1995年）

2月 1日 区内初の在宅介護支援センター（光陽苑在宅介護支援センター、やすらぎ舎在宅介護支援センター）開設
13日 練馬区生涯学習推進計画策定
22日 光が丘図書館開館
4月 1日 練馬・光が丘・石神井の各総合福祉事務所開設
1日 知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設
1日 区内共通商品券発行開始
15日 区役所に健康センター開設
23日 第13回練馬区議会議員・練馬区長選挙
27日 13代区長に岩波三郎就任
5月 1日 田柄在宅介護支援センター開設
21日 ねりま区報が1000号を迎える
6月 9日 47代区議会議長に髙橋かずみ就任
21日 「防災の手引」を全戸配付
21日 健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申

7月 1日 狭あい道路拡幅整備事業開始
1日 練馬区行政手続条例施行
18日 西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設
8月 1日 戦後50年写真展開催
15日 平和祈念碑を光が丘公園内に建立
9月 1日 ペットボトルの回収開始
29日 練馬区生涯学習推進協議会発足
10月 1日 関区民センター開設
14日 商工業振興月間を創設
23日 「憩いの森」制度で練馬区が第15回緑の都市賞を受賞
11月22日 練馬区行政改革推進懇談会設置
12月13日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される

【平成8年】（1996年）

3月30日 区役所本庁舎アトリウム棟竣工。落成記念区民コンサート開催
4月 2日 東大泉地域集会所開設
30日 子育ての広場「光が丘ぴよぴよ」、「大泉ぴよぴよ」を試行的に設置
5月 1日 関町在宅介護支援センター開設
6月 1日 東大泉デイサービスセンター開設
4日 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される
7日 練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成
25日 48代区議会議長に関口三郎就任
7月 1日 石神井庁舎の電話に直通方式を導入
10日 練馬区医師会訪問看護ステーション開設
28日 立野公園開園
8月 1日 ねりまタウンサイクル練馬春日町開設
1日 O-157等対策本部設置
28日 春日町図書館開館
10月 1日 練馬デイサービスセンター開設
12月 1日 特別養護老人ホーム練馬キングス・ガーデン開設
18日 第1回アトリウムミニコンサート開催
24日 練馬区行政改革実施計画決定

【平成9年】（1997年）

2月 5日 職員参集訓練を実施
3月15日 区内初のリサイクルセンター（現・関町）開設
4月 1日 関町ボランティアコーナー開設
1日 大泉学園町福祉園開園
1日 区内の産業情報を発信するインターネット事業開始
5月 1日 リサイクルセンターで大型家具の展示・販売開始
11日 みどりの実態調査の結果がまとまる
6月 1日 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始
11日 立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始
7月 1日 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行
20日 区独立50周年を記念してNHKラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施
24日 49代区議会議長に浅沼敏幸就任
8月 1日 区独立50周年記念式典・記念コンサート開催
1日 区独立50周年記念誌「ねりま50年の移り変わり」発刊
5日 北京市海淀区少年野球団来区
9日 大泉学園町体育館開館
10月 6日 区内初の老人保健施設練馬ゆめの木利用開始
15日 区民親善訪問団が北京市海淀区訪問
16日 大泉井頭公園が親水公園として利用再開
11月 1日 小竹地域集会所開設
2日 区独立50周年記念区民オペラ「アイーダ」上演（2日間）
10日 大泉学園駅前地区市街地再開発事業で振替道路関連工事に着手
19日 フランス・ストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催
12月 1日 びん・缶の「街区路線回収事業」の対象地域を富士見台周辺・大泉学園町周辺にも拡大
13日 西武池袋線の中村橋駅付近～富士見台駅付近の下り線の高架化完成
19日 都営地下鉄12号線の練馬駅～新宿駅間開業

【平成10年】（1998年）

3月 2日 錦デイサービスセンター開設
26日 西武池袋線と地下鉄有楽町線が相互直通運転開始
4月 1日 特別養護老人ホーム第2育秀苑開設
1日 石神井台みどり地域集会所開設
5月27日 フランス・ストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催
6月 1日 第2育秀苑併設のデイサービスセンター・在宅介護支援センター開設
19日 50代区議会議長に関口和雄就任
7月 1日 大泉総合福祉事務所開設
6日 練馬区産業振興計画策定
9日 練馬区リサイクル推進協議会設置
31日 都が練馬区全域を緑化地区に指定
8月 3日 練馬区みどりの基本計画策定
9月 1日 老人保健施設大泉学園ふきのとう開設
1日 区立中学校に「心の教室相談員」配置
16日 学校給食を活用した高齢者食事サービス開始
10月 1日 児童手当支給事業開始
11月 6日 地下鉄12号線延伸促進大会開催
14日 石神井公園駅北口地区市街地再開発事業の工事に着手
12月 1日 ねりま区テレホン・ファクスサービス開始
12日 区内共通商品券の特別販売を実施
15日 交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う

【平成11年】（1999年）

1月 5日 「子どもショートステイ」事業開始
3月 1日 練馬駅周辺道路を「環境美化推進地区」に指定
10日 練馬区地域振興券使用開始
27日 江古田駅地下横断歩道開通
4月 1日 区立大泉特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム第二光陽苑開設
25日 第14回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日 14代区長に岩波三郎就任
6月 1日 駅型グループ保育開始（東大泉グループ保育室開設）
11日 51代区議会議長に関口和雄就任
7月21日 集中豪雨による水害発生
8月 2日 区ホームページを試験開設
11月 1日 練馬中学校デイサービスセンター開設
1日 老人保健施設ミレニアム桜台開設

【平成12年】（2000年）

1月 4日 「育児支えあい事業」開始
4日 老人保健施設すずしろの郷開設
2月15日 大泉学園駅北口で再開発ビルの建設開始
4月 1日 特別区制度改革実施
1日 都から区に清掃事務事業移管
1日 練馬区個人情報保護条例施行
1日 練馬区リサイクル推進条例施行
1日 練馬区違法駐車等の防止に関する条例施行
1日 区ホームページを本格開設
5月25日 自転車利用総合計画策定
7月 1日 ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施
1日 練馬区介護保険運営協議会発足
14日 52代区議会議長に土屋新一就任
9月21日 練馬区リサイクル推進計画策定
10月 1日 介護老人保健施設平和台アバンセ開設
11月 7日 大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定
12月31日～ 1月 1日 ミレニアムカウントダウン＆婚姻届出記念セレモニー開催

【平成13年】（2001年）

1月 1日 戸籍事務の電算化開始
2月 1日 小中学校の余裕教室などを活用した保育園分園事業開始
3月 3日～ 4日 中村陸橋付近で西武池袋線の逆立体切替工事実施
16日 練馬区長期総合計画（平成13～22年度）策定
4月 1日 練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター（ファミリーパック）発足
6月 1日 練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
7月11日 53代区議会議長に小林みつぐ就任
8月 8日 練馬区立小・中学校用教科用図書を採択
9月 7日 「ねりまの名品21」決定
10日 平日夜間特別窓口開設
23日 大泉学園駅西側に補助135号線（アンダーパス）開通
10月 8日 「健康都市練馬区宣言」を行う
11月 1日 高野台デイサービスセンター開設
22日 大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
12月 1日 介護老人保健施設カタクリの花開設
20日 新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定

【平成14年】（2002年）

2月 1日 大泉学園ゆめりあホール開館
3月12日 石神井公園駅北口再開発ビル石神井公園ピアレス完成
19日 練馬福祉会館閉館
29日 健康増進センター閉館
4月 1日 区役所内に職員による「夜間、土・日曜日および祝・休日なんでも相談室」開設
1日 練馬区情報公開条例施行
22日 石神井公園区民交流センター開設
5月20日 谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
7月16日 54代区議会議長に村上悦栄就任
8月 5日 住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼動開始
9月 1日 練馬区・東京都合同総合防災訓練実施
10月 1日 石神井公園駅北口駅前広場完成
1日 夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
1日 春日町リサイクルセンター開設
11月15日 大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ2」完成

【平成15年】（2003年）

1月 4日 総合教育センター移転
2月 1日 関町地域集会所開設
3月 3日 北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始
16日 練馬春日町トンネル（環状8号線）開通
4月 1日 練馬駅北口・大泉学園駅南口の駅前広場完成
1日 図書館資料のインターネット予約サービス開始
27日 第15回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日 15代区長に志村豊志郎就任
5月23日 練馬区観光協議会発足
6月12日 55代区議会議長に中島力就任
7月15日 春日小学校に芝生の校庭完成
9月 3日 「練馬区にちなんだ商品（愛称：ねりコレ）」を決定
5日 「ともに地域を築く区民と区長のつどい」（第1回）開催
11月13日 「るるぶ練馬区」発売
12月 1日 生活支援センターきらら開設
9日 天皇皇后両陛下が中村橋福祉ケアセンター訪問
25日 新行政改革プラン（平成16～18年度）策定

【平成16年】（2004年）

1月17日 震災総合訓練実施
2月16日 障害者通所施設貫井福祉園・貫井活動交流室開設
4月 1日 区立大泉さくら運動公園開設
1日 特別養護老人ホーム豊玉南

しあわせの里開設
6日 安全・安心パトロールカー運行開始
5月 9日 区役所に屋上庭園・屋上緑化見本園開設
6月 1日 国民健康保険料のコンビニエンスストアでの納付開始
18日 56代区議会議長に小林みつぐ就任
7月30日 ペットボトル街区路線回収モデル事業開始
8月27日 新たに20品目が「ねりコレ」に決定
9月11日 財政白書を公表
10月 1日 区役所の開庁時間を一部窓口で延長
16日 豊玉高齢者センター開設
18日 みどりを育む基金「みどりの葉(は)っぴい基金」設置
12月13日 練馬区区民の安全と安心を推進する条例施行

【平成17年】(2005年)

1月25日 各種届出の電子申請サービス開始
3月14日 練馬区産業振興基本条例施行
16日 第100回アトリウムミニコンサート開催
31日 下田学園閉園
4月 1日 区の組織を3事業本部制に改編
1日 知的障害者デイサービス谷原フレンドと谷原あおぞら学童クラブの併設施設開設
1日 「屋上緑化助成事業」開始
1日 中学校学校選択制実施
5月 9日 インターネットによる公文書公開請求受付開始
7月 1日 順天堂大学医学部附属練馬病院開院
22日 57代区議会議長に本橋まさとし就任
8月 1日 練馬子ども家庭支援センター開設
10月 3日 権利擁護センターほっとサポートねりま開設
11月21日 「ねりま安全・安心メール」配信事業開始
12月28日 練馬区新長期計画(平成18～22年度)・中期実施計画(平成18～20年度)策定

【平成18年】(2006年)

1月 1日 練馬区アスベスト飛散防止条例施行
4日 全国で初めて印鑑登録証明書にホログラムを導入
19日 区が環境省の平成17年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」受賞
3月13日 中村小学校に都内最大規模の芝生校庭完成
4月 1日 練馬区まちづくり条例施行
1日 インターネットによる公文書公開実施
10日 関教育相談室・関ぴよぴよ開設
13日 みどり30基本方針策定
5月11日 軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付開始
28日 環状8号線全面開通
6月 2日 練馬区観光協会設立
28日 58代区議会議長に村上悦栄就任
8月 1日 練馬区環境基本条例施行、環境都市練馬区宣言記念式典開催
10月 2日 住民票の写し、印鑑登録証明書の自動交付機を導入
11月 7日 大江戸線延伸促進大会開催
12月 7日 「練馬区健康いきいき体操」発表
11日 わがまち練馬みらい債(住民参加型市場公募地方債)発行
26日 みどり推進計画策定

【平成19年】(2007年)

1月11日 「練馬区の素敵な風景100選」発表
27日 都市農地保全推進自治体フォーラム開催
3月23日 地図情報ねりまっぷ運用開始
23日 「るるぶ練馬区」第2弾発売
4月 1日 関子ども家庭支援センター開設
2日 中村橋駅に住民票などの自動交付機設置
22日 第16回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日 16代区長に志村豊志郎就任
5月 6日 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」放送開始
11日 「練馬区の素敵な風景100選」切手発売
6月11日 59代区議会議長に関口和雄就任
7月 2日 納付案内センター開設
8月 1日 区独立60周年記念式典・コンサート開催
1日 名誉区民として6名を顕彰
1日 区独立60周年記念誌「ねりま60」発刊
31日 練馬区観光案内所開設
10月31日 行政改革推進プラン策定

【平成20年】(2008年)

1月 4日 出張所が4か所の区民事務所と13か所の出張所に再編
29日 北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催
2月 8日 区立学校適正配置第一次実施計画策定
3月16日 第1回「ねりたんアニメプロジェクトin大泉」開催
4月 9日 光が丘子ども家庭支援センター開設
14日 平日夜間や休日に利用できる公金収納コーナー開設
6月 1日 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行
20日 60代区議会議長にしばざき幹男就任
10月 1日 資源とごみの分別方法が変更
29日 都市農地保全推進自治体協議会設立
11月 5日 名誉区民として5名を顕彰
22～24日 第1回「ねりたんアニメカーニバル」開催

【平成21年】(2009年)

1月22日 中村南スポーツ交流センター開館
30日 練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定
2月12日 牧野記念庭園が国の登録文化財に指定
4月 2日 豊玉リサイクルセンター開設
22日 フランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定締結
5月 1日 南田中図書館開館
13日 石神井障害者地域生活支援

センターういんぐ開設
6月17日　第61代区議会議長に本橋正寿就任
8月 3日　23区初のアニメキャラクター入り証明書（住民票の写しなど）発行開始
10月19日　練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例公布（平成22年4月1日施行）
11月24日　練馬区区政資料管理整備計画策定
12月11日　練馬区基本構想策定

【平成22年】（2010年）

1月15日　貫井子ども家庭支援センター開設
2月 1日　区ホームページ全面リニューアル
3月12日　練馬区長期計画（平成22年度～26年度）策定
15日　練馬区福祉のまちづくり推進条例公布（平成22年10月1日施行）
19日　練馬区区民との協働指針策定
28日　石神井公園ふるさと文化館開館

※平成22年4月～23年3月については「練馬区この1年」（2ページから6ページ）をお読みください。

施　設　一　覧

平成23年9月1日現在

区役所・区民事務所・出張所

▶区役所

練馬区役所
（〒176-8501豊玉北6-12-1）　**3993-1111**
夜間　**3993-1101**

石神井庁舎
（〒177-8509石神井町3-30-26）　**3995-1101**
夜間　**3995-1113**

▶区民センター

光が丘（〒179-0072光が丘2-9-6）　※
関（〒177-0051関町北1-7-2）　※
中村橋（〒176-0021貫井1-9-1）　※
※電話番号は各施設参照

▶区民事務所

練馬（区役所内）　**3993-1111**
光が丘（光が丘区民センター内）**5997-7711**
石神井（石神井庁舎内）　**3995-1103**
大泉（〒178-0063東大泉3-18-9）**3922-1171**

▶出張所

桜台（〒176-0002桜台1-22-9）　**3993-6446**
第二（〒179-0085早宮1-44-19）　**3994-6705**
第三（中村橋区民センター内）**3990-4234**
第四（〒179-0074春日町5-30-1）**3990-4424**
第五（〒179-0076土支田2-32-8）**3924-1777**
第六（〒179-0071旭町3-11-6）　**3939-0349**
第七（〒179-0073田柄2-6-22）　**3939-1415**
第八（〒179-0081北町2-26-1）　**3937-1591**
谷原（〒177-0033高野台1-7-29）**3996-2195**
関（関区民センター内）　**3928-3046**
上石神井
（〒177-0044上石神井1-6-16）　**3920-0342**
大泉西
（〒178-0064南大泉5-26-19）　**3922-1013**
大泉北
（〒178-0061大泉学園町4-21-1）**3922-0185**

▶土木出張所

東部（〒176-0013豊玉中3-28-8）**3994-0083**
西部
（〒177-0041石神井町3-30-26）　**3995-0083**

▶公園管理事務所

東部（〒176-0013豊玉中3-28-8）**3994-8141**
西部
（〒178-0061大泉学園町2-22-12）**3867-1189**

▶区民相談所（室）など

練馬区区民相談所（区役所内）**5984-4523**
石神井庁舎区民相談室
（石神井庁舎内）　**3995-1100**
職員研修所
（〒176-0012豊玉北5-27-2）**3993-3286**
（財）練馬区都市整備公社・練馬まちづくりセンター
（〒176-0012豊玉北5-29-8
練馬センタービル3階・8階）**3993-8011**

保健・医療関係施設

練馬区保健所（区役所内）　**3993-1111**
生活衛生課石神井分室（石神井保健相談所内）
（〒177-0041石神井町7-3-28）　**3996-0633**
豊玉保健相談所
（〒176-0012豊玉北5-15-19）　**3992-1188**
北保健相談所
（〒179-0081北町8-2-11）　**3931-1347**
光が丘保健相談所
（光が丘区民センター内）　**5997-7722**
石神井保健相談所
（〒177-0041石神井町7-3-28）　**3996-0634**
大泉保健相談所
（〒178-0061大泉学園町5-8-8）　**3921-0217**
関保健相談所
（〒177-0052関町東1-27-4）　**3929-5381**
練馬区医師会医療健診センター
（〒177-0033高野台2-23-20）　**3997-6175**
日本大学医学部付属練馬光が丘病院
（〒179-0072光が丘2-11-1）　**3979-3611**
順天堂大学医学部附属練馬病院
（〒177-8521高野台3-1-10）　**5923-3111**

福祉関係施設

▶総合福祉事務所

練馬（区役所内）　**3993-1111**
光が丘
（光が丘区民センター内）**5997-7713**
石神井（石神井庁舎内）　**5393-2801**
大泉
（〒178-0063東大泉1-29-1ゆめりあ1内）
5905-5262

▶心身障害者福祉センター

心身障害者福祉センター
（中村橋福祉ケアセンター）
（中村橋区民センター内）**3926-7211**

▶福祉作業所等

大泉（〒178-0063東大泉2-11-22）**3922-6193**
北町（〒179-0081北町8-2-12）　**3559-0361**
かたくり
（〒178-0062大泉町3-27-10）　**5387-4610**
白百合
（〒177-0041石神井町5-13-10）　**3995-7796**
貫井福祉工房（就労サポートねりま）
（〒176-0021貫井2-16-12）　**5987-0401**

▶福祉園

大泉町
（〒178-0062大泉町3-29-20）　**5387-4681**
氷川台
（〒179-0084氷川台2-16-2）　**3931-0167**
関町（〒177-0053関町南3-15-35）**3594-0217**
光が丘
（〒179-0072光が丘2-4-10）　**3976-5100**
石神井町
（〒177-0041石神井町2-12-5）　**5393-7438**
大泉学園町
（〒178-0061大泉学園町3-9-20）**3923-8540**
貫井
（〒176-0021貫井2-16-12）　**5987-0400**

▶障害者地域活動支援センター

谷原フレンド
（〒177-0032谷原5-6-5）　**5910-8488**

▶障害者地域生活支援センター

きらら
（〒176-0012豊玉北5-15-19
豊玉すこやかセンター内）　**3557-9222**
すてっぷ
（光が丘区民センター内）　**5997-7858**
ういんぐ
（石神井保健相談所内）　**3997-2181**
さくら
（〒178-0063東大泉5-35-2）　**3925-7371**

▶軽費老人ホーム

練馬区立大泉ケアハウス
（〒178-0063東大泉2-11-21
大泉特別養護老人ホーム内）　**5387-3699**

▶介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）
（福）練馬区社会福祉事業団　田柄
（〒179-0073田柄4-12-10）　**3825-1551**
（福）練馬区社会福祉事業団　富士見台
（〒177-0034富士見台1-22-4）　**5241-6010**
（福）練馬区社会福祉事業団　関町
（〒177-0053関町南4-9-28）　**3928-8115**
（福）練馬区社会福祉事業団　大泉
（〒178-0063東大泉2-11-21）　**5387-2201**
（福）育秀会　第2育秀苑
（〒176-0003羽沢2-8-16）　**3991-0523**
（福）安心会　豊玉南しあわせの里
（〒176-0014豊玉南2-26-6）　**5946-2323**
（福）育秀会　育秀苑
（〒176-0002桜台2-2-8）　**3557-7637**
（福）キングス・ガーデン東京　練馬
キングス・ガーデン
（〒179-0085早宮2-10-22）　**5399-2201**
（福）東京福祉会　練馬高松園
（〒179-0075高松2-9-3）　**3926-8341**
（福）東京福祉会　第2練馬高松園
（〒179-0075高松2-9-19）　**5987-2333**
（福）創生　土支田創生苑
（〒179-0076土支田3-4-20）　**3978-0801**
（福）シルヴァーウィング　みさよはうす土支田
（〒179-0076土支田3-27-27）　**5947-2555**
（福）練馬豊成会　フローラ石神井公園
（〒177-0042下石神井3-6-13）　**3996-6600**
（福）泉陽会　第二光陽苑
（〒177-0051関町北5-7-22）　**5991-9917**
（福）泉陽会　光陽苑
（〒178-0065西大泉5-21-2）　**3923-5264**
（福）章佑会　やすらぎミラージュ
（〒178-0062大泉町4-24-7）　**5905-1191**
（福）東京雄心会　こぐれの里
（〒178-0061大泉学園町2-26-28）**3925-0477**
（福）東京雄心会　こぐれの杜
（〒178-0061大泉学園町5-18-41）**5935-9158**
（福）北山会　さくらヶ丘
（〒178-0061大泉学園町5-30-36）**3978-1094**
（福）章佑会　やすらぎの里大泉
（〒178-0061大泉学園町7-12-32）**5387-5577**

▶介護老人保健施設
ミレニアム桜台
（〒176-0002桜台2-1-13）　**5946-5508**
平和台アバンセ
（〒179-0083平和台1-16-12）　**5922-2300**
葵の園・練馬
（〒179-0074春日町4-37-30）　**5971-1166**
カタクリの花
（〒177-0033高野台5-32-12）　**5393-6201**
神石
（〒177-0044上石神井3-33-6）　**3594-0088**
練馬ゆめの木
（〒178-0062大泉町2-17-1）　**3923-0222**
大泉学園ふきのとう
（〒178-0061大泉学園町8-24-25）**3924-2215**
橘苑
（〒179-0081北町3-7-22）　**5921-3722**

▶区立デイサービスセンター
豊玉デイサービスセンター
（豊玉高齢者集合住宅併設）
（〒176-0014豊玉南3-9-13）　**3993-1341**
練馬デイサービスセンター
（〒176-0001練馬2-24-3）　**5984-1701**
錦デイサービスセンター
（〒179-0082錦2-6-14）　**3937-5031**
練馬中学校デイサービスセンター
（〒179-0075高松1-24-1）　**5241-5451**
高松デイサービスセンター
（高松高齢者集合住宅併設）
（〒179-0075高松6-3-24）　**3995-5107**
光が丘デイサービスセンター
（光が丘区民センター内）　**5997-7706**
土支田デイサービスセンター
（土支田高齢者集合住宅併設）
（〒179-0076土支田2-40-18）　**5387-6760**
高野台デイサービスセンター
（〒177-0033高野台5-24-1）　**5923-0831**
東大泉デイサービスセンター
（〒178-0063東大泉5-15-2）　**5387-1021**

▶高齢者相談センター
（地域包括支援センター）
練馬
（練馬総合福祉事務所内）　**5984-2774**
光が丘
（光が丘総合福祉事務所内）　**5997-7716**
石神井
（石神井総合福祉事務所内）　**5393-2814**
大泉
（大泉総合福祉事務所内）　**5905-5271**

▶高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所
（在宅介護支援センター併設）
第2育秀苑
（〒176-0003羽沢2-8-16）　**5912-0523**
桜台
（〒176-0002桜台2-1-7）　**5946-2311**
豊玉
（〒176-0014豊玉南3-9-13）　**3993-1450**
練馬
（〒176-0001練馬2-24-3）　**5984-1706**
練馬区役所
（区役所内）　**5946-2544**
錦
（〒179-0082錦2-6-14）　**3937-5577**
練馬キングス・ガーデン
（〒179-0085早宮2-10-22）　**5399-5347**
田柄
（〒179-0073田柄4-12-10）　**3825-2590**
練馬高松園
（〒179-0075高松2-9-3）　**3926-7871**
光が丘
（光が丘区民センター内）　**5968-4035**
高松
（〒179-0075高松6-3-24）　**5372-6064**
練馬ゆめの木
（〒178-0062大泉町2-17-1）　**3923-0269**
富士見台
（〒177-0034富士見台1-22-4）　**5241-6013**
石神井
（石神井庁舎内）　**5923-1250**
フローラ石神井公園
（〒177-0042下石神井3-6-13）　**3996-0330**
第二光陽苑
（〒177-0051関町北5-7-22）　**5991-9919**
関町
（〒177-0053関町南4-9-28）　**3928-5222**
やすらぎミラージュ
（〒178-0062大泉町4-24-7）　**5905-1190**
ふきのとう
（〒178-0061大泉学園町8-24-25）**3924-2006**
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町2-20-21）**5933-0156**
光陽苑
（〒178-0065西大泉5-21-2）　**3923-5556**
大泉
（大泉学園ゆめりあ1内）　**5387-2751**

▶敬老館、高齢者センター等
栄町（〒176-0006栄町40-7）　**3994-3286**
中村（〒176-0024中村2-25-3）　**3998-2036**
春日町（〒179-0074春日町2-28-3）**3998-8798**
南田中
（〒177-0035南田中5-15-25）　**3995-5538**
高野台（〒177-0033高野台2-25-1）**3996-5135**
三原台
（〒177-0031三原台2-11-29）　**3924-8834**
石神井
（〒177-0041石神井町7-28-21）　**3996-2900**
石神井台
（〒177-0045石神井台2-18-13）　**3995-8270**
東大泉（〒178-0063東大泉7-20-1）**3921-9129**
西大泉
（〒178-0065西大泉3-21-16）　**3924-9545**
大泉北
（〒178-0061大泉学園町4-21-1）　**3925-7105**
光が丘高齢者センター
（光が丘区民センター内）　**5997-7717**
関高齢者センター
（関区民センター内）　**3928-1987**
豊玉高齢者センター
（〒176-0013豊玉中3-3-12）　**5912-6401**

厚生文化会館
敬老室（〒176-0001練馬4-2-3）3991-3080

▶高齢者就業等相談施設

（社）練馬区シルバー人材センター
アクティブシニア支援室
（〒177-0041石神井町2-14-1
石神井公園区民交流センター内）
5910-3455

▶その他の福祉関係施設

厚生文化会館
（〒176-0001練馬4-2-3）3991-3080
心身障害者福祉集会所
（光が丘区民センター内）5997-9700
練馬区障害者就労促進協会
〔レインボーワーク〕（〒176-0012豊玉北6-15-14-402）
3557-8182
（社）練馬区シルバー人材センター
（区役所内）3993-7168
（福）練馬区社会福祉事業団
（区役所内）5999-7377
練馬介護人材育成・研修センター
（区役所練馬区社会福祉事業団内）
5999-7745
（福）練馬区社会福祉協議会
（区役所内）3992-5600
権利擁護センターほっとサポートねりま
（区役所練馬区社会福祉協議会内）5912-4022
ボランティア・地域福祉推進センター
（区役所練馬区社会福祉協議会内）3994-0208
光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナー
（光が丘区民センター内）5997-7721
大泉ボランティア・地域福祉推進コーナー
（〒178-0063東大泉2-8-7-101）3922-2422
関町ボランティア・地域福祉推進コーナー
（〒177-0051関町北1-7-14
関町リサイクルセンター内）3929-1467
しらゆり荘〔知的障害者生活寮〕
（〒177-0041石神井町5-13-9）3997-3766
大泉つつじ荘〔知的障害者生活寮〕
（〒178-0063東大泉2-11-22）3922-7657
大泉つつじ荘〔緊急一時保護施設〕
（〒178-0063東大泉2-11-22）3922-7658
練馬障害者支援ホーム〔施設入所支援・生活介護・短期入所・自立訓練〕
（〒178-0065西大泉5-36-2）3925-0088
大泉障害者支援ホーム〔施設入所支援・生活介護・短期入所・就労継続支援Ｂ型・就労移行支援〕
（〒178-0061大泉学園町9-4-2）3978-5581
練馬福祉園〔施設入所支援・生活介護・短期入所〕
（〒178-0061大泉学園町9-4-1）3978-5141
土支田創生苑〔施設入所支援・生活介護・短期入所〕
（〒179-0076土支田3-4-20）3978-0801
旭出生産福祉園〔施設入所支援・生活介護〕
（〒178-0063東大泉7-21-32）3925-6166
やすらぎの杜〔短期入所・知的障害者授産施設（入所）・知的障害者通所授産施設〕
（〒177-0051関町北5-7-10）3928-3315
富士見台聴こえとことばの教室
（〒177-0034富士見台2-34-4）3998-4321
東京都石神井学園〔児童養護施設〕
（〒177-0045石神井台3-35-23）3996-4191
錦華学院〔児童養護施設〕
（〒176-0004小竹町1-60-8）3955-0988

清掃・リサイクル

▶清掃関連施設

練馬清掃事務所
（〒176-0011豊玉上2-22-15）3992-7141
石神井清掃事務所
（〒177-0044上石神井3-34-25）3928-1353
谷原清掃事業所
（〒177-0032谷原5-5-11）5393-3001
資源循環センター
（〒177-0032谷原1-2-20）3995-6711
練馬清掃工場
（〒177-0032谷原6-10-11）建替中
光が丘清掃工場
（〒179-0072光が丘5-3-1）3977-5311

▶リサイクルセンター

関町リサイクルセンター
（〒177-0051関町北1-7-14）3594-5351
春日町リサイクルセンター
（〒179-0074春日町2-14-16）3926-2501
豊玉リサイクルセンター
（〒176-0011豊玉上2-22-15）5999-3196

区　民　施　設

▶地区区民館

桜台（〒176-0002桜台3-39-17）3993-5461
豊玉北（〒176-0012豊玉北3-7-9）3948-3061
貫井（〒176-0021貫井1-9-1）3926-7217
富士見台
（〒177-0034富士見台3-10-1）3926-1091
下石神井
（〒177-0042下石神井6-8-15）3904-5061
関町北
（〒177-0051関町北4-12-21）3594-2603
立野（〒177-0054立野町15-42）3928-6216
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町8-9-5）3922-4101
北大泉
（〒178-0062大泉町2-41-26）3978-0324
東大泉（〒178-0063東大泉3-53-1）3921-8296
南大泉
（〒178-0064南大泉2-19-26）3978-9791
西大泉（〒178-0065西大泉5-3-32）3921-6493
旭町北（〒179-0071旭町2-30-16）5998-0511
光が丘（〒179-0072光が丘3-9-4）3979-6911
田柄（〒179-0073田柄3-28-13）3926-4932
春日町南
（〒179-0074春日町5-20-25）3926-4971
高松（〒179-0075高松3-24-27）3999-7911
旭町南（〒179-0075高松5-23-15）3904-5191
北町（〒179-0081北町2-26-1）3937-1931
北町第二
（〒179-0081北町6-24-101）3931-1270
氷川台
（〒179-0084氷川台2-16-14）3932-3656
早宮（〒179-0085早宮4-14-5）3994-7961

▶地域集会所

桜台（桜台出張所併設）
（〒176-0002桜台1-22-9）3993-6699
小竹（〒176-0004小竹町1-63-2）3554-3100
旭丘（〒176-0005旭丘1-58-10）3950-4842
向山（〒176-0022向山4-21-12）3999-9696
中村（〒176-0025中村南2-23-12）3999-9560
三原台
（〒177-0031三原台3-13-17）3925-4790
谷原（〒177-0032谷原5-6-7）3997-5673
高野台
（〒177-0033高野台3-28-11）5372-1277
南田中
（〒177-0035南田中2-18-36）3997-5700
上石神井区民（上石神井出張所併設）
（〒177-0044上石神井1-6-16）3920-0620
上石神井
（〒177-0044上石神井2-36-18）5991-3600
石神井台みどり
（〒177-0045石神井台2-13-6）5393-5200
石神井台
（〒177-0045石神井台4-5-14）3594-1203
関町（〒177-0053関町南4-22-1）5991-0555
大泉北（大泉北出張所併設）
（〒178-0061大泉学園町4-21-1）3922-0191
大泉学園町
（〒178-0061大泉学園町6-20-36）5387-6315
大泉町
（〒178-0062大泉町4-35-17）5387-5490
東大泉中央（大泉区民事務所併設）
（〒178-0063東大泉3-18-9）3922-1260
東大泉
（〒178-0063東大泉7-27-51）3923-3037
南大泉（大泉西出張所併設）
（〒178-0064南大泉5-26-19）3922-1130
旭町（第六出張所併設）
（〒179-0071旭町3-11-6）3939-0374

田柄（第七出張所併設）
（〒179-0073田柄2-6-22） 3939-6735
春日町（第四出張所併設）
（〒179-0074春日町5-30-1） 3990-4680
土支田中央（第五出張所併設）
（〒179-0076土支田2-32-8） 3924-1990
土支田
（〒179-0076土支田2-40-21） 3978-8190
北町
（〒179-0081北町8-28-10） 3550-7719
早宮（第二出張所併設）
（〒179-0085早宮1-44-19） 3994-6977

▶教室開放

小竹小（〒176-0004小竹町2-6-7） 3956-0681
豊玉小（〒176-0013豊玉中4-2-20） 3992-1527
開進第二小
（〒176-0002桜台5-10-5） 5999-4301
開進第三小
（〒176-0002桜台2-18-1） 3992-7372
北町小（〒179-0081北町1-14-11） 3559-6256
練馬小
（〒179-0074春日町6-11-36） 3926-2379
練馬第三小
（〒176-0021貫井1-36-15） 3926-7478
練馬東小
（〒179-0074春日町1-30-11） 3577-0460
田柄小
（〒179-0073田柄2-19-19） 3939-3138
豊溪小
（〒179-0076土支田2-26-28） 3923-0217
石神井東小
（〒177-0035南田中3-9-1） 5923-0755
石神井台小
（〒177-0045石神井台8-6-33） 3929-8873
上石神井小
（〒177-0044上石神井4-10-9） 3920-1461
光和小
（〒177-0041石神井町2-16-34） 5393-7465
谷原小（〒177-0032谷原2-9-26） 3997-9316
大泉小
（〒178-0063東大泉4-25-1） 3924-0366
大泉第三小
（〒178-0061大泉学園町3-22-1） 3867-5554
大泉東小
（〒178-0063東大泉1-22-1） 3922-2485
大泉南小
（〒178-0063東大泉6-28-1） 3925-2769
大泉学園小
（〒178-0061大泉学園町4-7-1） 3867-5013
橋戸小
（〒178-0062大泉町2-11-25） 3925-8044
八坂小
（〒179-0076土支田4-48-1） 3922-2126

消費者・勤労者施設

消費生活センター
（〒177-0041石神井町2-14-1　石神井公園区民交流センター内） 5910-4860
ワークサポートねりま
（石神井公園区民交流センター内） 3904-8609
勤労福祉会館
（〒178-0063東大泉5-40-36） 3923-5511
サンライフ練馬〔東京中高年齢労働者福祉センター〕
（〒176-0021貫井1-36-18） 3990-0185

文化・学習施設

▶図書館

光が丘（〒179-0072光が丘4-1-5） 5383-6500
練馬（〒176-0012豊玉北6-8-1） 3992-1580
石神井
（〒177-0045石神井台1-16-31） 3995-2230
平和台
（〒179-0083平和台1-36-17） 3931-9581
大泉
（〒178-0061大泉学園町2-21-17） 3921-0991
関町（〒177-0053関町南3-11-2） 3929-5391
貫井（〒176-0021貫井1-36-16） 3577-1831
稲荷山
（〒178-0062大泉町1-3-18） 3921-4641
小竹（〒176-0004小竹町2-43-1） 5995-1121
南大泉
（〒178-0064南大泉1-44-7） 5387-3600
春日町
（〒179-0074春日町5-31-2-201　エリム春日町2階） 5241-1311
南田中
（〒177-0035南田中5-15-22） 5393-2411

▶文化的施設

練馬区立美術館
（〒176-0021貫井1-36-16） 3577-1821
石神井公園ふるさと文化館
（〒177-0041石神井町5-12-16） 3996-4060
練馬文化センター
（〒176-0001練馬1-17-37） 3993-3311
大泉学園ゆめりあホール
（〒178-0063東大泉1-29-1　ゆめりあ1内） 5947-2351
練馬公民館
（〒176-0012豊玉北6-8-1） 3991-1667
光が丘区民ホール
（光が丘区民センター内） 5997-7712
関区民ホール
（関区民センター内） 3928-1987
総合教育センター
（〒177-0033高野台2-25-1） 3904-4881
練馬教育相談室
（〒176-0012豊玉北5-15-19　豊玉すこやかセンター内） 3991-3666
光が丘教育相談室
（〒179-0072光が丘3-3-1-102） 5998-0091
関教育相談室
（〒177-0051関町北1-21-15） 3928-7200
春日町青少年館
（〒179-0074春日町4-16-9） 3998-5341
南大泉青少年館
（〒178-0064南大泉1-44-7） 3924-3500
男女共同参画センターえーる
（〒177-0041石神井町8-1-10） 3996-9005
相談室 3996-9050
花とみどりの相談所・温室植物園
（四季の香公園内、〒179-0072光が丘5-2-6）
事務所 3976-9402
相談コーナー 3976-8787
石神井公園区民交流センター
（〒177-0041石神井町2-14-1） 5910-3451

交　通

▶都営バス

東京都交通局北自動車営業所練馬支所
（〒176-0011豊玉上2-7-1） 3993-0432

▶ねりまタウンサイクル

練馬（〒176-0001練馬1-17-39） 3992-5445
練馬春日町
（〒179-0074春日町5-31-2-102） 5241-9555
東武練馬
（〒179-0081北町2-39-3） 5399-4545
石神井公園
（〒177-0041石神井町3-20-3） 5372-0809
上石神井
（〒177-0044上石神井2-34-13） 5991-8225
大泉学園駅北口
（〒178-0063東大泉1-33-6） 3867-4545
大泉学園駅南口
（〒178-0063東大泉5-43-1） 5387-9777

▶公共駐車場

練馬駅北口地下駐車場
（〒176-0001練馬1-17-5） 3557-5190
石神井公園駅北口駐車場
（〒177-0041石神井町2-14-15） 5910-3981
大泉学園駅北口駐車場
（〒178-0063東大泉1-29-1） 5387-2600
大泉学園駅南口駐車場
（〒178-0063東大泉5-43-1） 5933-1711

保養・宿泊施設

▶少年自然の家

ベルデ軽井沢
（〒389-0115長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1341-1） 0267-46-4141

ベルデ下田
（〒415-0014静岡県下田市須崎73）
0558-22-5650
ベルデ武石
（〒386-0507長野県上田市武石上本入2469）
0268-86-2525
ベルデ岩井
（〒299-2216千葉県南房総市久枝837）
0470-57-4141

▶キャンプ場
秩父青少年キャンプ場
（〒369-1873埼玉県秩父市浦山304）

公園・スポーツ施設

▶公園・庭園
武蔵関公園（〒177-0051関町北3-45-1）
3867-1189（西部公園管理事務所）
大泉交通公園
（〒178-0064南大泉6-16-1） 3924-0996
土支田農業公園
（〒179-0076土支田3-34-26） 5387-8931
向山庭園
（〒176-0022向山3-1-21） 3926-7810
（平成25年4月上旬（予定）まで改築工事のため休園）
牧野記念庭園
（〒178-0063東大泉6-34-4） 3922-2920
都立城北中央公園
（〒179-0084氷川台1-3-1） 3931-3650
都立光が丘公園
（〒179-0072光が丘4-1-1） 3977-7638
都立石神井公園
（〒177-0045石神井台1-26-1） 3996-3950
都立大泉中央公園
（〒178-0061大泉学園町9-4-3） 3867-8096

▶スポーツ施設
総合体育館
（〒177-0032谷原1-7-5） 3995-2805
桜台体育館
（〒176-0002桜台3-28-1） 3992-9612
平和台体育館（温水プール併設）
（〒179-0083平和台2-12-5） 5920-3411
光が丘体育館（温水プール併設）
（〒179-0072光が丘4-1-4） 5383-6611
上石神井体育館（温水プール併設）
（〒177-0044上石神井1-32-37） 5991-6601
大泉学園町体育館（温水プール併設）
（〒178-0061大泉学園町5-14-24） 5905-1161
中村南スポーツ交流センター（温水プール併設）
（〒176-0025中村南1-2-32） 3970-9651
三原台温水プール
（〒177-0031三原台2-11-29） 3924-8861
石神井プール
（〒177-0041石神井町5-12-16） 3997-6131
練馬総合運動場
（〒176-0001練馬2-29-10） 3994-3086
高野台運動場
（〒177-0033高野台3-8-8） 3904-0407
日本銀行石神井運動場
（〒177-0045石神井台1-33-44） 5372-2455
大泉さくら運動公園多目的運動場
（〒178-0061大泉学園町9-4-5） 3921-7088
大泉学園町希望が丘公園運動場
（〒178-0061大泉学園町9-1-2） 3921-6850
学田（がくでん）公園野球場
（〒176-0014豊玉南3-32-27） 3992-2070
東台（ひがしだい）野球場
（〒177-0041石神井町1-11-32） 3996-3519
北大泉野球場
（〒178-0062大泉町3-31-44） 3921-6297
総合体育館東側多目的広場
（〒177-0032谷原1-7-5） 3995-2805
夏の雲公園庭球場・多目的広場
（〒179-0072光が丘3-5-1） 5997-7630
びくに公園庭球場・多目的広場
（〒178-0063東大泉2-28-31） 3921-5203
豊玉中公園庭球場
（〒176-0013豊玉中4-1-17） 3991-3461
土支田庭球場
（〒179-0076土支田4-31-24） 3921-7566

児　童　館

栄町（〒176-0006栄町40-7） 3994-3287
中村（〒176-0024中村2-25-3） 3998-4890
平和台
（〒179-0083平和台2-18-14） 3933-0297
春日町（〒179-0074春日町2-28-3） 3998-8799
北町（〒179-0081北町1-19-17） 3931-5481
光が丘（〒179-0072光が丘1-3-1） 3975-7137
光が丘なかよし
（光が丘区民センター内） 5997-7720
土支田
（〒179-0076土支田2-32-8） 3925-4784
南田中
（〒177-0035南田中5-15-25） 3995-5534
三原台
（〒177-0031三原台2-11-29） 3924-8796
石神井
（〒177-0041石神井町7-28-21） 3996-3800
石神井台
（〒177-0045石神井台2-18-13） 3995-8267
上石神井
（〒177-0044上石神井1-6-16） 3929-0999
関町
（〒177-0053関町南4-15-7-102） 3920-1601
東大泉（〒178-0063東大泉7-20-1） 3921-9128
西大泉
（〒178-0065西大泉3-21-16） 3924-9537
北大泉
（〒178-0062大泉町4-15-15） 3921-4856
厚生文化会館児童室
（〒176-0001練馬4-2-3） 3991-3080

子育て支援

練馬子ども家庭支援センター
（区役所内） 3993-8155
練馬区ファミリーサポートセンター
（〒176-0012豊玉北5-18-12） 3993-4100
関子ども家庭支援センター
（〒177-0051関町北1-21-15） 5927-5911
光が丘子ども家庭支援センター
（光が丘区民センター内） 5997-7759
貫井子ども家庭支援センター
（〒176-0021貫井3-25-15） 3577-9820
大泉子ども家庭支援センター
（〒178-0063東大泉5-35-1） 3925-6713

▶子育てのひろば
練馬ぴよぴよ
（〒176-0012豊玉北5-18-12練馬子ども家庭支援センター分室） 3993-8200
光が丘ぴよぴよ
（光が丘区民センター内） 5997-7763
関ぴよぴよ
（〒177-0051関町北1-21-15） 5991-4711
貫井ぴよぴよ
（〒176-0021貫井3-25-15） 3577-9820
西大泉ぴよぴよ
（〒178-0065西大泉1-27-10） 3978-8881
大泉ぴよぴよ
（〒178-0063東大泉5-35-1） 3925-6716
北大泉ぴよぴよ
（北大泉児童館内） 3921-4856

▶民設子育てのひろば
かるがも親子の家
（〒179-0081北町2-35-4） 5920-5533
ありんこぽてと
（〒176-0022向山4-28-15） 3970-3932
あいあいあい東大泉
（〒178-0063東大泉3-41-7-201） 3924-3508
ほっぷ・すてっぷ
（〒177-0035南田中1-6-14-102） 3995-1720
光が丘プレパひろば
（〒179-0071旭町1-16-1） 3976-3113
千川バンビ
（〒177-0042下石神井1-1-3） 6807-0977
あいあいあい南大泉
（〒178-0064南大泉4-32-19） 6750-7081
かるがも親子・氷川台
（〒179-0084氷川台3-24-17） 3934-5314
未来こどもランド
（〒177-0041石神井町3-27-14） 3995-7860

学童クラブ

▶小学校併設の学童クラブ

豊玉第二小
（〒176-0011豊玉上2-16-1） **3994-6764**
豊玉南小
（〒176-0014豊玉南2-14-1） **3993-0044**
開進第一小
（〒179-0085早宮2-1-31） **3931-5482**
開進第二小
（〒176-0002桜台5-10-5） **3994-6814**
開進第三小
（〒176-0002桜台2-18-1） **3993-2653**
開進第四小
（〒176-0003羽沢2-33-1） **3994-3008**
開進第四小第二（　〃　） **5984-1883**
仲町小
（〒179-0084氷川台2-18-24） **3550-9539**
北町小
（〒179-0081北町1-14-11） **3550-8057**
北町西小
（〒179-0081北町7-3-8） **3931-5148**
練馬小
（〒179-0074春日町6-11-36） **3970-8654**
練馬第二小
（〒176-0021貫井2-31-13） **3999-1190**
練馬東小
（〒179-0074春日町1-30-11） **3970-0820**
田柄小
（〒179-0073田柄2-19-19） **3975-5436**
田柄小第二（　〃　） **5998-7602**
旭町小（〒179-0071旭町2-29-1） **3975-5438**
富士見台小
（〒177-0034富士見台4-16-10） **3999-5355**
富士見台小第二
（〒177-0034富士見台4-16-10） **3970-5065**
向山小
（〒176-0022向山2-14-11） **3926-0958**
南が丘小
（〒177-0035南田中2-13-1） **3995-7138**
谷原小（〒177-0032谷原2-9-26） **3904-2605**
北原小（〒177-0032谷原4-9-1） **3904-5739**
石神井小
（〒177-0045石神井台1-1-25） **5393-1909**
石神井小第二（　〃　） **3995-1565**
石神井東小
（〒177-0035南田中3-9-1） **3995-6561**
石神井台小
（〒177-0045石神井台8-6-33） **3929-4926**
大泉小（〒178-0063東大泉4-25-1） **3921-3639**
大泉第三小
（〒178-0061大泉学園町3-22-1） **3921-7937**
大泉第六小
（〒178-0064南大泉5-25-29） **3978-0326**
大泉東小
（〒178-0063東大泉1-22-1） **3923-9214**
大泉東小第二（　〃　） **3922-0672**
大泉西小
（〒178-0065西大泉4-25-1） **3925-8755**
大泉学園緑小
（〒178-0061大泉学園町5-11-47） **3922-8662**
泉新小
（〒177-0031三原台3-18-30） **5387-0775**
中村小（〒176-0024中村2-8-1） **3577-0530**
早宮小（〒179-0085早宮4-10-17） **5999-9531**
八坂小
（〒179-0076土支田4-47-15） **5387-0712**
豊玉小
（〒176-0013豊玉中4-2-20） **3993-6200**
石神井西小
（〒177-0051関町北1-1-5） **3594-8020**
大泉第二小
（〒178-0064南大泉4-29-11） **3924-8771**
中村西小
（〒176-0023中村北4-17-1） **3990-2977**
大泉北小
（〒178-0062大泉町4-28-22） **3925-2690**
春日小
（〒179-0074春日町5-12-1） **3926-7414**
高松小
（〒179-0075高松3-16-1） **3998-1020**
田柄第二小
（〒179-0073田柄1-5-27） **5997-0023**
関町小
（〒177-0051関町北3-23-34） **3929-0311**

▶単独施設の学童クラブ

豊玉
（〒176-0014豊玉南3-32-11） **3991-2580**
早宮さくら
（〒179-0085早宮3-13-31） **3993-3153**
光が丘すずらん
（〒179-0072光が丘2-7-6-102） **3979-9320**
光が丘しいのき
（〒179-0072光が丘2-10-4-201） **5998-3088**
光が丘ひまわり
（〒179-0072光が丘3-3-1-103） **3976-1107**
光が丘コスモス
（〒179-0072光が丘3-3-4-105） **3976-4575**
光が丘どんぐり
（〒179-0072光が丘3-8-12） **3939-8568**
光が丘すみれ
（〒179-0072光が丘5-2-5-104） **3976-8231**
光が丘あさがお
（〒179-0072光が丘5-5-5） **3976-6345**
光が丘つくし
（〒179-0072光が丘7-3-4-101） **3977-9168**
石神井町
（〒177-0041石神井町8-1-10） **3995-8424**
石神井台けやき
（〒177-0045石神井台6-2-10） **3924-1882**
上石神井
（〒177-0044上石神井4-21-2） **3928-4640**
関町北
（〒177-0051関町北5-4-12） **3929-3290**
谷原あおぞら
（〒177-0032谷原5-6-5） **3996-9500**

▶児童館等併設の学童クラブ

栄町児童館
（〒176-0006栄町40-7） **3994-3287**
中村児童館
（〒176-0024中村2-25-3） **3998-4890**
中村児童館第二（　〃　） **3998-4890**
平和台児童館
（〒179-0083平和台2-18-14） **3550-8058**
春日町児童館
（〒179-0074春日町2-28-3） **3998-8799**
北町児童館
（〒179-0081北町1-19-17） **3931-5481**
光が丘児童館
（〒179-0072光が丘1-3-1） **3975-7137**
土支田児童館
（〒179-0076土支田2-32-8） **3925-4794**
南田中児童館
（〒177-0035南田中5-15-25） **3995-5534**
三原台児童館
（〒177-0031三原台2-11-29） **3924-8796**
石神井児童館
（〒177-0041石神井町7-28-21） **3996-3800**
石神井台児童館
（〒177-0045石神井台2-18-13） **3995-8267**
上石神井児童館
（〒177-0044上石神井1-6-16） **3929-0999**
関町児童館
（〒177-0053関町南4-15-7-102） **3920-1601**
東大泉児童館
（〒178-0063東大泉7-20-1） **3921-9128**
東大泉児童館第二（　〃　） **3921-9128**
厚生文化会館
（〒176-0001練馬4-2-3） **3991-3080**

▶地区区民館併設の学童クラブ

桜台地区区民館
（〒176-0002桜台3-39-17） **3993-5461**
豊玉北地区区民館
（〒176-0012豊玉北3-7-9） **3948-3061**
貫井地区区民館
（〒176-0021貫井1-9-1） **3926-7218**
下石神井地区区民館
（〒177-0042下石神井6-8-15） **3904-5061**
関町北地区区民館
（〒177-0051関町北4-12-21） **3594-2604**
立野地区区民館
（〒177-0054立野町15-42） **3928-6217**

大泉学園地区区民館
（〒178-0061大泉学園町8-9-5） 3922-4101
大泉学園地区区民館第二
（　〃　） 3922-4101
北大泉地区区民館
（〒178-0062大泉町2-41-26） 3978-0324
東大泉地区区民館
（〒178-0063東大泉3-53-1） 3921-8299
西大泉地区区民館
（〒178-0065西大泉5-3-32） 3921-6494
田柄地区区民館
（〒179-0073田柄3-28-13） 3926-4932
高松地区区民館
（〒179-0075高松3-24-27） 3999-7911
北町第二地区区民館
（〒179-0081北町6-24-101） 3931-1276
氷川台地区区民館
（〒179-0084氷川台2-16-14） 3932-2065

▶放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

こどもクラブ「赤とんぼ」
（〒179-0083平和台3-22-11） 6766-8553
ゆうゆうぽてと
（〒176-0006栄町35-7 サンヒルズ201）
5999-9691
こどもフローラ
（〒177-0042下石神井2-35-16） 3996-6699
こどもくらぶ　じゃんけんぽん
（〒178-0065西大泉2-12-5） 3925-2150
あっぷるぽてと
（〒179-0081北町8-32-8） 3559-5584

保　育　園

▶区立保育園

栄町（〒176-0006栄町40-7） 3994-3285
豊玉（〒176-0013豊玉中4-13-6） 3991-4484
豊玉第二
（〒176-0012豊玉北6-17-9） 3992-3322
豊玉第三
（〒176-0014豊玉南3-32-37） 3991-6762
豊玉第四
（〒176-0013豊玉中1-9-11） 3948-2391
桜台（〒176-0002桜台5-41-12） 3993-6735
桜台第二
（〒176-0002桜台3-39-17） 3993-5126
練馬（〒176-0001練馬2-13-3） 3991-5133
向山（〒176-0022向山1-5-7） 3970-6088
貫井（〒176-0021貫井4-24-9） 3990-3320
貫井第二
（〒176-0021貫井4-13-4） 3990-8291
氷川台（〒179-0084氷川台4-47-12） 3931-2603
氷川台第二
（〒179-0084氷川台2-16-14） 3932-6227
平和台
（〒179-0083平和台2-18-14） 3932-1484
早宮（〒179-0085早宮3-13-31） 3993-3151
春日町
（〒179-0074春日町5-17-10） 3990-1843
春日町第二
（〒179-0074春日町1-29-8） 3990-3325
春日町第三
（〒179-0074春日町5-30-5） 3926-5461
高松（〒179-0075高松3-24-27） 3999-7910
北町（〒179-0081北町3-3-14） 3933-6497
北町第二
（〒179-0081北町1-19-17） 3931-3318
田柄（〒179-0073田柄4-36-4） 3939-4519
田柄第二
（〒179-0073田柄2-6-22） 3938-8100
光が丘
（〒179-0072光が丘1-3-104） 3975-7139
光が丘第二
（〒179-0072光が丘1-6-3-101） 3977-1311
光が丘第三
（〒179-0072光が丘3-3-2-101） 3976-4551
光が丘第四
（〒179-0072光が丘7-3-1-102） 3976-1562
光が丘第五
（〒179-0072光が丘7-3-3-101） 3976-6316
光が丘第六
（〒179-0072光が丘7-7-2-101） 3976-6321
光が丘第七
（〒179-0072光が丘2-7-4-105） 3976-7291
光が丘第八
（〒179-0072光が丘5-2-3） 3979-9215
光が丘第九
（〒176-0072光が丘2-4-9） 3976-9011
光が丘第十
（〒179-0072光が丘3-7-3-101） 5997-6011
光が丘第十一
（〒179-0072光が丘2-4-11-101） 5997-6021
旭町（〒179-0071旭町3-11-6） 3938-3680
旭町第二
（〒179-0071旭町1-33-22-107） 3977-1611
土支田
（〒179-0076土支田2-32-8） 3925-4787
富士見台こぶし
（〒177-0034富士見台3-10-1） 3926-1071
南田中
（〒177-0035南田中5-25-16） 3996-7800
（平成24年3月まで工事のため移転
〒177-0035南田中3-31-9）
南田中第二
（〒177-0035南田中3-31-4） 3997-3568
高野台
（〒177-0033高野台3-25-17） 3996-4615
谷原（〒177-0032谷原5-16-41） 3996-0020
石神井町さくら
（〒177-0041石神井町7-25-45） 3997-0070
石神井町つつじ
（〒177-0041石神井町8-1-10） 3997-8646
石神井台
（〒177-0045石神井台2-18-13） 3995-8271
石神井台第二
（〒177-0045石神井台6-2-10） 3925-8301
上石神井
（〒177-0044上石神井4-21-3） 3920-3567
上石神井第二
（〒177-0044上石神井1-5-3） 3929-3247
上石神井第三
（〒177-0045石神井台4-5-20） 3928-1451
下石神井第三
（〒177-0042下石神井6-8-15） 3904-3061
関町（〒177-0053関町南3-9-29） 3929-2600
関町第二
（〒177-0051関町北3-20-30） 3928-1487
関町第三
（〒177-0051関町北5-4-12） 3929-3285
東大泉
（〒178-0063東大泉3-60-2-101） 3924-0966
東大泉第二
（〒178-0063東大泉7-20-1） 3921-9126
東大泉第三
（〒178-0063東大泉2-42-5） 3922-0550
西大泉
（〒178-0065西大泉3-21-16） 3924-9500
南大泉
（〒178-0064南大泉5-26-7） 3921-4851
北大泉
（〒178-0062大泉町4-15-15） 3921-4852
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町8-9-5） 3922-3811

▶私立保育園

神の教会
（〒176-0003羽沢2-12-9） 3991-3745
神の教会分園（いずみ保育園旭丘）
（〒176-0005旭丘中学校内、旭丘2-40-1）
5964-8160
練馬二葉
（〒176-0014豊玉南3-31-15） 3993-5540
アスク豊玉中
（〒176-0013豊玉中1-2-7） 3557-5755
にじいろ保育園練馬中村
（〒176-0024中村1-19-9） 5848-7281
アンジェリカ桜台
（〒176-0002桜台2-34-9） 6914-5368
平和（〒176-0025中村南2-24-3） 3990-6358
練馬和光
（〒176-0001練馬1-18-21） 3992-8279
練馬仲町
（〒179-0085早宮2-3-22） 3933-0861
最勝寺みのり
（〒179-0081北町6-16-14） 3931-9444

エンゼル
（〒179-0073田柄2-37-10） 3938-6401
青い鳥
（〒177-0034富士見台3-30-11） 3998-1461
石神井
（〒177-0035南田中5-20-2） 3996-0040
にじいろ保育園大泉学園
（〒178-0063東大泉2-15-15） 5935-8576
大泉（〒178-0063東大泉5-38-24） 3922-0875
くりのみ
（〒178-0063東大泉7-14-13） 3925-5435
妙福寺
（〒178-0064南大泉5-6-47） 3922-3368
マーガレット
（〒178-0061大泉学園町6-15-34） 3924-2003
マーガレット分園
（〒178-0062大泉第一小学校内、
大泉町3-16-23） 5387-3114
道灌山
（〒179-0075高松6-16-30） 5910-4671
大泉にじのいろ
（〒178-0062大泉町6-30-3） 5933-2788
大泉にじのいろ分園
（上石神井にじのいろ）
（〒177-0045上石神井北小学校内、
石神井台5-1-10） 5927-0087
どんぐり山
（〒179-0074春日町2-14-45） 3825-3550
アスク関町北
（〒177-0051関町北4-35-14） 5927-4681
ベネッセチャイルドケアセンター大泉学園
（〒178-0063東大泉1-17-3） 5947-6066
なんこう
（〒177-0034富士見台4-5-14） 3990-1755
エンゼルベア石神井
（〒177-0044上石神井3-6-35） 5393-5395
アスク石神井まち
（〒177-0041石神井町8-53-32） 5923-0530
アスク石神井台
（〒177-0045石神井台6-7-17） 3924-5810

幼　稚　園

▶区立幼稚園

北大泉
（〒178-0062大泉町2-46-6） 3925-6092
光が丘あかね
（〒179-0072光が丘6-1-1-101） 3976-6306
光が丘むらさき
（〒179-0072光が丘3-3-5-101） 3976-7221
光が丘わかば
（〒179-0072光が丘7-6-19-101） 3976-6556
光が丘さくら
（〒179-0072光が丘2-4-8-101） 3976-2562

▶私立幼稚園

江古田（〒176-0005旭丘1-68-2） 3951-6312
力行（〒176-0004小竹町2-43-12） 3972-1152
みのり（〒176-0003羽沢1-8-10） 3991-1058
浄風（〒176-0014豊玉南1-7-18） 3993-6010
桜台（〒176-0012豊玉北3-7-14） 3994-1664
中新井（〒176-0023中村北3-7-2） 3999-5062
ビクター
（〒176-0002桜台5-11-5） 3991-8090
武蔵野音楽大学第一
（〒176-0002桜台6-13-3） 3991-0741
向南（〒176-0022向山2-22-30） 3999-1939
信愛学舎みどり
（〒179-0083平和台1-23-2） 3933-2650
寿福寺（〒179-0074春日町3-2-22） 3998-2162
寿福寺第二
（〒179-0074春日町4-33-2） 3990-1987
練馬（〒179-0075高松1-10-5） 3999-4010
さかえ（〒179-0075高松4-8-13） 3999-3009
高松（〒179-0075高松6-16-28） 3996-8101
北町カトリック
（〒179-0081北町3-16-1） 3931-1661
不二（〒179-0081北町7-2-8） 3931-9234
田柄（〒179-0073田柄2-17-27） 3930-4406
旭（〒179-0071旭町3-31-3） 3939-1696
練馬白菊
（〒179-0076土支田3-12-23） 3922-1835
南光（〒177-0034富士見台4-11-3） 3990-5171
愛和（〒177-0035南田中2-23-30） 3996-8259
練馬ひかり
（〒177-0031三原台1-11-34） 3924-8383
清心（〒177-0041石神井町6-20-12） 3996-0374
石神井
（〒177-0041石神井町8-45-7） 3997-2539
白ふじ
（〒177-0045石神井台4-21-22） 3920-4335
上石神井
（〒177-0045石神井台8-10-28） 3920-5121
石神井南
（〒177-0042下石神井4-21-23） 3995-4373
大泉（〒178-0063東大泉1-27-30） 3922-0072
みずほ（〒178-0063東大泉5-27-8） 3922-1208
進（〒178-0065西大泉1-23-1） 3924-4423
大泉富士
（〒178-0064南大泉2-31-20） 3925-2525
ほうや
（〒178-0064南大泉4-45-5） 3922-3323
中里（〒178-0062大泉町1-19-6） 3922-0095
大泉文華
（〒178-0061大泉学園町2-6-19） 3922-1003
大泉小鳩
（〒178-0061大泉学園町3-17-67） 3924-8280
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町4-5-10） 3923-0123
大泉双葉
（〒178-0061大泉学園町7-10-23） 3924-2303
関町カトレヤ
（〒177-0053関町南4-1-27） 3920-0316
関町ちぐさ
（〒177-0051関町北2-11-3） 3920-9110
関町白百合
（〒177-0051関町北4-16-50） 3920-1883

小中一貫教育校

▶区立小中一貫教育校

大泉桜学園
（〒178-0061大泉学園町9-2-1） 3924-1126

小　学　校

▶区立小学校

旭丘（〒176-0005旭丘2-21-1） 3957-2151
小竹（〒176-0004小竹町2-6-7） 3956-8391
豊玉（〒176-0013豊玉中4-2-20） 3993-4286
豊玉第二
（〒176-0011豊玉上2-16-1） 3993-0421
豊玉東（〒176-0012豊玉北1-16-1） 3993-4217
豊玉南（〒176-0014豊玉南2-14-1） 3993-6425
中村（〒176-0024中村2-8-1） 3990-4241
中村西（〒176-0023中村北4-17-1） 3990-4237
早宮（〒179-0085早宮4-10-17） 3993-5165
開進第一
（〒179-0085早宮2-1-31） 3932-3170
開進第二
（〒176-0002桜台5-10-5） 3993-2425
開進第三
（〒176-0002桜台2-18-1） 3993-4263
開進第四
（〒176-0003羽沢2-33-1） 3993-6153
仲町（〒179-0084氷川台2-18-24） 3932-5360
南町（〒176-0001練馬2-7-5） 3993-2438
北町（〒179-0081北町1-14-11） 3932-3296
北町西（〒179-0081北町7-3-8） 3932-7234
練馬（〒179-0074春日町6-11-36） 3990-4244
練馬第二
（〒176-0021貫井2-31-13） 3990-4247
練馬第三
（〒176-0021貫井1-36-15） 3970-5641
練馬東
（〒179-0074春日町1-30-11） 3990-9142
田柄（〒179-0073田柄2-19-19） 3939-0351
田柄第二
（〒179-0073田柄1-5-27） 3938-8826
向山（〒176-0022向山2-14-11） 3999-9145
豊渓（〒179-0076土支田2-26-28） 3925-2444
旭町（〒179-0071旭町2-29-1） 3939-0362
高松（〒179-0075高松3-16-1） 3999-3376
春日（〒179-0074春日町5-12-1） 3926-7102

光が丘四季の香
（〒179-0075高松5-24-1） 3977-2711
光が丘春の風
（〒179-0072光が丘7-2-1） 3976-5861
光が丘夏の雲
（〒179-0072光が丘3-6-1） 5998-0501
光が丘秋の陽
（〒179-0072光が丘2-1-1） 3976-6331
光が丘第八
（〒179-0072光が丘1-4-1） 5997-4828
石神井
（〒177-0045石神井台1-1-25） 3997-3277
石神井東
（〒177-0035南田中3-9-1） 3997-3312
石神井西
（〒177-0051関町北1-1-5） 3920-0382
石神井台
（〒177-0045石神井台8-6-33） 3928-7124
上石神井
（〒177-0044上石神井4-10-9） 3920-0805
上石神井北
（〒177-0045石神井台5-1-32） 3920-1011
下石神井
（〒177-0042下石神井2-20-18） 3997-5241
光和（〒177-0041石神井町2-16-34） 3997-3261
谷原（〒177-0032谷原2-9-26） 3997-3271
北原（〒177-0032谷原4-9-1） 3904-5172
立野（〒177-0054立野町17-13） 3920-9101
関町（〒177-0051関町北3-23-34） 3929-1290
関町北
（〒177-0051関町北5-13-40） 3920-1027
大泉（〒178-0063東大泉4-25-1） 3924-0144
大泉第一
（〒178-0062大泉町3-16-23） 3925-2455
大泉第二
（〒178-0064南大泉4-29-11） 3924-2127
大泉第三
（〒178-0061大泉学園町3-22-1） 3925-2466
大泉第四
（〒178-0065西大泉1-24-1） 3925-2478
大泉第六
（〒178-0064南大泉5-25-29） 3925-2471
大泉東（〒178-0063東大泉1-22-1） 3922-1355
大泉西（〒178-0065西大泉4-25-1） 3925-5832
大泉南（〒178-0063東大泉6-28-1） 3922-1371
大泉北
（〒178-0062大泉町4-28-22） 3925-5912
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町4-7-1） 3923-0006
大泉学園緑
（〒178-0061大泉学園町5-11-47） 3925-7233
大泉学園桜
（区立小中一貫教育校大泉桜学園欄参照）
泉新（〒177-0031三原台3-18-30） 3925-4343
橋戸（〒178-0062大泉町2-11-25） 3925-8620
南田中
（〒177-0035南田中5-15-37） 3997-1145
南が丘（〒177-0035南田中2-13-1） 3904-1282
富士見台
（〒177-0034富士見台4-16-10） 3998-6351
八坂（〒179-0076土支田4-48-1） 3922-7625

▶国立小学校

東京学芸大学附属大泉
（〒178-0063東大泉5-22-1） 5905-0200

▶私立小学校

学校法人三育学院東京三育
（〒177-0053関町南2-8-4） 3920-2450

中　学　校

▶区立中学校

旭丘（〒176-0005旭丘2-40-1） 3957-3133
豊玉（〒176-0014豊玉南2-1-20） 3994-1451
豊玉第二
（〒176-0012豊玉北2-24-5） 3993-4212
中村（〒176-0025中村南1-32-21） 3990-4436
開進第一
（〒179-0085早宮1-16-50） 3993-2417
開進第二
（〒176-0001練馬2-27-28） 3993-1348
開進第三
（〒176-0002桜台3-28-1） 3993-4265
開進第四
（〒176-0003羽沢3-24-1） 3993-1481
北町（〒179-0081北町3-1-34） 3932-7231
練馬（〒179-0075高松1-24-1） 3990-5451
練馬東
（〒179-0074春日町2-14-22） 3998-0231
貫井（〒176-0021貫井2-14-13） 3990-6412
田柄（〒179-0073田柄3-3-1） 3990-4403
豊渓（〒179-0071旭町3-5-10） 3939-0245
光が丘第一
（〒179-0072光が丘6-5-1） 3976-5871
光が丘第二
（〒179-0072光が丘7-1-1） 3976-9202
光が丘第三
（〒179-0072光が丘3-2-1） 3977-3521
光が丘第四
（〒179-0072光が丘2-5-1） 3976-5891
石神井
（〒177-0045石神井台1-32-1） 3997-3131
石神井東
（〒177-0033高野台1-8-34） 3996-2157
石神井西
（〒177-0053関町南3-10-3） 3920-1034
石神井南
（〒177-0042下石神井2-7-23） 3997-3315
上石神井
（〒177-0044上石神井4-15-27） 3920-1126
南が丘（〒177-0035南田中4-8-23） 3904-5782
谷原（〒177-0032谷原4-10-5） 3995-8036
三原台
（〒177-0031三原台3-13-41） 3925-9564
大泉（〒178-0063東大泉4-27-35） 3924-0771
大泉第二
（〒178-0063東大泉6-21-1） 3922-0165
大泉西
（〒178-0065西大泉3-19-27） 3921-7101
大泉北
（〒178-0062大泉町5-4-32） 3925-9230
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町4-17-32） 3925-4492
大泉学園桜
（区立小中一貫教育校大泉桜学園欄参照）
関（〒177-0051関町北4-34-23） 3929-0048
八坂（〒179-0076土支田4-47-21） 3924-0399

▶都立中学校

大泉高等学校附属
（〒178-0063東大泉5-3-1） 3923-4107

▶私立中学校

武蔵（〒176-8535豊玉上1-26-1） 5984-3741
富士見（〒176-0023中村北4-8-26） 3999-2136
早稲田大学高等学院
（〒177-0044上石神井3-31-1） 5991-4151
東京女子学院中学校
（〒177-0051関町北4-16-11） 3920-5151

中等教育学校

▶国立中等教育学校

東京学芸大学附属国際中等教育学校
（〒178-0063東大泉5-22-1） 5905-1326

高　等　学　校

▶都立高等学校

井草
（〒177-0044上石神井2-2-43） 3920-0319
大泉（〒178-0063東大泉5-3-1） 3924-0318
大泉桜
（〒178-0062大泉町3-5-7） 3978-1180
石神井
（〒177-0051関町北4-32-48） 3929-0831
田柄（〒179-0072光が丘2-3-1） 3977-2555
練馬（〒179-8908春日町4-28-25） 3990-8643
光丘（〒179-0071旭町2-1-35） 3977-1501
練馬工業
（〒179-8909早宮2-9-18） 3932-9251
第四商業
（〒176-0021貫井3-45-19） 3990-4221

▶国立高等学校

東京学芸大学附属高等学校大泉校舎
（〒178-0063東大泉5-22-1） 5905-1301

▶私立高等学校

武蔵（〒176-8535豊玉上1-26-1） 5984-3741

富士見（〒176-0023中村北4-8-26）3999-2136
早稲田大学高等学院
（〒177-0044上石神井3-31-1）5991-4151
東京女子学院高等学校
（〒177-0051関町北4-16-11）3920-5151

大　学

▶私立大学
日本大学芸術学部
（〒176-8525旭丘2-42-1）5995-8201
武蔵野音楽大学
（〒176-8521羽沢1-13-1）3992-1121
武蔵大学
（〒176-8534豊玉上1-26-1）5984-3713
上智大学神学部
（〒177-0044上石神井4-32-11）5991-0343

その他の学校

▶都立特別支援学校
大泉特別支援学校〔肢体不自由教育：小学部、中学部、高等部〕
（〒178-0061大泉学園町9-3-1）3921-1381
石神井特別支援学校〔知的障害教育：小学部、中学部、高等部〕
（〒177-0045石神井台8-20-35）3929-0012
▶私立特別支援学校
旭出学園（特別支援学校）〔（知的障がい教育）幼稚部、小学部、中学部、高等部、専攻科〕
（〒178-0063東大泉7-12-16）3922-4134

公　共　機　関

▶年金事務所
練馬（〒177-8510石神井町4-27-37）3904-5491
▶警察署
練馬（〒176-0012豊玉北5-2-7）3994-0110
光が丘（〒179-0072光が丘2-9-8）5998-0110
石神井
（〒177-0041石神井町6-17-26）3904-0110
▶消防署
練馬（〒176-0012豊玉北5-1-8）3994-0119
光が丘（〒179-0072光が丘2-9-1）5997-0119
石神井
（〒177-0042下石神井5-16-8）3995-0119
▶税務
練馬東税務署
（〒176-8503栄町23-7）3993-3111
練馬西税務署
（〒178-8624東大泉7-31-35）3867-9711
練馬都税事務所
（〒176-8511豊玉北6-13-10）3993-2261
練馬自動車税事務所
（〒179-0081北町2-8-6）3932-7321
▶道路
東京都建設局第四建設事務所
練馬工区
（〒179-0081北町6-30-1）3933-6121
石神井工区
（〒178-0065西大泉2-12-18）3867-7816
▶法務
東京法務局練馬出張所
（〒179-8501春日町5-35-33）5971-3681
登記電話相談室 5913-2525
練馬公証役場
（〒176-0012豊玉北5-17-12、練馬駅前ビル3階）3991-4871
▶電気・ガス
東京電力荻窪支社
（〒167-8534杉並区南荻窪4-40-11）
「お引っ越し」「ご契約の変更」
0120-995-005
「停電」「電気料金」その他電気に関すること
0120-995-006
東京ガス株式会社
・東京ガスお客さまセンター
0570-002211
（PHS、IP電話からは5394-7700）
・ガスもれ通報専用電話
5974-2401
▶上・下水道
東京都水道局お客さまセンター
「お引っ越し」「ご契約の変更」
5326-1100
「料金」「漏水修繕」その他に関すること 5326-1101
東京都水道局北部支所
（〒176-0023中村北1-9-4）3999-3127
練馬営業所
（〒176-8540中村北1-9-4）5987-5330
東京都下水道局西部第二下水道事務所
（〒115-0051北区浮間4-27-1）3969-2311
練馬出張所
（〒176-0012豊玉北4-15-1）5999-5650
▶日本郵便
練馬支店
（〒176-8799豊玉北6-4-2）3994-0421
石神井支店
（〒177-8799石神井台3-3-7）3904-1892
大泉支店
（〒178-8799大泉学園町4-20-23）3923-3353
光が丘支店
（〒179-8799光が丘2-9-7）5998-5002
▶NTT東日本
（〒163-8019新宿区西新宿3-19-2）
電話に関するご相談・お申込み
116（携帯・PHSからは0120-116000）
インターネットに関するご相談・お申込み
0120-116116
電話の故障
113（携帯・PHSからは0120-444113）
▶農業協同組合
JA東京あおば（本店）
（〒179-0075高松5-23-27）5372-1311
▶その他
東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所
（〒179-0081北町2-8-6）050-5540-2032
東京少年鑑別所
（〒179-0084氷川台2-11-7）3931-1141
ねりま青少年心理相談室 3550-8802
陸上自衛隊練馬駐屯地
（〒179-8523北町4-1-1）3933-1161
（社）練馬産業連合会
（〒176-0011豊玉上2-23-10練馬産業会館1階）3991-0530
東京商工会議所練馬支部
（〒176-0011豊玉上2-23-10練馬産業会館1階）3994-6521
（社）練馬東法人会
（〒176-0011豊玉上2-23-10練馬産業会館3階）3994-7272
（社）練馬西法人会
（〒178-0063東大泉6-47-15アプローズ大泉学園1階）3923-7272
練馬区商店街連合会
（〒176-0013豊玉中4-13-22 2階）3991-2241
練馬区商店街振興組合連合会
（〒176-0013豊玉中4-13-22 2階）3991-2241
練馬アニメーション協議会
（〒176-0012豊玉北6-7-8-202）6795-8886
練馬区観光協会
（〒176-8501豊玉北6-12-1）5984-1032
独立行政法人科学技術振興機構情報資料館
（〒179-0071旭町2-8-18）3976-4141
農文協図書館
（〒177-0054立野町15-45）3928-7440
（株）ジェイコム東京
（〒177-0033高野台5-22-1）
0120-999-000

平成23年版（2011年版）

練 馬 区 勢 概 要

平成23年（2011年）9月1日発行

編集
発行　練馬区総務部情報公開課

東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
☎03－3993－1111（大代表）
練馬区ホームページアドレス
http://www.city.nerima.tokyo.jp/

印刷　株式会社和田印刷
東京都練馬区平和台4－23－6